平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件 原 告 崔 鳳泰ほか10名 被 告 国

準 備 書 面 (17)

平成23年12月27日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

森		寿	明	
佐	藤	昌	永	
小	野	啓	_	(代)
古	平		充	(代)
長	野	将	光	(代)
Щ	崎	智	章	(代)
小	Ш	寛	人	(代)
真	鍋	尚	志	(代)
時	田	裕	±	(代)
日	下	正	寿	(代)

第1 情報公開法5条3号,4号及び6号の意義,情報公開訴訟における審理の特
殊性及び主張立証責任について77
1 法5条3号,4号及び6号の意義77
(1) 法 5 条 3 号について(被告準備書面(1)第 3 の 2 (1)(1 1 ないし 1
4ページ))
ア 不開示とすることによって保護される利益77
イ 行政機関の長の裁量権78
(2) 法 5 条 4 号について(被告準備書面(1)第3の2(2)(14ないし1
6ページ))80
ア 不開示とすることによって保護される利益80
イ 行政機関の長の裁量権81
(3) 法 5 条 6 号について(被告準備書面(1)第3の2(3)(16及び17
ページ))82
(4) 原告らの法 5 条 3 号及び 4 号についての主張は,法 5 条の意義について正
解していないこと83
ア 法 5 条 3 号及び 4 号の趣旨と法 7 条との関係について83
イ 法5条3号及び4号の立法経緯について86
2 不開示決定取消訴訟における審理の特殊性について(被告準備書面(1)第
3の3(3)(20及び21ページ))97
3 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任について98
(1) 一般論(被告準備書面(1)第3の3(2)(18及び19ページ))
98
(2) 法 5 条 3 号及び 4 号について (被告準備書面 (1) 第 3 の 3 (2)(19
及び20ページ))
(3) 原告らの主張が不当であることについて99
アの原告らの主張(原告準備書面(1)第1の3及び4(8ないし16ペー

ジ))99
イ 被告の反論(被告準備書面(10)第1の3(10ないし15ページ))
109
(4) 被告の主張する不開示理由1は,極めて抽象的であり,法5条3号の該当
性に関する主張立証責任を果たしていないとの原告らの主張が不当であるこ
とについて114
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第1(7ないし13ページ))
114
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(1)(30及び31ペー
ジ))121
第 2 韓国政府による日韓会談関連文書の公開について122
1 原告らの主張(原告訴状第2の3(2)(5及び6ページ),原告準備書面
(6)第2の4(2)(26ページ),同(6)第3の2(3)(34ページ),
同(6)第4の1(3)オ(53ないし55ページ),同(6)第4の3(6
1ページ),同(8)第3の2(3)(9及び10ページ))122
2 被告の反論(被告準備書面(13)第1の5(16ないし20ページ),被
告準備書面(1)第2の4(3)(10ページ),同(1)第3の3(1)(18
ページ))124
(1) 不開示情報の公表の有無は,法5条各号の不開示情報該当性の要件とはさ
れていないことについて125
(2) 国が保有している情報が韓国で公開されている文書に記載された情報と一
致するとは限らないことについて126
(3) 「同種事案における処理例について」127
(4) 不開示部分の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不開示部分
が同一とは限らないことについて128
(5) 日本に所在している韓国の文化財の中に存在が知られているものがあると

しても,法 5 条 3 号の不開示事由に該当しないことについて129
(6) 相手国からの要請があったとしても,外交当局は,その情報を開示する
とは限らないことについて130
第3 時間の経過について130
1 長時間が経過した文書であることを,法 5 条 3 号及び 4 号の該当性判断にあ
たって当然に斟酌すべきであるとする原告らの主張が失当であることについて
130
(1) 原告らの主張(原告準備書面(1)第4の1(23ページ))130
(2) 被告の反論(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))
131
2 審査基準等に関する原告らの主張が事実誤認であることについて133
(1) 審査基準は法 5 条各号の解釈準則にはならないことについて133
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第2の5(1)(2)(27及び2
8ページ))
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の7(25ないし27ページ))
135
(2) 外交記録公開に関する規則は,本件不開示決定処分と何ら関係がないこと
について
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第2の5(3)(4)(28ないし
3 0ページ))
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の7(25ないし27ページ))
137
第4 その他の論点について139
1 情報公開法5条3号の判断は,外務省のさじかげんによって変わり得るとの
原告らの主張について139

ペー	ジ))139
(2) 被	3告の反論(被告準備書面(13)第1の9(2)(31ないし33ペ ー
ジ))141
2 裁判	所においてインカメラ審理が認められていない以上,外務省の主張立証
は,よ	り具体的である必要があるとの原告らの主張について141
(1) 原	[告らの主張(原告準備書面(6)第1の2(3)(11ページ及び12
~-	ジ))142
(2) 被	告の反論(被告準備書面(13)第1の9(3)(33ページ))
	142
3 情報	公開法改正案についての原告らの主張について142
(1) 原	[告らの主張(原告準備書面(6)第5の3(70及び71ページ))
	142
(2) 被	告の反論143
第5 本件	不開示文書にかかる不開示理由について143
1 はじ	めに(被告準備書面(1)第3の5(23及び24ページ))143
2 不開	示理由の類型143
第6 不開	示理由 1 について145
1 総論	145
(1)	「手の内論」について145
(2) 韓	国政府による文書公開を踏まえた原告らの主張について149
ア	原告らの主張(原告準備書面(1)第4の3(25ページ))149
イ	被告の反論(被告準備書面(10)第3の2(2)(21及び22ペー
ジ	149
(3) 日	朝平壌宣言を踏まえた原告らの主張について149
ア	原告らの主張(原告準備書面(1)第4の3(26ページ),同(6)
第	3の2(31ないし34ページ))149

イ 被告の反論(被告準備書面(10)第3の2(3)(4)(22及び23
ページ))151
(4) 試算方法を不開示とする理由がないとの原告らの主張について152
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第3の3(2)(43ページ))
152
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(4)(33及び34ペー
ジ))152
(5) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響についての原告らの主張
について153
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第3の3(3)(43ないし47ペ
ージ))153
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(4)(33及び34ペー
ジ))154
(6) 在日韓国人問題
ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第4の2(57ないし61ページ)
154
イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の4(3)(15及び16ペ
ージ))155
2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張155
(1) 拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸(文書624・乙A第1
7 9 号証,番号1,通し番号1-1)155
ア 被告の主張155
イ 原告らの反論157
(2) 日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)(文書638・乙A
第180号証,番号2,通し番号1-2)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

1	原告らの反論		158
(3) E	目韓会談における	船舶問題の処理方針(文書639・乙A第181号証,
番	号3,通し番号1	- 3)	158
ア	被告の主張		158
1	原告らの反論		160
(4)	韓国の対日請求	要綱関係資料(文書 3	74・乙A第21号証,番号4,
通	し番号1-4)		160
ア	被告の主張		160
イ	原告らの反論		161
ウ	被告の再反論		162
(5)	旧在日本朝鮮人連	盟に対する帰国朝鮮人	の寄託金に関する件(文書375
•	乙A第182号証	,番号5,通し番号1	- 5)163
ア	被告の主張		163
イ	原告らの反論		165
(6)	日韓関係想定問答	(未定稿)(文書37	6・乙A第183号証,番号6,
通	し番号1-6)		165
ア	被告の主張		165
1	原告らの反論		169
(7)	韓国国宝古書籍目	録,日本各文庫所蔵(文書 3 7 9・全部不開示 (乙号証
な	し), 番号7,通し	レ番号1-7)	169
ア	被告の主張		169
1	原告らの反論		170
(8)	韓国国宝古書箱目	録(第二次分)(文書3	80・全部不開示(乙号証なし),
番	号8,通し番号1	- 8)	170
ア	被告の主張		170
1	原告らの反論		171

(9) E	本所在 韓国国宝美術工芸品目録(文書381・全部不開示(乙号証な
	し)	番号 9 ,通し番号 1 - 9)17 ⁻
	ア	坡告の主張17 ⁻
	1	原告らの反論17 [′]
(1	0)韓	間請求権協定要綱韓国側提案の細目(文書382・全部不開示(乙号
	証な	し), 番号10,通し番号1-10)172
	ア	破告の主張172
	1	原告らの反論172
(1	1)返	。 計求韓国文化財目録(文書383・全部不開示(乙号証なし), 番号
	1 1	,通し番号1-11)172
	ア	破告の主張173
	1	原告らの反論173
(12)伊菔	博文蒐集高麗陶磁器目録(文書384・全部不開示(乙号証なし), 番
	号1	2 ,通し番号1-12)173
	ア	破告の主張173
	1	原告らの反論174
(13)河台	文庫中官府記録目録(文書385・全部不開示(乙号証なし), 番号1
	3 ,	通し番号1-13)174
	ア	破告の主張174
	1	原告らの反論175
(13	-2)E	韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書39
	1 •	乙A第87号証,番号13-2,通し番号1-13-2)175
	ア	波告の主張175
	1	原告らの反論176
	ウ	破告の再反論177
(11	/ 口 🛉	会談首席代表非公式会合記録(第11~15回)(文書453・乙A第

1 8	3 4号証,番号14,通し番号1-14)	178
ア	被告の主張	178
1	原告らの反論	179
(15)日	韓会談重要資料集(文書525・乙A第185号証,同274号証,番	手号
1 5	,通し番号1-15)	180
ア	被告の主張	180
1	原告らの反論	181
ウ	被告の再反論	182
(16)日	韓会談重要資料集(続)(文書526・乙A第186号証,番号16,	通
L	番号1-16)	182
ア	被告の主張	182
1	原告らの反論	183
(17)日	韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)(文書531・乙A第1	8
7号	証,番号17,通し番号1-17)	184
ア	被告の主張	184
1	原告らの反論	185
(18)日	韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(文書533・乙A第18	8
号証	,番号18,通し番号1-18)	185
ア	被告の主張	185
1	原告らの反論	187
19)朝魚	詳関係船舶の引渡問題について(文書609・乙A第189号証,番号	를 1
9,	通し番号1-19)	187
ア	被告の主張	187
1	原告らの反論	188
20)船舟	帕会談の対策打合会(文書615・乙A第190号証,番号20,通し	,
を ここと まんり まんり まんり こうしん まんり おいし おいし まんり おいし おいし おいし おいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし か	1 - 2 0)	188

ア	被告の主張	188
1	原告らの反論	190
(21)船舶	舶問題 (文書619・乙A第191号証,番号21,通し番号1-	2 1)
		190
ア	被告の主張	190
1	原告らの反論	191
(22)韓国	国によるだ捕漁船の問題について (文書824・乙A第192号証	,番号
2	2 , 通し番号1 - 2 2)	191
ア	被告の主張	191
1	原告らの反論	192
(33)日朝	韓漁業問題の解決策について(文書830・乙A第193号証,番号	}23,
通し	,番号1-23)	193
ア	被告の主張	193
1	原告らの反論	193
ウ	被告の再反論	194
(24)外木	相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)(文書83	3 · Z
A 第	[194号証,番号24,通し番号1-24)	195
ア	被告の主張	195
1	原告らの反論	196
(25)池田	田総理 ,朴正煕議長会談要旨 (文書968・乙A第195号証 ,番号	}25,
通し	番号1-25)	196
ア	被告の主張	196
1	原告らの反論	198
(26)日朝	韓請求権問題 (文書971・乙A第196号証,番号26,通し番	号1 -
2 6)	198
고	被告の主張	198

1	原告らの反論			200
(27)日韓	韋予備会議開催	(文書1037・乙A	第93号証,番号	27,通し番号1
- 2	7)			200
ア	被告の主張			200
1	原告らの反論			201
(28)日韓	韋国交調整処理方	が針 (文書1043・	乙A第197号証	,番号28,通し
番号	1 - 28)			201
ア	被告の主張			201
1	原告らの反論			203
(29)日朝	韋関係調整方針	(文書1044・乙A	第198号証,番	号29,通し番号
1 -	29)			203
ア	被告の主張			203
1	原告らの反論			204
(30)日韓	掌會談再開に関す	⁻ る第1回省内打合会記	義事録 (文書10	46・乙B第94
号証	,番号30,通	し番号1-30)		204
ア	被告の主張			204
1	原告らの反論			205
ウ	追加開示決定			205
(31)日朝	韓関係調整に関す	- る関係閣僚了解 (文	書1047・乙A	第199号証,番
号 3	1,通し番号1	- 3 1)		206
ア	被告の主張			206
1	原告らの反論			207
(32)日本	2国と大韓民国と	この間の基本的関係を記	段定する条約要綱	(文書1048・
ZΑ	第200号証,	番号32,通し番号1	- 3 2)	207
ア	被告の主張			207
1	原告らの反論			208

(**/ 🗖	本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約 (文書1049・2	ζA
第 2	0 1号証,番号33,通し番号1-33)	208
ア	被告の主張	208
1	原告らの反論	210
(34)日韓	韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案) (文書1053・乙A第2	2 0
2 号	証,番号34,通し番号1-34)	210
ア	被告の主張	210
1	原告らの反論	211
(34-2)	日韓会談無期休会案(文書1054・乙A第96号証,番号34-2,	通
し番	号1-34-2)	211
ア	被告の主張	211
1	原告らの反論	213
(35)日草	韓交渉処理方針 (文書1056・乙A第203号証,番号35,通し都	号
1 -	3 5)	214
	•	
ア	被告の主張	214
ア イ	被告の主張	
1	被告の主張	215
イ (36)日草	被告の主張	215 昏号
イ (36)日草 1 -	被告の主張 原告らの反論 韓交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し都	215 肾号 215
イ (36)日草 1 - ア	被告の主張原告らの反論	215 5号 215 215
イ (36)日草 1 - ア イ	被告の主張 原告らの反論 環交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番 36) 被告の主張	215 5号 215 215 216
イ (36)日草 1 - ア イ (37)日草	被告の主張 原告らの反論 違交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番 36) 被告の主張 原告らの反論	215 香号 215 215 216
イ (36)日草 1 - ア イ (37)日草 し番	被告の主張 原告らの反論 原告らの反論 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番36) 被告の主張 原告らの反論 原告らの反論 できるの反論 できるが双方主張の現状 (文書1061・乙A第205号証,番号37,	215 315 215 216 216 216
イ (36)日草 1 - ア イ (37)日草 し番 ア	被告の主張 原告らの反論 違交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番36) 被告の主張 原告らの反論 違会談双方主張の現状 (文書1061・乙A第205号証,番号37,	215 3号 215 215 216 216 216
イ (36)日草 1 - ア イ (37)日草 し ア イ	被告の主張 原告らの反論 違交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番36) 被告の主張 原告らの反論 違会談双方主張の現状 (文書1061・乙A第205号証,番号37, 番号37) 被告の主張	215 3号 215 216 216 216 217

ア	被告の主張	217
1	原告らの反論	218
(39)日朝	韋会談再開に関する提案 (文書1066・乙A第207号証,番号	39,
通し	番号1-39)	218
ア	被告の主張	218
1	原告らの反論	220
(40)李ブ	大統領による吉田首相訪韓招請工作説について (文書1069・乙	A第2
0 8	号証,番号40,通し番号1-40)	220
ア	被告の主張	220
1	原告らの反論	221
(41)対韓	韋関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙A第47号証 ,番号	41,
通し	番号1-41)	221
ア	被告の主張	221
1	原告らの反論	222
(42)在日	日韓国人の法的地位及び処遇関係 (文書1146・乙A第209号	証,番
号 4	2 , 通し番号1 - 4 2)	222
ア	被告の主張	222
イ	原告らの反論	223
ウ	被告の再反論	224
(43)日韓	章予備交渉(第26~30回会合) (文書1166・乙A第210·	号証,
番号	43,通し番号1-43)	224
ア	被告の主張	224
イ	原告らの反論	225
(44)日朝	韋予備交渉(第31~40回会合) (文書1167・乙A第211 [・]	号証,
番号	44,通し番号1-44)	225
ア	被告の主張	226

イ 原告らの反論	226
(45)日韓予備交渉(第51~60回会合) (文書1171・乙A第99号証,	番
号45,通し番号1-45)	227
ア 被告の主張	227
イ 原告らの反論	228
(46)焼却日銀券 (文書1297・乙A第212号証,番号46,通し番号1-	4
6)	228
ア 被告の主張	228
イ 原告らの反論	230
(47)請求権についての法律問題 (文書1298・乙A第102号証,番号47	7,
通し番号1-47)	230
ア 被告の主張	230
イ 原告らの反論	231
(48)在外財産と渉外債務 (文書1299・乙A第213号証,番号48,通し	ノ番
号1-48)	231
ア 被告の主張	231
イ 原告らの反論	232
(49)日韓請求権問題に関する分割処理の限界(文書1300・乙A第214号	証,
番号49,通し番号1-49)	232
ア 被告の主張	232
イ 原告らの反論	233
(50)相互放棄の表現方式について(文書1301・乙A第215号証,番号5	0 ,
通し番号1-50)	234
ア 被告の主張	234
イ 原告らの反論	235
(51)日韓請求権問題の種々相 (文書1304・乙A第216号証,番号51,	通

し番号1-51)	235
ア 被告の主張	235
イ 原告らの反論	236
(52)韓国のステイタスと我が国の立場 (文書1305・乙A第21	Ⅰ 7 号証,番号
5 2 , 通し番号1 - 5 2)	236
ア 被告の主張	236
イ 原告らの反論	238
(53)日韓間請求権特別取極の諸様式について (文書1306・乙名	A 第 1 0 4 号
証,番号53,通し番号1-53)	238
ア 被告の主張	238
イ 原告らの反論	239
(54)サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」	の用語の意味
(文書1307,全部不開示(乙号証なし),番号54,通し番	5号1-54)
	239
ア 被告の主張	239
イ 原告らの反論	240
(55)日韓請求権の計数的比較 (文書1308・乙A第218号証,	,番号55,通
し番号1-55)	240
ア 被告の主張	240
イ 原告らの反論	242
(56)韓国の地金銀返還要求 (文書1309・乙A第219号証,費	昏号56,通し
番号1-56)	242
ア 被告の主張	242
イ 原告らの反論	243
(57)韓国の対日請求権の内容 (文書1310・乙A第220号証,	,番号57,通

	ア	被告の主張	24	13
	1	原告らの反論	24	14
(58)]韓	会談説明用資料	(文書1340・乙A第48号証,番号58,通し番号	号
1	- 5	8)	24	14
	ア	被告の主張	24	14
	1	原告らの反論	24	15
(59)	小坂	大臣,金裕沢院	長会談記録(文書360・乙A第20号証,番号59,	
通	し番	号1 - 5 9)	24	16
	ア	被告の主張	24	1 6
	1	原告らの反論	24	17
(60)	宮内/	庁書陵部所蔵の	書籍(文書386・乙A第107号証,番号60,通し	,
番	号 1	- 60)	24	17
	ア	被告の主張	24	17
	1	原告らの反論	24	18
(61)宮	内庁	書陵部所蔵目録	(文書387,全部不開示(乙号証なし)番号61,	通
L	,番号	1 - 61)	24	18
	ア	被告の主張	22	19
	1	原告らの反論	24	19
(62)郵	便文	化財の回収問題	(文書390・乙A第221号証,番号62,通し番号	릉
1	- 6	2)	22	19
	ア	被告の主張	24	19
	1	原告らの反論	25	51
(63)文	化則	付会合記録(引渡	[し品目](文書458・乙A第222号証,番号63	,
通	し番	号1 - 6 3)	25	51
	ア	被告の主張	25	51
	1	原告らの反論	25	52

(64)日韓会談の概要(文	[書477・乙A第223号証,番号64,通し番号1-6
4)	
アー被告の主張	252
イ 原告らの反論	i 253
(65)第二次日韓会談概要	・ ・ ・ (文書479・乙A第224号証,同270号証,番号6)
5 , 通し番号1 - 6	5)
アー被告の主張	254
イ 原告らの反論	ì255
(66)日韓会談の経緯(文	【書481・乙A第225号証,同271号証,番号66,
通し番号1 - 6 6)	255
アー被告の主張	255
イ 原告らの反論	ì257
(67)日韓会談の経緯(そ	その二)(文書482・乙A第226号証,番号67,通し
番号1 - 67)	257
アー被告の主張	257
イ 原告らの反論	ì258
(68)日韓会談の経緯(そ	その三)(文書484・乙A第35号証,番号68,通し番
号1-68)	
アー被告の主張	258
(69)日韓国交正常化交涉	りまま 総説七(文書506・乙A第108号証,番号6
9 ,通し番号1 - 6	9)259
アー被告の主張	259
イ 原告らの反論	i262
/70) 白 日	•
(70)目氏党 8 議員及び伊	· ・関局長の訪韓関係会談記録(文書 5 1 7・乙 A 第 2 2 7 号

1	原告らの反論				263
(71)第一回	回請求権分科会に関	する打合せ会	次第(文書53	9・乙A第22	8号証,
番号7	71,通し番号1-	71)			263
ア	被告の主張				264
イ	原告らの反論				265
(72)請求權	間題交渉の中間段	階における対	処要領(文書 5 ⁴	12・乙A第22	9 号証 ,
番号7	′2 ,通し番号1 -	7 2)			265
ア	被告の主張				265
1	原告らの反論				266
(73)朝鮮人	、教育の概要(文書	5 6 5 · 乙A	第230号証,	番号73,通し都	番号 1 -
73)					266
ア	被告の主張				266
1	原告らの反論				267
ウ	被告の再反論				267
(74)韓国文	て化財の提供につい	て(文書56	7・乙A第23	1号証,番号74	4 ,通し
番号1	- 74)				268
ア	被告の主張				268
イ	原告らの反論				269
(75)韓国文	て化財に関する件(文書 5 7 0・	乙A第232号	証,番号75,迫	通し番号
1 - 7	'5)				269
ア	被告の主張				269
イ	原告らの反論				270
(76)韓国文	て化財の引渡し(文	書572・乙	A 第 2 3 3 号証	,番号76,通し	√番号 1
- 76	j)				270
ア	被告の主張				271
1	原告らの反論				271

(77)韓国文化財問題に関する第1回省内打合会(文書573・乙A	、第234号証,
番号77,通し番号1-77)	272
ア 被告の主張	272
イ 原告らの反論	273
(78)日韓会談文化財小委員会 (文書576・乙A第235号証,	番号78,通し
番号1-78)	273
ア 被告の主張	273
イ 原告らの反論	274
(79)日韓会談文化財問題に関する省内打合会 (文書 5 7 8・乙 A	第236号証,
番号79,通し番号1-79)	274
ア 被告の主張	274
イ 原告らの反論	275
(80)文化財保護委員会本間氏との会見報告(文書583・乙A第2	3 7号証,番号
80,通し番号1-80)	275
ア 被告の主張	275
イ 原告らの反論	277
(81)韓国関係文化財調査に関する打合(文書584・乙A第238	号証,番号81,
通し番号1-81)	277
ア 被告の主張	277
イ 原告らの反論	278
(82)成簣堂文庫について (文書586・乙A第239号証,番号	;82,通し番号
1 - 8 2)	278
ア 被告の主張	278
イ 原告らの反論	279
(83)東洋文庫の所蔵の韓国書籍について (文書587・乙A第2	40号証,番号
83	279

	ア	被告の主張	279
	1	原告らの反論	280
(84)	東京国	国立博物館所蔵韓国所出品 (文書588・乙A第241号証,番号8	4 ,
	通し番	5号1-84)	280
	ア	被告の主張	280
	1	原告らの反論	281
(85))韓国関	関係重要文化財一覧 (文書589,全部不開示(乙号証なし),番号	를 8
	5 , 追	通し番号1-85)	281
	ア	被告の主張	281
	1	原告らの反論	282
(86)	(重韓	文化財の現状等に関する調書 (文書591・乙A第242号証,番号	를 8
	6 , 追	通し番号1-86)	282
	ア	被告の主張	282
	1	原告らの反論	283
(87)	東洋文	て庫田川博士との懇談記録 (文書592・乙A第243号証,番号8	7,
	通し番	5号1-87)	283
	ア	被告の主張	283
	1	原告らの反論	284
(88))文化則	オ及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明 ((文
	書 5 9	95・乙A第244号証,番号88,通し番号1-88)	284
	ア	被告の主張	284
	1	原告らの反論	285
(89)	文化則	オ及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明補兒	2資
	料 (文書596・乙A第245号証,番号89,通し番号1-89)	285
	ア	被告の主張	285
	1	原告らの反論	286

(90)韓国へ船舶返還 (文書604・乙A第246号証,番号90,通し番号1-
9 0)
ア 被告の主張286
イ 原告らの反論288
(91)日韓予備交渉第1~10回会合記録(文書650・乙A第247号証,番号9
1,通し番号1-91)288
ア 被告の主張288
イ 原告らの反論290
(92)日韓予備交渉第21回~25回会合記録 (文書652・乙A第51号証,番
号 9 2 , 通し番号 1 - 9 2)290
ア 被告の主張290
イ 原告らの反論291
(93)財産請求権問題処理要領 (文書660・乙A第248号証,番号93,通し
番号1-93)291
番号1-93)291 ア 被告の主張
ア 被告の主張291
ア 被告の主張
ア 被告の主張 .291 イ 原告らの反論 .292 (94)大野次官,金裕沢大使との会談 (文書687・乙A第249号証,同272 号証,番号94,通し番号1-94) .292 ア 被告の主張 .292 イ 原告らの反論 .294 (95)倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書690・乙A第52号証,番号95,
ア 被告の主張 291 イ 原告らの反論 292 (94)大野次官,金裕沢大使との会談 (文書687・乙A第249号証,同272 号証,番号94,通し番号1-94) 292 ア 被告の主張 292 イ 原告らの反論 294 (95)倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書690・乙A第52号証,番号95, 通し番号1-95) 294
ア 被告の主張 291 イ 原告らの反論 292 (94)大野次官,金裕沢大使との会談 (文書687・乙A第249号証,同272 号証,番号94,通し番号1-94) 292 ア 被告の主張 292 イ 原告らの反論 294 (95)倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書690・乙A第52号証,番号95, 通し番号1-95) 294 ア 被告の主張 294 ア 被告の主張 294

	ア	被告の主張29	96
	1	原告らの反論29	97
(97)	日韓	收治折衝に臨む日本側の基本方針 (文書718・乙A第110号証,番·	号
	9 7	, 通し番号1-97)29	97
	ア	被告の主張29	98
	1	原告らの反論29	99
(98)	日韓	收治折衝第2回会談記録(文書720・乙A第54号証,番号98,通	し
į	番号	1 - 9 8)29	99
(99)	日韓	政治折衝第3回会談記録 (文書721・乙A第251号証,番号99	,
;	通し	昏号1-99)	99
	ア	被告の主張	99
	1	原告らの反論)1
(100))日草	外相会談第1回会合記録(文書729・乙A第252号証 ,番号100	,
3	通し	昏号1-100) 30	Э1
	ア	被告の主張)1
	1	原告らの反論)2
(101))寺[文庫現状 (文書1116・乙A第111号証,番号101,通し番号	1
	- 1	0 1))2
	ア	被告の主張30)2
	1	原告らの反論)3
(102))文(財等に関する協定要領(文書1117・乙A第253号証 ,番号102	,
j	通し	昏号1-102)30)3
•	ア	皮告の主張 30)3
	1	景告らの反論	Э4
(103)韓[美術品の寄贈 (文書1118・乙A第254号証,番号103,通し	番
	문 1	- 1 0 3)	n 4

	ア	被告の主張304
	1	原告らの反論305
(104)マ-	イクロフィルム寄贈品目の決定 (文書1119・乙A第255号証,番号
	1 0	4,通し番号1-104)305
	ア	被告の主張305
	1	原告らの反論306
(105)日韓	章文化財引渡し打合わせ会 (文書1120・乙A第112号証,番号10
	5,	通し番号1-105)306
	ア	被告の主張306
	1	原告らの反論307
(106)韓[国へのマイクロフィルムの寄贈 (文書1121・乙A第256号証,番号
	1 0	6,通し番号1-106)308
	ア	被告の主張308
	1	原告らの反論308
(107)日韓	韋国交正常化交渉の記録(再開第6次会議) (文書1126・乙B第11
	3号	証,番号107,通し番号1-107)309
(108)日韓	韋国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシャル)
	(文	書1127・乙B第56号証,番号108,通し番号1-108)
		309
(109)日	韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシア
	ル)	(文書1128・乙A第37号証,番号109,通し番号1-109)
		309
	ア	被告の主張309
	1	原告らの反論311
(110)朝	詳郵船所属船舶の韓国引渡 (文書1135・乙A第257号証,番号11
	0.	通し番号1-110)311

	ア	被告の主張31′
	1	原告らの反論312
(111	1)日韓	韓予備交渉文化財関係会合(第1~6回) (文書1165・乙A第258
	号証	. , 番号111,通し番号1-111)312
	ア	被告の主張312
	1	原告らの反論313
(112	2)第	6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回) (文書1217・乙A
	第 2	5 9 号証,番号112,通し番号1-112)313
	ア	被告の主張314
	1	原告らの反論315
(113	3)第	6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回) (文書1218・乙A
	第 2	6 0 号証,番号113,通し番号1-113)315
	ア	被告の主張
	1	原告らの反論316
(114	4)第	6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第10回) (文書1220・
	ΖA	第261号証,番号114,通し番号1-114)316
	ア	被告の主張
	1	原告らの反論317
(115	5)第	6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談 (文書1222・乙A第2
	6 2	号証,番号115,通し番号1-115)318
	ア	被告の主張318
	1	原告らの反論319
(116	6) — f	股請求権小委員会臨時小委員会会合(第1~4回) (文書1223・乙 A
	第 2	63号証,番号116,通し番号1-116)319
	ア	被告の主張319
	1	原告らの反論 32

(117) 一般請求権徴用者関係等専門委員会会合(第1~4回) (文書1224・
乙A第264号証,番号117,通し番号1-117)322
ア 被告の主張322
イ 原告らの反論323
(118)国会のおける在外財産補償に関する政府答弁等 (文書1234・乙A第26
5 号証,番号118,通し番号1-118)323
ア 被告の主張323
イ 原告らの反論325
(119)日韓関係の打開について (文書1248・乙A第57号証,番号119,通
し番号1-119)325
ア 被告の主張326
イ 原告らの反論327
(120)日韓関係の調整 (文書1257・乙A第118号証,番号120,通し番
号1-120)327
ア 被告の主張327
イ 原告らの反論328
(121)在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について -日韓会談再開の二条件の
問題点-(文書1259・乙A第266号証,番号121,通し番号1-12
1)328
ア 被告の主張328
イ 原告らの反論329
(122)日韓関係その後の状況 (文書1260・乙A第267号証,番号122,通
し番号1-122)329
ア 被告の主張329
イ 原告らの反論330
(123)日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙A第119号証,番号1

2 3 , 通し番号1-123)3	30
ア 被告の主張3	30
イ 原告らの反論3	31
(124)日韓会談議題の問題点 (文書1287・乙A第58号証,番号124,通	し
番号1-124)3	32
ア 被告の主張3	32
イ 原告らの反論3	33
ウ 被告の再反論3	33
(125)日韓間抑留者相互釈放問題 (文書1296・乙B第122号証,番号12	5
,通し番号1-125) 3	34
ア 被告の主張3	34
イ 原告らの反論3	35
ウ 追加開示決定3	35
(126)韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (文書1313・乙A第	2
68号証,番号126,通し番号1-126)3	36
ア 被告の主張3	36
イ 原告らの反論3	37
(127)基本方針および協定案の審議(文書1314・乙A第275号証,番号1	2
7 , 通し番号1 - 1 2 7)3	37
ア 被告の主張3	37
イ 原告らの反論3	39
(128)日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A123号証,番	号
1 2 8 , 通し番号1 - 1 2 8)3	39
ア 被告の主張3	39
イ 原告らの反論3	41
(129)韓国請求権検討参考資料(文書1348・乙A第276号証,番号129	,

	通し	番号1-129) 34	1
	ア	被告の主張34	.1
	1	原告らの反論34	3
(13	0)請	求権に関する一般的問題点(文書1349・乙A第124号証,番号13	3
	0 ,	通し番号1-130)34	3
	ア	被告の主張	4
	1	原告らの反論34	5
(13	1)請	求権問題に関する大蔵省との打合会(文書1350・乙A第277号証)	,
	番号	├131,通し番号1-131)34	5
	ア	被告の主張	5
	1	原告らの反論34	6
(13	2)請	求権問題点討議用試案(文書1355,全部不開示(乙号証なし),番号	큵
	1 3	2 , 通し番号1 - 1 3 2)	6
	ア	被告の主張	6
	1	原告らの反論34	7
(13	3)日	韓請求権問題(文書1356・乙A第278号証,番号133,通し番号	큵
	1 -	1 3 3)34	7
	ア	被告の主張	7
	1	原告らの反論34	9
(134	4)第	5 次日韓会談(文書1358・乙A第279号証,番号134,通し番号	
	1 -	1 3 4)	9
	ア	被告の主張	9
	1	原告らの反論35	,1
(13	5)日	韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会(文書1359・乙A第2	2
	8 0	号証,番号135,通し番号1-135)35	, 1
	ァ	被告の主張 35	1

	1	泉告らの反論	352
(136	6)日	算請求権解決方策について(文書1360・乙A第281号証,番号1	3
	6,	通し番号1-136)	352
	ア	被告の主張	352
	1	原告らの反論	353
(137	7)日	章請求権問題試案(文書1361・乙A第282号証,番号137 _, 通	Ĭし
	番号	1 - 1 3 7)	353
	ア	被告の主張	354
	1	原告らの反論	355
(138	3)韓	回の対日請求権について(文書1363・乙A第283号証,番号138	3,
	通し	番号1-138)	355
	ア	被告の主張	355
	1	原告らの反論	356
(140	0)日	章請求権問題解決要綱(文書1366・乙A第285号証,番号140 	,
	通し	番号1-140)	356
	ア	被告の主張	356
	1	原告らの反論	358
(141	1)韓	国の対日請求権について(文書1367・乙A第286号証,番号141	Ι,
	通し	番号1-141)	358
	ア	被告の主張	358
	1	原告らの反論	360
(142	2)外	を政策企画委員会記録(文書1368・乙A第287号証,番号142	,
	通し	番号1-142)	360
	ア	被告の主張	360
		原告らの反論	
(143	3) —	B請求権小委員会の今後の討議の進め方について(文書1370・乙A	笙

	2 8	8号証,番号143,通し番号1-143)	361
	ア	被告の主張	362
	1	原告らの反論	363
(144	4)対韓	章経済協力について(文書1371・乙B第289号証,番号144,	通
	し番	号1-144)	363
	ア	被告の主張	363
	1	原告らの反論	364
	ウ	追加開示決定	364
(145	5)韓国	国側請求金額と日本側主張 (文書1373・乙A第290号証,番号1	4
	5 ,	通し番号1-145)	364
	ア	被告の主張	364
	1	原告らの反論	366
(146	8)協定	定最終案(文書1397・乙A第291号証,番号146,通し番号	
	1 -	1 4 6)	366
	ア	被告の主張	366
	1	原告らの反論	368
(147	')第5	5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書 1	4
	0 8	・乙A第127号証,番号147,通し番号1-147)	368
	ア	被告の主張	368
	1	原告らの反論	369
(148	37日前	*******************	`
(170	// iii +	韋交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書1410	
(170		章父渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(又書141(第292号証,番号148,通し番号1-148)	
(170	ZΑ		369
(170	ZA:	第292号証,番号148,通し番号1-148)	369 369
	乙A: ア イ	第292号証,番号148,通し番号1-148)	369 369 371

	ア	被告の主張37	'1
	1	原告らの反論	'2
(149-	·2)第	36次日韓会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙A第59号	킂
Ė	正 , i	番号149-2,通し番号1-149-2)	'2
	ア	被告の主張	'2
	1	原告らの反論	'3
	ウ	被告の再反論37	'5
(150)	アシ	ジア局重要懸案処理月報(36年)(文書1426・乙A第294号証	,
Ē	番号	150,通し番号1-150)37	'5
	ア	被告の主張	'6
	1	原告らの反論	'7
(151)	アシ	ジア局重要懸案処理月報(37年韓国関係抜粋) (文書1427・乙Aぽ	筣
:	2 9	5 号証,番号151,通し番号1-151)	'7
	ア	被告の主張	'7
	1	原告らの反論	30
(152)	金ん	公使内話(文書1431・乙A第296号証,番号152,通し番号1.	-
	1 5	2)	30
	ア	被告の主張	30
	1	原告らの反論	31
(153	韓	漁業協定の問題点 (文書1493・乙A第297号証,番号153,近	甬
l	し番 ⁻	号1-153)38	31
	ア	被告の主張	31
	1	原告らの反論	32
(154)	日韓	全談における五議題(文書1518・乙A第298号証,番号154	,
ì	通し [:]	番号1-154)38	32
	ァ	被告の主張 38	≀າ

イ 原告らの反論3	384
(155)日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(文書1519・乙A第29	9
号証,番号155,通し番号1-155)3	384
ア 被告の主張3	384
イ 原告らの反論3	385
(156)日韓交渉(次官会議説明)(文書1531・乙A第300号証,番号156	,
通し番号1-156)3	385
ア 被告の主張3	385
イ 原告らの反論3	386
(157)日韓会談交渉方針(文書1538・乙A第301号証,番号157,通し	番
号1-157)3	386
ア 被告の主張3	386
イ 原告らの反論3	388
(158)在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月)(文書1556・	Z
A 第 1 3 6 号証,番号 1 5 8 ,通し番号 1 - 1 5 8)	388
ア 被告の主張3	388
イ 原告らの反論3	389
(159)JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS(文書1557・乙A第302号証,番号1	5
9,通し番号1-159)3	390
ア 被告の主張3	390
イ 原告らの反論3	391
(160)円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について (文書 1 5 5 8・	Z
A 第 3 0 3 号証,番号 1 6 0 ,通し番号 1 - 1 6 0)	391
ア 被告の主張3	391
イ 原告らの反論3	393
(161)朝鮮における債務の処理について (文書1559・乙A第304号証,番	号

161,通し番号1-161)	393
ア 被告の主張	393
イ 原告らの反論	394
(162)講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産,権利,利益の取扱につい	て(文書
1560・乙A第305号証,番号162,通し番号1-162)	394
ア 被告の主張	395
イ 原告らの反論	396
(163)平和条約第四条について (文書1562・乙A第306号証,番号	;163,
通し番号1-163)	396
ア 被告の主張	396
イ 原告らの反論	397
(164)請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について (文書15	66,全
部不開示(乙号証なし),番号164,通し番号1-164)	397
ア 被告の主張	397
イ 原告らの反論	398
(165)平和条約第4条 (文書1567・乙A第307号証,番号165,	通し番号
1 - 1 6 5)	398
ア 被告の主張	398
イ 原告らの反論	399
(166)朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について (文書1568・	乙A第3
08号証,番号166,通し番号1-166)	399
ア 被告の主張	399
イ 原告らの反論	401
(167)日本銀行の対韓国債権債務一覧(文書1569・乙A第309号証	. 番号 1
67,通し番号1-167)	401
アー被告の主張	401

イ	原告らの反論40	2
(168)日本	側対韓請求権 (文書1571,全部不開示(乙号証なし),番号168	,
通し	番号1-168)40	2
ア	被告の主張40	2
1	原告らの反論40	3
(169)韓国	の対日賠償要求について (文書1572・乙A第310号証,番号 1	l
69,	通し番号1-169)40	3
ア	被告の主張40	3
イ	原告らの反論40	4
(170)財産	請求権問題(昭和32年3~7月)(文書1594・乙A第311号証 ,	,
番号1	70,通し番号1-170)	4
ア	被告の主張40	5
1	原告らの反論40	6
ウ	被告の再反論40	7
(171)韓国	に対する債務 (文書1595・乙A第327号証,番号171,通し番	Ŧ
号1-	40	7
ア	被告の主張40	7
1	原告らの反論40	9
(172)韓国	側対日請求権(昭和32年12月)(文書1597・乙A第312号証	,
同 3 2	2.8号証,番号172,通し番号1-172)40	9
ア	被告の主張40	9
1	原告らの反論41	1
(173)請求	権問題の問題点(昭和33年3月)(文書1598・乙A第313号証	,
番号1	73,通し番号1-173)41	1
ア	被告の主張41	1
1	原告らの反論 41	2

(174)検討を要する問題点(昭和33年11月)(文書1599・乙A第314号
証,同329号証,番号174,通し番号1-174)412
ア 被告の主張413
イ 原告らの反論414
(175)請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第
138号証,番号175,通し番号1-175)414
ア 被告の主張414
イ 原告らの反論416
(176)請求権問題を処理する場合の問題点(昭和35年10月) (文書1602・
乙A第315号証,番号176,通し番号1-176)416
ア 被告の主張416
イ 原告らの反論417
(177)日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度 (文書1605・乙A第316号
証,番号177,通し番号1-177)417
ア 被告の主張417
イ 原告らの反論419
(178)日韓問題に関する各種会談(文書1618・乙B第143号証,番号178
通し番号1-178)419
ア 被告の主張419
イ 原告らの反論422
ウ 追加開示決定422
(179)補償金問題に関する日米間話し合いの経緯 (文書1619・乙A第317号
証,番号179,通し番号1-179)423
ア 被告の主張423
イ 原告らの反論425
(180)平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月) (文書16

24・乙A第144号証,番号180,通し番号1-18	0)426
ア 被告の主張	426
イ 原告らの反論	427
(181)日韓交渉に関する資料(昭和26年10月) (文書16	26・乙A第318
号証,番号181,通し番号1-181)	427
ア 被告の主張	427
イ 原告らの反論	429
(182)日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10	0月) (文書162
7・乙B第145号証,番号182,通し番号1-182)429
ア 被告の主張	429
イ 原告らの反論	430
ウ 追加開示決定	430
(183)在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアヂエンダ	作成に関する接衝要
領案(昭和26年11月)(文書1628・乙A第319	号証,番号183,
通し番号1-183)	431
ア 被告の主張	431
イ 原告らの反論	432
(184)日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和 2 (5年11月)(文書
1629・乙B第146号証,番号184,通し番号1-	1 8 4)432
ア 被告の主張	432
イ 原告らの反論	433
ウ 追加開示決定	433
(185)日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)(文書1632・	乙A第148号証,
番号185,通し番号1-185)	434
ア 被告の主張	434
イ 原告らの反論	436

(186)日韓会談についての省内打合せ事項(昭和27年1月)(文書163	3 · Z
A 第 3 2 0 号証,同 3 3 0 号証,番号 1 8 6 ,通し番号 1 - 1 8 6)	436
ア 被告の主張	436
イ 原告らの反論	438
(187)日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月) (文書1	6 3 4
・乙A第321号証,番号187,通し番号1-187)	438
ア 被告の主張	438
イ 原告らの反論	439
(188)日韓会談日本側代表団打合せ(第2回)(昭和27年3月) (文書1	6 3 5
・乙A第322号証,番号188,通し番号1-188)	439
ア 被告の主張	439
イ 原告らの反論	441
(189)日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙A第149	号証,
番号189,通し番号1-189)	441
ア 被告の主張	441
イ 原告らの反論	442
(190)日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置(昭和27年4月)(文書	164
0・乙A第323号証,番号190,通し番号1-190)	442
ア 被告の主張	442
イ 原告らの反論	443
(191)日韓会談今後の対処方針(昭和27年4月)(文書1643・乙A第	3 2 4
号証,番号191,通し番号1-191)	443
ア 被告の主張	444
イ 原告らの反論	445
(192)谷大使・金公使会談 (文書1671・乙A第63号証,番号192,	通し番
문 1 - 1 9 2)	445

ア	被告の主張44
1	原告らの反論44
(193)対韓	請求権問題の処理 (文書1674・乙A第325号証,番号193,通
し番号	믘 1 - 1 9 3)44
ア	被告の主張44
1	原告らの反論44
(194)日韓	会談再開問題 (文書1675・乙A第64号証,番号194,通し番号
1 - 1	194)44
ア	被告の主張44
1	原告らの反論44
(195)バー	ーネット国務次官補代理の内話(文書1684・乙B第154号証,番号
195	5 ,通し番号1-195)44
ア	被告の主張44
1	原告らの反論45
ウ	追加開示決定45
(196)日草	韋交渉に関する対米折衝(文書1687・乙A331号証,番号196 ,
通し額	香号1-196)45
ア	被告の主張45
1	原告らの反論45
(197)日草	韋会談に関する対米折衝(文書1688・乙A第332号証,番号197
通し	香号1-197) 45
ア	被告の主張45
1	原告らの反論45
(198)久(宋田代表・金公使会談(文書1701・乙A第333号証,番号198)
通し額	番号1-198)45
ア	被告の主張45

	1	原告らの反論	455
(199)	日韓	間題に関しアジア局長と柳参事官との会談(文書1706・乙A第3	3
4	号証	E,番号199,通し番号1-199)	455
	ア	被告の主張	455
	1	原告らの反論	456
(200)	日韓	全談請求権関係の審議(文書1735,乙A第335号証,番号20)	0 ,
通	し番	号1-200)	456
	ア	被告の主張	456
	1	原告らの反論	457
(201)	日韓	会談の請求権問題処理にあたっての問題点,試算額(文書1736・	Z
Α	第3	3 6 号証,番号201,通し番号1-201)	457
	ア	被告の主張	458
	1	原告らの反論	460
	ウ	被告の再反論	461
(202)	日韓	韓請求権処理に関する問題点 (討議用資料)(文書1740・乙A第3	3
7	号証	E,番号202,通し番号1-202)	462
	ア	被告の主張	462
	1	原告らの反論	464
(203)	韓国	請求権の処理として一応説明のつく金額の査定(文書1742・全部	『不
開	示 (乙号証なし),番号203,通し番号1-203)	464
	ア	被告の主張	464
	1	原告らの反論	465
(204)	対韓	経済協力(文書1743・乙A第162号証,番号204,通し番号	를 1
-	2 0	4)	465
	ア	被告の主張	465
	1	原告らの反論	466

(205)韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者,軍人軍属,文官恩給該当者数(伊
関局長指示事項)(文書1744・乙A第338号証,番号205,通し番	号
1 - 2 0 5)4	67
ア 被告の主張4	67
イ 原告らの反論4	68
ウ 被告の再反論4	69
(206)請求権問題解決案(文書1745・乙A第339号証,番号206,通し	番
号1-206)4	70
ア 被告の主張4	70
イ 原告らの反論4	71
(207)日韓請求権交渉の今後の進め方(文書1746・乙A第340号証,番号	2
07,通し番号1-207)4	71
ア 被告の主張4	71
イ 原告らの反論4	73
(208)Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)(文書1747・	Z
A 第 3 4 1 号証,番号 2 0 8 ,通し番号 1 - 2 0 8)4	73
ア 被告の主張4	73
イ 原告らの反論4	74
(209)対韓経済協力試案(文書1748・乙A第163号証,番号209,通し	番
号1-209)4	74
ア 被告の主張4	.74
イ 原告らの反論4	75
(210)韓国側対日請求額に対する大蔵,外務両省による査定の相違(文書174	9
・乙A第342号証,番号210,通し番号1-210)4	75
ア 被告の主張4	75
イ 原告らの反論 4	.77

(211)一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議(文書1752・乙A第34	3 号
証,番号211,通し番号1-211)	.477
ア 被告の主張	.477
イ 原告らの反論	.478
(212)日・韓請求金額の査定(文書1755・乙A第344号証,番号212	, 通
し番号1-212)	.479
ア 被告の主張	.479
イ 原告らの反論	.480
(213) 日韓間の請求権問題(小坂・崔外相会談用資料) (文書1756・乙	A第
3 4 5 号証,番号 2 1 3 ,通し番号 1 - 2 1 3)	.480
ア 被告の主張	.480
イ 原告らの反論	.482
(214)日韓間の請求権問題に関する発言要旨(文書1757・乙A第346号	
証,番号214,通し番号1-214)	.482
ア 被告の主張	.482
イ 原告らの反論	.483
(215)韓国請求権金額の査定 (文書1758・乙A第347号証,番号215	, 通
し番号1 - 2 1 5)	.483
ア 被告の主張	.483
イ 原告らの反論	.485
216)在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権(文書1759・全部不開示(乙号
証なし),番号216,通し番号1-216)	.485
ア 被告の主張	.485
イ 原告らの反論	.486
217)韓国請求権金額の査定(文書1762・乙A第348号証,番号217	, 通
1,悉是1-217)	486

	ア	被告の主張48	6
	1	原告らの反論48	8
(218)草	韓国	こ対する借款供与(文書1764・乙A第349号証,番号218,通	劧
U	番号	1 - 2 1 8)48	8
	ア	被告の主張	8
	1	原告らの反論48	9
(219) E	目韓語	情求権問題の処理方式(文書1765・乙A第350号証 ,番号219	,
通	し番	号1-219)49	0
	ア	被告の主張	0
	1	原告らの反論49	1
(220) E	日韓記	情求権問題の解決方法(文書1766・乙A第351号証,番号220	,
通	し番	号1 - 2 2 0)	1
	ア	被告の主張	1
	1	原告らの反論49	2
(221)草	韓国	の対日請求権8項のうち第1項より第5項までに対する日本側査定の記	兑
明	(文書1767・乙A第352号証,番号221,通し番号1-221))
		49	2
	ア	被告の主張	2
	1	原告らの反論49	4
(222)対	付韓第	無償供与金額の現価 (文書1769・乙A第353号証,番号222,	,
通	し番	号1 - 2 2 2)49	4
	ア	被告の主張	4
	1	原告らの反論49	5
(223)	日韓	会談における請求権問題の解決方針(文書1770・乙A第354号証	,
番	号 2	23,通し番号1-223)49	5
	ァ	被告の主張 49	5

イ	原告らの反論		497
(224)対韓	有償援助の供与	(文書1771・乙A第355号証,番号2	24,通し
番号1	- 224)		497
ア	被告の主張		497
1	原告らの反論		498
(225)韓国	に対する無償供	与および長期低利借款の支払方法に関する一	試案(文書
177	′3・乙A第35	6号証,番号225,通し番号1-225)	498
ア	被告の主張		499
1	原告らの反論		500
(226)日韓	の請求権の処理	(文書1775・乙A第357号証,番号2	26,通し
番号1	- 226)		500
ア	被告の主張		500
1	原告らの反論		501
(227)対韓:	焦付債権の処理	方法 (文書1779・乙A第358号証,番	号227,
通し番	5号1 - 227)		502
ア	被告の主張		502
1	原告らの反論		503
(228)日韓	会談今後の進め	方(文書1787・乙A第72号証,番号2	28,通し
番号1	- 228)		503
ア	被告の主張		503
1	原告らの反論		504
(229)日韓	条約及び諸協定	関係対米折衝(各種会談:昭和36年) (文	書1792
·ZE	3第165号証,	番号229,通し番号1-229)	505
ア	被告の主張		505
1	原告らの反論		506
$\dot{\Box}$	追加盟示決定		506

(230)池田総理・ライシャワー大使会談 (文書1795・乙A第35	9号証,番号
230,通し番号1-230)	507
ア 被告の主張	507
イ 原告らの反論	508
(231)日韓関係に関する在京米大使館の内話 (文書1796・乙B第	167号証,
番号231,通し番号1-231)	508
ア 被告の主張	508
イ 原告らの反論	510
ウ 追加開示決定	510
(232)池田総理ハリマン国務次官補会談(文書1798・乙B第16	8号証,番号
2 3 2 , 通し番号1 - 2 3 2)	510
ア 被告の主張	511
イ 原告らの反論	512
ウ 追加開示決定	512
(233)日韓問題に関するライシャワー大使の内話 (文書 1 7 9 9・乙	A第360号
証,番号233,通し番号1-233)	512
ア 被告の主張	512
イ 原告らの反論	513
(234)小坂大臣・ライシャワー大使会談(文書1800・乙A第36	1号証,番号
2 3 4 , 通し番号1 - 2 3 4)	514
ア 被告の主張	514
イ 原告らの反論	515
(235)武内次官と米極東局長との会談(文書1801・乙A第362	号証,番号2
3 5 , 通し番号1-235)	515
ア 被告の主張	515
イ 原告らの反論	516

(236)大平	大臣,ライシャウァー大使会談 (文書1802・乙A第363号証,番
号 2 3	3 6 , 通し番号1 - 2 3 6)516
ア	被告の主張516
イ	原告らの反論517
(237)在京	米大使館からの情報(文書1806・乙A第364号証,番号237,
通し智	番号1-237)517
ア	被告の主張517
1	原告らの反論519
(238)韓国	政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809・
乙B笋	第73号証,番号238,通し番号1-238)519
ア	被告の主張519
1	原告らの反論520
ウ	原告らの反論の補充520
エ	追加開示決定521
オ	被告の主張の補充521
(239)金中	央情報部長訪日(文書1821・乙B第175号証,番号239,通し
番号 ′	1 - 2 3 9)521
ア	被告の主張521
イ	原告らの反論522
ウ	追加開示決定523
(240)大平	外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回) (文書1824・乙B第
7 5 ₹	号証,番号240,通し番号1-240)523
ア	被告の主張523
1	原告らの反論524
ウ	追加開示決定524
(241)第1	次会談における日本側方針・協定案(文書1835・乙A第365号証,

番	号241,通し番号1-241)	.525
•	ア 被告の主張	.525
	イ 原告らの反論	.526
(242) 大	、韓民国管轄権の限界(文書1839・乙A第366号証,番号242	, 通
し	番号1-242)	.526
• ·	ア 被告の主張	.526
	イ 原告らの反論	.528
(243) E]韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書184	1 •
Z	A 第 3 6 7 号証,番号 2 4 3 ,通し番号 1 - 2 4 3)	.528
•	ア 被告の主張	.528
	イ 原告らの反論	.529
(244)韓	韓国基本関係についての省内打合・方針(文書1847・乙A第368号	計正
番	号244,通し番号1-244)	.529
•	ア 被告の主張	.529
	イ 原告らの反論	.530
(245)韓	韓国提案基本関係条約案 (文書1851・乙A第78号証,番号245	, 通
し	番号1-245)	.531
• ·	ア 被告の主張	.531
	イ 原告らの反論	.532
(246) ⊟]韓間の海底電線に関する案 (文書1857・乙A第369号証,番号	2 4
6	,通し番号1 - 2 4 6)	.532
•	ア 被告の主張	.532
	イ 原告らの反論	.533
(247)対	付日平和条約の朝鮮関係(文書1861・乙A第370号証,番号24	7,
通	し番号1-247)	.533
	アー被告の主張	533

イ 原告らの反論53	35
(248) 日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙A第371号証,	番
号 2 4 8 , 通し番号 1 - 2 4 8)53	35
(249) 日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙B第79号証	. ,
番号249,通し番号1-249)53	35
ア 被告の主張53	35
イ 原告らの反論53	35
(250)日韓会談等に関する在外公館への訓令(文書1877・乙A第80号証,	番
号 2 5 0 , 通し番号 1 - 2 5 0)53	35
ア 被告の主張53	36
イ 原告らの反論53	37
(251)日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号251	,
通し番号1-251)53	37
ア 被告の主張53	37
イ 原告らの反論53	39
(252)日韓国交正常化交渉の記録 総説九 (文書1882・乙A第83号証,番号でである。 (252)日韓国交正常化交渉の記録 総説九 (文書1882・乙A第83号証,番号である。) (252)日韓国交正常化交渉の記録 総説九 (文書1882年) (252)日韓国交正常化交渉の記録 になっている。 (252)日神国交正常化交渉の記録 になっている。 (252)日本のではなっている。 (252)日本のではなって	号
252,通し番号1-252)53	39
ア 被告の主張54	40
イ 原告らの反論54	41
(253)日韓請求権処理の問題点 (文書1885・乙A第372号証,番号253	,
通し番号1-253)54	41
ア 被告の主張54	41
イ 原告らの反論54	43
(254)対韓民間ベース経済協力方式 (文書1892・乙A第373号証,番号2	5
4,通し番号1-254)54	43
ア 被告の主張 54	13

1	原告らの反論	544
(255)雑資	料 (文書1905・乙A第374号証,番号255,通し番号1-2	2 5
5)		544
ア	被告の主張	545
1	原告らの反論	546
(256)日韓	受渉における財産及び請求権処理の範囲(文書1907・乙A第3 ^円	7 5
号証。	,番号256,通し番号1-256)	546
ア	被告の主張	546
1	原告らの反論	547
(257)日韓	会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録 (文書1914	4 ·
乙A笋	第376号証,番号257,通し番号1-257)	547
ア	被告の主張	547
1	原告らの反論	551
(258)日韓	国交正常化交渉の記録 総説三 (文書1915・乙B第84号証,額	≸号
2 5 8	8 , 通し番号1-258)	551
ア	被告の主張	551
1	原告らの反論	553
ウ	追加開示決定	553
(259)日韓	諸国交正常化交渉の記録 総説四 (文書1916・乙A第377号証	, 番
号 2 5	5 9 , 通し番号1-259)	554
ア	被告の主張	554
イ	原告らの反論	555
第7 不開	開示理由 2 について	555
1 総訂	倫	555
(1) 衤	波告の総論的主張	555
(2) 原	原告らの反論(原告準備書面(5)1(2ページ), 同(5)2(2)	(3

	ページ), 同(5)4(1)ないし(3)(9ないし13ページ), 同(5	5)
	4 (4)(13ないし15ページ))	556
(3	3) 被告の反論(被告準備書面(10)第5の1(25ないし27ページ))
		558
2	各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張	561
(1	1) 日韓予備交渉法的地位関係会合第41~45回会合(文書677・乙	2
	A 第 8 5 号証,番号1,通し番号2-1)	561
ア	' 被告の主張	561
1	, 原告の反論	562
ウ	ク 被告の再反論	562
(2)	第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四	回回
会	合(文書1074・乙A第86号証,番号2,通し番号2-2)	563
ア	' 被告の主張	563
1		564
(3)	日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書 3	3 9
1	・乙A第87号証,番号3,通し番号2-3)	564
ア	' 被告の主張	564
1	/ 原告の反論	566
ウ	・ 被告の再反論	566
(5)	不法入国者名簿(文書437・乙A第89号証,番号5,通し番号2-5	5)
		566
ア	' 被告の主張	566
1	原告の反論	568
(9)	日韓予備会議開催(文書1037・乙A第93号証,番号9,通し番号2	2 -
9)	568
ア	'被告の主張	568

1	原告の反論		569
ウ	被告の再反論		570
(10)	日韓会談再開に関	引する第1回省内打合会議事録(文書	1046・乙B第94
号詞	证,番号10,通	負し番号2-10)	570
ア	被告の主張		570
1	原告の反論		571
ウ	追加開示決定		571
(11)[日韓交渉に関する	5第1回各省打合会次第(文書105	2・乙A第95号証,
番号	号11,通し番号	3 2-11)	572
ア	被告の主張		572
1	原告の反論		573
(12)	3韓会談無期休 <i>会</i>	徐案(文書1054・乙A第96号証	,番号12,通し番号
2	- 1 2)		573
ア	被告の主張		573
1	原告の反論		575
(13) [日韓会談継続の可	J否について(文書1055・乙A第	9 7号証,番号13,
通し	√番号2 - 13)		575
ア	被告の主張		576
1	原告の反論		577
(14) [∃韓会談決裂善 後	後対策(文書1062・乙A第46号	証,番号14,通し番
号 :	2 - 14)		577
ア	被告の主張		577
1	原告の反論		579
(16)	∃韓予備交渉(<i>第</i>	第51~60回会合)(文書1171	・乙A第99号証,番
号	1 6 ,通し番号2	1 6)	579
77	被告の主張		570

1	原告の反論	580
(18)	日韓条約諸協定の実施状況(文書1243・乙A第101号証,番号18	3,
通	し番号2-18)	580
ア	被告の主張	580
	イ 原告の反論	582
(19)	請求権についての法律問題(文書1298・乙A第102号証,番号19	9,
通	し番号2-19)	582
ア	被告の主張	582
1	原告の反論	584
(20)	在韓私有財産権放棄と国内補償問題(文書1302・乙A第103号証)	, 番
号	20,通し番号2-20)	584
ア	被告の主張	584
1	原告の反論	585
(21)	日韓間請求権特別取極の諸様式について(文書1306・乙A第104号	証
番	号21,通し番号2-21)	585
ア	被告の主張	586
1	原告の反論	586
(22)	日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨(文書315・乙A)	育2
2	号証,番号22,通し番号2-22)	587
ア	被告の主張	587
1	原告の反論	587
ウ	被告の再反論	588
(24)	山田次官,柳公使会談要旨(文書321・乙A第24号証,番号24,近	重し
番	号 2 - 2 4)	588
ア	被告の主張	588
1	原告の反論	589

ウ	被告の再反論		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	590
(25)	沢田,柳会談要	旨(文書322・2	乙A第105号証	,番号25,通し番号2
-	25)			590
ア	被告の主張			590
1	原告の反論			591
(26)	日韓会談に対す	る見方(文書350	・乙A第106 ⁻	号証,番号26,通し番
号	2 - 26)			591
ア	被告の主張			591
イ	原告の反論			592
(27)	宮内庁書陵部所	蔵の書籍(文書38	36・乙A第10	7号証,番号27,通し
番	号2 - 27)			593
ア	被告の主張			593
1	原告の反論			594
(28)	日韓国交正常化	交渉の記録 総説ハ	、(文書506・る	乙A第108号証,番号
2	8 , 通し番号2	- 28)	•••••	594
ア	被告の主張		•••••	594
イ	原告の反論		•••••	595
(29)	大野自民党副総	裁等訪韓議員団名簿	9(文書520・	乙A第109号証,番号
2	9 , 通し番号2	- 29)		595
ア	被告の主張			595
1	原告の反論			596
(30)	日韓政治折衝に	臨む日本側の基本方	5針(文書718	・乙A第110号証,番
号	30,通し番号	2 - 3 0)		596
ア	被告の主張			596
1	原告の反論			598
(31)	忠南号事件につ	いて(黒山群島付)	丘における衝突事	4件)(文書749・乙A

第38号証,番号31,通し番号2-31)	598
ア 被告の主張	599
イ 原告の反論	599
(32)寺内文庫現状(文書1116・乙A第111号証,番号32,通し番号	를 2 -
3 2)	599
ア 被告の主張	599
イ 原告の反論	600
(33)日韓文化財引渡し打合わせ会(文書1120・乙A第112号証,番号	33,
通し番号2-33)	600
ア 被告の主張	600
イ 原告の反論	601
(34)日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)(文書1126・乙B負	第11
3号証,番号34,通し番号2-34)	601
ア 被告の主張	601
イ 原告の反論	603
ウ 追加開示決定	604
エ 被告の再反論	604
(35)日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシ	アル)
(文書1127・乙B第56号証,番号35,通し番号2-35)	605
(36)対韓国強硬措置に関する会議関係の件(文書1139・乙A第114号	引証 ,
番号36,通し番号2-36)	605
ア 被告の主張	605
イ 原告の反論	607
(37)日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の大要(文書 ′	I 1 4
3・乙A第115号証,番号37,通し番号2-37)	607
アー被告の主張	607

	1	原告の反論		608
	ウ	被告の再反論		608
(3	8)対	村韓牽制措置おる	よび強硬措置として想定しうる手段(試案)(文書1	1 4 4
	۰۷	Z A 第 1 1 6 号缸	፱,番号38,通し番号2-38)	608
	ア	被告の主張		608
	1	原告の反論		609
	ウ	被告の再反論		610
(3	9)E]韓予備交渉漁業	美関係会合日韓主査間の非公式会合について(文書1	1 6 2
	۰۷	Z A 第 1 1 7 号缸	I , 番号39,通し番号2-39)	610
	ア	被告の主張		610
	イ	原告の反論		611
	ウ	原告の反論の補	前 充	611
	エ	被告の再反論		612
(40)日	韓関係の調整(文書1257・乙A第118号証,番号40,通し	番号 2
	- 4	0)		613
	ア	被告の主張		613
(41) E	韓全面会談の開	閉催とその決裂(文書1261・乙A第119号証,	番号 4
	1 ,	通し番号2 - 4	11)	614
	ア	被告の主張		614
	1	原告の反論		615
	ウ	被告の再反論		615
(44)日	韓間抑留者相互	釈放問題(文書1296・乙B第122号証,番号	44,
	通し	番号2 - 44)		615
(45)	日韓国交正常化	交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A第123 ⁻	号証,
	番号	345,通し番号	号 2 - 4 5)	616
	ア	被告の主張		616

	1	原告の反論	6	17
(46)	請	ず権に関する−	-般的問題点(文書1349・乙A第124号証,番号46	,
ì	通し	番号2 - 46)	6	17
	ア	被告の主張	6 ⁻²	17
	1	原告の反論	6	18
(47)	E	韓会談における	ら請求権問題の未解決点について(文書1374・乙A第	1
	2 5	号証,番号47	′,通し番号2-47)6 ⁻	19
	ア	被告の主張	6	19
	1	原告の反論	6	19
	ウ	被告の再反論	62	20
(48)	韓	韓国に対する経済	な協力政策(文書1376・乙A第126号証,番号48	,
	通し	,番号2 - 48)	62	20
	ア	被告の主張	62	20
	1	原告の反論	62	21
	ウ	被告の再反論	62	21
(49)	アジ	ア局主要懸案処	L理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番号49	,
	通し	,番号2 - 49)	62	22
	ア	被告の主張	62	22
	1	原告の反論	62	23
(50)	第 5	次日韓会談に対	付する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書 1	4
	0 8	・乙A第127	7号証,番号50,通し番号2-50)62	23
	ア	被告の主張	62	23
	1	原告の反論	62	24
(52)	日韓	全談に関する澤	置田代表の講話(文書1421・乙A第129号証,番号	5
	2 ,	通し番号2 - 5	5 2)62	24
	ァ	被告の主張	6	2/

	原告の反論62	25
(55)E	韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説(文書1472・乙A132 [.]	号
Ē.	,番号55,通し番号2-55)62	25
7	被告の主張	25
	原告の反論62	26
7	被告の再反論	27
(59)在	日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月)(文書1556・乙	Α
复	136号証,番号59,通し番号2-59)62	28
7	被告の主張	28
	原告の反論65	30
Ç	被告の再反論63	30
(60)在	日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法(文書1576・乙A第13	7
£	証,番号60,通し番号2-60)63	30
7	被告の主張	31
	原告の反論65	31
Ļ	被告の再反論63	32
(61)言	求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第	1
2	8号証,番号61,通し番号2-61)63	32
7		
7		32
7	被告の主張63	32 33
(64) E	被告の主張 65 原告の反論65	32 33 6
(64) E	被告の主張 原告の反論 韓漁業協力(文書1607・乙A第141号証,番号64,通し番号2‐	32 33 6 33
(64) E	被告の主張	32 33 6 33
(64) E	被告の主張 65	32 33 6 33 34

	ア	被告の主張	63	34
	1	原告らの反論	63	35
(66)	日韓	問題に関する各種	会談(文書1618・乙B第143号証,番号66,迫	甬
	し番	号2 - 6 6)	63	35
	ア	被告の主張	63	35
	1	原告らの反論	63	37
	ウ	追加開示決定	63	37
(67)	平和	條約に基き発生す	「る日鮮間の交渉案件(昭和26年10月)(文書162	2
	4 •	乙A第144号証	E,番号67,通し番号2-67)63	38
	ア	被告の主張	63	38
	1	原告らの反論	63	39
(68)	日韓	両国間の基本関係	系調整に関する方針(昭和26年10月)(文書162)	7
•	· Z I	B 第 1 4 5 号証,	番号68,通し番号2-68)63	}9
	ア	被告の主張	63	}9
	1	原告らの反論	64	1
	ウ	追加開示決定	64	1
(69)	日韓	基本関係調整交流	はについて留意すべき事項(昭和26年11月)(文書)	1
	6 2	9・乙B第146	号証,番号69,通し番号2-69)64	1
(70)	日韓	間題に関する定例	列打合会(第1~8回)(昭和26年12月)(文書1	6
	3 1	・乙B第147号	#証,番号70,通し番号2-70)64	2
	ア	被告の主張	64	2
	1	原告らの反論	64	4
	ウ	追加開示決定	64	4
(71)	日韓	並交渉処理要領案 ([昭和27年作成)(文書1632・乙A第148号証	,
	番号	・7 1 ,通し番号 2	- 7 1)64	15
	ァ	被告の主張	64	15

	1	原告らの反論		64	46
(72))日韓	会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1	636・乙A第149号証	,
	番号	・7 2 ,通し番号2	- 7 2)	64	46
	ア	被告の主張		64	46
	1	原告らの反論		64	48
(77)	バー	ネット国務次官補	代理の内話(文書1684	・乙B第154号証,番号	7
	7,	通し番号2 - 77)	64	48
(79)	日韓	問題に関する米側	トーキングペーパー (文書	書1686・乙A第66号証	: ,
	番号	79,通し番号2	- 7 9)	64	48
	アネ	波告の主張		64	48
	1	原告らの反論		65	50
(80)	対韓	韓援助調整 (文書	1 6 8 9・乙A第1 5 6号	証,番号80,通し番号2	-
	8 0)		65	50
	ア	被告の主張		65	50
	1	原告らの反論		65	51
	ウ	原告らの反論の補	充	65	51
	エ	被告の再反論		65	51
(83))日韓	会談に関する在韓	津米大使館参事官の内話 (文書1695・乙B第67 ⁻	号
	証,	番号83,通し番	号2-83)	65	53
(87)	対韓	経済協力 (文書	1743・乙A第162号	証,番号87,通し番号2	-
	8 7)		65	53
	ア	被告の主張		65	53
	1	原告らの反論		65	54
(88)	対韓	経済協力試案 (文	書1748・乙A第163	号証,番号88,通し番号	2
	- 8	8)		65	55
	ァ	被告の主張		64	55

	1	原告らの反論	6	356
(89)	日韓	韋会談今後の進め 方	う (文書1787・乙A第72号証,番号89,通し	,番
	号 2	- 8 9)	6	356
	ア	被告の主張	6	356
	1	原告らの反論	6	358
(91)	日韓	靠条約及び諸協定関	関係対米折衝(各種会談:昭和36年) (文書179	2
	۰۷	CB第165号証,	番号91,通し番号2-91)6	358
	(92)日韓条約及び諸協	岛定関係対米折衝(来電:昭和36年) (文書179	3
	٠٧	ZA第166号証,	番号92,通し番号2-92)6	358
	ア	被告の主張	6	358
	1	原告らの反論	6	359
(93)	日韓	翼関係に関する在 京	京米大使館の内話 (文書1796・乙B第167号証	Ξ,
	番号	号93,通し番号2	- 9 3)6	359
	ア	被告の主張	6	359
	1	原告らの反論	6	361
	ウ	追加開示決定	6	362
	エ	被告の反論	6	362
(94)	池田	総理ハリマン国務	B次官補会談(文書1798・乙B第168号証,番号	; 9
	4 ,	通し番号2 - 9 4	.)6	363
(96)	下大(大臣,ラスク長官	宮会談 (文書1805・乙B第170号証,番号96	,
	通し	,番号2 - 9 6)	6	364
	ア	被告の主張	6	364
	1	原告らの反論	6	365
	ウ	追加開示決定	6	366
(101)金「	中央情報部長訪日	(文書1821・乙B第175号証,番号101,通	ĺ
	番号	! 2 - 1 0 1)	F	366

(102	2)金	i央情報部長訪米 (文書1823・乙B第74号証,番号102,通し番
	号 2	- 1 0 2)666
(102	2-2)]韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙A第371号証,
	番号	102-2,通し番号2-102-2)
	ア	被告の主張667
	1	原告らの反論668
(105	5)日	会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙B第79号証,
	番号	105,通し番号2-105)668
	ア	被告の主張668
(106	5)日	会談等に関する在外公館への訓令 (文書1877・乙A第80号証,番
	号 1	06,通し番号2-106)669
	ア	被告の主張669
	1	原告らの反論670
(107	')韓	国政変(文書1878・乙A第178号証,番号107,通し番号2-1
	0 7)670
	ア	被告の主張670
	1	原告らの反論671
(108	8)日	韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号108,
	通し	番号2-108)671
	ア	被告の主張671
	1	原告らの反論673
(109	9)日	韓国交正常化交渉の記録 総説三 (文書1915・乙B第84号証,番号
	1 0	9 , 通し番号 2 - 1 0 9)673
	ア	被告の主張
	1	原告らの反論674
	ப்	追加盟示決定 674

第8 不開示理由3について	675
1 総論	675
(1) 被告の総論的主張	675
(2) 原告らの反論(原告準備書面(1)第4の2(24及び25ペー	ジ),同
(4)第1の1及び2(5ないし7ページ),同(4)第1の3(7	7 及び 8
ページ),同(4)第1の5(8及び9ページ),同(4)第2(9) 及び1
0ページ))	675
ア 対韓国をめぐる日本外交に与える影響について	675
イ 公開の予定や忌憚のない意見交換はそれ自体が不開示理由ではな	111
	676
ウ 信頼関係と外交交渉上の不利益との区別	676
エ 時の経過と「現在及び将来」のおそれ	677
オ 韓国や第三国代表の発言部分等'	677
カ 全文不開示文書における被告の説明不足	677
(3) 被告の再反論(被告準備書面(10)第3の1(2)(19及び2	20ペー
ジ),同(10)第1の3(10ないし15ページ)))	678
2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張	681
(1) 拿捕事件対策(文書902・全部不開示(乙号証なし),番号1,	通し番
号3-1)	681
(3) 日韓会談決裂善後対策(文書1062・乙A第46号証,番号3,	通し番
号3-3)	681
ア 被告の主張	681
イ 原告の反論	682
ウ 被告の再反論	684
(4) 対韓関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙A第47号証,	番号4,
涌L.来早? / /	685

J	7	被告の主張		685
1		原告の反論		686
Ç	7	被告の再反論		687
(5)	E	目韓条約の解釈の	D食違い点に関する処理方針(案)(文書1236・	全部
7	開	引示 (乙号証なし	,),番号5,通し番号3-5)	689
ァ	7	被告の主張		689
1		原告の反論		690
Ġ	7	被告の再反論		691
(6)	E	韓条約の解釈の)相違点に関する韓国側の説明について(文書123	7 •
全	音	3不開示(乙号証	[なし), 番号6,通し番号3-6)	692
<u> </u>	7	被告の主張		692
1		原告の反論		693
Ç	7	被告の再反論		695
ュ	_	原告の再々反論	â(1)	695
7	t	原告の再々反論	â(2)	697
t	J	被告の再反論		698
(7)	E]韓会談説明用資	『料(文書1340・乙A第48号証,番号7,通し	/番号
3	} -	7)		700
<u> </u>	7	被告の主張		700
1		原告の反論		702
Ġ	7	被告の再反論		705
(8)	E]韓会談諸懸案の)現状(文書1342・乙A第49号証,番号8,通	負し番
뒫	를 3	8 - 8)		706
ァ	7	被告の主張		706
1		原告の反論		709
7	7	被告の再反論		712

(9)	日韓間諸懸案の現状とその対策(文書480・乙A第25号証,番号	9,
通	00番号3-9)	.714
ア	7 被告の主張	.714
1	, 原告の反論	.715
ウ	り 被告の再反論 (原告の反論イ(イ)に対する再反論)	.716
(10))大野副総裁に同行訪韓した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨(文語	書 5
2	3・乙A第26号証,番号10,通し番号3-10)	.717
ア	7 被告の主張	.717
1	, 原告の反論	.718
Ċ	7 原告の反論の補充	.720
I	- 被告の再反論	.720
(11))日韓予備交渉第11~20回会合記録(文書651・乙A第50号証	, 番
号	; 111,通し番号3-11)	.722
ア	7 被告の主張	.722
1	, 原告の反論	.723
Ċ	7 被告の再反論	.724
(12))日韓予備交渉第21~25回会合記録(文書652・乙A第51号証	, 番
号	;12,通し番号3-12)	.726
ア	7 被告の主張	.726
1	, 原告の反論	.727
Ċ	7 被告の再反論	.729
(13))倭島局長・ヤング課長会談要旨(文書690・乙A第52号証,番号1	3 ,
通	近し番号3-13)	.730
ア	' 被告の主張	.731
1	, 原告の反論	.732
<u> </u>	り 原告の反論の補充	733

エ	被告の再反論	734
(15) E	日韓政治折衝第2回会談記録(文書720・乙A第54号証,番	号15,
通し	∪番号3-15)	735
ア	被告の主張	735
1	原告の反論	736
ウ	原告の反論の補充	737
エ	被告の再反論	737
(16)E	日韓国交正常化交渉の記録 (竹島問題)(文書910・乙A第4	0 号証,
番号	号16,通し番号3-16)	739
ア	被告の主張	739
1	原告の反論	742
ウ	原告の反論の補充	743
エ	被告の再反論	743
(17) E	日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発行前の日韓	関係と日
韓名	会談予備会談)(文書1124・乙A第55号証,番号17,通	し番号 3
- 1	17)	745
ア	被告の主張	745
1	原告の反論	746
ウ	被告の再反論	747
(18) E	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案	イニシア
ル))(文書1127・乙B第56号証,番号18,通し番号3-1	8)
• •		748
ア	被告の主張	748
1	原告の反論	749
ウ	追加開示決定	750
т	被告の再反論	750

(19)日韓関係の	打開について(文書1248・乙A第57号証,番号19,	
通し番号3 -	1 9)75	2
アー被告の主	張 75	2
イ 原告の反詞	論75	3
ウー被告の再別	귳論 75	4
(20)日韓会談議題	題の問題点(文書1287・乙A第58号証,番号20,通し	ر
番号3 - 20)75	6
アー被告の主	脹 75	6
イ 原告の反詞	論75	7
ウー被告の再別	귳論 75	8
(21)アジア局主	要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番号2	2
1,通し番号	3 - 2 1)76	0
アー被告の主	脹76	0
イ 原告の反詞	論76	i1
ウー被告の再別	귳論 76	3
(22)第6次日韓会	会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙A第59	
号証,番号2	2 ,通し番号3-22)76	5
(24)日韓交渉に	関する関係各省次官会議議事要旨(文書1523・乙A第61	1
号証,番号2。	4 , 通し番号3-24)76	5
アー被告の主張	脹76	5
イ 原告の反詞	論76	6
ウー被告の再加	귳論 76	7
(25)遣韓使節の	使命と行動基準(昭和26年12月)(文書1630・乙Aぽ	휟
6 2 号証,番号	号25,通し番号3-25)76	8
アー被告の主張	脹76	8
イ 原告の反	益 76	:0

ウ 被告の再反論7	′70
(26)谷大使・金公使会談(文書1671・乙A第63号証,番号26,通し	,
番号3-26)7	' 70
ア 被告の主張7	' 70
イ 原告の反論7	'72
ウ 被告の再反論7	'72
27)日韓会談再開問題(文書1675・乙A第64号証,番号27,通し番	·号
3 - 2 7)	' 73
ア 被告の主張7	73
イ 原告の反論7	'76
ウ 被告の主張の補充7	777
エ 原告の反論の補充(1)7	777
オ 原告の反論の補充(2)7	'79
カ 被告の再反論7	'79
28)アリソン大使との会談(文書1676・乙A第65号証,番号28,通	įυ
番号3-28)7	'83
ア 被告の主張7	'83
イ 原告の反論7	'84
ウ 原告の反論の補充7	'85
エ 被告の再反論7	'85
9)日韓問題に関する米側トーキングペーパ <i>ー</i> (文書1686・乙A第66号詞	正,
番号29,通し番号3-29)7	'88
ア 被告の主張7	'88
イ 原告の反論7	'89
ウ 原告の反論の補充7	'90
エ 被告の再反論7	' 90

(30)	日韓	会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙B第67号
	証,	番号30,通し番号3-30)792
	ア	被告の主張792
	1	原告の反論793
	ウ	原告の反論の補充794
	エ	追加開示決定794
	オ	被告の再反論794
(31)	日韓	会談の現況等(文書1696・乙A第68号証,番号31,通し番号
	3 -	3 1)797
	ア	被告の主張797
	1	原告の反論798
	ウ	被告の再反論799
(32)	後宮	アジア局長・崔圭夏大使会談(文書1728・乙A第69号証,番号3
	2 ,	通し番号3-32)800
	ア	被告の主張800
	1	原告の反論801
	ウ	原告の反論の補充801
	エ	被告の再反論802
(33))日韓	会談における双方の立場(昭和39年4月)(文書1783・乙A第7
	0 号	証,番号33,通し番号3-33)803
	ア	被告の主張803
	1	原告の反論804
	ウ	被告の再反論804
(34)	(韓国	側希望と日本側方針(昭和39年10~12月)(文書1786・乙A
	第7	1号証,番号34,通し番号3-34)806
	ア	被告の主張806

	1	原告の反論	808
	ウ	原告の反論の補充	811
	エ	被告の再反論	811
(35))日韓	会談今後の進め方(文書1787・乙A第72号証,番号35,通し	ノ番
	号 3	- 3 5)	814
	ア	被告の主張	814
	1	原告の反論	815
	ウ	被告の再反論	819
(36)	韓国	政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809	•
	ΖB	第73号証,番号36,通し番号3-36)	820
	ア	被告の主張	820
	1	原告の反論	821
	ウ	原告の反論の補充(1)	822
	エ	原告の反論の補充(2)	822
	オ	追加開示決定	823
	カ	被告の再反論	823
(37)	金中	中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、中、	昏号
	3 -	3 7)	825
	ア	被告の主張	826
	1	原告の反論	827
	ウ	原告の反論の補充	828
	エ	被告の再反論	828
(38)	金中	中、情報部長訪米(文書1823・乙B第74号証,番号38,通し都	昏号
	3 -	3 8)	829
	ア	被告の主張	830
	1	原告の反論	831

	ウ	原告の反論の補充	833
	エ	追加開示決定	833
	オ	被告の再反論	834
(39)	大平	外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回)(文書1824・乙 E	3
	第7	5号証,番号39,通し番号3-39)	835
	ア	被告の主張	836
	1	原告の反論	837
	ウ	追加開示決定	839
	エ	被告の再反論	840
(40)	池田	総理・金韓国中央情報部長会談(文書1825・乙A第76号証,都	昏号
	4 0	,通し番号3-40)	841
	ア	被告の主張	841
	1	原告の反論	842
	ウ	被告の再反論	843
(41)	大平	外相・金部長会談(第2回)(文書1826・乙A第77号証,番号	를 4
	1,	通し番号3-41)	844
	ア	被告の主張	844
	1	原告の反論	845
	ウ	被告の再反論(原告の反論イ(イ)b, c及びdに対する再反論)	847
	エ	追加開示決定	848
(42)	韓国	提案基本関係条約案(文書1851・乙A第78号証,番号42,追	重し
	番号	1 3 - 42)	849
	ア	被告の主張	849
	1	原告の反論	851
	ウ	被告の再反論	851
(43)	日韓	会談等に関する在外公館からの報告(文書1876・乙B第79号記	E,

	番号	- 4 3 , 通し番号 3 - 4 3)	.853
	ア	被告の主張	.853
	1	原告の反論	.854
	ウ	被告の主張の補充	.855
	エ	原告の反論の補充(1)	.855
	オ	原告の反論の補充(2)	.856
	カ	追加開示決定	.856
	+	被告の再反論	.857
(44)	日韓:	会談等に関する在外公館への訓令(文書1877・乙A第80号証	, 番
	号 4	4,通し番号3-44)	.860
	ア	被告の主張	.860
	1	原告の反論	.861
	ウ	被告の再反論	.862
(45)	日韓:	交渉の現状(文書1879・乙B第81号証,番号45,通し番号	3 -
	4 5)	.863
	ア	被告の主張	.863
	1	原告の反論	.864
	ウ	原告の反論の補充(1)	.867
	エ	原告の反論の補充(2)	.867
	オ	追加開示決定	.867
	カ	被告の再反論	.868
(46)	日韓:	交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号4	6,
	通し	番号3-46)	.870
	ア	被告の主張	.870
	1	原告の反論	.871
		被告の再反論	872

(47)日韓国交正常化交渉の記録 総説九(文書1882・乙A第83号証,番号
47,通し番号3-47)872
ア 被告の主張873
イ 原告の反論873
ウ 被告の再反論 (原告の反論イ(イ)に対する再反論) 875
(48)日韓国交正常化交渉の記録 総説三(文書1915・乙B第84号証,番号
48,通し番号3-48)876
ア 被告の主張876
イ 原告の反論877
ウ 追加開示決定878
エ 被告の再反論(原告の反論(イ)に対する再反論)879
880
第 9 不開示理由 4 について880
1 総論880
(1) 被告の総論的主張880
(2) 「現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を
及ぼすおそれ」について880
ア 原告らの反論(原告準備書面(3)第1の1(4及び3ページ))
880
イ 被告の再反論(被告準備書面(10)第4の1(23及び24ページ))
881
(3) 「公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼす程度に関
する主張立証」について882
ア 原告らの反論(原告準備書面(3)第1の2(5及び6ページ))
882
イ 被告の再反論(被告準備書面(10)筆4の2(24及び25ページ))

	•			883
2	各文	文書ごとの不開え	京部分及び不開示理由の主張	884
((1) 木	卜議長一行名簿,	,日程 ,接伴要領(文書964・乙A第30号証 ,番	号1,
	通し	√番号4 - 1)		884
	ア	被告の主張		884
	1	原告の反論		885
	ウ	被告の再反論		886
((2) オ	小議長訪日に際で	する警備対策(文書966・全部不開示(乙号証な	し),
	番号	号2,通し番号4	4 - 2)	887
	ア	被告の主張		887
	1	原告の反論		887
	ウ	被告の再反論		888
((3) 草	韋国親善使節団 <i>0</i>	D来訪(文書713・乙A第27号証,番号3,通り	ノ番号
	4 -	- 3)		889
	4・ア	- 3) 被告の主張		
				889
	ア	被告の主張		889 889
(ア イ ウ	被告の主張 原告の反論 被告の再反論		889 889 890
(ア イ ウ (5) 5	被告の主張 原告の反論 被告の再反論 忠南号事件につい		889 889 890
	ア イ ウ (5) 5	被告の主張 原告の反論 被告の再反論 忠南号事件につい	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書749	889 889 890 ə•Z 890
	ア イウ (5) 5 A デ	被告の主張 原告の反論 被告の再反論 忠南号事件につい 第38号証,番号	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書74gml)の 号5,通し番号4-5)	889 890 890 890 890
	ア イ ウ (5) 5 ア イ	被告の主張 原告の反論 被告の再反論 忠南号事件につい 第38号証,番号 被告の主張	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書74g 号5,通し番号4-5)	889 890 890 890 891
	ア イ ウ 5 A ア イ ウ	被告の主張 原告の反論 被告の再反論 被南号事件にる 第38号の主張 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第36号の 第46 第46 第46 第46 第46 第46 第46 第46	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書749 号5,通し番号4-5)	889 890 890 890 891 892
	アイウ 5 6 7 イウ i (6) f (6) f (7) f (被告の主張原告の反論 は 南 号事件に 新 子 の 反 番 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 の 反 の 再 反 の 再 反 の 再 反 の 再 反 は に す は に す は に す ま に す に す	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書749号5,通し番号4-5)	889 890 890 890 891 892
	アイウ 5 6 7 イウ i (6) f (6) f (7) f (被告の主張原告の反論 は 南 号事件に 新 子 の 反 番 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 部 子 の 反 の 再 反 の 再 反 の 再 反 の 再 反 は に す は に す は に す ま に す に す	ハて(黒山群島付近における衝突事件)(文書74 号5,通し番号4-5) おける海上保安庁の今後の警備体制について(文書	889890890890891892 7 5 0892

	ウ	被告の再反論		894
(6	-2)	拿捕事件対策((文書902・全部不開示(乙号証なし),番号6‐	2 ,
	通し	√番号4-6-2		895
	ア	被告の主張		895
	1	原告の反論		896
	ウ	被告の再反論		896
(7) E	韓国交正常化な	泛渉の記録(竹島問題)(文書910・乙A第40号	計証 ,
	番号	₹7 ,通し番号4	- 7)	896
	ア	被告の主張		896
	1	原告の反論		897
	ウ	被告の再反論		898
(8) 日	本政府の押収し	ルた朝鮮船舶及びその返還(文書1137・乙A第△	1号
	証,	番号8,通し番	号4-8)	899
	ア	被告の主張		899
	1	原告の反論		902
	ウ	被告の再反論		903
(9) ア	'ジア局主要懸案	受処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番-	号 9 ,
	通し	,番号4 - 9)		904
	ア	被告の主張		904
	1	原告の反論		905
	ウ	被告の再反論		906
(1	攻(0	 韓交渉方針決定	E(文書1544・乙A第43号証,番号10,通し	/番号
	4 -	10)		906
	ア	被告の主張		906
	1	原告の反論		907
	ウ	被告の再反論		908

(11)金中央情報部長訪日(文書1822・乙A第44号証,番号11,	通し番
号4-11)	908
ア 被告の主張	908
イ 原告の反論	909
ウ 被告の再反論	910
第10 不開示理由 5 について	910
1 総論	910
(1) 被告の総論的主張	910
(2) 原告らの総論的反論	911
2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張	911
朴議長一行名簿,日程,接伴要領(文書964・乙A第30号証,番	号1,
通し番号5-1)	911
(1) 被告の主張	911
ア 不開示情報の内容	911
イ 不開示理由	911
(2) 原告らの反論	912
(3) 被告の再反論	912
第11 不開示理由 6 について	913
1 総論	913
(1) 被告の総論的主張	913
(2) 原告らの総論的反論	914
	914
2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張	914
(1) 李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合	せ会議
議事概要(文書1140・全部不開示(乙号証なし), 番号1,通し	番号 6
1)	014

	ア	被告の主張				914
	1	原告の反論				914
	ウ	被告の再反論				915
(2	2)	₹ライン周辺水均	ぱにおける巡視艇に	よる実力行例	吏に関する海上保	安庁の見
	解に	関する件(文書	書1141・乙A第	3 1号証,習	番号2,通し番号	6 - 2)
						916
	ア	被告の主張				916
	1	原告らの反論				917
	ウ	被告の再反論				917
(3	3)	₹ライン周辺水均	ぱにおける日本漁船	の自衛隊によ	よる保護に関する	件(文書
	1 1	4 2 ・全部不開	閉示(乙号証なし),	番号3,通	し番号6 - 3)	917
	ア	被告の主張				917
	1	原告らの反論				918
	ウ	被告の再反論				918
第12	不開	引示理由 8 につい	ıτ		•••••	919
1	総部	à			•••••	919
('	1) 被	8告の総論的主張	Ę		•••••	919
(2	2) 原	[告らの総論的反	(論			919
						919
2	各文	て書ごとの不開示	部分及び不開示理	由の主張		919
(′	1)	東元外務部長官	宮が拝謁を賜った際	の状況概要((文書741・乙	A第36
	号証	E , 番号1 , 通し	,番号8-1) .			919
	ア	被告の主張				919
	1	原告の反論				920
	ウ	被告の再反論				924
(2	2) E]韓国交正常化交	を渉の記録(請求権	·法的地位·	・漁業問題合意事	項イニシ

アル)(文書1128・乙A第37号証,番号2,通し番号8-2)
92
ア 被告の主張92
イ 原告の反論92
ウ 被告の再反論92
第13 原告らの独自の歴史観,外交観に依拠した主張について92
1 原告らの主張92
(1) 日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化(原告準備書面(6)第2の
2 (13ないし19ページ))92
(2) 日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性)(原
告準備書面(6)第2の3(19ないし22ページ))92
(3) 日韓会談文書全面公開の必要性(歴史研究の立場から) 原告準備書面(6
第2の4(22ないし27ページ))92
(4) 文化財問題に係る不開示理由に対する反論(原告準備書面(6)第4の 2
(48ないし57ページ))92
2 被告の反論(被告準備書面(13)第1の3(10ないし12ページ))
92

被告は、本準備書面において、本件不開示決定処分の適法性に関する従前の 主張及び原告の主張に対する反論を整理・補充する。

この点,原告らの主張は多岐にわたるものであるが,本件訴訟は本件不開示 文書の情報公開法上の不開示事由該当性を争うものであることから,被告は, 右に必要な限りにおいて主張ないし反論を行うこととし,略語等は,本準備書 面で新たに用いるもののほか,従前の例による。

なお、外務大臣は、情報公開制度の意義や、情報公開によりもたらされる公益については深く認識しており、外務省所管の事務を国民に説明する責務をより一層全うすべく(法1条)、本件訴訟が進行する中においても、本件対象文書の不開示事由該当性につき継続して精査し、本件不開示文書の不開示妥当性を不断に確認していたものである。そのような背景の下で、先般本件不開示文書の一部について、従来の決定を変更し、開示可能であると確認できるものは可能な限り開示した。

- 第1 情報公開法5条3号,4号及び6号の意義,情報公開訴訟における審理の特殊性及び主張立証責任について
 - 1 法5条3号,4号及び6号の意義
 - (1) 法5条3号について(被告準備書面(1)第3の2(1)(11ないし14 ページ))
 - ア 不開示とすることによって保護される利益

法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

これは,我が国の安全,他国との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することが国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課され

た重要な責務であり、これらの利益を十分に保護する必要があることから 定められたものである(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60ページ、475ページ。以下「詳解情報公開法」という。)。

イ 行政機関の長の裁量権

法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定する。

この点,同規定は,要綱案の段階においては「開示することにより,国 の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ るおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある と認めるに足りる相当の理由がある情報」という表現が用いられていた。 法において上記要綱案の「認めるに足りる相当の理由がある」が「行政機 関の長が認めることにつき相当の理由がある」と改められた理由は「この ような情報については,その性質上,開示・不開示の判断に高度の政策的 判断を伴い,また,対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を 要するといった特殊性がある。諸外国においても他の情報と異なる特別の 考慮が払われている場合が少なくない(上記の特殊性に対応して,米国に おいては大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設けて法の対 象外とし、又は裁判所は、初審的には審査せず、行政機関の長が開示の拒 否の判断をする合理的な理由を有するかどうかを審査するにとどめるな ど、法の適用又は司法審査の関係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払 われている場合が少なくないとされる。このような事情を前提とすると、 司法審査においては、裁判所は、法5条3号に規定する情報に該当するか どうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合 理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判

断するのが適当であるという考え方を表したものである。(「詳解情報公開法」476ページ)という点にある。

法は、上記立法経過を前提として、法5条3号について、同条1号、2号、5号及び6号とは異なる規定をしたものである。そして、上記要綱案の「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」と規定した場合、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨であるかが必ずしも明らかでないという疑義が生じたことから、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明らかにするため「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されたのである(「詳解情報公開法」62ページ、宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説第5版」96ないし98ページ。以下「情報公開法の逐条解説」という。)。

以上から、法5条3号に定める国の安全等に関する情報の該当性の判断には、行政機関の長に広範な裁量権が付与されていると解すべきである。そうすると、この判断については行訴法30条が適用され、これに対する司法審査は、処分の存在を前提として、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなど裁量権を逸脱、濫用したと認められる点があるかどうかを審査する方法によるべきこととなる。そして、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という表現は、出入国管理及び難民認定法21条3項を1つの参考としているところ、最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223ページは、同条項による法務大臣の判断の適法性については「右判断が法務大臣の裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性に欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理」すると判示している(「情報公開法の逐条解説」97ページ)。

また,福岡地方裁判所平成18年11月27日判決は、「法5条3号は、 我が国の安全,他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保 することは,国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重 要な責務であり、これらの利益が十分に保護する必要があることから設け られた規定と解される。そして、同号のこのような立法趣旨及び同号が『... 支障を及ぼすおそれがある情報』(法5条6号)等の規定の仕方ではなく, 『…と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』という規 定の仕方をしていることからすれば,このような情報については,一般の 行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高 度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予 測として専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があることから、 法5条3号は,行政機関の長に比較的広範な裁量権を付与したものと解さ れる。そうすると,同号該当性の司法審査の場面においては,裁判所は, 同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次 的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内 のものであるかどうか、すなわち、行政機関の長が当該処分を行うにつき 裁量権の逸脱又は濫用があったと認められるかどうかを判断するという審 査方法によるべきであると解される。したがって、同号該当性については、 上記アの例外として,不開示決定の取消しを請求する原告らにおいて,上 記のような裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事実を 主張立証しなければならないと解するのが妥当である。」旨判示している (乙A第17号証19及び20ページ)。

(2) 法 5 条 4 号について(被告準備書面(1)第3の2(2)(14ないし16 ページ))

ア 不開示とすることによって保護される利益

法5条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公

訴の維持,刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

法5条3号が規定する国の安全に関する情報と同様,公共の安全と秩序を維持することは,国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり,刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持という利益を十分に保護する必要があることから定められたものである(「詳解情報公開法」66ページ,475ページ,「情報公開法の逐条解説」98ページ)。

イ 行政機関の長の裁量権

法5条4号は、同条3号と同様に「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定していることから、上記(1)イで述べたとおり、司法審査においては、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断に裁量権の逸脱・濫用があるか否かについて審理・判断するのが適当である。具体的には、行訴法30条に基づき、処分の存在を前提として、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなど裁量権を逸脱、濫用したと認められる点があるかどうかを審査する方法によることとなる。

この点,東京地方裁判所平成15年9月16日判決(訟務月報50巻5号1580ページ)は,「この規定は,公共の安全と秩序を維持することは,国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり,これらの利益は十分に保護する必要があることから設けられた規定と解される。そして,同号のこのような立法趣旨及び『…支障を及ぼすおそれがある情報』という規定の仕方ではなく,『…と行政機関の長が認められることにつき相当の理由がある情報』という規定の仕方をしていることからすると,このような情報の開示・不開示の判断には,その性質上,

犯罪等に関する将来予測等についての専門的・技術的な情報と経験に基づ く判断を要し、公共の安全と秩序の維持という国民全体の基本的利益を守 るための高度の政策的判断を伴うことなどの特殊性があることから、同号 は、行政庁に比較的広範な裁量権を付与したものと解される。そうすると、 同号該当性の司法審査の場面においては、裁判所は、同号に該当する情報 が記録されているかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断が合 理性を持つものとして許容される限度のものであるかどうか、すなわち、 当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなどの裁量権の逸脱ないし濫用 があると認められる点があるかを判断するという審査方法によるべきであ ると解される。そして,処分の取消訴訟においては,同号の該当性を否定 する原告らが、上記のような裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付 ける具体的事実を主張立証する責任を負うというべきである。」と判示し ているところであり,仙台地方裁判所平成16年2月24日判決でも同様 の判断が示されている(訟務月報50巻4号1349ページ。なお,同判 決は,仙台高等裁判所平成16年9月30日判決でも維持されて,さらに 上告棄却・上告不受理となっている。)(乙A第18号証)。

(3) 法 5 条 6 号について (被告準備書面 (1) 第 3 の 2 (3) (1 6 及び 1 7 ページ))

法5条6号柱書きは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり,公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり,実益も

乏しい。そのため、法5条6号は、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げた上で(同号イないしホ)、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである(「詳解情報公開法」76及び77ページ)。

- (4) 原告らの法 5 条 3 号及び 4 号についての主張は,法 5 条の意義について正解していないこと
 - ア 法5条3号及び4号の趣旨と法7条との関係について
 - (ア) 原告らの主張(原告準備書面(1)第1の2(2)(4及び5ページ))

法5条は「行政文書の開示義務」という見出しの下,法5条3号及び4号にも共通して適用される規定として,法5条本文において,「行政機関の長は,開示請求があったときは,開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き,開示請求者に対し,当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し,原則として行政文書を開示する義務が行政機関の長にあることを明らかにしている。

そのうえで、情報公開法は、義務としての開示とは別に、行政機関の 裁量による開示・不開示を認める条文として法7条(「公益上の理由に よる裁量的開示」)を別途設けている。

このように,法7条の場合は行政機関の長の裁量の問題になるのに対し,法5条の不開示事由の場合には,原則開示が行政機関の長の義務とされているのである(なお,法7条の裁量は,開示方向,すなわち開示請求者の権利を拡大する方向についてのみ認められるものであって,行

政機関の長による開示義務を制限する方向での裁量を認めるものではない。)。

したがって、情報公開法における開示・不開示の基本的枠組みや条文の構造、規定の仕方を踏まえるならば、法5条の不開示事由には、その規定の表現に多少の相違はあっても、原則と例外とを逆転するような意図は含まれておらず、また、行政機関の長の判断について、特段の裁量権の行使を前提としたり、その裁量権の範囲を区別したりする目的は存在しないと言わざるを得ない。その意味で、法5条の不開示事由における3号及び4号の表現が、他の号とは異なることを理由に、主張・立証責任の転換や行政機関の長の裁量について区別を導こうとする被告の主張は、法の基本的な枠組みに矛盾した解釈であると言わざるを得ない。

(イ) 被告の反論(被告準備書面(10)第1の1(2ないし4ページ))

法7条は,法5条により開示が禁止される情報であっても,行政機関の長の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを明確にした規定であり,法7条により公益上の裁量的開示が認められていることから,法5条は,不開示情報の開示を禁止し,法7条でその例外が認められうるという構造になっていると理解される(「情報公開法の逐条解説」66及び67ページ)。

また、法5条は、不開示情報として1号から6号まで規定しているところ、うち1号、2号、5号及び6号が、いずれも、「公にすることにより、権利利益を害するおそれがあるもの」という規定ぶりであるのに対し、3号と4号は、いずれも、「公にすることにより、不利益を被るあるいは支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と他の不開示事由と異なる規定ぶりとなっているが、これは、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という文理を用いることによって「おそれ」の有無の判断につき行

政機関の長の裁量を尊重することを明確にした趣旨である。

このような立法政策は,諸外国の情報公開法制にも広く採用されているところである。すなわち,国の安全等に関する情報についての不開示規定につき,韓国では,国の安全等に関する情報について,一般の不開示規定と区別して,同国の情報公開法の適用除外とする旨が規定され,アメリカ合衆国は,不開示規定とは別に適用除外(exclusion)規定があり,カナダでは,国の安全等に関する情報についての不開示決定の司法審査は,不開示決定に合理的理由が存在するかの審査に限定されている。また,オーストラリアにおいては,不開示文書である旨の認定書を大臣が発行することができ,この認定書が出されたときは,行政不服審判所は,当該文書が不開示文書であるという主張に合理的理由があるか否かについてのみ審査できるとされ,行政不服審判所が不開示とする合理的理由がないと裁決したとしても,当該裁決には勧告的効果しかなく,当該大臣は,勧告に従わず認定書を取り消さないことも可能であり,この場合,議会にその旨通知し,最終的には議会に対する政治的責任の問題として処理するシステムになっている。

また、公共の安全に関する情報についての不開示規定をみても、アメリカ合衆国においては、刑事法の執行に関係する記録のうち、特にセンシティヴなもの(引用者注:合衆国法典5巻552条(c)によれば、「情報提供者が公式確認されていないもの」と明記されている。)については、行政実務上、記録が存在していても存在しないと回答する適用除外制度が採用され、カナダでは、開示によって連邦法もしくは州法の執行または適法な調査の実施に支障を及ぼすことが合理的に予見しうる情報及び開示により行刑施設の安全に支障を及ぼすことが合理的に予見できる情報であり、個別の調査の存在または性質に関わるもの、秘密の情報源を露見させるであろうもの、調査過程で入手または用意した情報につ

いては,裁判所は行政機関の長の不開示決定に合理的理由があるか否かのみを審査することとされている。ニュージーランドにおいては,司法長官が,情報の公開が犯罪の予防,捜査または摘発に支障を及ぼすと認定した場合,オンブズマンは,当該情報の公開を勧告してはならず,再考を促す勧告をなし得るにとどまるとされている(以上,宇賀克也「情報公開法の理論」60ないし63ページ)。

このように、比較法的にみても国の安全等に関する情報(法5条3号), 公共の安全等に関する情報(法5条4号)に係る不開示事由該当性の判 断については、開示主体である行政機関の長の裁量的判断が尊重される べきものとの配慮がされているのである。

以上のとおり、法5条は、不開示情報の開示禁止を規定し、また、同条3号及び4号については、不開示事由該当性の判断について、行政機関の長の第一次判断権を尊重するとの趣旨から、行政機関の長に広範な裁量権を認めているものといえる。他方、法7条は、法5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、行政機関の長において、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を例外的に開示することができるとするものである。よって、原告らの上記(ア)の主張は、法5条及び法7条の文理・趣旨を正解しないものというべきである。

イ 法5条3号及び4号の立法経緯について

(ア) 原告らの主張(原告準備書面(1)第1の1及び2(2ないし8ページ))

被告は,法5条3号及び4号に該当しないことについての主張立証責任が,あたかも情報公開請求者である原告らにあり,さらには不開示事由該当性に関する行政機関の長の裁量権が広汎なものであるかのような主張を行っている(被告準備書面(1)13ないし15ページ)。 a 要綱案に見られる基本的枠組み

1「情報公開法要綱案の考え方」(以下、「考え方」という。)は、行政改革委員会行政情報公開部会において、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、行政機関や多数の関係団体等の幅広い意見聴取を経て、「情報公開法要綱案」(以下、「要綱案」という。)とともに策定されたものである。そして、行政改革委員会において、さらに調査審議を行った結果、要綱案と考え方が「情報公開法制の確立に関する意見」(甲第100号証)として、内閣総理大臣に意見具申された。情報公開法の条文は、この要綱案と「考え方」に立脚して作られており、情報公開法の成立過程において、要綱案と「考え方」は、その条文解釈を行ううえで、最も有力な資料の一つである。

そのような意義を有する「考え方」を見てみると,情報公開法においては,法 5 条 3 号及び 4 号の場合を,他の不開示事由の場合と区別することなく,行政文書はあくまでも開示が原則であって,この開示は行政機関の長の義務であるという基本的枠組みが採用されていることが分かる(中略)「考え方」は,法 5 条 3 号及び 4 号の場合を他の号と区別することなく,原則として開示は行政機関の長の義務であるという基本的枠組みを堅持している。また,ここでは,「開示することの利益と開示されないことの利益は,共に国民の利益」であるとして,両者を対等に国民の利益につながるものとして扱っているのであり,行政機関の長の裁量的な判断をことさらに優先・尊重するという考え方は反映されていない。

他方で、「考え方」が行政庁の裁量的判断を前提として導入しているのは、「公益上の理由による裁量的開示」である。この裁量的開示について、「考え方」は、「一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示

することに優越的な公益が認められる場合があり得る。そこで,本要綱案では,このような場合における行政機関の長の裁量的判断による開示の規定を更に設けることとしたとしている(「考え方」3(2))。ここでは,法5条3号及び4号の場合とは対照的に,「行政機関の長の裁量的判断」を明記しているのである。

このように、「考え方」では、不開示事由の該当性判断においては、法5条3号及び4号の場合であっても特段に行政機関の長の判断における裁量権の行使を前提とした規定を設けることはせず、行政機関の長による裁量的な判断は、一般の不開示事由とは区別された公益裁量開示において前提とされているにすぎない。そして、不開示事由の判断においては「裁量」の用語は用いず、あくまでも原則開示であって、しかも、その場合における開示は行政機関の長の義務であるという立場を堅持しているのである。

b 法文に見られる基本的な枠組み

このような「考え方」の立場は、そのまま情報公開法の法文にも 反映されている。法5条は「行政文書の開示義務」という見出しの 下、法5条3号及び4号にも共通して適用される規定として、法5 条本文において、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開 示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」 という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に 対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、原則 として行政文書を開示する義務が行政機関の長にあることを明らか にしている。

そのうえで、情報公開法は、義務としての開示とは別に、行政機関の裁量による開示・不開示を認める条文として法7条(「公益上の理由による裁量的開示」)を別途設けている。

このように,法7条の場合は行政機関の長の裁量の問題になるのに対し,法5条の不開示事由の場合には,原則開示が行政機関の長の義務とされているのである(なお,法7条の裁量は,開示方向,すなわち開示請求者の権利を拡大する方向についてのみ認められるものであって,行政機関の長による開示義務を制限する方向での裁量を認めるものではない。)。

したがって、情報公開法における開示・不開示の基本的枠組みや 条文の構造、規定の仕方を踏まえるならば、法5条の不開示事由に は、その規定の表現に多少の相違はあっても、原則と例外とを逆転 するような意図は含まれておらず、また、行政機関の長の判断につ いて、特段の裁量権の行使を前提としたり、その裁量権の範囲を区 別したりする目的は存在しないと言わざるを得ない。その意味で、 法5条の不開示事由における3号及び4号の表現が、他の号とは異 なることを理由に、主張・立証責任の転換や行政機関の長の裁量に ついて区別を導こうとする被告の主張は、法の基本的な枠組みに矛 盾した解釈であると言わざるを得ない。

c その他の立法資料に見られる基本的枠組みをめぐる論議

以上の点は,法の立案時の資料である各種の資料からもより具体的に明らかとなる。総務省の保有する「情報公開法案検討要素案からの変更点について」(甲第101の4号証)は,情報公開法案(素案)をめぐっての総務省の立法担当官と内閣法制局担当官とのやりとりを記録した文書であるが,その中で法5条3号及び4号(素案では,6条3号及び4号)の立案に関する過程における,匿名(A,B)の検討内容が記載されている(甲第101の4号証,14及び15ページ)。立法担当者は,法5条3号及び4号の不開示事由について,行政機関の長の裁量の余地が広いことを法文上に盛り込み

たいとの希望や,マクリーン判決を参考にしたいとの考えがあった 一方で,そのために「相当の理由」という文言を加えたとしても, 結局は「立証としては同じではないか。」という結論,さらには逆 に「相当の理由まで立証する必要がある」と読まれる可能性や,「こ れだとかえって裁量の幅を狭める形になりかねない。」との疑問を 持っていたのである。

また,同じく総務省の保有する「説明結果概要」(甲第101の2号証)も,同様の結論や疑問を繰り返している(2,3枚目)。以上の立法資料もまた,法5条3号及び4号の「相当の理由」という表現が,他の例外事由との区別を示すものと解釈する困難さを如実に示している。

d まとめ

以上に詳しく見たように,要綱段階の「考え方」や実際に制定された法文を見れば,法 5 条 3 号及び 4 号については,行政機関の長の裁量の幅や立証責任について,他の不開示事由と区別することを目的とする事情は存在しなかった。そして立法資料においては,そのような区別を意図する考えが存在したものの,「認めるに足りる相当の理由がある」との表現はかえって裁量の幅を狭める表現となる可能性があることが認識しながらもそのまま温存され,区別を明示する法文の表現は取られなかったのである。

- (1) 被告の反論(被告準備書面(10)第1の2(2)ア(5ないし7ページ))
 - a 法5条3項の立法経緯について

法5条3号は、「国の安全等に関する情報」として、外交・防衛の分野の情報のうち一定の要件に該当するものを不開示情報としている。そもそも、このような外交・防衛分野の不開示情報の規定を

設けた趣旨として、「情報公開法要綱案の考え方(以下「考え方」という。)」は、「我が国の安全、他国等の信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、情報公開法制においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。」としている(乙A第378号証・5ページ)。

そして、「国の安全等に関する情報」に該当するか否かの判断に つき、開示主体である行政機関の長に裁量権が付与されていること は、法5条3号の文理から明らかであるところ、以下のような同号 の立法経緯に照らせば、そのことは、より一層明らかとなる。

すなわち、「情報公開法で定められた不開示情報の6つの類型の うち、『国の安全等に関する情報』と『公共の安全に関する情報』 は、他の4つの類型の不開示情報とは、非常に異なる取扱いがなさ れている。それは、いわゆる『行政機関の長の第一次的判断を尊重 する規定』となっている点である。公にすることにより、 全が害される、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれる、 他国又は国際機関との交渉上不利益を被る、のいずれかのおそれが あるということを『行政機関の長が認めることにつき相当の理由が ある情報』という書き方がされているのである。つまり,まず,第 1に、他の四つの類型の不開示情報のように、『おそれ』があるか ないかによって、不開示情報となるか否かが決まるのではなく。『お それがあると行政機関の長が判断したこと』について『相当な理由』 があるかどうかによって、不開示情報となるか否かが決まるという 点。そして、第2に、『おそれ』があるかないかを判断する主体が 『行政機関の長』であることを,あえて明記している点である。さ らに,分かりやすく言うと,『おそれ』があるかないかは『行政機

関の長』が判断する。そして、裁判においては、裁判所は、その『おそれ』が実際にあるかないかを判断するのではなく、行政機関の長が『おそれがある』と判断したその判断が、『相当な理由』によってなされたものであるか否かを判断するのみである、ということである。したがって、実際には『おそれ』がなかった場合でも、行政機関の長が『相当な理由』によって『おそれ』があると判断してしまった場合には、不開示とされるということも、理論的にはあり得ることになる。この規定は、『行政機関の長の裁量を裁判所が尊重する、あるいは尊重すべきであるという建て前で作られている。』(平成10年5月27日第142国会衆議院内閣委員会〔第10号7ページ〕塩野宏参考人)ということである。

そもそも、外交・防衛情報の不開示規定については、情報公開法要綱案においては、国の安全が害される等、前記 ないし に相当するいずれかの『おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報』とされていたが、情報公開法では、『おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』として、『おそれがあると認める』主体が『行政機関の長』であることを明確に規定するように書き換えられた。この点については、『情報公開法案では、要綱案及び要綱案の考え方に示されている趣旨を法律上明確に表現するために、"行政機関の長が"との規定を挿入したものであり、要綱案の内容を何ら変更するものではない。』(平成10年5月15日第142国会衆議院内閣委員会〔第9号10ページページ〕瀧上信光総務庁行政管理局長)とされている。

外交・防衛情報の不開示情報については、行政機関の長の第一次 的な判断を尊重する規定とした趣旨については、『考え方』によれ ば、『要綱第3号に規定する情報(外交・防衛分野の不開示情報) については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このような事情を前提とすると、司法審査の場においては、裁判所は、第3号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である。』としている。」(以上、乙A第379号証、畠基晃「情報公開法の解説と国会論議」60ないし63ページ)。

以上から明らかなように、法 5 条 3 号の立法経緯等に照らしても,同号が,「行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある」との文言を採用している趣旨は,法 5 条 3 号に掲げる情報の開示の可否を決定するに当たっては,高度の政策的判断を伴うことなどにかんがみ,司法審査の場においては,行政機関の長の第一次判断権を尊重することとし,専らその判断に裁量権の逸脱・濫用があるか否かを審理・判断する趣旨に出でたものであることが明らかであって,これに反する原告らの主張は理由がない。

b 法 5 条 4 号の立法経緯について(被告準備書面(10)第1の2 (2)イ(7ないし9ページ))

法 5 条 4 号は ,「公共の安全等に関する情報」として , 犯罪捜査等の分野の情報のうち一定の要件に該当するものを不開示情報としている。

しかして,法5条4号の文理及び以下に説明されるような同号の立法経緯に照らせば,上記aと同様,「公共の安全等に関する情報」についても,その要件該当性を判断するうえで開示主体である行政機関の長に裁量権が付与されていることは明らかといえる。

「『公共の安全等に関する情報』についての法の規定は、『国の安全等に関する情報』と同じ構造になっている。すなわち、公にすることにより、『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす』という『おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』を不開示情報とするという形で、行政機関の長の第一次的な判断を尊重する規定となっているのである。したがって、この公共の安全等に関する情報の考え方や解釈については、基本的には、国の安全等に関する情報に関するそれと共通している。

公共の安全等に関する情報について、『考え方』は、『公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するため政府に課された重要な責務であり、情報公開法制においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を、不開示情報とすることとした。』としている。なお、『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持』については、『要綱案』では『犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持』とされていたが、法では、『警備』を削るとともに、新たに『犯罪の鎮圧』を加えている。この公共の安全等に関する情報も、国の安全等に関する情報と同様に行政機関の長による第一次判断を尊重する規定になっている。

『考え方』によれば、『要綱案第4号に規定する情報(公共の安全等に関する情報)については、その性質上、開示・不開示の判断に 高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専 門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このような事情を前提とすると、司法審査の場においては、裁判所は、第4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理判断することとするのが適当である。』としている。」(以上、乙A第379号証、畠基晃・前掲書66ないし68ページ)。

以上から明らかなように,法5条4号の立法経緯等に照らしても,同号が,「行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある」との文言を採用している趣旨は,法5条4号に掲げる情報の開示の可否を決定するに当たっては,高度の政策的判断を伴うことなどにかんがみ,司法審査の場においては,行政機関の長の第一次判断権を尊重することとし,専らその判断に裁量権の逸脱・濫用があるか否かを審理・判断する趣旨に出でたものであることが明らかであって,これに反する原告らの主張は理由がない。

c 法案の国会審議について(被告準備書面(10)第1の2(2)ウ (9及び10ページ))

さらに,原告ら引用に係る法案の国会審議(甲第102号証)においても,上記a及びbの趣旨は明確に答弁されているところである。

上記国会審議において,瀧上信光総務庁行政管理局長は,「法5条3号及び4号は,我が国の安全,他国等との信頼関係を確保すること,そして治安の維持といったような国民全体の基本的な利益を擁護するための情報について,これらの利益を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報と規定しているところでございます。このように,行政機関の

長が認めることにつき相当の理由がある情報というふうにいたしま したのは、この外交、防衛、治安関係の情報につきましては、外国 の場合でも同様でございますが、高度に政策的な判断、それから専 門的な判断といった観点から、行政機関のこの問題についての第一 次的な判断というものを尊重しようということで、合理的な理由を その開示,不開示の判断に当たって示すということといたしたもの でございます。」、「3号及び4号につきましては,国の存立に関す るような情報等、外交関係、防衛関係、治安関係ということで、そ れ以外の不開示情報と違う取扱い、つまり高度に政策的な判断それ から専門的な判断、そういったことを必要とする情報であるという ことでこのような規定ぶりにしているものでございます。」、「外交 問題,防衛問題,それから治安問題,こういったものについては高 度に政策判断あるいは専門技術的判断を要するということでござい まして,諸外国におきましてもこういった情報につきましては,そ れ以外の不開示情報と異なりまして,行政機関の第一次的判断,行 政機関の責任で対応すべき不開示情報の類型というような規定ぶり にしているものでございます。」、「裁判所は行政機関の長の第一次 的な判断を尊重し、その判断が合理性を有する判断として許容され る限度内であるかどうかということを審理・判断するということで ありまして、行政機関の判断を尊重する規定というふうにいたして いるところでございます。」と各答弁しているのである。

d 小括(被告準備書面(10)第1の2(2)エ(7ないし9ページ))

以上のとおり,法5条3号が規定する「国の安全等に関する情報」 及び同条4号が規定する「公共の安全等に関する情報」の各不開示 情報該当性の判断には,行政機関の長に広範な裁量権が付与されて いると解すべきであり、そうすると、同各号該当を理由とする不開 示処分は裁量処分ということになるから、裁判所が同処分を取り消 すことができるのは、同処分を行った行政機関の長に裁量権の範囲 を超え又はその濫用があった場合に限られることになるのである (行訴法30条)。これに反する原告らの上記主張は、独自の見解 に基づくものであり、失当である。

2 不開示決定取消訴訟における審理の特殊性について(被告準備書面(1)第3 の3(3)(20及び21ページ))

法5条各号が規定する不開示情報に該当するかの判断においては,開示請求者の個別的事情,動機等を考慮することとされていない。換言すれば,開示請求者の個別的事情,動機等の如何にかかわらず,不特定多数の者に対して当該情報が公開されるという前提に立って,法5条各号所定の「おそれ」が生じるか否かという判断を行わなければならないこととされている。このことは,法が,開示請求権の主体を「何人も」と規定しており(法3条),個人,法人,権利能力なき社団を問わず,誰でも行政文書の開示請求ができるものとし,外国に居住する外国人であってもわが国の行政文書の開示請求権を認めていることや,開示請求の目的を問わないことに現れている。このような法の枠組みからすれば,いったん開示された情報は,それ以後にその開示請求がなされた場合においても,法5条各号該当性に関わる事情の変更が生じていない限り,やはり開示決定がなされることが想定されるものと考えられる。

このような観点から、行政機関の長としては、法5条各号に規定されている不開示情報について、それが一般に開示された場合に生じ得る各種の弊害につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から慎重に検討を加えることが当然に要請されるものと解される。しかも、いったん開示した情報を再度秘匿することの困難性からすれば、その弊害は、例えば、法5条3号が保護

する「国の安全」等に支障を及ぼすような場合においては,その弊害の有無を判断すべきことを法により求められている行政機関の長においては,高度の政策判断あるいは専門技術的判断を踏まえ,取り分け慎重に検討することが必要となることは明らかである。

したがって,ある情報を公にすると支障が生じるかどうか,いかなる支障が生じるかの判断は,当該情報が不特定多数者に開示され,利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ないのであって,このような判断は,具体的な日時,特定の場所において,特定人との関係でいかなる具体的支障が生じ得る蓋然性の程度がいかほどかなどという民事上の差止請求権等の存否に係る事実認定とは,全く質の異なる判断である。

3 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任について

(1) 一般論(被告準備書面(1)第3の3(2)(18及び19ページ))

法3条は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(中略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定し、法5条本文は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(中略)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定していることから、一般的には、開示を請求する原告らが、開示請求対象行政文書を行政機関が保有していることを主張立証すれば、法の規定の範囲で開示請求することができ、被告において、当該行政文書に係る不開示決定の適法性を根拠付ける事実を主張立証すべきこととなると解される。

したがって,不開示決定取消訴訟及び義務付け訴訟において,法5条各号の不開示情報該当性を根拠づける事実については,被告が主張立証責任を負うことになり,その際,被告は, 当該行政文書に「情報」が記録されていること(ある事柄についての情報が記録されていること)及び 当

該「情報」が法5条各号に該当することを主張立証すれば足りるものと解される。

(2) 法5条3号及び4号について(被告準備書面(1)第3の3(2)(19及び20ページ))

これに対し,法5条3号及び4号については,上記第1の1(1)及び(2)で述べたとおり,行政機関の長に裁量権が付与されているから,裁判所は,司法審査において,法5条3号又は4号に規定されている不開示情報に該当するかどうかについて行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当である。

したがって、法5条3号及び4号の各該当性が問題となった場合、被告において当該情報の存在とその情報が法5条3号又は4号に該当することを主張立証したときは、原告らが、行訴法30条に基づき、行政機関の長の当該不開示決定における判断が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったことを基礎付ける事実について主張立証責任を負うものと解すべきである(前掲福岡地方裁判所平成18年11月27日判決)。

したがって,本件不開示決定処分のうち法5条3号又は4号に該当する との理由によるものについては,原告らが,外務大臣のの判断が裁量権の 範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立 証しなければならない。

(3) 原告らの主張が不当であることについて

ア 原告らの主張(原告準備書面(1)第1の3及び4(8ないし16ページ))

- (ア) 不開示事由該当性の主張・立証責任の所在
 - a 立法過程からの論理的帰結 主張立証責任は被告にある 法 5 条 3 号及び 4 号の不開示事由を他の不開示事由と区別し,福

岡地裁判決の引用の形をとったうえで、「行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又は、その濫用があったことを基礎付ける事実」について、原告に立証責任をもとめる被告の主張(被告準備書面(1)14ページ)は誤りである。法によって認められた権利としての情報公開請求権に対して、それを拒否するための不開示事由についての立証責任は、行政機関の長に存する。そのうえで、法5条3号及び4号の不開示事由についてのみ、「裁量権」の存在故に立証責任を転換するような特別な意味は、その立法過程を見ても法文の表現を見ても何ら存在しない。加えて、「考え方」が述べるように、不開示事由を主張しての不開示も「共に国民の利益」のためになされることを考えれば、行政機関の長がどのような「国民の利益」のために不開示決定を行うのかについて主張や立証をつくすべきことは当然のことである。

b 情報公開法の法文自体が主張立証責任の所在を規定している

一般に、行政実体法の多くは、第一次的には行政庁に向けられた 行為規範であって訴訟における主張立証責任を意識して立法されて いるものではない。しかし、法は、次の点で、一般の行政実体法と は異なり私法に類似した内容となっており、主張立証責任について は法文にそれが示されているといってよい。すなわち、情報公開法 は、開示請求権について開示請求者と行政機関との間の法律関係を 規定しており、開示請求対象文書の公開の可否をめぐって開示請求 者と行政機関との間で争訟が発生することを前提に、それを開示義 務と例外的な不開示事由を定めた規定によって解決することを意識 して法文が構成されている。そして、情報公開法は、「考え方」等 に立脚しており、その立法過程において、法に先行する地方自治体 の情報公開条例をめぐる訴訟の状況を十分踏まえた上で法文作りが なされており、情報公開法と同じく情報公開条例における例外的な非公開事由について「その判断を可能とする程度に具体的な事実を主張、立証」する責任を行政庁に課した最高裁判例(大阪府水道部の事業の施行のための懇談会等に係る公文書公開の事案:最判1994年(平成6年)2月8日民集48巻2号255ページ、判例時報1488号3ページ)が確立した後に、制定されたものである。したがって、情報公開法は、その法文自体に立証責任の所在が規定されている法律であると見なければならない。

c 情報公開法案の国会審議でも明言されている

情報公開法案の国会審議においても,政府委員(瀬上信光)は, 参議院総務委員会において,法5条3号及び4号に関する質問に対 して次のような答弁を行っている(第145回国会,1999年3 月11日,参議院総務委員会議事録甲第102号証,ページ(2)。

福島瑞穂君 尊重されるとおっしゃいましたけれども,これでいささかも原告の立証責任が加担されるとかそういうことではないわけですね。

政府委員(瀧上信光君) 情報公開の訴訟におきましての立証 責任の問題につきましては,この問題については裁判所は行政機関 の第一次的な判断が合理性を有するかどうかといったことについて 判断をするわけでございます。 そういった点につきましての立証と いうものは行政機関の方で立証し,そして,合理的な理由を有する 限度であればそういったものにつきましては行政機関の判断が尊重 されるというような仕組みになっておるわけでございます。

(下線は原告ら代理人)

この答弁に照らしても,被告が,法の趣旨や基本的枠組みから逸 脱した独自の主張を行っていることは明らかである。

d 原告に不可能を強いるに等しい

被告は、「不開示決定の取消しを請求する原告において、〔行政機関の長が処分を行なうにつき〕裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立証しなければならない」とする福岡地裁判決を引用するが(被告準備書面(1)14ページ)、対象となる行政文書を見ることができない原告が、そのような基礎付け事実を主張立証することは、原告に不可能を強いるに等しい。したがって、仮に被告が主張するような主張立証責任の分配方法を採用すれば、法5条の不開示事由に関する主張立証責任を実質的に逆転させ、原則開示という枠組みを逆転させることになるうえ、例外としての開示はまず認められないという結果をもたらすことになる。

- e したがって,主張立証責任に関する被告の主張は,情報公開法の立法資料や条文の規定に照らして誤りである。同様に,当該被告の主張に沿った判断をした5条3号及び4号に関する判決例があるとすれば,それらは見直されなければならない。
- (イ) 法5条3号及び4号不開示決定における行政機関の裁量権の範囲
 - a はじめに

「考え方」は、「司法審査の場においては、裁判所は、第3、4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当」と述べている。原告らとしても、一般論として、法5条3号及び4号に関して、「行政機関の長の第一次的な判断を尊重」することとされていることを否定するものではない。しかしながら、行政機関の一次的判断を尊重するとは言っても、その尊重の程度や合理性判断の仕方には様々な幅がありうる。

この点について、被告は、最高裁1978(昭和53)年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223ページ(以下「マクリーン事件判決」という。)を引用するなどして、司法審査を制限する主張を試みているが、マクリーン事件判決と本件とでは、問題となる事柄の権利性や、処分の根拠となる条文の規定ぶり等が大きく異なる。

b マクリーン事件判決との相違

マクリーン事件判決は、「右判断に関する前述の法務大臣の裁量権の性質にかんがみ、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである揚合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法となるものというべきである。」と判示している。

他方,同判決は,「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨,目的, 範囲は各種の処分によって一様ではなく,これに応じて裁量権の範 囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法とされる場合もそれ ぞれ異なるものであり,各種の処分ごとにこれを検討しなければな らない」と判示しており,同事件でとられた判断基準が,ただちに 他の処分にも適用されるものではないことを明確にしている。

この点を踏まえてマクリーン事件判決の場合を検討すると,同事件の場合には,外国人の入国の権利や在留する権利が問題となっていたが,マクリーン事件判決は,この点について,「憲法上,外国人は,わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん,所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないと解すべきである」,「出入国管理令上も在留外国人の在留期間の更新が権利として保障されているものでないことは,明らかである。」と判断している。他方,

本件訴訟で問題になっている情報公開法に基づく開示請求権の場合には、当該権利が憲法上の知る権利を具体化した権利であるか否かについては争いがあるとしても、少なくとも開示請求権が法律上の重要な権利である点には争いはない。すなわち、開示請求権は、憲法上の原理である「国民主権の理念にのっと〔った〕」権利であり、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」(情報公開法 1 条)とする権利であって、民主主義の推進に資する法律上の重要な権利である点については、被告も争わないであろう。

さらに、条文の規定の仕方としても、マクリーン事件判決の場合には、単に「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる」(出入国管理及び難民認定法21条3項)という規定ぶりになっている。規定されているのは、「適当と認めるに足りる相当の理由」というだけであり、「在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていない」(マクリーン事件判決)うえ、更新を認める場合が例外になるという規定の仕方になっている。

これに対し、本件訴訟において問題になっている法5条3号及び4号の場合には、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認める

ことにつき相当の理由がある情報」という規定の仕方になっており, マクリーン事件判決の場合のような概括的な規定ぶりになってはいない。

そして、「おそれ」の判断に当たっては、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」(総務省行政管理局編『詳解情報公開法』57ページ)。『詳解情報公開法』におけるこの記述自体は、情報公開法5条2号に関するものであるが、同一法令における「おそれ」という同一の文言であること、「考え方」では、「開示請求に係る情報について、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的な要素(例えば、「が害されるおそれ」)で不開示情報の範囲を画する方法が考えられるが、この方法のみでは、基準の定め方が概括的・抽象的になり、制度の安定的な運用に困難を来す場合があり得る。

そこで、本要綱案では、不開示とすることにより保護される利益に着目し、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議・検討等に関する情報及び行政機関の事務・事業に関する情報の六つの難型に分けた上、事項による基準と定性的な基準とを組み合わせることを基本として、不開示情報の範囲をできるだけ明確かつ合理的に画することができるような規定とすることとした(第6)」と記載されており(「考え方」4(1))、「不開示情報の範囲をできるだけ明確かつ合理的に画することができるよう」に振り分けがなされており、その際に定性的要素を示す「おそれ」を類型ごとに区別することはうかがわれないことに照らすならば、法5条3号及び4号における「おそれ」についても、法5条2号の場合と同様に、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」というべきである。

また,すでに述べたとおり,開示請求権が認められることが法律上 も原則とされている点において,更新が例外的に認められる場合であったマクリーン事件の場合と本件とでは,原則と例外が逆になっている。

さらに,すでに見たとおり,情報公開法の立法資料として重要な「考え方」では,公益裁量開示の場合と区別して,不開示事由については「裁量」という用語を一切用いていない。

このように、マクリーン事件判決の場合と本件とでは、対象となる事柄、行政機関の判断の結果制約を受ける事柄の権利性の有無、条文の規定から伺われる行政機関の長に与えられた裁量の幅等が全く異なるうえ、権利が認められる場合と認められない場合のいずれを原則とし、いずれを例外とするかの位置づけが逆転している。したがって、マクリーン事件判決の判断基準をそのまま本件に当てはめて、行政機関の長に対して白紙に近い広範な裁量権を認めることはできない。

なお、法5条3号及び4号とマクリーン事件判決との問にこのような違いがあることは、すでに見た立案時の立法資料において、「マクリーン判決を参考にしたのだろうが、あれは、概括的な規定の仕方+事柄の性質上、大臣の裁量に任せないと裁判所では判断できないもの。」と指摘されているのであって(甲第101号証の4・14枚目)、立法担当官によっても認識されていたことである。

c 踰越濫用型審査よりも厳格な審査手法が採用されるべきこと

行政活動の内容面に対する司法審査については,従前,行政行為を 類型化し,覊束裁量行為には全面的に司法審査を及ぼし,便宜裁量行 為については,裁量権の踰越濫用型の審査手法がとられた時代があっ た。しかし,今日では,ほとんどすべての行政作用にその広狭はとも かく行政裁量の余地が認められ,行政裁量が一般化している状況にあ り、ここで裁量権の踰越濫用型の審査方法のみに依拠しているならば、 行政活動の内容面に対する司法審査はおよそ及ばないことになりかね ない。行政裁量の存否及び幅を決定するには、法律の規定の趣旨及び 当該行政作用の性質 - - 侵害処分か授益処分か - - を考慮しつつ、行 政判断過程の具体的局面に応じたきめ細かな総合的判断が必要となっ ている。

また,判例においては,特に,生命,身体,健康,表現の自由,信教の自由など高度の人権価値が認められる事案において,踰越濫用型審査よりも厳格な適法性審査手法が採られている(伊方原子力発電所事件:最判平成4年10月29日民集46巻7号1174ページ,皇居前広場メーデー事件:最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1561号,剣道実技拒否による原級留置・退学処分事件:最判平成8年3月8日など。)。

したがって、情報公開法5条の法律の規定の趣旨が原則開示であり、不開示が例外であることや、民主主義の推進に資する法律上の重要な権利である開示請求権が侵害されている事案であることからして、本件では踰越濫用型審査よりも厳格な審査手法が採用されるべきである。

d まとめ

以上述べたとおり、マクリーン事件判決で示された行政機関の判断に広範な裁量を認める考え方は本件ではとりえず、立法資料に照らしても、法5条3号及び4号の場合であるからといって、他の不開示事由の場合と比較して、ことさらに開示請求者の負担を重くしているということもできない。それゆえ、本件の不開示事由の有無の司法審査においては、マクリーン事件判決で示された広範な裁量権を前提とする審査基準を用いることは誤りであり、先の政府委員の答弁も述べる

ように,行政機関の長の「第一次的な判断が合理性を有するかどうか」を被告の具体的事実の主張及び立証に基づいて判断されるべきである。

この点について、名古屋地裁2003(平成15)年10月15日 判決(訟務月報52巻8号2473ページ)は、その前提として、マクリーン事件最高裁判決を引用した裁量権判断の方法や裁量権の逸脱 濫用についての立証責任などについて、不正確な一般論を述べている ものの、その結論においては、法5条3号の処分の性格に照らして、 以下のような判断を行っている(当該判示部分は、控訴審である名古 屋高裁2005(平成17)年3月17日判決・訟務月報52巻8号 2446ページによって是認されている。)。

国の安全や他国若しくは国際機関との交渉に関する正確かつ詳細な情報は専ら国の側にある行政機関の長が保持しており、国民の側としては、公にされている刊行物やメディアによる報道等から概括的に入手するほかないと考えられることなどに照らすと、行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推認されるというべきである(最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ参照)。

この判決が指摘する,司法審査の対象が行政機関の長の「前提とした事実関係及び判断の過程等,その判断に不合理のないこと」,そしてその審査を可能とするために行政機関の長が「相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり,これを尽くさない場合には,行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推

認される」こと,は,本件訴訟においても外務大臣の不開示決定を審 査する際の枠組みとされるべきである。

- イ 被告の反論(被告準備書面(10)第1の3(10ないし15ページ)) 以下のとおり、原告らの上記主張はいずれも理由がない。
 - (ア) 法5条3号及び4号の不開示事由の立証責任は原告らにあること 原告らも引用する「考え方」には,法5条3号及び4号について,以 下のような記載がある。

「第3,4号に規定する情報については,その性質上,開示・不開示の判断を高度の政治的判断を伴うこと,対外関係上の又は犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。諸外国においても,これらの特殊性に対応して,大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け,法の対象外(exclusion)とし,又は裁判所は,初審的(de novo)には審査せず,行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由(reasonable grounds)を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の関係で,他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少なくないところである。このような事情を前提とすると,司法審査の場においては,裁判所は,第3,4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である。」(乙A第378号証・5ページ)。

また、裁量処分の取消しについて規律する行訴法30条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」と規定しているところ、「考え方」が指摘する上記の趣旨は、この行訴法30条の規定と平仄を合わせたものといえる。

このような法5条3号及び4号の立法趣旨,立法経過及び行訴法30条の文理に即してみれば,裁量処分である法5条3号及び4号に基づく不開示処分の違法性が争われる場合には,同各号の不開示処分に該当するとの行政庁の判断を争う原告らの側において,裁量権の逸脱,濫用があったことを基礎付ける具体的事実につき主張立証責任を負うと解するのが相当である。

このような解釈は,東京地裁平成18年3月23日判決(訟務月報5 4巻8号1610ページ)が、「同号(引用者注:法5条3号)の立法 趣旨及び同号が『おそれがある情報』と規定されず『おそれがあると行 政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』と規定されてい ることにかんがみれば、同号該当性の判断については、当該情報が一般 の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断 に高度の政策的判断を伴うことからして、同号該当性に関する司法審査 の場においては,裁判所は,同号に規定する情報に該当するか否かにつ いての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持 つ判断として許容される限度内のものであるかどうか,すなわち,開示 ・不開示の決定に全く事実の基礎を欠き,あるいは,社会通念上著しく 妥当性を欠くなどの裁量権の逸脱ないし濫用があると認められる点があ るかどうかを判断するという審査方法によるべきであると解される。し たがって,当該不開示決定の取消訴訟においては,同号該当性を否定す る原告らが,上記裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体 的事実について主張・立証する責任を負うというべきである。」と判示 するように広く裁判実務上も承認されているところである(同判決は、 控訴審である東京高裁平成18年9月27日判決・訟務月報54巻8号 1596ページでも維持され、確定している。同趣旨の判決として東京 高裁平成20年1月31日判決・公刊物未登載がある。また,法5条4

号について上記同様の判示をするものとして,東京地裁平成15年9月 16日・訟務月報50巻5号1580ページ,仙台地裁平成16年2月 24日判決・訟務月報50巻4号1349ページ参照。なお,同判決は, 控訴審である仙台高裁平成16年9月30日判決でも維持され,その後, 上告棄却,上告不受理により確定している。)。

したがって,原告らの主張は法を正解せず,独自の見解を述べるにすぎないことが明らかである。

(イ) これに対し、原告らは、上記名古屋地裁判決を引用して原告らの主張 の根拠となると主張している。

しかし,上記名古屋地裁判決を仔細にみれば,同判決は,「このよう に,他の各号(1号本文後段,5号,6号)が『・・・おそれがあるも の』と規定しているのと異なり,同条3号(4号も同様)が,『・・・ おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情 報』と規定しているのは,国の安全が害されるおそれや国際機関等との 信頼関係が損なわれるおそれがあるか否かについては,その事柄の性質 上,高度の政治性を伴う専門的,技術的判断を要するという特殊性が認 められ、これらの事務を所管する行政機関の長の判断を尊重するのが相 当であるとの考慮によるものと解される。そうすると、裁判所が、『お それがあると認めることにつき相当の理由』の有無に関する行政機関の 長の判断が違法となるかどうかを審査するに当たっては,行政機関の長 と同一の立場に立って、独自に認定・判断し、その結論と行政庁の処分 とを比較する手法ではなく、その判断が行政機関の長に付託された裁量 権の行使としてされたものであることを前提として,その判断の基礎と された重要な事実に誤認があること等によりその判断が事実の基礎を欠 くものか否か、又は基礎とされた重要な事実に対する評価が著しく合理 性を欠くこと等により、その判断が社会通念に照らして妥当性を欠くこ

とが明らかであるか否かについて審理し、これが肯定される場合に限り、 その裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があったものとして違法となる と解するのが相当である(最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 [引用者注:マクリーン事件判決]・民集32巻7号1223ページ, 同昭和63年7月14日第一小法廷判決・集民154号273ページ参 照)。行政機関の長による法5条3号の不開示事由の存否に関する処分 の前記のような性質にかんがみると, 当該行政機関の長の判断に裁量権 の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける事実の主張立証責任は 本来, 開示請求者である原告が負うべきものと解されるが,国の安全や他国若 しくは国際機関との交渉に関する正確かつ詳細な情報は専ら国の側にあ る行政機関の長が保持しており,国民の側としては,公にされている刊 行物やメディアによる報道等から概括的に入手するほかないと考えられ ることなどに照らすと、行政機関の長において、まず、その前提とした 事実関係及び判断の過程等,その判断に不合理のないことを相当の根拠 に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政 機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実 上推認されるというべきである(最高裁判所平成4年10月29日第一 小法廷判決・民集46巻7号1174ページ参照)。もっとも、行政機 関の長が、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立 証する前提として,当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求 められるならば,その開示を強いられるのと同じ結果となるから,行政 機関の長としては,その種類,性質,作成主体,作成機会など,第三者 機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断す るに支障のない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上で, これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断した ことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くすこ

とによりて,その処分の適法性を維持できるものと解すべきである。このような主張立証が果たされた場合に,なお当該処分が違法であることを主張する原告は,原則どおり,当該判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることを基礎付ける事実の主張立証をしなければならない。」と判示しているのである(下線部は引用者)。

このようにみれば,上記名古屋地裁判決は,その全体を一読すれば明らかなように,法5条3号(同条4号)における行政機関の長の判断に係る裁量権の範囲は広範であることを前提とした上で,当該行政機関の長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける事実の主張立証責任は,本来,開示請求者である原告が負うべきであると判示しており,その主張立証責任を一部行政機関の長に転換するかのような記載はあるものの,本件のように行政機関の長において当該情報の内容及びその開示に伴う弊害について必要十分な程度の主張立証を遂げた場合に関する判示部分としては,むしろ,原則に立ち返って原告が裁量権の逸脱濫用にかかる具体的事実の主張立証をなすべき旨を判示しているのであるから,何ら原告らの上記主張を基礎付けるものではなく,かえって,原告らの主張と異なる判断をしたものといえるのであって,同判決に対する原告らの解釈は到底正当とは解されない。よって,原告らの上記主張は理由がない。

(ウ) 本件と同種事案の裁判例においても,法5条3号,同条4号の不開示 事由については,その該当性を争う原告にその旨の主張立証責任がある とされていることについて

東京高裁平成22年6月23日判決(平成22年〔行コ〕第20号) は,東京地裁平成21年12月16日判決(平成20年〔行ウ〕第23 1号)の控訴審判決であるが,法5条3号,同条4号該当性の審査方法 及び立証責任の所在等について,原判決(乙A第380号証・16ない し19ページ)を補正引用しつつも、要旨、法5条3号及び4号所定の「おそれ」が一般的類型的に見て肯定される場合には、同各号に基づき開示をしないことを争う原告が、当該処分につき行政機関の長の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について立証することを要すると判示して、同事件原告がした本訴原告らの上記主張と同様の主張を排斥している(乙A第381号証・4ないし8ページ)。

なお、上記判決にかかる事案は、本件と全く同一の情報公開請求(開示請求番号:2006-00588)に基づく別部分の決定であり、控訴人(原告)らが、外務大臣に対し、日本政府と韓民政府との間におけるいわゆる日韓会談に関する行政文書の開示を請求したところ、外務大臣が行った不開示決定の取消し等を請求した事案であり、原審及び控訴審は、いずれも原告(控訴人)らの請求を却下ないし棄却していることを念のため指摘しておく。

- (4) 被告の主張する不開示理由1は,極めて抽象的であり,法5条3号の該当性に関する主張立証責任を果たしていないとの原告らの主張が不当であることについて
 - ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第1(7ないし13ページ))
 - (ア) 被告の主張の方法 その大半は文書の内容の概要説明である

被告は、準備書面(6)ないし(9)において、不開示理由1に該当する文書について、「不開示処分の適法性について主張する」としながら、その主張の大半を対象文書の説明にとどめており、何ら具体的な主張をしていない(なお、具体的な主張をしていないのは、他の不開示理由についても同様である)。

すなわち,被告の主張は,次のような形式を採っている。

「不開示情報の内容」と「不開示理由」とに項を分けたうえ,「不開

示情報の内容」のなかで,まず文書の表題を特定し文書の内容を概略し,次に不開示部分の箇所を特定し当該部分の内容の概略を記載している。 その後,「不開示理由」の説明に一応移るものの,まずは「不開示情報の内容」のなかで記載した不開示部分の内容の概略を重複して記載している。そして,突如,「しかして,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している」と続けた後,不開示部分を公にすると,

我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外 交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる(財 産・請求権問題)。

我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性がある(文化財問題)。

日本国政府の見解,立場が明らかになる(在日韓国人の法的地位問題)

といったわずか 2 , 3 行の説明を行い , 最後に ,「日本政府が北朝鮮と 交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる」,「北朝鮮との間 の国交正常化交渉の円滑な進行 , 実現が妨げられかねない」といった不 開示の結論で締めくくっている。

こうした理由付けがいったんなされたのちは,個々の文書内容の違いによる不開示理由との関連性は一切捨象されて,「文書 において述べた不開示理由と同様である」という理由付けが際限なく繰り返されている。

つまり、被告の主張は、極めて形式的な不開示情報の内容の説明に記載の大半を割いているにすぎず、わずか2、3行の抽象的な不開示理由1が短く付けられている程度のものであって、不開示情報の内容の説明から不開示理由該当性の結論に強引に結び付けているものである。不開示情報の内容と不開示という結論の間を架橋する不開示理由1について

は,被告の主張は具体性を欠くことはなはだしい。

情報公開法5条が行政文書を原則公開とし,不開示理由該当性の主張 立証を行政機関側に負わせた枠組みに照らせば,本件訴訟において,被 告は,情報公開法5条3号の該当性に関する主張立証責任を全く果たし ていない。

(イ) 外務省は情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任を果たして いない

被告の主張立証が情報公開法 5 条 3 号の該当性を判断するについて主 張立証責任を果たしていないのは,以下の 2 つの理由に基づく。

a 第一の理由は,日韓会談文書の不開示部分は,外務省のさじかげん によって,その広狭が決定されているという実情があることである。

本件訴訟の対象となっている日韓会談文書は,これまで多数の開示請求がなされているが,そのうち,本件訴訟の不開示理由1に該当する文書については,その一部である「請求権問題に係る交渉のやり取りを直接記録した文書及びその付属資料」を,2003年(平成15年)に開示請求した事案があった。この開示請求に対し,外務省は,全面的に不開示とする決定をした。

この決定に対し、開示請求者の異議申立があり、情報公開・個人情報保護審査会において答申が出された(平成17年度(行情)答申第204号、甲第113号証》、その際、諮問庁の外務省は、本件訴訟とさして変わりのない次のような主張を行っていた(下線は原告ら代理人が引いた》

「本件開示請求は,昭和26年から昭和40年にかけて,7次にわたって開催された日韓国交正常化交渉に関する関係文書である。これら関係文書の中には会談の記録等,協議の具体的内容等に関する文書が多数含まれている。これら協議の具体的内容等に関する文書は,今

後の日朝国交正常化交渉に際し,北朝鮮側に我が方の対処方針を予見 させ,我が方にとって交渉上の不利益を生ずるおそれがあるため,法 5条3号に基づき不開示とした。」

そして、審査会は、インカメラにより文書を実際に見分したうえ、 文書表題、欄外の印判、作成年月日並びに作成課及び新聞発表に係る 本文のごく一部のみを開示すべきであるとの答申をしたものの、その 他文書のほとんど大半の不開示を妥当とした。その理由は次のとおり、 外務省の主張をそのまま容れたとしか思われないものであった(下線 は原告ら代理人が引いた)。

「本件対象文書の不開示部分には,韓国政府が実効的に処理し得る 範囲に限らず朝鮮半島全般に関する財産及び請求権についての<u>我が国</u> の立場,見解及び対応に関する情報が含まれていると認められる。北 朝鮮との財産及び請求権に関する諸問題は依然として未解決であり, 今後の日朝国交正常化交渉において協議されるものであることにかん がみると,本件対象文書に記載されている朝鮮半島に存在する財産及 び請求権に係る諸問題を解決するための処理・検討作業の中での我が 国の立場・見解並びに対応及び財産権問題の処理方法等を明らかにす れば,今後の日朝国交正常化交渉において,我が国が取り得る立場が 明らかになり,当該交渉に好ましからざる影響を及ぼし得る ものである。」

しかし、この答申で対象となった文書は、原告らの開示請求対象文書に該当している文書と重複していたが、原告らの開示請求に対して、外務省は、すぐさま手の平を返して、その大半を開示した。この答申の2003年(平成15年)の開示請求と、本件訴訟の2006年(平成18年)の開示請求との間に、わずか3年の期間の違いがあるのみである。この間、日本と北朝鮮との間の外交交渉には何ら進展がなか

ったにもかかわらず,具体的な協議の内容に関する公開の範囲に大幅 な差が出たのは,外務省の単なる方針の変更にほかならない。

情報公開法5条3号の「他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と外務大臣が認める判断は、このように外務省のさじかげんによって変わり得るものであって、そこに客観的で実証に耐えうる判断がなされているわけではない。この答申と本件訴訟の原告らの開示請求に対応する開示決定等の結果の間の差異は、「他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という条文体裁が、実際には、行政機関の長の場当たり的な裁量権の行使によるものにすぎず、外交に関する情報公開を著しく妨げている実態を明るみに出した1例である。

また,近年,外務省は,作成から30年が経過した外交文書を外交 史料館において公開する手続きを促進し,2010年(平成22年) から,日米安全保障条約に関する文書,沖縄返還交渉に関する文書等 を続々公開している(甲第114号証 沖縄返還交渉,日米安全保障 条約改定交渉関係目録)。これらの文書も,以前は,情報公開法5条3 号等を理由として公開が抑制されていた文書である。しかし,こうし た外交史料館における公開によって,他国若しくは国際機関との信頼 関係が損なわれたり,他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被っ たという事実は生じていないはずである。

b 第二の理由としては,情報公開法5条3号を理由に不開示決定処分をする際に,行政処分庁が同号に該当しない情報を混在させているという内実がある。このことは,審査会の元事務局長で,情報公開法の改正を議論した「行政透明化検討チーム」の松村雅生日本大学教授が次のとおり指摘しているところである(行政透明化検討チーム第2回会合議事録27ページ,甲第115号証)。

「現状で何が問題かといいますと、外務省とか、防衛省とか、警察庁とかが持っているような、本当に普通の事務的情報ともいっていいようなものについてもそういう論争をやるものですから、それはおかしい。この高度な、ある程度の裁量を認めるというからには、逆にそれにふさわしいもの、情報自体もむしろ狭めて議論すべきなのに、ほとんどのものについてそういう議論をするので非常に拡散していますので、この条項自体がおかしいという議論になってしまっている」。

一般的に,情報公開法 5 条 3 号について,行政機関の長の判断の合理性の司法審査にとどめることにしたのは,この種の情報については,開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い,また,国防,外交上の専門的,技術的判断を要するという特殊性が認められると判断されるからとされている(「情報公開法の逐条解説」9 7 及び 9 8 ページ)。そうであるならば,行政機関が不開示と主張する部分に,政策的判断が伴い,専門的,技術的判断を要し,行政機関の長の裁量を認めるにふさわしい情報が真に含まれているか否かを見極めるためには,処分庁(本件では外務省)において個別の情報に照らして具体的な主張立証をさせ,その主張をきめ細かく綿密に吟味していくほかない。

しかし、本件訴訟において、被告は、情報公開法5条3号の該当性に関して、具体的な主張を一切行っていない。上記のとおり、「我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる」、「我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」、「日本国政府の見解、立場が明らかになる」といった著しく抽象的な理由を並べるばかりである。これでは、情報公開法5条3号に該当する情報なのか、同法5条6号の事務事業情報に該当する情報なのかを判断する手がかりはないといってよい。

: 前記aで指摘したとおり,わずか3年間の間に,不開示から開示へと結論が変わった事案において,不開示を是とした審査会のように,外務省のわずか2,3行の抽象的な理由のみによって不開示決定が維持されるならば,行政機関の判断に対し,およそ司法的統制が働く余地はなくなることとなる。

審査会と異なり,裁判所においてインカメラが認められていない以上,外務省の主張立証は,審査会におけると同等の程度のものでは足りず,より具体的である必要がある。

裁判は開示請求者にとって法的に争い得る最終の手段であり、主張 立証責任も当事者が公正で公平な攻撃防御をなしうるものでなければ ならない。

d 被告の主張を唯一支えているのは,実際には「現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している」という事情だけと考えられる。

北朝鮮という国に対して、日本の市民が最初に想起することは、拉致問題、核開発などの事柄であろう。拉致については、真相の究明を求める声は止むことはなく続き、米朝合意に反して行われていた核開発や近時の軍事的な行動は、人びとの心に北朝鮮という国に対する不安感や恐怖心を起こさせる。人の生命や身体の安全は、最も尊重されなければならない事柄だけに、日本の市民の間には、北朝鮮に対するマイナスのイメージが増幅されており、北朝鮮というだけで、それ以上の思考は停止してしまう感がある。北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているが、後述するように、すでに「日朝平壌宣言」で国交正常化の枠組みはできあがっている。その枠組みを前提として、現在、日朝間の国交正常化交渉において問題、懸案となっている事柄は何であり、その事柄と個別の不開示部分とがどのような関係にあるのかについての主張が国において欠如しているままでは、情報公開法5条3

号の該当性判断はできない。単に「現在,北朝鮮との間で国交正常化 交渉が継続している」という被告の主張は,何も述べていないに等し く,これをもって情報公開法5条3号の該当性が認められるのであれ ば,それは,社会に生じている思考停止と同列のものに陥る可能性が ある。

e 以上のとおり、情報公開法5条3号の該当性判断については、外務 大臣の判断が場当たり的であり、また、事務的な情報が混在している 可能性があるという実情に照らし、真に外務大臣の裁量を尊重すべき 情報であるか否かを厳密に判断するために、被告において不開示理由 の具体的な主張がなされなければならない。

被告において具体的な主張がなされない以上,情報公開法5条の原 則に立ち返り,公開の方向に判断がなされるべきである。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(1)(30及び31ページ)) 法5条3号所定の不開示事由該当性に関する行政機関の長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事実についての主張立証責任が原告らにあることは、上記に述べたとおりである。

また、原告らは、被告が、当該情報が法5条3号に該当することや、これを開示した場合の弊害について主張立証を遂げていない旨主張するものであるが、前掲名古屋地裁平成15年10月15日判決(訟務月報52巻8号2473ページ、その控訴審である名古屋高判平成17年3月17日訟務月報52巻8号2446ページ)が、「行政機関の長が、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する前提として、当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求められるならば、その開示を強いられるのと同じ結果になるから、行政機関の長としては、その種類、性質、作成主体、作成機会など、第三者機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもっ

て当該情報の内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くすことによりて、その処分の適法性を維持できるものと解すべきである。」と判示しているように、不開示文書の開示による不都合性を具体的に述べようとすれば、当該不開示部分にかかる情報内容を相当程度明らかにすることとならざるを得ないのであるから、原告らの主張は、法が5条各号に該当するとして開示を禁じている情報についてまで、訴訟手続の中で事実上それを開示したと同様の結果をもたらすこととなるものであり、法5条各号の解釈上およそとり得ないことが明らかである。

以上の観点から、被告は、本件において、あくまで不開示箇所の具体的な内容まで明らかにしない範囲内において、可能な限り具体的に不開示理由1に係る被告の判断が不合理とはいえないことを基礎付ける事実を主張しているのであって、文書の特定及びその不開示理由の合理性については、被告は必要十分な主張立証を既に遂げているところである。更に進んで、原告らが主張するように、これ以上の具体的な説明を行うことは、当該文書の不開示部分を明らかにするのと同様の帰結をもたらすことになりかねず、公益を害すること甚だしいものである。被告の主張が具体性を欠くとの原告らの上記主張は理由がない。

第2 韓国政府による日韓会談関連文書の公開について

- 1 原告らの主張(原告訴状第2の3(2)(5及び6ページ),原告準備書面(6) 第2の4(2)(26ページ),同(6)第3の2(3)(34ページ),同(6) 第4の1(3)オ(53ないし55ページ),同(6)第4の3(61ページ), 同(8)第3の2(3)(9及び10ページ))
 - 2005年に韓国政府が保管していた日韓会談に関する韓国側の文書(全体

で156件,約3万6千ページにも及ぶ文書)については全面公開がなされており,同公開文書は,韓国はもとより,現在,日本においても国立国会図書館に所蔵されるなど,何人でもアクセスが可能な文書となっている。そして,その中には,(中略)本件処分の対象となった文書そのものも存在している。

このように,韓国政府が全面公開に踏み切ったことを見ても明らかなとおり,本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書を公開しても,それが日本の外交にとって不利益を生ずるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるとはいえず,犯罪の予防,鎮圧に支障を及ぼすおそれもなく,事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。

したがって,外務大臣が,情報公開法5条3号,4号及び6号を根拠として,本件文書を一部不開示としたのは違法であるから,本件処分は取消を免れない(以上 原告訴状第2の3(2)(5及び6ページ))。

2004年2月,ソウル行政法院が「日本を相手に訴訟を進めている原告53人に韓日協定文書のうち損害賠償請求権関連5件の文書を公開せよ」とする判決を下したことを契機として,2005年1月に韓国外交通商部が日韓会談関連外交文書5件を公開するに至った。そして,同年に韓国側から日韓会談文書の全面公開がなされることとなり,これらの文書と,外務省が全部又は部分公開した日本側文書により,日韓会談の研究は進展してきているが,まだまだ途上であり,批判と検証という面では十分とはいえない(原告準備書面(6)第2の4(2)(26ページ)。

被告が、「手の内」と考えている不開示情報は、韓国側から全面公開された日韓会談の文書とともに(これらを手かがりとして)、既に北朝鮮側に把握されている可能性があると考えるべきであり、もはや「手の内」とする価値はなくなっていると言わざるを得ない(原告準備書面(6)第3の2(3)(34ページ))。

日本に所在する韓国の文化財のなかには、その存在が知られているものが多

く存在する。(中略)日本に所在する韓国の文化財の内容は,すでに明らかになっているといえ,日本国内のみならず北朝鮮を含む全世界が知り得る情報となっている。こうした公開情報の存在に照らすならば,被告の主張する韓国の書籍の書名,冊数,文化財の品名,発見場所,数量などを記載した目録を不開示とする理由は極めて薄弱である。すでに所在が明らかになっている文化財の目録の公開が,北朝鮮との交渉において,いかなる理由によって,「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性がある」のかは全く不明であり,不開示決定処分には理由がない(原告準備書面(6)第4の1(3)オ(53ないし55ページ)。

韓国では、日韓会談文書は全面公開となっている。外務省案として提案された協定内容も、韓国側に当然に把握され、記録されているはずである。まして、日本語で読むよりも、韓国語で書かれている韓国側文書の方が北朝鮮は容易に読了することができるのであって、すでに北朝鮮が把握しているような内容を不開示とする理由はない(原告準備書面(6)第4の3(61ページ))。

日韓会談に関する韓国側保管文書は2005年に全面公開され,日本側の不開示によって防止可能な不利益は存在しない(原告準備書面(8)第3の2(3)(9及び10ページ))。

以上のように,原告らは,特に,請求権問題,文化財問題及び領海の範囲問題に係わる本件不開示文書の内容の一部については,既に韓国側が公開した文書の分析・研究によって解明されているところであるから,これらを公にしても,北朝鮮又は韓国との交渉上不利益を被るおそれは著しく低いと主張する。

2 被告の反論(被告準備書面(13)第1の5(16ないし20ページ),被告 準備書面(1)第2の4(3)(10ページ),同(1)第3の3(1)(18ページ))

原告らの上記主張は,本件不開示文書に係る法5条各号のいずれの要件該当性に関連するものか必ずしも明らかではないが,善解すれば,すでに韓国側等

において公開済みの文書については秘密を保持する必要はなく,本件不開示文書についても開示決定がなされるべきであるとの主張であると解される。

しかしながら、以下のとおり、原告らの主張は失当というべきである。

(1) 不開示情報の公表の有無は,法5条各号の不開示情報該当性の要件とはされていないことについて

一般論として、それぞれが最高独立の主権を有している主権国家が対等に存在する国際社会においては、あらゆる国が外交を通じてそれぞれの国益を実現させようとしているのであり、各国政府が保有する情報の公開についても、それぞれの国が公開を決定するに当たって、専門的、政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無、あるいは公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少なくとも自国の国益を損なうことのないように独自に判断を下している。このように、個々の情報にいかなる価値を見出すかはその保有主体である政府当局ごとに判断されるべきであるから、他国で開示された情報であっても、特段の規定のない限り、我が国が独自の見地からなお不開示とすることは否定されない。

以上のことは、本件で問題となる法 5 条 3 号ないし 6 号までの不開示情報が、当該情報が公にされていることをもって当該情報を開示すべきとの規定を一切置いておらず、また、開示の可否が問題となる情報が既に公にされている場合を想定した法 5 条 1 号イについても、単に個人識別情報が公になっているという一事をもって不開示事由に該当しないと定めたものでなく、飽くまで「法令の規定により又は慣行として」公にされた情報に限って不開示情報としないという規定ぶりになっていることからも裏付けられているところである。

このような法 5 条の文理に照らせば,他国で公表された場合に当該情報の価値が下落するかどうかはおくとしても,公表されていれば不開示とする価値がないなどという理由で同条各号所定の不開示情報に該当しないなどとい

う立論は,法5条各号の文理に明らかに反するものであって,解釈論として 合理性を欠くというべきである。むしろ,法5条は,他国で既に公になって いたとしても,それが法5条3号ないし6号の不開示情報に該当する限り, その開示を禁止しているものと解すべきである。

したがって,法5条各号の解釈において,他国における開示が当然に我が国における法に基づく開示決定を帰結するとの原告らの主張に理由がないことは明らかである。

(2) 国が保有している情報が韓国で公開されている文書に記載された情報と一 致するとは限らないことについて

原告らは、韓国等で同一文書が公開されているとして、請求権問題に関する文書374(乙A第125号証)、同525(乙A第274号証)、同1594(乙A第311号証)、同1744(乙A第338号証)等の不開示部分の開示を求めている。

原告らの上記主張に理由がないことは、上記(1)に述べたとおりであるが、この点をおくとしても、韓国等が保有している文書の記載内容と外務省が保有している文書の記載内容は全く一致するものではない。我が国と韓国との二国間における交渉の記録といっても、韓国政府が保有している文書の記載内容が全く一致するものではない。かかる文書には、相手側とのやり取りだけでなく、当方の評価、分析、判断なども記載されることがあるからである。したがって、本件対象文書の中にこのような情報が記載されている文書が存在しないか、存在した場合、これを公にすることによって相手国である韓国政府のみならず第三国との関係においても、信頼関係を損なうおそれがないか、将来の外交交渉において不利益を被るおそれがないか等は、他国の政府がその保管する文書を公開しているか否かにかかわらず、慎重に検証する必要がある。

また,外務大臣は,各文書の開示の可否を検討するに当たり,我が国の国

益や立場を総合的に検討し独自に判断する必要があり、相手国が二国間関係に係る文書を公開したとしても、そのことのみを理由として、我が国が同様の交渉に係る文書を公開することが我が国の外交に不利益を生じさせないとは断定し得ないところである。かかる外務大臣の考えは、不開示処分等に関する諮問機関である情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成14年8月2日付け平成14年度(行情)答申第135号・13及び14ページ・乙A第384号証)においても支持されている。

したがって,この観点からみても,韓国側等で文書が公開されていることを理由に外務大臣において同一文書を開示すべきとの原告らの上記主張は理由がない。

(3) 「同種事案における処理例について」

この点,昭和31年(1956年)10月16日から同月18日に開催された当時の農林大臣河野一郎とソヴィエト社会主義共和国連邦第一書記フルシチョフとの会談の議事録等の不開示決定に対して,ロシア側の記録が公開されているなどとして異議申立てがされた件について,外務大臣から諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会は,答申において,「一般的に,二国間会談の記録は,双方が独自に作成するものであり,双方の記録文書は,その内容において同一でない場合が有り得る。仮に,二国間で継続中の交渉について,一方の当事国が自らの作成した会談記録文書を公にした場合,又はそのように解される事実がある場合において,他方の当事国が,相手国側の当該文書及び自国側の未公開の会談記録文書を,交渉において利用するかどうかも含めていかに取り扱うかは,当該当事国が,対外関係に関する専門的・技術的な観点などを踏まえて判断すべきものであると考えられる。これを本件についてみれば,ロシア側は,当該文書の公開を決定するに当たって,領土交渉における同国の立場や国益等を総合的に検討し,公にすることが国益に合致するという判断の下に当該文書を公にしたと推測されるのであって,

ロシア側が当該文書を公にしたからと言って、当該領土交渉においてロシアと異なる立場にある我が国が本件対象文書を公開すべきであるということにはならず、我が国は、我が国の国益や当該交渉上の立場等を総合的に検討し独自に判断した上で、その開示、不開示についての決定をする必要があると考えられる。」との判断を示した(平成14年8月2日付け平成14年度(行情)答申第135号13ないし14ページ)上で、前記議事録等の文書につき、「これを公にすることにより我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものと言うことができる。」とし(同答申書14ページ)、不開示は妥当であるとしている(乙A第16号証)。

本件と同様の日韓国交正常化交渉の記録の情報公開に関する裁判において,「日本国政府の作成及び保有に係る行政文書である以上,既に開示されている韓国政府作成保有に係る行政文書とすべて実質的に同一の記載内容であると認めることはできないし,(中略)このような未決定文書については,情報公開法5条3号等の不開示情報が記載されている可能性が否定できないのであり,そうすると,本件では,外務大臣が未決定文書の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められ又は開示決定をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくは濫用となると認められるということはできない。」と判示されているところである(東京地方裁判所平成19年12月26日判決34ページ,乙A第19号証)。

(4) 不開示部分の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不開示部分が 同一とは限らないことについて

原告らは,本件不開示文書の一部(朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表に関する文書1744(乙A第338号証)及び374(乙A第125号証))につき,当該文書の不開示部分の周辺部分の体裁から判断し,不開示部分の内容は文書1736(乙A第336号証)において開示されているものと同

ーであると主張する(原告準備書面(6)第4の3(1)(35ないし38 ページ)。

しかしながら,不開示部分に記載されている計数が開示部分の計数と一致すると断定できるものではなく,計数が異なれば請求金額の推計額も異なり得るところである。しかも,これらを全て公にしてしまえば,北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるものである。

したがって,計数表の不開示部分の周辺部分の体裁が公開済みの計数表 と類似していることをもって当該不開示部分を開示すべきとの原告らの上 記主張は失当である。

(5) 日本に所在している韓国の文化財の中に存在が知られているものがあるとしても,法5条3号の不開示事由に該当しないことについて

原告らは,日本に所在している韓国の文化財の中にはその所在が知られているものが多いほか,韓国側において公開された文書の分析・研究によってすでに文化財返還に関する交渉過程,文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等が指摘されているところであるから,日本に所在する韓国の書籍の書名,冊数,文化財の品名,発見場所,数量等を記載した目録,文化財問題に関する法律解釈の方針,問題点,対策,解決策等を政府部内で検討した内容,経過等を不開示とした外務大臣の決定には理由がないと主張する。

しかし,上記したとおり,韓国側において公開された文書の内容が我が 国の保有する情報と一致するとは限らないから,原告らの主張はその前提 において理由がない。

仮に,上記文書のうち一致するものがあったとしても,それが法5条各号所定の不開示情報に該当する限り,その開示が禁止されることになることは上記(1)に述べたとおりである。我が国における情報公開の在り方については,法に基づき,我が国独自の見地から行うべきであり,外務大臣

はかかる見地から各文書について不開示との結論を導いたものであり,そ こに裁量の逸脱濫用は認められない。

因みに、今後も、文化財をめぐる問題が日韓間の議論の対象として持ち出される可能性が排除されたとは言い難く、むしろ、現在もなお、日韓図書協定を契機に、韓国国内においては文化財についての関心はますます高まっているのが実情である(乙A第385号証ないし乙A第408号証参照)。

(6) 相手国からの要請があったとしても,外交当局は,その情報を開示すると は限らないことについて

原告らは,請求権問題に関する具体的な数字については,日朝国交正常 化交渉において北朝鮮側から要請があれば開示しなければならなくなる以 上,開示すべきであると主張する。

しかしながら,一般に,外交交渉においては,原告ら主張のような対応 はとられていない。仮に交渉相手国からある情報につき開示要請があった としても,それに応じるか否かは高度に政治的な判断であり,我が国の外 交当局は,当該情報を開示するか否かを含め,広範な交渉の方途を持つも のであり,そうすることが,正に国益に適うのである。

よって、原告らの上記主張は、その前提において理由がない。

第3 時間の経過について

- 1 長時間が経過した文書であることを,法5条3号及び4号の該当性判断にあたって当然に斟酌すべきであるとする原告らの主張が失当であることについて
 - (1) 原告らの主張(原告準備書面(1)第4の1(23ページ))

本件文書(訴状目録1ないし3の各行政文書)は,すでに訴状で述べたように,1951年に日韓国交正常化交渉(日韓会談)が開始されてから1965年に日韓基本条約が締結されるまでの会談議事録やその準備資料であ

る。すなわち現在2009年までに、その文書の始期からは実に58年、その終期からは44年の時間を経過している文書である。このことは、日韓会談のあった時期(例えば1955年)に、日露戦争(1905年)を振り返るに等しい時間(50年)の経過があることを示している。被告の主張は、たとえて言えば、日露戦争当時の対朝鮮半島の外交交渉の記録が、日韓国交正常化交渉に影響を与えるから開示できないと主張するに等しい荒唐無稽なものである。

そのような約半世紀を経た外交交渉の記録は,第1に,歴史的文書として,歴史的研究の対象とされる性格の文書である。第2に,そのような歴史的文書が現在の外交関係に何らかの影響を与えることは,特別の事情がなければ通常あり得ない。第3に,今日の民主的な社会においては,(中略)ICAの30年公開原則に熊らしても明らかなように,そのような歴史的な外交文書は,学術的のみならず民主的な検討の対象とされるべきものである。そして第4に「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」情報公開法の趣旨に照らせば,このような歴史的文書は,その公開がもたらす害悪が具体的かつ蓋然性をもって示されない限り,一律にその公開が要求されるべきものである。

(2) 被告の反論(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))

法5条は,その文理からしても,不開示情報該当性の判断要素として,「行政事務の種類等の事項的要素」及び「開示することによる支障を個別具体的に判断するための定的要素」を組み合わせることを基本としているのであって,原告らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めていないところである。

このことは,法の立法過程から検討すれば,より一層明らかである。すなわち,行政情報公開部会において,時間的要素を不開示情報該当性の判断に際して考慮すべきかにつき議論がされたが,開示すべきか否かの判断は開示

請求のつど行われるものであり、ひとたび不開示とされた行政文書であっても、のちに開示請求があった場合には、情勢の変化を斟酌してあらためて開示の是非が判断されることになるのであるから、不開示情報の規定において、一定年数経過後は開示するというような規定を設けることは必要でもないし適切でもないという結論になった(「情報公開法の逐条解説」67及び68ページ)。

また,国会審議の過程では,野党から,外交・防衛情報(国の安全に関する情報)について,「『20年経過後の情報』について不開示情報から除外して公開することとするとの条項を追加する」との修正要求が行われたが,「開示・不開示の判断は,請求の都度行うべきであり,20年経過しても支障がある場合は,不開示とすべきである。」との理由で修正要求が拒否されたという経緯がある(乙A第379号証「情報公開法の解説と国会論議」65及び66ページ)。

このように,法5条の立法経過において,一定年数経過後は開示するというような規定を設ける必要もないし適切でもないとされたのであるから,法5条の不開示情報該当性の判断要素として,原告ら主張のような時間的要素を考慮することは,法5条の文理に沿わないことはもとより,その立法趣旨にも反するというべきである。

この点,東京高裁平成22年6月23日判決(乙A第381号証・8ページ)も,「控訴人らは,本件各文書が作成されてから50年以上を経過し,歴史的文書となっているから,被控訴人の主張立証責任が加重されると解すべきであると主張する。一般に,長年月が経過すれば,不開示とする根拠が減少するであろうことは認められるが,本件においては,現在我が国が直面する重大かつ微妙な問題である日朝国交正常化交渉及び日韓の竹島問題に関して本件各文書の一部又は全部が不開示とされているのであるから,長時間の時の経過が当然に不開示とする理由の相当性を減少させるとまではいえな

い。外国等との交渉においては、過去の経緯が相当の重みを持つ場合のあることは明らかであるから、時を経過した情報であっても交渉の当事者である外務大臣の第一次的判断を尊重すべき事由が減少するとはいえない。」と判示しているところである。

なお、原告らは、平成13年度諮問第82号ないし第97号の答申書(甲第106号証)第3の1「外交記録公開制度の基本方針」を引用しているが、同基本方針においては、「一部の例外としては、国の重大な利益、すなわち、国の安全、他国との信頼関係、交渉上の利益が害される場合及び個人の利益が損なわれる場合を限定し、これを公開しないこととするというものである。」と定めているところ、本件不開示文書は、いずれも、「国の重大な利益、すなわち、国の安全、他国との信頼関係、交渉上の利益が害される場合」に該当するものとして不開示決定がされたものであるから、上記各答申を前提としたとしても前記の理は何ら左右されない。

よって、「長時間が経過した文書であることを、法5条3号及び4号の該 当性判断にあたって当然斟酌すべきである。」とする原告らの主張は、同各 号の法解釈論としては成り立ち得ず、失当というべきである。

- 2 審査基準等に関する原告らの主張が事実誤認であることについて
 - (1) 審査基準は法5条各号の解釈準則にはならないことについて
 - ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第2の5(1)(2)(27及び28 ページ))
 - (ア) 外務省は,情報公開法の施行に合わせ,平成13年4月に,「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」(以下,単に「審査基準」という。甲第139号証)を制定した(平成18年3月改正)。

そして,その「I 情報公開法第5条(開示/不開示に係る基本的考 え方等)」「6.不開示情報該当性の判断の時点」において,「不開示情報 該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、『おそれ』が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。」と定め、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮することを明確にしている。

(4) 上記「審査基準」において、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮、するとは、諸外国において公文書の公開について採用されている「30年ルール」のことを指す。すなわち、原告準備書面(1)(16~18ページ)でも述べたとおり、公文書については、諸外国ではその公開について、「30年ルール」が採用されており、30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書とみなされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。諸外国においても、何らかの安全保障上の問題や外交上の問題を抱えているが、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることが一般的であることを踏まえて「30年ルール」を採用しており、外務省の「審査基準」においても、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮するという形で、「30年ルール」が採用されていることが明らかである。

なお、わが国の公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)(乙A第413号証)においても、利用請求があった場合における利用制限事由の該当性判断にあたって、「時の経過を考慮する」ことが明文化されている(公文書管理法16条2項)。公文書管理法では「30年ルール」自体は採用していないものの、「30年ルール」も踏まえた総合的な判断が行われることが前提となっている(「逐条解説 公文書管理法」ぎようせい2009年10月20日74ないし75ページ甲第1

11号証)。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の7(25ないし27ページ))

原告らは、外務省が制定した「行政機関の保有する情報の公開に関する 法律に基づく開示決定等に関する審査基準」(甲第139号証,以下「審 査基準」という。)には、「30年ルール」が採用されているとして、こ れをもって本件不開示決定処分が違法であると主張するようである。

しかし,審査基準は,外務省が法施行に併せ,行政文書の開示決定の指針を示すために策定した行政庁内部の準則であるから,同基準が,法5条各号の解釈に影響を与える余地は全くない。

上記の点をおくとしても、原告らは、審査基準において「30年ルール」なる準則(「30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書とみなされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。」原告準備書面(6)28ページ)が採用されているかのごとく主張する。しかしながら、審査基準には、上記のような規定は存在しない。審査基準においては、「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。」と規定されているにとどまる(「審査基準 .6」)。

また,法5条各号の不開示事由該当性の有無を判断するに当たって,対 象文書が作成から30年経過しているか否かは不開示事由該当性の要件と はされていない。

よって,審査基準をもって本件不開示決定処分の効力が左右されることはないから,原告らの上記主張は失当である。

なお,参考までに述べておくと,原告らの主張する「30年ルール」とは, 昭和43年(1968年)に国際組織である国際公文書館会議マドリード 大会において採択された決議における30年を経過した公文書へのアクセ スを認める勧告や,英国公文書管理法で採用されている30年を経過した文書への一部公開制限事由の不適用などを指すものと思われる。これらを踏まえた各国の具体的取組みないし運用は様々であるが,上記決議そのものにおいても,"with defined reservations when necessary"(必要な場合における制限事項)の存在が前提とされており(乙A第409号証及び乙A第410号証),現に,英国を含む諸外国における歴史的文書の公開においても,国の安全及び外交関係等につき不開示事項を設けているところである。我が国における公文書管理法においても,「一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく,あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方」により,・・・(中略)・・・「時の経過を考慮する」との文言を用いたものである」(「逐条解説公文書管理法」ぎょうせい75ページ・乙A第411号証)とされている。それゆえ,原告らのいう「30年ルール」を前提としたとしても,本件不開示文書についての不開示事由該当性が肯定されるとの結論は左右されない。

- (2) 外交記録公開に関する規則は,本件不開示決定処分と何ら関係がないことについて
 - ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第2の5(3)(4)(28ないし3 0ページ))
 - (ア) 外務省は、岡田克也外相(当時)主導の下で(当時「外交記録公開に関する規則」(平成22年5月25日 以下、単に「規則」という)を制定(甲第140号証)し、「作成又は取得から30年以上経過した行政文書については、原則として自動的に公開するとの方針に従って、第8条の規定により特定歴史公文書等として外交史料館に移管し、一般の利用に供するものとする。」(3条)と定め、「審査基準」で採用した「30年ルール」に従うことを確認している。

そして,この規則の対象は,5条において,

昭和53年12月31日までに作成されたもの

昭和54年1月1日以降に作成され,作成から30年以上経過するもの

30年未満の保存期間が満了し、委員会が選定するものとされており、現時点において、日韓会談文書が、この規則の対象になることは明らかである。

(イ) 以上からすれば、外務省は、情報公開法 5 条 3 号に関連する文書の開示・不開示の判断、すなわち「おそれ」及び「相当の理由」の判断にあたっては、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮、すなわち「 3 0 年ルール」に基づく自動公開原則を踏まえなければならないことを自らに課していることが明らかである。

したがって、本件日韓会談文書についても、当然に、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮する「30年ルール」を採用した審査基準並びに「30年ルール」に基づく自動公開原則を定めた規則(規則には、これまで既に開示請求された文書を除くなどの例外規定は全くおかれていない)に基づき、情報公開法5条3号「おそれ」及び「相当の理由」の該当性判断が厳格になされなければならない。

すなわち,本件日韓会談文書は,「30年ルール」からすれば全面公開が大前提である(公開される文書に振り分けられるべきもの)。仮に開示できない部分があるとすれば,被告は,不開示理由を厳格(具体的かつ詳細)に主張しなければならないが,第1で述べたとおり,そのような主張は全くなされていないに等しいと言わざるを得ない。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の7(25ないし27ページ)) 外交記録公開に関する規則(以下「規則」という。)は、保存期間を満了した行政文書を外交史料館に移管するに当たっての手続を定めたものであり、法に基づく本件不開示決定処分と全く関係がない。すなわち、法に 基づく情報公開制度は,原告らが主張している外交記録公開制度とはその趣旨及び対象となる文書の双方において異なる制度である。また,外務省内部の事務処理規定にとどまる規則の定めが,法5条各号の解釈に影響を与えることにならないことは,上記(1)イに述べたところと同様である。よって,規則ないし外交記録公開制度の存在をもって本件不開示決定処分の違法をいう原告らの主張は理由がない。

なお,参考までに,両制度の異同について,その概略を説明しておくこととする。

(ア) 外交記録公開制度(なお,外務省においては,昭和51年より外交記録公開を行っている。)は,平成22年5月25日に制定された「外交記録公開に関する規則」(外務省訓令第7号)(乙A第412号証)に基づく外務省独自の制度であり,その対象となる文書は,外交史料館に「移管すると判断された行政文書」(同規則2条7号)である。

同制度の下で外交史料館に移管される文書は,行政文書としての現用性を失ったため,外交史料館において移管することが適当と判断された文書である。

もとより、この規則においても、公文書管理法16条を踏まえて不開示事由を列挙しており、「公にすることにより現在又は将来にわたって具体的に国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」(同規則7条2項3号)について、非公開としているところである。

(イ) これに対し、情報公開法の対象となる文書は、現に「当該行政機関の保有する行政文書」(法3条)であり、法の下で不開示とされる文書は、法5条各号に該当する文書である。

例えば,かつては法5条各号該当性を理由に不開示とされていた文書が,

行政文書としての現用性を失い,外交史料館に移管されるとしても,当該文書を公開すれば,なお,他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ,又は交渉上不利益を被るおそれがあるときは,外務大臣は,公文書管理法及び規則に基づいて当該文書を非公開とすることとなる。以上のように,外交史料館に移管された文書の存在により,他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ,又は交渉上不利益を被ることがないのは,外務大臣が公文書管理法及び規則に基づいて必要な文書を適切に非公開としてきたことの当然の帰結なのである。

第4 その他の論点について

- 1 情報公開法5条3号の判断は,外務省のさじかげんによって変わり得るとの 原告らの主張について
 - (1) 原告らの主張(原告準備書面(6)第1の2(1)(8ページないし10ページ))

本件訴訟の対象となっている日韓会談文書は,これまで多数の開示請求がなされているが,そのうち,本件訴訟の不開示理由1に該当する文書については,その一部である「請求権問題に係る交渉のやり取りを直接記録した文書及びその付属資料」を,2003年(平成15年)に開示請求した事案があった。この開示請求に対し,外務省は,全面的に不開示とする決定をした。

この決定に対し、開示請求者の異議申立があり、情報公開・個人情報保護審査会において答申が出された(平成17年度(行情)答申第204号、甲第113号証)。その際、諮問庁の外務省は、本件訴訟とさして変わりのない次のような主張を行っていた(下線は原告ら代理人が引いた)。

「本件開示請求は,昭和26年から昭和40年にかけて,7次にわたって 開催された日韓国交正常化交渉に関する関係文書である。これら関係文書の 中には会談の記録等.協議の具体的内容等に関する文書が多数含まれている。 これら協議の具体的内容等に関する文章は,今後の日朝国交正常化交渉に際 し,北朝鮮側に我が方の対処方針を予見させ,我が方にとって交渉上の不利 益を生ずるおそれがあるため,法5条3号に基づき不開示とした。」

表題、欄外の印判、作成年月日並びに作成課及び新聞発表に係る本文のごく一部のみを開示すべきであるとの答申をしたものの、その他文書のほとんど大半の不開示を妥当とした。その理由は次のとおり、外務省の主張をそのまま容れたとしか思われないものであった(下線は原告ら代理人が引いた)。前同「本件対象文書の不開示部分には、韓国政府が実効的に処理し得る範囲に限らず朝鮮半島全般に関する財産及び請求権についての我が国の立場、見解及び対応に関する情報が含まれていると認められる。北朝鮮との財産及び請求権に関する諸問題は依然として未解決であり、今後の日朝国交正常化交渉において協議されるものであることにかんがみると、本件対象文書に記載されている朝鮮半島に存在する財産及び請求権に係る諸問題を解決するための処理・検討作業の中での我が国の立場・見解並びに対応及び財産権問題の処理方法等を明らかにすれば、今後の日朝国交正常化交渉において、我が国が取り得る立場が明らかになり、当該交渉に好ましからざる影響を及ぼし得るものである。」

しかし、この答申で対象となった文書は、原告らの開示請求対象文書に該当している文書と重複していたが、原告らの開示請求に対して、外務省は、すぐさま手の平を返して、その大半を開示した。この答申の2003年(平成15年)の開示請求と、本件訴訟の2006年(平成18年)の開示請求との間に、わずか3年の期間の違いがあるのみである。この間、日本と北朝鮮との間の外交交渉には何ら進展がなかったにもかかわらず、具体的な協議の内容に関する公開の範囲に大幅な差が出たのは、外務省の単なる方針の変更にほかならない。

情報公開法5条3号の「他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と外務大臣が認める判断は、このように外務省のさじかげんによって変わり得るものであって、そこに客観的で実証に耐えうる判断がなされているわけではない。この答申と本件訴訟の原告らの開示請求に対応する開示決定等の結果の間の差異は、「他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という条文体裁が、実際には、行政機関の長の場当たり的な裁量権の行使によるものにすぎず、外交に関する情報公開を著しく妨げている実態を明るみに出した1例である。

(2) 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(2)(31ないし33ページ)) 原告らは、外務省が3年間でさしたる事情の変化もないのに開示決定を変更したとして、これをもって、行政機関の長の場当たり的な裁量権の行使によるなどと論難するが、外務大臣は、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図る」(法1条)という情報公開法の目的と、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法5条3号)を常に比較考量し、政策的・専門的・技術的見地から総合的な判断を行っているものであり、本件開示にかかる判断も、このような総合的見地からなされたものである。

原告らの上記主張は,上記のような諸事情を踏まえたものではなく,単に 3年という時の経過のみに着目して外務大臣の判断を論難するものであって 正鵠を射た批判とはいえない。

なお、原告らがいう「平成15年(2003年)の開示請求」は、平成1 3年(2001年)に開示請求がされ、平成15年(2003年)に開示決 定が行われた案件を指していると解されるので、念のため申し添える。

2 裁判所においてインカメラ審理が認められていない以上,外務省の主張立証は,より具体的である必要があるとの原告らの主張について

(1) 原告らの主張(原告準備書面(6)第1の2(3)(11ページ及び12ページ))

上記1(1)で指摘したとおり、わずか3年間の間に、不開示から開示へと 結論が変わった事案において、不開示を是とした審査会のように、外務省の わずか2、3行の抽象的な理由のみによって不開示決定が維持されるならば、 行政機関の判断に対し、およそ司法的統制が働く余地はなくなることとなる。

審査会と異なり,裁判所においてインカメラが認められていない以上,外 務省の主張立証は,審査会におけると同等の程度のものでは足りず,より具 体的である必要がある。

裁判は開示請求者にとって法的に争いうる最終の手段であり,主張立証責任も当事者が公正で公平な攻撃防御をなしうるものでなければならない。

(2) 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(3)(33ページ))

原告らの主張の趣旨は必ずしも判然としないが、法は、不服申立手続においていわゆるインカメラ手続を採用した(情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項)上で、訴訟手続における主張・立証の在り方について特段の規定を設けていないことからすれば、法は、原告らの主張するような特段の取扱いを行政機関に求める趣旨でないものと解するのが合理的である。

よって,原告らの上記主張には理由がない。

3 情報公開法改正案についての原告らの主張について

(1) 原告らの主張(原告準備書面(6)第5の3(70及び71ページ))

「行政透明化チームとりまとめ」第2,3において,情報公開法5条3号の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の文言について,「司法による適切な事後審査を可能とするため,『おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』とあるのを,例えば,それらの『おそれがある情報』と改める。あるいは『相当の理由』を厳格化し,『十分な理由』に改めるなどの改正を行なう」とされており,本件

において被告が主張するような広範な行政機関の長の裁量権はもはや認められない方向に進んでいる。

(2) 被告の反論

原告らが引用している「行政透明化チームとりまとめ」は,内閣府行政刷新会議に設置された行政透明化検討チームが取り纏めた情報公開法一部改正法案に関する作業結果であるが,同法案は国会に提出されたものの,現時点では施行の具体的見通しが立っていないところ,かかる法案に言及する原告らの上記主張は失当である。

第5 本件不開示文書にかかる不開示理由について

1 はじめに(被告準備書面(1)第3の5(23及び24ページ))

本件不開示文書にかかる不開示理由は,以下のとおり,8種類に分類されている。ただし,不開示理由7に該当する各不開示文書については,原告らより, 当該不開示部分に関する訴えの取り下げがあった(原告準備書面(2)2ページ)。

2 不開示理由の類型

(1) 不開示理由 1 (該当条項:5条3号)

不開示理由1は,日本と韓国との間での交渉の協議の様子,政府部内での検討の様子が子細に記されており,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあるとして法5条3号に該当するものである。

(2) 不開示理由 2 (該当条項:5条3号,6号)

不開示理由 2 は,政府部内での検討の様子等が子細に記されており,公にすることにより,他国等との信頼関係を損ねるおそれがあるほか,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法 5 条 3 号及び 6 号に該当するものである。

(3) 不開示理由3(該当条項:5条3号)

不開示理由3は,現在においても日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており,公にすることにより,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとして法5条3号に該当するものである

(4) 不開示理由4(該当条項:5条4号,6号)

不開示理由4は,公にすることにより,犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか,事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条4号及び6号に該当するものである。

(5) 不開示理由5(該当条項:5条6号)

不開示理由5は,公表の慣行のない国の機関の連絡先であって,公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条6号に該当するものである。

(6) 不開示理由6(該当条項:5条3号,4号,6号)

不開示理由6は,政府部内での検討の様子が子細に記されており,公にすることにより,他国等との信頼関係が損なわれるおそれ,国の安全を害するおそれがあり,また,犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条3号,4号及び6号に該当するものである。

(7) 不開示理由 7 (該当条項:5条1号,6号)

不開示理由7は,個人の情報であって,特定の個人を識別することができるものであり,また,公にすることにより,外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条1号及び6号に該当するものである。

(8) 不開示理由 8 (該当条項:5条1号,3号)

不開示理由8は,公にする慣行のない個人の情報であり,また,公にする ことにより,他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして法5条1 号及び3号に該当するものである。

以下では不開示理由1ないし6及び8に該当する各不開示文書について, 原告ら及び被告双方の総論的な主張並びに各文書ごとの不開示部分及び不開 示理由の主張のやりとりを整理した上で,原告らの主張に対して反論する。

第6 不開示理由1について

1 総論

不開示理由1に該当する文書は日韓国交正常化交渉に関連し,文化財,法的地位,請求権等の問題について行った韓国側との交渉の様子やその評価,政府内部での検討の様子,日本政府の具体的見解などの内容を含むものであり,不開示理由1に該当する文書を開示すれば,今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において,北朝鮮側に我が国政府の立場の交渉上の戦術等の「手の内」を明かすことにつながり,よって日本政府の交渉上の立場を不利にする蓋然性が極めて高い。以下,不開示理由1に関する双方の主張を整理した上で,原告らの主張に対して反論する。

(1) 「手の内論」について

- ア 原告らの主張(原告準備書面(1)第4の3(25及び26ページ),原 告準備書面(6)第3の2(31ないし34ページ))
 - (ア) 対北朝鮮をめぐる日本外交に与える影響について

被告は,本件文書の公開がもたらす外交上の不利益として,「対北朝鮮をめぐる日本外交に与える得る影響」(下線引用者)をあげている。その具体的内容は,日韓会談における会談の内容や検討状況が公開されれば,「日朝交渉における我が国政府の外交戦術というべき『手の内』を北朝鮮側に予測させることになる」というのである。

しかし,まずもって日韓会談においては,被告が主張するような「外 交戦術というべき『手の内』」がそもそも存在したのか,それがいった い何に関する事項を指すのか,不開示事由の存否の検討に当たっては明確にされるべき点である。たとえば,日韓会談の請求権問題の交渉において日本がとった「外交戦術」,すなわち韓国側の請求に対してその細目や裏付けとなる資料を要求したり日本側の財産返還請求権を対峙させることによって韓国側を疲弊させ,一括の経済協力方式による解決に誘導していく,といった手法は,日韓会談当時においても,その後においても広く知られたものであった。

被告の主張は,以下のとおり理由のないものである。今日も未解決の 北朝鮮との国交正常化交渉に関していえば,外交関係も国際政治状況も 異なる半世紀以上も前の韓国との交渉に際して検討された内容が,その まま北朝鮮との交渉においての日本政府の検討内容となるわけではな く,日本政府もそれに拘束される理由は何ら存在しない。それゆえ半世 紀以上も前の日韓会談の内容が,今日の北朝鮮との交渉においても北朝 鮮側に「手の内」を予測させる等というのは,あまりにも誇張を重ねた 主張であるといわざるを得ない(原告準備書面(1)第4の3(25及 び26ページ))。

(イ) 日韓会談と日朝交渉の歴史的位置づけの相違等

a 日韓会談は東西「冷戦」の真只中に行なわれたものであり,日朝国 交正常化交渉は,それが1991年(平成3年)に始まったことから も分かるとおり,冷戦後の国際政治構造の中でなされているものであ る。この点については,以下の論稿が,違いを非常によく表している。

「日韓と日朝の交渉の間には大きな違いもあるわけです。日韓交渉 は冷戦の真っ直中で行われたものであって,日韓関係はもちろん直接 的な同盟関係ではありませんけれども,当時の反共自由主義陣営の一 員としてアメリカという共通の同盟国によって直接もしくは間接に媒 介された関係,・・・いわゆる「擬似同盟関係」であったために,冷戦 において反共自由主義陣営の結束を強化するために日本と韓国が経済協力することでお互いの経済発展と政治的な安定を確保するという目的が優先されたわけです。」、「それに対して日朝国交正常化交渉というのは、冷戦の中で起こっているのではなくて、91年に始まったということにも現れていますように、ポスト冷戦という状況の中で起こったわけです。したがって、日韓と日朝との間には大きな違いがあります。日韓交渉を促進したのはもちろんある種の経済的な利害関係というものもあったわけですが、それに優るとも劣らず重要な促進要因になったのは、冷戦だったわけです。しかし、日朝交渉というのは日韓に比べると交渉を促進する力というものはやはり弱いのではないかと思います。まあ、これは経済的な問題にしてもそうですけれども、それから国際政治の力学としてもまたまだ弱いと考えられます。」(甲第126号証33~35ページ)。

外交交渉において,交渉時の国際政治状況や国際政治力学の影響が極めて大きいことは周知の事実である。ある「手の内」も特定の国際政治状況や特定の国際政治力学の中では有効かもしれないが,それと大きく異なる国際政治状況や国際政治力学の中では無意味となる場合がある。上記のことからすれば,被告が,対北朝鮮に対する「手の内」と考えている不開示情報も,その程度のもの(無意味なもの)であると言わざるを得ない。

b 次に,日韓会談後半世紀の間に,日本の「歴史認識」及び植民地支配に関する考え方は大きく変化している。すなわち,日朝国交正常化交渉は,「村山談話」並びに,それを踏襲した「日韓共同宣言」,「日朝平壌宣言」及び「菅談話」における「歴史認識」や植民地支配不当論に立脚して交渉が進められなければならない。日韓会談の時点と大きく異なっており,この点からも,被告が,対北朝鮮に対する「手の内」

と考えている不開示情報が、日朝国交正常化交渉では、有効性を失っていると言わざるを得ない(以下略)(原告準備書面(6)第3の2(3 1ないし34ページ))。

イ 被告の反論(被告準備書面(10)第3の2(1)(21ページ))

(ア) 北朝鮮は、「日本国との平和条約」の発効に伴い日本国から分離した地域であるという歴史的経緯及び法的地位において韓国と同じであり、それゆえ、未だ国交関係が樹立されていなかった日韓会談当時の日韓両国間に存在していた法律関係は、現在の日朝関係と極めて類似している。

実際,将来,日朝間で実施されることになる日朝国交正常化交渉において取り扱われる問題は,財産・請求権問題,経済協力問題,在日朝鮮人問題及び文化財問題等であり,本件不開示文書における日韓国交正常化交渉に関係する問題とほとんど同一である。

それゆえ,日韓国交正常化交渉の当時に日本政府部内で検討した事項 及びその内容や収集した具体的なデータ並びに当時の韓国政府との外交 交渉のやり取りの詳細な内容等が記載されている本件不開示文書が開示 されれば,北朝鮮側がその内容を知り得ることになり,今後の対北朝鮮 外交において,日本政府が不利な立場に立つ蓋然性は高いことが明らか である。

したがって,当時の日韓関係と現在の日朝関係との類似性を無視し,「半世紀以上も前」という時間的経過のみを理由として,日韓会談当時に検討された内容は将来における日本政府の日朝正常化交渉等北朝鮮との外交関係に何の影響を及ぼさないとする原告らの主張は,合理的な理由に基づくものではなく,失当である。

(イ) 日韓会談に関する文書の開示が、これにより、北朝鮮側に我が国政府の立場の交渉上の戦術を明かすことにつながり、よって日本政府の交渉上の立場を不利にする蓋然性が極めて高いことは、上記において説明し

たとおりである。原告らの上記主張は,日韓会談当時と現在の日朝関係をめぐる国際情勢や日本政府の歴史認識とを比較するという独自の視点から述べたものにすぎないものであって,日韓国交正常化交渉後の独自の視点に基づく状況の変化をもって,請求権問題に関する検討内容の「手の内」としての有効性が失われているとする原告らの上記主張は一面的であると言わざるを得ない。

外務大臣は,法5条3号に規定する「国の安全が害されるおそれ,他 国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは 国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある行政機関の長が認めるこ とにつき相当の理由がある」か否かを政策的,専門的及び技術的な見地 から総合的に判断しているのであって,原告らの上記主張は,本件不開 示決定処分に裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的な 事実を主張立証したものとは言えないことは明らかである。

(2) 韓国政府による文書公開を踏まえた原告らの主張について

ア 原告らの主張(原告準備書面(1)第4の3(25ページ))

日韓会談の内容は,訴状ですでに述べたように,韓国側がその文書を全面公開することによって明らかとなっているのであり,日本側が国交正常化交渉において取った対応は,現在では,すべて北朝鮮において入手可能な情報である。

イ 被告の反論(被告準備書面(10)第3の2(2)(21及び22ページ)) 日本政府が保有している日韓会談関係の文書の中には,韓国政府が認識 し得ない日本政府部内で検討,協議された資料等があるのであるから,原 告らの上記主張は理由がない。

(3) 日朝平壌宣言を踏まえた原告らの主張について

ア 原告らの主張(原告準備書面(1)第4の3(26ページ),同(6)第 3の2(31ないし34ページ))

- (ア) 北朝鮮との国交正常化交渉における請求権問題については,日朝平壌 宣言(乙15)において,財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原 則に従い,経済協力の枠組みができている。それゆえ日韓会談における 賠償額に関する試算や検討内容は,北朝鮮との国交正常化交渉において ほとんど意味を失っている(原告準備書面(1)第4の3(26ページ))。
- (イ) 日韓会談における最大の問題は,請求権問題であったが,日朝国交正常化交渉においては,「日朝平壌宣言」第2項において,北朝鮮が経済協力方式に従い,請求権を放棄することで決着がつけられている。

「日朝間の合意は,小泉訪朝時の日朝平壌宣言がすべてであり,それ以上でもそれ以下でもない。」(甲第142号証 田中均「プロフェッショナルの交渉力」[講談社2009年3月]159ないし160ページ)のである。

この点については,以下の論稿がポイントをついている。

「日韓交渉において、・・・やはり最大の問題は、いわゆる請求権問題と呼ばれるものだったわけですね。つまり、植民地支配によって生じた経済的な関係にどのような形で決着をつけるのかということです。・・・ただ、日朝に関しては、・・・この請求権問題、どういう名目でどれだけの金額を日本が北朝鮮に移転するのかという問題に関しては、実は2002年の日朝平壌宣言で、北朝鮮側が日韓方式、つまり経済協力方式に従うことで、最大の難関と思われていた問題に決着がつけられるという状況になっています。その意味で言いますと、日韓の最大の難関であった問題が日朝に関してはクリアされていると言っても過言ではないと思います。」(甲第126号証・33ないし35ページ)。

一方,現在及び将来における日朝国交正常化交渉において最もネックとなっているのは,既に述べたとおり,「核問題」や「拉致問題」である。これらの問題は,日韓会談当時は発生していなかった新しく解決困

難な問題であり、しかも、これらの問題は、日朝二国間のみで到底処理できる問題ではなく、六者協議の当事国も含めた多角的外交交渉を駆使して臨まなければならないものである(特に北朝鮮は、米国、中国の動向を気にしており、日朝国交正常化交渉は、米国、中国の動きを踏まえ取り組まなければならないことは明らかである)。

以上のような状況においては、半世紀前における、請求権問題を中心とする日韓会談において検討された、解決に向けて日本政府部内で具体的に検討した内容や具体的なデータに基づく具体的数値、検討経過、検討結果、試算等は、北朝鮮との交渉における「手の内」としての有効性は失っていると言わざるを得ない(原告準備書面(6)第3の2(33及び34ページ))。

- イ 被告の反論(被告準備書面(10)第3の2(3)(4)(22及び23ページ))
 - (ア) 財産・請求権問題と経済協力問題は、いずれも、日本政府の予算が関係する問題であるという点で共通しており、今後の日朝国交正常化交渉において、日本政府が北朝鮮当局との間で個別具体的な事項について協議等を要することになる問題であるから、既に解決済みの問題などといえるものではない。

したがって,財産・請求権を相互放棄するとの日朝平壌宣言を前提としても,日朝間の経済協力問題に関する外交交渉においては,日本政府部内で検討した日韓会談当時における財産・請求権問題についての試算及び検討内容が重要な資料となり得るのであり,北朝鮮当局にとっては,日朝国交正常化交渉において,日本政府に対し,経済協力資金等として要求する金額の「相場」を把握するための材料となるものであるから,このような情報が開示されれば,北朝鮮側がその内容を知り得ることになり,今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な

立場に立つ蓋然性は高い。

(4) なお,上記(1)イ(ア),(2)イ及び(3)イ(ア)について,前掲東京高 裁平成22年6月23日判決(乙A第381号証・8ページ)及び同判 決が引用する原判決(乙A第380号証・20ないし22ページ)は, いずれも同趣旨の同事件原告(控訴人)の主張を排斥している。

(4) 試算方法を不開示とする理由がないとの原告らの主張について

ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第3の3(2)(43ページ))

被告が不開示としている試算方法について言えば,当該試算方法が合理的なもの(どこに出しても説得力のあるもの)であれば,それを全面公開して北朝鮮が知るところとなっても,日朝国交正常化交渉上何らの支障もない(その試算方法をもって,北朝鮮と堂々と交渉すればよい)。

一方,試算方法に合理性がないならば,そもそも日朝国交正常化交渉の場では使えないはずである。日朝国交正常化交渉で使えないのであれば,そもそも「手の内」情報ですらないのであり,全面公開することに日朝国交正常化交渉上何らの支障もない。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(4)(33及び34ページ))

原告らは,あたかも「合理的な試算方法」が唯一無二であるかの如くに主張するが,外交交渉におけるこの種の試算に当たっては,種々様々な考慮要素を勘案した上,政治情勢や今後の両国間の関係等をも踏まえた試算がなされるのであり,そこでいう試算方法については,時と場合に応じて,様々なものがあり得るのであり,もって,柔軟かつ機動的な交渉の実施が可能となるのである。しかして,過去に,我が国がいずれの試算方法を韓国との間で検討したかが明らかとなれば,我が国の外交当局が北朝鮮との関係で用い得る試算方法は限局されたものとならざるを得ないから,我が国の交渉材料はそれだけ失われ,ひいては国益を損なうことにすらなりかねない。

以上に加え,前記のとおり,財産・請求権問題の歴史的な性格上,半世 紀前の日韓国交正常化交渉当時の検討内容が依然として重要な価値を持つ ことは明らかである。

よって、請求権の試算方法の合理性・不合理性のみを捉えて北朝鮮との交渉上の利益が損なわれるおそれがないとする原告らの上記主張は理由がない。

- (5) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響についての原告らの主張 について
 - ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第3の3(3)(43ないし47ページ))
 - (ア) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯は既に明らかであること

「吉澤意見書」(甲第137号証・10ないし20ページ)及び「日韓会談と[請求権問題]」(李洋秀 甲第145号証)(全体)のとおり、請求権問題に係る金額等の交渉経緯については、既にほとんど明らかになっており、請求権問題に係る日本側の金額及び試算方法等は、もはや、北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値は失われていると言わざるを得ない。

(イ) 請求権問題に係る金額決定における米国の影響

請求権問題について,経済協力方式に基づく「無償供与3億ドル,有 償援助2億ドル」の合意については,いわゆる金・大平会談にいたるま でに日韓の間でさまざまな金額等の交渉があったことは事実であるが, その金額の決定については,米国の意向・影響力が大きく反映されてい た。(中略)

(ウ) 要するに,被告が不開示情報としている請求権問題に関わる金額等は, 米国の意向・影響力で決まったのであり,日本側の金額及び試算方法等 のみを「手の内」情報として不開示とする理由はないと言わざるを得な *د*ا ،

そもそも,既に述べたとおり,日朝国交正常化交渉においては,「核問題」等の存在から,日韓会談のとき以上に米国の影響力は大きい。さらに中国の影響力も大きいのであり,日韓会談における請求権問題に係る日本側の金額及び試算方法等が開示されたとしても,もはや,北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値は失われていると言わざるを得ないのである。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の9(4)(33及び34ページ)) 上記の各文書を開示することの弊害については,上記(1)イ,(2)イ 及び(3)イのとおりである。

また、原告らは、当該本件不開示文書について、米国の意向・影響力で 決まった金額及び試算方法等であることを理由として不開示事由に該当し ないと主張するようであるが、当該事情が、いかなる理由で当該不開示文 書の法5条各号の不開示事由該当性を失わせることになるのかは、原告の 主張そのものとしても全く不明である。

この点,原告らの主張を,外務大臣の裁量権行使における逸脱又は濫用をいうものと善解したとしても,前記原告らが主張している事実は,請求権問題の立法過程における米国の意向・影響力に関する原告らの認識にすぎず,本件不開示決定処分に関する外務大臣の裁量権の逸脱又は濫用に関する具体的事実についての主張・立証がなされたものとは到底いえない。

(6) 在日韓国人問題

ア 原告らの主張(原告準備書面(6)第4の2(57ないし61ページ) 日韓法的地位協定によって生じた問題は、その後の立法措置等によって解 決されているから、在日コリアンの法的地位・処遇に係わる本件不開示文 書は、法5条3号の不開示事由に該当せず、当該文書を不開示とした外務

よって,原告らの上記主張もまた理由がない。

大臣の不開示決定処分は違法であり,取り消されなければならない。

イ 被告の反論(被告準備書面(13)第1の4(3)(15及び16ページ))

現在においても、日韓間においては在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協議が継続的に行われており、平成23年(2011年)6月には「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され、特別永住者に当たる在日韓国人の待遇(外国人登録法関係の問題、地方公務員採用の問題、公立学校の教員採用の問題、教育問題等)について議論が行われた(乙A第451号証)。

北朝鮮についても、同様に、平成14年(2002年)の日朝平壌宣言において、「在日朝鮮人の地位に関する問題(中略)については、国交正常化交渉において誠実に協議する」ことされている。

このように,在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた 現在においてもなお,日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法 的地位に関する日本政府の見解は,韓国側と上述したような協議を行う上 でも,また,北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論 する上でも,日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得 るものである。それゆえ,これに関連する情報が記載された文書が開示さ れれば,日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るお それがあることは明らかであって,その旨の外務大臣の判断には,十分な 合理性がある。

2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張

(1) 拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸(文書624・乙A第179 号証,番号1,通し番号1-1)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書624(乙A第179号証,番号1,通し番号1-1)は,昭和27年10月30日付け及び同年11月19日付けで下関入国管理事務所長が作成した「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」及び「拿捕漁船(最上丸,京志丸)引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」と題する文書であり,わが国が拿捕した韓国籍漁船の引き取りを韓国政府に要請していることについて,日本政府の対応等に関する上記入国管理事務所内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

文書624のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は17ページ (-17-)の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書 面」中の2行目ないし6行目までの6か所(なお,最終行に記載された 韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱 岐郡」以下の肩書地の不開示部分は法5条1号による不開示部分であ る。)であり,いずれも,拿捕した韓国籍漁船「最上丸」の引取りに伴 い支払を請求する保管費用等の経費の金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書624の不開示部分に記載された各情報は,拿捕した韓国籍漁船の 拿捕,引き渡しに伴って生じた保管費用等に関する具体的な数値である。

しかして,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で, 日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するとい う事案も発生しており,その場合,北朝鮮当局との間において,検挙した 漁船の引き渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は 否定できない。しかるに,上記保管費用等として請求した具体金額が公に なれば,上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなる。

よって、上記不開示部分に記載されている情報の内容は、今後想定され

る北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると 行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準 備書面(6)6及び7ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(2) 日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)(文書638・乙A第1 80号証,番号2,通し番号1-2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書638(乙A第180号証,番号2,通し番号1-2)は,昭和37年12月25日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)」と題する文書であり,同年7月に開催された日韓外相会談を踏まえ,日韓国交正常化に向けて,日本政府としての対応を外務省内で検討した経過等が具体的に記載されている。

文書638のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は2ないし7ページ(-1-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分)及び8ページ(-2-)上から9行分であり,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題に関する日本政府の対応について外務省内で検討した経過及びそれに対する評価等が記載されている。また,同部分には,過去に韓国に拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について,サンフランシスコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見,想定される国内への影響,及びそれへの対応策が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書638の不開示部分に記載された各情報は,いずれも,日韓会談における財産・請求権問題,特に,韓国に拿捕された日本漁船の返還請求に関して関係各省が提示した具体的な解決策ないし見解及びそれに対する外務省の評価である。

しかして,前記のとおり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ,当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書638(乙A第180号証)の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)7及び8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(3) 日韓会談における船舶問題の処理方針(文書639・乙A第181号証,番号3,通し番号1-3)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書639(乙A第181号証,番号3,通し番号1-3)は,昭和3

9年付けで外務省が作成した「日韓会談における船舶問題の処理方針(案)」 と題する文書であり、韓国による日本漁船の拿捕問題について、日韓双方 の主張、今後の処理方針について外務省の見解及び関係各省の対立的見解 等が具体的に記載されている。

文書639のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は6ないし12ページ(-5-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載されている部分)であり,上記文書638の不開示部分2ないし7ページ(-1-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分)と同一内容である。

不開示部分の内容をふえんして説明すると,同部分には,過去に韓国に 拿捕された日本漁船についての請求権の取扱方針について,サンフランシ スコ平和条約及び我が国国内法令との関係を踏まえた各省の意見,想定さ れる国内への影響,及びそれへの対応策が記載されている。

(イ) 不開示理由

現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされれば,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書639(乙A第181号証,番号3,通し番号1-3) の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今 後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするお それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5 条3号)(被告準備書面(6)8ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると,今後の北朝鮮との国交正常化交 渉においては,今後,個別の懸案を個々に精査していくこととなる可能 性は否定できず,その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の 問題も含まれ得るところ,当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって,当該部分は,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(4) 韓国の対日請求要綱関係資料(文書374・乙A第21号証,番号4,通し番号1-4)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書374(乙A第21号証,番号4,通し番号1-4)は,大蔵省(当時)及び外務省等が作成した内部文書であり,日韓間の財産・請求権問題について,日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

文書374のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は12ないし15ページ,16ページ直後の1枚,19ページ,22ページ,25ページであり,いずれも,上記関連資料として,具体的な情報に基づく具体的数値が記載された部分である。具体的には,文書374の不開示部分には,韓国の個人又は法人が保有していた日本の有価証券の具体的な金額,韓国で焼却された日銀券の金額,被徴用者の人数等,請求権金額の算出の基礎となり得る情報が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書374の不開示部分に記載された各情報は,いずれも,日韓会談における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値で

あり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見することとなり、今後の我が国政府の北朝鮮との交渉において、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり、我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(1)26及び27ページ)。

イ 原告らの反論

文書374には「外務省」の表題の後,資料のタイトルである「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と記載され,不開示情報である表の右肩部分には,「昭和37年1月23日」の日付と「北東アジア課」という記載があり,不開示情報である表の下部に「厚生省援護局調査による」との記載がある。当該表とタイトルを見れば,不開示情報の具体的な内容は,日本陸軍・海軍における朝鮮人軍人軍属について,その復員数と死亡者数をまとめた表であることがわかる。

これに対し、文書番号1744(被告準備書面(9),乙A第338号証,番号205)の8枚目(甲第143号証の28枚目)においても、同様の資料が不開示とされており、こちらは厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」である。こちらについては、文書374-25枚目と異なり、表の中の身分事項である「軍人」「軍属」と「計」の部分は不開示になっていない。

文書374-25枚目の表の下蔀に「厚生省援護局調査による」との記載がある以上,両文書における表の体裁やその作成時期から比較しても, この文書1744-8枚目の情報をもとに,文書374-25枚目の表が 作成されたものであることは間違いがない。

この点,韓国側で公開された韓日会談関連文書中の文書(27巻の258枚目)に日本語で作成された資料(甲第143号証の6)があり,これは会談中に日本から公開された資料であるが,それを見ると,「朝鮮関係軍人軍属数」とあり,文書374-25枚目及び文書1744-8枚目と同じ表が記載されており,下部の注記には,「注1. 本計数は全朝鮮分であり,南北鮮の区別を行っていない。」「2. 本計数には日本在住者を含む。」と記載されている。

他方,文書番号1736(被告準備書面9,乙A第336号証,番号201)-33枚目(甲第143号証の7)においては,「軍人軍属(37年2月厚生省調)」との記載の律に「軍人」「軍属」の区別の下に「復員」数及び「死亡」数が記載されており,その数値は,すべて,韓国27巻の258枚目と同じであり,また,注記の内容も同じである。

また、甲第143号証の2の中に、厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」がある。この情報を見るかぎり、文書1736・33枚目の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

以上の通り,文書374-25枚目の不開示情報が文書1744-8枚目の不開示情報と同じであり,しかも,これらの情報は既に日本と韓国で公開されている情報であると言える(原告準備書面(6)第3の3(1)のイ(36ないし38ページ))。

ウ被告の再反論

対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって, 不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致する ものでもない。 そもそも,個々の文書の価値や重要性は,それぞれ当該文書を保有する 各国政府毎に判断されるものであり,他国が開示した文書であっても,我 が国政府が係る文書を開示することには,独自の意味あいを持ちうる。仮 に,原告らが主張するように,当該文書と全く同一の文書が韓国政府によ って既に開示したものであったとしても,我が国が国交正常化交渉を行う 北朝鮮からすれば,同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか, 当事者ではない韓国であるかは大きな差異がある。

これに加え,文書374の不開示部分には,韓国の個人又は法人が保有 していた日本の有価証券の具体的な金額 韓国で焼却された日銀券の金額, 被徴用者の人数等,請求権金額の算出の基礎となり得る情報が記載されて いる。

かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり、我が国は、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

(5) 旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件(文書375・乙 A第182号証,番号5,通し番号1-5)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書375(乙A第182号証,番号5,通し番号1-5)は, 昭和37年2月7日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「旧在日本朝鮮人連盟に対する在日韓国人の寄託金に関する件」と題する法務省民事局第五課長宛の照会文書, 同月28日付け同課長作成の上記照会に対する回答文書, 同月15日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「移入朝鮮人労務者数把握に関し協力方依頼の件」と題する警察庁警

備局外事課長宛て照会文書, 同日付け外務省アジア局長作成の「日韓会談の請求権問題に関し協力方依頼の件」と題する労働省職業安定局長宛て照会文書, 同月27日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「帰国朝鮮人労働者未収金に関する件」と題する労働省労働基準局賃金課長宛て照会文書によって構成されている。

これらの文書には,財産・請求権問題が膠着状態にあった当時の状況 を踏まえ,外務省内で事情分析及び検討を行った経過等が具体的に記載 されている。

文書375のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は8ページ(-8-)最終行の5文字及び9ページ(-9-)初行の6文字,2行目の3文字,3行目の11文字及び5行目ないし10行目であり,いずれも,第二次大戦後に帰国した朝鮮人労働者等の未収金に関する具体的な情報であり,昭和24年(1949年)12月21日付け大蔵省書簡に記載されていた金額,労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書375の不開示部分に記載された各情報は,韓国側から請求された帰国韓国人労働者の未収金の金額に関する検討の中で,大蔵省及び労働省が把握していた情報に基づいて算出された具体的な金額である。

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば,当時,我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり,未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされる。例えば,戦後帰国した朝鮮人労働者等の未収金等に関する具体的な情報は,北朝鮮が我が国に対する請求権金額を計算するに当たっての基礎情報となるものである。かかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,我が国による請求権金額の試算方法を推定するこ

とができ、それを前提としてより有利な立場で交渉に臨むことが可能になるのであって、わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書375(乙A第182号証)の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)被告準備書面(6)8ないし10ページ。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(6) 日韓関係想定問答 (未定稿)(文書376・乙A第183号証,番号6,通し番号1-6)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書376(乙A第183号証,番号6,通し番号1-6)は,大蔵 省理財局外債課が作成した昭和37年2月26日付け「日韓関係想定問 答(未定稿)」と題する文書であり,財産請求権問題に関し政府内部で 想定,検討した問答内容が具体的に記載されている。

文書376のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

17ページ(17)下から2行分

請求権として支払い得るものは十分法的根拠があるものでなければならないという我が国の立場が具体的に記載されている。

23ページ(-23-)の右葉(本文43ページ)下から6行目か

ら末行まで及び24ページ(-24-)の左葉(44ページ)初行から 5行目までの合計11行分について

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等具体的な情報に基づく数値が記載されている。

2 4 ページの右葉(4 5 ページ)2 行目から1 4 行目までの合計約 1 3 行分について

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国 人個人の契約者に支払う具体的な金額等具体的な情報に基づく数値が 記載されている。

27ページ(-27-)の左葉(50ページ)下から4行分

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在 日財産精算状況に関する具体的な情報に基づく数値が記載されてい る。

29ページ(-29-)の左葉(54ページ)4行目から8行目までの合計5行分

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券にかかる請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容が記載されている。

29ページの下3行分及び右葉(55ページ)全部について

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券にかかる請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的な情報に基づく数値が記載されている。

30ページ(-30-)の左葉(56ページ)下から6行目及び最終行ないし同ページの右葉(57ページ)7行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨にかか

る請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容 及び具体的な情報に基づく数値が記載されている。

30ページ下から4行目から31ページ(-31-)の左葉(58ページ)8行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人未収金にかかる請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記載されている。

3 1ページの右葉(5 9ページ)下から6行目から3 2ページ(-32-)の左葉(6 0ページ)10行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金にかかる請求権について日本側の主張における具体的事案に関する検討内容及び具体的な情報に基づく数値が記載されている。

32ページの右葉(61ページ)下から9行目から最終行まで並びに33ページ(-33-)の左葉(62ページ)全部及び同ページの右葉(63ページ)6行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等の具体的な情報に基づく数値が記載されている。

3 4ページ(-34-)の左葉(64ページ)下から9行目から最終行まで及び同ページの右葉(65ページ)2行目までの合計約11 行分

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金にかかる請求権について日本側の主張における具体的検討内容及び積算した金額等の具体的な情報に基づく数値が記載されている。

34ページ下から6行目から最終行まで及び35ページ(-35-) の左葉(66ページ)6行目までについて 在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求 (具体的には民間生保への請求)にかかる請求権について日本側の主 張における具体的検討内容及び積算した金額等の具体的な情報に基づ く数値が記載されている。

37ページ(-37-)右側6箇所について

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的 な情報に基づく数値が記載されている。

39ページ(-39-)の左葉(74ページ)下から約13行目から最終行まで及び同ページの右葉(75ページ)1行目までの14行分並びに同葉下から4行分について

韓国請求権の金額の算定について,大蔵省と外務省の間で著しい相 違が生じた理由について具体的情報に基づいて検討した経過等が記載 されている。

40ページ(-40-)左葉(76ページ)3行目以下の約1ページ分について

大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査 定として,具体的な情報に基づく数値が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書376の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について、具体的情報に基づいて検討した経過及びそれに基づいて試算等した具体的な数値ないし金額であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば、当時、我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり、未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり、

日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書376の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)10ないし13ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(7) 韓国国宝古書籍目録 ,日本各文庫所蔵(文書379・全部不開示(乙号証なし), 番号7,通し番号1-7)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書379(全部不開示(乙号証なし),番号7,通し番号1-7) は総数114ページで,外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した資料である。内容は,韓国国宝古書籍目録であり,「著者名」,「書名」,「数量」等の情報が各記録されている。

(イ) 不開示理由

文書379(全部不開示)に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の内部の検討資料であり、上記文書に記載されている内容は、国交正常化交渉が継続している北朝鮮との間においても問題となり、今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性がある。しかして、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、文化財問題に関する当時の我が国の関心事項が露見することになり、また、我が国が

保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなるから,今後の我が国政府の北朝鮮との交渉において我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(1)27及び28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(8) 韓国国宝古書箱目録(第二次分)(文書380・全部不開示(乙号証なし),番号8,通し番号1-8)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書380(全部不開示(乙号証なし),番号8,通し番号1-8)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した韓国国宝古書籍に関する総数159ページの文書であり、韓国において国宝に指定された古書の「著者名」,「書名」,「数量」等が各記録されている。

(イ) 不開示理由

380に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、上記文化財問題は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となり、今後の北朝鮮との国交正常化交渉において交渉の対象となる可能性があり、そうなれば同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,我が国が保有している又は保有していた書籍を北朝鮮が特定し得ることとなる。よって,上記の情報は今後想定される北朝鮮との

交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の 長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面 (6)13及び14ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(9) 日本所在 韓国国宝美術工芸品目録(文書381・全部不開示(乙号証なし), 番号9,通し番号1-9)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書381(全部不開示(乙号証なし),番号9,通し番号1-9)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した日本に所在する韓国国宝美術工芸品に関する総数55ページの文書であり,日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で各記録されている。

(イ) 不開示理由

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

よって,文書381に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)14ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(10)韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目(文書382・全部不開示(乙号証なし),番号10,通し番号1-10)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書382(全部不開示(乙号証なし),番号10,通し番号1-10)は,大韓民国駐日代表部が作成した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する総数13ページの資料であり,日韓請求権協定における韓国側の具体的提案の細目として請求権に関係する具体的な情報及びリストが記載されている。また,同部分には,日本国内で朝鮮半島由来の書籍及び工芸品を所有していると思われる団体の名称が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書382(全部不開示)に記載された各情報は,いずれも,日韓国 交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項につい て,韓国側が提案した事項の細目である。

しかして,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,同様の問題が懸案事項として顕在化する可能性が高く,そうなれば同交渉の円滑な実現が妨げられかねない。

よって,文書382に記載された情報の内容は,公にすることにより, 今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にする おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法 5条3号)(被告準備書面(6)14及び15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(11)返還請求韓国文化財目録(文書383・全部不開示(乙号証なし),番号11,

通し番号1-11)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書383(全部不開示(乙号証なし),番号11,通し番号1-1 1)は,大韓民国駐日代表部が作成した韓国文化財の返還請求に関する 資料であり,韓国側が返還請求していた韓国文化財の「品名」及び「発 見場所」等の情報が目録形式で各記録されている。

(イ) 不開示理由

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

よって,文書383(全部不開示(乙号証なし),番号11,通し番号1-11)に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(12)伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録(文書384・全部不開示(乙号証なし),番号 12,通し番号1-12)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書384(全部不開示(乙号証なし),番号12,通し番号1-1 2)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した伊藤博文が蒐集し,東 京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器に関する総数6ページの文書であり、その「品名」等の情報が目録形式で各記録されている。

(イ) 不開示理由

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

よって,文書384に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(13)河合文庫中官府記録目録(文書385・全部不開示(乙号証なし),番号13, 通し番号1-13)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書385(全部不開示(乙号証なし),番号13,通し番号1-13)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した総数9ページの文書であり,韓国において収集され,京都大学付属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等の情報が目録形式で各記録されている。

(イ) 不開示理由

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,

再度懸案事項として問題となる。

よって,文書385に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(13-2)日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391 ・乙A第87号証,番号13-2,通し番号1-13-2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書391(乙A第87号証,番号13-2,通し番号1-13-2)は,外務省が作成した「条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する文書の「関連文書」中にあり,公にしないとの条件で外部から任意に提供された文書であり,日韓国交正常化に向けた財産権請求問題,漁業問題,在日朝鮮人の国籍処遇問題,経済協力問題等を巡る日韓会談の経緯,今後の対策等が具体的に記載されている。

文書391のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は359ないし381ページ(-358-に「次ページ以下23ページ不開示」と記載された部分)で,外部から提供された文書であり,日韓間の財産請求権問題,経済協力問題について記載されている。

(イ) 不開示理由

文書391の不開示部分に記載された情報は,日韓間の財産請求権問題,経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報であるから,公にするこ

とにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある(法5条3号及び6号)。

さらに,上記文書は公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書であり,契約に関する情報が記載されていることから,公にすることにより,当該法人の正当な利益を害するおそれがある(法5条2号)(被告準備書面(4)10及び11ページ)。

イ 原告らの反論

- (ア) 原告準備書面(6)で詳述したとおり,植民地支配正当論から植民地支配不当論への日本政府の歴史認識の変化という日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化,日韓国民間での友好関係促進,日朝間での友好的国交樹立への寄与,東北アジアの平和構築への寄与といった日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性),日本の外交政策が後世の検証を受ける必然性,時の経過の考慮と30年ルール等に照らすならば,日韓会談当時の情報を,現在の国際状況のなかで公開できないとする理由に乏しいことは明らかである。
- (イ) また、日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報といっても、公表を前提としないことから即座に文書の不開示が導かれるものではない。外交文書はそのほとんどが公表を前提としないものであり、被告の主張によれば、大半の外交文書は情報公開法の不開示理由に該当することとなるが、そうした解釈が不当であることは、外交文書に様々な種類の文書があり、公開が外交に与える影響の程度に差があることからしても明らかである。
- (ウ) さらに,情報公開法5条2号の主張についても,被告は、「外部から

任意に提供された文書であり、契約に関する情報が記載されている」という理由のみによって、2号該当性を主張するが、同法5条2号ロのいわゆる「任意提供情報」は任意に提供されたとの一事をもって、不開示を認めるものではなく、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、非公開とする慣行が存在するか否かの検討が必要である。

- (I) そして、情報公開法5条2号口が設けられた趣旨が、行政機関が一方的に開示すれば、将来の協力が得られなくなり事務または事業に支障が生ずるおそれがあるとされたからであるが、約40年近く前の「契約」を現在開示すると、将来の協力が得られなくなるという関係にあるとは到底思われない。
- (オ) 加えて、法人等からの任意提供情報であることをもって、安易な不開示の判断を抑制することが必要であることはつとに指摘されており、情報公開法の改正を議論した行政透明化検討チームのとりまとめにおいても、安易な不開示の判断を抑制し、行政機関等による情報開示を一層促進するために、任意提供情報を不開示とする規定を削除する方向が示され、代わって同法5条6号の事務事業情報によって判断されることとなっている(甲第155号証)。そして、同チームのとりまとめのとおり、近く閣議決定され、国会に提出される改正法案では、任意提供情報の規定は削除されている(原告準備書面(7)第3の1(15ないし17ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 不開示部分に記載されている情報は、上記アのとおりであり、日韓国 交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件 であるから、これが明らかとなれば、北朝鮮は、その貸付条件を前提と してより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され、我が 国は、北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって、当該 部分は,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

(イ) 上記イ(ア)(エ)について

原告らは、「時の経過の考慮と30年ルール等に照らすならば、日韓会談当時の情報を、現在の国際状況のなかで公開できないとする理由に乏しいことは明らかである。」及び「約40年近く前の「契約」を現在開示すると、将来の協力が得られなくなるという関係にあるとは到底思われない。」と主張する。しかしながら、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めていない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))。

(ウ) 上記イ(イ)(ウ)(オ)について

原告らは、「公表を前提としないことから即座に文書の不開示が導かれるものではない。」及び「任意提供情報」は任意に提供されたとの一字をもって、不開示を認めるものではなく、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、非公開とする慣行が存在するか否かの検討が必要である。」と主張する。しかしながら、被告は上記ア(イ)のとおり、対象文書が法人の正当な利益を害するおそれがある不開示情報(法5条2号)にも該当することを合理的に説明して不開示としているのであって、原告らの主張には理由がない。また、被告は原告らが主張するような「法人等からの任意提供情報であることをもって、安易な不開示の判断」を行っている事実はなく、原告らの主張は失当である。

(14)日韓会談首席代表非公式会合記録(第11~15回)(文書453・乙A第184号証,番号14,通し番号1-14)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書453(乙A第184号証,番号14,通し番号1-14)は,外務

省北東アジア課が作成した昭和39年7月16日から同年8月27日までの間に行われた日韓会談首席代表非公式会合の第11回ないし第15回会合の各記録である。

文書453のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,20ページ(-20-)の5行目からの約3行分であり,同年7月23日に行われた第12回非公式会合において後宮アジア局長が国費留学生の各国割り当てに関して述べた見解が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書453の不開示部分に記載された各情報は,財産・請求権問題に 関する我が国の検討状況に触れたものであり,特に,国費留学生の各国 割り当てに関する具体的な情報に基づく数値であるが,同時に非公式会 合であるという前提の下でアジア局長が述べた率直な見解でもある。

しかして、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になることにより、当時の我が国の国費留学生の各国割り当てに関する見解が露見することとなり、同事項に係る国の施策・方針決定の経過ないし過程が詳らかにされる。そうなれば、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書453(乙A第184号証)の不開示部分に記載されている情報は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)15及び16ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(15)日韓会談重要資料集(文書525・乙A第185号証,同274号証,番号15,通し番号1-15)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書525(乙A第185号証,同274号証,番号15,通し番号 1-15)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月 1日付け「日韓会談重要資料集」と題する内部文書であり,日韓国交正 常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の過程等が記載され ている。

文書525のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, 52ページ (-51-に「次ページ不開示」と記載されている部分)の約7行分, 55ページ(-54-)の下から6行目の約1行分であり, の不開示部分には,大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表が, の不開示部分には,「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」の一項目の具体的内容及び金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書525の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値及び具体的な請求権の内容及びその金額であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公となれば,当時,我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり,未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ,わが国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極

めて高くなることは明らかである。

よって,文書525の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)16及び17ページ)。

イ 原告らの反論

文書 5 2 5 の 5 5 枚目約 1 行分及び文書 1 5 9 4 (乙A第 3 1 1号証,番号 1 7 0 ,通し番号 1 - 1 7 0)の 1 7 枚目約 1 行分は ,「AIDE - MEMOIRE on talking of the 28th May,1953」との表題がついた文書の一部分であるが ,「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目である。

既に韓国で開示されている韓日会談関連文書の中で「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書が存在し、同文書によれば、韓国側が日本語で作成してAide-Memoireと題目をつけた"メモ"形式の文書を3度にわたって日本側に提示したと記載されており、その原本が韓国側で発見できなかったので、その写本(原本は、韓国側が作成した文書であるから、手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている)を日本から受け取ったと記載されている(甲第143号証の8の1,2枚目)。そして、韓国で開示された文書(日本側から受け取った写本)と文書525の不開示部分を含む文書(甲第143号証の9)及び文書1594の不開示部分を含む文書(甲第143号証の10)を対照すれば、これらの文書が全く同一内容の文書であることは明白である。

とすると,不開示情報の内容は,「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約5億円)」であり,この情報は既に公開されている情報である(甲第143号証の8の7枚目下段)(原告準備書面(6)第3の3

(1)のウの(イ)及び(ウ)(39及び40ページ))。

ウ 被告の再反論

対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不 開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している 文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するもので もない。

そもそも,個々の文書の価値や重要性は,それぞれ当該文書を保有する各国政府毎に判断されるものであり,他国が開示した文書であっても,我が国政府が係る文書を開示することには,独自の意味あいを持ちうる。とりわけ,仮に,原告らが主張するように,当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても,我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば,同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか,当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずである。

不開示部分 には,大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表が記載されており,かかる請求額が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって,当該部分は,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

(16)日韓会談重要資料集(続)(文書526・乙A第186号証,番号16,通し番号1-16)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書526(乙A第186号証,番号16,通し番号1-16)は,外 務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年7月1日付け「日韓会談 重要資料集(続)」と題する内部文書であるところ,これは,日韓会談にお いて提出された資料集であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について 政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書526のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,90ページ(-89-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,1945年(昭和20年)8月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的内容及び金額が記載された資料(一覧表)である。

(イ) 不開示理由

文書526の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額である。

現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額が明らかになり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまう。ひいては、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書526の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)17及び18ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(17)日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)(文書531・乙A第187 号証,番号17,通し番号1-17)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書531(乙A第187号証,番号17,通し番号1-17)は,昭和39年11月1日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する漁業問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書531のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,115ページ (-115-)であり,経済協力の一環として検討されていた「漁業協力の明細」に記載された各事業の資金として算定された具体的な金額である。

(イ) 不開示理由

文書531の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において懸案事項となっていた漁業協力に関する具体的な事業について,具体的な情報に基づいて試算された事業資金の金額の具体的数値である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

不開示理由をふえんして説明すると,日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば,それが実現したものか,実現しなかったものかを問わず,北朝鮮は,それを前提としてより有利な経済協力を引き出すべく交渉に臨むことができ,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

よって,文書531の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)18及び19ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(18)日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(文書533・乙A第188号証, 番号18,通し番号1-18)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書533(乙A第188号証,番号18,通し番号1-18)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年7月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における財産・請求権に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書533のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

14ページ(-14-)13行目ないし15行目の3行分 第3次日韓会談における梁駐米大使の請求権相互放棄案に対する日 本政府の具体的な見解が記載されている。 62ページ(-62-)10行目ないし12行目の3行分第6次日韓会談における予備交渉第1回会合において伊関アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、大蔵省が試算した日本側の請求権の具体的な金額が記載されている。

70ページ(-70-)14行目の約7文字分

第6次日韓会談における予備交渉第6回会合において伊関アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、韓国側から提示された譲歩案に対して、日本側が提示した具体的な金額が記載されている。

74ページ(-74-)11行目ないし17行目の7行分

第2回大平外相・金鍾泌中央情報部長会談において討議された請求 権金額の具体的な内容が記載されている。

不開示部分の内容をふえんして説明すれば,同部分 には,個別の 請求権についての解決方針,同部分 から までには,請求権の試算 の総額等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書533の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題における懸案事項であった請求権の金額について、具体的な情報に基づいて検討した具体的見解及び金額である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

不開示理由をふえんして説明すると,不開示部分 には,個別の請求

権についての解決方針,不開示部分 ないし には,請求権の試算の総額等が記載されているところ,かかる方針及び総額等が明らかになれば, 北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

よって,文書533の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)19及び20ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(19)朝鮮関係船舶の引渡問題について(文書609・乙A第189号証,番号19, 通し番号1-19)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書609(乙A第189号証,番号19,通し番号1-19)は,外務省が作成した「朝鮮関係船舶の引渡問題について」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における懸案事項の一つであった朝鮮関係船舶引渡し問題について政府部内で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書609のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,16ページ (-16-)の左から4行目の11文字分及び38ページ(-38-) 右から5行目ないし8行目までの8文字分,9文字分,7文字分,5文字分であり,いずれも日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書609の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉に おける財産・請求権問題中の懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関 する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく具体的金額であ り,上記各情報の内容は,財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等 を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載した ものであって,我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき 金額の一部である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続してい るところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する 試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施 策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術と いうべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮 が,それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨む ことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る 蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書609の不 開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想 定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれ があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3) 号)(被告準備書面(6)20ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(20)船舶会談の対策打合会 (文書 6 1 5・乙A第190号証,番号20,通し番号 1-20)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書615(乙A第190号証,番号20,通し番号1-20)は,外務省が作成した「船舶會談の対策打合会」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書615のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,8ページ(-8-)2行目の6文字分,23ページ(-23-)5行目の11文字分,27ページ(-27-)8行目の12文字分,29ページ(-29-)8行目の4文字分及び9行目の5文字分,30ページ(-30-)1行目の13文字分,6行目の5文字分,6行目ないし7行目の14文字分,8行目の3文字分,33ページ(-33-)10行目3文字分,10行目最後の1文字ないし34ページ(-34-)1行目11文字までの12文字分,1行目最後の2文字ないし2行目4文字までの6文字分,3行目4文字分及び6文字分であり,いずれも,日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 6 1 5 の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく金額であり,財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものであって,我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書615の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)21ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(21)船舶問題 (文書619・乙A第191号証,番号21,通し番号1-21) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書619(乙A第191号証,番号21,通し番号1-21)は,外務省が作成した「船舶問題」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書619のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ(-1-)の枠外の8文字分,2ページ(-2-)1行目の9文字分及び3行目の4文字分であり,日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書619の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額を具体的な情報に基づいて試算した具体的金額で

あり、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであって、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書619の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)21及び22ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(22)韓国によるだ捕漁船の問題について (文書824・乙A第192号証,番号 22,通し番号1-22)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書824(乙A第192号証,番号22,通し番号1-22)は, 大蔵省が昭和37年12月13日付けで作成した「韓国によるだ捕漁船の問題について」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における 懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省及び大蔵省において検討した内容等が具体的に記載されている。

文書824のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2ページ(-2-)の10行目ないし19行目までの約7行分,4ページ(-4-)下から約6行分であり,いずれも韓国に拿捕された船舶の返還請求における具体的な問題について外務省及び大蔵省が検討した解決策等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書824の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する具体的な問題の解決策を外務省と大蔵省において検討した内容である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得るところ、当該請求権の処理に当たっての選択肢が明らかになれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書824の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)22及び23ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし

(23)日韓漁業問題の解決策について (文書830・乙A第193号証,番号23, 通し番号1-23)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書830(乙A第193号証,番号23,通し番号1-23)は,外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月11日付け「日韓漁業問題の解決策について」と題する内部文書であり,日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書830(乙A第193号証)のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,5ページ(-5-)の約4行分であり,韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書830の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉おいて争点となっていた領海の範囲に関する外務省の見解である。

しかして、領海の範囲に関する問題は、現在も北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、領海問題に関し当時の外務省案として提案された協定内容が明らかになり、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)23ページ)。

イ 原告らの反論

(ア)日韓会談において韓国側に協定案として提示されたものであるところ, 日本政府が他国との外交交渉において提案した内容は,国民主権の下で 批判や検証を受けるべきものである。かかる文書を秘匿し続け,過去の 外交交渉の適切性を検証する手段を奪うことは,外務省の行為として正 当性を欠く。

(イ)また、韓国では、日韓会談文書は全面公開されており、外務省案として 提案された協定内容も記録されているはずである。したがって、文書 8 30(乙A第193号証)を不開示とした外務大臣の決定は違法であり、 取り消されなければならない。(原告準備書面(6)第4の3(61及び62ページ))。

ウ被告の再反論

- (ア) 原告らは,不開示部分について,「日本政府の内部的な情報ではなく, 日韓会談において韓国側に協定案として提示されたものである」と主張 しているが,文書830の体裁を見る限り,日本政府の内部的な情報で あることは明らかであり,韓国側に協定案として提示されたかどうかは 定かでない。
- (1) 対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。そもそも,個々の文書の価値や重要性は,それぞれ当該文書を保有する各国政府毎に判断されるものであり,他国が開示した文書であっても,我が国政府が係る文書を開示することには,独自の意味あいを持ちうる。とりわけ,仮に,原告らが主張するように,当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても,我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば,同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか,当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずである。

不開示部分には,韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが記載されているところ,かかる予測が明らかになれば,北

朝鮮が同予測を前提として我が国との交渉に臨むことができる。したがって,不開示部分が公開されることによって,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があり,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

(24)外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)(文書833・乙A 第194号証,番号24,通し番号1-24)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書833(乙A第194号証,番号24,通し番号1-24)は, 外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月24日付け「外相会談に おける日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)」と題する内部文書な どであり,日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内 で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書833のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)右葉約7行分,5ページ(-5-)の右葉下から約8行ないし6ページ(-5-に「次ページ不開示」と記載されている部分)左葉2行目までの約10行分,23ページ(-22-)の右葉7行目ないし13行目までの約7行分であり,日韓間において経済協力の一環として検討されていた漁業協力の問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書833の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において懸案事項の一つであった漁業協力の問題について,外務省内において,具体的な情報に基づいて検討された解決策の試案である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続して

いるところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産 請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、我が国が検討していた韓国側への漁業協力の具体的な内容が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な協力を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書833の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)23及び24ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(25)池田総理, 朴正煕議長会談要旨(文書968・乙A第195号証,番号25, 通し番号1-25)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書968(乙A第195号証,番号25,通し番号1-25)は,外務省北東アジア課が作成した「池田総理,朴正煕議長会談要旨」と題する内部文書であり,1ページ(-1-)ないし9ページ(-9-)までの文書と10ページ(-10-)ないし17ページ(-17-)までの文書は同一内容であり,いずれも,昭和36年11月12日に開催された池田総理と朴正煕議長との間の会談内容が具体的に記載されてい

る。

文書968のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ (-3-)下から約5行目ないし4ページ(-4-)3行目までの約8行分及び12ページ(-12-)4行目からの約8行分, 5ページ(-5-)2行目ないし4行目の約3行分及び14ページ(-14-)2行目からの約3行分の4か所であるが,上記のとおり,同一内容の文書2 文書によって構成されているので,不開示部分も同一であるところ,いずれも,同会談において,池田総理が財産・請求権問題に関する我が国の見解を述べた発言内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書968の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する対日請求金額の試算等について池田総理が発言した具体的な見解である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が韓国側に述べた請求権問題解決への見解や方針が明らかにされれば、それが実現したものか、実現しなかったものかにかかわらず、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができる。

よって,文書968の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府

の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)24及び25ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(26)日韓請求権問題 (文書 9 7 1・乙A第196号証,番号 2 6,通し番号1-2 6)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書971(乙A第196号証,番号26,通し番号1-26)は,外務省条約局法規課が作成した昭和36年11月6日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する内部文書などであり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書971のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

3ページ(-3-)8行目ないし14行目までの約6行分

平和条約第4条との関係において大韓民国政府が北朝鮮地域の請求 権を代表しうるかについて具体的に検討した内容が記載されている。

8ページ(-8-)の最終行ないし9ページ(-9-)8行目までの約9行分

10ページ(-10-)2行目,4行目及び6行目ないし8行目までの約3行分

12ページ(-12-)1行目,8行目,9行目,11行目及び枠 外の5か所

13ページ(-13-)下から3行目ないし2行目までの6文字分

及び最終行の約1行分

17ページ(-17-)3行目ないし9行目の約7行分

18ページ(-18-)2行目の約1行分,3行目ないし5行目までの約2行分,6行目ないし10行目の約5行分

19ページ(-19-)1行目の約6文字分及び9行目の約7文字 分

23ページ(-23-)1行目ないし9行目までの約8行分

24ページ(-24-)3行目ないし最終行までの約8行分

25ページ(-25-)3行目ないし4行目までの約1行分

26ページ(-26-)2行目の5文字分

上記 ないし までには、いずれも、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記載されている。

46ページ(-46-)1行目ないし2行目までの約1行分

46ページ(-46-)最終行ないし47ページ(-47-)3行 目までの約4行分

49ページ(-49-)6行目ないし8行目までの約1行分

53ページ(-53-)14行目ないし16行目までの約2行分及 び18行目ないし20行目までの約2行分

上記 ないし までには、いずれも、日韓請求権問題の解決策として 提示された具体的な提案内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書971の不開示部分に記載された各情報は、「大韓民国政府が北朝鮮地域の請求権を代表しうるかについて具体的に検討した内容」、「日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額」及び「日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容」であり、いずれも日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する

請求金額の試算等について検討した経過等を具体的に記載したものである。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

また,日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば,日朝国交正常化交渉において,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ,我が国は,北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。

よって,文書971の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)25及び26ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(27)日韓予備会議開催 (文書1037・乙A第93号証,番号27,通し番号1 - 27)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1037(乙A第93号証,番号27,通し番号1-27)は, 外務省アジア局アジア二課が作成した昭和27年7月4日付け「日韓予 備会議開催に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉 に関する問題について外務省内部で検討した内容や日韓国交正常化に際 しての請求権問題解決の方途等が具体的に記載されている。

文書1037のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,11ページ(-11-)末の約2行分であり,財産・請求権問題の解決策として提案された政府の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1037の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として提案された政府見解である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1037の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)26及び27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(28)日韓国交調整処理方針 (文書1043・乙A第197号証,番号28,通し番号1-28)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1043(乙A第197号証,番号28,通し番号1-28)は,外務省アジア局アジア二課が作成した昭和27年11月1日付け「日韓国交調整処理方針」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1043のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)最終行ないし2ページ(-1-に「次ページ不開示」と記載されている部分)までの約5行分,11ページ(-10-)1行目ないし12ページ(-11-)5行目までの約10行分及び16ページ(-15-)2行目ないし4行目までの約3行分であり,いずれも,日韓国交正常化を図るため,両国間における最大の懸案事項の一つであった財産・請求権問題を解決するための方策を政府部内において検討した内容及び解決策としての提案された内容等が具体的に記載されている。また,同部分には,日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1043の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題を解決するために検討及び提案された具体的な内容である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1043の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)27及び28ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(29)日韓関係調整方針 (文書1044・乙A第198号証,番号29,通し番号 1-29)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1044(乙A第198号証,番号29,通し番号1-29)は, 外務省が作成した昭和27年12月30日付け「日韓関係調整方針(案)」 と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政 府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1044のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2ページ (-1-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,日韓国 交正常化交渉における財産・請求権問題の解決に向けた検討経過及び提 案された内容や請求権の相互放棄の方式を確認するための具体的な提案 等が具体的に記載されている。また,同部分には,日韓関係調整の転機 を創るべく作成された対処方針の一部であり,請求権問題につき相互放 棄の方式を確認するための具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 0 4 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉 における財産・請求権問題を解決するために検討及び提案された具体的 な内容である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1044の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(30)日韓會談再開に関する第1回省内打合会議事録 (文書1046・乙B第94 号証,番号30,通し番号1-30)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1046(乙B第94号証,番号30,通し番号1-30)は,外務省アジア局第二課が作成した「日韓會談再開に関する第1回省内打合會議事要録」と題する内部文書であり,昭和28年1月23日に外務省事務次官室において開催された上記会議の議事録である。

文書1046のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,6ページ (-6-)1行目ないし5行目までの約4行分,18ページ(-18-) 5行目及び6行目の約2行分,25ページ(-25-)4行目の11文 字分及び38ページ(-38-)の上部欄外の13文字分であり、いずれも、上記会議における出席者の発言内容ないし日韓間における財産・ 請求権問題を解決するための具体的な提案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1046の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、外務省内部の会議における発言であり、日韓間における財産・請求権問題を解決するための具体的な提案である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1046の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)28及び29ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1046のうち,番号10については,不開示理由2に基づく不開示部分である 10ページ(-10-)右から4行目から5行目までの約2行分及び 14ページ(-14-)右から3行目から5行目までの約3行分(被告準備書面(4)16及び17ページ)

のうちを追加開示した。なお、は不開示を維持する。

文書 1 0 4 6 のうち,番号 3 0 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 6 ページ(-6-)1行目ないし5 行目までの約 4 行分, 1 8 ページ(-18-)5 行目及び 6 行目の約 2 行分, 2 5 ページ(-25-)4 行目の11文字分, 3 8 ページ(-38-)の上部欄外の13文字分(被告準備書面(6)28及び29ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の10(12ページ))。

(31)日韓関係調整に関する関係閣僚了解 (文書1047・乙A第199号証,番号31,通し番号1-31)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1047(乙A第199号証,番号31,通し番号1-31)は,外務省が作成した「日韓関係調整に関する関係閣僚了解(案)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉にむけて日韓関係の調整を図るため,日韓間における懸案事項について,関係閣僚が検討した内容や閣議了解案の項目の一つとしての個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

文書1047のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)の10行目ないし2ページ(-2-)の1,2行目までの約4行分,11ページ(-11-)右から7行目ないし12ページ(-12-)の5行目までの約10行分であり,いずれも,日韓間における重要な懸案事項である財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1047の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交

渉における財産・請求権問題の解決策について,関係閣僚が検討した具体的内容である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1047の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)29及び30ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(32)日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱 (文書1048・ 乙A第200号証,番号32,通し番号1-32)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1048(乙A第200号証,番号32,通し番号1-32)は, 外務省が作成した「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条 約要綱(案)」、「日韓間財産請求権特別取極要綱(案)」、「漁業協定要 綱(案)」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1048のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4ページ

(-4-)3行目ないし7行目の約5行分であり、「日韓間財産請求権特別取極要綱(案)」と題する内部文書中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解、、条約の要綱案の項目の一つとして、個別の請求権問題についての提案等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1048の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1048の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)30ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(33)日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約 (文書1049・乙A 第201号証,番号33,通し番号1-33)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1049(乙A第201号証,番号33,通し番号1-33)は,外務省が作成した「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約(案)」、「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極(案)」、「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」及び「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1049のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

8ページ(-8-)4行目ないし9行目の約6行分,11ページ(-11-)右から4行目ないし12ページ(-11-に「次ページ不開示」と記載されている部分)の約12行分

いずれも、「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極(案)」と題する文書中にあり、財産・請求権問題に関する具体的な見解が記載されている。

13ページ(-12-)左から6行目から最終行までの約5行分

「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」と題する文書中にあり、日韓間における重要な懸案事項の一つであった船舶問題を解決するための具体的な試案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1049の不開示部分に記載された各情報は,いずれも,日韓国 交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題を解決するために 提案された試案である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続し ているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関 する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国 の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦 術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に 臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を 被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1049の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)30及び31ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(34)日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)(文書1053・乙A第202号証,番号34,通し番号1-34)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1053(乙A第202号証)は,外務省が作成した昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」と題する内部文書であり,「基本関係処理要綱案」,「日韓間財産,請求権問題処理要要領案」,「漁業関係処理要領案」と各題する説明資料等が添付されている。

文書1053のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,7ページ (-7-)右から5行目ないし12行目までの約8行分で,「日韓間財産,請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり,財産・請求権問題に関する個別の請求権についての見積り等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1053の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題を解決するために提案された請求権の相互放棄の例外に関する試案である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1053の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)31及び32ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(34-2)日韓会談無期休会案 (文書1054・乙A第96号証,番号34-2,通し番号1-34-2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1054(乙A第96号証,番号34-2,通し番号1-34-2)は,昭和28年6月13日,同月21日及び同月23日付けで外務 省が作成した内部文書によって構成されており,いずれも,日韓会談を 無期休会することについて久保田外務省参与らの見解が記載されている。

文書1054のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

なお, については,不開示理由2に加え,不開示理由1を追加して 主張する。

3ページ(-3-)左から1行目ないし4ページ(-4-)右から 2行目までの約3行分

李承晩大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏ま え,日韓会談の休会を検討していた外務省の見解が具体的に記載され ている。

10ページ(-10-)左から3行分

財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解が記載されている。また、戦前朝鮮半島に位置した法人が我が国に有する財産とその金額が記載されている。

17ページ(-17-)

日韓会談への対応は、李承晩大統領の後継者が知日派である可能性 もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解が記載さ れている。

(イ) 不開示理由

a 及び について

及び の各不開示部分に記載された情報は、いずれも、反日的であるとされていた李承晩大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であり、韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解である。

このような外務省内部での検討は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

したがって、このような見解を公にすることにより、韓国との信頼 関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相 当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ がある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は、日韓会談の無期休会について外 務省内部で検討した際に、日韓間における重要な懸案事項の一つである 「財産・請求権問題」について議論した際に提示された、韓国側の要求 についての忌憚のない推測的な見解や戦前朝鮮半島に位置した法人が我 が国に有する財産とその金額等である。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)17ないし19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(35)日韓交渉処理方針 (文書1056・乙A第203号証,番号35,通し番号 1-35)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1056(乙A第203号証,番号35,通し番号1-35)は,外務省アジア局第二課が作成した昭和28年7月9日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1056のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,7ページ (-7-)の左から6行目ないし8ページ(-8-)右から約3行目ま での約9行分で,「日韓交渉処理方針(甲案)」と題する文書中にあり, 財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子,我が国の見解や個別 の請求権についての見積り等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1056の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1056の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政

府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)32ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(36)日韓交渉処理方針 (文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番号 1-36)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1060(乙A第204号証,番号36,通し番号1-36)は,外務省アジア局第二課長が作成した昭和28年10月17日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり,「日韓交渉処理方針」と題する別紙,それぞれ「基本関係処理要領案」,「日韓間財産・請求権問題処理要領案」,「漁業関係処理要領案」と題する説明資料等が添付されている。

文書1060のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,8ページ (-8-)左から6行目ないし末行までの約9行分で,「日韓間財産, 請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり,財産・請求権問題 に関する政府部内の検討の様子,我が国の見解や個別の請求権について の見積り等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1060の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしま

い,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1060の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)32及び33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(37)日韓会談双方主張の現状 (文書1061・乙A第205号証,番号37,通 し番号1-37)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1061(乙A第205号証,番号37,通し番号1-37)は,外務省アジア局第二課が作成した昭和28年10月3日付け「日韓会談における双方主張の現状」と題する内部文書であり,同月22日付けで外務大臣が各在外公館長あてに参考資料として送付したものである。

文書1061のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,11ページ(-11-)5行目ないし12ページ(-12-)2行目までに記載された日韓両国の負担額を推定して日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額や個別の請求権についての見積りが一覧表形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1061の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において重要な懸案事項であった財産・請求権問題について,日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1061の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(38)日韓関係 (文書1064・乙A第206号証,番号38,通し番号1-38) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1064(乙A第206号証,番号38,通し番号1-38)は, 外務省アジア局第二課が作成した昭和29年1月11日付け「日韓関係」 と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について外 務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1064のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4ページ

(-4-)左から2行目ないし5ページ(-5-)右から1行目までの約2行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子,我が国の見解,個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1064の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1064の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)33及び34ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(39)日韓会談再開に関する提案 (文書1066・乙A第207号証,番号39, 通し番号1-39)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1066(乙A第207号証,番号39,通し番号1-39)は,外務省アジア局第五課が作成した昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書であり,日韓会談を再開するための方策について,外務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1066のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 8ページ(-8-)の4行目,5行目の約2行分, 13ページ(-13-)4行目ないし14ページ(-14-)1行目までの約3行分, 16ページ(-16-)5行目ないし9行目の約4行分(なお,16ページに記載されている英文の内容は,13ないし14ページの記載内容と同一であり,不開示部分〔16ページ5行目ないし9行目の約4行分〕の内容も,13ページ左から2行目ないし14ページ右から1行目までの約3行分の不開示部分の内容と同一である。)であり,財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1066の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として我が国政府部内において検討した内容等である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1066

の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)34及び35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(40)李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について (文書1069・乙A第20 8号証,番号40,通し番号1-40)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1069(乙A第208号証,番号40,通し番号1-40)は,外務省アジア局第五課が昭和29年に作成した「竹島領有権問題に関する外務省発表」という文書を含む「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

文書1069のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,16ページ(-16-)3行目ないし5行目までの約3行分及び19ページ(-19-)5行目ないし9行目の約4行分(なお,19ページに記載されている英文の内容は,16ページの記載内容と同一であり,不開示部分〔19ページ5行目ないし9行目の約4行分〕の内容も,16ページ右から3行目ないし5行目までの約3行分の不開示部分の内容と同一である。)であり,財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1069の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として我が国政府部内において検討した内容等である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1069の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(41)対韓関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙A第47号証,番号41,通し番号1-41)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1070(乙A第47号証,番号41,通し番号1-41)は, 外務省アジア局第五課が作成した昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針(案)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交 渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1070のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、20ペー

ジ(-20-)10行目及び最終行の約2行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子,我が国の見解,個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1070の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1070の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)35及び36ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(42)在日韓国人の法的地位及び処遇関係 (文書1146・乙A第209号証,番号42,通し番号1-42)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1146(乙A第209号証,番号42,通し番号1-42)は,外務省が作成した「第5次日韓全面会談在日韓国人の法的地位及び処遇に関する委員会における主要問題点」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書 1 1 4 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,2 4 ページ(-2 4 -) の 1 8 行目及び最終行の約 2 行分であり,在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 4 6 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解である。

しかして,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続する中で上記情報が公となれば,在日朝鮮人の法的地位問題に関する日本国政府の見解,立場が明らかになり,今後の北朝鮮との交渉に支障を来すなど交渉に不利に作用することになる。

よって,文書1146(乙A第209号証)の不開示部分に記載された情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)36及び37ページ)。

イ 原告らの反論

日韓法的地位協定によって,在日コリアンは,「協定永住」に移行するものと,従前通りの「法126該当者及びその子」のまま在留するものとに分かれたが,平成3年(1991年),日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)が制定されたことにより,かかる区別は解消された。よって,在日コ

リアンの法的地位に関する文書 1 1 4 6 の不開示部分を公開しても外交上の不利益が生じるおそれはない(原告準備書面(6)第4の2(5 7 ないし6 1 ページ)。

ウ被告の再反論

現在においても,日韓間においては在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協議が継続的に行われており,平成23年(2011年)6月には「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され,特別永住者に当たる在日韓国人の待遇(外国人登録法関係の問題,地方公務員採用の問題,公立学校の教員採用の問題,教育問題等)について議論が行われた。

北朝鮮については,平成14年(2002年)の日朝平壌宣言において,「在日朝鮮人の地位に関する問題(中略)については,国交正常化交渉において誠実に協議する」こととされている。

このように,在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお,日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解は,韓国側と上述したような協議を行う上でも,また,北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも,日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものである。それゆえ,これに関連する情報が記載された文書が開示されれば,日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあることは明らかであって,その旨の外務大臣の判断には,十分な合理性がある(被告準備書面(13)第1の4(3)15及び16ページ。

(43)日韓予備交渉(第26~30回会合) (文書1166・乙A第210号証, 番号43,通し番号1-43)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1166(乙A第210号証,番号43,通し番号1-43)は, 外務省北東アジア課が作成した昭和38年2月8日から同年3月14日 までの間に開催された日韓予備交渉の第26回から第30回までの各会 合記録である。

文書1166のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,36ページ(-36-)10行目から37ページ(-37-)3行目までの約13行分で,昭和38年3月14日に開催された第30回会合における出席者の発言内容であり,日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案ないし見解が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 6 6 の不開示部分に記載された情報は,日韓予備交渉会合において,上記交渉を積極的に推進するための提言である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 1 6 6 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(44)日韓予備交渉(第31~40回会合) (文書1167・乙A第211号証,

番号44,通し番号1-44)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1167(乙A第211号証,番号44,通し番号1-44)は,外務省北東アジア課が作成した昭和38年3月22日から同年5月30日までの間に行われた日韓予備交渉の第31回から第40回までの各会合記録である。

文書1167のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,33ページ(-33-)5行目の12文字分であり,昭和38年4月18日に開催された第35回会合における日本側の発言内容であり,財産・請求権問題について,韓国側の見解に対する日本側の評価的見解が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1167の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について、韓国側の見解に対する日本側の見解である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1167の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)37及び38ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(45)日韓予備交渉(第51~60回会合) (文書1171・乙A第99号証,番号45,通し番号1-45)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1171(乙A第99号証,番号45,通し番号1-45)は, 外務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月1 2日までの間に行われた日韓予備交渉の第51回から第60回までの各 会合記録である。

文書1171のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2か所であり,一方は,50ページ(-50-)8行目ないし51ページ(-51-)3行目までの約14行分で,昭和38年11月28日に開催された第58回会合記録に添付された「11月28日の予備交渉における漁業協力問題に関する杉代表の発言要旨(案)」と題する文書中にあり,他方は,66ページ(-66-)4行目ないし17行目までの約14行分で,昭和38年12月5日に開催された第59回会合記録に添付された同年12月12日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にあるところ,上記2文書の内容は同一であり,不開示部分も同一内容である。

上記各不開示部分には,財産・請求権問題の解決策の一つとして日本側が提示した漁業協力分野における民間信用供与に関する具体的な提案である。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 7 1 の不開示部分に記載された情報は,財産・請求権問題の解決策の一つとして日本側が提示した漁業協力に関する具体的な提案である。

現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された民間信用供与の具体的な条件が明らかとなれば,北朝鮮は,その条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1171の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)38及び39ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(46)焼却日銀券 (文書1297・乙A第212号証,番号46,通し番号1-4 6)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1297(乙A第212号証,番号46,通し番号1-46)は、「鑑定事項」と題する日本語で記載された11ページの文書及び「MINI STRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERMENT」と上部に記載された10ページの英文書によって構成された内部文書であり、韓国内にあった日銀券が焼却されたことに伴って生じ得る問題について政府部内で検

討した内容等が記載されている。

なお ,日本文で記載された書面と英文で記載された書面の記載内容は , 大部分同一である。

文書1297のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2ページ (-2-)3行目以降の20ページ分(ただし2ページ(-2-)ないし4ページ(-4-)及び9ページ(-5-),12ページ(-6-),15ページ(-7-),17ページ(-8-)ないし21(-12-)は,部分開示である。)であり,焼却された日銀券について,韓国における流通状況,焼却状況,焼却された日銀券の内容,資産価値等が,具体的な情報に基づいて算出した数値を示して記載され,また,これらの数値を前提として,上記日銀券焼却問題について政府部内で検討した内容及び解決策が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 2 9 7 の不開示部分に記載された各情報は,焼却された日銀券に関する具体的な情報に基づく具体的数値等及びこれら数値等を前提として上記問題について政府部内で検討した内容及び解決策である。

上記の日銀券焼却問題は,南北分断前に発生した問題であるうえ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることに照らすと,上記の情報が公になれば,当時の日本政府の試算や対応策が明らかになり,上記事項に関する我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1297(乙A第212号証)の不開示部分に記載された情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が

認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6) 39及び40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(47)請求権についての法律問題 (文書1298・乙A第102号証,番号47, 通し番号1-47)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1298(乙A第102号証,番号47,通し番号1-47)は,外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1298のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2ページ(-2-)4行目ないし8ページ(-2-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分)までの約7ページ分,46ページ(-40-)の5行目から7行目までの約2行分及び47ページ(-40-に「次ページ不開示」と記載されている部分)の約4行分であり,サンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1298の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交 渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく当時の政府 見解である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているとこ ろ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等 が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方 針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1298の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(48)在外財産と渉外債務 (文書1299・乙A第213号証,番号48,通し番号1-48)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1299(乙A第213号証,番号48,通し番号1-48)は, 外務省が作成した「在外財産と渉外債務」と題する内部文書であり,日 韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が 記載されている。

文書 1 2 9 9 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,6ページ (-5 - に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,サンフ ランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が 記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1299の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉に

おける財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等,対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものである。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1299の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条3号)(被告準備書面(6)41ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(49)日韓請求権問題に関する分割処理の限界 (文書1300・乙A第214号証,番号49,通し番号1-49)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1300(乙A第214号証,番号49,通し番号1-49)は,外務省が作成した「日韓請求権問題に関する分割処理の限界」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1300のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ

(-4-)5行目ないし8ページ(-4-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分)までの約4ページ3行分であり,サンフランシスコ条約4条により,韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて,各財産の内容及び性質等を区別して,外務省内部で具体的に検討した内容及び結果が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1300の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について、「特別取極」によるとされた各財産の内容及び性質等を区別して外務省内部で具体的に検討した内容及び結果である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1300の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)41及び42ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(50)相互放棄の表現方式について (文書1301・乙A第215号証,番号50, 通し番号1-50)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1301(乙A第215号証,番号50,通し番号1-50)は、外務省が作成した「相互放棄の表現方式について」と題する内部文書であり、日韓請求権問題における「相互放棄」についての表現方法をはじめとする諸問題について、政府部内で検討した内容等が記載されている。文書1301のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、 1ページ(-1-)2行目ないし14ページ(-1-に「次ページ以下13ページ不開示」と記載された部分)までの約14ページ分であり、同所には日韓請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容及び協定上の「相互放棄」の表現方法により生じるデメリットが、 30ページ(-17-)左から2行目ないし31ページ(-17-に「次ページ不開示」と記載されている部分)までには、日韓請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価や具体的な請求権についての対応方法の検討状況等がそれぞれ記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1301の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」に関する日本側の具体的な評価である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,

例えば、北朝鮮は、その情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1301の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)42ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(51)日韓請求権問題の種々相 (文書1304・乙A第216号証,番号51,通 し番号1-51)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1304(乙A第216号証,番号51,通し番号1-51)は,外務省アジア局第二課が作成した昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相(桑港条約第四条b項の解釈と処理方式をめぐって)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1304のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

3ページ(-3-)の4行目,5行目の約1行分 朝鮮にある日本財産の具体的な内容が記載されている。

4ページ(-4-)の冒頭から約4行分

韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算が記載されている。

10ページ(-10-)の上部欄外部分

相互放棄において生じ得る具体的な問題点が記載されている。

不開示部分には,いずれも請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1304の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において検討された具体的な問題についての具体的な情報に基づく検討結果及び試算である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,その情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1304の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に当たる(被告準備書面(6)42及び43ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(52)韓国のステイタスと我が国の立場 (文書1305・乙A第217号証,番号52,通し番号1-52)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1305(乙A第217号証,番号52,通し番号1-52)は, 外務省が作成した昭和28年1月18日付け「韓国のステイタスと我が 国の立場」と題する内部文書であり,1948年12月12日の国連総 会決議を踏まえて,韓国との国交正常化交渉への対処方策を検討した内 容が記載されている。

文書1305のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,15ページ(-15-)4行目ないし16ページ(-16-)1行目までの約5行分であり,財産・請求権問題について具体的に検討した内容や北朝鮮における当時の我が国の財産についての具体的な評価が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1305の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について具体的に検討した内容である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮は、その情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1305の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)43及び44ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(53)日韓間請求権特別取極の諸様式について (文書1306・乙A第104号証, 番号53,通し番号1-53)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1306(乙A第104号証,番号53,通し番号1-53)は,外務省が作成した昭和28年1月21日付け「日韓間請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり,日韓間の請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案について各方面から具体的に検討した内容が記載されている。

文書1306のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ (-4-)2行目,3行目の約2行分,7ページ(-7-)1行目,2 行目の約1行分,10ページ(-10-)の3行目ないし5行目の約2行分及び12ページ(-12-)の4行目,5行目の約1行分であり,いずれも,上記「相互放棄」案において解決困難な問題として提起された事項についての検討結果や,請求権の相互放棄に伴って生じ得る問題が記載されており,その中には,北朝鮮との関係に関する評価も含んでいる。

(イ) 不開示理由

文書1306の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交 渉における財産・請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案 における解決困難な問題について検討した結果である。現在,北朝鮮と の間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば, 当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・ 請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮は,その情報を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1306の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)44ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(54)サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味(文書1307,全部不開示(乙号証なし),番号54,通し番号1-54)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1307(全部不開示(乙号証なし),番号54,通し番号1-54)は,財産・請求権問題に関するサン・フランシスコ条約の用語理解,解釈について外務省内部で検討した内容等が記載された総数33ページの文書である。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 0 7 の不開示部分に記載された各情報は,サン・フランシスコ 条約の解釈に基づき,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関 する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等 である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上 記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、北朝鮮に有利な形で条約解釈と請求権問題の解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1307の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)44及び45ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(55)日韓請求権の計数的比較 (文書1308・乙A第218号証,番号55,通 し番号1-55)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1308 (乙A第218号証,番号55,通し番号1-55) は,外務省が作成した「日韓請求権の計数的比較」と題する内部文書で あり,日韓請求権問題における日韓相互の請求権についての各積算方法 を検討した内容が記載されている。

文書1308のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

1ページ4行目から3ページ(-1-ないし-3-)の約3ページ分

日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した内容が記載されている。

5ページ(-5-)冒頭の約3行分,5ページ(-5-)7行目ない し6ページ(-6-)1行目までの約2行分

いずれも,朝鮮に所在する日本国の財産の具体的な評価が記載されている。

11ページ(-11-)2行目からの約3行分

朝鮮に所在する日本国の財産の実質的減価の見積りについて記載されている。

12ページ(-12-)2行目以後の約4行分

朝鮮に所在する日本人財産の没収について記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1308の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく具体的数値である。現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1308の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に当たる(被告準備書面(6) 45及び46ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(56)韓国の地金銀返還要求 (文書1309・乙A第219号証,番号56,通し番号1-56)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1309(乙A第219号証,番号56,通し番号1-56)は,外務省が作成した昭和28年11月13日付け「韓国の地金銀返還要求」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書1309のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ(-2-)の4行目以後の約2行分, 3ページ(-3-)2行目, 3行目の11文字分,5行目の10文字分,4ページ(-4-)末行の4文字分,5ページ(-5-)欄外3行分,1行目の6文字分,1行目ないし2行目までの10文字分,3行目の10文字分,10ページ(-10-),13ページ(-13-)の10箇所,14ページ(-14-)の7文字分及び15ページ(-15-)の7文字分であり,いずれも,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 0 9 の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交 渉における財産・請求権問題に関する具体的な情報に基づく検討経過及 び数値・金額である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続して いるところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1309の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に当たる(被告準備書面(6) 46ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(57)韓国の対日請求権の内容 (文書1310・乙A第220号証,番号57,通 し番号1-57)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1310(乙A第220号証,番号57,通し番号1-57)は,外務省が作成した「韓国の対日請求権の内容」と題する内部文書であり,韓国から提示された対日請求権の具体的な内容を一覧表にしたものである。

文書 1 3 1 0 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,5ページ (-5-)ないし9ページ(-9-)の「韓国側提示項目及び金額」と

題する一覧表の「日本側負担の推定」欄に記載された内容である。

(イ) 不開示理由

文書1310の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関し,韓国から提示された請求権の具体的な項目及び金額並びにそれについての日本側の評価である。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば,それが日本側試算であるにせよ,韓国側試算であるにせよ,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1310の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に当たる(被告準備書面(6) 47ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(58)日韓会談説明用資料 (文書1340・乙A第48号証,番号58,通し番号 1-58)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1340(乙A第48号証,番号58,通し番号1-58)は,外務省が作成した「日韓会談」と題する内部文書であり,昭和37年11月12日に開催された大平外相と金鍾泌韓国中央情報部長との会談内容を池田総理に報告するために作成された文書及び同月30日付け「大平大臣渡米資料」と題する文書によって構成されている。

文書1340のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,11ページ(-10-)の約2行分で,「大平大臣渡米資料」と題する文書中にあり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の結果,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 4 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものである。現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ,上記の情報が公になれば,当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり,財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1340の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(6)47及び48ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(59)小坂大臣,金裕沢院長会談記録(文書360・乙A第20号証,番号59,通 し番号1-59)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書360(乙A第20号証,番号59,通し番号1-59)は,外 務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,昭和36年 9月1日に非公式で行われた小坂大臣(当時)と韓国金裕沢経済企画院 長(当時)との会談内容が記録されている。

文書360のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は13ページで、同部分はオフレコ(off the record)とする合意の上でなされた会談部分であり(11ページ、12ページ参照)、金院長から請求権問題について韓国側の要求として8億ドルを日本から払って貰わなければならないと考える旨の発言がなされたのに対し、日本側のアジア局長が請求権の解決としてというのであれば余りにも多きに失すると考えられるとの発言に続いてなされた発言内容であり、日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の対応についての検討や、我が国の見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書360の不開示部分に記載された情報は,会談当事者間において全く記録を取らないという合意の下でなされた会談部分に属しており,かつ, 上記会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的見解に関する情報である。

このような具体的見解が開示されると,当時の我が国の請求金額の試算 に関する見解が露見することとなり,現在継続中である北朝鮮との国交正 常化交渉において,北朝鮮側に日本政府の交渉上の戦術を明かすことにつながり,もって日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

さらに,上記アジア局長の具体的見解は,財産・請求権問題に関する「特定の懸案事項」に対する当時の外務省における具体的な見解であり,単なる抽象的な交渉スタンスを述べたものではない。

したがって,上記具体的見解が開示されれば,北朝鮮との国交正常化交渉において,北朝鮮側に日韓国交正常化交渉において内部的にせよ外務省が提案していた見解であるとして上記具体的見解を先取りして提案を強行され,日本側としては譲歩せざるを得ないという具体的な不利益を被るおそれが十分予想される。

以上から,文書360(乙A第20号証)の不開示部分に記載されている情報の内容は,韓国との間での交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(1)25ないし27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(60)宮内庁書陵部所蔵の書籍(文書386・乙A第107号証,番号60,通し番号1-60)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書386(乙A第107号証,番号60,通し番号1-60)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「宮 内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する政府部内での検討した内容,経 過等が記載されている。

文書386のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)の約3行分及び29ページ(-24-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分のうちの最後のページ(その前4ページは「不開示理由2の番号27」に該当))であり,いずれも,宮内庁書陵部が所蔵している書籍の「項目」,「冊数」等に関する事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書386の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,上記文化財問題は,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)7及び8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(61)宮内庁書陵部所蔵目録(文書387,全部不開示(乙号証なし)番号61,通 し番号1-61)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書387(全部不開示(乙号証なし),番号61,通し番号1-6 1)は,宮内庁が作成した総数20ページの「宮内庁書陵部所蔵目録」 であり,韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等に関する事項が記載され ている。

(イ) 不開示理由

文書387の不開示部分に記載された情報は,韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等の各記録であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(62)郵便文化財の回収問題 (文書390・乙A第221号証,番号62,通し番号 1-62)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書390(乙A第221号証,番号62,通し番号1-62)は,韓国の郵便文化財に関する文書であり,逓信博物館が所蔵する韓国に関する郵便文化財の内容及び今後の処理方針についての外務省の見解等が具体的に記載されている。

文書390のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

8 ないし 1 4 ページ (- 7 - に「次ページ以下 7 ページ不開示」と 記載されている部分)

逓信博物館に所蔵されている韓国郵便文化財が一覧表形式で記載されている。

20ページ(-13-)左側

逓信文化財が目録形式で記載されている。

25ページ(-18-)の7文字分,26ページ(-19-)の1 行分,30ページ(-23-)の7文字分,33ページ(-26-)の 2か所,28ページ(-21-)表題の一部,品名欄及び備考欄,3 5ページ(-28-)表題の一部,品名欄及び備考欄

いずれも逓信文化財の帰属等に関する事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書390の不開示部分に記載された情報は,いずれも韓国郵便文化財及び逓信文化財に関する記録であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、逓信博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが

明らかになれば、同館が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)8及び9ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(63)文化財会合記録(引渡し品目)(文書458・乙A第222号証,番号63,通し番号1-63)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書458(乙A第222号証,番号63,通し番号1-63)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年6月18日付け「文化財会合記録 ないし (引渡し品目)」と題する内部文書であり,同日,日韓両代表間において行われた文化財の引渡しに関する交渉経過等が記載されている。

文書458のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

韓国側からの返還請求に対し、日本側が、「墓誌」が発掘された場所等の調査を韓国側に依頼した内容が記載されている。

9ページ(-9-)2行目ないし10ページ(-10-)下から2 行目

日本側に残す品目名が個別具体的に記載されている。

19ないし21ページ(-18-に「次ページ以下3ページ不開示」 と記載されている部分),33ないし38ページ(-29-に「次ペ ージ以下6ページ不開示」と記載されている部分),42ないし50ページ(-32-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも,韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」,「発見場所」及び「数量」が個別具体的に目録形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書458の不開示部分に記載された情報は、いずれも日韓国交正常 化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料で あるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していること から、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項 が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、 同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)9及び10ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(64)日韓会談の概要(文書477・乙A第223号証,番号64,通し番号1-6 4)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書477(乙A第223号証,番号64,通し番号1-64)は,

外務省アジア局が作成した「日韓会談の概要」と題する文書であり,財産請求権問題に関し政府内部で想定,検討した問答内容,経過等が具体的に記載されている。

文書477のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,47ページ(-47-)の約5行分であり,財産請求権問題の解決策として日本側が韓国側に提案した同問題に関する協定の基本要綱案や個別の請求権問題についての具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書477の不開示部分に記載された情報は,日韓会談における財産・請求権問題に関して日本側が韓国側に提示した具体的な解決策ないし 見解である。

しかして,前記のとおり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書477(乙A第223号証)の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)被告準備書面(7)10及び11ページ。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(65)第二次日韓会談概要(文書479・乙A第224号証,同270号証,番号6 5,通し番号1-65)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書479(乙A第224号証,番号65,通し番号1-65)は,昭和28年7月付けで外務省が作成した「第二次日韓会談概要」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書479のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,23ページ(-19-)の約1行分であり,財産・請求権問題に関する日本政府の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。なお,平成20年5月9日付け情報公開第00826号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第30号証)により法5条3号に該当するとして不開示とした 16ないし19ページ(-15-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分), 20ページ(-16-)下段, 21ページ(-17-)下段, 22ページ(-18-), 23ページ(-19-)及び 24ページ(-20-)の9ページ分は,上記不開示部分を除き,いずれも,平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第269号証)により開示した(乙A第270号証)。

(イ) 不開示理由

文書479の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた朝鮮 半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産 の内容及びその価額を試算した算定金額である。現在,北朝鮮との間で は国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、 上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に 予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより 有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政 府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは 明らかである。

よって,文書479の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)11及び12ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(66)日韓会談の経緯(文書481・乙A第225号証,同271号証,番号66, 通し番号1-66)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書481(乙A第225号証,番号66,通し番号1-66)は,昭和30年1月31日付けで外務省が作成した「日韓会談の経緯」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書481のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 27ページ(-27-)約1行分, 31ページ(-31-)約1行分, 61ページ(-61-), 147ページ(-143-)約1行分及び 1

71ページ目(-167-)約3行分であり,財産請求権問題に関する日本国政府の具体的見解が記載されている。不開示部分の内容をふえんして説明すれば,同部分 から 及び には,個別の請求権問題に関する検討内容が記載され,同部分 には,具体的な請求権金額の見積りが記載されている。

なお、平成20年5月9日付け情報公開第00826号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第30号証)により法5条3号に該当するとして不開示とした、140ないし143ページ(-139-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された部分)、144ページ(-140-)下段、145ページ(-141-)下段、146ページ(-142-)、147ページ(-143-)(ただし、上記を除く。)及び148(-144-)については、いずれも、平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第269号証)により開示した(乙A第271号証)。

(イ) 不開示理由

文書481の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは

明らかである。

よって,文書481の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)12及び13ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(67)日韓会談の経緯 (その二)(文書482・乙A第226号証,番号67,通し番号1-67)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書482(乙A第226号証,番号67,通し番号1-67)は,昭和30年10月15日付けで外務省アジア局第五課が作成した「日韓会談の経緯(その二)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書482のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)の約1行分及び5ページ(-5-)の約1行分であり,いずれも,「谷大使・金公使会談」において谷大使が提案した発言内容の一部であり,財産請求権問題及び漁業権問題に関する日本政府の見解や我が方からの踏み込んだ具体的な提案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書482の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける財産請求権問題及び漁業権問題について,谷大使が金公使に対し て提案した日本政府の解決策を具体的に発言した内容の一部であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書482の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)13ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(68)日韓会談の経緯(その三)(文書484・乙A第35号証,番号68,通し番号1-68)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書484(乙A第35号証,番号68,通し番号1-68)は,昭和31年8月5日付けで外務省アジア局一課が作成した「日韓会談の経緯(その三)」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書484のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,63ページ (左上に「61」と記載)の約2行分であり,「六.ダレス長官の日韓 両国訪問」の項にあり,財産・請求権問題に関する日本側の具体的見解 を中川局長がダレス長官に説明した発言内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書484の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について日本政府の解決策の具体的見解をダレス長官に説明した内容であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書484の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)13及び14ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

- (69)日韓国交正常化交渉の記録 総説七(文書506・乙A第108号証,番号6 9,通し番号1-69)
 - アー被告の主張
 - (ア) 不開示情報の内容

文書506(乙A第108号証,番号69,通し番号1-69)は,

外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八(なお,「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)(甲第31号証)」には,「日韓国交正常化交渉の記録総説七」と記載されているが,「八」の誤記である。)と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書506のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

99ページ(-99-)の約6行分

「6朴正熙議長の訪日」の項にあり、池田総理大臣と朴議長が会談 した際における財産請求権問題に関して池田総理が発言した具体的な 解決策の提案内容が記載されている。

177ページ(-177-), 179ページ(-179-)ないし186ページ(-186)の表の「大蔵省案の『試算額』,『試算の根拠』,外務省案の『試算額』,『注』の各欄の記載部分」, 198ないし200ページ(-197-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分), 201ページ(-198-), 202ないし203ページ(-198-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも「8 政治折衝と請求権問題 (3)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり、韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額、算定根拠等が個別具体的に記載されている。

188ページ(-188-)の約3行分,189ページ(-189 -)の約3行分

「8 政治折衝と請求権問題 (3)池田総理の下の勉強会と請求権 金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり、前者は、上記と 同様,朴議長が会談した際における財産請求権問題に関する池田総理 大臣の具体的な解決策の提案内容が,後者は,韓国への支払額の算定 が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記載されている。

218ページ(-213-)の約7行分

「8 政治折衝と請求権問題 (5)アジア局における請求権問題解決の構想『日韓請求権交渉の今後の進め方について』」の項にあり、韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記載されている。

259ないし260ページ(-253-に「次ページ以下2ページ 不開示」と記載されている部分)

「9 小坂外務大臣・崔徳新外務部長官会談 (1)日本側基本方針」 の項にあり,韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的 な金額,算定根拠等が個別具体的に記載されている。

不開示部分 と には,池田総理が提示した具体的な解決案,同部分 , 及び には,個別の請求権金額の見積りが記載されている。

(イ) 不開示理由

文書506の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権の金額について具体的な情報に基づいて試算・検討した具体的な金額及びその根拠等並びに朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した具体的な算定金額である。現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる

ことは明らかである。

よって,文書506の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)14ないし16ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(70)自民党8議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録(文書517・乙A第227号証,番号70,通し番号1-70)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書517(乙A第227号証,番号70,通し番号1-70)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した「自民党8議員及び伊関局長の 訪韓36年(5月6日-12日)関係会談記録」と題する内部文書であ り,韓国を訪問した自由民主党国会議員8名が,韓国の張勉国務総理, 鄭外務部長官と各会談した要旨,伊関局長・金次官会談要旨及び伊関局 長の所見・考え方および指示事項等が記載されている。

文書517のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

26ページ(-26-)の約8行分

「伊関局長・金次官会談要旨」の項にあり,伊関局長が,金次官に対し,請求権問題の解決策として述べた具体的提案内容が記載されている。

31ページ(-31-)の約4行分,32ページ(-32-)の約

5 行分, 3 3 ページ(-33-) の約 2 行分

いずれも「伊関局長の所見・考え方および指示事項」の項にあり, 請求権問題を解決するための具体策として伊関局長が述べた個人的な 見解が具体的な金額等を明示して記載されている。

(イ) 不開示理由

文書517の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として述べられた具体的提案内容および政府高官の個人的な見解であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した請求権の金額が明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書517の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)16及び17ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(71)第一回請求権分科会に関する打合せ会次第(文書539・乙A第228号証, 番号71,通し番号1-71)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書539(乙A第228号証,番号71,通し番号1-71)は,外 務省が作成した「第一回請求権分科会に関する打合せ会次第」と題する内 部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について,昭和2 7年2月19日に政府部内で開催された韓国との交渉方法についての検討, 協議の内容,経過等が記載されている。

文書539のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

1 1ページ(-11-)約3行目から12ないし15ページ(-1 1-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分)および16ページ(-12-)1行目まで

第1回請求権分科会交渉要領私案」の項にあり,請求権問題に関し, 韓国と交渉する際の交渉戦略,方針等が具体的に記載されている。

19ページ(-15-)4行目から20ないし22ページ(-15-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)および23ページ(-16-)2行目まで

「第1回請求権分科会交渉要領案」の項にあり、上記 の不開示部分と同趣旨の事項が記載されている。

3 9ページ(-32-)の約4行分及び41ページ(-34-)の 約3行分

「請求権問題交渉に関する打合会重要打合せ事項」の項にあり,上記の不開示部分と同趣旨の事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書539の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける請求権問題について,韓国と交渉する際の具体的な戦略ないし方 針等を検討協議した内容,経過等であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書539の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)17及び18ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(72)請求権問題交渉の中間段階における対処要領(文書542・乙A第229号証,番号72,通し番号1-72)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書542(乙A第229号証,番号72,通し番号1-72)は,昭和27年3月10日付けで外務省が作成した「請求権問題交渉の中間段階における対処要領」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について韓国との交渉における対処方法を政府部内で検討協議した内容,経過等が記載されている。

文書 5 4 2 のうち ,不開示理由 1 に基づく不開示部分は ,9ページ(-9 -) 最終行ないし 1 1ページ(-9 -に「次ページ以下 2 ページ不開示」と記載されている部分)及び 1 2 ページ(-10 -) 冒頭から 6 行目

までであり,財産・請求権問題について韓国と交渉する際の対処要領について,日本側の具体的な交渉術,交渉方針等の内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書542の不開示部分に記載された情報は,請求権問題について韓国と交渉する際の日本側の交渉術等の具体的な戦略であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書542の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)18ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(73)朝鮮人教育の概要(文書565・乙A第230号証,番号73,通し番号1-73)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書565(乙A第230号証,番号73,通し番号1-73)は,外務省が作成した昭和40年3月25日付け「朝鮮人教育の概要」と題する内部文書であり,在日朝鮮人問題,特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについて政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書565のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、3ページ(-3-)約1行分、8ないし19ページ(-8-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載されている部分)、101ページ(-80-)最後の約3行分から102ページ(-81-)3行目まであり、いずれも、日本各地に存在する朝鮮人学校における民族教育のあり方、北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容、経過等が個別具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書565の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日本各地に存在する在日朝鮮人学校における教育内容および北朝鮮との関係について個別具体的情報に基づいて外務省が評価した具体的な内容であり、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)18及び19ページ)。

イ 原告らの反論

文書565(乙A第230号証)においては,北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容・経過等が記載されているが,これは40年以上も前の情報であるほか,平成15年(2003年)の文部科学省の告示改正により大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能としたことで,民族学校の卒業生の大学入学への障害が取り払われたことから,朝鮮人学校に関する過去の情報の公開が,北朝鮮との外交交渉に影響を与えることはない(原告準備書面(6)第4の2(57ないし61ページ))。

ウ被告の再反論

現在においても、日韓間においては在日韓国人の法的地位及び待遇に関

する協議が継続的に行われており,平成23年(2011年)6月には「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され,特別永住者に当たる在日韓国人の待遇(外国人登録法関係の問題,地方公務員採用の問題,公立学校の教員採用の問題,教育問題等)について議論が行われた。

北朝鮮については,平成14年(2002年)の日朝平壌宣言において,「在日朝鮮人の地位に関する問題(中略)については,国交正常化交渉において誠実に協議する」ことされている。

このように,在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお,日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解は,韓国側と上述したような協議を行う上でも,また,北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも,日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものである。それゆえ,これに関連する情報が記載された文書が開示されれば,日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあることは明らかであって,その旨の外務大臣の判断には,十分な合理性がある(被告準備書面(13)第1の4(3)(15及び16ページ))。

(74)韓国文化財の提供について(文書567・乙A第231号証,番号74,通し番号1-74)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書567(乙A第231号証,番号74,通し番号1-74)は, 昭和28年10月23日付けで外務省アジア局第二課が作成した「韓国 文化財の提供について」と題する内部文書等であり,日韓国交正常化交 渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載 されている。

文書567のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,12ページから25ページまで(-11-に「次ページ以下14ページ不開示」と記載されている部分)であり,東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表10及び美術品リスト4ページで,いずれも「品名」,「数量」等が各記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 6 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,我が国政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば,我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(75)韓国文化財に関する件(文書570・乙A第232号証,番号75,通し番号 1-75)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書570(乙A第232号証,番号75,通し番号1-75)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月6日付け「韓国文化財に関する件」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つであるわが国が所有する韓国文化財に関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 5 7 0 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は ,1 6 ページ(- 1 6 -)の約 1 ページであり ,日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点およびその解決策について政府部内で検討した内容 ,経過等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書570の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題に関する具体的問題とその解決策について,政府内部で検討した内容,経過であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該文化財リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)19及び20ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(76)韓国文化財の引渡し(文書572・乙A第233号証,番号76,通し番号1

-76)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書572(乙A第233号証,番号76,通し番号1-76)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「韓 国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書によって構成されてお り,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討し た内容,経過等が記載されている。

文書572のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,15ページ(-15-)の約9行分であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書572の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、また、かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

よって,文書572に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)20及び21ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(77)韓国文化財問題に関する第1回省内打合会(文書573・乙A第234号証, 番号77,通し番号1-77)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書573(乙A第234号証,番号77,通し番号1-77)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年10月6日付け「韓 国文化財問題に関する第1回省内打合会に関する件」と題する内部文書 であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討し た内容,経過等が記載されている。

文書573のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,3ページ(-3-)の約5行分であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容,経過,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の引渡しと法令の適用関係等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書573の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、具体的に検討した内容であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、また、かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

よって,文書573に記載されている情報の内容は,公にすることに

より、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)21ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(78)日韓会談文化財小委員会 (文書576・乙A第235号証,番号78,通し番号1-78)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書576(乙A第235号証,番号78,通し番号1-78)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月1日付け「日韓 会談文化財小委員会主査非公式会談記録」と題する内部文書等によって 構成され,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府部内 で検討した内容,経過等が記載されている。

文書576のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

11ページ(-11-)の約8行分

「文化財問題の解決方針に関する件(討議用資料)」にあり,文 化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について検 討した内容,経過等が記載されている。

17ページ(-16-に「次ページ不開示」と記載されている部分) から18ページ(-17-)1行目まで

日韓会談における文化財問題に対処するわが国の方針が具体的に記載されている。

22ページ(-21-)約17行分,23ページ(-22-)約5

行分,24ページ(-23-)約4行分

いずれも,日韓会談における文化財問題について具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策について検討した内容,経過や日韓国交正常化交渉における文化財問題について,当時の我が国の解決方針案等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 7 6 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,我が国政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、かかる方針が明らかになれば、北朝鮮は、同方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、よって、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)21及び22ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(79)日韓会談文化財問題に関する省内打合会 (文書578・乙A第236号証, 番号79,通し番号1-79)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書578(乙A第236号証,番号79,通し番号1-79)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年12月19日付け 「日韓会談文化財問題に関する省内打合会」と題する内部文書であり, 日韓国交正常化交渉における文化財問題関する問題点及びその対策等に ついて外務省内部で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 5 7 8 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は 9 ページ(-9 -) 約 8 行分であり,韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解や日韓国交正常化交渉における文化財問題について,当時の我が国の解決方針等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 7 8 の不開示部分に記載された情報は,韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、北朝鮮は、同方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、よって、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)22及び23ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(80)文化財保護委員会本間氏との会見報告 (文書583・乙A第237号証,番号 80,通し番号1-80)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書583(乙A第237号証,番号80,通し番号1-80)は, 外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月18日付け「文化財保 護委員会本間氏との会見報告」と題する内部文書であり,日韓国交正常 化交渉における文化財問題について政府部内で検討する際の資料等とし て作成されたものである。

文書583のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, 17ないし 18ページ(-16-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 26ページ(-23-に「次ページ不開示」と記載されている部分), 29ないし39ページ(-25-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている部分), 41ないし51ページ(-26-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている分部)であり,いずれも国立国会図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財,書籍等の「品目」,「数量」,「所蔵場所」等が各記録されている。

(イ) 不開示理由

文書583の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)23ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(81)韓国関係文化財調査に関する打合(文書584・乙A第238号証,番号81, 通し番号1-81)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書584(乙A第238号証,番号81,通し番号1-81)は, 外務省アジア局第二課が作成した昭和28年5月20日付け「韓国関係 文化財調査に関する打合」と題する文書によって構成されている。

文書584のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, 15ないし 19ページ(-14-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分), 22ないし31ページ(-16-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載されている部分), 46ないし50ページ(-30-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも大学図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財,書籍等の「品目」,「数量」,「所蔵場所」等が各記録されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 8 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,

今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)23及び24ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(82)成簣堂文庫について (文書586・乙A第239号証,番号82,通し番号 1-82)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書586(乙A第239号証,番号82,通し番号1-82)は, 外務省が昭和28年6月5日付けで作成した「成簣堂文庫について」と 題する文書で構成されている。

文書586のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, 7ないし16ページ(-6-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載されている部分), 38ないし39ページ(-27-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも日本国内に所在する韓国文化財,書籍等の「品目」,「数量」,「所蔵場所」等が記録されている。

(イ) 不開示理由

文書586の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)24及び25ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(83)東洋文庫の所蔵の韓国書籍について (文書587・乙A第240号証,番号83,通し番号1-83)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書587(乙A第240号証,番号83,通し番号1-83)は,昭和30年4月26日付けで外務省が作成した「東洋文庫の所蔵の韓国書籍について」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。文書587のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,3ないし83ページ(-2-に「次ページ以下81ページ不開示」と記載されている部分)の総数81ページであり,大学図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財,書籍等の「品名」,「数量」,「所蔵場所」等が記録されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 8 7 に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案

事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行, 実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)25ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(84)東京国立博物館所蔵韓国所出品 (文書588・乙A第241号証,番号84, 通し番号1-84)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書588(乙A第241号証,番号84,通し番号1-84)は, 外務省が作成した「東京国立博物館所蔵韓国所出品」と題する内部文書 であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検 討した内容,経過等が記載されている。

文書588のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,2ないし30ページ(-1-に「次ページ以下29ページ不開示」と記載されている部分)の総数29ページであり,東京国立博物館が所蔵する韓国文化財,書籍等の「品名」,「数量」,「発見場所」等が記録されている。

(イ) 不開示理由

文書588の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるとこ る,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公 にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の 円滑な進行、実現が妨げられかねない。

また,東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)25及び26ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(85)韓国関係重要文化財一覧 (文書589,全部不開示(乙号証なし),番号85, 通し番号1-85)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書589(全部不開示(乙号証なし),番号85,通し番号1-85)は,外務省アジア局が作成した韓国関係重要文化財の一覧表で,総数9ページあり,日本国内に所在する韓国文化財,書籍等の「品目」,「数量」,「所有者」等が記録されている。

(イ) 不開示理由

文書589に記載された情報は、韓国の重要文化財に関する記録であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)26ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(86)韓国文化財の現状等に関する調書 (文書591・乙A第242号証,番号8 6,通し番号1-86)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書591(乙A第242号証,番号86,通し番号1-86)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年12月24日付け 「韓国文化財の現状等に関する調書」と題する内部文書であり,日韓国 交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経 過等が記載されている。

文書 5 9 1 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 3ページ(-3-) 1 1 行目ないし 5ページ(-3-に「次ページ以下 2ページ不開示」と記載されている部分), 1 2ページ(-10-)約8行分, 16ページ(-14-)約2行分, 20ページ(-17-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも日本国内に所在する韓国文化財等の品名,数量,所在場所等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 9 1 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉に おける文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるとこ ろ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)26及び27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(87)東洋文庫田川博士との懇談記録 (文書592・乙A第243号証,番号87, 通し番号1-87)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書592(乙A第243号証,番号87,通し番号1-87)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年3月18日付け「東洋文庫田川博士との懇談記録」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 5 9 2 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は 6 ページ(-6 -)下から 2 行目から 7 ページ(-7 -) 3 行目までであり,日本国内に所在する韓国文化財の把握について政府部内で検討した内容,経過や等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書592の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

よって,文書592に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(88)文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明 (文書595・乙A第244号証,番号88,通し番号1-88)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書595(乙A第244号証,番号88,通し番号1-88)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年9月18日付け「文 化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」 と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する文化財問題につ いて政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書595のうち不開示理由1に基づく不開示部分は2ページ(-2-)約6行分及び3ページ(-3-)約4行分であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過や特定の文化財の由来等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書595の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,かかる情報を明らかにすれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)27及び28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(89)文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明補足資料 (文書596・乙A第245号証,番号89,通し番号1-89)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書596(乙A第245号証,番号89,通し番号1-89)は, 外務省が作成した「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との 間の協定附属書説明補足資料」と題する内部文書であり,日韓国交正常 化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が 記載されている。

文書596は文化財に関する総数14ページの文書であり,不開示理由1に基づく不開示部分は2ページ(-2-)ないし15ページ(-15-)の各ページのほぼ中央に位置する部分であり,韓国の陶磁器,考古

資料及び石造美術品の価値に関する情報が具体的数値として記録されている。

(イ) 不開示理由

文書596の不開示部分に記載された情報は,韓国文化財の価値に関する情報であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(90)韓国へ船舶返還 (文書604・乙A第246号証,番号90,通し番号1-90)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書604(乙A第246号証,番号90,通し番号1-90)は,韓国船籍の汽船第三鳳丸を韓国に返還した経緯及び日本に留置した期間における同船の維持補償費用等等に関する複数の文書によって構成されている。

文書604のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ (-2-)本文6行目「金」以下約1行分, 3ページ(-3-)約13行 分 , 4ページ(-4-)約6行分 , 13ページ(-12-に「次ペー ジ不開示」と記載されている部分), 19ページ(-18-)本文6行 目「金」以下約1行分, 20ページ(-19-)約13行分, 21ペ ージ(-21-)6行目から11行目まで, 30ページ(-28-に 「次ページ不開示」と記載されている部分), 35ページ(-33-) 本文6行目「金」以下約1行分(なお、「行政文書の開示請求に係る決 定について (通知) (甲第39号証)」に記載されている「下から2番 目の不開示部分」は「下から3番目」の誤記である。), 36ページ (-34-)13行目から37ページ(-35-)2行目まで, 38 ページ(-36-)約6行分, 49ページ(-47-)本文7行目「金」 以下約1行分, 51ページ(-48-に「次ページ不開示」と記載さ れている部分), 57ページ(-54-)本文6行目「金」以下約1 行分, 58ページ(-55-)13行目ないし59ページ(-56-) 1 行目 , 6 0 ページ(-5 7 -) 約 6 行分 , 7 0 ページ(-6 7 -) 17行目から71ページ(-68-)13行目であり,いずれも,上記 汽船を日本に留置した期間における維持保管費用,日本政府の支援金, 維持保管費の不足金,管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金 額等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書604の不開示部分に記載された各情報は,日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題において検討された上記費用等の具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で,日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生

しており、その場合、北朝鮮当局との間において、検挙した漁船の引き渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できない。しかるに、上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば、上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなり、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となる。

よって,上記不開示部分に記載されている情報の内容は,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)28及び29ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(91)日韓予備交渉第1~10回会合記録(文書650・乙A第247号証,番号91,通し番号1-91)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書650(乙A第247号証,番号91,通し番号1-91)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年8月21日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」,同月24日付け「日韓予備交渉第2回会合記録」,同月29日付け「日韓予備交渉第3回会合記録」,同年9月3日付け「日韓予備交渉第4回会合記録」,同月6日付け「日韓予備交渉第5回会合記録」,同月13日付け日韓予備交渉第6回会合記録」,同月20日付け「日韓予備交渉第7回会合記録」,同月26日付け「日韓予備交渉第8回会合記録」,同年10月2日付け「日韓予備交渉第9回会合記録」,同月10日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」と各題

する文書によって構成されている。

文書650のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ (-2-), 3ページ(-3-), 6ページ(-6-), 7ページ (-7-), 8ページ(-8-), 9ページ(-9-), 10ページ(-10-), 20ページ(-20-), 21ページ(-21-), 22ページ(-22-), 24ページ(-24-), 31ページ (-31-), 32ページ(-32-), 39ページ(-39-), 46ページ(-46-), 47ページ(-47-), 71ページ (-71-)及び 72ページ(-72-)であり,いずれも,日本側が請求権として韓国側に非公式に提示した具体的な金額,その法的根拠,上記請求権について大蔵省が試算した具体的な金額,韓国と折衝するための具体策についての政府見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書650の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた請求権について日本側が非公式に提示した金額や韓国と折衝するための具体策であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書650の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相

当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)29及び30ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(92)日韓予備交渉第21回~25回会合記録 (文書652・乙A第51号証,番号92,通し番号1-92)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書652(乙A第51号証,番号92,通し番号1-92)は,昭和37年12月25日から同38年2月1日までに外務省北東アジア課が作成した第21回から第25回までの日韓予備交渉会合記録によって構成されている。

文書652のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,5ページ(-5-)15行目8文字分であり,日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的な請求金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書652の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた請求権問題につき,日本側が提示していた請求権の具体的金額であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書652の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)31ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(93)財産請求権問題処理要領 (文書660・乙A第248号証,番号93,通し番号1-93)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書660(乙A第248号証,番号93,通し番号1-93)は,外務省が作成した昭和30年2月10日付け「財産請求権問題処理要領(案)」,同月24日付け「日韓関係の調整に関する件(特に財産請求権問題に関連)」,同日付け「請求権問題処理要領案」,同年3月4日付け「請求権問題関係者協議会」,大蔵省理財局長が作成した同年4月12日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と各題する文書等によって構成されている。

文書660のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ページ (-1-)約6行分, 2ページ(-2-)3行目から3ページ(-3-)4行目, 5ページ(-5-)約1行分, 5ページ(-5-)8行目 から7ページ(-5-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 8ページ(-6-)22文字分及び8文字分, 8ページ(-6-)最終行から9ページ(-7-)6行目まで, 9ページ(-7-)左から4行分, 18ページ(-16-)約3行分, 19ないし21ページ(-16-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載され

ている部分)であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検 討の経過、我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が 記載されている。

(イ) 不開示理由

文書660の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉に具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、具体的な解決策として検討された日本国政府の見解及び在外資産に関する具体的価額を試算した算定金額等であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書660の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)31及び32ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(94)大野次官,金裕沢大使との会談 (文書687・乙A第249号証,同272 号証,番号94,通し番号1-94)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書687(乙A第249号証,番号94,通し番号1-94)は,外務省が作成した「日韓会談における五議題」と題する内部文書であり,日韓会談において協議された問題点について同省内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書687のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 6ページ (-6-)約1行分及び2行分, 6ページ (-6-)最終行から8ページ (-6-)に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 19ページ (-17-)左から4行目ないし3行目までの約1行分であり,いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記載されている。

なお、平成20年5月26日付け情報公開第00860号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第2号証の2)により不開示とした19ページ(-17-)左から4行目16文字については、平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第269号証)により開示した(乙A第272号証)。

(イ) 不開示理由

文書687の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容等であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提と

してより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書687の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)32及び33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(95)倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書690・乙A第52号証,番号95,通 し番号1-95)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書690(乙A第52号証,番号95,通し番号1-95)は,外 務省アジア局第二課が作成した「倭島局長・ヤング課長会談要旨」と題 する政府高官と外国要人との間の会談,折衝記録等の複数の文書によっ て構成されている。

文書690のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

4 1ページ(-41-)下から2行目から42ページ(-42-) 上から1行目まで,51ページ(-51-)約2行分

いずれも「Draft Statement(1)」と題する同一内容の英文中にあり、請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記載されている。

44ページ(-44-)約3行分,160ページ(-160-)約3行分,181ページ(-181-)約1行分,183ページ(-183-)約1行分,183ページ(-183-)制2(-183-)最終行から184ページ(-184-)1行目まで44ページ(-44-)は,「声明(一)」と題する文書で,上記「Draft Statement(1)」と題する文書の和訳である。160ページ(-160-)は,昭和28年10月15日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓請求権問題について」と題する文書中の記載,183ページ(-183-)から184ページ(-184-)も同年11月6日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓会談の件」と題する文書中の記載であり,いずれも,上記と同一内容で,請求権相互放棄の原則の例外として日本側が韓国側に提示した具体的な提

案内容や個別の請求権問題についての具体的な提案が記載されてい

(イ) 不開示理由

る。

文書690の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について,請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書690の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府

の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)33及び34ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(96)日韓交渉報告(請求権関係部会) (文書693・乙A第250号証,同273 号証,番号96,通し番号1-96)

ア 被告の主張

りである。

(ア) 不開示情報の内容

文書693(乙A第250号証,番号96,通し番号1-96)は,外務省が作成した昭和28年5月11日付け「日韓交渉報告(六)請求権関係部会第一回会議状況」,同月19日付け「日韓交渉報告(三)請求権関係部会第二回会議状況」,同年6月11日付け「日韓交渉報告(二十二)請求権関係部会第三回会議状況」,同月18日付け「請求権関係専門家協議会議事要録」と各題する文書によって構成されている。文書693のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとお

42ページ(-42-)2行から3行目までの約1行分 請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記 載されている。

なお,平成20年5月26日付け情報公開第01081号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第3号証の2)により不開示とした42ページ(-42-)2行目16文字については,平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第269号

証)により開示した(乙A第273号証)。

5 2ページ(-52-)8行目から53ページ(-53-)2行目まで,54ページ(-54-)約3行分

請求権問題について政府部内の検討の経過,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書693の不開示部分に記載された情報は,請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容の具体例であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,個別の請求権金額にかかる提案内容等が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書693の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)34及び35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(97)日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (文書718・乙A第110号証,番号 97,通し番号1-97)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書718(乙A第110号証,番号97,通し番号1-97)は, 外務省が作成した昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」,同月8日付け「韓国の地位に関する補足説明(「日韓間の請求権問題について(総論)(案)」付属)」,同月14日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会義概要」と各題する内部文書等で構成されている。

文書718のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

3ページ(-3-)6行目から9ページ(-3-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分)6行目まで、11ページ(-6-)約10行分、12ないし13ページ(-6-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)、18ないし27ページ(-10-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載されている部分)いずれも「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」の文書内にあり、在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策が記載されている。

44ページ(-27-)3か所

「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会義概要」の文書内にあり、日本側が請求権として韓国側に提示した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書718の不開示部分に記載された情報は,いずれも在日韓国人の 法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策,日 本側が請求権として韓国側に提示した具体的な金額であるところ,現在, 北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書718の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)35及び36ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(98)日韓政治折衝第2回会談記録(文書720・乙A第54号証,番号98,通し番号1-98)

35ないし40ページ(-26-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分)については、従前、不開示理由1(番号98)として整理していたが、不開示理由3とすべきであったので、被告及び原告らの主張も不開示理由3(番号15)の項に記載する(被告準備書面(2)23及び24ページ)。

(99)日韓政治折衝第3回会談記録 (文書721・乙A第251号証,番号99,通 し番号1-99)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書721(乙A第251号証,番号99,通し番号1-99)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年3月15日付け「日韓政治折衝第3回会談記録」と題する内部文書であり,1ページから6ページまでの手書き文書と7ページから9ページまでのワープロ文書は同一内容であり,日本の外務大臣と韓国の長官との会談内容を記録したものである。

文書721のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ (-2-)5行目から8行目まで, 7ページ(-7-)下から2行目 から8ページ(-8-)2行目まで, 2ページ(-2-)下から2行分, 8ページ(-8-)4行目から5行目までの約1行分, 3ページ(-3-)下から4行分, 8ページ(-8-)13行目から16行目までの約4行分であり,いずれも,財産・請求権問題に関する具体的問題点について,韓国側に説明した日本政府のの見解や請求権問題の解決に向けた提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書721の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する具体的問題点について,韓国側に説明した日本政府の見解であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書721の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)36及び37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(100)日韓外相会談第1回会合記録 (文書729・乙A第252号証,番号100, 通し番号1-100)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書729(乙A第252号証,番号100,通し番号1-100) は,外務省が昭和40年3月24日に作成した「日韓外相会談第1回会 合記録」等第1回日韓外相会談に関する内部文書等によって構成されて いる。

文書729のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,7ページ(-7-)約3行分であり,上記会談において,外務大臣が発言した請求権問題についての具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書729の不開示部分に記載された情報は,外務大臣が請求権問題について発言した具体的見解であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然

性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書729の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(101)寺内文庫現状 (文書1116・乙A第111号証,番号101,通し番号1 - 101)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1116(乙A第111号証,番号101,通し番号1-101)は,外務省アジア局北東アジア課長が作成した「寺内文庫の現状」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 1 1 1 6 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 7ページ (-7-)の約8行分 , 15ページ(-14-に「次ページ不開示」と記載されている部分) , 17ないし44ページ(-15-に「次ページ以下28ページ不開示」と記載されている部分) , 56ページ(-27-)の2か所 , 72ページ(-43-)の約8行目 , 97ないし152ページ(-67-に「次ページ以下56ページ不開示」と記載されている部分) , 169ないし198ページ(-83-に「次ページ以下30ページ不開示」と記載されている部分) であり , いずれも , 日本国内の大学等に所在する韓国書籍について , 「書名」, 「冊数」, 「所蔵場所」等が一覧表ないし目録形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 1 6 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該書籍に関する具体的な情報を知りうることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)37及び38ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(102)文化財等に関する協定要領 (文書1117・乙A第253号証,番号102, 通し番号1-102)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 1 1 7 (乙 A 第 2 5 3 号証,番号 1 0 2 ,通し番号 1 - 1 0 2) は,賠償庁が作成した昭和 2 7 年付け「文化財等に関する協定要領(案)」と題する内部文書等から構成されており,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 1 1 1 7 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 1 6 ページ (-16-)の約 3 行分 , 1 7 ページ (-17-)の約 2 行分であり , 日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討し

た内容,経過や当時の我が国の解決方針等が記載されている。

(イ) 不開示理由の不存在

文書 1 1 1 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,我が国政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、かかる方針が明らかになれば、北朝鮮は、同方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、よって、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)38及び39ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(103)韓国美術品の寄贈 (文書1118・乙A第254号証,番号103,通し番号1-103)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 1 1 8 (乙 A 第 2 5 4 号証,番号 1 0 3 ,通し番号 1 - 1 0 3) は,文化財保護委員会が作成した韓国美術品等に関する複数の文書によって構成されている。

文書 1 1 1 8 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 1ページ (-1-), 4ページ (-4-), 7ページ (-7-), 12ページ (-12-)及び 1 3 ないし 2 0ページ (-12-に「次ページ以

下8ページ不開示」と記載されている部分)であり、いずれも、韓国出土美術品の「品名」、「数量」、「取得時期」等が一覧表形式で記録されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 1 8 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)39ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(104)マイクロフィルム寄贈品目の決定 (文書1119・乙A第255号証,番号104,通し番号1-104)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1119(乙A第255号証,番号104,通し番号1-104)は,外務省が作成した「マイクロフィルム寄贈品目の決定」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 1 1 1 9 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 4ページ (-4-), 5 ないし 1 5ページ (-4-に「次ページ以下 1 1ページ不開示」と記載されている部分)及び 1 7 ないし 4 2ページ (-5-に「次ページ以下 2 6ページ不開示」と記載されている部分)であり , いずれも , 韓国文化財である書籍等の「書品」,「編集者」,「冊数」が各記録されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 1 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について,我が国政府内部で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)39及び40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(105)日韓文化財引渡し打合わせ会 (文書1120・乙A第112号証,番号10 5,通し番号1-105)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1120(乙A第112号証,番号105,通し番号1-105)

は、外務省が作成した「日韓文化財引渡し打合せ会」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内での 打合せの内容、経過等が記載されている。

文書1120のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 19ページ(-19-)「貨物海上保険料率見積書」以下本文3行分, 20ページ(-20-)本文約4行分, 23ページ(-23-)左側欄外, 105ページ(-104-)及び 106ページ(-105-)であり,いずれも日韓国交正常化交渉における文化財問題に関して,日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険料等の金額等が具体的数値で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 2 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討するための資料であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また、韓国文化財の輸送を実施する際に生じる費用等が明らかになれば、日朝国交正常化交渉においても、北朝鮮は、その費用を前提として交渉に臨むことが可能となり、よって、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(106)韓国へのマイクロフィルムの寄贈 (文書1121・乙A第256号証,番号 106,通し番号1-106)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1121(乙A第256号証,番号106,通し番号1-106)は,外務省文化第一課が昭和41年4月12日付けで作成した「韓国へのマイクロフィルムの寄贈について」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 1 1 2 1 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は,5 ないし2 9 ページ(-4-に「次ページ以下 2 5 ページ不開示」と記載されている部分)であり,韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存された韓国書籍の「書名」、「冊数」等が目録形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1121の不開示部分に記載された情報は、マイクロフィルムに 保存された韓国書籍の目録であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正 常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に 関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題とな る可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられか ねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)40及び41ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(107)日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会議) (文書1126・乙B第113号証,番号107,通し番号1-107)

従前,不開示理由1としていたが,不開示理由2とする方が,より正確であると判明したため,本文書は不開示理由2の項で整理した(被告準備書面(7)41及び42ページ)。

(108)日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシャル) (文書1127・乙B第56号証,番号108,通し番号1-108)

従前,不開示理由1としていたが,不開示理由2とする方が,より正確であると判明したため,本文書は不開示理由2の項で整理した(被告準備書面(7)42及び43ページ)。

(109)日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル) (文書1128・乙A第37号証,番号109,通し番号1-109)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1128(乙A第37号証,番号109,通し番号1-109)は,外務省等が作成した「請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書 1 1 2 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

175ページ(-174-)5行目から6行目までの約1行分,同ページ13行目から176ページ(-175-)1行目まで,同ペー

ジ最終行から177ページ(-176-)4行目まで

いずれも「請求権・経済協力の処理方針」の項にあり,李ライン付近で拿捕された日本漁船に関するわが国の請求権の試算額,上記請求権に関する国内の関係各省の具体的見解等が記載されている。

186ページから(-184-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)188ページ(-185-)下から4行目まで,192ないし203ページ(-188-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載されている部分)

「大蔵省の申し入れと討議の推移」の項にあり,日韓会談における 請求権問題に関する大蔵省見解が具体的に記載されている。

235ページ(-220-),236ページ(-221-),237ページ(-222-),238ページ(-223-),239ページ(-224-)

いずれも「請求権 8 項目の解消」の項にあり、「請求権問題の合意 事項草案」に対する大蔵省見解や個別の請求権問題の解決に当たって日 本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 2 8 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する政府内部の関係各省の具体的な見解であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明

らかである。

よって,文書1128の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)43及び44ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(110)朝鮮郵船所属船舶の韓国引渡 (文書1135・乙A第257号証,番号11

0,通し番号1-110)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1135(乙A第257号証,番号110,通し番号1-110)は,外務省等が作成した「朝鮮米軍二提供中ノ当社船二就テ」と題する文書等の複数の内部文書によって構成され,在朝鮮米軍に提供されていた在韓会社所属船舶5隻の引渡しに関する問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書1135のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 135ページ(-139-)約6行分及び 167ページ(-167-)約2行分であり,前者は引渡すべき船舶の修繕費用の見積金額,後者は船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 3 5 の不開示部分に記載された情報は,韓国に返還する船舶 の修繕費用等としてわが国に請求された金額でるところ,現在,北朝鮮 との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1135の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)44ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(111)日韓予備交渉文化財関係会合(第1~6回) (文書1165・乙A第258 号証,番号111,通し番号1-111)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1165(乙A第258号証,番号111,通し番号1-111)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月11日から同年4月3日までに開催された「日韓予備交渉文化財関係会合」第1回から第6回までの記録等である。

文書1165のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

3 9 ないし4 9 ページ (-38-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている部分),70 ないし75ページ (-58-に「次

ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分),87ないし95ページ(-69-に「次ページ 以下9ページ不開示」と記載されている部分),97ないし105ページ(-70-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも,博物館等の日本国内に所在する韓国出土美術品,韓国書籍の「品名」及び「数量」等が目録形式で記載されている。

5 3ページ(-42-),5 4ページ(-43-),5 6ページ(-45-),5 9ページ(-48-)不開示」と記載されている部分)
いずれも韓国出土美術品の具体的な品名が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 6 5 の不開示部分に記載された情報は,韓国出土美術品,韓国書籍の各目録及び韓国出土美術品の具体的な品名であるところ,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そうなれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

また,我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財及び書籍の具体的なリストが明らかになれば,北朝鮮が当該リストを知り得ることとなり,よって,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)44及び45ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(112)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回) (文書1217・乙A 第259号証,番号112,通し番号1-112)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1217(乙A第259号証,番号112,通し番号1-112) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月15日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書 1 2 1 7 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,2 1 ページ(-2 1 -) 約 3 行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過や特定の請求権金額の見積り,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1217の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における具体的な金額を含む日本政府高官の「非公式見解」であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1217の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)45及び46ペ

ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(113)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回) (文書1218・乙A 第260号証,番号113,通し番号1-113)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1218(乙A第260号証,番号113,通し番号1-113) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月21日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書 1 2 1 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 5 ページ(-15-)約4行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1218の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における日本政府高官が発言した「非公式見解」であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1218の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)46ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(114)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第10回) (文書1220・乙A第261号証,番号114,通し番号1-114)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1220(乙A第261号証,番号114,通し番号1-114) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月8日付け「第 6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第10回会合」と題する内部文 書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と 韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1220のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

3ページ(-3-)7行目から15行目まで,同ページ最終行から4ページ(-4-)8行目まで,6ページ(-6-)4行目から5行目まで

いずれも「韓国請求権(要綱5関係)についての日本側の一応の見解」に対する韓国側の質問に対し,当時の大蔵省理財局長が補足説明 した内容が具体的に記載されている。

1 1ページ(-11-)4行分,13ページ(-13-)下から4 行目から14ページ(-13-に「次ページ不開示」と記載されている部分),16ページ(-15-)2行目から3行目まで,17ペー ジ(-16-)12行目から13行目,18ページ(-16-に「次ページ不開示」と記載されている部分)から19ページ(-17-)9行目まで,同ページ12行目から13行目まで,同ページ15行目から16行目まで

いずれも「韓国請求権(要綱5関係)についての日本側の一応の見解」について,当時の大蔵省理財局長が説明した内容や個別の請求権 毎のわが方からの提案内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1220の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について,韓国側代表者と非公式に検討協議した際に,「日本側の一応の見解」として説明をした内容で,いわゆる非公式見解というべきものであるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1220の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)46ないし48ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(115)第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談 (文書1222・乙A第262号証,番号115,通し番号1-115)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1222(乙A第262号証,番号115,通し番号1-115)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月6日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容,経過等が記載されている。

文書1222のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,3ページ (-3-)約3行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討 の経過,個別の請求権の支払方法及び計算方法に関する我が方の考え方 等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1222の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について韓国側代表者と非公式に討議した際において述べられた,いわゆる非公式見解というべきものであるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1222の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)48ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(116)一般請求権小委員会臨時小委員会会合(第1~4回) (文書1223・乙A第263号証,番号116,通し番号1-116)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1223(乙A第263号証,番号116,通し番号1-116)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月24日から同12月13日までに開催された「一般請求権小委員会臨時小委員会会合」第1回から第4回までの記録であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1223のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

5ページ(-5-)1行目から7行目まで,同ページ最終行から6ページ(-6-)3行目まで

いずれも第1回会合記録にあり、「逓信局関係作業」の問題について討議する際、韓国側から提示された14億円という金額の算出根拠が「決算表」によることについて日本政府高官が説明した内容及び上記作業の具体的方策等が記載されている。

10ページ(-10-)9行目から18行目まで,11ページ(-10-に「次ページ不開示」と記載されている部分),12ページ(-11-)

1行目から6行目まで,同ページ13行目から15ページ(-11-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)まで

いずれも第2回会合記録にあり、日本側の保険関係の資料について、郵政省貯金局第2業務課長と韓国銀行参事が各発言した具体的な見解が記載されている。

19ないし20ページ(-14-に「次ページ以下2ページ不開示」と 記載されている部分)

第2回会合記録にあり、日本側が提出した郵便貯金関係資料で、預金口 座数、預金残高の金額等が具体的に記録されている。

27ページ(-21-)下から2行目から28ページ(-22-)11 行目まで,同ページ14行目から16行目まで,同ページ最終行から29ページ(-22-に「次ページ不開示」と記載されている部分)ないし30ページ(-23-)9行目まで

いずれも第3回会合記録にあり,日本の郵便貯金について,上記資料に基づいて討議した内容で,預金預払総額,月別支払金額,支払総額等の具体的な金額が記載されている。

3 4 ないし3 9 ページ (-26-に「次ページ以下6ページ不開示」と 記載されている部分)

いずれも第3回会合記録にあり,日本側が提出した郵便貯金関係資料で, 預金口座数,預金残高の金額等が具体的に記録されている。

44ページ(-31-)10行目から12行目まで,同ページ15行目から16行目まで,45ページ(-32-)8行目から13行目まで,4 6ページ(-33-)4行目5文字分,47ページ(-34-)1行目から3行目まで,48ページ(-35-)5行目から6行目まで,同ページ13行目から49ページ(-35-に「次ページ不開示」と記載されている部分)まで,53ページ(-39-)下から4行目から54ページ(-

40-)11行目まで

いずれも第4回会合記録にあり,日本側数値と韓国側数値との際について,具体的な金額等の数値を提示して討議した内容が記載されている。

56ないし57ページ(-41-に「次ページ以下2ページ不開示」と 記載されている部分)

いずれも第4回会合記録にあり、日本側が提出した郵便貯金関係資料で、 預金口座数、預金残高の金額、郵便貯金等に関する請求権の計算方法等が 具体的に記録されている。

(イ) 不開示理由

文書1223の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する「逓信局関係」の問題について,韓国側と非公式に協議した際の日本政府高官及び韓国代表の各発言内容及び日本側の郵便貯金関係資料であり,いずれも,具体的な数値を含むものであるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1223の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)48ないし50ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(117) 一般請求権徴用者関係等専門委員会会合(第1~4回) (文書1224・乙A 第264号証,番号117,通し番号1-117)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1224(乙A第264号証,番号117,通し番号1-117)は,外務省が作成した昭和37年2月13日から同月27日までに開催された「一般請求権徴用者関係等専門委員会会合」第1回から第4回までの記録であり,日韓国交正常化交渉に関する問題について,日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書 1 2 2 4 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 3ページ(-3 -) 1 1 行目 , 3ページ 1 3 行目から 4 ページ (- 4 -) 下から 5 行目 まで、 4ページ下から6行目から7行目まで、 5ページ(-5-)3行 目,6行目,9行目,5ページ下から2行目から6ページ(-6-)1行 目まで, 6ページ12行目から下から2行目まで, 7ページ(-7-) 3行目,9行目から12行目まで, 11ページ(-10-に「次ページ不 開示」と記載されている部分)、 13ないし16ページ(-11-に「次 ページ以下4ページ不開示」と記載された部分), 19ページ(-14-) 15行目から16行目,17行目から18行目まで, 19ページ最終行か ら20ページ(-15-)1行目まで,3行目,4行目, 29ページ(-24-), 41ページ(-35-)3行目から最終行まで, 45ページ (-39-)12行目から最終行まで, 50ページ(-44-)12行目 まで, 51ページ(-45-)下から6行目から3行目まで, 55ペー ジ(-49-)4行目から7行目まで, 57ページ(-51-)3行目3 文字分, 59ページ(-53-)5行目3文字分,11行目5文字分であ り,いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,恩給等に関 する請求権の計算方法,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1224の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、具体的な数値を示して説明した内容であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1224の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)50及び51ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(118)国会のおける在外財産補償に関する政府答弁等 (文書1234・乙A第265 号証,番号118,通し番号1-118)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1234(乙A第265号証,番号118,通し番号1-118)は, 外務省アジア局第二課が作成した「国会の於ける在外財産補償に関する政府 答弁等」,同局が作成した昭和33年2月18日付け「日韓関係擬問答」, 同局北東アジア課が作成した昭和36年2月2日付け「衆議院外務委員会の 日韓会談に関する資料要求の件」、大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年3月20日付け「旧在韓日本財産の総額に関する国会答弁の件」、外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員(自民党)の質問に対する回答」、「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料(案)」と各題する複数の内部文書等によって構成されている。

文書 1 2 3 4 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

30ページ(-30-)5文字分,31ページ(-31-)1行目から 2行目まで

大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」と題する文書中にあり、前者は大蔵省が算出した朝鮮地域関係の私有財産額の具体的金額、後者は財産権の評価基準についての具体的な評価がそれぞれ記載されている。

33ページ(-33-)欄外上の約4行分,35ページ(-35-)5 行目の5文字分,6行目の5文字分

北東アジア課が作成した「旧在韓日本財産の額に関する国会答弁の件」 と題する文書中にあり、衆議院外務委員会における質問に対して想定した 答弁案として具体的な金額が記載されている。

42ページ(-42-)5行目から8行目まで

外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員(自民党)の質問に対する回答」と題する文書中にあり、「在韓日本財産の総額はいくらか。」 との質問に対する回答として具体的な金額が記載されている。

47ページ(-47-)左から2行目,同ページ最終行から48ページ (-48-)2行目まで,49ページ(-49-)右から1行目から2行 目,同ページ左から2行目から50ページ(-49-に「次ページ不開示」 と記載されている部分)及び51ページ(-50-)左から3行目まで, 52ページ(-51-),54ページ(-53-),55ページ(-54-), 56ページ(-55-)

いずれも外務省が作成した「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料(案)」と題する文書中にあり、「終戦当時の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」に対する回答として、いずれも個別の請求権の見積りが記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 2 3 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関し,「戦時中及び終戦当時における在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産」について具体的金額を示して説明した内容であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1234の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)51ないし53ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(119)日韓関係の打開について (文書1248・乙A第57号証,番号119,通し

番号1-119)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1248(乙A第57号証,番号119,通し番号1-119)は,外務省アジア局中川局長が作成した昭和30年1月21日付け「日韓関係の打開について」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されている。

文書1248のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 5ページ(-5-)の約1行分, 8ページ(-8-)の約2行分, 10ページ(-10-)ないし12ページ(-10-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,我が国の見解,個別の請求権問題についての提案等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1248の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額である。現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1248の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場

を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)53及び54ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(120)日韓関係の調整 (文書1257・乙A第118号証,番号120,通し番号1-120)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1257(乙A第118号証,番号120,通し番号1-120)は,外務省が作成した「日韓関係の調整に関する件」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されている。

文書 1 2 5 7 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 5 ないし7 ページ(-4-に「次ページ以下 3 ページ不開示」と記載されている部分) 及び 8 ページ(-5-)であり,いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,我が国の見解等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1257の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において,具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額である。現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨

むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋 然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1257の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)54ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(121)在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について - 日韓会談再開の二条件の問題点-(文書1259・乙A第266号証,番号121,通し番号1-121)ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1259(乙A第266号証,番号121,通し番号1-121)は,外務省アジア局が作成した昭和30年7月20日付け「在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について - 日韓会談再開の二条件の問題点 - 」と題する内部文書であり,韓国側から提示された日韓会談再開の2条件である「在韓日本財産に対する請求権を放棄せよとの要求」及び「久保田発言の撤回要求」について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書1259のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 8ページ(-8-)左から5行目から3行目まで, 10ページ(-10-)右から4行目から7行目まで, 10ページ左から2行目から11ないし13ページ(-10-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)であり, いずれも財産・請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の建設的な提案を金額等の数値も挙げて個別具体的に検討した内容, 経過, 見積り等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1259の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に係る韓国側の要求に対する対応方針及びその決定経過であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1259の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)54及び55ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(122)日韓関係その後の状況 (文書1260・乙A第267号証,番号122,通し番号1-122)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1260(乙A第267号証,番号122,通し番号1-122)は, 外務省が作成した昭和30年9月15日付け「日韓関係その後の状況」と題 する内部文書であり,政府高官が日韓会談再開のために韓国側代表者との間 で非公式で数次にわたり実施された会談等の経緯及び討議された具体的な問 題について検討内容等が記載されている。 文書 1 2 6 0 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,3ページ(-3-)の約 2 行分であり,財産・請求権問題についての解決指針等や個別の請求権問題についての提案が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1260の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題を解決するために提示された日本側の具体的解決指針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1260の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)55及び56ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(123)日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙A第119号証,番号123, 通し番号1-123)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1261(乙A第119号証,番号123,通し番号1-123)は, 外務省が作成した「第一部 日韓全面会談の開催とその決裂」と題する内部 文書であり、予備会談の申合せに基づき、昭和27年2月中旬から同年4月 末まで第一次日韓会談が開催され、昭和28年4月中旬から同年7月末まで 第二次日韓会談が解された経緯及び同年10月6日から開催された第三次日 韓会談がいわゆる久保田発言を契機に決裂した内容等が具体的に記載されて いる。

文書1261のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,12ページ(-12-)左から3行目から13ページ(-13-)2行目までであり,第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた個別の請求権問題についての提案が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1261の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとした具体的な提案内容であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1261の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)56ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(124)日韓会談議題の問題点 (文書1287・乙A第58号証,番号124,通し番号1-124)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1287(乙A第58号証,番号124,通し番号1-124)は,外務省が作成した「日韓会談議題の問題点」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉に関する具体的な問題について政府部内で検討した内容,経過等が記載されている。

文書1287のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

20ページ(-19-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

「(二)財産請求権問題」の項にあり、韓国に対する請求権について試算 した具体的金額が記載されている。

23ページ(-22-)3行目から8行目まで,24ページ(-23-)7行目から25ないし26ページ(-23-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも「(二)財産請求権問題」の項にあり、同問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試案ないし見解が記載されている

3 4 ページ (-31-) 最終行から35ページ (-31-に「次ページ 不開示」と記載されている部分)

「(四)在日朝鮮人の国籍処理問題」の項にあり,韓国と合意し得ると期待された具体的な事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 2 8 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた「財産・請求権問題」及び「在日朝鮮人

の国籍問題」についての解決策としての具体的な提案内容であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1287の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)56及び57ページ)。

イ 原告らの反論

- (ア) 日韓法的地位協定によって,在日コリアンは,「協定永住」に移行するものと,従前通りの「法126該当者及びその子」のまま在留するものとに分かれたが,平成3年(1991年),日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)が制定されたことにより,かかる区別は解消された。よって,在日コリアンの法的地位に関する文書1287の不開示部分を公開しても外交上の不利益が生じるおそれはない。
- (イ) なお,文書1287は,日本側の具体的な提案内容という点からも不開示の理由はない(原告準備書面(6)第4の2(57ないし61ページ))。

ウー被告の再反論

(ア) 日韓間においては平成23年(2011年)6月に「第19回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」が開催され、特別永住者に当たる在日韓国人の待遇(外国人登録法関係の問題,地方公務員採用の問題,公立学校の教員採用の問題,教育問題等)について議論が行われた。

北朝鮮については,平成14年(2002年)の日朝平壌宣言において,「在

日朝鮮人の地位に関する問題(中略)については,国交正常化交渉において誠実に協議する」ことされている。

このように、在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお、日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解は、韓国側と上述したような協議を行う上でも、また、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものである。それゆえ、これに関連する情報が記載された文書が開示されれば、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあることは明らかであって、その旨の外務大臣の判断には、十分な合理性がある(被告準備書面(13)第1の4(3)15及び16ページ。

(イ) 文書1287は,日本側の提案内容ではあるが,現在,北朝鮮との間では 国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の 財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ て,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させること になり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く なることは明らかである。

よって,文書1287の不開示部分に記載されている情報の内容は,公に することにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場 を不利にするおそれがある(法5条3号)。

(125)日韓間抑留者相互釈放問題 (文書1296・乙B第122号証,番号125, 通し番号1-125)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1296(乙B第122号証,番号125,通し番号1-125)は,

外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互 釈放問題」と題する内部文書であり、韓国に拿捕された日本漁船の乗組員の 返還請求問題と退去強制処分となった在日朝鮮人犯罪者の引取り要求問題に ついて、政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1296のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,8ページ(-8-)2行目から5行目までの約3行分であり,財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過,請求権金額の算出に関する我が方の基本的な考え方等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1296の不開示部分に記載された情報は,財産・請求権問題について我が国が検討した具体的な内容,経過であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1296の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)57及び58ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1296のうち,番号44については,不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ(-7-)右から6行目から9

行目までの約3行分(被告準備書面(4)43及び44ページ)を追加開示した。

文書 1 2 9 6 のうち,番号 1 2 5 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 8 ページ(-8-)2 行目から 5 行目までの約 3 行分(被告準備書面(7)5 7 及び 5 8 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 1 7 (14ページ)。

(126)韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (文書1313・乙A第268 号証,番号126,通し番号1-126)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1313(乙A第268号証,番号126,通し番号1-126)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月8日付け「韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)」,大蔵省国有財産局管理課が作成した昭和40年4月6日付け「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」,外務省作成の同月12日付け「各省打合会議メモ」,同月13日付け「経済協力関係打合せメモ」,大蔵省作成の同日付け「要望事項」と各題する内部文書によって構成されている。

文書 1 3 1 3 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 0 ページ(-10-), 1 1 ページ(-11-), 1 3 ページ(-13-), 2 1 ページ(-21-)及び 2 6 ページ(-26-)であり,いずれも,財産・請求権問題に関し,朝鮮簡保特別会計預かり金,残余財産朝鮮人分,未払額,有価証券,在外資産等の試算金額が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 1 3 の不開示部分に記載された情報は,財産・請求権問題において問題となっている残余財産,未払金等価額を試算した算定金額であると

ころ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1313の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(7)58及び59ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(127)基本方針および協定案の審議(文書1314・乙A第275号証,番号127,通し番号1-127)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1314(乙A第275号証,番号127,通し番号1-127)は,外務省が作成した昭和40年4月17日付け「処理方針」,外務省条約局が作成した同年4月19日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」(2通),同月20日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」,同月24日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力のための日本国と大韓民国との間の協定(案)」と題する内部文書等により構成されており,財産・請求権問題に関しての日本政府の見解及び対処方針の検討過程並びに昭和40年6月に日韓間で締結された「財産及び請求

権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協 定」の試案が記載されている。

文書 1 3 1 4 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 2 8 ページ (-28-)の7行分, 8 7 ページ(-87-)の約7行分, 10 1 ページ (-101-)7行目から102ページ (-102-)5行目まで, 108ページ (-108-)9行目から109ページ (-109-)5行目まで, 118ページ (-118-)8行目から119ページ (-119-)5行目までであるが,いずれも同一内容であり,政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権のうち,朝鮮総督府所管の簡保,供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 1 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であり,朝鮮総督府所管の財産の取扱いに関するものであり,北朝鮮にも直接的な関係を有するものである。

しかして、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかににされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になりなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1314の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

ある(法5条3号)(被告準備書面(8)7及び8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(128)日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A123号証,番号128,通し番号1-128)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1316(乙A第123号証,番号128,通し番号1-128)は,外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」と題する内部文書中の「 条約作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する項目の「3.請求権及び経済協力問題」、「4.在日韓国人の法的地位問題」、「5.文化財問題」と各題する部分及び目次部分であり、上記各問題の概要,討議の経緯,日韓双方の主張の内容及び将来的な課題等が記載されている。

文書1316のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

170ページ(-170-)約4行分

韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保,供託及び地方債等について日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

174ないし176ページ(-173-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と 大韓民国との間の協定」の日本政府案の作成過程においてなされた議論の 概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が 変遷した経緯等が記載されている。

284ページ(-281-)約6行分,285ページ(-282-)3

行分,288ないし290ページ(-284-に「次ページ以下3ページ 不開示」),291ページ(-285-)2行分,292ページ(-286-)5行分

いずれも,文化財問題に関し,韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1316の不開示部分 及び に記載された情報は,日韓国交正常化 交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての日本政府の 具体的な見解及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常 化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請 求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかににされて,我 が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなること は明らかである。よって,文書1316の不開示部分に記載されている情報 の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我 が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)。

また,文書1316の不開示部分 に記載された情報は,日韓国交正常化 交渉における文化財問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針で あるところ,上記文化財問題は,現在,北朝鮮との間で国交正常化交渉が継 続していることから,公にすることにより,文化財問題に関する我が国政府 の関心事項が露見し,再度,懸案事項として問題となる可能性があり,そう なれば,同交渉の円滑な進行,実現が妨げられかねない。

よって,文書1316(乙A第123号証)の不開示部分 に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認める

ことにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)8ないし 10ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(129) 韓国請求権検討参考資料(文書1348・乙A第276号証,番号129,通し番号1-129)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1348(乙A第276号証,番号129,通し番号1-129)は,外務省が作成した昭和36年2月11日付け,同月13日付け,同月22日付け及び同年4月10日付け「韓国請求要綱参考資料(未定稿)」と題する内部文書等によって構成されており,韓国が主張した対日請求権のうち,朝鮮総督府の債務,在韓日本人の日本への送金,韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目の概要並びにそれに対する日本政府の見解及び対処方針が記載されている。

文書1348のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

8ページ(-8-)約2か所,9ページ(-9-)4か所,10ページ(-10-)2か所,11ページ(-11-)1か所,13ページ(-1 3-)2か所,14ページ(-14-)約6行分,15ページ(-15-) 1か所,16ページ(-16-)2か所及び2行分,17ページ(-16-)に「次ページ不開示」と記載されている部分),19ページ(-18-)約3行分,20ページ(-19-)3行分,21ページ(-20-)1行分,26ページ(-25-)4か所,29ページ(-28-)約1ページ分,30ページ(-29-)約1ページ分,31ページ(-30-)約7 行分及び1か所,32ページ(-31-)3行分,33ページ(-32-)約2行分及び2か所

いずれも,朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目ないし金額等が記載されている。

35ページ(-34-)2か所,36ページ(-35-)1か所 いずれも,在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で 試算された具体的な金額が記載されている。

46ページ(-45-)下半分部分,48ページ(-47-)約7行分,49ページ(-48-)1か所,50ページ(-49-)6行分,52ページ(-51-)4か所,54ページ(-53-)1か所及び下半分部分(ただし,下半分部分のうちの一番左の列には法5条2号による不開示部分があるが,これらは本件訴訟の対象外である。),56ページ(-55-)4行分,57ページ(-56-)8行分及び3か所,58ページ(-57-)7か所(ただし,「五,(1)」及び「同(2)」の右側本文中の不開示部分は法5条2号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外である。)

いずれも,韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で 試算された具体的な項目ないし金額等が記載されている。

60ページ(-59-)5行分,62及び63ページ(-60-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分),64ページ(-61-)15行分,66ページ(-63-)8行分及び2か所,67ページ(-64-)2か所,68ページ(-65-)上段11行分,下段9行分,71ページ(-68-)上段5行分,中段4行分,72ページ(-69-)3か所,73ページ(-70-)2か所,76ページ(-73-)表中15か所及び1か所

いずれも、韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で試算され

た具体的な項目ないし金額等が記載されている。

78ページ(-75-)下半分部分

円系通貨(日本円を基軸として,日本円と連動させた通貨)の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案が記載されている。

90ページ(-87-)1か所,94ページ(-91-)1か所 いずれも,財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府 に関しての日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1348の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての具体的な試算額及び日本政府の対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかににされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1348の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)10ないし12ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(130)請求権に関する一般的問題点(文書1349・乙A第124号証,番号130,

通し番号1-130)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1349(乙A第124号証,番号130,通し番号1-130)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月6日付け「請求権に関する一般的問題点(第1稿)」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関して請求の法的根拠及び法律関係に焦点を当てた政府部内での想定問答が記載されている。

文書 1 3 4 9 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は以下のとおりである。

3ページ(-2-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

9ページ(-8-)1行分

日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

16ページ(-15-)下から約8行分及び17ページ(-15-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

日本の在北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び 対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的 な提案が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1349の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本政府の具体的な見解,対処方針及び交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・

請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかににされて, 我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1349の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)12及び13ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(131)請求権問題に関する大蔵省との打合会(文書1350・乙A第277号証,番号 131,通し番号1-131)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1350(乙A第277号証,番号131,通し番号1-131)は,外 務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月7日から同年3月13日までに開催された第1回から第5回までの「請求権問題に関する大蔵省との打合会」の議事内容等を記録した内部文書によって構成されており,上記各打合会において財産・請求権問題に関して政府内部で協議,検討した経過等が記載されている。 文書1350のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 13ページ(-13-)最終行ないし14ページ(-14-)11行目まで, 26ページ(-26-)約12行分, 38ページ(-38-)上段2行分,下段2行分であり,いずれも,財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び交渉の順序あるいは段取りについて具体的な交渉戦略を検討した過程が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 5 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及びそれに基づく韓国側との交渉における具体的な交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 3 5 0 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)13及び14ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(132)請求権問題点討議用試案(文書1355,全部不開示(乙号証なし),番号132,通し番号1-132)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1355(全部不開示(乙号証なし),番号132,通し番号1-132)は,外務省条約局法規課が昭和36年9月1日付けで内部文書として作成した総数32ページの請求権問題の討議用資料であり,韓国が主張した対日請求権のうち,朝鮮総督府の債務,在韓日本人の日本への送金,韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対

日請求権各項目に関しての日本政府の見解,具体的な対処方針及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1355に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1355の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)14ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(133)日韓請求権問題(文書1356・乙A第278号証,番号133,通し番号 1-133)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1356(乙A第278号証,番号133,通し番号1-133) は,外務省アジア局が作成した昭和36年9月4日付け「日韓請求権問 題」及びその添付文書である別添 1「非公式資料」及び別添 2「日韓請求権問題試案」と各題する内部文書によって構成されており,財産・請求権問題に関して政府部内で想定した問題の概要及び同問題に対する具体的な対処方針が記載されている。

文書1356のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

1ページ(-1-)2か所及び最終行,2ページ(-2-)上段3 行分及び下段8行分,3ページ(-2-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも,財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部 及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項 目ないし金額が具体的に記載されている。

7ページ(-6-)約11行分,8ページ(-7-)約2行分,9ページ(-8-)約4行分,15ないしは23ページまで(-13-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分。なお,上記「別添2『日韓請求権問題試案』」に相当する部分である。)

いずれも,財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1356の不開示部分に記載された情報は,財産・請求権問題に関しての政府部内での具体的な試算額及び韓国の対日請求権の複数の具体的な項目についての対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予

想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1356の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)14及び15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(134)第5次日韓会談(文書1358・乙A第279号証,番号134,通し番号 1-134)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1358(乙A第279号証,番号134,通し番号1-134) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月5日付け、第 5次日韓会談における韓国請求権8項目の討議抄録」、「第5次請求権 記録」及び「第5次請求権概算」と各題する内部文書等により構成され ており,第5次日韓会談において韓国が主張した対日請求権8項目につ いての討議記録及び討議の概要並びに政府部内で試算された韓国の対日 請求権の具体的な金額が記載されている。

文書 1 3 5 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,いずれ も「第 5 次請求権概算」と題する文書中にあり, 3 7 ページ(-3 7 -)上段 6 行分,下段 1 1 行分ほか 2 か所, 3 8 ページ(-3 8 -) 2 か所, 3 9 ページ(-3 9 -)上段 9 行分,下段 5 行分, 4 0 ペ ージ(-39-に「次ページ不開示」と記載されている部分)及び41ページ(-40-)各3行分ほか3か所, 42ページ(-41-)3か所, 43ページ(-42-)11行目,13行目及び欄外の3か所(なお,通知書には法5条2号による不開示部分として記載されているが,43ページの不開示部分のうち上から14行目の不開示部分を除く上記3か所は不開示理由1に該当するので訂正する。), 44ページ(-43-)10行分, 45ページ(-44-)8行分, 46ページ(-45-)4行分ほか3か所, 47ページ(-46-)4行分, 49ページ(-47-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも,韓国が主張した対日請求権8項目それぞれについての政府部内での試算額や試算方法が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1358の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての政府部内での具体的な試算過程や試算額といった対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1358の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)15及び16ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(135)日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会(文書1359・乙A第280号証,番号135,通し番号1-135)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1359(乙A第280号,番号135,通し番号1-135) は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月8日付け「日 韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会要録」と題する内部文書 であり、第6次日韓会談における財産・請求権問題の進め方についての 外務、大蔵両省代表者による打合せの要旨が記載されている。

文書1359のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は13ページ (-13-)の1か所であり,一般朝鮮人公務員に対する未払恩給につ いて政府部内で具体的に試算した金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1359の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権の項目の一つである、朝鮮人公務員に対しての未払恩給に関しての政府部内での具体的な試算額といった対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかであ

る。よって,文書1359の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)16及び17ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(136)日韓請求権解決方策について(文書1360・乙A第281号証,番号13 6,通し番号1-136)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1360(乙A第281号,番号136,通し番号1-136) は,外務省が作成した昭和36年9月14日付け「日韓請求権解決方策 について」,同日付け「日韓請求権解決方式について」と各題する内部 文書等により構成されており,東南アジア諸国に対する賠償額と対比し ながら日韓間の特殊な関係を勘案した上で財産・請求権問題について具 体的な解決策を検討した内容が記載されている。

文書1360のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

3ページ(-2-に「次ページ不開示」と記載されている部分), 5ページ(-3-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも,財産・請求権問題の解決のため,日韓関係の特殊事情を 勘案した上で作成された具体的な計画案とその規模が具体的金額をも って記載されている。

8ページ(-6-)1か所,9ページ(-7-)2行分ほか2か所,

14ページ(-12-)2か所

いずれも,韓国の対日請求権に関して政府部内で試算した具体的金額及び韓国側に提示することが検討されていた具体的金額等の請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと,これらを解決する経済協力の組合せが記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1360の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉 において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して,東 南アジア諸国に対する賠償額との対比や日韓間の特殊な関係を勘案した 上で、日本政府が立案した具体的な対処方針及び政府部内で試算され、 韓国側に提示することが検討されていた具体的な金額であるところ,現 在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の 情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・ 方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手 の内」を北朝鮮に予想させることになり, 例えば, 北朝鮮が, それを前 提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になる など,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高 くなることは明らかである。よって、文書1360の不開示部分に記載 されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮 との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機 関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備 書面(8)17及び18ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(137)日韓請求権問題試案 (文書1361・乙A第282号証,番号137,通し

番号1-137)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1361(乙A第282号,番号137,通U番号1-137) は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月26日付け 「日韓請求権問題試案」, 外務省条約局法規課が作成した昭和36年9 月12日付け「『日韓請求権問題試案』に対するコメント」と各題する 内部文書により構成されており,第5次日韓会談において韓国側が主張 した対日請求権8項目についての日本側の対処方針が記載されている。 文書1361のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ペー ジ(-3-)約9行分, 4ページ(-4-)約3行分, 6ページ(-6 -) 約 2 行分 , 7ページ (- 7 -) 約 3 行分 , 1 0 ページ (- 1 0 -)約3行分, 14ページ(-14-)約2行分, 15ページ(-15-)約1行分, 16ページ(-16-)2行分及び3行分, 1 7ページ(-17-)約3行分, 23ページ(-23-)約2行分, 2 7 ページ (-2 7 -) 約 4 行分 , 3 1 ページ (-3 1 -) 約 4 行 分, 32ページ(-32-)約4行分及び約1行分であり、いずれも、 韓国の主張する対日請求権8項目に関して支払を行う条件及び支払の規 模に関する日本政府の具体的な見解、計算方法に関する我が方の考え方

(イ) 不開示理由

が記載されている。

文書1361の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して,韓国が主張した対日請求権8項目のそれぞれの項目についての日本側の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題に

ついての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1361の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)18及び19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(138)韓国の対日請求権について(文書1363・乙A第283号証,番号138, 通し番号1-138)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1363(乙A第283号証,番号138,通し番号1-138) は,大蔵省理財局が作成した昭和36年10月26日付け「韓国の対日 請求権について」と題する内部文書であり,在韓日本資産を韓国に引き 渡した米軍令33号及び日韓間の特別取極についての日韓双方の解釈の 概要と,韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されている。

文書1363のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

4ページ(-4-)1か所

日本が終戦時保有していた対韓請求権について政府部内で試算した 具体的金額が記載されている。 10ページ(-10-)10行分

韓国が第5次日韓会談において主張した対日請求権8項目について 政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1363の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する、終戦時における日本の対韓請求権の具体的金額の試算及び韓国の主張する対日請求権具体的な項目ないし金額に関する政府部内の試算額及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1363の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(140)日韓請求権問題解決要綱(文書1366・乙A第285号証,番号140, 通し番号1-140)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1366(乙A第285号証,番号140,通し番号1-140)は,外務省が作成した昭和36年11月7日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する内部文書であり,朴正煕最高会議議長来日の際に行われることが想定された請求権問題の議論についての対処方針が記載されている。

文書1366のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)4か所, 4ページ(-4-)2か所, 5ページ(-5-)1か所, 6ページ(-6-)1か所であり,いずれも,請求権問題に関する交渉において韓国政府の主張する要求に対する日本政府の対応策として政府部内で検討された日本側が韓国側に支払う具体的な金額ないし対韓経済協力に関して供与する円借款の具体的金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1366の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題、対韓経済協力問題に関する対処方針として、日本側が交渉において韓国側に提示することを検討していた具体的な金額であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1366の不開示部分に記載さ

れている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)20及び21ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(141)韓国の対日請求権について(文書1367・乙A第286号証,番号141, 通し番号1-141)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1367(乙A第286号証,番号141,通し番号1-141)は,外務省が作成した「韓国対日請求権について()~()」と各題する内部文書であり,韓国が主張した対日請求権のうち,朝鮮総督府を通じて韓国から搬出された地金・地銀,朝鮮総督府の債務,在韓日本人の日本への送金,韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権等の対日請求権各項目に関しての日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

文書1367のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のと おりである。

1ページ(-1-)4か所,2ページ(-1-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも,朝鮮総督府を通じて韓国から搬出された地金・地銀関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

3ページ(-2-)7か所,4ページ(-3-)中段約1行分,

下段約2行分ほか4か所,5ページ(-4-)最終行ほか3か所, 6ページ(-5-)2か所,7ページ(-6-)約2行分

いずれも,朝鮮総督府の債務関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

11ページ(-10-)中段約3行分,最終行ほか2か所,12ページ(-11-)8か所,13ページ(-12-)3か所,14ページ(-13-)約5行分ほか3か所,15ページ(-14-)7か所,16ページ(-15-)1か所

いずれも,韓国人の対日債権関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

18ページ(-17-)5か所,19ページ(-18-)5か所, 20ページ(-19-)10か所

いずれも,韓国の対日請求権各項目について返還の要否及び支払 う金額として試算した具体的金額の案が記載されている。

22ページ(-21-)約2行分ほか2か所, 23ページ(-22-)1行分ほか1か所, 24ページ(-23-)3か所, 26ページ(-25-)3か所

いずれも,財産・請求権問題における韓国の対日請求権について 政府部内で試算した具体的な項目ないし金額及び日本政府の対処方 針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 6 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権各項目に関する政府部内での具体的な試算項目ない

し金額及び日本政府の見解と対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1367の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)21及び22ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(142)外交政策企画委員会記録(文書1368・乙A第287号証,番号142,通し番号1-142)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1368(乙A第287号証,番号142,通し番号1-142) は,外務省が作成した昭和36年11月15日付け「第178回外交政 策企画委員会記録」と題する内部文書であり,第6次日韓会談に備えて 外務省内部で「日韓交渉」を議題として開催された日韓会談の経緯及び 韓国の対日請求権8項目に関する意見交換会の記録である。

文書1368のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のと おりである。 8ページ(-8-)1か所

対日8項目請求に対して韓国側に提示することが政府部内で検討されていた具体的な金額が記載されている。

9ページ(-9-)17行分

対日8項目請求について政府部内で検討されていた具体的な支払の実施方法について記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1368の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権8項目に関する政府部内での試算額及び韓国の主張に対する日本政府の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1368の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)22及び23ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(143) 一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について(文書1370・乙A第

288号証,番号143,通し番号1-143)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1370(乙A第288号証,番号143,通し番号1-143) は,外務省アジア局が作成した昭和36年12月4日付け「一般請求権 小委員会の今後の討議の進め方について」と題する内部文書であり,財 産・請求権問題に対応するための小委員の討議の進め方について検討し た内容等が記載されている。

文書1370のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,6ないし8ページ(-5-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)であり,韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目ついて政府部内で試算した具体的な項目ないし金額及び各試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1370の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目について政府部内で検討した具体的な試算額と試算方法であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1370の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が

国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることに つき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)23及び2 4ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(144)対韓経済協力について(文書1371・乙B第289号証,番号144,通 し番号1-144)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1371(乙B第289号証,番号144,通し番号1-144)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月7日付け「対韓経済協力について」と題する内部文書であり,日韓国交正常化交渉において議論された対韓経済協力の実施に関する方針が記載されている。

文書1371のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 4ページ(-4-)6か所, 5ページ(-5-)2か所, 6ページ(-6-)4か所であり,いずれも,対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額,借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1371の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決策の一つとして日本が検討していた対韓経済協力の実施に関して政府部内で検討した具体的試算額及び供与実施機関であるところ,現在,北朝

鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1371の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)24及び25ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1371については,平成23年8月29日, 4ページ(-4-)6か所, 5ページ(-5-)2か所及び 6ページ(-6-)4か所のうち, のうち4か所及び のうち4か所を追加開示した。なお, の2か所及び は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の19(15ページ))。

(145)韓国側請求金額と日本側主張 (文書1373・乙A第290号証,番号14

5,通し番号1-145)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1373(乙A第290号証,番号145,通し番号1-145)は,外務省アジア局が作成した昭和36年12月22日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額と日本側主張」,外務省アジア局北東アジア課が作成した同月27日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」と各題する内部文書等により構成されており,韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目について,韓国側が要求する金額,政府部内で試算した金額及び韓国の対日請求権各項目に対する日本政府の対処方針が記載されている。

文書1373のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

1ページ(-1-)2か所,2ページ(-2-)2か所,3ページ(-3-)3か所,5ページ(-5-)2か所,6ページ(-6-)6か所(なお,13行目「としている。」との前部にもマスキングが施されているが,同部分に記載はなく,不開示部分には含まれない。),7ページ(-7-)9か所,10ないし11ページ(-9-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」)中の最初の2ページ)いずれも,韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記載されている。

12ないし15ページ(-9-に「次ページ以下6ページ不開示」 と記載されている部分(「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定(案)」)中の3ないし6ページ)

いずれも,韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で査定した具体的な項目ないし金額及び試算方法が一覧表形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1373の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権問題への対処として、複数の個別具体的な請求権の項目について政府部内で検討した試算方法や試算額であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1373の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)25及び26ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(146)協定最終案(文書1397・乙A第291号証,番号146,通し番号1-146)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1397(乙A第291号証,番号146,通し番号1-146) は,外務省が作成した昭和40年6月17日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定 (案)」と題する内部文書等によって構成されており,昭和40年6月 に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済 協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案等が記載されている。

文書1397のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,80ないし154ページ(-79-に「次ページ以下75ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも,「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等が,和文,英文及びハングル文字で各記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1397の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決 策として検討されていた日韓経済協力問題に関し,政府部内で検討され ていた韓国との借款契約案及び事業計画案の検討経過等であるところ, 現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記 の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策 ・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき 「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化交 渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が 明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わ ず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉 に臨むことができ,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然 性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1397の不開 示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定 される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれが あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法 5 条 3 号) (被告準備書面(8)26及び27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(147)第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書14 08・乙A第127号証,番号147,通し番号1-147)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1408(乙A第127号証,番号147,通し番号1-147)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月12日付け「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合会議概要」,同月19日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第2回各省代表打合会議概要」,同年10月6日付け「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」,同月14日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」と各題する内部文書により構成されており,第1回から第3回までの「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省代表打合会議」等において協議された日韓会談の韓国側代表に対する印象,在日朝鮮人問題,漁業問題,文化財問題,財産・請求権問題,船舶問題といった日韓会談において議論されていた各問題についての日本政府の見解及び対処方針の検討過程が記載されている。

文書1408のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

5ページ(-5-)約3行分,6ページ(-6-)約2行分,33ページ(-33-)約2行分

いずれも,財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な 解決策が記載されている。 22ページ(-22-)約3行分

財産・請求権問題についての日韓間での議論における日本政府の具体 的な交渉戦略案として検討された内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1408の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての政府部内の具体的な見解及び交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1408の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)27及び28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(148)日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書1410・ 乙A第292号証,番号148,通し番号1-148)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1410(乙A第292号証,番号148,通し番号1-148)

は,外務省条約局法規課が作成した昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(討議用資料)」,同月6日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と各題する2つの内部文書で構成され,いずれも,戦後の南北朝鮮関係,韓国の法的地位,財産・請求権問題及び在日韓国人の処遇問題について日本側の対処方針を検討した内容が記載されている。

文書 1 4 1 0 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 5 ページ(-15-)2 か所, 1 6 ページ(-15-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,財産・請求権問題について日本側の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1410の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本側の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1410の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(149)韓会談日本側代表団の打合せ会議 (文書1411・乙A第293号証,番号149,通し番号1-149)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1411(乙A第293号証,番号149,通し番号1-149)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年1月25日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」,同月31日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」,同月30日付け「当面の日韓会談交渉要領」,同年2月8日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する内部文書により構成されており,第5次日韓予備会談の第4回本会議に備えての日本代表団の打合せ会議における,当時の日韓交渉における懸案事項であった漁業問題や財産・請求権問題についての対処方針に関しての議論の記録が記載されている。

文書1411のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)上段約4行分,下段約2行分, 4ページ(-4-)1行分, 44ページ(-44-)約2行分であり,いずれも,対日請求権に基づく韓国側の要求に対する日本政府の具体的な交渉戦略や請求権の名目でわが国として支払うことができる具体的な項目の名称と,その支払先が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1411の不開示情報に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権についての日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮と

の間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1411の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)28及び29ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(149-2)第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙A第59号 証,番号149-2,通し番号1-149-2)

従前,不開示理由3として整理していたが,不開示理由1とする方が,より正確であると判断されたため,本文書の不開示理由は不開示理由1に訂正する(被告準備書面(3)9及び10ページ)。

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1418(乙A第59号証,番号149-2,通し番号1-149-2)は,昭和36年8月29日付けで外務省北東アジア課が作成した記録用の内部文書で,昭和36年8月29日午後2時から外務省707号室において開催された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打合せ会」を行った際の具体的な協議内容が記載されたものである。

文書1418のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は13ページ (-13-)の上から3行目の約1行分及び上から6行目ないし7行目 の約1行分であり,〔一般的請求権問題〕について,大蔵省の桜井外債 課長が発言した内容が記載された部分で,請求権問題をいかなる形で収 束するかについて政府部内で検討された忌憚のない意見が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 4 1 8 の不開示部分に記載された情報は、「日韓会談再開に関 し関係各省の代表による打合せ会」における発言内容であり、財産・請 求権問題を解決する具体的な方策について忌憚のない意見である。

このような内部の打合せ会における発言内容は,公開されることが予定されていないものであり,このような内部的な意見まで公開されることになれば,今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する 我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との 信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)9及び10ページ)。

イ 原告らの反論

(ア) 不開示情報の内容

ここで、不開示とされているのは、1961年(昭和36年)8月29日に作成された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打ち合わせ会」を行った際の協議内容のうち、「請求権問題を解決する具体的な方策について忌憚のない意見」が記載されているとされる。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、「内部の打合せ会における発言内容は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある」として、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。なお、被告は、文書1418を不開示として理由を、不開示理由3から不開示理由1に変更している。

しかし、被告の主張は、内部的な意見の公開によって、どのような 理由に基づき、政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後 の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか、韓国との信頼関係が 損なわれるおそれがあると行政機関の長が判断したのか、その論理の 飛躍ははなはだしいところがある。

また、文書作成時から48年が経過しており、日本と韓国との間で1965年(昭和40年)には日韓基本条約が締結され、以後も日本と韓国をめぐる外交状況は刻々と変化している。前記第1の3のとおり、文書1418の不開示部分の公開が現在又は将来の交渉に具体的な不利益をもたらし、あるいは信頼関係を損なうような事態は通常はありえない。

さらに,第1の2のとおり,被告は,「交渉上の立場を不利にするおそれ」と「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」を何ら区別せず, 具体的な主張立証をしていない。

加えて,前記第1の1で述べたとおり,「公開されることが予定されていない」ことや「忌憚のない意見交換ができなくなる」こと自体

は、情報公開法5条の不開示事由ではなく、法5条3号との関連性は何ら示されておらず、被告の主張が失当であることは明らかである(原告準備書面(4)第5の4(43及び44ページ)。)

ウ被告の再反論

不開示部分の内容は,請求権問題をいかなる形で収束するかについて政 府部内で検討された忌憚のない意見が記載されている。

かかる意見が明らかとなれば、北朝鮮は、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、我が国は、北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって、当該部分は、不開示理由1により、不開示とすることが適当である。

なお、被告は、文書 1 4 1 8 の不開示理由を訂正したところ、原告らの主張する「論理の飛躍ははなはだしい」、「被告は、「交渉上の立場を不利にするおそれ」と「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」を何ら区別せず、具体的な主張立証をしていない。」及び「「公開されることが予定されていない」ことや「忌憚のない意見交換ができなくなる」こと自体は、情報公開法 5 条の不開示事由ではなく、法 5 条 3 号との関連性は何ら示されておらず、被告の主張が失当である」といった批判はもはや理由がない。

また、原告らは「文書作成時から48年が経過しており、・・・・、文書1418の不開示部分の公開が現在又は将来の交渉に具体的な不利益をもたらし、あるいは信頼関係を損なうような事態は通常はありえない。」と主張する。しかしながら、、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告らが指摘するような時間的要素は考慮していない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ)。

(150)アジア局重要懸案処理月報(36年)(文書1426・乙A第294号証,番号150,通し番号1-150)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1426(乙A第294号証,番号150,通し番号1-150)は,外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書のうち昭和36年1月ないし3月分,5月ないし12月分の各韓国関連部分の抜粋により構成されており,第5次日韓会談の予備会談において焦点となった漁業問題,在日韓国人の処遇問題及び財産・請求権問題等についての会談の記録及び以後の会談における日本側の対処方針が記載されている。

文書1426のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 109 ページ(-109-)約2行分, 147ページ(-147-)約2行分, 164ページ(-164-)約4行分であり,いずれも,対日請求権に基づく韓国側の要求に対する支払についての日本政府の具体的な解決策及び方針及び請求権の名目でわが国として支払うことが可能か検討されていた具体的な項目の名称と,その支払先が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1426の不開示情報に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権に対する支払に関する日本政府の具体的な解決策ないし対処方針であるところ、現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1426の不開示部分に記

載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)29及び30ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(151)アジア局重要懸案処理月報(37年韓国関係抜粋)(文書1427・乙A第295号証,番号151,通し番号1-151)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1427(乙A第295号証,番号151,通し番号1-151)は,外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書の昭和37年1月ないし9月分の各北東アジア課関連部分の抜粋により構成されており,第6次日韓会談の予備交渉において焦点となった漁業問題,在日韓国人の処遇問題,財産・請求権問題についての交渉の概要,各問題に対する日本政府の具体的な見解,解決策及び対処方針が記載されている。

文書1427のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

12ページ(-12-)11行目ないし17行目

韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の返還要求に対する日本 政府の対処方針が具体的に記載されている。

12ページ(-12-)最終行ないし13ページ(-13-)2行 目まで

韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の現物分についての返還

要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記載されている。

13ページ(-13-)最終行

被徴用韓人未収金の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策が 記載されている。

15ページ(-15-)上段約2行分,下段約2行分,約3行分 未払恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策及び対処方 針が記載されている。

17ページ(-17-)約2行分

軍人恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な見解が記載されている。

45ページ(-45-)約2行分,54ページ(-54-)約4行 分 55ページ(-55-)約2行分

いずれも,小坂外務大臣が韓国の崔外務部長との第3回会談において,韓国側から請求権,無償援助,経済協力の3本建てを考えているとの提案に対し,日本側が政府案として提示した具体的な内容が記載されている。

87ページ(-87-)約2行分ほか1か所,88ページ(-88 -)約3行分,91ページ(-91-)4か所,93ページ(-93 -)約2行分

いずれも,第6次日韓会談における第1回会合において,杉代表が, 請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について発言した際に 提した具体的な解決策及び伊関局長が杉代表の発言を補足して,非公 式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

98ページ(-98-)約3行分

第6次日韓会談第2回会合における韓国の裵代表の発言中にあり、 同発言で引き合いに出された杉代表の発言部分が記載されている。 104ページ(-104-)2か所

第6次日韓会談第2回会合における伊関局長の発言中にあり、いずれも、同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

107ページ(-107-)約2行分

第6次日韓会談第3回会合における伊関局長の発言中にあり,韓国側が日本側の提案を受け入れない場合における日本側の対応策が具体的に記載されている。

118ページ(-118-)2か所,119ページ(-119-) 約2行分

第6次日韓会談第2回会合における伊関局長の発言中にあり、いずれも、同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1427の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本側の具体的な対処方針及び韓国側に非公式で提示した具体的な支払額であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと、これらを解決する経済協力の組合せが記載されているかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1427の不開示部分に記載さ

れている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)30ないし32ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(152)金公使内話(文書1431・乙A第296号証,番号152,通し番号1-152)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1431(乙A第296号証,番号152,通し番号1-152)は,外務省アジア局第五課が作成した昭和31年3月20日付け「金公使内話の件」,同年7月7日付け「金韓國公使と会談の件」,外務省アジア局第一課が作成した同年8月20日付け「日韓問題に関し金公使と会談の件」,同年12月4日付け「金公使と会談の件」と各題する複数の内部文書等によって構成されており,日韓国交正常化交渉において議論されていた在日韓国人の処遇に関する問題及び漁業問題に関して中川融アジア局長と金溶植公使との間の会談記録である。

文書1431のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,96ページ(-96-)約4行分であり,中川局長と金公使の会談における在日韓国人の持ち帰り財産についての金公使の要望に対して中川局長が発言した具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 4 3 1 の不開示部分に記載された情報は,いずれも日韓国交正 常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権問題に関係す る在日韓国人の持ち帰り財産に関する日本政府の具体的な見解ないし対処方針であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しておるところ、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1431の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)32及び33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(153日韓漁業協定の問題点 (文書1493・乙A第297号証,番号153,通 し番号1-153)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1493(乙A第297号証,番号153,通し番号1-153) は,外務省が作成した昭和39年2月14日付け「日韓漁業協定の問題 点」と題する内部文書であり,日韓漁業協定締結に際して日本,韓国双 方の各主張及び韓国の主張に対する日本政府の対処方針が記載されてい る。

文書 1 4 9 3 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,6ページ (-6-)の約 2 行分であり,漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上での日本政府の具体的な問題意識ないし見解が記載されてい る。

(イ) 不開示理由

文書1493の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた漁業問題の漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解ないし対処方針であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1493の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(154)日韓会談における五議題(文書1518・乙A第298号証,番号154, 通し番号1-154)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1518(乙A第298号証,番号154,通し番号1-154) は,外務省アジア局が作成した昭和32年3月18日付け「関係省打合 資料」と題する内部文書であり,日韓会談で議論の対象となった基本関 係樹立問題,財産・請求権問題,漁業問題,船舶問題,在日韓国人の処 遇問題,抑留漁民問題及び文化財問題の概要,日韓間での議論の経緯及 び各問題について日本政府内部で検討した具体的な経過,見解等が記載 されている。

文書1518のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

7ページ(-7-)中段約2行分,左段約5行分,8ページ(-8 -)約1ページ分,9ページ(-8-に「次ページ不開示」と記載されている部分),11ページ(-10-)約1ページ分

いずれも,対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記載されている。

20ページ(-19-)約1行分

対日請求権に基づいて韓国が要求する特定項目について政府内部で 試算した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1518の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して政府内部で検討した具体的な項目に係る試算額及び対処方針等であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額の見積りのほか、請求権問題の解決に向けた提案であるかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1518の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、

今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)33及び34ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(155)日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(文書1519・乙A第299 号証,番号155,通し番号1-155)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1519(乙A第299号証,番号155,通し番号1-155) は,外務省が作成した昭和32年付け「日韓交渉に関する関係各省次官 会議議事要旨」,外務省アジア局第一課が作成した同年7月1日付け「日 韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と各題する内部文書により 構成されており,外務省,大蔵省,農林省,文部省,法務省,法制局の 次官等による韓国の対日請求権に関する協議の議事要旨が記載されてい る。

文書1519のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 27ページ(-27-)約1行分, 28ページ(-28-)約3行分, 35ページ(-35-)後ろから2行目から36ページ(-36-)2行目まで, 61ページ(-61-)約2行分, 64ページ(-64-)約2行分であり,いずれも韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権の比較及び相殺に関する日本政府の具体的な見解及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1519の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉

において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して,韓国の対日請求権と日本の対韓請求権の関係及び財産・請求権問題の解決策の一つとして検討されていた請求権の相殺についての具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1519の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)34及び35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(156)日韓交渉(次官会議説明)(文書1531・乙A第300号証,番号156, 通し番号1-156)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1531(乙A第300号証,番号156,通し番号1-156) は,外務省が昭和33年付けで作成した「一月六日次官会議における次 官説明要旨」と題する内部文書であり,財産・請求権問題,在日韓国人 の退去強制処分及び文化財の引渡のそれぞれに関する韓国の要求の概要 及びそれに対する日本側の対処方針が記載されている。 文書 1531のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,10ページ(-10-)最終行から11ページ(-11-)2行目までであり,韓国の対日請求権に係る支払に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1531の不開示情報に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して,韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な対処方針であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1531の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)35及び36ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(157)日韓会談交渉方針(文書1538・乙A第301号証,番号157,通し番号1-157)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1538(乙A第301号証,番号157,通し番号1-157) は,外務省アジア局北東アジア課が昭和33年7月2日付けで作成した 「日韓会談交渉方針」と題する内部文書であり,第4次日韓会談におい て議論の対象となった財産・請求権問題,船舶問題,漁業問題及び在日 韓国人の処遇に関する問題についての日本側の対処方針が記載されてい る。

文書1538のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)約3行分, 10ページ(-10-)右段約2行分,中段以後7行分, 11及び12ページ(-10-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 13ページ(-11-)約2行分, 15ページ(-13-)約2行分, 19ページ(-17-)3か所(表の上段全部,中段(「処理方針」欄)1か所,下段(「金額及び摘要」欄)1か所), 20ページ(-18-)下段全部, 21ページ(-19-)ないし28ページ(-26-)の各表の中段及び下段の全部, 29ページ(-27-)2か所(表の中段全部及び欄外), 30ページ(-28-)の表の下段(金額)2か所及び 31ページ(-29-)の表の下段(金額)2か所であり,いずれも対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な各項目について日本側の具体的な対処方針及び政府部内で試算した各請求権の具体的な項目ないし金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 3 8 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権に関する個別具体的な項目に対する対処方針及び政府部内で試算された具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に

向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1538の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)36及び37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(158)在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月) (文書1556・乙A第136号証,番号158,通し番号1-158)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1556(乙A第136号証,番号158,通し番号1-158) は,昭和35年1月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還 及び韓人の処遇問題に関する昭和34.11~12の日韓交渉の経緯及 び関係資料」と題する内部文書であり,在日韓国人の処遇問題,在韓抑 留日本人漁夫問題及び財産・請求権問題に関する日韓間の協議の経緯及 び日韓双方の見解の変遷経過が記載されている。

文書 1 5 5 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 1 5 ないし 1 1 7 ページ(-1 1 4 - に「次ページ以下 3 ページ不開示」と記載されている部分), 1 2 0 ページ(-1 1 7 -) 冒頭 3 行目ない

し152ページ(-117に「次ページ以下32ページ不開示」と記載されている部分), 156ないし158ページ(-120-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分), 159ページ(-121-)11行分, 164ないし180ページ(-125-に「次ページ以下17ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも戦後の朝鮮半島への帰還者に対して日本が支払を行うか否か検討していた補償金についての日本政府の具体的な見解及び政府部内での検討の経過等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1556の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する朝鮮半島へ帰還者に対する保証金問題に関しての日本政府の具体的な対処方針及び政府内部での検討過程であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1556の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(159) JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS (文書 1 5 5 7・乙A第302号証,番号15 9 ,通し番号1-159)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 5 7 (乙A第302号証,番号159,通し番号1-159) は,外務省が作成した1948年6月付け「JAPAN'S FOREIGN OBLIGATI ONS」(日本の対外債務)と題する内部文書であり,戦後日本から分離した韓国,台湾,樺太,広東,南洋諸島に対する日本の負債及びそれらの地域における日本の資産の概要と政府内部での試算額が記載されている。

文書1557のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

13ページ(-13-)下段から14ページ(-13-に「次ページ不開示」と記載されている部分)及び15ページ(-14-)ページ上段まで

日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要が具体的な数値をもって記載されている。

17ページ(-16-)2か所

「ANNEX (添付) Japanese Liabilities in its Former Possession s(日本の在外資産)」と題する一覧表のKorea (韓国)及びTotal (総計)の各欄に日本の在韓資産の概要が具体的な試算額をもって記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 5 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題への対処として,日本の韓国に対する債務及び日本の在韓資産の概要の検討経過及び政府部内

で試算された具体的な項目ないし金額であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報は,請求権問題と密接に関連するものであるところ,かかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1557の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)37及び38ページ).

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(160)円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について (文書1558・乙A第303号証,番号160,通し番号1-160)

(なお,被告準備書面(1)添付の不開示文書目録において「日形」とあるのは誤記である。)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 5 8 (乙A第303号証,番号160,通し番号1-160) は,大蔵省管理局管理課が作成した昭和24年1月24日付け「円系通 貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について」と題する内部文書で あり,第二次世界大戦前,朝鮮及び台湾など日本の領土となっていた地域において発行されていた各種円系通貨に関し,円系通貨が発行されていた地域におけるインフレ発生の責任及び円系通貨の所持者に対する責任について検討された内容が記載されている。

文書 1 5 5 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 2 2 ページ(-22-)の表の冒頭 1 か所及び 2 3 ページ(-23-), 2 8 ページ(-28-)の2 か所, 2 9 ページ(-29-)の3 行分であり,いずれも,韓国において発行されていた円系通貨及び日銀券の発行推定高・流通額の具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1558の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた財産・請求権問題の一項目として検討さ れていた,韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内にお けるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否ないし関連の 有無という問題に関する政府部内の検討過程,対処方針及び具体的な試 算額であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が 継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題につ いての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の 外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また, 日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報は,請求権問題 と密接に関連するものであるところ、かかる情報が明らかになれば、北 朝鮮は ,それを前提としてより有利な解決交渉に臨むことが可能となり , 日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる ことは明らかである。よって,文書1558の不開示部分に記載されて いる情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交 渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長

が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)被告準備書面(8) 38及び39ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(161)朝鮮における債務の処理について (文書1559・乙A第304号証,番号 161,通し番号1-161)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1559(乙A第304号証,番号161,通し番号1-161)は,大蔵省が作成した昭和24年3月付け「朝鮮における債務の処理について」と題する内部文書であり,第二次世界大戦終戦時に日本が朝鮮に対して負っていた債務について政府部内で検討した試算額及び債務の処理方法が記載されている。

文書1559のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

3 ないし6 ページ(-2-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分)

日本の朝鮮に対する負債を調査した結果が個別具体的な特定の債務ごとに具体的金額として記載されている。

1 1 ないし1 4 ページ(-6-に「次ページ以下 4 ページ不開示」と記載されている部分)及び15ページ(-7-)1行目,15ページ(-7-)5行目及び6行目,15ページ(-7-)最後から2行目ないし17ページ(-7-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分),21ないし27ページ(-10-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載されている部分)及び28ページ(-1

1 -)8行分,29ページ(-12-)10行分ないし31ページ(-12-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分) いずれも,日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策について政府内部で検討した内容が,個別具体的に特定の債務ごとに記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1559の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた韓国の対日請求権の項目の一つである終 戦時における日本の対朝鮮債務の具体的な試算額及びこれに関する日本 政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正 常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財 産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにさ れて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させ ることになり、また、日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関す る情報は、請求権問題と密接に関連するものであるところ、かかる情報 が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決交渉に 臨むことが可能となり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る 蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1559の 不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後 想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそ れがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条 3号)(被告準備書面(8)39及び40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(162)講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産,権利,利益の取扱について(文書

1560·乙A第305号証,番号162,通し番号1-162)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1560(乙A第305号証,番号162,通し番号1-162)は,外務省条約局条約課が昭和26年1月に「講和資料第二十二号」として編集した昭和23年5月25日付け同課作成に係る「割譲地域にある譲渡国の財産,権利,利益の取扱について」と題する内部文書及び同課が昭和26年1月に「講和資料第二十五号」として編集した昭和24年3月10日付け同課作成に係る「在外財産並に渉外負債の処理に関する原則」と各題する内部文書により構成されている。同文書には,イタリア平和条約,ヴェルサイユ条約,サン・ジェルマン条約等の先例を勘案した上で,日本から割譲される地域に存在する日本の財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解が記載されている。

文書1560のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)右葉約7行分,左葉9行分, 4ページ(-4-)右葉4行分及び2行分, 5ページ(-5-)左葉約2行分, 6ページ(-6-)右葉8行分,左葉4行分, 7ページ(-7-)右葉5行分及び左葉全部であり,いずれも上記先例との比較において日本の割譲地に存在する日本の財産及び権利の取扱いについて日本政府内部で検討ないし予測した具体的な対策及び見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 6 0 の不開示部分に記載された情報は,日本の割譲地に存在する財産及び権利の取扱いについて日本政府が検討ないし予測した具体的な対策及び見解であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,

我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1560の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)40及び41ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(163)平和条約第四条について (文書1562・乙A第306号証,番号163, 通し番号1-163)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1562(乙A第306号証,番号163,通し番号1-163)は,外務省条約局法規課が昭和26年9月付けで作成した「平和條約第四條について(上)(未定稿)」、「平和條約第四條について(下)(未定稿)」と各題する内部文書で構成されており、個人の研究報告という体裁でサンフランシスコ平和条約に基づく日本の在外財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解及び予測が記載されている。

文書 1 5 6 2 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は 5 4 ページ (- 5 4 -)約 2 行分であり,韓国が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1562の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉

において懸案事項となっていた韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1562の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)41及び42ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(164)請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について (文書 1 5 6 6 ,全 部不開示 (乙号証なし),番号 1 6 4 ,通し番号 1 - 1 6 4)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1566(全部不開示(乙号証なし),番号164,通し番号1-164)は,外務省が昭和27年2月6日付けで作成した財産・請求権問題に関する総数5ページの内部文書であり,日韓間の財産・請求権問題において,北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 6 6 に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案 事項となっていた財産・請求権問題において,北朝鮮が議論に取り上げ られた場合の日本側の具体的な対処方針ないし検討経過であるところ, 現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記 の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策 ・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき 「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,北朝鮮との請求権 問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを 前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能とな り,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く なることは明らかである。よって,文書1566の不開示部分に記載さ れている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮と の交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関 の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書 面(8)42ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(165)平和条約第4条 (文書1567・乙A第307号証,番号165,通し番号 1-165)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1567(乙A第307号証,番号165,通し番号1-165) は大蔵省が作成した1952年(昭和27年)2月6日付け「平和条約 第四条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」,同月7日付け「第二条 による分離地域に関わる請求権の処理方法」と各題する内部文書により 構成されており,日本の在韓財産の法的地位及び財産・請求権問題の処 理の相手方となる主体を検討した内容が記載されている。 文書 1 5 6 7 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,2 2 ページ(-22-)4行分であり,財産・請求権問題について,北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 6 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して北朝鮮との関係を留意した上で検討した日本側の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 5 6 7 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)被告準備書面(8)42及び43ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(166)朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について (文書1568・乙A第3 08号証,番号166,通し番号1-166)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1568(乙A第308号証,番号166,通し番号1-166) は,外務省が作成した昭和27年2月11日付け「朝鮮動乱に対する韓 国の国家責任の有無について」と題する内部文書であり,朝鮮動乱(朝 鮮戦争)により回収することが困難になった日本の対韓債権の処理につ いて検討した内容が記載されている。

文書1568のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)2か所約12行分,8ページ(-8-)約14行分,9ページ(-9-)約20行分であり,いずれも,韓国及び北朝鮮双方が朝鮮 戦争の当事者であるという性質を勘案した上で,対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 6 8 の不開示部分に記載された情報は、朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったことについて、紛争の当事者の一方である韓国に対して責任が問えるか否かについて具体的に検討した内容であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書 1 5 6 8 の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがある

と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)43ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(167)日本銀行の対韓国債権債務一覧(文書1569・乙A第309号証,番号167,通し番号1-167)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 6 9 (乙A第 3 0 9 号証,番号 1 6 7,通し番号 1 - 1 6 7) は,外務省が作成した昭和 2 7年付け「日本銀行の対韓国債権債務一覧」と題する文書等から構成される内部文書であり,日本銀行の対韓債権及び債務の一覧等が記載されている。

文書1569のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ページ(-1-)1か所, 2ページ(-2-)約15行分, 3ないし18ページ(-2-に「次ページ以下16ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも,日本銀行の対韓債権及び債務の概要について,個別具体的な特定の債権,債務の内容,試算した具体的金額,各債権債務の存否等を調査した結果及びその対処方針を検討した内容が記載されている。また、同部分には,韓国だけでなく,朝鮮半島全体にも関係する情報が記載されており,北朝鮮との請求権問題と密接に関連するものである。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 6 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題のうち日本銀行の対韓 債権債務の問題に関する対処方針等であるところ,現在,北朝鮮との間 では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1569の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)44ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(168)日本側対韓請求権 (文書 1 5 7 1 ,全部不開示(乙号証なし),番号 1 6 8 , 通し番号 1 - 1 6 8)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 7 1 (全部不開示(乙号証なし),番号 1 6 8 ,通し番号 1 - 1 6 8)は,外務省が作成した日本及び韓国の対韓,対日請求権に関する総数 1 8 ページの内部文書であり,日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権について個別具体的な特定の項目及びその具体的な試算額並びに試算過程が主として一覧表形式で記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 7 1 に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案 事項となっていた財産・請求権問題に関する対処として日本政府が作成 した両国の請求権のリスト及び政府部内で試算した具体的金額及び試算過程であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1571の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)44及び45ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(169)韓国の対日賠償要求について (文書1572・乙A第310号証,番号16 9,通し番号1-169)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 7 2 (乙A第 3 1 0 号証,番号 1 6 9 ,通し番号 1 - 1 6 9) は,「韓国の対日賠償要求について」と題する内部文書であり,韓国政府による日本に対する賠償要求の根拠,内容の概要及び要求に対する日本政府の見解や対処方針が記載されている。

文書 1 5 7 2 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 8 ページ(-17-に「次ページ不開示」と記載されている部分), 2 2 ないし4 4 ページ(-20-に「次ページ以下 2 3 ページ不開示」と記

載されている部分)及び45ページ(-21-)3行分, 47ページ (-23-)最終行及び48ページ(-23-に「次ページ不開示」と 記載されている部分), 50ページ(-25-)約9行分及び51な いし78ページ(-25-に「次ページ以下28ページ不開示」と記載 されている部分)であり,いずれも,韓国の対日請求権の個別具体的な 複数の特定項目について,賠償要求の根拠及び内容,これに対する日本 政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1572の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国側の賠償要求の根拠及び内容,これに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1572の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)45ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(170)財産請求権問題 (昭和32年3~7月)(文書1594・乙A第311号証,

番号170,通し番号1-170)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1594(乙A第311号証,番号170,通し番号1-170) は,外務省アジア局第一課が作成した昭和32年3月付けで作成した「財産請求権問題」、「財産請求権問題(訂正版)」と各題するほぼ同一内容の2つの内部文書で構成されており、サンフランシスコ平和条約第4条の解釈に関する日韓双方の主張及び韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されている。

文書1594のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

5ページ(-5-)9行分,24ページ(-24-)9行分 いずれも,日韓会談を再開に導くため,対韓請求権について法律論 の観点から再検討した過程及びそれを踏まえた政府が予測した日韓交 渉の見通しなどが記載されている。

17ページ(-17-)約1行分

政府部内で試算した韓国の対日請求権の個別具体的な特定の項目及びその金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 9 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に日韓交渉の見通し及び韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について政府部内で試算した具体的な金額であり,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,

日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1594の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)、被告準備書面(8)45及び46ページ)。

イ 原告らの反論

文書 1 5 9 4 の 1 7 枚目約 1 行分及び文書番号 5 2 5 (乙 A 第 1 8 5 号証,同 2 7 4 号証,番号 1 5 ,通し番号 1 - 1 5)の 5 5 枚目約 1 行分は,「AIDE - MEMOIRE on talking of the 28th May,1953」との表題がついた文書の一部分であるが,「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目である。

既に韓国で開示されている韓日会談関連文書の中で「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書が存在し、同文書によれば、韓国側が日本語で作成してAide-Memoireと題目をつけた"メモ"形式の文書を3度にわたって日本側に提示したと記載されており、その原本が韓国側で発見できなかったので、その写本(原本は、韓国側が作成した文書であるから、手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている)を日本から受け取ったと記載されている(甲第143号証の8の1、2枚目)。そして、韓国で開示された文書(日本側から受け取った写本)と文書525の不開示部分を含む文書(甲第143号証の10)を対照すれば、これらの文書が全く同一内容の文書であることは明白である。

とすると,不開示情報の内容は,「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金 (日本恩給局によれば約5億円)」であり,この情報は既に公開されてい る情報である(甲第143号証の8の7枚目下段)。(原告準備書面(6) 第3の3(1)のウ(ア)ないし(ウ)(38ないし40ページ))。

ウ被告の再反論

対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって, 不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致する ものでもない。

そもそも,個々の文書の価値や重要性は,それぞれ当該文書を保有する 各国政府毎に判断されるものであり,他国が開示した文書であっても,我 が国政府が係る文書を開示することには,独自の意味あいを持ちうる。と りわけ,仮に,原告らが主張するように,当該文書と全く同一の文書が韓 国政府によって既に開示したものであったとしても,我が国が国交正常化 交渉を行う北朝鮮からすれば,同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が 国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずである。

不開示部分の内容をふえんして説明すれば,同部分 には,請求権問題についての我が方解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点,同部分 には,個別の請求権金額の見積りがそれぞれ記載されている。かかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,我が国は,今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって,当該部分は,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

(171)韓国に対する債務 (文書1595・乙A第327号証,番号171,通し番号1-171)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1595(乙A第327号証,番号171,通し番号1-171)

は、外務省アジア局第一課が作成した昭和32年10月10日及び同年12月5日にそれぞれ作成した対韓国債務の処理試案をまとめた総数12ページの内部文書である。

文書1595のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ないし5ページ(-1-に「前5ページ不開示」と記載されている部分), 6ページ(-1-)3か所(表の上段全部,中段(「処理方針」欄)1か所,下段(「金額及び摘要」欄)1か所), 7ページ(-2-)2か所(表の中段1か所,下段全部), 8ページ(-3-)1か所(表の中段及び下段全部), 9ページ(-4-)1か所(表の中段及び下段全部), 10ページ(-5-)1か所(表の中段及び下段全部), 11ページ(-6-)1か所(表の中段及び下段全部)及び 12ページ(-7-)2か所(表の中段及び下段全部,表の左欄外)であり,いずれも,日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて政府部内で試算した金額,試算方法及び日本側の対処方針が一覧表形式で記載されている。

なお、文書1595は、平成20年5月9日付け情報公開第01148号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第77号証)により法5条3号に該当するとして全部不開示としたが、6ないし12ページ(ただし、上記 ないし を除く)は、平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第326号証)により開示した。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 9 5 に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案 事項となっていた財産・請求権問題に関する日本の対韓債務について個 別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した金額,試算方法及び日本 側の対処方針を一覧表にしたリストであるところ,現在,北朝鮮との間 では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1595の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)46及び47ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(172)韓国側対日請求権(昭和32年12月)(文書1597・乙A第312号証, 同328号証,番号172,通し番号1-172)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1597(乙A第312号証,同328号証,番号172,通し番号1-172)は,外務省が作成した昭和32年12月7日付け「韓国側対日請求権問題に関する件」と題する内部文書であり,韓国の主張する対日請求権について政府部内で検討した内容が記載されている。

文書 1 5 9 7 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

1ページ(-1-)約2行分,2ページ(-2-)2行分,3ページ(-3-)約7行分,4ページ(-4-)1か所

いずれも,韓国が主張する対日請求権について,個別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した具体的な金額ないし日本側の対処方針等が記載されている。

5 ないし8ページ(-4-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分),10ページ(-6-)2か所(表の上段全部,中段(「処理方針」欄)及び下段(「金額及び摘要」欄)1か所),11ページ(-7-)1か所(表の中段及び下段全部),12ページ(-8-)1か所(表の中段及び下段全部),13ページ(-9-)1か所(表の中段及び下段全部),13ページ(-9-)1か所(表の中段及び下段全部),15ページ(-10-)1か所(表の中段及び下段全部),15ページ(-11-)1か所(表の中段及び下段全部),16ページ(-12-)1か所(表の中段及び下段全部)及び下段全部),17ページ(-13-)1か所(表の中段及び下段全部)及び18ページ(-14-)2か所(表の中段及び表の左欄外)

いずれも,韓国の主張する対日請求権について,個別具体的な特定項目ごとに,その内容,政府部内で試算した具体的な金額及び日本側の対処方針を一覧表にしたリストが記載されている。

なお、文書1597は、平成20年5月9日付け情報公開第01148号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第77号証)により法5条3号に該当するとして不開示としたが、10ないし18ページ(ただし、上記を除く)については、平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第326号証)により開示した(乙A第328号証)。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 9 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた韓国の対日請求権に関して政府部内で試 算した具体的な金額及び日本側の対処方針等のリストであるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1597の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)47ないし49ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(173)請求権問題の問題点(昭和33年3月)(文書1598・乙A第313号証, 番号173,通し番号1-173)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1598(乙A第313号証,番号173,通し番号1-173) は,外務省条約局が作成した昭和33年3月25日付け「日韓会談請求 権問題の問題点(案)」,同月31日付け「財産権問題に関する基本方 針案」,外務省条約局第一課が作成した同月25日付け「賠償及び請求 権問題に関する交渉と対立政権の存在について」と各題する内部文書に より構成されており,米軍令及びサンフランシスコ平和条約との関係に おける財産・請求権の問題点の概要及び韓国の対日請求権に対する日本 政府の対処方針について各検討した内容が記載されている。

文書 1 5 9 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,5ページ (-5-)5 行分であり,対日請求権に関する問題について韓国から提案された事項について,政府部内で検討した具体的な経過ないし見解や韓国から提案された事項のうち,当時は容認できるものとして検討された事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1598の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権に関する韓国側の提案についての日本政府の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1598の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)49ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(174)検討を要する問題点(昭和33年11月)(文書1599・乙A第314号証, 同329号証,番号174,通し番号1-174)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1599(乙A第314号証,同329号証,番号174,通し 番号1-174)は、大蔵省が作成した昭和33年11月17日付け「日 韓財産請求権問題の処理に当たり検討を要する問題点」と題する内部文 書であり、米軍令33条、「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間 の財政および財産に関する最初の取極」及びサンフランシスコ平和条約 第4条との関連における財産・請求権問題の対応を検討した内容が記載 されている。文書1599のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、 4ページ(-4-)6行目以後約20行分ほか1か所, 5及び6ペ ージ(- 4 - に「次ページ以下 2 ページ不開示」と記載されている部分), 9ページ(-7-)2か所(右側ページの上段全部及び中段及び下段 の一部,左側ページの下段全部),10ページ(-8-)2か所(右側 ページの中段及び下段全部,左側ページの中段及び下段全部),11ペ ージ(-9-)1か所(中段及び下段全部),12ページ(-10-) 2 か所(右側ページの中段及び下段の一部,左側ページの中段及び下段 全部), 13ページ(-11-)1か所(右側ページの中段及び下段の 一部)及び14ページ(-12-)3か所(右側ページの中段及び下段 全部,左側ページの中段の全部及び左欄外), 15ないし26ページ (- 1 2 - に「次ページ以下 1 2 ページ不開示」と記載されている部分) であり、ハヤずれも、韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について、 韓国が主張している内容,政府内部で試算した具体的金額,日本側の対 処方針等が一覧表形式で記載されている。

なお,文書1599は,平成20年5月9日付け情報公開第0114 8号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第77号 証)により法5条3号に該当するとして不開示としたが,9ないし13 ページ(ただし,上記 を除く)については,平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙A第326号証)により開示した(乙A第329号証)。

(イ) 不開示理由

文書1599の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について政府部内で試算された具体的な金額及び日本側の対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1599の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)49ないし51ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(175)請求権の経緯及び解決方針 (昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第1 38号証,番号175,通し番号1-175)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1600(乙A第138号証,番号175,通し号1-175) は,外務省アジア局総務参事官室が作成した昭和34年1月31日付け「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり,韓国のほか米国,英国,デンマーク,オーストラリア,ポルトガル,イタリア,アイルランド,ギリシャ,インド,パキスタン等の諸外国の対日請求権の概要及び政府部内での試算と対処方針が記載されている。

文書1600のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

71ページ(-71-)5行分

財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果ないし見解や請求権問題の解決に当たって我が方が認識した条約解釈上の問題点が記載されている。

76ページ(-76-)5行分,81ページ(-81-)1か所 韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及 びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積りが記載 されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 0 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本側の従前の主張についての具体的な再検討経過及び韓国の対日請求権の特定項目について試算した具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な

解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1600の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)51ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(176)請求権問題を処理する場合の問題点(昭和35年10月) (文書1602・ 乙A第315号証,番号176,通し番号1-176)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1602(乙A第315号証,番号176,通し番号1-176)は,外務省が作成した昭和35年10月21日付け「大韓民国と請求権問題を処理する場合の問題点(未定稿)」と題する内部文書であり,サンフランシスコ平和条約第4条(a)の「現に朝鮮地域の施政を行っている当局」という文言と北朝鮮との関係における財産・請求権問題の問題点について日本政府内部で検討した見解及び対処方針が記載されている。

文書1602のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,5ページ (-5-)約6行分であり,韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家 として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権につい て日本政府内部で検討した具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 0 2 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して北朝鮮との関係を視野に入れた日本政府の具体的な対処方針であるところ,北朝鮮との請求権問題に直結するものである。現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書 1 6 0 2 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)52ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(177)日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度 (文書1605・乙A第316号 証,番号177,通し番号1-177)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1605(乙A第316号証,番号177,通し番号1-177) は,外務省が作成した昭和38年4月12日付け「日韓漁業協力に関す る日本側の考え方」,同年5月27日付け「日韓漁業協力に関する日本 側の基本的態度」,同月31日付け「日韓漁業協力について」,同年6 月付け「日韓漁業協力の必要性について」,外務省アジア局北東アジア 課が作成した同月1日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本方針(案)」,同月3日付け「日韓漁業協力に関する日本側ト部主査の発言(案)」,同年7月23日付け「日韓漁業協力問題の処理方針(案)」と各題する内部文書等により構成されており,日韓漁業協力の意義,目的,実施方法及び必要性について日本政府の見解が記載されている。

文書1605のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,39ページ(-39-)最終行及び40ないし48ページ(-39-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)であり,「日韓漁業協力問題の処理方針」と題する文書中にあり,日韓漁業協力問題における懸案事項であった韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定に関し,韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 0 5 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた日韓漁業協力問題について、韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書 1 6 0 5 の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮と

の交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)52及び53ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(178)日韓問題に関する各種会談 (文書1618・乙B第143号証,番号178, 通し番号1-178)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1618(乙B第143号証,番号178,通し番号1-178)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年2月19日付け「北鮮帰還問題に関する件」と題する内部文書,北東アジア課が昭和34年2月から同年12月までに作成した日韓会談に関して米国大使館書記官及び同公使との非公式会談の記録が記載された内部文書等によって構成されており,日韓会談において議論された漁船拿捕問題,在日朝鮮人の法的地位問題,在日朝鮮人の帰還及び補償問題に対する対応について日米間で協議した経緯及び内容が記載されている。

文書1618のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

202ページ(-201-)約4行分,203ページ(-202-) 約1行分

外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年12月12日付け「日韓会談に関し 書記官との会談の件」と題する文書中にあり(なお,「」は法5条1号による不開示部分である。),韓国に対して在日韓国人を韓国内に定住させることを奨励することについて,

同書記官から提示された具体的な対策案が記載されている。

270ページ(-269-)約9行分,271ページ(-269-に「次ページ不開示」と記載されている部分),272ページ(-270-)7行分(なお,-270-の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外)

いずれも、同課が作成した同月8日付け「三宅会談記録」と題する文書中にあり(なお、「」は法5条1号による不開示部分である。)、韓国に対する財政援助について日本政府が試算した具体的な金額を明示した方策が記載されている。

276ページ(-274-)最終行から277ページ(-275-) 1行目まで

同課が作成した同月30日付け「三宅 会談要旨」と題する文書中にあり(なお,「 」は法5条1号による不開示部分である。), 韓国に対する財政支援の金額について,日本政府が案として提示した 具体的な金額が記載されている。

300ページ(-298-)約3行分

同課が作成した同年8月15日付け「日韓問題に関する沢田代表マッカーサー大使との会談要領」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する韓国政府の対応及び日本政府に対する要求とこれに対する日本政府の見解が具体的に記載されている。

311ページ(-309-)約7行分

同課が作成した同月28日付け「沢田・マッカーサー大使会談録」 と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対す る日本政府の支援策案が具体的に記載されている。

3 4 4 ページ (- 3 4 2 -) 最終行及び 3 4 5 ないし 3 4 8 ページ (- 3 4 2 - に「次ページ以下 4 ページ不開示」と記載されている部

分)

外務省アジア局北東アジア課が作成した同年9月11日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり,韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の対策について,これに対する韓国政府の要求を踏まえて,米国政府と協議した内容が記載されている。

363ページ(-357-)4行分並びに364及び365ページ (-357-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

同課が作成した同年10月19日付け「伊関 会談に関する件」 と題する文書中にあり(なお,「 」は法5条1号による不開示部 分である。),韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政 府の財政支援について,具体的金額を明示して説明した内容が記載さ れている。

86ページ(-378-)約7行分

同課が作成した同年11月13日付け「日韓会談の朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり,韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する補償金に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 1 8 の不開示部分に記載された情報は,韓国に帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び政府部内で試算した具体的な金額等であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき

「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1618の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)53ないし55ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1618のうち,番号66については,不開示理由2に基づく不開示部分である 109ページ(-109-)最終行から110ページ(-109-に「次ページ不開示」と記載されている部分)の約2行分, 179ページ(-178-)上から2行目から5行目までの約3行分, 187ページ(-186-)最終行から188ページ(-188-)上から4行目までの約4行分, 265ページ(-264-)の約3行分及び 292ページ(-290-)の欄外(被告準備書面(5)21及び22ページ)のうち, , を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 6 1 8 のうち,番号 1 7 8 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 0 2 ページ(-201-)約4行分,2 0 3 ページ(-202-)約1行分,2 7 0 ページ(-269-)約9行分,2 7 1 ページ(-269-に「次ページ不開示」と記載されている部分),2 7 2 ページ(-270-)7行分(なお,-270-の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外),2 7 6 ページ(-

274-)最終行から277ページ(-275-)1行目まで, 300ページ(-298-)約3行分, 311ページ(-309-)約7行分, 344ページ(-342-)最終行及び345ないし348ページ(-342-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分), 363ページ(-357-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 357-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分), 386ページ(-378-)約7行分は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の29(18及び19ページ))。

(179)補償金問題に関する日米間話し合いの経緯 (文書1619・乙A第317号 証,番号179,通し番号1-179)

(なお,被告準備書面(1)添付の不開示文書目録において「保証」とあるのは誤記である。)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1619(乙A第317号証,番号179,通し番号1-179) は,補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書,昭和34年1月29日付け「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案)」と題する内部文書等により構成されており,朝鮮半島への帰還者に対する補償金に関する日米間の話し合いの経緯及び日本から米国に対して説明された補償金問題に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1619のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

1ないし17ページ(-1-に「前17ページ不開示」と記載されている部分)

朝鮮半島帰還者への補償金問題について,日米両国政府間において

協議された経緯及び内容が具体的に記載されている。

20ページ(-3-)約2行分及び21ページ(-4-)約2行分「藤山大臣からマ大使に対する(補足口頭説明)(案)(A案)」と題する文書(20ページ)及び同文書を英訳した文書(21ページ)にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

22ページ(-5-)約3行分及び23ページ(-6-)約3行分 「藤山大臣からマ大使に対する(補足口頭説明)(案)(B案)」と 題する文書(22ページ)及び同文書を英訳した文書(23ページ) にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予 定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

24ページ(-7-)1か所及び26ページ(-9-)1か所 「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案)(昭和34.12. 9)」と題する文書(24ないし25ページ)及び同文書を英訳した 文書(26ないし27ページ)にあり、韓国に帰還を希望している在 日韓国人に対して日本政府が予定していた財政支援の総額が具体的金 額をもって明示されている。

3 1ページ(-14-)約2行分及び32ページ(-15-)約2 行分

「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明(案)(第一案)」と 題する文書(31ページ)及び同文書を英訳した文書(32ページ) にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予 定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

33ページ(-16-)約2行分及び34ページ(-17-)約2行分

「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明(案)(第二案)」と

題する文書(33ページ)及び同文書を英訳した文書(34ページ) にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予 定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

35ページ(-18-)約1行分

「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案)(昭和34.12. 10)」と題する文書にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人 に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明 示されている。

(イ) 不開示理由

文書1619の不開示部分に記載された情報は、いずれも朝鮮半島への帰還者への補償金問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び日本側の対処方針であり、北朝鮮にも関係し得るものである。しかして、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1619の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)55ないし57ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(180)平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月) (文書16 24・乙A第144号証,番号180,通し番号1-180)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1624(乙A第144号証,番号180,通し番号1-180) は,韓国との財産・請求権問題の処理に関する検討経過等が記載された 内部文書であり,韓国との間の国交正常化交渉において,将来的に発生 することが予想された韓国の対日請求権,韓国の在日財産,日本の対韓 請求権,日本の在韓財産及び在日韓国人の処遇等の各問題点についての 日本政府見解及び対処方針が記載されている。

文書1624のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

1 及び 2 ページ (-1-に「前 2 ページ不開示」と記載されている 部分) 並びに 3 ページ (-1-) 右段 5 行分

財産・請求権問題における韓国の対日請求権、韓国の在日財産、日本の対韓請求権及び日本の在韓財産の処理に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

3ページ(-1-)左段2行分,4ページ(-2-)右段3行分(なお,4ページ中段の2行分の不開示部分は不開示理由2によるものである。)

在日韓国人の処遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な 見解が記載されている。

5ページ(-3-)約3行分,6ページ(-4-)4行分

日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略が記載 されている。

(イ) 不開示理由

文書1624の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具 体的な見解及び対処方針であり、殊に不開示部分 に記載された情報は、 日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた在日韓国人の処遇問 題に関しての日本政府の具体的な対処方針であり、サンフランシスコ平 和条約に基づき生じる日本と朝鮮との間の諸問題についての整理であ る。しかして、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続 しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題について の我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交 戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば, 北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨 むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被 る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1624 の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今 後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするお それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5 条 3 号) (被告準備書面(8)57及び58ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(181)日韓交渉に関する資料(昭和26年10月) (文書1626・乙A第318 号証,番号181,通し番号1-181)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1626(乙A第318号証,番号181,通し番号1-181)は,外務省が昭和26年10月18日付けで作成した「日韓交渉に関す

る資料」と題する内部文書であり、在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への諸影響及び日韓交渉において在日朝鮮人問題以外に議題となり得る案件に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1626のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

6ページ(-6-)2行分

在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への 諸影響の一つである「国内における財産取得」について問題となり得 る事項に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

8 ないし10ページ(-7-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)及び11ページ(-8-)右段5行分,同ページ(-8-)最終行から12ページ(-9-)2行目まで

在日朝鮮人が確定的に外国人(大韓民国人)になった場合の日本への諸影響の一つである「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1626の不開示部分に記載された情報は、いずれも日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく

交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1626の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)59ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(182)日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月) (文書162 7・乙B第145号証,番号182,通し番号1-182)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1627(乙B第145号証,番号182,通し番号1-182)は,外務省が作成した昭和26年10月29日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」,同月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」,同月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と各題する内部文書により構成されており,日韓会談に臨むにあたって政府内部で検討された個別事項についての具体的な方針が記載されている。

文書 1 6 2 7 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は , 3ページ (-3-)約2行分 , 4ページ(-4-)約3行分 , 7ページ(-7-)2行分ほか 2 か所 , 8ページ(-8-)約2行分 , 11ページ(-11-)約4行分 , 12ページ(-12-)3行分であり , いずれも , 財産・請求権問題に関する個別事項についての日本政府の具体的な方針 , 見解及び交渉戦略が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1627の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な方針,見解及び交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1627の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)59及び60ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1627のうち,番号68については,不開示理由2に基づく不開示部分である 2ページ(-2-)1行目から2行目までの約2行分, 5ページ(-5-)の左から3行目及び2行目の約2行分, 6ページ(-6-)の右から4行目及び5行目の約2行分, 10ページ(-10-)右から6行目及び7行目の約1行分(被告準備書面(5)23及び24ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書1627のうち,番号182に係る不開示理由1に基づく不開示部

分である 3ページ(-3-)約2行分, 4ページ(-4-)約3行分, 7ページ(-7-)2行分ほか2か所, 8ページ(-8-)約2行分, 11ページ(-11-)約4行分, 12ページ(-12-)3行分(被告準備書面(8)59及び60ページ)のうち, の2行分を追加開示した。なお, の2か所及び ないし は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の30(19ページ))。

(183)在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアヂエンダ作成に関する接衝要 領案(昭和26年11月)(文書1628・乙A第319号証,番号183,通 し番号1-183)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1628(乙A第319号証,番号183,通し番号1-183) は,外務省が昭和26年11月2日付けで作成した「在留朝鮮人の法的 地位以外の諸懸案に関するアジェンダ作成に関する接衝要領案」と題す る内部文書であり,韓国が日韓会談のアジェンダ(協議項目)の設定に 関する交渉を求めていることに対する日本政府の具体的な見解及び対処 方針が記載されている。

文書1628のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ(-2-)中段約5行分,左段約3行分, 3ページ(-3-)13行目から4ページ(-4-)2行目までであり,いずれも韓国からの財産・請求権問題のアジェンダ設定のための交渉の申し入れに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 2 8 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉 において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する交渉の申入れ に対する日本政府の具体的な対処方針等であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1628の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)60及び61ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(184)日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月) (文書 1629・乙B第146号証,番号184,通し番号1-184)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1629(乙B第146号証,番号184,通し番号1-184) は,外務省が作成した昭和26年11月25日付け「日韓基本関係調整 交渉について留意すべき事項」と題する内部文書であり,日韓国交正常 化交渉に関する問題全般についての日本政府の見解が記載されている。

文書1629のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

1ページ(-1-)中段約3行分,左段約2行分,2ページ(-2

-) 1 行分 , 3 ページ (- 3 -) 5 行目 , 6 行目(なお , 4 行目から 5 行目は , 不開示理由 2 に基づく不開示部分である。)

日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

5ページ(-5-)7行分並びに6及び7ページ(-5-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

日韓会談における財産・請求権問題に対する韓国側の基本的態度から 予想される主張及びこれに対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対 処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 2 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓会談における財産・請求権問題における韓国の主張に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 6 2 9 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)61及び62ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1629のうち,番号69については,不

開示理由 2 に基づく不開示部分である 3 ページ(-3-)右から 4 行目 (被告準備書面(5)2 4 ページにある「3 行目」の記載は誤植であり、「4 行目」に訂正する。)から 5 行目までの約 2 行分及び 4 ページ(-4-)左から 2 行目及び 1 行目の約 2 行分(被告準備書面(5)2 4 及び2 5 ページ)をいずれも追加開示した。

文書 1 6 2 9 のうち,番号 1 8 4 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 ページ(-1-)中段約 3 行分,左段約 2 行分,2ページ(-2-)1行分, 3ページ(-3-)5 行目,6 行目及び 5ページ(-5-)7 行分並びに6 及び7ページ(-5-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(8)61 及び62ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 3 1 (19 及び 2 0 ページ))。

(185)日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)(文書1632・乙A第148号証, 番号185,通し番号1-185)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1632(乙A第148号証,番号185,通し番号1-185)は,外務省アジア局第二課が作成した昭和27年付け「日韓交渉の現状」,「日韓会談に関する共同声明」,同年1月6日付け「日韓交渉處理要領案」と各題する文書等によって構成されており,日韓会談における財産・請求権問題,漁業問題,船舶問題及び国籍問題について,政府部内で協議した経緯及び内容,将来的な展望及び各問題に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

文書1632のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

6ページ(-6-)1か所,8ページ(-8-)右段2行分,左段約5行分,9ページ(-9-)右段3行分,中段5行分,11ページ(-11-)中段約2行分,左段約6行分,12ページ(-11-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

「日韓交渉處理要領案」と題する文書中にあり,日韓会談における 交渉戦略,財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応を予 測した上での,これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記載され ている。

14ページ(-13-)約3行分

「日韓交渉處理要領案」と題する文書中にあり,日韓会談における漁業問題についての議論において,韓国側の態度が強硬となることを予想した上で,これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 3 2 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題及び漁業問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 6 3 2 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が

認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)62及び63ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(186)日韓会談についての省内打合せ事項(昭和27年1月)(文書1633・乙A 第320号証,同330号証,番号186,通し番号1-186)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1633(乙A第320号証,同330号証,番号186,通 し番号1-186)は,外務省が作成した昭和27年1月31日付け「日 韓会談についての省内打合せ事項」,外務省アジア局第二課が作成した 同年2月2日付け「第一回公式会議における首席代表挨拶要領(案)」, 同日付け「日韓第一回公式会議(二月十五日の予定)議題」,同日付け 「第二回公式会議(二月十六日の予定)議題」,同月付け「問題となり うる諸点」,同月6日付け「日韓会談省内打合会決定事項」と各題する 内部文書等により構成されており,第1次日韓会談の議題及びその内容 並びに同会談において問題となり得る案件の予想,同各案件に対する政 府見解が記載されている。

文書1633のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

14ページ(-14-)4行目から15ページ(-15-)9行目まで

「問題となりうる諸点」と題する文書中にあり、「朝鮮」という用語を使用することの問題について、韓国政府の対応を予測した上での日本政府の具体的な見解及び交渉戦略が記載されている。

25ページ(-25-),26ページ(-26-)及び27ないし 28ページ(-26-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載され ている部分)

財産・請求権問題について、韓国との交渉の進め方に関する日本政府 の具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

なお、文書1633は、平成20年5月9日付け情報公開第0117 1号「行政文書の請求に係る決定について(通知)」(甲第80号証) により法5条3号に該当するとして不開示としたが、25ないし26 ページ(ただし、上記を除く)については、平成22年8月23日 付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更 について(通知)」(乙A第326号証)により開示した(乙A第330 号証)

(イ) 不開示理由

文書 1 6 3 3 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた各問題に対する日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書 1 6 3 3 の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)63及び64ペ

ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(187)日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月) (文書1634 ・乙A第321号証,番号187,通し番号1-187)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1634(乙A第321号証,番号187,通し番号1-187) は,外務省アジア局が作成した昭和27年2月7日付け「日韓会談準備 について」,外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月8日付け 「日韓会談日本側代表団第一回打合会次第」と各題する複数の内部文書 等により構成されており,第1次日韓会談日本代表団の打合せ会の議事 次第及び記録等が記載されている。

文書1634のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

30ページ(-30-)3行分,31ないし34ページ(-30-に「次ページ以下4ページ不開示」)

「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり,財産・請求権問題について,韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

56ページ(-52-)約6行分,57ページ(-52-に「次ページ不開示」と記載されている部分),58ページ(-53-)8行分

「日韓会談省内打合会」と題する文書中にあり,船舶問題及び請求権 処理問題について,韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上で の日本政府の具体的な見解,交渉戦略及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1634の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた船舶問題及び請求権処理問題に関する日本政府の具体的な見解,交渉戦略及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1634の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)64及び65ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(188)日韓会談日本側代表団打合せ(第2回)(昭和27年3月) (文書1635・乙A第322号証,番号188,通し番号1-188)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1635(乙A第322号証,番号188,通し番号1-188) は,外務省作成の「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」と題す る内部文書等により構成されており,昭和27年3月4日に開催された 日韓会談日本側代表団第2回打合せ会の議事要録等であって,日韓会談 における懸案事項となっていた国籍処遇問題,船舶問題,基本関係問題, 漁業問題,財産・請求権問題について,韓国側の各主張及び提案に対す る日本政府の主張,対処方針及び交渉戦略を政府部内で検討した内容が 記載されている。

文書1635のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

7ないし15ページ(-6-に「次ページ以下9ページ不開示」と 記載されている部分)

日韓両国間における財産・請求権の処理に関する協定の基本要綱の 日本側提案であり、財産・請求権問題についての日本政府の具体的な 見解及び対処方針が記載されている。

24ページ(-15-)中段約5行分,左段約2行分,25ないし 35ページ(-15-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている部分)

財産・請求権問題に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針 を検討した経過及び内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1635の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略の検討過程の記録であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く

なることは明らかである。よって,文書1635の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)65及び66ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(189)日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙A第149号証, 番号189,通し番号1-189)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1636(乙A第149号証,番号189,通し番号1-189)は,外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会 議事要録」と題する内部文書であり,昭和27年3月13日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録で,日韓会談における懸案事項となっていた財産・請求権問題,漁業問題及び在日韓国人の処遇問題等について対処方針を検討した内容が記載されている。

文書1636のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,21ページ(-21-)4行目から22ないし24ページ(-21-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)までであり,「請求権委員会経過報告」の項にあり,韓国の対日請求権に関する要求に対し,日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針や請求権問題についての我が方解決方針とサンフランシスコ平和条約の解釈との整合性に関する問題点が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1636の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する要求に対する日本政府の具体的見解及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1636の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)66及び67ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(190)日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置(昭和27年4月)(文書1640・乙A第323号証,番号190,通し番号1-190)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1640(乙A第323号証,番号190,通し番号1-190) は,外務省アジア局第二課が昭和27年4月15日付けで作成した「日 韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置」と題する内部文書であり,日 韓会談が停滞状態を続け,あるいは打ち切られ,他方でサンフランシス コ平和条約が効力を発するようになった場合における,韓国又は在日韓 国人との関係で日本政府が採るべき行政措置を政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1640のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,2ページ (-2-)右段1行分,中段4行分であり,上記の場合を想定して,財産・請求権問題に関し,日本政府が採るべき具体的な対処方針を検討した内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1640の不開示部分に記載された情報は,韓国との国交正常化交渉が打ち切られ,サンフランシスコ平和条約が発効した場合において問題となり得る財産・請求権問題に関する特定事項について,日本政府が採るべき具体的な対処方針等であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1640の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)67及び68ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(191)日韓会談今後の対処方針(昭和27年4月)(文書1643・乙A第324号

証,番号191,通し番号1-191)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1643(乙A第324号証,番号191,通し番号1-191) は,外務省が昭和27年4月11日付けで作成した「日韓会談今後の対 応方針(案)」及び外務省アジア局第二課が同年5月9日付けで作成し た「日韓会談の現況と対処方針について」と題する内部文書であり,第 1次日韓会談おける日本政府対処方針及び交渉戦略を検討した内容が記 載されている。

文書 1 6 4 3 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 2 ページ(-12-) 2 行目から 1 3 ページ(-13-) 1 行目までであり,財産・請求権問題の解決方法に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 4 3 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略を検討した内容であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書 1 6 4 3 の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認める

ことにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)68 ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(192)谷大使・金公使会談 (文書1671・乙A第63号証,番号192,通し番号1-192)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1671(乙A第63号証,番号192,通し番号1-192) は,外務省が作成した昭和30年1月付け「日韓会談再開に関する件」, 同月29日に開催された谷大使と金公使との会談内容を記した「谷大使 金公使会談の件」と各題する内部文書等により構成されており,日韓会 談の中断期間において懸案事項となっていた財産・請求権問題,漁業問題,久保田発言問題等の諸問題に関しての日本の谷大使と韓国の金公使 との間での非公式会談の内容が記載されている。

文書1671のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

12ページ(-12-)約1行分

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

18ページ(-18-)6行分

財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に 関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1671の不開示部分に記載されている情報は、日韓国交正常化

交渉において懸案事項となっていた漁業問題及び財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって、文書1671の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)68及び69ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(193)対韓請求権問題の処理 (文書1674・乙A第325号証,番号193,通 し番号1-193)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1674(乙A第325号証,番号193,通し番号1-193) は,外務省が作成した昭和30年12月8日付け「対韓請求権問題の処理について」と題する内部文書であり,在韓日本資産に対する請求権問題の処理に関する日韓双方の主張及び米国の見解,国内補償問題に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1674のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3ページ

(- 3 -)約3行分であり,在外財産補償問題について,日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1674の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の処理方法として検討されていた請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針であるころ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1674の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)69及び70ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(194)日韓会談再開問題 (文書1675・乙A第64号証,番号194,通し番号 1-194)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 6 7 5 (乙A第 6 4 号証,番号 1 9 4,通し番号 1 - 1 9 4)

は、外務省アジア局第二課が昭和29年1月21日から2月13日までに作成した「久保田発言に関する件」、外務省アジア局が作成した同月8日付け「日韓関係一件」、在米大使宛てに送付された同年4月9日付けの同局作成に係る「日韓問題に対する対米折衝の経緯」と各題する内部文書等及びこれらに関連する複数の公電により構成されており、日韓会談の中断時期である昭和29年において懸案事項となっていた財産・請求権問題、久保田発言問題を中心とした諸問題に関しての概要、日本政府の見解及び米国との議論の記録、並びにそれまでの日韓会談の経過に関する概要及び日本政府の見解等が記載されている。

文書1675のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

31ページ(-31-)約2行分

「日韓関係一件」と題する文書中にあり、米国大使館パーソンズ参事官が、請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針を確認した 内容が記載されている。

137ページ(-128-)約3行分

在米井口大使が、昭和29年6月3日付けで岡崎大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中にあり、韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

228ページ(-199-)約2行分

「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり,請求権 相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

2 4 4ページ(-2 1 5 -) 3行分, 2 4 8ページ(-2 1 9 -) 1 8行目から2 4 9ページ(-2 2 0 -) 2行目まで

「Draft Statement(1)」と題する英文書中にあり,韓国の対日請求

権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1675の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた請求権相互放棄及び韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記の情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。よって,文書1675の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(8)70及び71ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(195)パーネット国務次官補代理の内話(文書1684・乙B第154号証,番号195,通し番号1-195)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1684(乙B第154号証,番号195,通し番号1-195) は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年9月15日付け 「バーネット国務次官補代理の内話に関する件」と題する内部文書であり,バーネット国務次官補代理と外務省アジア局長との間で行われた日韓会談に関する内話の概要が記載されている。

文書1684のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,3ページ (-3-)5行目から12行目までの約7行分であり,日本政府が経済 協力として韓国側に対して供与する金額につき,韓国側から要求された 具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方 針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 8 4 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された対韓経済協力の具体化案として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求に対する日本政府の具体的な所見及び対処方針である。

現在 、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、 上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施 策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべ き「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交 渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1684の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)7及び8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1684については,不開示理由2に基づ

く不開示部分である4ページ(-4-)19行目及び20行目の約2行分(被告準備書面(5)32ページ)を追加開示した。

なお,不開示理由1に基づく不開示部分である3ページ(-3-)5 行目から12行目までの約7行分は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の37(21及び22ページ)。

(196)日韓交渉に関する対米折衝(文書1687・乙A331号証,番号196, 通し番号1-196)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1687(乙A第331号証,番号196,通し番号1-196)は,在米武内大使から外務大臣あてに発信された昭和39年2月27日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文書等によって構成されており,日韓会談に関して日米間で行われた会談の設定過程及び概要並びに日韓交渉についての米国政府及び日本政府の各見解が記載されている。

文書1687のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,18ページ(-18-)4行目,8行目及び15行目の3か所で,在米武内大使から外務大臣あてに発電された昭和39年9月18日付け「日韓問題に関するバーネット国務次官補代理の談話」と題する電信文中にあり,3か所とも同一内容で,韓国との交渉過程において,韓国政府が経済協力として要求した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 8 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続して

おり、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1687の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)8ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(197)日韓会談に関する対米折衝(文書1688・乙A第332号証,番号197, 通し番号1-197)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1688(乙A第332号証,番号197,通し番号1-197)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年2月28日付け「日韓会談に関する件」と題する電信案等によって構成されており,いずれも,在米武内大使あてに,日韓会談の進捗状況及び日韓交渉に関する米国側の所見等を報告した内容が記載されている。

文書1688のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,34ページ(-34-)2行目から12行目までの約10行分であり,昭和39年9月16日付け「後宮アジア局長とバーネット国務次官補代理との会談要旨通報」と題する電信案にあり,日本の対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の見解

が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1688の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連して議論された、対韓経済協力として韓国側から要求された具体的な金額及びその要求金額に対する日本政府の具体的な見解であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1688の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)8及び9ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(198)久保田代表・金公使会談(文書1701・乙A第333号証,番号198, 通し番号1-198)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1701(乙A第333号証,番号198,通し番号1-198) は,外務省アジア局第二課が作成した昭和28年7月22日付け「日韓 会談に関する久保田・金非公式会談要旨」及び外務省アジア局第二課が 作成した同年10月7日付け「久保田・金会談」と各題する内部文書に よって構成されており、日本側首席代表久保田貫一郎と韓国側首席代表 金溶植公使の非公式会談の内容並びに昭和28年10月6日から開始さ れた第3次日韓会談の要旨及び第3次日韓会談の対処方針等が記載され ている。

文書1701のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,15ページ(-15-)4行目から末行まで及び16ページ(-15-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権問題のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 0 1 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1701の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)9及び10ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(199)日韓問題に関しアジア局長と柳参事官との会談(文書1706・乙A第33 4号証,番号199,通し番号1-199)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1706(乙A第334号証,番号199,通し番号1-199)は,外務省アジア局が作成した昭和29年5月13日付け「日韓問題に関し柳参事官と会談の件」,同年7月9日付け,同年8月31日付け,同年9月14日付け,同月22日付け,同年10月22日付け,同月29日付け,同月30日付けの各「柳参事官と会談の件」及び同年12月24日付け「韓国代表部柳参事官と会談の件」と各題する複数の内部文書によって構成されており,日韓会談が中断されていた昭和29年5月から同年12月までの間に中川融外務省アジア局長と柳駐日韓国代表部参事官との間で複数回行われた日韓問題に関する会談の要旨が記載されている。

文書1706のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 37ページ(-37-)5行目約1行分, 50ページ(-50-)3行目から4行目までの約2行分, 63ページ(-63-)6行目から7行目までの約2行分であり,いずれも請求権問題における最重要懸案事項である韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1706の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉

において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題おける韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1706の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)10及び11ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(200)日韓会談請求権関係の審議(文書1735,乙A第335号証,番号200, 通し番号1-200)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1735(乙A第335号証,番号200,通し番号1-200)は,大蔵省理財局が作成した昭和37年1月8日付け「日韓会談請求権関係の審議について」と題する内部文書であり,韓国の対日請求権8項目のうち韓国が具体的内容を説明した6項目の概要及びそれらに対する日本政府の見解が記載されている。

文書1735のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)3行目約1行分, 4ページ(-4-)13行目及び15行目の各約1行分, 7ページ(-7-)5行目から6行目までの約2行分及び11行目から12行目までの約2行分であり,いずれも韓国の対日請求権8項目中の特定項目に係る金銭請求について日本政府部内で試算した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 3 5 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権 8 項目中の特定の項目に関する日本政府部内の具体的な試算額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1735の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)11ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(201)日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点,試算額(文書1736・乙A第336号証,番号201,通し番号1-201)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1736(乙A第336号証,番号201,通し番号1-201)は,大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した昭和37年1月10日付け「日韓会談の請求権問題処理にあたつての問題点」及び同日付け「韓国側対日請求額および大蔵省,外務省試算額」と各題する文書等により構成されており,財産・請求権問題における韓国側との交渉において問題となりうる事項の概要及び日本政府の対処方針等が記載されている。

文書1736のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

2ページ(-2-)10行目から13行目までの約4行分,52ページ(-46-)10行目から11行目の2行分

日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の特定項目に関する対 処方針が記載されている。

8ページ(-8-)ないし15ページ(-15-)

昭和37年1月10日付け「韓国側対日請求額及び大蔵省,外務省 試算額」と題する一覧表形式の文書のうち表題部分,「要綱」欄,「請 求項目」欄,「韓国側請求額」欄を除いた部分

17ページ(-17-)ないし19ページ(-19-)

昭和37年1月9日付け「韓国側対日請求額及び同査定(案)」と 題する一覧表形式の文書のうち表題部分、「要綱」欄、「請求項目」 欄、「韓国側請求額」欄の全部及び「備考」欄の一部を除いた部分

20ページ(-20-)ないし26ページ(-26-)

上記「韓国側対日請求額及び同査定(案)」と題する一覧表形式の 文書のうち「韓国側請求要項」欄及び表題部分を除いた部分

2 7 ページ (- 2 7 -) ないし3 9 ページ (- 3 7 -)

「韓国側請求権(8項目)に関する韓国主張額と日本側調査額」と 題する文書にあり、「韓国主張額」、「請求項目」及び「韓国側請求額」 欄に記載された部分を除いた部分

40ないし41ページ(-37-に「次ページ以下2ページ不開示」 と記載されている部分)

42ページ(-38-)の「韓国側主張額」を除いたその余の部分 及び43及び44ページ(-38-に「次ページ以下2ページ不開示」 と記載されている部分)

46ページ(-40-)3か所,52ページ(-46-)1か所, 55ページ(-49-)2か所,56ページ(-50-)1か所,5 7ページ(-51-)1か所,58ページ(-52-)1か所

上記 から の各不開示部分には,いずれも,韓国の対日請求権の 各項目に関し,韓国側の請求金額に対する大蔵省及び外務省の各試算 額及び試算方法及び対処方針等が詳細に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1736の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府部内で検討協議された具体的な試算額,詳細な試算過程及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1736の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政

府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)11ないし13ページ)。

イ 原告らの反論

(ア) 不開示情報の内容

文書374(乙A第21号証,番号4,通し番号1-4)には「外務省」の表題の後,資料のタイトルである「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と記載され,不開示情報である表の右肩部分には,「昭和37年1月23日」の日付と「北東アジア課」という記載があり,不開示情報である表の下部に「厚生省援護局調査による」との記載がある。

当該表とタイトルを見れば,不開示情報の具体的な内容は,日本陸軍 ・海軍における朝鮮人軍人軍属について,その復員数と死亡者数をまと めた表であることがわかる。

これに対し、文書番号1744(乙A第338号証,番号205,通 し番号1-205)の8枚目(甲第143号証の28枚目)においても、 同様の資料が不開示とされており、こちらは厚生省援護局が作成したと 思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」である。こちらについ ては、文書374-25枚目と異なり、表の中の身分事項である「軍人」 「軍属」と「計」の部分は不開示になっていない。

文書374-25枚目の表の下蔀に「厚生省援護局調査による」との記載がある以上,両文書における表の体裁やその作成時期から比較しても,この文書1744-8枚目の情報をもとに,文書374-25枚目の表が作成されたものであることは間違いがない。

この点,韓国側で公開された韓日会談関連文書中の文書(27巻の258枚目)に日本語で作成された資料(甲第143号証の6)があり, これは会談中に日本から公開された資料であるが,それを見ると,「朝 鮮関係軍人軍属数」とあり、文書374-25枚目及び文書1744-8枚目と同じ表が記載されており、下部の注記には、「注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。」「2. 本計数には日本在住者を含む。」と記載されている。

他方,文書番号1736(乙A第336号証,番号201)-33枚目(甲第143号証の7)においては、「軍人軍属(37年2月厚生省調)」との記載の律に「軍人」「軍属」の区別の下に「復員」数及び「死亡」数が記載されており、その数値は、すべて、韓国27巻の258枚目と同じであり、また、注記の内容も同じである。

また,甲第143号証の2の中に,厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」がある(甲第143号証の1の3枚目)。この情報を見るかぎり,文書1736-33枚目の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

以上の通り,文書374-25枚目の不開示情報が文書1744-8 枚目の不開示情報と同じであり,しかも,これらの情報は既に日本と韓 国で公開されている情報であると言える(原告準備書面(6)第3の3 (1)のイ(36ないし38ページ))。

ウー被告の再反論

原告らは、文書374(乙A第21号証,番号4,通し番号1-4)、 文書1744(乙A第338号証,番号205,通し番号1-205)及 び文書1736に掲載されている「朝鮮関係軍人軍属数」の表が同じであ ると主張していると思われる。

しかしながら,対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

そもそも,個々の文書の価値や重要性は,それぞれ当該文書を保有する 各国政府毎に判断されるものであり,他国が開示した文書であっても,我 が国政府が係る文書を開示することには,独自の意味あいを持ちうる。と りわけ,仮に,原告らが主張するように,当該文書と全く同一の文書が韓 国政府によって既に開示したものであったとしても,我が国が国交正常化 交渉を行う北朝鮮からすれば,同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が 国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずである。

不開示部分に記載された情報は、上記アのとおりであり、個別の請求権金額にかかる日本側の見積りであり、これが明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、我が国は、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって、当該部分は、不開示理由1により、不開示とすることが適当である。

(202)日韓請求権処理に関する問題点(討議用資料)(文書1740・乙A第337 号証,番号202,通し番号1-202)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1740(乙A第337号証,番号202,通し番号1-202)は,外務省条約局法規課が作成した昭和37年1月12日付け「日韓請求権処理問題に関する問題点(討議用資料)」と題する内部文書であり,財産・請求権問題における韓国と北朝鮮の関係,米国軍令33号及びサンフランシスコ平和条約第4条の解釈,国家承継理論の問題,漁業問題との関連,無償援助の性格等の各問題について日本政府の基本的立場を具体的に検討した内容等が記載されている。

文書1740のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとお

りである。

6ページ(-6-)3行目から5行目までの約3行分

「米国解釈の問題」の項中にあり、「1945年8月現在の在朝鮮日本資産総額」について日本政府部内において試算した具体的な金額が記載されている。

7ページ(-7-)中央右側の余白部分1か所

「米国解釈の問題」の項中にあり、日韓両国政府が米国解釈を「請求権交渉の基礎として受諾し、かつ、それが財産請求権の相互放棄を意味するものではない旨の了解を行っている。」との文章における「請求権の相互放棄を意味するものではない」との部分の趣旨について、日本政府の具体的な解釈が手書きで付加されている。

1 1ページ(-11-)3か所,12ページ(-12-)3か所, 1 3ページ(-13-)2か所,16ページ(-16-)下側の余 白部分1か所

「韓国の対日請求要綱(概略説明)」における各要綱に対する日本 政府の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1740の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する在朝鮮日本資産総額の具体的な試算額、請求権放棄に関する日本政府の具体的な見解及び韓国の対日請求要綱に対する日本政府の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨

むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1740の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)13及び14ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(203)韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定(文書1742・全部不開示(乙号証なし),番号203,通し番号1-203)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1742(全部不開示(乙号証なし),番号203,通し番号1-203)は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年1月26日付けで作成した11ページからなる内部文書であり,財産・請求権問題に関する日本政府の全体的な処理方針,日本政府が従来採用してきた方針に関する見解並びに韓国の対日請求権の各項目について日本政府部内において試算された具体的な査定金額及び試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 4 2 に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての日本政府の具体的な対処方針、見解及び試算額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳ら

かにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1742の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)14及び15ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(204)対韓経済協力(文書1743・乙A第162号証,番号204,通し番号1 - 204)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1743(乙A第162号証,番号204,通し番号1-204) は,外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付け 「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり,対韓経済協力の 金額,資金源及び内容に関しての日本政府の方針が記載されている。

文書1743のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

3ページ(-3-)下側欄外の余白部分1か所

対韓経済協力における融資方法について「国会の承認を経ず,行政 府の決定にのみ基づき実施する必要あり。」との記載の趣旨について, その具体的な理由及び交渉戦略に関する日本政府の見解ないし対処方 策が手書きで付加されている。

13ページ(-13-)4か所

対韓経済協力の一環として通信分野における項目について日本政府が資金供与を検討していた具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1743の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓経済協力に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び供与することが検討されていた具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば,それが実現したものか,実現しなかったものかを問わず,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1743の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)15及び16ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(205)韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者,軍人軍属,文官恩給該当者数(伊 関局長指示事項)(文書1744・乙A第338号証,番号205,通し番号1 - 205)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1744(乙A第338号証,番号205,通し番号1-205)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月30日付け「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者,軍人軍属,文官恩給該当者数に関する件(伊関局長指示事項)」,同年2月9日付け「朝鮮人移入労務者数」と各題する内部文書により構成されており,朝鮮人徴用労務者,軍人軍属への見舞金及び軍人,文官への恩給の金額の算出の基礎となる該当人数の算出方法並びに政府部内で算出された具体的な該当人数と同問題に関する日本政府の見解と対処方針が記載されている。

文書1744のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

2ページ2行目から末行まで,及び3ないし13ページ(-2-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている部分)まで

韓国一般請求権査定にあたり、徴用労務者及び軍人軍属、軍人及び 文官の恩給の基礎となる該当人員数を算出した方法及び算出した具体 的な人員数が記載されている。

15ページ(-4-),16ページ(-5-),17ページ(-6-),19ページ(-8-)及び20ページ(-9-)の各表表題を除く部分,16ページ(-5-)の「備考1」の1か所及び18ページ(-7-)1か所

日本政府部内で算出した朝鮮人徴用労務者数、朝鮮人労務者対日本

動員数,移入朝鮮人労務者数,終戦時集団移入半島人数,朝鮮人軍人 復員数及び死亡者数及び朝鮮人関係文官恩給の金額具体的な試算額が 記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1744の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における財産請求権の査定の根拠となる朝鮮人徴用労務者数,朝鮮人軍人復員数及び朝鮮人関係文官恩給の金額の算出方法及び算出された具体的な人数及び金額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1744の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)16及び17ページ)。

イ 原告らの反論

文書1744の中で不開示とされている情報は,大きく,前半の12ページにわたる不開示部と,後半の資料(主に集計表)部分とに分けられる。この中で,後半の資料部分については,北東アジア課で収集・作成したと思われる資料であり,その資料の中の数値の部分が不開示情報となっている。

甲第143号証の1の資料は、故金英達氏が入手したものであるとされ、

2003年2月に発刊された金英達著『朝鮮人強制連行の研究』(甲第143号証の3)や1991年5月に発刊された田中宏箸『在日外国人』(甲第143号証の4)など多くの歴史研究書などで情報が引用されるなど, 広く公開されている資料である。この資料は「朝鮮人移入労務者数」と題され,右下に「37.2.9」「北東アジア課」と記載された文書に続く一連の文書である(甲第143号証の1)。

文書 1 7 4 4 の 3 枚目から 9 枚目の後半部分(甲第 1 4 3 号証の 2 の 3 ~ 9 枚目)と比べると、全く同じ文書であることが分かる。

この公開文書入手経路については、入手したとされる金英達氏が既に亡くなっているので、その正確な経路は不明であるが、どのような経路であるにせよ、この公開文書が全くの偽造文書でもない限り、これが文書1744の3枚目から9枚目の後半部分(甲第143号証の2の3ないし9枚目)と同じであることは、誰の目にも明らかである(原告準備書面(6)第3の3(1)のア(35及び36ページ))。

ウー被告の再反論

対象となる不開示文書の周辺部分の体裁が類似しているからといって,不開示部分の記載内容が同一であるとは限らず,また,韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

不開示部分に記載されている情報は、上記アのとおりであり、請求権金額の算出の基礎となり得る情報である。かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり、我が国は、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって、当該部分は、不開示理由1により、不開示とすることが適当である。

(206)請求権問題解決案(文書1745・乙A第339号証,番号206,通し番号1-206)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1745(乙A第339号証,番号206,通し番号1-206) は,外務省アジア局が作成した「請求権問題解決案について」と題する 内部文書であり,財産・請求権問題について,国会及び国民の動向も考 慮に入れた日本政府の対処方針が記載されている。

文書1745のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 2ページ(-2-)1か所, 3ページ(-3-)2か所, 4ページ(-4-)4か所, 5ページ(-5-)2か所, 6ページ(-6-)4か所, 7ページ(-7-)1か所, 8ページ(-8-)「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表の表題部分を除いた部分であり,いずれも財産・請求権問題を解決するため,日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1745の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決案として日本政府が韓国政府に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び

請求権の金額の組合せが明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、 北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨 むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が 極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1745の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)17ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(207)日韓請求権交渉の今後の進め方(文書1746・乙A第340号証,番号207,通し番号1-207)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1746(乙A第340号証,番号207,通し番号1-207)は,外務省アジア局が作成した昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する内部文書であり,韓国の対日請求権処理において,法的根拠のある請求と認められるものは極めて少額であるという見解を前提とした日本政府の韓国の対日請求権に対する対処方針等が記載されている。

文書1746のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

1ページ(-1-)1か所

法的根拠のある請求と認められる請求の具体的な試算額が記載されている。

3ページ(-3-)1行目から4行目までの約4行分

韓国人に対する恩給の支払について,恩給法の解釈を踏まえて具体 的に検討した内容が記載されている。

5ページ(-5-)3行目から9行目までの約7行分

十分に法的根拠のある請求が極めて少額であるとの見解を排斥する 事由の有無について具体的に検討した内容が記載されている。

9ページ(-9-)9行目から10ページ(-10-)9行目まで 韓国の対日請求権の処理方法に関して日本政府の見解及び韓国との 交渉における具体的な戦略が記載されている。

11ページ(-11-)「韓国請求権の処理として一応説明の付く金額の査定」と題する表のうち表題部分及び具体的項目部分を除いた部分

財産・請求権問題を解決するため、日本政府が韓国側に供与することを検討していた援助金等の具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1746の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解,対日請求権の具体的な試算額及び韓国との交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1746の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)17ないし19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(208)Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)(文書1747・乙A 第341号証,番号208,通し番号1-208)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 7 4 7 (乙A第3 4 1号証,番号 2 0 8 ,通し番号 1 - 2 0 8) は,外務省条約局法規課が作成した昭和3 7年2月7日付け「Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)」と題する内部文書であり,「Ex gratia 支払方式(=法的義務の存在を前提とせず,好意により行われる支払)」による財産・請求権問題の解決に関しての日本政府の見解が記載されている。

文書1747のうち,不開示理由1に基づく不開示は,5ページ(-5-)下側欄外の余白部分1か所であり,特定の請求権の処理において「Ex gratia支払方式」を採用することで生じる法律関係についての日本政府の見解(特定の方式による請求権処理についての論点等)が手書きで付加されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 4 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決案の一つとして検討されていた「Ex gratia支払方式」に関する日本政府の具体

的な見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1747の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)19ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(209)対韓経済協力試案(文書1748・乙A第163号証,番号209,通し番号1-209)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1748(乙A第163号証,番号209,通し番号1-209) は,外務省経済協力部が昭和37年2月7日付けで作成した「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり,日本の対韓経済協力の金額及び条件,資金源,対象プロジェクトについての各試案並びに試案に関する日本政府の見解が記載されている。

文書 1 7 4 8 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示は, 1 4 ページ (-14-)4か所, 15ページ(-15-)4か所, 16ページ (-16-)1か所であり,いずれも「3対象プロジェクト(3)通信」 の項にあり,対韓経済協力の一環として韓国における通信設備に供与を 検討していた具体的な援助金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1748の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓経済協力において日本政府が供与を検討していた具体的な援助金額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1748の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)19及び20ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

- (210)韓国側対日請求額に対する大蔵,外務両省による査定の相違(文書1749
 - ・乙A第342号証,番号210,通し番号1-210)
 - アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1749(乙A第342号証,番号210,通し番号1-210) は,外務省アジア局が昭和37年2月15日付けで作成した「韓国側対 日請求額に対する大蔵,外務両省による査定の相違について」と題する 内部文書であり,大蔵省及び外務省による韓国の対日請求権の試算額及 び試算方法が記載されている。

文書1749のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ページ(-1-)2行目及び3行目の2か所, 4ページ(-4-)「大蔵案」、「外務A案」、「外務B案」部分及び8行目から15行目の3か所, 5ページ(-5-)「大蔵案」、「外務案」部分及び10行目1か所, 6ページ(-6-)6か所, 7ページ(-7-)見出し「死亡軍属年金」及び「軍属障害年金」を除く部分, 8ページ(-8-)3か所, 9ページ(-9-)8か所, 10ページ(-10-)4か所, 11ページ(-11-)4か所であり、いずれも韓国の対日請求権の総額及び各項目の金額について大蔵省及び外務省が各試算した具体的な試算額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1749の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関しての日本政府部内での具体的な試算額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極

めて高くなることは明らかである。

よって,文書1749の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)20及び21ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(211) 一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議(文書1752・乙A第343号 証,番号211,通し番号1-211)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1752(乙A第343号証,番号211,通し番号1-211) は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年3月4日付けで作成した 「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議について」と題する内部文 書であり,一般請求権徴用者関係等専門委員会において,日韓間で財産 ・請求権問題について討議した内容が記載されている。

文書1752のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

2ページ(-2-)3か所,3ページ(-3-)2か所,6ページ (-6-)4か所,7ページ(-7-)3か所,8ページ(-8-) 2か所,15ページ(-15-)5か所,17ページ(-17-)1 か所

いずれも財産・請求権問題について日本政府と韓国政府間において 討議した中で双方が提示した具体的な金額が記載されている。 9ページ(-9-)7か所,12ページ(-12-)3か所,13ページ(-13-)1か所

日本政府が韓国側に供与する金額の算出の基礎となる朝鮮人徴用労務者数,軍人軍属別の復員死亡者数,傷病軍人者数について日本政府が算出した具体的な該当人数が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 5 2 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の処理のために日本が韓国側に提示することを検討していた具体的な金額及び日本政府部内で算出された韓国側に供与する金額の基礎となる朝鮮人徴用労務者等の該当人数等であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,かかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1752の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)21及び22ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(212)日・韓請求金額の査定(文書1755・乙A第344号証,番号212,通 し番号1-212)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1755(乙A第344号証,番号212,通し番号1-212)は,外務省アジア局が作成した昭和37年2月9日付け及び同年3月10日付け「査定の基礎」と題する内部文書によって構成され,いずれも韓国の対日請求権の個別具体的な項目について日本政府部内で試算した具体的金額及び試算方法が記載されている。

文書1755のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ページ(-1-)ないし6ページ(-6-)のうち見出し及び「内訳」部分を除く部分, 7ページ(-7-)及び8ページ(-8-)表のうちの「金額」部分であり,いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀,逓信局関係,送金返還関係,韓国人株主分配金及び有価証券関係等の項目について日本政府部内において試算した具体的な金額及び試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 5 5 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数項目について日本政府部内で試算した具体的金額及び試算方法であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく

交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不 利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1755の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)22ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(213) 日韓間の請求権問題(小坂・崔外相会談用資料) (文書1756・乙A第 345号証,番号213,通し番号1-213)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1756(乙A第345号証,番号213,通し番号1-213)は,外務省アジア局が作成した,昭和37年3月10日付け「冒頭の発言(案)」,同日付け「日韓間の請求権問題について(総論)(案)」,同日付け「日韓間の請求権問題について(各論)(案)」,同日付け「日韓請求権について(各論)(理財局修正案)」,同日付け「日韓間の請求権問題について(結論)(案)」と各題する内部文書により構成されており,第6次日韓会談期間中に行われた小坂外相と崔外相の会談の冒頭発言案及び請求権問題に関しての日本政府の対処方針が記載されている。

文書 1 7 5 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 7 ページ(-17-)8 行目から 1 0 行目までの約 3 行分, 1 8 ページ(-18-)5 行目から 6 行目までの約 2 行分及び 9 行目から 1 0 行目までの約 2 行分, 1 9 ページ(-19-)5 行目から 7 行目までの約 3 行分, 2 0 ページ(-20-)5 行目約 1 行分, 2 1 ページ(-2 1

-) 18行目1行分及び22ページ(-21-に「次ページ不開示」と記載されてる部分), 24ページ(-23-)6行目から8行目までの約3行分及び12行目から13行目までの約2行分, 25ページ(-24-)5行目から6行目までの約2行分, 30ページ(-29-)7行目から末行までの約4行分, 31ページ(-30-)6行目1行分, 32ページ(-31-)4行目から6行目までの約3行分, 36ページ(-35-)6行目から末行までの約2行分, 37ページ(-36-)5行目から6行目までの約2行分であり,韓国の対日請求権8項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1756の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定の項目に関して日本政府が韓国側に提示した具体的な取扱い及び日本政府部内で検討した具体的方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1756の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)22ないし24ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(214)日韓間の請求権問題に関する発言要旨(文書1757・乙A第346号証, 番号214,通し番号1-214)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1757(乙A第346号証,番号214,通し番号1-214) は,外務省が作成した昭和37年3月12日付け「日韓間の請求権問題 に関する小坂外務大臣発言要旨」,同日付け「日韓間の請求権問題に関 する宮川代表発言要旨」と各題する内部文書であり,第6次日韓会談期 間中に行われた小坂外相と崔外相の会談における小坂外相の発言要旨及 び韓国側の具体的請求項目に対する日本側の見解が各記載されている。

文書1757のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 13ページ(-13-)7行目から10行目までの約4行分, 14ページ(-14-)6行目1行分, 15ページ(-15-)4行目から6行目までの約3行分, 19ページ(-19-)6行目から末行までの約2行分, 20ページ(-20-)5行目から6行目までの約2行分であり, 20ページ(-20-)5行目から6行目までの約2行分であり, 韓国の対日請求権8項目のうちの韓国の在日財産及び有価証券等の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権の支払方法と提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 5 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉 において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の 対日請求権の特定の項目に関する日本政府の具体的な見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,我が国は,今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1757の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)24ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(215)韓国請求権金額の査定 (文書 1 7 5 8 · 乙 A 第 3 4 7 号証,番号 2 1 5 ,通 し番号 1 - 2 1 5)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1758(乙A第347号証,番号215,通し番号1-215) は,外務省が作成した昭和37年3月13日付け「韓国請求権金額の査 定」と題する一覧表,同年3月14日付け「査定の基礎」と題する内部 文書,同日付「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表により構成 されており,韓国の対日請求権の複数の項目における金額について日本 政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されてい る。

文書1758のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表の表題部分(「項目」欄,「A案」,「B案」,「C案」,「大蔵案」及び「韓国側請求額」)を除いた部分

「査定の基礎」と題する文書中にあり、「項目」及び「内訳」を除い た部分

「韓国一般請求権金額の査定」と題する一覧表の「査定額」欄いずれも韓国の対日請求権のうち地金銀, 逓信局関係, 送金返還関係, 韓国人株主分配金及び有価証券関係等の各項目について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 5 8 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目に関しての日本政府部内での具体的な試算額及び試算方法であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1758の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)24及び25ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(216)在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権(文書1759・全部不開示(乙号証なし),番号216,通し番号1-216)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1759(全部不開示(乙号証なし),番号216,通し番号1-216)は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年5月に作成した8ページからなる内部文書であり,在北朝鮮日本財産及び日本の対北朝鮮請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解,対処方針及び個別の請求権金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 5 9 に記載された情報は、北朝鮮との間の財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く

なることは明らかである。

よって,文書1759の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)25及び26ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(217)韓国請求権金額の査定(文書1762・乙A第348号証,番号217,通 し番号1-217)

(なお,被告準備書面(1)添付の不開示理由文書目録において「請求献金額」とあるのは誤記である。)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1762(乙A第348号証,番号217,通し番号1-217) は,外務省が作成した「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表等により構成されており,韓国の対日請求権のうち,地金銀,逓信局関係,送金返還関係,閉鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権について日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

文書1762のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

1ページ(-1-)

「韓国請求権金額の査定」と題する一覧表のうち表題部分,具体的項目欄,韓国側請求額欄を除いた部分

韓国の対日請求権のうち、地金銀、逓信局関係、送金返還関係、閉 鎖機関・在外会社の韓国人株主分配金及び有価証券等の請求権につい て日本政府部内において試算された具体的な金額が記載されている。

2ないし15ページ(-1-に「次ページ以下14ページ不開示」 と記載されている部分,なお,被告準備書面(1)添付の不開示文書目 録及び「行政文書の開示請求に係る決定について」平成20年5月9 日付け情報公開第01102号(甲第86号証)で,文書1762にお ける,不開示理由1による不開示部分が「1ページ目,15ページ目」 と記載されているのは誤記であるから訂正する。)

上記は、「韓国請求権金額の査定」の注釈ないし説明を内容とする 文書であり、上記 に記載されている韓国の対日請求権の各項目の試 算額の具体的な試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1762の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の項目に関して日本政府部内で検討した具体的試算額及び試算方法であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1762の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)26及び27ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(218)韓国に対する借款供与(文書1764・乙A第349号証,番号218,通 し番号1-218)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1764(乙A第349号証,番号218,通し番号1-218)は,外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和37年8月16日付け「韓国に対する借款供与の件」と題する内部文書,同年8月17日付けで経済協力局政策課が作成した「わが国の行なった主な信用供与条件」及び同日付けで賠償部調整課が作成した「我が国が行った賠償以外の無償供与案件」と題する各一覧表によって構成されており,韓国への借款の規模及び借款を行う条件の検討並びに日本及び欧米諸国による他国への借款の概要が記載されている。

文書1764のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)2か所のみであり,「韓国に対する借款供与の件」と題する 文書中にあり,対韓経済協力の一部として韓国に供与することが検討さ れていた借款の具体的な金額が記載されている。

なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録及び「行政文書の開示 請求に係る決定について」平成20年5月9日付け情報公開第0110 2号(甲第86号証)で、文書1764における、不開示理由1による不 開示部分が「1ページ目、2~15ページ」と記載されているのは誤 記であるから訂正する。 また,15ページ(-15-)に2か所存在する不開示部分は,「わが国の行なった主な信用供与条件」と題する一覧表中の「社名」という項目欄に記載された法人名であり,法5条2号に該当する不開示情報であって,本件訴訟の対象外である。

(イ) 不開示理由

文書1764の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応策として検討していた対韓経済協力の一部として韓国側に供与することが検討されていた借款の具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば,それが実現したものか,実現しなかったものかを問わず,北朝鮮は,それを前提としてより有利な経済協力を引き出すべく交渉に臨むことができ,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1764の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)27及び28ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(219)日韓請求権問題の処理方式 (文書1765・乙A第350号証,番号219, 通し番号1-219)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1765(乙A第350号証,番号219,通し番号1-219) は,外務省条約局法規課が昭和37年8月23日付けで作成した「日韓 請求権問題の処理方式」と題する内部文書であり,韓国の請求権放棄と 日本の対韓経済援助の組み合わせ方式による解決策について日本政府部 内で検討した内容が記載されている。

文書1765のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 1ページ(-1-)9行目から末行までの7行分, 2ないし13ページ(-1-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも日本政府が検討していた代案及びその処理方針の策定過程等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 6 5 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決策として日本政府部内で検討していた複数の具体的な案であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1765の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)28及び29ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(220)日韓請求権問題の解決方法(文書1766・乙A第351号証,番号220, 通し番号1-220)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1766(乙A第351号証,番号220,通し番号1-220)は,外務省アジア局長が昭和37年8月31日付けで作成した「日韓請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり,アジア局長と崔英沢駐日韓国代表部参事官との非公式会談において,韓国から提示された日本政府に対する具体的な要求金額を前提として,日本側が対韓経済協力として提示する具体的金額を日本政府部内で検討した内容及び交渉戦略等が記載されている。

文書 1 7 6 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,2ページ (-2-)13行目から3ページ(-3-)9行目までであり,韓国と の交渉における日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 6 6 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策として検討していた対韓経済協力に関する日本政府の具体的な交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続

しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての 我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦 術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓 国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具 体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかった ものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き 出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利 益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1766の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)29ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(221)韓国の対日請求権 8 項のうち第 1 項より第 5 項までに対する日本側査定の説明 (文書 1 7 6 7・乙A第 3 5 2 号証,番号 2 2 1,通し番号 1 - 2 2 1) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1767(乙A第352号証,番号221,通し番号1-221) は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年9月24日付けで作成した「韓国の対日請求権8項目のうち第1項より第5項までに対する日本 側査定の説明」と題する内部文書であり,韓国の対日請求権のうち,地 金銀及び朝鮮総督府等に関係する請求権に関して日本政府部内で検討し た具体的な対処方針が記載されている。

文書1767のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと

おりである。

1ページ(-1-)11行目から末行まで,及び2ないし12ページ(-1-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の主張する対日請求権 8 項目のうち,郵便貯金,振替貯金,郵便 為替及び簡易生命保険等の逓信局関係の請求権について日本政府部内 で試算した具体的な金額及び試算方法が記載されている。

13ページ(-2-)4行目から11行目までの8行分 韓国の主張する対日請求権8項目のうち、旧韓国人株主に対する閉鎖 機関及び在外会社の残余財産関係の請求権について日本政府部内にお いて試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている

13ページ(-2-)末行及び14ないし16ページ(-2-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分),17ページ(-3-)2行目から9行目まで,17ページ(-3-)11行目から18ページ(-4-)8行目まで,18ページ(-4-)10行目から15行目まで,19ないし27ページ(-4-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)及び28ページ(-5-)1行目から6行目まで,28ページ(-5-)8行目から11行目まで,29ないし33ページ(-5-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分)及び34ページ(-6-)1行目から11行目まで

いずれも韓国の主張する対日請求権 8 項目のうちの有価証券,日本系通貨,韓国人被徴用者未収金,被徴用者補償金等の請求権について, 日本政府部内において試算された具体的な金額及び試算方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1767の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目に関して日本政府部内で検討した具体的な試算額及び試算方法であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1767の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)29ないし31 ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(222)対韓無償供与金額の現価 (文書1769・乙A第353号証,番号222, 通し番号1-222)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1769(乙A第353号証,番号222,通し番号1-222) は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月9日付けで作成した「対韓無償供与金額の現価について」と題する内部文書であり,対韓 経済協力において無償供与する金額についての年6%で複利計算を行っ た場合の原価計算の過程等が記載されている。

文書1769のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)13行目から2ページ(-2-)1行目まで及び2ページ(-2-)3行目から7行目までの約5行分であり,無償供与の規模が2.5億ドル及び3億ドルである場合において日本政府が各供与する金額の原価が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1769の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた対韓経済協力において日本が無償供与する金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1769の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)31ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(223) 日韓会談における請求権問題の解決方針(文書1770・乙A第354号証, 番号223,通し番号1-223)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1770(乙A第354号証,番号223,通し番号1-223)は,外務省アジア局が昭和37年10月24日付けで作成した「日韓会談における請求権問題の解決方法について」と題する内部文書であり,第6回日韓会談において,財産・請求権問題の処理方法として日本政府が韓国側に提示することを検討していた複数の提案の概要及びその解説が記載されている。

文書1770のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

2ページ(-2-)3行目から末行まで並びに3及び4ページ(-2-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

日本政府が韓国側に提案する第一案に関する詳細な解説及び見解並び に第一案を提示する交渉上の利点が記載されている。

5ページ(-3-)8行目から15行目まで,6ページ(-3-に「次ページ不開示」と記載されている部分)及び7ページ(-4-) 1行目から8行目まで

日本政府が韓国側に提案する第二案に関する詳細な解説及び見解並 びに第二案を提示する交渉上の利点が記載されている。

8ページ(-4-に「次ページ不開示」と記載されている部分) 日本政府が韓国側に提案する第三案に関する解説及び見解並びに第三 案を提示する交渉上の利点が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 7 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれ

ば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容とその利点及び問題点が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1770の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)31及び32ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(224)対韓有償援助の供与 (文書1771・乙A第355号証,番号224,通し番号1-224)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 7 7 1 (乙A第355号証,番号224,通し番号1-224) は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年10月25日付けで作成した「対韓有償援助の供与について」と題する内部文書であり,韓国への長期低金利借款を拠出する機関の検討が記載されている。

文書 1 7 7 1 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 2ページ(-2-) 7 か所, 3ページ(-3-) 2 か所であり,韓国への

長期低金利借款の拠出機関の候補であった日本輸出入銀行及び海外経済協力基金について,拠出可能な金額及び借款の利率が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 7 1 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた対韓経済協力における,韓国への長期低金利借款の実施機関の拠出可能な金額及び借款の利率であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件等が明らかとなれば,北朝鮮は,その貸付条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1771の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)32及び33ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(225)韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案(文書 1773・乙A第356号証,番号225,通し番号1-225)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1773(乙A第356号証,番号225,通し番号1-225) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月22日付け「韓国に対する無償供与及び長期低金利借款の支払方法に関する一試案」と題する内部文書であり,日本政府が韓国に支払う無償資金供与の実質支払額及び名目上の支払額,長期低金利借款の支払い方法について政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1773のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

1ページ(-1-)9行目から17行目まで,1ページ(-1-)19行目から20行目まで,及び2ページ(-1-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

日本政府が無償供与として韓国に支払う実質支払額及び名目上の支払 額を具体的に試算した金額,具体的な実施方法案が記載されている。

3ページ(-2-)3行目から末行まで並びに4及び5ページ(-2-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

日本政府が長期低金利借款として韓国に供与する金額について,具体 的に試算した金額及び毎年の元利返済額,具体的な実施方法案が記載 されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 7 3 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応策の一つとして検討されていた無償供与及び長期低金利借款の具体的な試算額及び実施方法案であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請

求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて, 我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させること になり,また,日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借 款の具体的な貸付条件等が明らかとなれば,北朝鮮は,その貸付条件を 前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定さ れ,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く なることは明らかである。

よって,文書1773の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)33及び34ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(226)日韓の請求権の処理 (文書1775・乙A第357号証,番号226,通し番号1-226)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1775(乙A第357号証,番号226,通し番号1-226)は,大蔵省理財局が昭和37年12月に作成した日韓請求権処理に関する内部文書であり,日韓間の財産・請求権問題の処理について日本政府の解決策を検討して抽出された複数の問題点を指摘し,検討した内容が手書きで記載されている。

文書 1 7 7 5 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は 1 及び 2 ペ ージ(-1-に「前 2 ページ不開示」と記載されている部分)であり, 日韓間の財産・請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1775の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の解決策とされた請求権の相互放棄を採った場合に生じる複数の問題点について日本政府部内で検討した具体的な見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,韓国との間で経済協力を実施する場合に,同様に経済協力を実施していたアジア諸国との間で生じ得る問題点が記載されていることから,かかる問題点が明らかとなれば,北朝鮮は,当該問題点を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1775の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)34及び35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(227)対韓焦付債権の処理方法 (文書1779・乙A第358号証,番号227, 通し番号1-227)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1779(乙A第358号証,番号227,通し番号1-227)は,外務省アジア局が昭和37年12月15日付けで作成した「対韓焦付債権の処理方法」と題する内部文書であり,日本が韓国に対して有する焦付債権の概要,無償供与との関連における焦付債権の処理方式及び延滞利子の問題に関して日本政府が検討した内容が具体的に記載されている。

文書1779のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

3ページ(-3-)10行目から末行まで及び4ないし6ページ(-3-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)

韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し,無償供与との関連に おいて検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具 体的な交渉戦略が記載されている。

7ページ(-4-)5行目から末行まで及び8ページ(-4-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 7 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題に関連する対韓 焦付債権及び延滞利子の処理について日本政府内で検討した具体的な見 解及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1779の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)35ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(228)日韓会談今後の進め方 (文書 1 7 8 7・乙A第72号証,番号 2 2 8 ,通し番号 1 - 2 2 8)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1787(乙A第72号証,番号228,通し番号1-228)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」、「日韓会談における日本側の立場」、昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」、同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」、同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」、同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」、同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」及び同省情報文化局国内広報課が作成した同年2月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と各題する内

部文書等により構成されており,日韓会談における日本政府の一般的な 交渉方針,第6次日韓会談の時点で最重要懸案事項であった問題の概要 及び日本政府の見解等が記載されている。

文書1787のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,72ページ(-72-)18行目から73ページ(-73-)4行目までであり,上記「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書の「3.請求権問題関係」の項目中にあり,韓国と北朝鮮との関係に留意した上での日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1787の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における問題点の一つである北朝鮮との関係についての日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1787の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)35及び36ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(229)日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年) (文書1792 ・乙B第165号証,番号229,通し番号1-229)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1792(乙B第165号証,番号229,通し番号1-229) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した複数の内部文書によって構成されており,韓国の情勢及び韓国における日韓交渉や日韓国交正常化に対する評価等に関して在京米国大使館書記官から聴取した記録が記載されている。

文書1792のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

102ページ(-102-)2行目から7行目まで

昭和36年10月12日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書の「日韓関係」の項目中にあり,財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

122ページ(-122-)2か所,123ページ(-123-)1 1行目から124ページ(-124-)1行目まで

同年12月6日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」 と題する文書の「1 日韓請求権問題」の項目中にあり,財産・請求権 問題における韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解 及び方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1792の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉に

おいて最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本政府の具体的な交渉戦略及び韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1792の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)36及び37ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1792のうち,番号91については,不開示理由2に基づく不開示部分である85ページ(-85-)6行目から7行目までの約2行分(被告準備書面(5)44及び45ページ)を追加開示した。

文書 1 7 9 2 のうち,番号 2 2 9 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 0 2 ページ(-102-)2 行目から 7 行目まで, 1 2 2 ページ(-122-)2 か所, 1 2 3 ページ(-123-)1 1 行目から 1 2 4 ページ(-124-)1 行目まで(被告準備書面(9)36 及び37ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2

の46(24ページ)。)。

(230)池田総理・ライシャワー大使会談 (文書1795・乙A第359号証,番号230,通し番号1-230)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1795(乙A第359号証,番号230,通し番号1-230) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月5日付け、池田総理・ライシャワー大使会談要旨」と題する内部文書であり,池田総理ほかの政府高官がライシャワー大使と日韓会談の進捗状況及び今後の見通しに関して協議した会談の要旨が記載されている。

文書1795のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

5ページ(-5-)2行目から5行目までの約4行分

池田総理の発言内容中にあり, 裵韓国首席代表の韓国の対日請求金額についての発言に応じ,日本政府が韓国に請求権として支払う金額について具体的な金額を示して説明した内容が記載されている。

5ページ(-5-)9行目から10行目までの約2行分,6ページ (-6-)6行目から7行目までの約2行分

伊関局長の発言中にあり,韓国の対日請求権における要求内容について日本政府の具体的な解釈及び見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 9 5 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国側が提示した具体的な金額を前提として,日本政府が韓国側に供与することを検討していた具体的な金額,韓国側の要求に対する日本政府の具体

的な解釈及び見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,我が国は,今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る 日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1795の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)37及び38ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(231)日韓関係に関する在京米大使館の内話 (文書1796・乙B第167号証, 番号231,通し番号1-231)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1796(乙B第167号証,番号231,通し番号1-231) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月5日付け、池 田総理,ライシャワー大使会談に関する米大使館員の内話の件」,同年 1月12日付け「日韓関係に関する在京米大使館の内話の件」,同年2 月7日付け「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」,同年3 月19日付け「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と各題 する内部文書等により構成されており,日韓における財産・請求権問題 に対する米国政府の対応,見解及び要望等ついて日本政府が解釈した内 容等が記載されている。

文書 1 7 9 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

24ページ(-22-)3行目から4行目までの約2行分

「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と題する文書にあり, 裵韓国大使が提示した請求権の金額に対し,日本政府が韓国に提示する ことを検討していた具体的な金額が記載されている。

25ページ(-23-)8行目から9行目までの約2行分

日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1796の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題への対応として日本政府が韓国側に供与することを検討していた具体的な金額及び日本政府が韓国側に提示した金額に対する米国政府の見解であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1796の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政

府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)38及び39ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1796のうち,番号93については,不開示理由2に基づく不開示部分である 16ページ(-16-)6行目から18ページ(-17-)3行目までの約2ページ分(-16-に「次ページ不開示」と記載されている部分を含む), 18ページ10行目から19ページ(-18-)8行目までの約9行分,同ページ10行目の約1行分,20ページ(-19-)4行目から5行目までの約2行分,21ページ(-20-)9行目から22ページ(-20-に「次ページ不開示」と記されている部分), 27ページ(-25-)10行目から28ページ(-26-)2行目までの約4行分, 35ページ(-33-)の約3行分及び48ページ(-46-)最終行から49ページ(-47-)2行目までの約2行分,同ページ6行目から9行目までの約4行分(被告準備書面(5)45ないし47ページ)のうち, , , を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 7 9 6 のうち,番号 2 3 1 にかかる不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 4 ページ(-22-)3 行目から 4 行目までの約 2 行分, 2 5 ページ(-23-)8 行目から 9 行目までの約 2 行分(被告準備書面(9)38 及び 3 9 ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 4 7 (2 5 及び 2 6 ページ))。

(232)池田総理ハリマン国務次官補会談(文書1798・乙B第168号証,番号

232,通し番号1-232)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1798(乙B第168号証,番号232,通し番号1-232)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年3月19日付け「池田総理ハリマン国務次官補会談に関する件」,同年3月14日付け「ハリマン国務次官補との会談用資料」と各題する内部文書であり,第6次日韓会談期間中に行われた池田総理とハリマン国務次官補との会談の要旨及び会談用資料が記載されている。

文書1798のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

10ページ(-10-)5行目から6行目までの約2行分 終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額が記載されている。 11ページ(-11-)6行目から9行目までの4行分

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方 針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1798の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の対韓請求権の一部に関しての日本政府の具体的な試算額及び対韓経済協力の実施についての日本政府の具体的な対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する情報と、日韓国交正常化交渉に際して我が

国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく 交渉に臨むことが可能となり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益 を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1798の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)39及び40ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1798のうち,番号94については,不開示理由2に基づく不開示部分である5ページ(-5-)8行目から6ページ(-6-)1行目までの約4行分及び同ページ8行目から最終行までの約3行分(被告準備書面(5)47及び48ページ)を追加開示した。

文書 1 7 9 8 のうち,番号 2 3 2 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 0 ページ(-10-)5 行目から 6 行目までの約 2 行分, 1 1 ページ(-11-)6 行目から 9 行目までの 4 行分(被告準備書面(9) 3 9 及び 4 0 ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 4 8 (2 6 ページ)。)

(233)日韓問題に関するライシャワー大使の内話 (文書1799・乙A第360号証,番号233,通し番号1-233)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1799(乙A第360号証,番号233,通し番号1-233)は、外務省アメリカ局北米課が昭和37年4月17日付けで作成した「日韓問題に関するライシャワー大使の内話」と題する内部文書であり、ライシャワー大使主催の晩餐会における同大使及びレンハート公使の発言の要旨が記載されている。

文書1799のうち不開示理由1に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)3行目から6行目までの約4行分及び8行目の1か所であり,米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1799の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1799の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)40及び41ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(234)小坂大臣・ライシャワー大使会談(文書1800・乙A第361号証,番号 234,通し番号1-234)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1800(乙A第361号証,番号234,通し番号1-234)は,外務省アジア局北東アジア課が昭和37年4月17日付けで作成した「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」と題する内部文書であり,日韓関係に関する会談の要旨が記載されている。

文書1800のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 5ページ(-5-)2か所, 6ページ(-6-)2か所であり,財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 0 0 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1800の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)41ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(235)武内次官と米極東局長との会談(文書1801・乙A第362号証,番号2 35,通し番号1-235)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1801(乙A第362号証,番号235,通し番号1-235)は,外務省経済協力局経済協力課が昭和37年6月8日付けで作成した「武内次官と米国AID Janow極東局長との会談に関する件」,外務省アジア局北東アジア課が同日付けで作成した「韓国問題に関するジェノー米国際開発局副長官補の談話の件」と題する内部文書であり,武内次官,甲斐経済局長等とジェノー米国極東局長との間でされた韓国の経済情勢及び韓国への経済協力に関する会談の記録が記載されている。

文書1801のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,13ページ(-13-)1か所であり,「武内次官と米国AID Janow極東局長との会談に関する件」と題する文書の武内次官の発言中にあり,韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 0 1 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関の日本政府部内において検討した具体的な試算額であ

り、請求権総額の見積りの手がかりとなる数値である。現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1801の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)41及び42ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(236)大平大臣, ライシャウァー大使会談 (文書1802・乙A第363号証,番号236,通し番号1-236)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1802(乙A第363号証,番号236,通し番号1-236)は,外務省アメリカ局が昭和37年7月31日付けで作成した「大使,ライシャウァー大使会談の件(日韓関係)」と題する内部文書であり,日韓会談の進捗状況及び日韓会談の進め方の方針に関して大平大臣がライシャワー大使と協議した会談内容が記載されている。

文書1802のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、 4ペー

ジ(-4-)の1か所, 5ページ(-5-)5行目から7行目までの約3行分であり,いずれも財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う対日請求権の額として具体的に提示した金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1802の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う請求権の金額として提示した具体的な金額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1802の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)42及び43ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(237)在京米大使館からの情報 (文書1806・乙A第364号証,番号237, 通し番号1-237)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1806(乙A第364号証,番号237,通し番号1-237)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年8月28日付け「日韓予備交渉に関する米側情報」,同年9月1日付け及び同月4日付け各「日韓会談に関する米側情報」,同月26日付け「日韓交渉に関し在京米大使館員の内話に関する件」と各題する内部文書等により構成されており,米国大使館書記官から提供された日韓会談における韓国側の交渉態度及び韓国側の要望に関する情報等が記載されている。

文書 1 8 0 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,2ページ (-2-)2 か所であり,「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する 文書にあり,財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払うも のとして提示した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1806の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払う請求権の金額として提示した具体的な金額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1806の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)43ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(238)韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809・ 乙B第73号証,番号238,通し番号1-238)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1809(乙B第73号証,番号238,通し番号1-238)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月25日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する内部文書,外務省アジア局長が作成した同年3月6日付け「韓国政情に関する米国大使館エマーソン公使の連絡要旨」と題する内部文書,同月8日に後宮局長がエマソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と各題する内部文書等により構成されており,米国大使館の書記官から提供された韓国国内の政情に関しての情報並びに第6次日韓日韓会談時点での日韓両国の了解事項及び懸案事項の概要が記載されている。

文書 1 8 0 9 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 1 3 ページ(-13-) 2 1 行目ないし 2 2 行目までの約半行分であり,「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TAL KS」と題する文書にあり,日本の在韓国財産の価額について政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 0 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の 在韓国財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であるとこ ろ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1809の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)43及び4ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 原告らの反論の補充

(ア) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解の大半は,その収集された内容の報告であって,本件文書に関する被告国の主張によっても日本側の「見解」あるいは「評価,分析及び判断」が含まれているという指摘はない。

文書1809(乙B第73号証)は,まさに「交渉記録の記載内容」であるが,韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解を記載した文書に含まれるものではない。被告国は,ここで問題となっている文書とは無関係の文書を例にとって自らの主張を正当化しようとしている。逆に被告国が,「日本側の見解」が含まれると主張するのであれば,被告国はそのことを具体的に特定するべきであるが,それらの文書について被告国は,韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解が含まれていると説明するのみで,「日本側の見解」が含まれるとは主張していない。

工追加開示決定

平成23年8月29日,文書1809のうち,番号238に係る不開示理由1に基づく不開示部分である13ページ(-13-)21行目から22行目までの約半行分(被告準備書面(9)43及び44ページ)は,文書1879(乙B第81号証)の45ページで開示されていることから追加開示した。

文書 1 8 0 9 のうち,番号 3 6 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 1 6 ページ(-16-)下から 9 行目から 8 行目までの約 1 行分,下から 6 行目及び同 4 行目のいずれも 1 単語(被告準備書面(3)26及び 2 7 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の52(27ページ))。

オ 被告の主張の補充

朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり,我が国は,今後の北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって,当該部分は,不開示理由1により,不開示とすることが適当である。

(239)金中央情報部長訪日(文書1821・乙B第175号証,番号239,通し番号1-239)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1821(乙B第175号証,番号239,通し番号1-239) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月5日付け「金 鍾泌韓国中央情報部長より池田総理との会見希望申入れの件」,同局が 作成した同月21日付け「池田総理,金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」 と題する内部文書等により構成されており,池田総理と金鍾泌韓国中央 情報部長との間で行われた,財産・請求権問題の処理方針に関しての会 談の記録が記載されている。

文書1821のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,23ページ(-23-)5行目から末行及び24ページ(-24-)1行目並びに49ページ(-49-)2行目から8行目までの約7行分(同一内容)であり,韓国の対日請求権の根拠について,池田総理が証拠書類がないものがあるとして例示した具体的な請求権が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1821の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の根拠に関する日本政府の具体的な見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1821の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)44及び45ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1821のうち,番号101については,不開示理由2に基づく不開示部分である 26ページ(-26-)2行目から3行目までの6文字(被告準備書面(5)53ページにある「7文字」の記載は誤植であり、「6文字」に訂正する。)及び 51ページ(-51-)2行目の6文字分(被告準備書面(5)53ページにある「7文字」の記載は誤植であり、「6文字」に訂正する。)(被告準備書面(5)52

文書 1 8 2 1 のうち,番号 2 3 9 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 3 ページ(-23-)5 行目から末行まで,2 4 ページ(-24-)1 行目及び 4 9 ページ(-49-)2 行目から8 行目までの約7 行分(同一内容)(被告準備書面(9)4 4 及び 4 5 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の56(28ページ)。

(240)大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回) (文書1824・乙B第75号証,番号240,通し番号1-240)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1824(乙B第75号証,番号240,通し番号1-240)は,外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」,同月26日付け「大平大臣・金鍾泌部長会談(10月20日)の内容確認作業の結果について」と各題する内部文書等により構成されており,日韓会談の妥結に向けて大平大臣と金鍾泌部長との間で行われた財産・請求権問題,漁業問題及び船舶問題等の懸案事項に関しての会談の記録が記載されている。

文書1824のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 4ページ

(-4-)枠外1か所, 88ページ(-87-)1か所, 98ページ(-97-)10行目から99ページ(-98-)1行目まで, 99ページ(-98-)9行目から100ページ(-99-)1行目までであり, いずれも,「大平・金会談(10月20日)の結果に関する伊関局長のコメント」と題する文書にあり,請求権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的な方針並びにこれに関する伊関局長の説明が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1824の不開示部分に記載された情報は,財産・請求権問題の解決策の一つとして検討されていた対韓経済協力の実施についての日本政府の具体的な見解及び具体的な方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1824の不開示部分に記載されている情報の内容は,公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)45及び46ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1824のうち,番号39については,不開示理由3に基づく不開示部分である 15ページ(-14-に「次ページ不開示」と記載された部分), 31ページ(-30-)1行目から4行目までの約4行分及び 92ページ(-91-)下から1行目から93ページ(-92-)上から1行目までの約2行分(被告準備書面(3)31及び32ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 8 2 4 のうち,番号 2 4 0 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 4 ページ(-4-)枠外 1 か所, 8 8 ページ(-87-)1か所, 9 8 ページ(-97-)10行目から99ページ(-98-)1行目まで, 9 9 ページ(-98-)9行目から100ページ(-99-)1行目まで(被告準備書面(9)45及び46ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の58(29及び30ページ)。

(241)第1次会談における日本側方針・協定案(文書1835・乙A第365号証, 番号241,通し番号1-241)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1835(乙A第365号証,番号241,通し番号1-241)は,外務省が作成した昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」,外務省アジア局第二課が作成した同年12月23日付け「日韓和親条約要綱(第一案)」と各題する内部文書等により構成されており,将来的に締結される日韓間の基本条約の草案,起案する際に問題となる点の概要及び草案に対して関係者から提示された意見が記載されている。

文書1835のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、98ない

し106ページ(-97-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)であり、外務省が作成した日韓間の友好条約の草案に対して通産省、大蔵省及び運輸省より提示された具体的な意見及び提案並びにそれらの意見並びに提案に対する外務省の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1835の不開示部分に記載された情報は、日韓間の基本条約の草案に対する関係各省の具体的な意見及び提案並びにそれらの意見及び提案に対する外務省の具体的な見解であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1835の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)46ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(242)大韓民国管轄権の限界(文書1839・乙A第366号証,番号242,通 し番号1-242)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1839(乙A第366号証,番号242,通し番号1-242)は,外務省条約局法規課が作成した昭和35年10月10日付け及び同月20日付け「大韓民国管轄権の限界(討議用問題点)」,同月27日付け「大韓民国管轄権の限界(討議用問題点)」と各題する内部文書によって構成されており,朝鮮半島における韓国政府の法的地位に関するサンフランシスコ平和条約及び国連総会決議等を考慮した上での日本政府の考察が記載されている。

文書1839のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,35ページ(-35-)14行目から15行目までの約2行分であり,韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な提案や対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 3 9 の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1839の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)46及び47ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(243)日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書1841・ 乙A第367号証,番号243,通し番号1-243)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1841(乙A第367号証,番号243,通し番号1-243)は,外務省条約局法規課が作成した昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(討議用資料)」,昭和37年3月10日付け「韓国の地位に関する補足説明」と各題する内部文書等により記載されており,韓国の法的地位問題,財産・請求権問題及び在日韓国人の国籍問題に関しての日本政府の見解並びに対処方針が記載されている。

文書1841のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は, 15ページ(-15-)3行目から8行目までの約6行分, 15ページ(-15-)9行目の1か所, 15ページ(-15-)16行目から末行まで及び16ページ(-15-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と題する文書の「2 財産及び請求権問題」の項目中にあり,韓国の対日請求権の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案及び北朝鮮との請求権問題について検討した提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1841の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1841の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)47及び48ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(244)韓国基本関係についての省内打合・方針(文書1847・乙A第368号証, 番号244,通し番号1-244)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1847(乙A第368号証,番号244,通し番号1-244) は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年4月11日付け 「基本関係問題(日韓会談)」,同月15日付け及び同年4月20日付け各「日韓会談基本関係問題」,同省条約局法規課が作成した同年4月 14日付け「日韓基本関係問題の処理方針(案)」と各題する内部文書により構成されており、将来的に締結されうる日韓間の基本条約について条約局とアジア局との間で協議した内容及び基本条約の内容に関する日本政府の方針が記載されている。

文書1847のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,32ページ(-32-)8行目から33ページ(-33-)2行目までであり,「日韓会談基本関係問題」と題する文書にあり,韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1847の不開示部分に記載された情報は、日韓において締結される条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれに対する日本政府の対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1847の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)48及び49ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(245)韓国提案基本関係条約案 (文書1851・乙A第78号証,番号245,通 し番号1-245)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1851(乙A第78号証,番号245,通し番号1-245) は,外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」と題する内部文書等により構成されており,日韓間の基本関係に関する合意文書について日韓両国の提案内容が記載されている。

文書1851のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,20ページ(-20-)下側の余白の一番左の部分1か所であり,「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」と題する文書にあり,日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1851の不開示部分に記載された情報は,日韓間の基本関係に関する合意文書の作成の際に問題となった日本の在外財産の一部をなす海底電線の処理に関する日本政府の具体的な見解であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,日本政府が北朝鮮と交渉する

上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1851の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)49ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(246)日韓間の海底電線に関する案 (文書1857・乙A第369号証,番号24 6,通し番号1-246)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1857(乙A第369号証,番号246,通し番号1-246)は,外務省が作成した「日本国との平和条約第二十一条および第四条 cに基づく,日本国と大韓民国とを結ぶ海底電線の二等分に関する取極(案)」,昭和40年11月24日付け「日韓ケーブル使用料に関連する諸問題について」と各題する内部文書等により構成されており,日韓間の海底電線の帰属及び処理に関しての日本政府の対処方針及び日韓間での協議の概要が記載されている。

文書1857のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,5ページ (-5-)「在外資産調査(注:かっこ内は判読不能)」と題する一覧表の「所属」欄に記載された法人名及び「資産価額」欄に記載された数字であり,日本の在韓国財産の一部をなす海底ケーブルについて日本政府部内で検討,試算した具体的な金額等が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1857の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉

において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の 在韓国財産に関する日本政府部内での具体的な試算額等であるところ, 現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており, 上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施 策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべ き「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,そ れを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能 になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極 めて高くなることは明らかである。

よって,文書1857の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)49及び50ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(247)対日平和条約の朝鮮関係(文書1861・乙A第370号証,番号247, 通し番号1-247)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1861(乙A第370号証,番号247,通し番号1-247) は,外務省アジア局第二課が作成した「条約局長に対する依頼事項」,外務 省経済局経済課が作成した昭和25年9月25日付け「日本の在外財産」 と各題する内部文書等により構成されており,文書1861のうち,不開 示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。 6ページ(-6-)5か所及び7ページ(-7-)4か所

日本の在外財産の総額及び地域別の総額の比率について日本政府部内 で検討,試算した具体的金額が記載されている。

8ページ(-8-)の「昭和23年12月10日調 在外財産調査会」 と題する一覧表の表題部分を除いた部分及び9ページ(-9-)「在外財 産推定一覧表(個人資産及び陸海軍財産を除く)」と題する一覧表の「民 有企業所有」(「不動産」、「動産」、「その他」及び「合計」) 欄に記載され た具体的数字

日本の在外資産の国有・私有別,地域別及び品目別の総額及び比率に ついて日本政府部内で検討,試算した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1861の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本の在外財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり,朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する情報である。現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1861の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)50及び51ペ ージ』

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(248) 日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙A第371号証,番号248,通し番号1-248)

文書1863(乙A第371号証,番号248,通し番号1-248) は,不開示理由1及び2に該当する。原告らと被告の主張は,不開示理由 2(番号2-102-2)の項に記載したとおりである。

(249) 日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙B第79号証, 番号249,通し番号1-249)

ア被告の主張

文書1876(乙B第79号証,番号249,通し番号1-249)は, 平成20年5月9日付け「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」 (情報公開第01177号,甲第93号証)において,20ページ(-20-)を不開示理由1に基づく不開示部分としているが,当該不開示部分 に記載されている情報は,昭和35年3月13日に井口大使と会食した特定の個人の氏名及び肩書き等の個人の属性であり,同情報は,法5条3号ではなく,法5条1号に該当する情報であって,本件訴訟の対象外である(被告準備書面(9)52ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(250)日韓会談等に関する在外公館への訓令(文書1877・乙A第80号証,番号250,通し番号1-250)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1877(乙A第80号証,番号250,通し番号1-250)は,昭和28年11月6日付け「日韓会談の件」,昭和32年5月27日付け「日韓予備に会談に関する件」,同年6月27日付け「日韓交渉に関する件」,同年10月22日付け「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と各題する複数の電信文により構成されており,各国駐在大使あてに発信された日韓会談の進捗状況及び会談の概要等の報告及びこれに対する各国駐在大使から返信された見解等が記載されている。

文書1877のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ(-1-)約2行分であり,外務大臣から駐英大使あてに発信された「日韓会談の件」と題する電信文にあり,韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1877の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1877の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)52及び53ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(251)日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号251, 通し番号1-251)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1881(乙A第82号証,番号251,通し番号1-251) は,外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法 律問題調書集」と題する内部文書であり,日韓会談において懸案事項と なっていた両国の基本関係,財産・請求権問題,船舶問題及び漁業問題 の概要,交渉の記録並びに日本政府の対処方針等が記載されている。

文書1881のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

なお、平成20年5月9日付け「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(情報公開第01175号、甲第94号証)において、不開示理由1による不開示部分とされている「104~105ページ目」は、平成22年2月23日付け被告準備書面(5)2(54)(60ないし61ページ)において、「不開示理由2」に該当する情報として既に主張しており、また、「127~128ページ」については、文書1881は118ページしかなく、「127~128ページ」はそもそも存在しないから、上記及びはいずれも誤記である。

3 2ページ(-32-)右葉(60)25行目から26行目まで, 33ページ(-33-)左葉(61)24行目から25行目まで,右 葉(62)17行目から19行目まで,20行目から21行目まで, 25行目から26行目まで,28行目,34ページ(-34-)左葉 (63)2行目から4行目まで,28行目から30行目まで,右葉(6 4)6行目から7行目まで,39ページ(-39-)左葉(73)5 行目,15行目,22行目から23行目まで,24行目から25行目 まで,右葉(74)11行目から12行目まで,14行目から15行 目まで,16行目,40ページ(-40-)左葉(75)3行目から 4行目まで,8行目から9行目まで,13行目から14行目まで,1 6行目から17行目まで,33行目,右葉(76)16行目から20 行目まで,21行目から末行まで,41ページ(-41-)左葉(7 7)3行目から5行目まで、9行目から12行目まで、17行目から 20行目まで,右葉(78)2行目から4行目まで,6行目から10 行目まで、26行目から27行目まで、28行目、30行目から末行 まで,42ページ(-42-)左葉(79)1行目から10行目まで, 17行目から22行目まで,右葉(80)22行目から23行目まで, 43ページ(-43-)左葉(81)21行目から22行目まで,2 4 行目から 2 5 行目まで, 2 9 行目から 3 1 行目まで, 右葉(82) 1 行目から 2 行目まで, 5 4 ページ(-5 4-) 左葉(103)31 行目から末行まで,右葉(104)全体,55ページ全部(-54-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

いずれも韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

3 4ページ(-34-)右葉(64)13行目から15行目まで, 3 5ページ(-35-)右葉(66)18行目から20行目まで,3 9ページ(-39-)右葉(74)13行目,43ページ(-43-) 左葉(81)11行目

韓国の対日請求権について日本政府部内において試算した具体的な 金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権に関する日本政府の具体的な対処方針及び日本政府部の試算額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1881の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)53ないし55 ページ)

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(252)日韓国交正常化交渉の記録 総説九 (文書1882・乙A第83号証,番号 252,通し番号1-252)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1882(乙A第83号証,番号252,通し番号1-252) は,外務省が作成した「日韓会談予備交渉-請求権処理大綱の決定 と漁業問題等の進展」と題する内部文書であり,第6次日韓会談に至る までの経緯並びに会談における懸案事項の概要及び対処方針等が記載さ れている。

文書1882のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

9ページ(-9-)1か所,36ページ(-36-)1か所,60ページ(-60-)3か所及び102ページ(-102-)4か所いずれも財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国に供与することを検討していた具体的な金額が記載されている。

31ページ(-31-)下から2行目から32ページ(-32-) 3行目まで,7行目から10行目まで,15行目から末行まで,33ページ(-33-)7行目から9行目まで

いずれも財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項 目に対する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1882の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における解決策として日本政府が韓国に供与するとして検討試算した具体的な金額及び対日請求権の特定項目に対する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術とい

うべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が, それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可 能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が 極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1882の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)55及び56ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(253)日韓請求権処理の問題点 (文書1885・乙A第372号証,番号253, 通し番号1-253)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1885(乙A第372号証,番号253,通し番号1-253)は,外務省条約局法規課が作成した昭和38年1月17日付け「日韓請求処理の問題点(討議用資料)」と題する内部文書であり,韓国の対日請求権と国内法との関係を勘案した上で韓国の対日請求権のうちの複数の特定項目に対する個別の対処方針を検討した内容が記載されている。

文書1885のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

5ページ(-5-)7行目から末行まで及び6ページ(-5-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」

について,国内法との関係を検討した日本政府の具体的な見解が記載 されている。

8ページ(-7-)13行目から末行まで及び9ページ(-7-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」 について、「協定上、明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求 権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問 題点について検討した内容が記載されている。

10ページ(-8-)9行目から末行まで及び11ページ(-8-に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」 について、「国内法上の措置により、これら請求権を消滅せしめる方 法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した 内容が記載されている。

12ページ(-9-)12行目から末行まで及び13ページ(-9-) -に「次ページ不開示」と記載されている部分)

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定中にGuarantee条項設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1885の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうち「我が国内法上の請求原因に基づく請求」について日本政府部内で具体的に検討した対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公と

なれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成 過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を 北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提と してより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるな ど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高く なることは明らかである。

よって,文書1885の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)56及び57ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(254)対韓民間ベース経済協力方式 (文書1892・乙A第373号証,番号25 4,通し番号1-254)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1892(乙A第373号証,番号254,通し番号1-254) は,外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和38年3月2日付け、対 韓民間ベース経済協力方式に関する件」、大蔵省為替局が作成した対韓 国民間経済協力に関する内部資料等により構成されており、外務省が作 成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針案及びその方針に対す る関係各省の意見及び提案が記載されている。

文書 1 8 9 2 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は,7 ないし 1 1 ページ(-6-に「次ページ以下 5 ページ不開示」と記載されてい

る部分)であるところ,外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針について,大蔵省内部で検討した内容,意見及び提案が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1892の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題の対応策として検討されていた対韓経済協力の実施方針を大蔵省内部で検討した内容並びに意見及び提案であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば,それが実現したものか,実現しなかったものかを問わず,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1892の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)57及び58ペ ージ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(255)雑資料 (文書1905・乙A第374号証,番号255,通し番号1-25

5)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1905(乙A第374号証,番号255,通し番号1-255) は,外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和38年1月9日付け「日韓請求権問題のPRについて」,外務省経済局長室が作成した同年1月17日付け「沢木経協協課長訪韓報告」と各題する内部文書等により構成されており,財産・請求権問題の概要及び交渉過程並びに沢木経済協力局経済協力課長による訪韓の結果概要が記載されている。

文書1905のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,3ページ (-3-)1か所,4ページ(-4-)1か所であり,いずれも,韓国 の対日請求権に対する解決策として供与する金員について日本政府部内 において試算した具体的な金額が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1905の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に対する解決策として支払うことを予定して日本政府部内で検討した具体的な試算額であるところ、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1905の不開示部分に記載されている情報の内容は,

公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)58及び59ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(256)日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲(文書1907・乙A第375 号証,番号256,通し番号1-256)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1907(乙A375号証,番号256,通し番号1-256) は,外務省条約局法規課が作成した昭和39年4月7日付け「日韓交渉 における財産及び請求権処理の範囲について」と題する内部文書であり, サンフランシスコ平和条約において規定される財産の範囲についての問 題に関して日本政府部内で検討した内容及び対処方針が記載されている。

文書1907のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,1ページ (-1-)9行目から末行まで及び2ないし7ページ(-1-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分)であり,38度線及 び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関して日本政府部 内で検討した内容及び方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1907の不開示部分に記載された情報は,38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関する日本政府の見解及び 方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交 渉が継続しており、上記情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する取扱方針が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1907の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)59ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(257)日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録 (文書1914・ 乙A第376号証,番号257,通し番号1-257)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1914(乙A第376号証,番号257,通し番号1-257)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年1月10日付け「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」と題する内部文書であり,韓国の対日請求8項目について日本政府部内で検討した対処方針及び詳細な試算額が記載されている。

文書1914のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

3ページ(-3-)2か所,4ページ(-4-)11か所,5ペー

ジ(-5-)1か所,7ページ(-7-)1か所

いずれも韓国の対日請求に対する日本政府の対処方針が記載されている。

13ページ(-13-)1か所

朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀の数量に関する日本政府の具体 的な見解が記載されている。

18ページ(-18-)左葉(26)左欄3行目から9行目まで,1 8ページ(-18-)右葉(27)下から3行目から2行目まで,19 ページ(-19-)左葉(28)7行目から10行目まで,21行目, 右葉(29)3行目から4行目まで、6行目から11行目まで、20 ページ(-20-)右葉(31)2行目から7行目まで,21ページ(-2 1 -) 左葉(3 2) 2 2 行目から 2 5 行目まで , 2 1 ページ (- 2 1 -)右葉(33)下から8行目から6行目まで,4行目から3行目まで, 2 行目から末行まで, 2 2 ページ(-22-) 4 行目から 5 行目まで, 26ページ(-26-)1か所,28ページ(-28-)右葉(43) 8 行目から 1 1 行目まで , 1 6 行目から 2 0 行目まで , 2 9 ページ(-29-)左葉(44)下から6行目から末行まで,33ページ(-3 3 -) 下から11行目から8行目まで,34ページ(-34-) 左葉 (48)下から6行目,下から5行目及び4行目,54ページ(-5 4 -) 1 か所, 5 6 ページ(-56-) 左葉(90) 2 か所, 右葉(9 1)1行目から2行目まで,下から2行目から末行まで,57ページ (-57-)左葉(92)下から6行目,60ページ(-60-)右 葉(99)22行目から24行目まで,62ページ(-62-)左葉 (102)16行目から17行目まで,71ページ(-71-)左葉 (120)下から10行目,下から3行目から末行まで,右葉(12 1)1か所,83ページ(-83-)3か所,84ページ(-84-)

左葉(138)1か所,98ページ(-98-)左葉(152)3か所,右葉(153)14行目,99ページ(-99-)左葉(154)21行目,27行目,100ページ(-100-)1か所,101ページ(-101-)3か所

いずれも韓国の対日請求 8 項目に関して日本政府部内で検討した具体的な内容及び対処方針が各記載されている。

15ページ(-15-)5か所,16ページ(-16-)6か所, 18ページ(-18-)中の上記 の部分以外の不開示箇所,19ペ ージ(-19-)中の上記 の部分以外の不開示箇所,20ページ(-20-)中の上記 の部分以外の不開示箇所,21ページ(-21-) 中の上記 の部分以外の不開示箇所,23ページ(-23-)1か所, 24ページ(-24-)3か所,25ページ(-25-)1か所,2 7ページ(-27-)1か所,28ページ(-28-)中の上記の 部分以外の不開示箇所, 29ページ(-29-)中の上記 の部分以 外の不開示箇所,31ページ(-31-)3か所,32ページ(-3 2 -) 3 か所 , 3 3 ページ (- 3 3 -) 2 か所 , 3 4 ページ (- 3 4 -) 中の上記 の部分以外の不開示箇所, 35ページ(-35-)2 か所,44ページ(-44-)7か所,56ページ(-56-)中の 上記の部分以外の不開示箇所,57ページ(-57-)中の上記 の部分以外の不開示箇所,58ページ(-58-)1か所,60ペー ジ(-60-)中の上記 の部分以外の不開示箇所,61ページ(-61-)2か所,62ページ(-62-)12か所,63ページ(-63-)10か所,64ページ(-64-)5か所,65ページ(-65-)5か所,67ページ(-67-)3か所,68ページ(-6 8-)15か所,69ページ(-69-)21か所,70ページ(-70-)13か所,71ページ(-71-)中の上記 の部分以外の

不開示箇所,72ページ(-72-)7か所,73ページ(-73-)10か所,76ページ(-76-)3か所,77ページ(-77-)7か所,78ページ(-78-)20か所,79ページ(-79-)6か所,82ページ(-82-)2か所,84ページ(-84-)中の上記の部分以外の不開示箇所,85ページ(-85-)2か所,86ページ(-86-)1か所,88ページ(-88-)2か所,89ページ(-89-)1か所,90ページ(-90-)3か所,91ページ(-91-)1か所,94ページ(-94-)1か所,95ページ(-95-)5か所,97ページ(-97-)1か所,98ページ(-98-)中の上記の部分以外の不開示箇所,99ページ(-99-)中の上記の部分以外の不開示箇所及び102ページ(-102-)5か所

いずれも韓国の対日請求 8 項目それぞれに関して日本政府部内で検 討及び試算した詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試 算方法が各記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1914の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求8項目についての日本政府の対処方針並びに日本政府部内で試算された詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,また,金額の見積り,対象人数及び試算方法である。かかる情報が明らかになれば,北朝鮮は,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉

に臨むことが可能であり,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1914の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)59ないし62 ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(258)日韓国交正常化交渉の記録 総説三 (文書1915・乙B第84号証,番号 258,通し番号1-258)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1915(乙B第84号証,番号258,通し番号1-258) は,外務省が作成した「第2,3次日韓会談」と題する内部文書であり,第2次並びに第3次日韓会談が行われた経緯及び上記各会談において問題となった漁業問題及び財産・請求権問題等について日本政府部内で検討した具体的な内容並びに対処方針が記載されている。

文書1915のうち,不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

113ページ(-113-)5行目から6行目まで

財産・請求権問題において韓国側が日本政府に支払を要求すると予想された金額について日本政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。

114ページ(-114-)4行目

財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国側に支払う船舶関係費用として検討した具体的な試算額が記載されている。

114ページ(-114-)5行目から7行目まで

財産・請求権問題の解決策として日本政府が検討した具体的な対処 方針が記載されている。

123ページ(-123-)8行目から124ページ(-124-) 3行目まで

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目について、日韓国交処理方針として日本政府部内で検討した具体的な解決策が記載されている。

128ページ(-128-)1か所,155ページ(-155-)
1か所

漁業問題の対応として韓国政府に供与することを日本政府部内で検 討した具体的な金額が記載されている。

130ページ(-130-)5行目から8行目まで

財産・請求権問題における韓国の対日請求権の特定項目について、 日本政府部内で検討した具体的な対処方針が記載されている。

173ページ(-173-)3か所

昭和28年10月15日付け「請求部会第二回」と題する文書にあり、日韓両国代表者によって開催された会議において、財産・請求権問題の解決策として提案された請求権相互放棄の具体的な内容について、韓国側の見解を踏まえた上での日本側代表者の具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1915の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題及び漁業問題に

ついて日本政府部内で検討した具体的な対処方針及び試算額であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1915の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)62ないし64 ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1915のうち,番号109については,不開示理由2に基づく不開示部分である 229ページ(-229-)1行目から2行目までの約1行分, 241ページ(-241-)4行目の5文字及び 242ページ(-242-)最終行の約1行分,243及び244ページ(-242-に「以下2ページ不開示」と記載されている部分,被告準備書面(5)61ページ)のうち, を追加開示した。他方, は不開示を維持する。

文書 1 9 1 5 のうち,番号 4 8 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 2 4 0 ページ(-2 4 0 -)「三 長期的対策」の項の右から 6 行目の一部(被告準備書面(3)40及び 4 1 ページ)は,不開示を維持す

る。

おって,文書1915,番号258に係る不開示理由1に基づく不開示部分である 113ページ(-113-)5行目から6行目まで, 114ページ(-114-)5行目から7行目まで, 123ページ(-123-)8行目から124ページ(-124-)3行目まで, 128ページ(-128-)1か所,155ページ(-155-)1か所, 130ページ(-130-)5行目から8行目まで, 173ページ(-173-)3か所(被告準備書面(9)62ないし64ページ)は、いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の63(31及び32ページ))。

(259)日韓国交正常化交渉の記録 総説四 (文書1916・乙A第377号証,番号259,通し番号1-259)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1916(乙A第377号証,番号259,通し番号1-259) は,外務省が作成した「日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」と題 する内部文書であり,第3次日韓会談後の会談中断期間中における日韓 両国の情勢,会談再開に向けて日韓間で交渉した経緯及び上記中断期に 日韓両国において採られた措置の概要が記載されている。

文書 1 9 1 6 のうち,不開示理由 1 に基づく不開示部分は, 4 2 ページ(-42-)6行目から8行目まで, 4 9 ページ(-49-)6行目から7行目まで, 7 0 ページ(-70-)10行目から11行目までであり,いずれも,韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1916の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権の複数の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針であるところ,現在,北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており,上記情報が公となれば,上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて,我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり,例えば,北朝鮮が,それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど,日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって,文書1916の不開示部分に記載されている情報の内容は, 公にすることにより,今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政 府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(9)64ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

第7 不開示理由2について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

不開示理由 2 に該当する文書は,日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価,政府部内での検討の様子等の内部機密情報を含むものである。これらの文書には政府の非公式見解や韓国担当者に対しての率直な評価等,公開されることが想定されていない内容をも含むことから,不開示理由 2 に該当する日韓国交正常化交渉当時の文書を開示すれば,現在良好な二国間関係を維持している韓国との間の信頼関係を損ねる

- ことにつながるおそれがあり,かつ,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるため,法5条3号及び6号に該当する。
- (2) 原告らの反論(原告準備書面(5)1(2ページ),同(5)2(2)(3ページ),同(5)4(1)ないし(3)(9ないし13ページ),同(5)4(4) (13ないし15ページ))
 - ア 被告の主張においては,不開示事由に関する法5条3号と同条6号の規定の違いを踏まえた主張は存在せず,また対象文書全般に関する説明あるいは開示部分も含めた文書内容の説明以上に,不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報が存在せず,さらに長期の時間を経ても現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した理由が何ら示されていない。これらは,不開示の判断が正当であったと主張する被告において,主張,立証すべき事項である(原告準備書面(5)1(2ページ))。
 - イ 被告は、不開示情報が情報公開法5条3号と6号に該当する理由を3号と6号とに区別して個別に主張するのではなく、(中略)両号に該当する旨の結論を同時に導き出している。しかし、情報公開法5条3号と6号は、その条文構造が全く異なることはいうまでもない。また、3号と6号とでは、それぞれ対象とする不開示事由が異なるからこそ、2つの異なった条文が「号」を別にして設けられているのである。したがって、被告は、法5条3号と6号を区別して、その各要件に照らして不開示理由を主張しなければならない(原告準備書面(5)2(2)(3ページ))。
 - ウ 約半世紀を経過した文書に、現在または将来についての「おそれ」を認めた判断について合理性を検討することは困難である。本件文書の作成後、1965年に日韓基本条約及び財産権や漁業に関する各種協定が締結されて、請求権相互放棄の原則のもとに国交正常化が実現した。また、日韓会談当時の李承晩政権、その後1961年のクーデターを経て成立した朴正

照政権などの軍事独裁政権は崩壊し、韓国においては民主化が実現されて久しい。日韓関係や韓国政府内の体制は大きな変化を遂げている。ソ連邦が崩壊し(1991年)、本件文書作成当時の社会主義政権がなくなって新しい政治体制が確立している。また,日中共同声明(1972年)のもとに日中国交正常化が実現している。このような状況の変化のもとで、約半世紀の時間が経過し、すでに退任ないし死去している日本、米国、韓国の政府高官や公務員が行った発言が、今日の日本とロシアや中国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすことは、通常は想定できない。以上のように、不開示理由の判断においては、その理由、不開示理由2においては「他国との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」の判断において、現在または将来に与える影響が具体的に検討され、「時の経過」が考慮され、さらには外交関係においては具体的な状況の変化にもかかわらず「おそれ」が現在性を有することが検討されなければならない(原告準備書面(5)4(1)ないし(3)(9ないし13ページ))。

- エ 米国や韓国の政府高官や公務員が行った発言,評価,見解が今日の日本と他国の信頼関係や外交事務に影響を及ぼすとする被告の主張は,あまりにも誇張に過ぎるものである。
 - (ア) 第1に,40年以上も前の外国の政府高官や公務員が行った発言,評価,見解は,それ自身で歴史的価値を有するものであり,当時の各国政府の政府高官や公務員の認識や行動を確認するための重要な資料となる。
 - (イ) 第2に,外国の政府高官や公務員が行った発言,評価,見解は,それが日本と当該外国の了解のもとに議事録などとして記録され,当該外国がすでに公開している場合があるが,そのような場合に信頼関係や外交事務の障害となる理由は存在しない。

- (ウ) 第3に,外国の政府高官や公務員が行った発言,評価,見解が当該外国によって記録されていない場合であっても,それ自身が当該外国にとって歴史的価値を持つ重要な資料である。発言内容が第三国政府の情報や論評である場合にその第三国との関係で,信頼関係や外交事務に影響するかどうかは,現在性の観点からの検討が必要とされる。
- (I) 第4に、被告は、それらの発言について、公開を予定していない、機密情報、極秘情報であるなどと各種の理由をあげているが、その根拠としては、その発言等が「内話」として記載されている以上のものは存在しない。発言者が、発言に際して、日本政府関係者に将来にわたる守秘を誓約させ、その発言を聴取した日本政府関係者がその守秘を確約したなどの事情も存在しない。

以上の次第で,外国の政府高官や公務員が行った発言等を不開示の対象とするためには,日本政府関係者の発言,評価,見解に比較してより強い理由が要求されると考えられる(原告準備書面(5)4(4)(13ないし15ページ))。

(3) 被告の反論(被告準備書面(10)第5の1(25ないし27ページ))

ア 不開示理由 2 は,法 5 条 3 号及び 6 号に該当するものであるところ(被告準備書面(1)第3の5(2)(23ページ)),上記第1で主張したとおり,被告は,当該各情報の内容を可能な限り特定した上で,その開示に伴う弊害についても主張立証を遂げているのであるから,原告らがなお法5条3号の該当性を否定するのであれば,原告らにおいて,外務大臣の判断が裁量権の範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張立証する責任を負うこととなるのであり,この点の主張立証責任の所在に関する原告らの主張は失当である。

すなわち、被告は、「不開示理由2」を理由として不開示決定をした不開示文書合計110通について、被告準備書面(1)第4の2(28ない

し29ページ)、被告準備書面(4)、被告準備書面(5)及び本準備書面において、不開示とした個別具体的な理由を主張しているのであり、原告らが主張するような「不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報が存在せず、さらに長期の時間を経ても現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した理由」を主張立証しなければならない法的根拠はない。法は、「開示請求に対する措置」として9条に規定する措置を要求するのみであり、原告らが主張するような「不開示部分を不開示とした判断を正当化する識別に関する情報が存在せず、さらに長期の時間を経ても現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した理由」を説明することは何ら要求されていない(被告準備書面(10)第5の1(26ページ))。

イ 法 5 条が規定する不開示情報は,複数の不開示規定に該当することがあり得るところ(「情報公開法の逐条解説」66ページ),法は,5条各号で規定する不開示情報が複数の不開示規定に該当する場合について,該当不開示規定ごとに区別して不開示理由を主張しなければならないとは規定していない。

そして、被告は、不開示理由2について、「政府部内での検討の様子等が子細に記されており、公にすることにより、他国等の信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と説明しているのであり、上記で述べたとおり、「不開示理由2」を理由として不開示決定をした不開示文書合計110通について、不開示とした個別具体的な理由を主張しているのである(被告準備書面(10)第5の1(27ページ)。

ウ 時間の経過については,第3において詳細に再反論済みであるため,繰 り返しは避けるが,法5条は,不開示情報該当性の判断要素として,原告 らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めていない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))。原告らが主張する「現在性」を有するか否かについては、他国との信頼関係を損なうおそれは、時間の経過によってその現在性が消滅又は減少するとは言い難く、原告らの当該反論は事実を踏まえたものではなく失当である。なお、原告らは、韓国及び関係国の政治体制の変化や日韓関係の変化といった「状況の変化」を指摘しているが、原告ら独自の視点に基づく主張であり、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、法5条各号の不開示事由への該当性とは関係がないものであり理由がない。

エ 上記(2)エ(ア)については,法5条各号の不開示事由への該当性とは関係がないものであり理由がない。

同(イ)については、外国が同じ会議についての議事録を公開しているとしても、日本側は日本側の立場から記録することから、当該外国側の記録とは当然異なり得ることを踏まえれば、原告らの当該主張には理由がない。

同(ウ)については,第三国政府の情報や論評であっても,我が国と当該国との信頼関係の維持又は外交事務の適正な遂行の確保に負の影響をもたらすものについては,我が国政府が保有する文書からは公にしないことが適当であると判断している。また,当該国との信頼関係を損なうおそれは,時間の経過によってその現在性が消滅又は減少するとはいい難く,原告らの当該反論は事実を踏まえたものではなく失当である。

同(I)については,発言がいわゆる「内話」であるか否か,守秘義務が有効か否かにかかわらず,このような非公式な見解を現時点で開示した場合に,当該国との信頼関係の維持又は外交事務の適正な遂行の確保に負の影響をもたらすものについては,我が国政府が保有する文書からは公にしないことが適当であると判断している。

以上のとおり,原告らの上記主張(2)エ(ア)ないし(エ)はいずれも失当で

ある。

- 2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張
- (1) 日韓予備交渉法的地位関係会合第41~45回会合(文書677・乙A第85号証,番号1,通し番号2-1)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書677(乙A第85号証,番号1,通し番号2-1)は,外務省北東アジア課が作成した文書であり,昭和38年12月13日,同月19日,同月26日,昭和39年1月14日,同月17日に各々開催された,第41回ないし第45回「日韓予備交渉法的地位関係会合」(以下「会合」という。)における日本側及び韓国側の各出席者の発言要旨等が記載されている。

文書677のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は20ページ(-20-)下から6行目ないし21ページ(-21-)上から2行目までの約8行分であり,昭和39年1月14日に開催された第44回会合において,在日韓国人の法的地位に関し,韓国側の李局長が,思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたのに対し,日本側の星課長が回答した我が国政府による具体的運用についての見解が記載されている。補充説明すれば,不開示部分には,在日韓国人の帰化の許可要件について,思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題に対する日本側の本音ともいうべき率直な見解あるいは,我が国政府の非公式の見解が具体的かつ詳細に記されている。

(イ) 不開示理由

文書 6 7 7 の不開示部分に記載された情報は,在日韓国人の帰化の許可要件について,思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリケートな問題に対する日本側の本音ともいうべき率直な見解が記載さ

れており、これは、当然のことながら我が国政府の非公式の見解である。 したがって、上記情報を公にすると、日本政府が韓国政府との間において 水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり、帰化の運用 についての非公式見解が明らかになることにより、他国との信頼関係が損 なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ り、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3 号及び6号)(被告準備書面(4)8及び9ページ)。

イ 原告の反論

原告らは、被告準備書面(4)の最初の(1)の文書である文書677については、参考例として個別反論している。

- (ア) ここでの文書は、全体にわたって韓国側の李局長が法的地位に関する日本側の運用や取扱いを説明したものであり、それに対する日本政府側の回答も詳細なものである。不開示部分が含まれている昭和39年1月14日付の議事録も、日本政府の協定永住、退去強制、協定永住権者の子の帰化、国籍証明書などについての李局長の質問・要望に答えて、日本側の取扱い実務を詳細に回答したものであり、それらは開示されている。それゆえ、思想が関係する場合の当時の帰化の運用に関する回答部分のみがなぜ不開示とされたのか、被告の主張からはまったく識別できない。
- (4) なお、ここでの不開示理由は、「他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」としながら、その「他国」が何れの国なのかも特定されていない (原告準備書面(5)3(1)(6ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 国籍法に基づく外国人の帰化に関する政策及びその運用は国家主権に関わる事項であり、個々の外国人の法的権利義務とも関係しており、我が国政府部内で慎重に意思決定を行う必要があるものである。とりわけ、朝鮮半島出身者及びその子孫については、特別な歴史的経緯により多数の者が

既に我が国に居住していることから帰化政策の運用は細心の注意を要するところである。かかる状況下,在日韓国人の帰化を許可する際の個人の思想の取扱いに関する情報,特に,水面下で非公式に伝えた情報は,公にすることにより,現在においても,他国との信頼関係を損ねるおそれがある(法5条3号)。

また,このような情報が公にまれば,我が国の主権ともいうべき帰化政策とその運用に他国政府が干渉するような事態を惹起し,国籍法関係を含めた国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから,当該部分の記載内容は法5条6号に該当する。

- (4) なお,原告らは,「「他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」としながら,その「他国」が何れの国なのかも特定されていない。」と主張するが,この「他国」は韓国等を指す。
- (2) 第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合 (文書1074・乙A第86号証,番号2,通し番号2-2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1074(乙A第86号証,番号2,通し番号2-2)は,外務省 北東アジア課が作成した文書であり,昭和33年6月9日に開催された在 日韓国人の法的地位に関する日韓会合の要旨が記載されている。

文書1074のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は2ページ(-2-)左から2行目ないし3ページ(-3-)右から8文字であり,上記日韓会合において,在日韓国人の法的地位に関して,悪質犯罪者についての我が国の見解が記されている。具体的には,在日韓国人の法的地位に関する日韓会合における悪質犯罪者の取り扱いに関して,日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1074の不開示部分に記載された情報は,在日韓国人の法的地位に関する日韓会合において,日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者に対する取扱いについての率直な見解である上,我が国政府の非公式見解であるから,公にすることにより,日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)9及び10ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると,日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における発言とはいえ,細心の注意をもって行われる必要がある在日韓国人の処遇に関する情報は,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ,また,国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,不開示情報(法5条3号及び6号)に該当すると判断したものである。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(3) 日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391・乙 A第87号証,番号3,通し番号2-3)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書391(乙A第87号証,番号3,通し番号2-3)は,外務省が 作成した「条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する文書の「関連 文書」中にあり、公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された 文書である。日韓国交正常化に向けた財産権請求問題、漁業問題、在日朝 鮮人の国籍処遇問題、経済協力問題等を巡る日韓会談の経緯、今後の対策 等が具体的に記載されている。

文書391のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は359ページないし381ページ(-358-に「次ページ以下23ページ不開示」と記載された部分)で,外部から提供された文書で,日韓間の財産請求権問題,経済協力問題に関する情報が記載されている。具体的には,「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づき,日韓間の財産請求権問題,経済協力問題に係わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報である。

(イ) 不開示理由

文書391については,不開示理由2に加え,不開示理由1を追加して 主張する。

文書391の不開示部分に記載された情報は、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある(法5条3号及び6号)。

さらに,上記文書は公にしないとの条件で外部の法人から任意に提供された文書であり,契約に関する情報が記載されていることから,公にすることにより,当該法人の正当な利益を害するおそれがある(法5条2号)(被

告準備書面(4)10及び11ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や、あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は、そのような説明や主張では、不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても、不開示部分に関する説明や主張が、不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分に記載された情報は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づき、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題に係わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報である。日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された円借款の具体的な貸付条件は日韓両国が供与国と被供与国との立場から綿密に意見交換を行い策定されたものであり、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあることから、法5条3号が規定する不開示情報に該当する。

(5) 不法入国者名簿(文書437・乙A第89号証,番号5,通し番号2-5)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書437(乙A第89号証,番号5,通し番号2-5)は,不法入国

者名簿,「交換名簿に記載された大村収容者980名の内訳」と題する文書及び「日韓会談及び相互送還に関する交渉経過通報に関する件」と題する文書等不法入国者に対する対応や大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業等に関して法務省,外務省が各々作成した内部文書である。

文書437のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

124ページ(-27-)下から2行目ないし125ページ(-28 -)上から3行目までの約5行分

大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の 具体的な状況について,法務省入国管理局次長が外務省北東アジア課長 に報告した内容,つまり,大村収容所に収容されていた韓国人の第1次 送還事業を実施した後,入国管理局より外務省に対して個別具体的な韓 国人の送還の様子を連絡した具体的な報告である。

184ページ及び185ページ(-59-に「次ページ以下2ページ 不開示」と記載された部分)

大村収容所に収容されていた韓国人送還事業において韓国に送還された特定の韓国人に関する情報が具体的に記載されており,具体的には, 大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された 特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的情報である。

(イ) 不開示理由

a について

の不開示部分に記載された情報は、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した際の具体的状況について政府内部における内部報告で、送還された韓国人らの個別具体的な状況であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行

政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は、大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人に関する情報である上、韓国に送還する際及び送還された後における韓国側の対応を含む具体的情報であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)11ないし13ページ)。ふえんして説明すると、このような韓国人を送還した際の具体的情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり(法5条3号)、また、現在でも共通の外国人の送還業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(9) 日韓予備会議開催(文書1037・乙A第93号証,番号9,通し番号2-9)ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1037(乙A第93号証,番号9,通し番号2-9)は,昭和27年7月4日付けで外務省アジア局第2課が作成した「日韓予備会談開催に関する件」と題する内部文書であり,日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省内部の見解が記載されている。

文書1037のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は5ページ(-5-)左から約3行分であり,日韓会談の現状を分析し,同会談を再開するための方針について外務省内部で検討した結果が記載されている。不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,「日韓予備会談開催に関する件」と題する内部文書において,「一日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状」の項目の下,我が国政府内部において同会議を再開するための方針を模索した中で,報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1037の不開示部分に記載された情報は,日韓会談の現状分析及び同会議を再開するための方針について外務省内部で検討した結果をである上,あくまで外務省内部における見解であるから,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)15及び16ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や、あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は、そのような説明や主張では、不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても、不開示部分に関する説明や主張が、不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない(原告準備書面(5)3(1)(5ページ)。

ウ被告の再反論

上記の不開示情報に記載された情報は、これを公にすることにより、我が国政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものである。細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると。また、このような外務省内部での検討における見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

(10)日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録(文書1046・乙B第94号証, 番号10,通し番号2-10)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1046(乙B第94号証,番号10,通し番号2-10)は,外 務省アジア局第2課が作成した「日韓会談再開に関する第1回省内打合会 議事要旨」と題する内部文書で,日韓会談再開に向けて開催された第1回 省内打合せ会議の議事録である。

文書1046のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 10ページ(-10-)右から4行目ないし5行目の約2行分,及び, 14ページ(-14-)右から3行目ないし5行目の約3行目であり,いずれも日韓国交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における日韓間の懸案について外務省内で協議した際の率直な意見が具体的に記載されている。不開示部分について補充説明すれば,記載された情報は,外務省内打合会合の記録の中で,請求権問題を解決するため,日韓両国に影響力を有する米国にいわゆる仲介の形で協力を求めた際の同政府の対応状況が記されている部分である。

(イ) 不開示理由

a について

の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「請求権問題」を解決するため、アメリカ合衆国政府に協力を求めた際の同政府の対応状況であるから、公にすることにより、韓国のみならずアメリカ合衆国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)。このような米国側の見解は、公にすることにより、日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるとともに(法 5 条 3 号)、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法が定める不開示情報、法 5 条 6 号)に該当する。

b について

の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「漁業権問題」を解決する上で障害となっている具体的問題について、外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立って推認した率直な見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)16及び17ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1046のうち,番号10については,不開

示理由 2 に基づく不開示部分である 1 0 ページ(-10-) 右から 4 行目 から 5 行目までの約 2 行分及び 1 4 ページ(-14-) 右から 3 行目から 5 行目までの約 3 行分(被告準備書面(4) 1 6 及び 1 7 ページ) のうちを追加開示した。なお は不開示を維持する。

文書1046のうち,番号30に係る不開示理由1に基づく不開示部分である 6ページ(-6-)1行目から5行目までの約4行分, 18ページ(-18-)5行目及び6行目の約2行分, 25ページ(-25-)4行目の11文字分, 38ページ(-38-)の上部欄外の13文字分(被告準備書面(6)28及び29ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の10(12ページ))。

(11)日韓交渉に関する第1回各省打合会次第(文書1052・乙A第95号証,番号11,通し番号2-11)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1052(乙A第95号証,番号11,通し番号2-11)は,昭和28年4月20日付けで外務省アジア局第2課が作成した「日韓交渉に関する第1回各省打合会次第」と題する内部文書であり,同年4月14日に,外務省,法務省,大蔵省,運輸省,通産省及び農林省の各関係者が出席して開催された日韓交渉の再開に関する第1回各省打合せ会における協議内容の要旨等が記載されている。

文書1052のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 19ページ(-19-)左から2行目ないし1行目の約1行分, 20ページ(-20-)左から1行目ないし21ページ(-21-)右から5行目までの約6行分, 41ページ(-41-)左から1行目ないし42ページ(-42-)右から4行目までの約5行分であり,いずれも,上記打合せ会に

おいて,在日韓国人関連の問題について,鈴木法務省入国管理局長が発言した見解及び下田外務省条約局長が発言した見解の一部であって,記載された情報は,関係省庁打合せ会合において,在日韓国人の国籍処遇問題について忌憚なく意見交換した際に提起された意見である。

(イ) 不開示理由

ないし の不開示部分に記載された情報は、日韓における懸案事項の一つである「国籍処遇問題」に関する政府府部内での打合せにおける、在日韓国人に対する率直かつ忌憚のない意見であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)17ページ)。ふえんして説明すると、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(12)日韓会談無期休会案 (文書 1 0 5 4・乙A第 9 6 号証,番号 1 2,通し番号 2 - 1 2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1054(乙A第96号証,番号12,通し番号2-12)は,昭和28年6月13日,同月21日及び同月23日付けで外務省が作成した内部文書によって構成されており,いずれも,日韓会談を無期休会することについて久保田外務省参与らの見解が記載され,具体的には,久保田外

務省参与らが李承晩大統領に対する対応策について述べた所感的かつ推測 的な見解であり、李政権終焉後の韓国政情の動向を推測したものや財産請 求権問題に関して韓国側が新たに要求する内容を推測したものが含まれ る。

文書1054のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。なお, については,不開示理由2に加え,不開示理由1を追加して主張する。

3ページ(-3-)左から1行目ないし4ページ(-4-)右から 2行目までの約3行分

李承晩大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏ま え,日韓会談の休会を検討していた外務省の見解が具体的に記載され ている。

10ページ(-10-)左から3行分

財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解が記載されている。

17ページ(-17-)

日韓会談への対応は,李承晩大統領の後継者が知日派である可能性 もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解が記載さ れている。

(イ) 不開示理由

a 及び について

及び の各不開示部分に記載された情報は、いずれも、反日的であるとされていた李承晩大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であり、韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解である。

このような外務省内部での検討は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

したがって、このような見解は公にすることにより、我が国政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり、細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は,日韓会談の無期休会について外 務省内部で検討した際に,日韓間における重要な懸案事項の一つである 「財産・請求権問題」について議論した際に提示された,韓国側の要求 についての忌憚のない推測的な見解である。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)17ないし19ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(13)日韓会談継続の可否について(文書1055・乙A第97号証,番号13,通し

番号2-13)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1055(乙A第97号証,番号13,通し番号2-13)は,昭和28年6月22日付けで外務省アジア局第2課が作成した内部文書であり,日韓会談継続の可否に関する外務省の見解及び今後の展望が,交渉の妥協をはかる場合(上段)と休会する場合(下段)とに場合分けされた上で具体的に記載されている。

文書1055のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)下段(休会する場合)右から2行目ないし5行目までの約3行分であり,日韓会談を休会とした場合に,朝鮮戦争後に予想される韓国復興特需が日本に与える影響について外務省の率直な見解が記載されている。不開示部分に記載された情報について補充説明すれば,外務省内部で日韓会談継続の可否を検討した文書であり,「韓国復興特需」の項目の下,仮に日韓会談を休会とした場合という仮定的な場面を想定して,確かに需要は増大すると分析した上で韓国側がこの需要増大に対していかなる対応をとるかを推測した見解である。

(イ) 不開示理由

文書1055の不開示部分に記載された情報は、日韓会談継続の可否を検討するに際し、仮に日韓会談を休会とした場合に、韓国復興特需が日本に与える影響について、外務省内部で忌憚のない率直な議論をした結果、提示された外務省内部の具体的な見解である上、日韓会談を休会した場合という仮定的な場面を想定して韓国側の対応を推測した見解であるから、このような仮定的な推測的見解を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5

条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(4) 1 9 及び 2 0 ページ)。

ふえんして説明すると、このような見解は、公にすることにより、我が 国政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであ り、細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損なわれるおそれ がある。また、このような外務省内部での検討における見解まで公開され ることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関 する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(14)日韓会談決裂善後対策(文書1062・乙A第46号証,番号14,通し番号2-14)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1062(乙A第46号証,番号14,通し番号2-14)は,昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した内部文書であり,日韓会談が決裂したことを受け,日本のとるべき善後策についての独自の見解が記載されている。

文書1062のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

4ページ(-4-)左から3行目ないし5ページ(-5-)右から4 行目までの約7行分

日韓会談が決裂した原因について久保田参与の率直な見解が記載されている。

17ページ右から3行目ないし20ページ(-17-及び-17-に

「次ページ以下3ページ不開示」と記載された部分)

日韓会談の決裂後における,日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関する久保田参与の見解が具体的に記載されている。補充説明すれば,まだ草稿段階の不確定かつ未成熟な内容が記載されている。更に,不開示部分は,久保田外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国の内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解である。

(イ) 不開示理由

a について

の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した原因について、久保田参与の本音とも言うべき所感的、個人的な見解であり、韓国に対する感情的な見解を含むものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した後において、日韓間における諸懸案事項に対する対策について、韓国の内政状況にまで踏み込んだ久保田参与の個人的な見解であり、韓国の内政状況に踏み込んだ見解を含むものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)20及び21ページ)。以上をふえんして説明すると、このような見解は、公にすることにより、我が国政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり、細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係が損な

われるおそれがある。また、このような外務省内部での検討における見

解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(16)日韓予備交渉 (第51~60回会合)(文書1171・乙A第99号証,番号1 6,通し番号2-16)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1171(乙A第99号証,番号16,通し番号2-16)は,外 務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月12日 までの間に行われた日韓予備交渉の第51回ないし第60回会合の各記録 が記載されている。

文書1171のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は60ページ(-60-)下から5行目ないし61ページ(-61-)上から1行目までの約6行分であり、日韓予備交渉第60回会合において、後宮局長が冒頭で発言した財産請求権問題に関する外務省の率直な見解が記載されている。補充説明すれば、不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関する解決策として、後宮アジア局長(当時)が韓国側代表に対して漁業借款の供与方法について述べた率直な見解が具体的かつ詳細に記されている。

(イ) 不開示理由

財産請求権問題に関する解決策として,外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記されており,日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における本音とも言うべき率直な発言内容であって,韓国側も公表

されることを予定していないものである。

したがって,このような情報は公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)22及び23ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると,日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容を公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,今後,日韓間の率直な意見交換や協議を困難にし,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

なお、請求権問題は、日朝国交正常化交渉においても協議対象となり得るものであり、その際には、日韓国交正常化交渉時の請求権の取扱いが参考にされることとなる可能性が高いところ、北朝鮮との間で請求権問題が解決されていない現時点でかかる情報が公にされれば、北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性がある。したがって、この観点からも不開示とすることが適当である。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(18)日韓条約諸協定の実施状況 (文書1243・乙A第101号証,番号18,通し番号2-18)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1243(乙A第101号証,番号18,通し番号2-18)は、昭和41年2月1日,同年4月7日,同年7月12日,同年9月1日付け

で外務省北東アジア課が作成した「日韓条約諸協定の実施状況」と題する 文書及び同年6月27日付けで同課が作成した「日韓間主要案件表」と題 する文書によって構成されている。

文書1243のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,55ページ(-55-)上から4行目から7行目までの約3行分であり,昭和41年9月1日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書中の「4戦後処理関係(1)樺太在住韓国人の帰国仲介問題」という項目にあり,樺太在住韓国人の帰国仲介問題」という項目にあり,樺太在住韓国人の帰国仲介問題に対する外務省の率直な見解が記載されている。補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,帰国意思を表明している樺太在住「韓国人」のうち,日本居住希望者に対しては,これを認めて欲しい旨の韓国側の申入れに対し,我が国政府部内において樺太在住の日本人の帰国問題の進捗状況を踏まえて,外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解が,具体的かつ率直に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1243の不開示部分に記載された情報は、帰国意思を表明している樺太在住韓国人のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めて欲しい旨の韓国側の申入れに対し、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)24及び25ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると,日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における発言とはいえ,細心の注意をもって行われる必要がある樺太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報は,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり,また,

国家主権に関わる外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用について他国政府の干渉を受けることとなれば,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,不開示情報(法5条3号及び6号)に該当する。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(19)請求権についての法律問題(文書1298・乙A第102号証,番号19,通 し番号2-19)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1298(乙A第102号証,番号19,通し番号2-19)は,外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書及び「平和条約第4条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する内部文書によって構成されている。

文書1298のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,いずれも「平和条約第4条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する文書中にあり,具体的には,以下のとおりである。

38ページ(-32-)左から3行分

在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について,政府部内においても見解の対立が存することが具体的に記載されている。

52ページ(-45-)及び53ページ(-46-)

国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約,協定によって国が在外私有財産について その所在国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するが如き場 合にも憲法29条に定める補償をしなければならないか。」という問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

a について

在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定問題について政府においても見解の対立があったのであり, の不開示部分に記載された情報は,ある見解の背景に存する考え方について,外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が具体的かつ率直に記されているところ,これが明らかにされれば請求権の金額の算出方法に関する議論が明らかになる。

上記在外本店会社の在日財産の帰属問題は、朝鮮銀行等韓国の在外会社の在日財産処分に関連して日韓間における重大な争点となっていたことから、の不開示情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は,国内補償問題のうちの重要な 懸案事項とされていた在外私有財産の処分等にも憲法29条の補償を 要するかという問題について,「補償を要しない」とする大蔵省見解 に対する反論を外務省が評価した率直な見解であり,これが明らかに なれば請求権処理に係る国内的制約が明らかになる。

上記在外私有財産の処分等について補償を要するかについての問題は,日韓間における重大な懸案事項である対韓請求権問題にも関連する問題であるから, の不開示情報は,公にすることにより,韓国と

の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに つき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)25及び 26ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(20)在韓私有財産権放棄と国内補償問題(文書1302・乙A第103号証,番号 20,通し番号2-20)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1302(乙A第103号証,番号20,通し番号2-20)は,外務省アジア局第2課が作成した「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」と題する内部文書であり,韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解が記載されている。

文書1302のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 3ページ(-3-)右から3行目ないし5行目までの約3行分, 7ページ右から4行目ないし14ページ(-7-及び-7-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された部分)であり,国内補償問題を巡る憲法,国際法の解釈及び我が国の今後の対応について,外務省内部で協議された検討結果が記載されている。具体的には, の不開示部分には,在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して,補償義務があるとする多数説を前提として外務省内部で検討した結果が記され, の不開示部分に記載された情報には,サンフランシスコ平和条約との関係において,外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条

の補償を要するかという問題についての見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

a について

の不開示部分に記載された情報は、在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、「補償を要する」とする多数説を前提として外務省独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が具体的に記載されているものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分には、サンフランシスコ条約のもとにおいて、連合国及び中立国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄等した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された内容が具体的かつ詳細に記されている。このような情報は、公にすることにより、アメリカ合衆国、英国、仏国等の連合国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)26及び27ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(21)日韓間請求権特別取極の諸様式について(文書1306・乙A第104号証, 番号21,通し番号2-21)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1306(乙A第104号証,番号21,通し番号2-21)は,昭和28年1月21日付けで外務省が作成した「日韓問題請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり,財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ,行き詰まりを打開するための対策等が具体的に記載されている。

文書1306のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は2ページ(-2-)枠外上約6行分及び右から2行分であり,日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題について,財産請求権取極の様式に関する当時の外務省の方針に関する具体的な所感が記載されている。不開示部分に記載された情報を補充説明すれば,日韓間における財産請求権を実質的に相互放棄となるような解決に導くほかないとの前提の下,請求権特別取極の様式について違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための対応策が詳細かつ克明に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 0 6 の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓間における財産請求権問題に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果である具体的対策及び具体的な所感であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(4)27及び28ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(22)日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨(文書315・乙A第22 号証,番号22,通し番号2-22)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書315(乙A第22号証,番号22,通し番号2-22)は,外 務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,昭和33年 3月20日,同年4月3日,同月15日,同年7月7日,同年8月11 日に各開催された板垣アジア局長(当時)と韓国柳公使(当時)との日 韓問題に関する会談要旨が記録されている。

文書315のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は49ページ枠外に記載された部分(なお,枠内の黒塗り部分は本件訴訟の対象外である。)であり,同年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談において,大村収容所からの仮釈放に関する情報が記載されている。不開示情報の内容を補充説明すれば,我が国政府が大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して,独自に入手した情報に基づき,韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価が記載されているものであり,同仮釈放の方針を検討していたかが分かる情報が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書315の不開示部分に記載された情報は、大村収容所からの仮釈放に関する政府部内での検討状況であり、公にすることにより、韓国との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(1)28ページ)。

イ 原告の反論

原告らは、被告準備書面(1)不開示理由2の最初の(1)の文書である文書315については、参考例として個別反論している。

不開示部分に記載された情報は、「昭和33年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談において、大村収容所からの仮釈放に関する政府部内での検討状況が具体的に記載されている」と説明されている。しかし、当該不開示部分を含む文書である「柳公使、アジア局長会談要旨」と題する文書は、全体にわたって「大村収容所からの仮釈放に関する情報」が記載され、文書末尾には括弧書きで日本政府側の対応方針が記載されているが、それらは開示対象となっている。それゆえ、なぜ枠外の墨塗り部分が不開示とされる必要性があるのか、被告の主張からはまったく識別できない(原告準備書面(5)3(1)(5ページ)。

ウ被告の再反論

不開示部分には,我が国政府が,大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して,独自に入手した情報に基づく,韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価が記載されているから,これを公にした場合,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり(法5条3号),また,将来も起こり得る外国人の釈放業務の手法や政府部内の連絡体制が明らかにされることから,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)。

(24)山田次官,柳公使会談要旨(文書321・乙A第24号証,番号24,通し番号2-24)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書321(乙A第24号証,番号24,通し番号2-24)は,外

務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,昭和33年 9月22日及び同月12月19日に各開催された山田事務次官(当時) と韓国柳公使(当時)との会談要旨が記録されている。

文書321のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は5ページ(-5-)及び5ページ(-5-)直後の1枚であり,同年12月19日に開催された山田事務次官と韓国柳公使との会談の要旨,及び,それに対する日本政府部内での検討の様子が記載されている。不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,山田事務次官と韓国柳公使との会談の結果要旨の中で,山田事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書321の不開示部分に記載された情報は,山田事務次官と韓国柳公使との会談の様子,及びそれに対する日本政府部内での検討の様子等であるから,公にすることにより,韓国等との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(1)29及び30ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や、あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は、そのような説明や主張では、不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても、不開示部分に関する説明や主張が、不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはなら

ない(原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。

(25)沢田,柳会談要旨(文書322・乙A第105号証,番号25,通し番号2-25)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書322(乙A第105号証,番号25,通し番号2-25)は,外務省北東アジア課が作成した文書であり,昭和34年1月6日から同年11月14日までの間に開催された沢田首席代表と柳駐日韓国大使との合計15回にわたる会談の各要旨により構成されている。

文書322のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は16ページ(-16-)1行目及び17ページ(-17-)右から4行目であり,昭和34年1月12日に開催された第30次会談において,文化財の扱いについて述べた沢田首席代表の個人的かつ率直な見解が記載されている。補足説明すれば,いずれも,沢田首席代表と柳駐日韓国大使との会談において,私有文化財の問題に関して,沢田首席代表が「私だけが最近考えていることであるけれども」との前置きの後に述べた同代表の極めて個人的な外交上の懸念が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書322の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する、日韓両国間での率直

なやり取りにおいて交わされた我が国政府の沢田首席代表の個人的見解であり、将来の外交上の懸念が記載されていることから、公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、その懸念に係る交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)28及び29ページ)。

最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については,細心の注意をもってこれを確保する必要があり,本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(26)日韓会談に対する見方(文書350・乙A第106号証,番号26,通し番号 2-26)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書350(乙A第106号証,番号26,通し番号2-26)は, 昭和35年11月28日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓会談に対する見方に関する件」と題する文書であり,日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談に対する見方について日韓両国の政府高官の率直な見解が記載されている。補充説明すれば,不開示部分に記載した情報は,前田北東アジア課長が,来訪した韓国政府高官と懇談した際に,同韓国政府高官の経歴及び人物評価,同韓国政府高官が発言したと きの状況等につき具体的に記載した記録である。

文書350のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 1ページ (-1-)約4行分, 2ページ(-2-)2行目ないし10行目までの9行分,及び 8ページ(-8-)6行目ないし7行目の2行分であり, には,11月24日及び同月28日に前田北東アジア課長を来訪した韓国政府高官との懇談により,本件文書を作成するに至った経緯が具体的に記載され, には,上記韓国政府高官の経歴及び人物評価等が具体的に記載され, には,上記韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書350の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評、情報を提供した経緯及び発言した際の状況等であり、上記韓国政府高官も、非公式かつ内密に情報を提供したものであるから、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)29及び30ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると,最も重要な隣国であると同時に, 現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意を もってこれを確保する必要があり,本件不開示部分についてもその観点 から不開示とすることが適当と判断したものである。それとともに,上 記の情報は,これを公にすることにより,今後,情報提供や協力を得る ことが困難になるおそれがあり,事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあることから,不開示情報(法5条3号及び6号)に該当する。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(27)宮内庁書陵部所蔵の書籍(文書386・乙A第107号証,番号27,通し番号2-27)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書386(乙A第107号証,番号27,通し番号2-27)は,外務省北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」,昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」及び昭和39年3月11日付けの「宮内庁外務省図書館の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する各文書により構成されている。文書386のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,22ページ(-22-)下から2行目ないし23ページ(-23-)上から3行目までの約5行分,及び,25ページないし28ページ(-24-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された部分)であり,日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見,検討結果が具体的に記載されている。補充説明すれば,不開示部分に記載された情報は,西原宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果である。

(イ) 不開示理由

文書386の不開示部分に記載された情報は,文化財返還問題に関する,公表されることが全く想定されていない内部的な率直な意見,検討結果であり,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6

号)(被告準備書面(4)30ページ)。

本件は、日韓間の引き続き重要な関心事項であり、公にすることにより、今もって韓国との信頼関係を損なうおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(28)日韓国交正常化交渉の記録 総説八(文書506・乙A第108号証,番号28, 通し番号2-28)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書506(乙A第108号証,番号28,通し番号2-28)は,外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」と題する文書であり,日韓国交正常化に向けた第6次日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省の見解が記載されている。

文書506のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,299ページ(-292-)3行目から7行目までの約4行分及び301ページ(-294-)1行目から2行目,4行目から5行目及び8行目から9行目であり,いずれも,伊関アジア局長の「日韓交渉の回顧」に記載されたものであり,昭和37年3月12日から17日にかけて小坂外務大臣と崔徳新外務部長官で行われた会談に関して伊関アジア局長,前田北東アジア課長及び柳谷北東アジア課首席事務官が協議した際の率直な見解が具体的に記載され,伊関アジア局長の崔長官に対する否定的な評価である。

(イ) 不開示理由

文書506の不開示部分に記載された情報は,第6次日韓会談の評価

に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚のない 意見の一部であり、公にすることは全く想定されていないものである。

このような情報は公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)30及び31ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。これに加えて、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(29)大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿(文書520・乙A第109号証,番号2 9,通し番号2-29)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書520(乙A第109号証,番号29,通し番号2-29)は,昭和37年12月1日付けで外務省が作成した「大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿」と題する文書であり,同年12月10日から13日にかけて訪韓予定であった大野自民党副総裁等議員団の名簿,行事日程表,訪韓中の「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書により構成されている。

文書520のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 8ページ

(-8-)下から4行目ないし9ページ上から4行目までの約8行分, 9ページ(-9-)下から2行の約1行分, 10ページ(-10-) 上から7行目ないし8行目の約2行分であり,いずれも,外務省が議員 に対して作成した「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書中 にあり,訪韓中に注意すべき言動等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書520の不開示部分に記載された情報は、いずれも、外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)31及び32ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。これに加え、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(30)日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針(文書718・乙A第110号証,番号 30,通し番号2-30)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書718(乙A第110号証,番号30,通し番号2-30)は,

外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化に向けて懸案となっていた漁業問題,在日韓国人の法的地位問題,財産請求権問題を協議するために昭和37年3月12日に開催された小坂外務大臣と崔徳新外務部長官との間における日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針,発言応答要領、今後の対策等が具体的に記載されている。

文書718のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

38ページ(-21-)下から5行目ないし39ページ(-22-) 上から5行目までの約10行分

日韓政治折衝における発言応答要領であり,在日韓国人の法的地位 に関する政府部内の率直な見解が記載されている。補充説明すれば,

の不開示部分は,小坂外務大臣と崔徳新外務部長官との間における 日韓政治折衝における発言応答要領であり,在日韓国人の法的地位に 関する国籍確認問題への対応が述べられている。

4 2 ページ(-25-)下から 2 行目ないし 4 3 ページ(-26-) 上から 2 行目までの約 4 行分

上記日韓政治折衝後の昭和37年3月14日に外務省北東アジア課において開催された同折衝の今後の進め方に関する打合せ会議における小坂外務大臣の発言内容であり、同折衝における韓国側の対応についての率直な意見が個人的所感を交えて具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

a について

の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において,在日韓国人の法的地位に関する国籍確認問題に対する我が国政府の対応についての率直かつ具体的な見解であり,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれが

あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

在日韓国人の法的地位のような機微な事項に関する発言応答要領を公にした場合,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ,また,今後,この問題を巡って韓国政府と国民から要望や圧力が高まれば,ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

b について

の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化に向けて開催 された日韓政治折衝に関する,外務省内での率直な検討の様子等が個 人的な所感を交えて具体的に記されている。

したがって、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼 関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相 当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ がある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)32ないし34 ページ)。

不開示理由をふえんして説明すると、その内容は、今もってしても韓国人の国民感情を逆なでしかねないものであり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(31)忠南号事件について (黒山群島付近における衝突事件)(文書749・乙A第3

8号証,番号31,通し番号2-31)

アー被告の主張

文書749(乙A第38号証,番号31,通し番号2-31)は,不開示理由4(番号5番)にも該当するところ,不開示理由4において不開示理由2も併せて主張する(本準備書面第9の2(5)(890ページ))。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(32)寺内文庫現状 (文書 1 1 1 6・乙A第 1 1 1号証,番号 3 2 ,通し番号 2 - 3 2)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1116(乙A第111号証,番号32,通し番号2-32)は,外務省北東アジア課が作成した文書であり,寺内正毅朝鮮総督が山口県立山口図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要が記載されている。

文書1116のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 73ページ(-44-)下から5行目ないし3行目の約2行分及び 157ページ(-72-)上から5行目ないし6行目の約2行分であり, の不開示部分は,昭和40年4月14日付け外務省北東アジア課森田事務官作成の「寺内文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中の「3 今回の出張調査,(□)寺内文庫朝鮮本の性格」に記載された部分で, の不開示部分は,同年5月17日付け外務省北東アジア課作成の「田川孝三博士の寺内文庫調査報告構造」と題する文書中の「田川博士発言要旨」に記載された部分で,いずれも,寺内正毅朝鮮総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯が記載されている。いずれも,寺内正毅

朝鮮総督が在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯が赤裸々に説明された内容である。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 1 6 の不開示部分に記載された情報は,寺内正毅朝鮮総督が 在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯であるから,公にすること により,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が 認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(4) 3 4 ページ)。

ふえんして説明すると、これらが公になった場合、韓国との信頼関係 が損なわれるおり、また、今後、韓国政府と国民から引渡しを求める要 望や圧力が高まれば、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(33)日韓文化財引渡し打合わせ会(文書1120・乙A第112号証,番号33, 通し番号2-33)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1120(乙A第112号証,番号33,通し番号2-33)は, 外務省が作成した文書であり,日韓文化財引渡しに関し,外務省内で検 討された内容が具体的に記録された複数の文書によって構成されている。

文書 1 1 2 0 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は,2 9 ページ(-28-に「次ページ不開示」と記載されている部分)及び107ページ(-106-)であり,韓国に対する文化財引渡しの手続きにつ

いて記載されている。具体的には不開示部分に記載された情報は,文化 財引渡しの手続に関して我が国が負担している費用等に関するものであ る。

(イ) 不開示理由

文書1120の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた文化財返還問題、韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討の様子であるから公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)34及び35ページ)。

ふえんして説明すると、これらが公になった場合、引き渡した文化財にかけた費用や評価額が明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(34)日韓国交正常化交渉の記録 (再開第6次会談)(文書1126・乙B第113号 証,番号34,通し番号2-34)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1126(乙B第113号証,番号34,通し番号2-34)は,外務省が作成した文書であり,日韓国交正常化に向け再開した第6次会談に関し,外務省内で検討された内容が具体的に記録された複数の文書によって構成されている。

文書 1 1 2 6 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は 6 4 ページ(-64-)上から 4 行であり,「(3)米国政府の会談推進」と題する項目中にあり,バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長を訪れて,吉田元総理の訪韓を要望したことに対する外務省の対応が具体的に記載され,韓国の国民感情を逆なでし得るような理由を挙げて,これを否定した部分が不開示となっているものであり,日韓国交正常化に向けた第 6 次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見が具体的かつ詳細に記されている(被告準備書面(4)35及び36ページ)。

被告準備書面(4)2(30)(35ないし36ページ)で主張した上記 のほかに,不開示理由2に基づく不開示部分は, 73ページ(-73-)約4行分及び 85ページ(-84-に「次ページ不開示」と記載されている部分)であり,いずれも「日韓会談今後の進め方について改定案」の項にあり,前者は「(日韓)会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情」として,韓国の世論等の動向及び日本の国内事情等を分析・検討した内容,経過等が,後者は「日韓会談の進め方」について当時の池田総理大臣が指示した内容が,いずれも個別具体的に記載されている(被告準備書面(7)41及び42ページ)。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 2 6 の不開示部分 に記載された情報は,日韓国交正常化に向けた第 6 次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見であるから,公にすることにより,韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(4)35及び36ページ)。

同 及び に記載された情報は,日韓会談の進め方について,韓国の 世論等の動向及び国内事情等を分析・検討した内容,経過等及び当時の 内閣総理大臣の見解,指示等であるから,公にすることにより,韓国政 府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めること につき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書 面(7)41及び42ページ)。

イ 原告の反論

被告は、文書1126の不開示部分は、日韓会談の進め方について、韓国の世論等の動向及び国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるので、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、不開示情報(法5条3号及び6号)に該当すると主張する。

また,被告は,河野国務大臣が進めていた韓国首脳との日韓会談再開の 裏交渉が立ち消えになった経緯及び理由の分析等は,事柄の性質上,表沙 汰にされない外交交渉における水面下の交渉経緯等であると主張する。

- (ア) しかし,原告準備書面(5)3ページ以下で主張したとおり,情報公開法5条3号と6号とでは,それぞれ対象とする不開示事由が異なるのであり,各要件に照らして不開示理由を主張しなければならないところ,被告は,これらを一緒にして主張を行っており,このこと自体が失当である。
- (イ) 殊に,情報公開法5条6号の「支障」の程度については名目的なものでは足りず,実質的なものであることが必要であり,「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では足りず,法的保護に値する程度の蓋然性が

要求されているのであるから、被告の主張のごとく、単に、不開示部分の概略的な説明だけでは、「支障」の程度は何ら実質的なものではなく、また、「おそれ」は法的保護に値する程度の蓋然性もない。

(ウ) また,文書1126については,韓国の世論等の動向や国内事情等を分析・検討した内容は,いわば客観的な事実又はそれに対する外務省の評価にすぎないのであり,また,内閣総理大臣の指示や見解も当時の指示や見解にすぎないのであって,日本政府が,日韓会談当時の歴史認識を根本的に転換し,植民地支配不当論の歴史認識に立ち,新しい日本と韓国との関係を築き始めている現在(原告準備書面(6)第2),これらの文書を公開したからといって,韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認める相当の理由があるとは考えられない(原告準備書面(7)第3の2(17及び18ページ))。

ウ 追加開示決定

文書 1 1 2 6 については,平成 2 3 年 8 月 2 9 日, 6 4 ページ(-6 4 -)上から 4 行分(被告準備書面(4)35 及び 3 6 ページ), 7 3 ページ(-73-)約 4 行分及び 8 5 ページ(-8 4 - に「次ページ不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(7)41 及び 4 2 ページ)のうち 及び を追加開示した。なお, は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 1 1 (12 ページ)。

エー被告の再反論

文書 1 1 2 6 の不開示部分のうち , の不開示部分については , 上記 つのとおり追加開示した。 の不開示部分については , これを公にすることにより , 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ , また , 今後 , 懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり , ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから , 法 5 条 3 号及び 6 号に規定する不開示情報に該当す

ると判断したものである。

(35)日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル (文書 1127・乙B第56号証,番号35,通し番号2-35)

平成文書 1 1 2 7 (乙 B 第 5 6 号証,番号 3 5 ,通し番号 2 - 3 5) にかかる不開示理由 2 に基づく不開示部分は,平成 2 3 年 8 月 2 9 日付追加開示決定により開示済みである。

なお,文書1127のうち,番号18に係る不開示理由3に基づく不開示部分である35ページ(-35-)及び36ページ(-36-)の部分(被告準備書面(2)30及び31ページ)は不開示を維持している(被告準備書面(14)第2の12(12及び13ページ)。

(36)対韓国強硬措置に関する会議関係の件(文書1139・乙A第114号証,番号36,通し番号2-36)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1139(乙A第114号証,番号36,通し番号2-36)は, 外務省北東アジア課が作成した対韓強硬措置に関する複数の文書によっ て構成されている。

文書1139のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

13ページ(-13-)5行目ないし10行目までの約6行分昭和35年2月27日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書の「代表部問題」の項目中にあり、「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法としての一方策が詳細に記載されている。

45ページ(-45-)6行目ないし15行目までの約8行分昭和35年2月26日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置(試案)」と題する文書の「1在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法として複数の方策が試案として詳細に記載されている。

54ページ(-54-)上から6行目ないし12行目までの7行分昭和35年3月3日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置に関する第 回省内会議に関する件」と題する文書の「 在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に記載されている。

58ページ(-58-)上から5行目ないし59ページ(-59-) 1行目までの9行分

と同一の文書の同一項目中にあり,在日韓国代表部に対する措置の 具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検 討した内容が詳細に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 3 9 の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法である。このような情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)36ないし38ページ)。

これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(37)日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の大要(文書1143 ・乙A第115号証,番号37,通し番号2-37)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1143(乙A第115号証,番号37,通し番号2-37)は,昭和35年3月付けで外務省が作成した文書であり,日韓交渉が決裂した場合を想定し,その際にとり得る「対韓強硬措置」について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書 1 1 4 3 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は,2ページ (-2-)6行目ないし8行目までの3行分及び11ページ(-11-) 9行目ないし11行目までの約3行分であり,想定される「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する,外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 4 3 の不開示部分に記載された情報は,日韓交渉が決裂した場合を想定し,その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する,外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等であるから,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)38 ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や、あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は、そのような説明や主張では、不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても、不開示部分に関する説明や主張が、不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓交渉が決裂した場合を 想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」について、外務省内の検討内 容を具体的に記載したものであり、本件を公にすることにより、韓国政府 との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、外交上の戦略を明らかに した場合、今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがある(法5条3号及び6号)。

(38)対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案)(文書1144・乙 A第116号証,番号38,通し番号2-38)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1144(乙A第116号証,番号38,通し番号2-38)は, 昭和37年5月31日付けで外務省北東アジア課が作成した文書であり, いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し,外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書 1 1 4 4 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は 8 ページ(-8 -) 上から 3 行目ないし 7 行目までの約 5 行分であり,「対韓強硬措置」の項目にあり,「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記載されており,いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する,外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されている。

(イ) 不開示理由

文書1144の不開示部分に記載された情報は、いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)39ページ)

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当す

る内容であれば、そのような不開示部分に関する説明や主張は、何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5 ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」について、外務省内の検討内容を具体的に記載しており、本件を公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれたものであるから、また、外交上の戦略を明らかにした場合、今後の韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、法5条3号及び6号が規定する不開示情報に該当する。

(39)日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について(文書1162・ 乙A第117号証,番号39,通し番号2-39)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1162(乙A第117号証,番号39,通し番号2-39)は,外務省北東アジア課が作成した文書であり,昭和37年から38年にかけて開催された漁業問題に関する日韓非公式会合の概要,外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

文書1162のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 7ページ(-7-)下から1行目ないし8ページ(-8-)上から1行目までの約2行分, 48ページ(-48-)上から6行分及び 98ページ(-98-)上から2行目ないし4行目までの3行分であり, の不開示部分は,昭和37年12月24日付け北東アジア課作成の「日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合について」と題する文書中に, の不開示部分は,昭和38年7月11日付けアジア局作成の「日韓漁業交渉の件」

と題する文書中に, の不開示部分は,同年11月29日付けアジア局作成の「崔換兼代表との会談の件」と題する文書中にあり,いずれも,漁業問題に関する日韓両国の代表による率直な見解等が具体的に記載されている。不開示部分の説明を補充すれば, の不開示部分は,日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において,韓国側池首席委員が卜部主査及び橘主査に対して共産勢力に対する警戒の一環で述べた見解, の不開示部分は,崔換兼代表と卜部主査が日韓漁業交渉の行き詰まりの打開策を模索する中で崔換兼代表が,韓国側の人間関係を交えた情報共有のあり方を述べたもの, の不開示部分は,崔換兼代表と卜部主査との間の漁業協力への取り組みについてのやりとりの中での崔換兼代表が韓国側の人物についての否定的な評価を述べたものである。

(イ) 不開示理由

文書1162の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において、日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見であり、韓国側も公表されることを想定していないものである。このような情報は、公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における上記率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)39及び40ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過

によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有する ものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政 府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないことなどから,不開示 とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ 被告の再反論

の不開示部分は,日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合において,韓国 側池首席委員が,卜部主査及び橘主査に対して共産勢力に対する警戒の一環 で述べた見解であり, の不開示部分は,崔換兼代表と卜部主査が日韓漁業 交渉の行き詰まりの打開策を模索する中で,崔換兼代表が情報共有のあり方 を述べたものであり, の不開示部分は,崔換兼代表と卜部主査との間の漁 業協力への取り組みについてのやりとりの中で,崔換兼代表が韓国側の人物 についての否定的な評価を述べたものである。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

原告の反論の補充ウ については、崔代表による韓国側人物についての否定的な評価を日本側が認識している内容であり、現在においても明らかにすれば現在においても韓国との信頼関係を損なうおそれがあるため、不開示としたことは妥当である。また、今後、懸案問題に関する政府内部の意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、法5条3号及び6号に規定する不開示情報に該当すると判断したものである(本準備書面第7の1(3)ウ(559ページ))。

原告の反論の補充ウ については、法5条各号の不開示事由への該当性と

は関係がないものであり理由がない(本準備書面第7の1(3)工(560ページ))

原告の反論の補充ウ については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすものについては、我が国政府が保有する文書からは公にしないことが適当であると判断している)(本準備書面第7の1(3)エ(560ページ))。

(40)日韓関係の調整(文書1257・乙A第118号証,番号40,通し番号2-40)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1257(乙A第118号証,番号40,通し番号2-40)は,昭和30年2月24日付け外務省作成の「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり,日韓関係の調整に関し,現状と今後の展望についての分析を交え,外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書1257のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は3ページ(-3-) 枠外上の約4行分と右から4行目下の2行分であり,韓国・北朝鮮関係に関する外務省の率直な見解が記載されている。不開示情報の内容を補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,北朝鮮当局の性格,韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価を記したものである。

(イ) 不開示理由

文書1257の不開示部分に記載された情報は、韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5

条3号及び6号)(被告準備書面(4)40及び41ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(41) 日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙A第119号証,番号41, 通し番号2-41)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1261(乙A第119号証,番号41,通し番号2-41)は,外務省が作成した複数の文書によって構成され,昭和26年から27年にかけて開催された第1次ないし第3次日韓会談の経緯及び会談が決裂した当時の状況を踏まえた今後の展望に関し,外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1261のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は2ページ(-2-)5行目ないし7行目までの約2行分であり,在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の率直な見解が記載され,終戦後帰国しなかった在日韓国人約60万人の経済状況及び治安上の問題点が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1261の不開示部分に記載された情報は,外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容が率直な

見解であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)41ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,終戦後帰国しなかった在日 韓国人の経済状況及び治安上の問題点が具体的に記載されている。

最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている在日韓国人の処遇に関する情報は,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり,今後の政府内部での検討や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがる(法5条3号及び6号)。

(44) 日韓間抑留者相互釈放問題 (文書1296・乙B第122号証,番号44,通 し番号2-44)

文書1296(乙B第122号証,番号44,通し番号2-44)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加開示決定により開示済みである。

文書 1 2 9 6 のうち,番号 1 2 5 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 8 ページ(-8-)2 行目から 5 行目までの約 3 行分(被告準備書面(7)5 7 及び 5 8 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の 1 7 (14ページ)。

(45) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A第123号証,番号45,通し番号2-45)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 3 1 6 (乙A第 1 2 3 号証,番号 4 5 ,通し番号 2 - 4 5)は,外務省が作成した複数の文書によって構成され,漁業問題,財産請求権問題,文化財返還問題,在日韓国人の法的地位問題等を巡る日韓国交正常化交渉における経緯が具体的に記載されている。

文書1316のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

278ページ(-275-)3行目ないし4行目までの約1行分及び 9行目ないし11行目までの約3行分

在日韓国人の法的地位問題の交渉過程についての外務省の率直な見解が記載され,具体的には,在日韓国人の帰国に際して持ち帰りを認められる金額の交渉過程において,日本側がとった交渉戦術である。

283ページ(-280-)3行目ないし5行目までの約2行分,3 17ページ(-311-)上から2行目ないし8行目までの約6行分, 334ページ(-327-に「次ページ不開示分」と記載された部分) いずれも文化財返還問題について外務省の見解が記載され,具体的には,文化財返還問題の交渉過程における交渉戦術である。

346ページ(-339-)5行目ないし347ページ(-340-)

2 行目までの約8 行分

文化財返還問題について,外務省と宮内庁との間で協議した内容が具体的に記載され,具体的には,文化財引渡しに伴う韓国政府のプロパガンダに関する記述である。

372ページ(-365-)直後の2ページ分

日韓諸条約の翻訳状況に関する外務省の率直な見解が記載され,具体的には,日韓諸条約の翻訳についての韓国側の不誠実とも受け取られかねない行為に関する記述である。

(イ) 不開示理由

文書1316の不開示部分に記載された情報は、いずれも、在日韓国人の法的地位問題の交渉過程、文化財返還問題、日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内で検討及び協議した内容や外務省の率直な見解でるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)4及び45ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(46) 請求権に関する一般的問題点(文書1349・乙A第124号証,番号46,通し番号2-46)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1349(乙A第124号証,番号46,通し番号2-46)は,昭和36年2月6日付けで外務省北東アジア課が作成した「請求権に関する一般的問題点」と題する内部文書であり,財産請求権問題に関して外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1349のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,4ページ(-3-)上から4行目ないし5行目の約2行分及び下から3行目の左側の2行分であり,財産請求権問題に関して,外務省が独自に有している情報に基づいて,韓国に対する日本の請求について検討した内容及び交渉状況が率直な見解を交えて具体的に記されている。

(イ) 不開示理由

文書1349の不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関して、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解である。このような情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)45ページ)。

日本側の対韓請求権についての見解を公にした場合,北朝鮮との間でかかる問題の処理が終わっていない状況下,現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果次第では,請求権問題につき韓国に不利な結果となれば,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり,また,北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもあることからすれば,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(47) 日韓会談における請求権問題の未解決点について(文書1374・乙A第125 号証,番号47,通し番号2-47)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1374(乙A第125号証,番号47,通し番号2-47)は,昭和40年1月12日付けで大蔵省理財局が作成した文書であり,財産請求権問題に関して政府部内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1374のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,6ページ(-6-)5行目ないし6行目までの約2行分であり,財産請求権問題に関して,昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた事後の対応について記載されているものであり,具体的には,韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に,韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1374の不開示部分に記載された情報は,財産請求権問題に関する率直な見解であるから,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)45及び46ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示

部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない(原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ 被告の再反論

不開示部分には,財産請求権問題に関して,昭和37年11月に合意された 大平・金了解を踏まえた事後の対応について,韓国側からいかなる財産請求権 が主張されるかを分析した情報を基に,韓国側の対日請求権が全面的に消滅す ることを確保するための方法に関する率直な見解が記載されている。

これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

(48) 韓国に対する経済協力政策(文書1376・乙A第126号証,番号48,通し番号2-48)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1376(乙A第126号証,番号48,通し番号2-48)は,昭和40年3月1日付けで外務省経済協力局が作成した「韓国に対する経済協力政策」と題する内部文書であり、韓国に対する経済協力政策に関して外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1376のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 2ページ(-2-)7行目8文字分及び 4ページ(-4-)7行目ないし15行目までの約9行分であり,いずれも,韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解が記載されている。具体的には, の不開示部分には,韓国に対

する援助を推進することが義務であるとする立場について,韓国に対する特定の思想から説明しようとする文言, の不開示部分には,韓国に対して経済協力を行う意義として,地政学的側面を考慮した説明が記載されている。

(イ) 不開示理由

の不開示部分に記載された情報は、韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場について説明した率直な見解であり、 の不開示部分に記載された情報は、韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容が率直な見解である。このような情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)46及び47ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない(原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウー被告の再反論

特に補充する点はないが,不開示部分に記載された情報はア(ア)「不開示情報の内容」のとおりであり,したがって,当該部分は不開示理由2により不開示とすることが適当である。最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する

必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当 と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事 務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

(49)アジア局主要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番号49,通し番号2-49)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1399(乙A第42号証,番号49,通し番号2-49)は,外務 省北東アジア課が作成した文書であり,昭和34年11月から昭和35年1 2月の間に作成された「アジア局重要懸案処理月報第18号」ないし「同第 31号」と題する内部文書である。

文書1399のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 245ページ(-238-)3行目まで及び5行目ないし9行目までの5行分, 246(-239-)12行目ないし247ページ(-240-)2行目までの約10行分であり,いずれも,日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し,外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置,いわゆる李承晩ラインの警備強化及び漁船保護措置等その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1399の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)47及び48ページ)。

最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり,本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば,韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(50)第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書1408・乙A第127号証,番号50,通し番号2-50)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1408(乙A第127号証,番号50,通し番号2-50)は,外 務省北東アジア課が作成した文書であり,昭和35年9月12日から同年1 0月14日の間に行われた在日韓国人の法的地位問題,漁業問題,文化財返 還問題及び財産請求権問題等に関する「第5次日韓会談に対する日本側基本 決定のための各省代表打合会議」の第1回ないし第3回会合の記録が記載さ れている。

文書1408のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は12ページ(-12-)1行目ないし7行目までであり,第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための第2回各省代表打合会議における「在日韓国人法的地位問題」に関し,大蔵省,法務省等と協議した内容が記載されている。具体的には,不開示部分に記載された情報は,第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための各省代表打合会議における,在日韓国人の法的地位問題の一環で永住権の付与のあり方に関しての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解である。

(イ) 不開示理由

文書 1 4 0 8 の不開示部分に記載された情報は,在日韓国人の法的地位問題に関して,政府部内で検討した内容が率直な見解であり公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)48ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(52)日韓会談に関する澤田代表の講話(文書1421・乙A第129号証,番号52, 通し番号2-52)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1421(乙A第129号証,番号52,通し番号2-52)は,外 務省アジア局第1課が作成した日韓会談に関する澤田代表の講話を始めとす る内部文書等である。

文書1421のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 23ページ (-23-)右から4行目ないし5行目の2行分, 44ページないし51ページ(-42-に「次ページ以下8ページ不開示」と記載された部分)であり, の不開示部分に記載された情報は,日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要の一部でいわゆる李承晩ラインに関する具体的な見解を述べたものである。

の不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化に向けた外務省内部に おいて検討した内容が記載され,具体的には,朝鮮総連との接触方法である。

(イ) 不開示理由

の不開示部分に記載された情報は、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部であり、いわゆる李承晩ラインに関する具体的な見解が述べられており、の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に関して朝鮮総連との関係について外務省内部で検討した内容である。このような情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(4)49及び50ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(55)日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説(文書1472・乙A132号証, 番号55,通し番号2-55)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1472(乙A第132号証,番号55,通し番号2-55)は,昭和31年度に在米国大使等が外務大臣に宛てた電信文14通によって構成さ

れており,各電信文は,主に,日韓問題に関する米国におけるマスコミの論評,韓国在米大使等との協議内容,入手した情報及び日韓問題を含めた日米関係について米国政府等との協議における両者の具体的な見解,対応状況等が各記載されている。

文書1472のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は18ページ(-18-)の約2行分であり,谷大使が重光大臣に発した昭和31年3月12日付け「ダレス長官訪日の応対振りに関する件」と題する電信文中にあり,「小笠原帰島問題」について,米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策が具体的に記載されている。不開示情報の内容を補足説明すれば,不開示部分が含まれる文書は谷駐米大使が重光外務大臣に宛てたダラス国務長官訪日の際の応答ぶりに関する意見具申電報である。谷大使は,会談に取り上げられる可能性がある議題として,「小笠原帰島問題」を「直接領土問題ではない」と前置きの下,北方領土問題との対比において小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりが具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 4 7 2 の不開示部分に記載されている情報は,当時,日米間において,最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」について,在米大使館が独自に入手している情報に基づいて,米国政府の対応を検討した結果である具体的評価及び同評価を踏まえた対応策であるから,公にすることにより,米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(5)11及び 1 2 ページ)。

イ 原告の反論

原告らは、被告準備書面(5)の最初の(1)の文書である文書1472については、参考例として個別反論している。

不開示部分は、「『小笠原帰島問題』について、米国政府の対応に対する在 米国大使の評価及び対応策」「最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」 について、在米大使館が独自に入手している情報に基づいて、米国政府の対応 を検討した結果である具体的評価及び同評価を踏まえた対応策」と説明されて いる。しかし、不開示部分を含む昭和31年3月12日発の文書は、全体にわ たって、米側態度、我が方の取るべき態度、若干の考察など、「米国政府の対 応に対する在米国大使の評価及び対応策」を記載しており、多くの部分は開示 されている。小笠原帰属問題についても、不開示部分の前後及び次項目には、 米国の対応やそれへの評価、さらには日本政府の対応策の是非に関する記載が 存在し,それらの部分は開示されている。それゆえ,その中にあってわずか2 行の不開示部分のみがなぜ不開示とされたのか,被告の主張からはまったく識 別できない。また,日本政府の当時の対応策に関する記載自体は,この文書で は不開示部分を除いて他の数々の課題に対するものについてすべて開示されて いる。このことを見ても明らかなように、日本政府の当時の対応策に関する記 載は、「米国との信頼関係」に何ら影響を与える性格の情報ではない(原告準 備書面(5)3(1)(6ページ))。

ウー被告の再反論

本件文書は,谷駐米大使が重光外務大臣に宛てたダレス国務長官訪日の際の 応答ぶりに関する意見具申電報である。谷大使は,会談において取り上げられる可能性がある議題のうちの一つとして「小笠原帰島問題」を挙げ,同「問題」 についての米国政府の対応ぶりを具体的に記載している。

他方,当該不開示部分は,小笠原問題とは全く関係のない北方領土交渉に関する問題に触れている点で,他の「米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」に関する部分と性格を異にするものであり,当該記述は,公にすることで北方領土交渉において我が方が不利益を被るおそれがある。

なお、原告は「わずか2行の不開示部分のみがなぜ不開示とされたのか」と

主張しているが、当該2行の記述内容は上記の理由から、他の部分に記載されている「米国政府に対する在米国大使の評価及び対応策」とは性質を異にするのであって、原告の主張は当たらない。

(59)在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月)(文書1556・乙A第1 36号証,番号59,通し番号2-59)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1556(乙A第136号証,番号59,通し番号2-59)は,昭和35年1月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和34.11~12の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり,在日韓国人法的地位問題,在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ,行き詰まりを打開するための対策等が具体的に記載されている。

文書1556のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,9ページ(-9-)の約4行分及び120ページ(-117-)上から3行目から152ページ(-117-に「次ページ以下33ページ不開示」と記載されている部分)であり,9ページ(-9-)の約4行分の不開示部分には,昭和34年11月9日から同月11日までの間に,日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての協議内容及び結果が具体的に記載され,補償金問題が解決されなかった理由が記載されている。

そして,120ページ(-117-)上から3行目から152ページ(-117-に「次ページ以下32ページ不開示」と記載されている部分)の不開示部分は,いずれも別添資料(別添〔30〕~別添〔34〕)である。

別添〔30〕は、「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する 藤山大臣の総理、大蔵大臣、内閣官房長官に対する説明」と題する昭和34 年12月8日付けの文書で,同日,閣議終了後,藤山外務大臣が,総理,大蔵大臣,内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案が具体的に記載されている。

別添〔31〕及び別添〔32〕は、昭和34年11月9日から同月11日 までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題に ついての各協議において、検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の 対応及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記載されている。

別添〔33〕は,昭和34年12月19日に作成された外務省試案であり, 在日韓国人法的地位問題,在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関 する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記載 されている。

別添〔34〕は、上記別添〔33〕の外務省試案に基づいて、同年12月28日に米国側との協議の上で作成された文書で、別添〔33〕と大部分同一内容が記載されているが、上記外務省の方針に関する具体的所感等も記載されている。不開示情報の内容を補足説明すれば、120ページ(-117-)上から3行目から152ページ(-117-に「次ページ以下32ページ不開示」と記載されている部分)の部分は、いずれも補償金問題についての具体的解決等についての検討ペーパー(米側とのやりとりを含む。)におけるやりとりに係わる別添資料(別添〔30〕~別添〔34〕)である。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 5 6 の不開示部分に記載された各情報は,いずれも在韓抑留日本人漁 夫問題及び財産請求権問題に関する解決策としての外務省の率直な見解であり, 政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った 協議におけるやり取りであって,米国側としても公表されることを予定していな いものである。

したがって、このような情報は、公にすることにより、米国との信頼関係が

損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり, また,米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5条3号及び6号)(被告準備書面(5)14ないし16ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分の説明を補充すれば、9ページ(-9-)の約4行分の部分には、補償金問題が解決されなかった理由が米国政府との関係において記載されている。120ページ(-117-)上から3行目から152ページ(-117-に「次ページ以下32ページ不開示」と記載されている部分)の部分は、上記アで説明したとおり、いずれも補償金問題についての具体的解決等についての検討ペーパー(米側とのやりとりを含む。)におけるやりとりに係わる別添資料(別添〔30〕~別添〔34〕)である。

これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

(60)在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法(文書1576・乙A第137号証, 番号60,通し番号2-60)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1576(乙A第137号証,番号60,通し番号2-60)は,昭和37年9月18日付けで外務省北東アジア課が作成した「在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法について」と題する内部文書であり,在日韓国人の法的地位問題に関する,政府部内での検討内容が記載されている。

文書 1 5 7 6 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は,8ページ(-8・)6行目の6文字であり,在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解が記載されている。不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,在日韓国人の法的地位問題において,特に悪質な者であるとして,帰化を認めない者が例示されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 7 6 の不開示部分に記載された情報は,在日韓国人の法的地位問題に関し,外務省内部で検討した結果に基づく見解であり,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号 (被告準備書面(5) 1 6 及び 1 7 ページ)。

イ 原告の反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示

部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,在日韓国人の法的地位問題に おいて,特に悪質な者であるとして,帰化を認めない者が例示されている。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼 関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があると認識しており、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

(61)請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第138 号証,番号61,通し番号2-61)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1600(乙A第138号証,番号61,通し番号2-61)は,昭和34年1月31日付けで外務省アジア局参事官室が作成した「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり,諸外国が有する対日請求権に関する外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

文書 1 6 0 0 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は 1 5 ページ(- 1 5 -) 最終行から 1 6 ページ(- 1 6 -) 1 0 行目までの約 1 1 行分で,「四 ポルトガルの対日クレーム (1)経緯」の項目に記載されている内容全部であり,ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される

「対日請求権」に関する経緯,内容及び金額及びこれに対する外務省の見解が具体的に記載され,第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1600の不開示部分に記載された情報は、ポルトガル政府との間における財産請求権問題についてその経緯も含めて外務省内部で具体的に検討した内容である。不開示部分に記載された情報は、第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記載されている。ポルトガルから我が国への請求権問題についての日本側の視点に基づく見解を公にすれば、ポルトガル政府との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、ポルトガルとの交渉上不利益を被るおそれがあり、ひいては、ポルトガル政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条3号及び6号)(被告準備書面(5)17及び18ページ)。

イ 原告の反論

個別反論なし。

(64)日韓漁業協力(文書1607・乙A第141号証,番号64,通し番号2-64) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1607(乙A第141号証,番号64,通し番号2-64)は,昭和38年7月15日付け「日韓漁業-外相会談も期待薄-」と題する読売新聞記事に関して外務省が作成した内部文書であり,不開示理由2に基づく不開示部分は,1ないし4ページ(-1-に「前4ページ不開示」と記載されている部分)である。

上記文書は,読売新聞記事に関する対応策について外務省内部で詳細 に検討した際の率直な意見が記載されている。具体的には,不開示部分 に記載された情報は,日韓漁業協力に関する新聞報道記事を踏まえつつ, 韓国への漁業協力のあり方を政府部内で検討した内容等が率直な見解を 交えて具体的に記したものである。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 0 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓漁業問題について,外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容等が率直な見解であるが,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(5)20ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(65)漁業借款(文書1608・乙A第142号証,番号65,通し番号2-65) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1608(乙A第142号証,番号65,通し番号2-65)は,外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月20日付け「わが国の漁船延払い輸出の実例」と題する内部文書,同月26日付け「韓国向け遠洋鮪漁船借款に関する3社申越しの件」と題する内部文書及び同年7月29日付け「漁獲物をもって漁業借款返済に充てるという韓国側提案に対する反論」と題する文書及び全部不開示文書1通によって構成されており,同文書は,不開示理由2に基づき全部不開示(-8-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載されている部分)とされている。

上記文書は,日韓漁業借款問題について,政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解が具体的に記載されている。補足説明すれば,日韓漁業借款の条

件が具体的に記されている。

(イ) 不開示理由

文書1608の不開示部分に記載された情報は,日韓漁業借款問題について,政府部内の関係省庁において詳細に検討した内容等が率直な見解であり,あくまで,我が国の政府内部における非公式の見解であるから,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)20及び21ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(66)日韓問題に関する各種会談(文書1618・乙B第143号証,番号66,通 し番号2-66)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1618(乙B第143号証,番号66,通し番号2-66)は, 外務省が作成した複数の内部文書によって構成されており,北朝鮮帰還 問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について日米 間で各協議した経緯及び内容等が具体的に記載されている。

文書 1 6 1 8 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は 1 0 9 ページ(-109-) 最終行から 1 1 0 ページ(-109-に「次ページ 不開示」と記載されている部分)の約 2 行分, 1 7 9 ページ(-17 8 -) 上から 2 行目から 5 行目までの約 3 行分, 1 8 7 ページ(-1 8 6 -) 最終行から 1 8 8 ページ(-187-) 上から 4 行目までの約 4 行分, 2 6 5 ページ(-2 6 5 -) の約 3 行分,及び 2 9 2 ペー

ジ(-291-)の欄外で,国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。そのうち 及び について補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題,特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた米国側の具体的見解であり,その内容は,韓国側の態度への否定的評価を含むものである。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 1 8 の不開示部分に記載された情報は、いずれも、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(5)21及び22ページ)。

下記ウのとおり,不開示部分のうち, , , を追加開示し, , は不開示を維持したところ , , の不開示理由についてふえんして説明する。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。このような米国側の見解は、公にすることにより、日米間の信頼関係

が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるに足る相当な理由があり(法5条3号),今後,米側との間で率直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,法が定める不開示情報(法5条6号)に該当する。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1618のうち,番号66については,不開示理由2に基づく不開示部分である 109ページ(-109-)最終行から110ページ(-109-に「次ページ不開示」と記載されている部分)の約2行分, 179ページ(-178-)上から2行目から5行目までの約3行分, 187ページ(-186-)最終行から188ページ(-187-)上から4行目までの約4行分, 265ページ(-265-)の約3行分及び 292ページ(-291-)の欄外(被告準備書面(5)21及び22ページ)のうち, , を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 6 1 8 のうち,番号 1 7 8 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 0 2ページ(-201-)約4行分,2 0 3ページ(-202-)約1行分,2 7 0ページ(-269-)約9行分,2 7 1ページ(-269-に「次ページ不開示」と記載されている部分),2 7 2ページ(-270-)7行分(なお,-270-の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外),2 7 6ページ(-274-)最終行から2 7 7ページ(-275-)1行目まで,300ページ(-298-)約3行分,3 1 1ページ(-309-)約7行分,3 4 4ページ(-342-)最終行及び3 4 5 ないし3 4 8ページ(-342-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載されている部分),

363ページ(-357-)9行分(被告準備書面(8)54ページにある「4行分」の記載は誤植であり、「9行分」に訂正する。)並びに364ページ及び365ページ(-357-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)、386ページ(-378-)約7行分(被告準備書面(8)53ないし55ページ)は、いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の29(18ページ)。

(67)平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月)(文書1624・乙A第144号証,番号67,通し番号2-67)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1624(乙A第144号証,番号67,通し番号2-67)は, 外務省が作成した昭和26年10月8日付け「平和條約に基き発生する 日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり,将来的に発生することが 予想された韓国との間の国交正常化交渉における各問題点について政府 部内で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書1624のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,4ページ (-2-)の「八 賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱」の項 にあり,左から2行目からの約1行分であり,国内における韓国人所有 財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策が記載され,補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日本国内における韓国人財産の連合国財産扱の問題に関連して,韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのある記述である。

(イ) 不開示理由

文書1624の不開示部分に記載された情報は,国内における韓国人 財産について,外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果 であり、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)22及び23ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(68)日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)(文書1627 ・乙B第145号証,番号68,通し番号2-68)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1627(乙B第145号証,番号68,通し番号2-68)は, いずれも外務省が作成した昭和26年10月29日及び同月31日付け 「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」及び同月30日付け 「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と各題する 内部文書で構成されている。

文書1627のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

2ページ(-2-)最初1行目から2行目までの約2行分及び 5ページ(-5-)の左から3行目及び2行目の約2行分 昭和26年10月29日付け及び同月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する各文書にあり,不開示部分の内容は同一である。いずれも日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について,外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。

6ページ(-6-)の右から4行目及び5行目の約2行分

昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する文書にあり、日韓両国間における基本的関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見が記載されている。

10ページ(-10-)右から6行目及び7行目の約1行分昭和26年10月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する文書にあり、日韓交渉についての日韓会議における韓国側の対応について、外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見が記載されている。そのうち及びにおいて不開示とされた部分に記載された情報は、いずれも、韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関する記述が含まれている。

(イ) 不開示理由

文書1627の不開示部分に記載された各情報は,日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり,公表することが予定されていないものであるから,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)23及び24ページ)。

下記ウのとおり、不開示部分のうち、 、 を追加開示し、 、 は不開示を維持したところ、 、 の不開示理由についてふえんして説明すると、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1627のうち,番号68については,不開示理由2に基づく不開示部分である 2ページ(-2-)1行目から2行目までの約2行分, 5ページ(-5-)の左から3行目及び2行目の約2行分, 6ページ(-6-)の右から4行目及び5行目の約2行分, 10ページ(-10-)右から6行目及び7行目の約1行分(被告準備書面(5)23及び24ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 6 2 7 のうち,番号 1 8 2 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 3 ページ(-3-)約2 行分, 4ページ(-4-)約3 行分, 7ページ(-7-)2 行分ほか2 か所, 8ページ(-8-)約2 行分, 11ページ(-11-)約4 行分, 12ページ(-12-)3 行分(被告準備書面(8)59 及び 6 0ページ)のうち, の2 行分を追加開示した。なお, の2 か所及び ないし は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の30(19ページ))。

(69)日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)(文書1629・乙B第146号証,番号69,通し番号2-69)

文書 1 6 2 9 (乙B第 1 4 6 号証,番号 6 9,通し番号 2 - 6 9)にかかる不開示理由 2 に基づく不開示部分は,平成 2 3 年 8 月 2 9 日付追加開示決定により開示済みである。

文書 1 6 2 9 のうち,番号 1 8 4 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 ページ(-1-)中段約 3 行分,左段約 2 行分,2ページ(-2-)1行分, 3ページ(-3-)4 行目ないし6 行目及び 5ページ(-5-)7 行分並びに6ページ及び7ページ(-5-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(8)6 1 及び6 2ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 3 1 (19 及び 2 0ページ))。

(70)日韓問題に関する定例打合会(第1~8回)(昭和26年12月)(文書1631・乙B第147号証,番号70,通し番号2-70)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 6 3 1 (乙B第 1 4 7号証,番号 7 0 ,通し番号 2 - 7 0)は,外務省が作成した文書であり,昭和 2 6年 1 2月 5日から同年 1 2月 2 6日までの間に開催された日韓間の交渉に関する定例打合会の第 2 回から第 8 回までの各会合記録が記載されている。

文書1631のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

10ページ(-10-)右から7行目から9行目までの約3行分 及び10ページ最終行目から11ページ(-11-)1行目までの 約2行分 いずれも昭和26年12月10日に開催された「日韓問題定例打合會(第三回)」と題する文書の「(一)遣韓使節に対する訓令案」の項にあり、当時の対朝鮮半島政策に対する米国の具体的認識内容及び具体的対応方針及びこれについての外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。

14ページ(-14-)最終行から15ページ(-15-)1行 目までの約1行分

上記「日韓問題定例打合會(第三回)」と題する文書の「(六)韓国児童に対する贈物について」の項にあり、日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。

17ページ(-17-)7行目及び8行目の約2行分,同ページ 12行目及び13行目の約1行分,18ページ(-18-)3行目 ないし5行目の約3行分

いずれも昭和26年12月12日に開催された「日韓問題定例打合會(第四回)」と題する文書にあり、上記会合の議題である「小委員会における韓国側提案」に関し、在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び今後の対応方針が記載されている。具体的には、在日韓国人の居住権についての交渉に関する対応方針である。

3 1ページ(-31-)の約1行分,32ページ(-32-)右から4行目の5文字分

同月26日に開催された「日韓問題定例打合會(第八回)」と題する文書にあり、31ページ(-31-)の約1行分の不開示部分には、日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解が記載され、具体的には、請求権問題に関する交渉の対応方針につ

いての意見である。

(イ) 不開示理由

文書1631の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)25及び26ページ)。

下記ウのとおり、不開示部分のうち、 , を追加開示し、 , は不開示を維持したところ、 , の不開示理由についてふえんして説明すると、このような情報を公にすることにより、日本側の交渉の対応方針が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる観点から不開示とすることが適当と判断したものである。また、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

文書 1 6 3 1 については,平成 2 3 年 8 月 2 9 日,不開示理由 2 に基づく不開示部分である 1 0 ページ(-10-)右から 7 行目から 9 行目までの約 3 行分及び 1 0 ページ最終行から 1 1 ページ(-11-)1 行目までの約 2 行分, 1 4 ページ(-14-)最終行から 1 5 ページ(-15-)1 行目までの約 1 行分, 1 7 ページ(-17-)7 行目及び 8 行目の約 2 行分,同ページ 1 2 行目及び 1 3 行目の約 1 行分,1 8 ページ(-

18-)3行目から5行目までの約3行分, 31ページ(-31-)の 約1行分及び 32ページ(-32-)右から4行目の5文字分のうち, , , を追加開示した。なお, , は不開示を維持する(被告準備 書面(14)第2の32(20ページ))。

(71)日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)(文書1632・乙A第148号証, 番号71,通し番号2-71)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1632(乙A148号証,番号71,通し番号2-71)は,昭和27年に外務省アジア局第二課が作成した「日韓交渉の現状」、「日韓会談に関する共同声明」及び「日韓交渉要領案」と各題する内部文書によって構成されており,日韓会談の経緯,日韓国交正常化交渉の今後の展望及び外務省内における検討内容等が具体的に記載されている。

文書1632のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,9ページ(-9-)6行目から10行目までの約4行分であり,昭和27年1月6日付け「日韓交渉要領案」と題する文書の「二財産,請求権処理(附-国籍,処遇問題)」の項にあり,当時,日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題に関する韓国側の対応について,外務省が独自に入手した情報に基づいて,外務省の忌憚のない率直な評価及びこれを前提とした外務省の対応策の方針案が記載されている。不開示情報の内容を補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓間の財産請求権問題についての対処方針の一部であり,韓国側からの請求権問題に関する要求に対する交渉戦術が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 3 2 の不開示部分に記載された情報は,日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について,外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果であるが,公にすることにより,韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(5)26及び27ページ)。

当時の交渉戦術は、これを公にすることにより、日本側の交渉戦術に対する韓国側の対応を巡って韓国側の感情を害するおそれがあるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要がある。本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(72)日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙A第149号証, 番号72,通し番号2-72)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1636(乙A第149号証,番号72,通し番号2-72) は,外務省が作成した「日韓会談 省内打合せ会議事要録」と題する 文書であり,昭和27年3月13日に開催された日韓会談についての 省内会議議事要録で,当時日韓間において懸案事項となっていた財産 請求権問題,漁業問題及び在日韓国人法的地位問題等についての具体的な対策等を検討するため協議した状況及び内容が具体的に記載されている。

文書1636のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,26ページ(-23-)最終行の約1行分であり,「請求権委員会経過報告」の「島参事官の報告要旨」の項にあり,上記委員会における請求権問題に対する韓国側の対応について,出席者の一人である島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感が具体的に記載されている。補足的に説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応についての否定的な評価である。

(イ) 不開示理由

文書1636の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応に関する島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感であり、公表を予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)27及び28ページ)。

このような情報は、公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要がある。本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものと

いえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(77)バーネット国務次官補代理の内話 (文書1684・乙B第154号証,番号77,通し番号2-77)

文書1684(乙B第154号証,番号77,通し番号2-77)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加開示決定により開示済みである。

なお,不開示理由1に基づく不開示部分である3ページ(-3-)5 行目から12行目までの約7行分(被告準備書面(9)7及び8ページ) は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の37(21及び22 ページ))。

(79)日韓問題に関する米側トーキングペーパー (文書 1 6 8 6 · 乙A第 6 6 号証, 番号 7 9 , 通し番号 2 - 7 9)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1686(乙A第66号証,番号79,通し番号2-79)は、 米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」、昭和 39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面、外務 省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー(仮訳)」と題する文書、外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント(案)」と題する文書及び「Japan ese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-K orean Question」と題する英文の内部文書によって構成されている。

文書1686のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,27ページ(-27-)11行目から15行目までの約5行分であり,「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント(案)」と題する文書にあり,国交正常化交渉を進展させるための具体的方策について,米国政府から示唆された見解に対する外務省の率直な見解が記載されている。不開示情報の内容を補充説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓問題の解決策として米国政府から受けた示唆を受けて,外務省内部でそれらにどう対応していくかどうかということについて具体的に検討した内容であるが,その内容は,韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚したものである。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 8 6 の不開示部分に記載された情報は、日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価であり、あくまで外務省内部における検討結果であるから、公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)33及び34ページ)。このような情報は、を公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要がある。本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの

といえる(法5条3号及び6号)。

また、日米間の関係に着目しても、このような米国側の見解は、公にすることにより、日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があるとともに(法5条3号)、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法が定める不開示情報(法5条6号)に該当する。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(80) 対韓援助調整 (文書1689・乙A第156号証,番号80,通し番号280)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1689(乙A第156号証,番号80,通し番号2-80) は,在米日本国大使館が作成した「対韓援助調整に関する件」と題す る公信文であり,AIDポーツ極東局長が,対韓援助の調整問題に関 して語った内容が具体的に記載されている。

文書 1 6 8 9 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は,4ページ(-4-)の約 2 行分であり,対韓援助問題を検討するにあたり,韓国の国内状況について A I D ポーツ極東局長が述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,韓国国民には発展の潜在的資質が備わっているにも関わらず,韓国が当時の国内状況にとどまっている理由に関して,A I D ポーツ極東局長による,韓国政府の対応についての極めて否定的な評価が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1689の不開示部分に記載された情報は,対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な個人的見解で,忌憚のない率直な評価的見解であり,公にすることが全く想定されていないものであるから,公にすることにより,日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず,韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)34及び35ページ)。

イ 原告らの反論

対象文書の全体に対する説明と同じ内容が不開示部分の説明や主張に用いられている場合や,あるいは表現の違いを除けば同じ内容を繰り返しているにすぎず実質的には何も具体的に付加していない場合は,そのような説明や主張では,不開示の理由として不十分なことは明らかである。(中略)不開示部分に関して文書全体とは別個の説明や主張がなされている場合であっても,不開示部分に関する説明や主張が,不開示とはされていない部分にも同じように該当する内容であれば,そのような不開示部分に関する説明や主張は,何ら不開示理由を基礎付ける識別された主張とはならない((原告準備書面(5)3(1)(5ページ))。

ウ 原告らの反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))

エー被告の再反論

不開示部分の説明を補充すれば,同部分には,韓国の教育・技術水準等にも関わらず,韓国が当時のような経済状況にとどまっている理由に関して,米国政府要人による,韓国政府の対応についての否定的な評価が具体的に記載されている。

このような情報は、公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要がある。本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

また、このような米国側の見解は、公にすることにより、日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があるとともに(法5条3号)、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法が定める不開示情報(法5条6号)に該当する。

原告らの上記反論の補充ウ については、当時の対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な見解を現時点で開示することは、依然、日米間及び日韓間の信頼関係を著しく損なうおそれがあり、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少していたとは言い難く、原告らの当該反論は事実を踏まえたものではなく失当である。また、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条6号)(本準備書面第7の1(3)ウ(559ページ))。

原告らの上記反論の補充ウ については、法5条各号の不開示事由へ

の該当性とは関係がないものであり理由がない(本準備書面第7の1(3) エ(560ページ)。

原告らの上記反論の補充ウ については,他国政府の立場又は考え方についての情報であっても,我が国の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすものについては,我が国政府が保有する文書からは公にしないことが適当である(本準備書面第7の1(3)エ(560ページ))。

(83)日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話 (文書1695・乙B第67号 証,番号83,通し番号2-83)

文書1695(乙B第67号証,番号83,通し番号2-83)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加開示決定により開示済みである。

不開示理由3に基づく不開示部分である 19及び20ページ(-18-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分)及び 21ページ(-19-)下から3行目から22ページ(-20-)下から4行目までの約18行分(被告準備書面(3)18及び19ページ)は、いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の41(23ページ))。

(87)対韓経済協力 (文書1743・乙A第162号証,番号87,通し番号2-87)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1743(乙A第162号証,番号87,通し番号2-87) は,外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付 け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり,日韓交渉の 推移により想定される対韓経済協力について外務省内部で検討した内 容が具体的に記載されている。

文書1743のうち不開示理由2に基づく不開示部分は,5ページ (-5-)12行目及び13行目の約1行分,「対象プロジェクト」 の項にあり,韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省 内で検討した結果が率直な見解として記載されている。不開示情報の 内容を補充説明すれば,不開示部分に記載された情報は,韓国政府が 立案した経済開発5カ年計画(1962年~1966年)の実現可能 性に対する否定的評価である。

(イ) 不開示理由

文書1743の不開示部分に記載された情報は,韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり,公にすることが全く想定されていない内部情報であるから,公にすることにより,日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)40及び41ページ)。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があおり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(88)対韓経済協力試案 (文書 1 7 4 8 ・乙A第 1 6 3 号証,番号 8 8 ,通し番号 2 - 8 8)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1748(乙A第163号証,番号88,通し番号2-88) は,外務省経済協力部が作成した昭和37年2月7日付け「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり,日韓交渉妥結後に想定される対韓経済協力に関する問題点について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書 1 7 4 8 のうち,不開示理由 2 に基づく不開示部分は,6ページ(-6-)4行目及び 5 行目の約 1 行分であり,「対象プロジェクト」の項にあり,韓国政府が立案した経済開発 5 カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解として記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1748の不開示部分に記載された情報は、韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)41ページ)。

最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり,本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば,韓国との外交に係

る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(89)日韓会談今後の進め方 (文書1787・乙A第72号証,番号89,通し番号2-89)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1787(乙A第72号証,番号89,通し番号2-89)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」,「日韓会談における日本側の立場」,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」,外務省アジア局が作成した同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」,外務省情報文化局国内広報課が作成した同月24日付け「最近における日韓問題PR実績」,外務省アジア局北東アジア課が作成した同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」,同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」,同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1787のうち不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

2ページ(-2-)2行目から8行目までの約7行分

「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する文書にあり, 当時,日韓両国における最重要懸案事項の一つであった在日韓国 人法的地位問題に関する二重国籍問題に関し,佐藤総理が懸念している問題点を指摘した上で解決策を事務次官に指示した内容が 具体的かつ直接的な表現で記載されている。具体的には,同解決策を事務次官に指示した内容が具体的かつ直接的な表現で記載されており,差別的とも受け止められかねない内容である。

58ページ(-58-)3行目から5行目までの約3行分及び 59ページ(-59-)2行目から5行目までの約3行分

いずれも昭和40年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書にあり、当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった漁業問題に関する日本側の提案が撤回された原因について、外務省内部で検討協議した結果が具体的に記載されている。具体的には、日本側の同提案が撤回された原因が、特定の個人名を挙げて指摘されている。

(イ) 不開示理由

文書1787の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見であり、公にすることが全く想定されていない内部情報であるから、公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)41ないし43ページ)。

最も重要な隣国であると同時に,現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり,本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば,韓国との外交に係る国の事

務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(91)日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年) (文書179 2・乙B第165号証,番号91,通し番号2-91)

文書1792(乙B第165号証,番号91,通し番号2-91)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加開示決定により開示済みである。

文書 1 7 9 2 のうち,番号 2 2 9 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 0 2 ページ(-102-)2 行目から 7 行目まで, 1 2 2 ページ(-122-)2 か所, 1 2 3 ページ(-123-)1 1 行目から 1 2 4 ページ(-124-)1 行目まで(被告準備書面(9)36 及び37ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の46(24 及び 25 ページ)。

(92)日韓条約及び諸協定関係対米折衝(来電:昭和36年) (文書1793・乙 A第166号証,番号92,通し番号2-92)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1793(乙A第166号証,番号92,通し番号2-92) は,在米日本大使館等が作成した複数の電信文によって構成され,日 韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我 が国の見解が具体的に記載されている。

文書 1 7 9 3 のうち不開示理由 2 に基づく不開示部分は , 6 1 ページ (- 6 1 -) 本文 2 行目から 5 行目までの約 3 行分及び 6 行目及び

7行目の約1行分であり、昭和36年11月21日付けで在米西山臨時大使が川島大臣臨時代理あてに発信した「米国の対韓援助に関する件」と題する文書にあり、訪米した韓国朴議長が米政府当局と対韓援助関係について話し合った内容について情報提供してもらった相手方について記載されている。具体的には、不開示部分に記載された情報は、米国の対韓援助関係について聴取した情報提供者に関する個人情報である。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 9 3 の不開示部分に記載された情報は,上記米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり,情報ソースであって公にすることが全く想定されていないものであるから,公にすることにより,日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず,韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)45ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(93)日韓関係に関する在京米大使館の内話 (文書1796・乙B第167号証,番号93,通し番号2-93)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1796(乙B第167号証,番号93,通し番号2-93) は,昭和37年に外務省北東アジア課が作成した複数の文書によって 構成され,日韓関係の調整に関し,現状と今後の展望についての分析 を交え,米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に 記載されている。

文書1796のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は, 16 ページ(-16-)6行目から18ページ(-17-)3行目までの 約2ページ分(-16-に「次ページ不開示」と記載されている部分を 含む),18ページ(-17-)10行目から19ページ(-18-) 8 行目までの計約 9 行分,同ページ(-18-)10 行目の約1行分, 20ページ(-19-)4行目及び5行目の約2行分,21ページ(-20-)9行目から22ページ(-20-に「次ページ不開示」と記 されている部分), 27ページ(-25-)10行目から28ペー ジ(-26-)2行目までの約4行分, 35ページ(-33-)の 約3行分,及び 48ページ(-46-)最終行から49ページ(-47-)2行目までの約2行分,同ページ6行目から9行目までの約 4行分であり、 の不開示部分は、同年2月7日付け北東アジア課作 成の「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書 中にあり、の不開示部分は、同年3月19日付け北東アジア課作成 の「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話に関する件」と題する 文書中にあり、の不開示部分は、同年3月23日付け北東アジア課 作成の「在京米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、 の不開示部分は、同年4月6日付け北東アジア課作成の「在京米大

の不開示部分には,韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が,の不開示部分には,韓国情勢に対する米国側の分析が,の不開示部分には,尹大統領が駐韓米大使に話した自らの政治方針について率直な意見が,の不開示部分には,韓国政府についての米国側の率直な評価が記載されている。

使館員の内話に関する件」と題する文書中にある。

そのうち, について具体的に補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,在日米国大使館書記官と外務省との間で秘密裏に開かれた会合において提供された韓国の政情等についての機密情報等であり,また,米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたことである。

(イ) 不開示理由

文書1796の不開示部分に記載された各情報は、いずれも在日米 国大使館書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報 等であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、公 にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるの みならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機 関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国と の間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5条3号及び6号)(被告準備書面(5)45ないし47ページ)。

さらに、下記工のとおり、不開示部分のうち、 , , を追加開示し、 は不開示を維持したところ、 の不開示部分についてふえんして説明する。 の不開示部分に記載された情報は、在日米国大使館書記官と外務省との間で秘密裏水面下に開かれた会合において提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、また、米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたという情報である。 米国大使館員は第三国関係者に当たるが、米国側から提供を受けた機密情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として不開示としたものである。

イ 原告らの反論

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の 経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値 を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと, などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18 ないし20ページ))。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1796のうち,番号93については,不開示理由2に基づく不開示部分である 16ページ(-16-)6行目から18ページ(-17-)3行目までの約2ページ分(-16-に「次ページ不開示」と記載されている部分を含む), 18ページ10行目から19ページ(-18-)8行目までの約9行分,同ページ10行目の約1行分,20ページ(-19-)4行目から5行目までの約2行分,21ページ(-20-)9行目から22ページ(-20-に「次ページ不開示」と記されている部分), 27ページ(-25-)10行目から28ページ(-26-)2行目までの約4行分, 35ページ(-33-)の約3行分及び 48ページ(-46-)最終行から49ページ(-47-)2行目までの約2行分,同ページ6行目から9行目までの約4行分(被告準備書面(5)45ないし47ページ)のうち, , を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 7 9 6 のうち,番号 2 3 1 にかかる不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 4 ページ(-22-)3行目から 4 行目までの約 2 行分, 2 5 ページ(-23-)8 行目から 9 行目までの約 2 行分(被告準備書面(9)38 及び 3 9 ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 4 7 (2 5 及び 2 6 ページ))。

エー被告の反論

原告らの上記反論 については、当時の対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な見解を現時点で開示することは、依然、日米間及び日韓間の信頼関係を著しく損なうおそれがあり、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少していたとは言い難く、原告らの当該反論は事実を踏まえたものではなく失当である。また、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条6号)。(本準備書面第7の1(3)ウ(559ページ))

原告らの上記反論イ については,法5条各号の不開示事由への該当性とは関係がないものであり理由がない (本準備書面第7の1 (3) エ (560ページ))。

原告らの上記反論イ については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすものについては、我が国政府が保有する文書からは公にしないことが適当である(本準備書面第7の1(3)工(560ページ))。

(94)池田総理ハリマン国務次官補会談 (文書1798・乙B第168号証,番号94,通し番号2-94)

文書1798(乙B第168号証,番号94,通し番号2-94)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加開示決定により開示済みである。

文書 1 7 9 8 のうち,番号 2 3 2 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 1 0 ページ(-10-)5 行目から 6 行目までの約 2 行分, 1 1 ページ(-11-)6 行目から 9 行目までの 4 行分(被告準備書面(9)3 9 及び 4 0 ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準

備書面(14)第2の48(26ページ))。

(96)大平大臣, ラスク長官会談 (文書1805・乙B第170号証,番号96, 通し番号2-96)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1805(乙B第170号証,番号96,通し番号2-96) は,昭和37年に外務省等が作成した複数の文書によって構成され, 日韓関係の調整に関し,現状と今後の展望についての分析を交え,米 国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書1805のうち不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

11ページ(-11-)最終行から13ページ(-12-)1 1行目までの約1ページ12行分(-11-に「次ページ不開示」 と記されている部分を含む)

アメリカ局竹内参事官作成の同年9月25日付け「大平大臣,ラスク長官会談録」と題する文書の「昼食時の談話」の項にあり, ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に関して発言した内容が 具体的に記載されている。

15ページ(-14-)16行目から16ページ(-15-)6 行目までの計約10行分

16ページ(-15-)13行目から最終行までの約8行分,1 7ページ(-16-)6行目から13行目までの約7行分

18ページ(-17-)4行目から16行までの約13行分 文書1805の不開示部分の記載内容は,それぞれ以下のとおりで ある。

, 及び は上記文書の「昼食時の談話」の項にあり,ソ連情勢, 米ソ関係,日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の 内容が具体的に記載されている。

28ページ(-27-)最終行から31ページ(-28-)3行目までの約2ページ4行分(-27-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分を含む)

同年12月5日付け「大平大臣とラスク国務長官との会談の件」 と題する電信文にあり,ラスク国務長官がソ連情勢及び中国情勢 に関して発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容が具 体的に記載されている。

その内 及び について補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,ラスク国務長官,ハリマン国務次官補,大平外務大臣が,ソ連の領土問題問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後を巡る対応の誤りについて言及した内容が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1805の不開示部分に記載された各情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と米国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)48ないし50ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

文書 1 8 0 5 については、平成 2 3 年 8 月 2 9 日、不開示理由 2 に基づく不開示部分である 1 1 ページ(-11-) 最終行から 1 3 ページ(-12-) 1 1 行目までの約 1 ページと 1 2 行分(-11-に「次ページ不開示」と記されている部分を含む)、 1 5 ページ(-14-) 1 6 行目から 1 6 ページ(-15-) 6 行目までの約 1 0 行分、 1 6 ページ(-15-) 1 3 行目から最終行までの約 8 行分、1 7 ページ(-16-) 6 行目から 1 3 行目までの約 7 行分、 1 8 ページ(-17-) 4 行目から 1 6 行までの約 1 3 行分、 2 8 ページ(-27-) 最終行から 3 1 ページ(-28-) 3 行目までの約 2 ページと 4 行分(-27-に「次ページ以下 2 ページ不開示」と記載されている部分を含む。)のうち、、、を追加開示した。なお、、、は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 5 0 (2 6 及び 2 7 ページ)。

(101)金中央情報部長訪日 (文書1821・乙B第175号証,番号101,通 し番号2-101)

文書1821(乙B第175号証,番号101,通し番号2-101) にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付 追加開示決定により開示済みである

文書 1 8 2 1 のうち,番号 2 3 9 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 2 3 ページ(-23-)5 行目から末行まで,2 4 ページ(-24-)1 行目及び 4 9 ページ(-49-)2 行目から8 行目までの約7 行分(同一内容)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の56(28及び29ページ))。

(102)金中央情報部長訪米 (文書1823・乙B第74号証,番号102,通し番号2-102)

文書1823(乙B第74号証,番号102,通し番号2-102) にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付 追加開示決定により開示済みである

文書 1 8 2 3 のうち,番号 3 8 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 2 2 ページ(-15-)上から 2 行目から 6 行目までの約 5 行分(被告準備書面(3)2 9 及び 3 0 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 5 7 (2 9 ページ))。

(102-2)日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙A第371号証, 番号102-2,通し番号2-102-2)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1863(乙A第371号証,番号102-2,通し番号2-102-2)は,外務省政務局経済課が昭和25年4月8日付けで作成した「日韓船舶協定について」,同年5月12日付け「日韓貿易及び金融協定並びに海運協定妥結の件」と各題する内部文書等により構成されており,日韓船舶協定及び日韓通商協定の概要並びに締結過程が記載されている。

文書1863のうち,不開示理由2に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

27ページないし33ページ(-26-に「次ページ以下7ページ」と記載されている部分)

昭和25年4月に発効した日韓通商協定について通産省が行った解説であり,成立経緯,金融協定,貿易協定等日韓通商に関す

る日本政府の具体的な解釈あるいは対応方針が記載されている。

50ページ及び51ページ(-42-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載されている部分)

日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する 日本政府の具体的な対応方針が記載されている。

60ページないし62ページ(-50-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載されている部分)

日韓通商協定に基づいて昭和26年4月に日韓間において合意 された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府 の解釈ないし見解が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

不開示部分に記載された情報は、日韓通商協定、貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(105)日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙B第79号証,番号105,通し番号2-105)

アー被告の主張

文書1876(乙B第79号証,番号105,通し番号2-105)にかかる不開示理由2に基づく不開示部分は,平成23年8月29日付追加

開示決定により開示済みである。(文書1876のうち,番号43に係る不開示理由3に基づく不開示部分である4ないし6ページ(-3-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された部分)(被告準備書面(3)35及び36ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の61(30及び31ページ))。

(106)日韓会談等に関する在外公館への訓令 (文書1877・乙A第80号証, 番号106,通し番号2-106)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1877(乙A第80号証,番号106,通し番号2-106) は,岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓 会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ 発信した日韓会談等に関する複数の電信文によって構成されている。

文書1877のうち不開示理由2に基づく不開示部分は,16ページ(-16-)の約2行分であり,藤山外務大臣が吉沢駐インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文中にあり,韓国情勢に関して本省から在外公館に伝達する際の注意事項が記載され,具体的には,今後,電報で韓国との諸問題等を扱う際の注意事項が具体的に記されている。

(イ) 不開示理由

文書 1877の不開示部分に記載された情報は,韓国情勢等に関して 在外公館から本省に伝達する際の注意事項であるから,公にすることに より,韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長 が認めることにつき相当の理由があり,また,韓国との間における外交 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号) (被告準備書面(5)58及び59ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(107)韓国政変 (文書1878・乙A第178号証,番号107,通し番号2-1 07)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1878(乙A第178号証,番号107,通し番号2-107)は,在香港総領事が外務大臣に宛てた昭和35年5月10日付け「韓国政変の内情に関する当地 筋の入手した情報等の報告の件」と題する文書及び在英大使が小坂外務大臣に宛てた昭和37年2月9日付け「英国外務省朝鮮担当課長が韓国の情勢に関し,2月8日官印に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書によって構成され,日韓国交正常化交渉に関する英国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記載されている。

文書1878のうち不開示理由2に基づく不開示部分は、1ページ(-1-)4か所、2ページ(-2-)8か所、3ページ(-3-)12か所、4ページ(-4-)12か所、5ページ(-5-)12か所及び8ページ(-8-)2行目から3行目までの約1行分であり、1ページから5ページまでの不開示部分は「韓国政変の内情に関する当地筋の入手した情報等の報告の件」と題する文書にあり、いずれも、上記情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示である。

8ページ(-8-)の不開示部分は「英国外務省朝鮮担当課長が韓国の情勢に関し,2月8日官印に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書にあり、韓国政府要人についての人物評価が具

体的に記載されている。不開示情報の内容を補充説明すれば,不開示部分に記載された情報のうち,1ページないし5ページの不開示した部分は,在香港総領事が外務大臣に宛てた韓国政変の内情に関して某国筋から入手した情報の極秘の報告電報の中で,同情報を提供した人物や外国の関係者等が記載されており,8ページの不開示部分には,在英大使が外務大臣に宛てた英国外務省朝鮮担当課長から韓国情勢に関して入手した情報の報告電報の中で,朴政権の要人についての人物評価が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 7 8 の不開示部分に記載された各情報は、いずれもいわゆる外交交渉の水面下において入手した機密情報に該当するものであり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、外国政府からのみならず、他の外国からの協力を得ることも困難になることが予想され、外国政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法 5 条 3 号及び 6 号)(被告準備書面(5)59及び60ページ)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(108)日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号108, 通し番号2-108)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1881(乙A第82号証,番号108,通し番号2-108)

は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書であり、文書1881のうち不開示理由2に基づく不開示部分は104ページ(-104-)左ページ(203)28行目から右ページ(204)2行目までの約6行分、9行目から13行目までの約5行分、18行目及び19行目の約2行分及び105ページ(-105-)の右ページ(206)12行目から22行目までの約11行分であり、いずれも、「李ラインにおける国際法上の問題点」の項にあり、いわゆる李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内部で個別具体的な場面を想定して協議検討した内容が記載されている。不開示情報の内容を補充説明すれば、不開示部分に記載された情報は、いわゆる李承晩ライン水域において、我が国漁船が韓国警備船から拿捕・連行されることを防ぐために、我が国漁船が韓国警備船から拿捕・連行されることを防ぐために、我が国巡視船が実力を行使する場合を想定し、種々の問題点を詳細に分析した内容であり、我が国の安全保障や公安に関わるものである。

(イ) 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された各情報は、いずれも日韓間における懸案事項の一つであったいわゆる李承晩ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等であるから、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)60及び61ページ)。

これらを公にすることにより,我が国が実力を行使する場合の具体 的な要件等が明らかとなれば,韓国政府との信頼関係が損なわれるお それがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があり,また, 日本漁船拿捕防止に関する具体的な方針を明らかにすることにより, 日本船舶の保護を含む国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが ある。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

(109)日韓国交正常化交渉の記録 総説三 (文書1915・乙B第84号証,番号109,通し番号2-109)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

(イ) 不開示理由

文書1915の不開示部分に記載された情報は、いずれも、外務省

内部における検討協議における見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)(被告準備書面(5)61ページ)。

下記ウのとおり,不開示部分のうち, , を追加開示し, は不 開示を維持したところ, の不開示部分についてふえんして説明する。

最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があり、本件不開示部分についてもその観点から不開示とすることが適当と判断したものである。韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条3号及び6号)。

イ 原告らの反論

個別反論なし。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1915のうち,番号109については,不開示理由2に基づく不開示部分である 229ページ(-229-)1行目から2行目までの約1行分, 241ページ(-241-)4行目の5文字及び 242ページ(-242-)最終行の約1行分,243及び244ページ(-242-に「以下2ページ不開示」と記載されている部分),被告準備書面(5)61ページ)のうち, を追加開示した。他方, は不開示を維持する。

文書 1 9 1 5 のうち,番号 4 8 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 2 4 0 ページ (-2 4 0 -)「三 長期的対策」の項の右から

6 行目の一部(被告準備書面(3)40及び41ページ)は,不開示を維持する。

おって,文書1915,番号258に係る不開示理由1に基づく不開示部分である 113ページ(-113-)5行目から6行目まで, 114ページ(-114-)5行目から7行目まで, 123ページ(-123-)8行目から124ページ(-124-)3行目まで, 128ページ(-128-)1か所,155ページ(-155-)1か所, 130ページ(-130-)5行目から8行目まで, 173ページ(-173-)3か所(被告準備書面(9)62ないし64ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の63(31及び32ページ))。

第8 不開示理由3について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

開示理由3に該当する文書は,現在においても日韓間で立場の異なる竹島 問題に関する日韓間の交渉や,政府内部での検討の様子等が子細に記された ものである。上記文書を開示することで,現在においても日韓で未解決の問 題として存在する竹島問題に関する我が国政府の関心事項や韓国側の主張に 対する我が方の対応方針及びその検討状況が公となり,同問題についての日 本政府の交渉上の立場を不利にする蓋然性が極めて高い。

(2) 原告らの反論(原告準備書面(1)第4の2(24及び25ページ),同(4)第1の1及び2(5ないし7ページ),同(4)第1の3(7及び8ページ),同(4)第1の5(8及び9ページ),同(4)第2(9及び10ページ))

ア 対韓国をめぐる日本外交に与える影響について

被告は、竹島問題についてそれが日韓関係で未解決の問題として存在することから、竹島問題に関わる一切の情報の不開示を正当化しようとしている。半世紀も前の検討内容の公開がそのまま今日の外交交渉に具体的な影響を与えることは、到底想定できないものである。すでに日韓両政府の広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて、竹島問題に関する被告の具体的な考え方や分析法、立論等の多くは、すでに公となっている。そこでは、竹島問題に関して日韓両国がそれぞれ論拠とする内容や主張と矛盾する内容は、明らかとされている。それにもかかわらず、日韓会談の議事や準備資料において竹島問題に言及した部分が、特段に外交交渉に具体的な影響を及ぼすと考える根拠は存在しない(原告準備書面(1)第4の2(24及び25ページ))。

イ 公開の予定や忌憚のない意見交換はそれ自体が不開示理由ではない

(中略)公開の予定や忌憚のない意見交換といった事情は、それ自体は何ら不開示理由に該当しないのであるから、被告が法5条3号に定められた不開示事由に該当すると主張するのであれば、そのような事情が現在又は将来にわたる信頼関係や外交交渉上の不利益をどのように損なうのかを具体的に主張しなければならない(原告準備書面(4)第1の1(5及び6ページ))。

ウ 信頼関係と外交交渉上の不利益との区別

被告は,不開示理由3の内容である法5条3号所定の事由について,「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉上不利益を被るおそれ」を特段に区別することなく論じている。「交渉上の不利益を被るおそれ」が認められるためには,問題となっている事項が現在でも交渉が継続している事項であることが必要とされる。そして,そのような交渉の継続が認められる場合であっても,「交渉上の不利益を被るおそれ」が認められるためには,現在の交渉において問題の焦点になっている事項を具体的に特定したうえ

で、開示請求対象文書が、そのような具体的な事項に関連する文書であること、ならびに今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることが、被告によって具体的に主張立証される必要がある(原告準備書面(4)第1の2(6及び7ページ)。

エ 時の経過と「現在及び将来」のおそれ

約半世紀にわたる時の経過を経てもなお、その情報の公開が具体的な不利益をもたらし、あるいは信頼関係を損なうような事態は通常はありえない。世界の多くの国々で今日、外交文書に関する30年公開原則が受け入れられているもとで、30年以上の時を経過した文書は原則として公開が予定されているのであって(甲第103号証)、その公開が予測外の事態であるということもできない。逆に、それでもなお、現在又は将来に関する交渉上の不利益をもたらしあるいは信頼関係を損なうというのであれば、そこには特別な事情が必要である(原告準備書面(4)第1の3(7及び8ページ))。

オ 韓国や第三国代表の発言部分等'

法 5 条 3 号の不開示理由について,被告が韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解を不開示にしている場合がある。

相手方である韓国や,あるいは第三国の発言部分や見解が記載されているからといって,その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切ない。したがって,そのような記載を公開することにより,日本側にとって外交交渉上の不利益が生じることはおよそ考えられない(原告準備書面(4)第1の5(8及び9ページ))。

カ 全文不開示文書における被告の説明不足

被告が文書の全文を不開示としつつ、その内容を十分説明していない場合がある。竹島問題に関する具体的見解であるというだけでは不開示にする理由としては全く不十分である。また、不開示の対象はいずれも電信文

の全文であるが、これらの文書の体裁に照らして、開示することに何ら支障のない箇所も存在するはずである(原告準備書面(4)第2(9及び10ページ)。

- (3) 被告の再反論(被告準備書面(10)第3の1(2)(19及び20ページ),同(10)第1の3(10ないし15ページ)))
 - ア 一般論として述べれば,政府部内で検討された内容のうち,政府として公にすることが可能であると判断したものが,政府の広報活動や国会審議における政府答弁を通じて公になることがあるのであり,政府部内での検討結果の全てがこれらの広報活動や国会審議によって公になるわけではないことは明らかである。したがって,広報活動や国会審議から得られる断片的な情報のみに基づいて開示の可否を論じようとする点で,原告主張は方法論として既に不相当である。

また、竹島問題に関しては、現在においても過去と比して日韓両国政府の基本的立場に変更はなく、竹島問題は依然として日韓間における最も重要な懸案事項の一つである。加えて、現在及び将来の日韓関係が、かねてからの政府部内での検討と実際の外交交渉の積み重ねの上に成り立つものであることはいうまでもないところであって、本件不開示文書が作成された当時において日本政府部内で竹島問題に関して検討等した内容は、正に、今後、韓国政府との間で竹島問題について交渉する際における日本政府の方針となり得るものであり、また、日本政府が把握している情報は、韓国政府が日本政府の方針を把握ないしは推測する材料となり得るものである。

よって,竹島問題に関する不開示情報が公開されれば,日本政府が交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高いといえるから,原告らの上記主張は理由がない(被告準備書面(10)第3の1(2)(19及び20ページ))。イ 原告らは,「公開を予定していないこと」及び「忌憚のない意見交換が

できなくなるおそれがある」といった事情は、それ自体は法5条3号に定められた不開示事由に該当しないと主張するが、公開が予定されていない情報が公にされれば、他国との信頼関係が損なわれるおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるところである。したがって、公開が予定されていない情報を公にすることは、法5条3号の不開示理由に該当し得るところ、原告らの上記主張はかかる因果関係を踏まえない失当なものである。

- ウ 法5条3号においては、行政機関の長に裁量権が付与されており、司法 審査においては、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合 理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判 断することが適当であるとされている。したがって、法5条3該当性が問 題となった場合、行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超 え、又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告らが主張 立証責任を負う。原告らが主張しているような態様での主張立証を行う義 務を被告は何ら有しない。また仮に、不開示部分についてはこれ以上の説 明を加えようとすれば、それは、当該部分を開示するのと同等の効果を生 ぜしめることにもつながりかねない(被告準備書面(10)第1の3(1 0ないし15ページ))。
- エ 時間の経過については,第3において詳細に再反論済みであるため,繰り返しは避けるが,法5条は,不開示情報該当性の判断要素として,原告らが指摘するような時間的要素は考慮要素に含めていない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))。特に不開示理由3に関してふえんして説明すれば,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,最近の竹島問題をめぐる動きを見ても明らかなように,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告らの当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失

当なものであると言わざるを得ない。

- オ 韓国側の発言であっても,当該発言は約半世紀前も行われたものであり, 現世代の政府関係者及び国民は,当該発言の内容を知らない蓋然性が高い 状況の下,改めて当該発言の内容が公にされれば,新たに発表されたこと と同じように受け止められ,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利 益を被るおそれは当然存在している。また,たとえ韓国側の発言であって も,日本側の記録である以上,日本側の立場に立って記録がとられること から,その内容は韓国側の記録とはおのずと異なるものであり,原告らの 当該主張は失当である。米国等の第三国の関係者の発言についても,当該 国との率直な意見交換の内容が公にされれば,当該国との信頼関係を損な うおそれは常時存在しており,信頼関係が損なわれれば,以後,当該国と の間で忌憚のない意見交換や協議が困難になるところである。
- カ 全文不開示文書についても、被告は、竹島問題という機微な性質を踏まえて、合理的な範囲で主張立証している。上記ウのとおり、原告らにおいて、被告が裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立証しなければならない。なお、原告らは、電信文の時間、電信文の送信者、宛先、件名など外形的な情報まで不開示とする理由が不明である旨主張しているが、被告としては、電信に記載されている番号、日付、時間、送信者、宛先等は、電信文の内容部分と結合して初めて、いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではないことから不開示としたものである(被告準備書面(10)第1の3(10ないし15ページ))。

なお、竹島問題は、依然として未解決のまま存在し、今後の日韓関係に 影響を与える問題であり、政治家、市民団体、国民、マスコミ等からの関 心がますます高まっているのが実情である(乙A第415号証ないし乙A 第450号証及び乙A第452号証ないし乙A第486号証)。

2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張

(1) 拿捕事件対策(文書902・全部不開示(乙号証なし),番号1,通し番号3-1)

文書902は,不開示理由3及び4に該当する。原告と被告の主張のや りとりは不開示理由4(番号6-2)と同様である

(3) 日韓会談決裂善後対策(文書1062・乙A第46号証,番号3,通し番号3-3)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1062(乙A第46号証,番号3,通し番号3-3)は,昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与(当時)が作成した内部文書であり,日韓会談が決裂したことを憂慮し,韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の個人的見解を表明した内容が記載されている。

文書 1 0 6 2 のうち、不開示理由 3 に基づく不開示部分は 9 ページ(- 9 -)の最初から約 7 行分であり、日本と韓国との間において懸案となっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する対応について具体的な見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1062の不開示部分に記載された情報は,日韓関係において重要な懸案事項の一つであったいわゆる李承晩ライン問題に関する対応について述べた極端な内容を含む見解であり,あくまで,政府内部において示された個人的な見解であり,公開されることが予定されていないものであり,このような内部的な個人的見解まで公開されることになれば,

今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。

のみならず、このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)被告準備書面(2)14及び15ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,久保田外務省参与(当時)による,日本と韓国との間の懸案事項となっている李承晩ライン問題に対する対応について,久保田氏の韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の見解が具体的に記載されている部分であるとされる。

被告は、久保田氏の韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の見解と説明するが、不開示部分は、久保田氏の主張する見解のうち、「二、速時的対策」として紹介される対策であるから、「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴などを挙げている点や、9ページの最後に「然し之を実行し武力衝突となると」と記載されている点に鑑みれば、武力衝突の可能性のある「別紙水産庁案」であるものと思われ、必要であれば韓国側の無法に対し日本側も強硬手段やむなしの態度を見せつけるべき(海上保安庁ないし保安庁警備隊による保護を受けた出漁)旨の具体的な主張であったことは、想像に難くない。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について,被告は,「このような情報が公にされると,韓 国との信頼関係が損なわれるおそれもあり,我が国政府の関心事項や韓 国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況 等が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれが ある」ことから,法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分は、極端な内容を含む、あくまで個人的な見解であり、公開されることが予定されていないものであることや、内部的な個人的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがあること、さらに、このような情報が公開されると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあることを不開示の根拠とする。

- a しかしながら、公開を予定しているか否かは、個人情報に関する不開示事由(法5条1号イ)では問題になる余地があり得るとしても、法5条3号との不開示事由とは関係がないし、むしろ、個人的見解であるならば、外務省や日本政府とは全く関係がない内容であるから、外交上の不利益を生ずる余地がない。
- b また,忌憚のない意見交換ができるか否かは,審議・検討等情報に 関する不開示事由(法5条5号)では問題になる余地があり得るとし ても,やはり5条3号との不開示事由とは関係がない。
- c 加えて、文書の作成時から約半世紀にわたる時の経過があることや、韓国側の韓日会談に関する文書がすでに公開されている経緯からしても、開示請求対象文書に記載されている当時の議論を公開したからといって、萎縮効果が働くことがないことも明らかである。

なお、韓国との「信頼関係が損なわれるおそれ」についても、韓国側でも有名な久保田氏の個人的見解を開示したからといって、今更どのように具体的に韓国との信頼関係が損なわれるのかが疑問であり、約半世紀にわたる時の経過があることを踏まえるならば、そのような過去の時点において日本がどのような検討を内部で行っていたかが公になったか

らといって、現在から将来に向けた韓国との信頼関係が損なわれるおそれなどは到底認められない。

さらに、被告は、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするとも主張するが、李承晩ライン問題はすでに終結した問題であって、日韓両政府による交渉の継続性すらないのであるから、不開示部分を開示したとしても、何ら今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとはいえず、交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の2(16ないし18ページ))。

ウ 被告の再反論

(ア) 原告主張イ(イ) a に対する再反論

外交交渉に関し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は,我が国政府による公式見解そのものではないものの,市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や個人的意見とは異なり,当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものである。また,本件個人的見解は,行政文書として保存されており,我が国政府における組織的検討の一要素であったことを示唆している。

こうした中,かかる個人的見解や個人的意見を開示することは,相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ,また,かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も,右があたかも我が国政府の真意や受け入れ可能な譲歩であるといった誤解を生じさせるおそれがある。したがって,かかる個人的見解や個人的意見の開示は,我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず,相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがあり,不開示情報(法5条3号)に該当するものである。

竹島問題のような細心の注意が求められる重要懸案事項については, こうした不開示理由は一層強く当てはまる。

(イ) 原告主張イ(イ) b に対する再反論

上述のとおり,本件個人的見解は,当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであり,公開されることが予定されていないこのような内部的な個人的見解まで公開されることになれば,今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見表明ができなくなり,我が国外交交渉上の不利益を生じせしめるおそれがある(法5条3号)。

(ウ) 原告主張イ(イ) c に対する再反論

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(4) 対韓関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙A第47号証,番号4,通 し番号3-4)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1070(乙A第47号証,番号4,通し番号3-4)は,昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針(案)」と題する外務省が作成した総数19ページの内部文書及び「日韓問題」と題する外務省が作成した総数6ページの内部文書によって構成され,日韓会談決裂後における対韓国関係についての対応等に関する政府内部の見解が記載されている。

文書1070のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は23ページ (-23-)最初から3行目であり,「日韓問題」と題する文書中の竹 島問題に関する記述がなされた部分で,竹島問題に関する日本政府の提 議を韓国政府が拒否したことに対して検討されていた具体的対策が記載 されている。不開示情報の内容をさらに補充説明すれば,不開示部分に は,韓国が,竹島を不法占拠する態度を顕著に示すに至った上,我が国 から本件を国際司法裁判所に付託するという我が国の提案を拒否したこ とを受けて,我が国が検討した具体的な代替案が記されている。

(イ) 不開示理由

文書1070の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか,韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等,日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては,政治的な重要性,歴史的経緯,国際法上の論点,両国国民の感情,さらには国際社会の認識等も踏まえた上で,万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上にかんがみれば,これを公にすることにより,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)15及び16ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

具体的対策と言うが,不開示部分はわずかに7文字にすぎず,しかも, 日本が竹島問題を国際司法裁判所において解決しようと提案したのに対 し、韓国がこれを拒否したことから、何らかの対策をすると記述されている点からすれば、せいぜい、日本側からの実力行使に関する何らかの対策が記載されていたものと推測出来る。

(イ) 不開示理由の不存在

- a 「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓 両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であっ て、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問 題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特 定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示 情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していること を具体的に主張立証しなければならない。
- b たった7文字で表現される対策のどこが具体的であるかも問題であるが,容易に想像出来るような内容(韓国に対する実力行使を伴った対策)であり,かつ,50年近くも前の日本政府の具体的な対策が明らかになったからと言って,竹島問題に対する日本政府の現在または将来の具体的対応方針が明らかとなるはずもなく,今後の交渉に影響を与えることもないのであるから,この点に関する被告の主張は具体性を欠いており,交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の3(18及び19ページ))。

ウー被告の再反論

(ア) 原告側主張イ(イ)aに対する再反論

原告は、「現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の 焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意 義を有していることを具体的に主張立証しなければならない」旨主張している。 法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において 反論済みであるが,法5条3号においては,行政機関の長に裁量権が付 与されており,司法審査においては,行政機関の長の第一次的な判断を 尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のもので あるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したが って,法5条3号該当性が問題となった場合,行訴法30条に基づき, 行政機関の長の裁量権の範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎 付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張している ような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。また,仮に, 不開示部分について,これ以上の説明を加えようとすれば,当該部分を 開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

しかして、竹島については、我が国固有の領土でありながら、韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は, 当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉 上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告側主張イ(イ)bに対する再反論

不開示部分の長短は,不開示事由該当性を何ら左右するものではなく,原告の主張は失当である。時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(5) 日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針(案)(文書1236・全部不開示(乙号証なし),番号5,通し番号3-5)

従前,不開示理由3として整理していたが,法5条6号にも該当する(甲 第22号証)ので,それも併せて主張する。

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1236(全部不開示(乙号証なし),番号5,通し番号3-5)は,昭和40年9月20日付けで外務省が作成した総数3ページの手書きの内部文書で,日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されたものである。不開示情報の内容をさらに補充説明すれば,不開示部分には,日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点(竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題)を列挙された上,解決に向けての具体的な対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1236に記載されている情報は、いずれも日本と韓国との間に

おいて重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、外務省内部における検討内容や方針等が詳細に記載されていることから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり(法5条3号)、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)(被告準備書面(2)16及び17ページ)。

イ原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,1965年(昭和40年)9月20日付けで外務省が作成した内部資料であり,日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されている部分であるとされる。この程度の説明では,どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難であるが,たった3ページしかない文書が全て不開示とされたことや,その不開示理由として,竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題(竹島問題に李承晩ライン問題を含むものと考えられる)だけが挙げられていることからすれば,竹島問題や李承晩ライン問題について外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されていると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について被告は、「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報」(法5条3号)、かつ、「外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報」(法5条6号)に該当すると主張する。

- a しかしながら,まず,不開示部分の「日韓諸条約における韓国政府 の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点」について,どのような諸点 が齟齬するかは周知の事実であるとも言えるから,その部分自体を開 示したとしても,韓国との信頼関係が損なわれるおそれや,外交上の 不利益が発生するおそれは想定出来ない。
- b そして,竹島問題に関する外務省(日本政府)の内部検討事項や李承晩ライン問題についても,半世紀以上も前に検討された外務省内部の検討内容や方針であるから,これらを開示したからと言って,韓国との信頼関係が損なわれるおそれが具体的に生じるとは考えにくいことであるし,また,今後の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題に対する日本政府の今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず,日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないと言わざるを得ない(原告準備書面(4)第4の4(19及び20ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告側主張イ(イ)aに対する再反論

竹島については、我が国固有の領土でありながら、韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており、日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況にある。かかる状況下において、当該問題について日韓間で齟齬する諸点とそれらへの対処方針に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にするこ

とにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

なお、原告は「『日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点』について、どのような諸点が齟齬するかは周知の事実である」旨主張しているが、不開示情報に関わるものであるため、上記主張の当否については論及することができない。

(イ) 原告側主張イ(イ)bに対する再反論

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。また,今なお,「半世紀以上も前」との原告の上記主張について,総論部分でも反論済みであるが,上述のとおり,竹島問題は引き続き日韓間の最大の懸案事項であり,日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題を注視していることを踏まえれば,時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言えない。この点において原告の当該主張は日韓関係の現実を踏まえたものではなく失当である。

(6) 日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について(文書1237・全部 不開示(乙号証なし),番号6,通し番号3-6)

従前,不開示理由3として整理していたが,法5条6号にも該当するので (甲第22号証),それも併せて主張する。

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1237(全部不開示(乙号証なし),番号6,通し番号3-6) は,昭和40年10月4日付けで外務省が作成した総数28ページの手 書きの内部文書で,日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人 が日本側に具体的に説明した内容等が記載されたものである。不開示情報の内容について補充説明すれば,不開示部分には,日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨で,主に竹島問題,平和線問題,及び管轄権問題に関する日韓両国の解釈の相違点について,日本側関係者と韓国側関係者が当時の膠着状態を現実的に打開するために相互に具体的な見解や評価あるいは率直に踏み込んだ議論の内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1237に記載されている情報は、いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、韓国側の政府要人が上記各問題について詳細に説明した内容が具体的に記載されているのみならず、日本側が上記説明をどのように解釈し、評価したかについても具体的かつ詳細に記載されていることから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり(法5条3号)、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)(被告準備書面(2)17ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,1965年(昭和40年)10月4日付けで外務省が作成した内部資料であり,日韓両国で懸案事項となっている諸問題(竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題)について,韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記載されているのみならず,日本側が上記説明をどのように解釈し評価したかについても,具体的かつ詳細に

記載されているとされる。

この程度の説明では、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難であるが、総数28ページの文書が全て不開示とされたことや、その不開示理由として、竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題だけが挙げられていることからすると、竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題だけに関連して外務省内部で具体的に検討した内容等が記載されていると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示理由について,被告は,「公にすることにより,韓国との信頼 関係が損なわれるおそれ,及び,我が国の今後の交渉上の立場を不利に するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある 不開示情報」(法5条3号),かつ,「外交事務の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがある不開示情報」(法5条6号)に該当すると主張する。

- a しかしながら,まずもって,28ページに及ぶ全部不開示は,これまでの別文書での不開示部分と比べても,多くの,その一部でも公開することができないというのは,他の文書の公開状況と比較しても,極めて異質であるが,被告は,全部不開示の理由について具体的に主張していない。
- b また,「韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記載されている」という点についても,すでに韓国側の文書が公開されている現状に鑑みれば,日韓両国で懸案事項となっている諸問題(竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題)における韓国側政府や要人の見解等を明らかにしたからといって韓国との信頼関係が損なわれたり,また,今後の日本政府の交渉上の立場を不利にしたり,更に,外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言いがたい。
- c しかも,被告は,「日本側が上記説明をどのように解釈し評価した

かについても、具体的かつ詳細に記載」されている情報であるから、これを開示すると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれがある、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると抽象的に述べるのみで、この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、前記のようなおそれを到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の5(20ないし22ページ)。

ウ被告の再反論

文書1237は,昭和40年10月4日,ソウルで開催された日本側関係者と韓国側関係者との間の会談要旨で,主に竹島問題,平和線問題,管轄権問題に関する日韓両国の解釈の相違点について,日本側関係者が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国に関する対応をも示唆した韓国側の詳細かつ具体的な見解要旨及び上記見解に対する日本側の評価が記載されている。

文書1237には、竹島問題の中でも、特に日韓間において重要な懸案事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策として提起された日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解が記載されており、また、財産請求権に関しては、日韓間における財産請求権に関して問題に関する協議が膠着状態にあった当時の状況を打開するために提起された日韓両国の具体的な対策等が記載されている(被告準備書面(5)6及び7ページ)。

エ 原告の再々反論(1)

文書 1 2 3 7 については、被告準備書面(2)では「現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済衰期の境界画定問題に関連するものが含まれており、韓国側の政府要人が上記各問題について詳細に説明した内容が具体的に記載されているのみならず、日本側が上記説明をどのよう

に解釈し,評価したかについても具体的かつ詳細に記載されている」(16ページ)と説明していた。

この点について被告は、「主に竹島問題、平和線問題、管轄権問題に関する日韓両国の解釈の相違点について、日本側関係者が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国に関する対応も示唆した韓国側の詳細かつ具体的な見解要旨及び上記見解に対する日本側の評価が記載されている。」、「財産請求権に関しては、日韓間における財産請求権に関して問題に関する協議が膠着状態にあった当時の状況を打開するために提起された日韓両国の具体的な対応策等」(被告準備書面(5)6ページ~7)と述べている。

この補充主張によって追加されたのは、結局のところ、この文書が、 竹島問題等の日本の具体的対応策に対する「韓国のみならず第三国に関する対応も示唆した」もの、 財産請求権問題についての日韓両国の具体的な対応策を含んでいるというにすぎない。

- (ア) しかし,第1に,竹島問題等に関する日本の対応策に対する,昭和40年当時の韓国や第三国の対応が,いかなる意味で「韓国との信頼関係」や日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかについて,被告はなんらの説明も加えていない。このことは,43年前の外交交渉における提案や対応の内容が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できない,また,交渉相手国や第三国の対応はそれらの国々自身の知るところでありそれが判明することが日本の外交交渉に不利益を与えることは論理的に想定できない,という二重の意味で,不開示理由の説明としては不十分である。また,「韓国との信頼関係」についても同様であり,韓国自身が正式の外交交渉の場で行った発言を明らかにすることが,韓国との信頼関係を損なうという主張は,論理的に意味をなさない。
- (4) 第2に,竹島問題等に関して韓国側の見解に対する「日本側の評価」が

含まれている、とする点も、それだけでは、「韓国との信頼関係」や日本の「今後の交渉上の立場」に与える影響は不明である。「日本側の評価」が否定的なものであれば、それは日本が竹島問題等に関して韓国側に公に表明してきた内容と何ら変わることはなく、逆に肯定的なものであってもそれは公式のものではない43年前の内部的な評価に留まる以上、「韓国との信頼関係」を増進させることはあっても現在の外交交渉に影響を与えるものではない。少なくとも、被告の主張によっては、それ以上に「おそれ」を推認させる事情は何ら提供されていない。

- (ウ) 第3に,財産請求権に関する「日韓両国の具体的な対応策等」という内容は,今回の補充主張で新たに出てきた内容である。しかし,財産請求権に関する日韓両国の提案やそれへの対応は,すでに多くの開示された文書に含まれる内容であり,なぜ,この文書における「日韓両国の具体的な対応策等」が不開示とされるのかは不明なままである。また,財産請求権問題は,日韓両国の公式の立場として1965年の地位協定によって解決された問題であり,今日において外交交渉は存在しない。それゆえ,財産請求権に関する「日韓両国の具体的な対応策等」を不開示とする主張にはまったく根拠がない。
- (I) 第4に,被告が不開示の対象として主張する情報は,文書1237に「含まれている」というにすぎず,なぜそのこと故に文書全部が不開示とされるのかも不明である。この点,被告が「情報の単位論」に基づいて正当化しようとするのであれば,判例法理に照らして誤りである(原告準備書面(7)第2の2(6ないし7ページ))。

オ 原告の再々反論(2)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること,

外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などからして不開示とする理由にはならない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

カー被告の再反論

不開示部分の内容をふえんして説明すれば,日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨で,主に竹島問題,平和線問題,及び管轄権問題に関する日韓両国の解釈の相違点について,日本側関係者と韓国側関係者が当時の膠着状態を現実的に打開するために相互に具体的な見解や評価を提起し,率直に踏み込んだ議論が行われた内容が記載されている。

(ア) 原告の反論イ(イ)b及びc,並びに原告の再々反論(1)エ(ア)に対する被告の反論

竹島については,我が国固有の領土でありながら,韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており,日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある。それ故,その内容が我が国にとって肯定的なものであるにせよ,否定的なものであるにせよ,当該問題に関する韓国側の内情及び対処方針並びに右に対する日本側の評価に関する情報が公にされれば,竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性があり,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点で

は、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、 当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉 上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすること を決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

28ページに及ぶ全部不開示は,これまでの別文書での不開示部分と 比べても,極めて多い旨主張しているが,被告は不開示該当部分がその 全部に当たるため,かかる判断を行ったものである。不開示部分の長短 は不開示該当性を何ら左右するものではない。

(ウ) 原告の再々反論 (1) エ(ア)に対する被告の反論

原告の再々反論(1)の主張 a については,上述のとおり,竹島問題が今日もなお継続し,日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下,時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く,原告の当該主張はかかる現実を直視したものではなく失当である。

(I) 原告の再々反論 (1) エ(ウ)に対する再反論

原告の再々反論の主張(ウ)については,不開示情報に関わるものであるため,上記主張の当否については論及することができない。なお,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るかどうかに影響を与える要素は,公知かどうかではなく,日本政府が保有する文書からかかる不開示情報が公にされた場合に法5条各号所定の弊害が生ずるか否かであるから,原告の当該主張は失当である。

(オ) 原告の再々反論(1)エ(エ)に対する再反論

原告の再々反論(1)の主張(I)については,対象文書に記載されている 会談は非公式なものであり,その記録全体を不開示とする必要があると 判断したものである。

(カ) 原告の再々反論(2)オ ~ に対する再反論

原告の再々反論(2)の主張オ については,上述のとおり,竹島問題が今日もなお継続しており,日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下,時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く,原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当である。

原告の再々反論(2)の主張オ については,法5条各号の不開示事由 該当性とは関係がないものであり理由がない。

原告の再々反論の主張オ については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の立場又は考えについて特段別異の扱いをもって臨むこととしていないことからも明らかである。

(7) 日韓会談説明用資料(文書1340・乙A第48号証,番号7,通し番号3-7)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1340(乙A第48号証,番号7,通し番号3-7)は,外務 省北東アジア課(当時)が作成した内部文書で,「池田総理(37.1 1.4-24訪欧)へ報告用」の「日韓会談」と題する総数6ページの 文書,「大平大臣の池田総理説明用資料」の昭和37年11月26日付け「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する総数4ページの文 書,及び「大平大臣渡米資料(37.11.30)」の「日韓会談」と 題する総数8ページの文書によって構成されている。不開示情報の内容をさらに補充説明すれば,不開示部分に記載された情報は,竹島問題を巡る膠着状態を打開するために韓国の金中央情報部長が国際司法裁判所への付託に替わるものとして提案した具体的な解決案及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容である。

文書1340のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

2ページないし3ページ(-2-ないし-3-)の約10行分

「池田総理(37.11.4~24訪欧)への報告用」の「日韓会談」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央情報部長(当時)が提案した意見の内容が記載されている。

5ページないし6ページ(-5-及び-5-に「次ページ不開示」と記載された部分)の約4行分「池田総理(37.11.4~24訪欧)への報告用」の「日韓会談」と題する文書中にあり,上記 に記載されている韓国の金中央情報部長(当時)の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記載されている。

9ページないし10ページ(-8-ないし-9-)の約9行分及び 約3行分

「大平大臣の池田総理説明用資料」の「日韓会談の各案件に関する 最近の経緯」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央 情報部長(当時)が提案した意見の内容が記載され(約9行分)、上 記韓国の金中央情報部長(当時)の提案に対する日本政府としての対 応について検討した内容が記載され(約3行分)ている。

16ページ(-15-)の約2行分及び17ページ(-16-)の 約4行分

「大平大臣渡米資料(37.11.30)」の「日韓会談」と題す

る文書中にあり,いずれも竹島問題について日本政府としての対応に ついて検討した内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 4 0 の不開示部分に記載された情報は、いずれも、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長当時)が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容であるが、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)18及び19ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,以下のとおり,4箇所の不開示部分であるとされる。

ア 不開示部分

昭和37年(1962年)に行われた大平大臣・金中央情報部長(当時)の間の同年11月12日付会談の概要中,竹島問題について韓国の金中央情報部長(当時)が提案した意見の内容が記載されているとされる。そうであるならば,不開示部分 は,文書523の内容や,文書910の内容も参考にするならば,韓国の金中央情報部長(当時)としては,竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから,

同見解を含む,竹島問題の具体的な解決に関する韓国の金中央情報部長(当時)の意見であると思われる。

イ 不開示部分

上記不開示部分 に記載されている韓国の金中央情報部長(当時) の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記載されているとされる。

不開示部分 も,文書523や文書910における不開示情報と同じく,金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には,国際司法裁判所に付託するという内容を含んだ日本政府としての対応について検討した内容であると思われる。

ウ 不開示部分

竹島問題について韓国の金中央情報部長(当時)が提案した意見の 内容が記載され(約9行分),上記韓国の金中央情報部長(当時)の 提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記載され (約3行分)ているとされる。

不開示部分 は、前半の不開示部分が、不開示部分 と同じく、竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決するとの見解を含む、竹島問題の具体的な解決に関する韓国の金中央情報部長(当時)の意見である。後半の不開示部分は、不開示部分と同じく、日本政府はこれまで国会答弁で国際司法裁判所に提訴すると主張してきたことから、新たな解決案として、金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停による解決を探る場合には「池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要がある」とした内容であると思われる。

工 不開示部分

竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容が記載されているとされる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について被告は、「これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分は、いずれも、現在の日韓関係における 最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長 (当時)が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応につ いての具体的な内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心 を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々 な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心 の注意を払う必要があることをその根拠とする。

- a しかしながら、被告不開示部分 や の韓国の金中央情報部長(当時)が竹島問題についての発言内容を開示することが、どのような理由で、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全くもって不明であり、被告の主張には論理の飛躍がある。
- b また、「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の6(22ないし

2 4ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告側主張イ(イ)aに対する再反論

竹島については,我が国固有の領土でありながら,韓国により不法に 占拠されている状態が今日もなお継続しており,日韓両国政府及び国民 が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にあ る以上,当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば,竹島の領有 権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性が あり,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等) を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりす ることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定 できない。したがって,上記不開示情報は,公にすることにより,他国 との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそ れがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告側主張イ(イ)bに対する再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の 焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的 な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える 今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」 旨主張している。法 5 条 3 号の意義及び主張立証責任については既に総 論部分において反論済みであるが、法5条3号においては、行政機関の 長に裁量権が付与されており、司法審査においては、行政機関の長の第 一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される 限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされ ている。したがって、法5条3号該当性が問題となった場合、行訴法3 0条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があっ たことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が 主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。 また、仮に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとすれば、 当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかね ない。

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(8) 日韓会談諸懸案の現状(文書1342・乙A第49号証,番号8,通し番号3-8)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1342(乙A第49号証,番号8,通し番号3-8)は,昭和38年3月8日付けで外務省が作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する総数9ページの内部文書,昭和38年5月31日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「日韓会談諸懸案の現状」と題する総数10ページの文書,昭和38年6月27日付けで外務省が作成

した「日韓会談について」と題する総数 4 ページの文書,昭和38年7月3日付けで外務省アジア局長(当時)が作成した「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する総数7ページの内部文書,昭和38年7月9日付けで外務省アジア局(当時)が作成した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する総数12ページの内部文書,昭和38年8月1日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談の諸懸案につき北朝鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱いについて」と題する総数10ページの内部文書,昭和38年8月5日付けで外務省が作成した「日韓会談の現状」と題する総数10ページの内部文書,昭和38年9月20日付けで外務省が作成した「6.日韓問題」と題する総数13ページの内部文書によって構成されている。

文書1342のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

9ページ(-9-)の下から約8行分

「日韓会談主要案件の現状」と題する文書中にあり,竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記載されている。

18ページ(-18-)の約7行分

「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書中にあり,竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記載されている。

24ページ(-24-)枠外記載部分及び下から3行分及び25ページないし29ページ(-24-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分)

「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する文書中にあり, 西村前駐仏大使が非公式の会合において, 竹島問題や李承晩ライ

ン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体 的内容が詳細に記載されている。

41ページ(-36-)の上から2行目以下

「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する文書中にあり,竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載されている。

不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分 , , には, 当時, 日韓両国がそれぞれ提示していた竹島問題の解決策と, 日本側案の問題点として韓国側が指摘した事項が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1342の不開示部分に記載された情報のうち, は,いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記載されたものであり, は,上記竹島問題を含む日韓関係における重要な懸案事項について西村前駐仏大使が非公式に述べた私見である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

さらに,西村前駐仏大使が非公式に述べた見解は,あくまで個人的な 独自の私見であるから,日本政府の公式見解と誤解されることがないよ うにする必要があるので,不開示とすることに合理的な理由があるとい える。

以上にかんがみれば,文書1342の不開示部分に記載された各情報は,いずれも,公にすることにより,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

ある不開示情報(法5条3号)に該当する(被告準備書面(2)19ないし21ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,以下のとおり,4箇所の不開示部分であるとされる。

a 不開示部分

1963年(昭和38年)3月8日付けで外務省が作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容であるとされる。

不開示部分 については、上述の文書1340における不開示情報と同じく、竹島問題についての韓国側の提案内容としては、韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく、アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していることであり、これに対する日本側の提案内容としては、第三国による調停によって解決を試みるが、これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意することを内容とする折衷的な提案であると思われる。

b 不開示部分

1963年(昭和38年)5月31日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容であるとされる。

不開示部分 についても,不開示部分 と同じく,竹島問題について,韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく,アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していると提案し

たのに対し、日本側が、第三国による調停によって解決を試みたとしても、これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意するとの折衷的な提案であると思われる。

c 不開示部分

1963年(昭和38年)7月3日付けで外務省アジア局長(当時)が作成した「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題する文書中にあり,西村前駐仏大使が非公式の会合において,竹島問題や李承晩ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的内容が詳細であるとされる。

不開示部分 については、被告の主張は極めて簡潔であり、不開示 の量も5ページにわたるため、その具体的内容は不明なところである。 d 不開示部分

1963年(昭和38年)7月9日付けで外務省アジア局(当時)が作成した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する文書中にあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載されているとされる。

不開示部分 については、外務省が作成した文書でもあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記載されているとあるので、不開示部分 や不開示部分 などと内容を同じくする韓国側の対応を含む、日本側の仲裁・調停あるいは国際司法裁判所提訴による解決の提案に対し、韓国側では、国際司法裁判所による解決を承諾していないことなどを内容とする韓国側の対応が記載されているものと思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分 ないし について,被告は,「公にすることにより,我 が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5 条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分 については、いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記載されたものであり、不開示部分 については、上記竹島問題を含む日韓関係における重要な懸案事項について西村前駐仏大使が非公式に述べた私見であることから、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

さらに,西村前駐仏大使が非公式に述べた見解は,あくまで個人的な 独自の私見であるから,日本政府の公式見解と誤解されることがないよ うに不開示とすることに合理的な理由があるとする。

- a しかしながら,西村前駐仏大使が非公式に述べた見解が日本政府の 公式見解と誤解されることがないようにするには,開示した上で非公 式見解であることを日本政府として明確にすれば足りるのであるか ら,これが不開示とする合理的な理由でないことは言うまでもない。
- 「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても,前記第1の2及び3で述べたとおり,竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その交渉の継続性が肯定される場合でも,被告は,現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が,具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり,今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており,交渉上の立場を不利にするおそれを,到底認めることはできない(原告準備書

面(4)第4の7(24ないし27ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

不開示部分 , 及び には,当時,日韓両国がそれぞれ提示していた竹島問題の解決策と,日本側案の問題点として韓国側が指摘した事項が記載されている。

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案とその問題点に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

不開示部分 には,西村前駐仏大使の個人的な意見が記載されているが,その内容は,日本政府の公式見解とは異なるものであり,発言者の地位をも併せ考慮すれば,かかる情報が公にされれば,韓国側は,これを交渉材料として利用することができるものであり,その反面において

我が国に不利益をもたらすおそれがある。また,日韓両国が高い関心と緊張感をもって竹島問題の帰趨を注視している状況下,公にされれば,不開示部分 , と同様,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとする可能性が否定できない。

かかる事情を考慮の上,外務大臣は,当該部分を公にすることにより, 我が国が韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれが あると認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(ア) 原告の反論イ(イ)bに対する再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の 焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が,具体的 な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える 今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」 旨主張している。法 5 条 3 号の意義及び主張立証責任については既に総 論部分において反論済みであるが,法5条3号においては,行政機関の 長に裁量権が付与されており、司法審査においては、行政機関の長の第 一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される 限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされ ている。したがって,法5条3号該当性が問題となった場合,行訴法3 0条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があっ たことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が 主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。 また,仮に,不開示部分について,これ以上の説明を加えようとすれば, 当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかね ない。

(9) 日韓間諸懸案の現状とその対策(文書480・乙A第25号証,番号9,通し番号3-9)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書480(乙A第25号証,番号9,通し番号3-9)は,昭和3 1年8月15日付けで外務省が作成した文書であり,日韓国交正常化交 渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及 び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記載された内部文書 である。

文書480のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は36ページ(-36-),40ページ(-40-)及び41ページ(-41-)であり, 竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている。不開示部分の内容をさらに補充説明すれば,同部分には,韓国による竹島の不法占拠問題に関する日本側の具体的な解決策である。国際司法裁判所への付託に係わる具体的な手法もしくはそれに替わる解決策を検討した政府部内の様子が記されている。

(イ) 不開示理由

文書480の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本側の具体的な対策であり,日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか,韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等,日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては,政治的な重要性,歴史的経緯,国際法上の論点,両国国民の感情,さらには国際社会の認識等も踏

まえた上で,万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心 の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での 詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利 にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ る(法5条3号)(被告準備書面(1)30及び31ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,1956年(昭和31年)8月15日付けで外務省が作成した文書のうち,竹島問題に関する日本政府の対策を具体的に記載した部分3箇所であり,それぞれ「(不開示・9文字程度)国際司法裁判所へ提訴し」、「(不開示・5文字程度)国際司法裁判所への提訴」、「(不開示・5文字程度)司法裁判所」となっている。

竹島問題の解決のための方法としては,当時の日本政府内において, 国際司法裁判所への提訴を行う際に韓国側の同意を必要とする否かが議 論の対象となっており,実際に,日本側から韓国側の同意を得て国際司 法裁判所に付託することを求めていた事実からすれば,不開示部分は「日 本が単独で」提訴するとの内容であると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について,被告は,「これを公にすることにより,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

しかしながら、たった5文字から9文字程度の内容が「政府内部での

詳細な検討状況」とは言い難く、また、上述の通り、不開示部分は「日本が単独で」提訴するとの内容であると思われるから、不開示部分が開示されたとしても、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられず、交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない(原告準備書面(4)第3の1(10及び11ページ))。

ウ 被告の再反論 (原告の反論イ(イ)に対する再反論)

原告は,5文字から9文字程度の内容が「政府内部での詳細な検討状 況」とは言い難いと論難するが,不開示部分の内容をふえんして説明す れば、同部分には、韓国による竹島の不法占拠問題に関する日本側の具 体的な解決策であり、国際司法裁判所への付託に係わる具体的な手法も しくはそれに替わる解決策を検討した政府部内の様子が記されている。 なお、不開示部分の長短は、当該部分の不開示情報該当性の判断を何ら 左右しない。韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており, 日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状 況下にある以上,当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば,竹 島の領有権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える 可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情 の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用 されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可 能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすること により,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不 利にするおそれがあるといえる(法5条3号)

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,

当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(10)大野副総裁に同行訪韓した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨(文書523・乙A第26号証,番号10,通し番号3-10)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書523(乙A第26号証,番号10,通し番号3-10)は,昭和37年12月14日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,同月10日から同月13日までの間,大野副総裁(当時)に同行して訪韓した伊関大使(当時)が後宮アジア局長(当時)に訪韓状況を報告した内容が記載された内部文書及び同文書に添付された同月10日に伊関大使が非公式に韓国側に提示した文書である。

文書523のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は4枚目及び1 6枚目である。

4ページ(-4-)について

4ページの不開示部分は,韓国の金中央情報部長(当時)が竹島 問題について発言した内容が記載されている。

16ページ(-16-)について

16ページの不開示部分は,伊関大使が非公式に韓国側に提示した文書中の竹島問題に関する日本側の見解が記載された部分にあり,竹島問題に関する日本側の具体的な検討の様子が記載されている。不開示部分をさらに補充説明すれば,の不開示部分には,金中央情報部長が提示した竹島問題の解決策,の不開示部分には,伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決策,

具体的には国際司法裁判所に付託するにあたっての具体的な解決案が, それぞれ記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 5 2 3 の不開示部分に記載された情報は,現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長(当時)が発言した内容及び伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の見解であり,いずれも,日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記載されている。

同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか, 韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等,日韓両政府 及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存す る未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては,政治的な重要 性,歴史的経緯,国際法上の論点,両国国民の感情,さらには国際社会 の認識等も踏まえた上で,万が一にも我が国の立場が不利になることが ないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(1)31及び32ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,以下のとおり,1962年(昭和37年) 10月頃に訪韓した伊関大使の報告内容であり,同年12月頃に作成された文書の中の2箇所であるとされる。

a 不開示部分

韓国の金中央情報部長(当時)が竹島問題について発言した内容が

記載されているとされる。

不開示部分 は,韓国の金中央情報部長(当時)が竹島問題について発言した内容というだけの説明であるので,具体的にどのような内容の発言であるかの特定はできないが,いずれにせよ,次の不開示部分 の直前に記載されているように,韓国の金中央情報部長(当時)としては,竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから,その類の発言を含む内容であると思われる。

b 不開示部分

伊関大使が非公式に韓国側に提示した文書中の竹島問題に対する日本側の具体的な検討の様子が記載されている。

次に,不開示部分 は,竹島問題について,「(約3行不開示)問題が解決しない場合には,」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば,「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

上記の不開示部分について、被告は、「これを公にすることにより、 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから、法 5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分は、いずれも、現在の日韓関係における 最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長 (当時)が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応につ いての具体的な内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心 を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々 な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心 の注意を払う必要があることをその根拠とする。

- a しかしながら,不開示部分 である韓国の金中央情報部長(当時) が竹島問題について発言した内容を開示することが,どのような理由で,日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全く以て不明であり,被告の主張には論理の飛躍がある。
- b また,不開示部分 についても,「交渉上の立場を不利にするおそれ」があると言うが,竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その交渉の継続性が肯定される場合であっても,被告は,現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が,具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり,今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。しかし,この点に関する被告の主張は具体性を欠いており,交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない(原告準備書面(4)第3の2(11ないし13ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており,日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上,当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば,竹島の領有

権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性があり,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。こうした懸念は,かかる解決案が日韓いずれからなされたかを問わず当てはまるものである。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)bに対する再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の 焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的 な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える 今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」 旨主張している。

法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において 反論済みであるが、法5条3号においては、行政機関の長に裁量権が付 与されており、司法審査においては、行政機関の長の第一次的な判断を 尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のもので あるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したが って、法5条3号該当性が問題となった場合、行訴法30条に基づき行 政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。また、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとすれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

(ウ) 原告の反論の補充ウ ないし に対する再反論

原告の反論の補充 については、上述のとおり、竹島問題が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く、原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当である。

原告の反論の補充 については、法5条各号の不開示事由への該当性とは関係がないものであり理由がない。原告の反論の補充 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の立場又は考えについて特段別異の扱いをもって臨むこととしていないことからも明らかである。

(11)日韓予備交渉第11~20回会合記録(文書651・乙A第50号証,番号1

1,通し番号3-11)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書651(乙A第50号証,番号11,通し番号3-11)は,外 務省北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第11回会合記録」ないし 「日韓予備交渉第20回会合記録」であり,外務省で開催された第11回から第20回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記載されている。

文書651のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は86ページ(-86-)の約3行分であり、「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の伊関大使が持参と手書きされた文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている。不開示部分の内容を補充説明すれば、「伊関大使が持参」と手書きされた文書中にあり、伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決案であり、具体的には国際司法裁判所に付託するに当たっての具体的な対策が記されている。

(イ) 不開示理由

文書651の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関 の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に 該当する(被告準備書面(2)21及び22ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,「日韓予備交渉第20回会合記録」に添付された大野副総裁同行の伊関大使が持参と手書きされた文書中にあり,

竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている部分であると される。

不開示部分は、その記載からして文書 5 2 3 の不開示部分 と同じ内容であるから、竹島問題について、「(約3行不開示)問題が解決しない場合には、」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば、「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について,被告は,「これを公にすることにより,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分が、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の8(27及び28ページ))。

ウ被告の再反論

原告は「被告は,現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が,具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり,今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」旨主張している。

法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において反論済みであるが,法5条3号においては,行政機関の長に裁量権が付与されており,司法審査においては,行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したがって,法5条3号該当性が問題となった場合,行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。また,仮に,不開示部分について,これ以上の説明を加えようとすれば,当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえ

る(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(12)日韓予備交渉第21~25回会合記録(文書652・乙A第51号証,番号12,通し番号3-12)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書652(乙A第51号証,番号12,通し番号3-12)は,外 務省北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第21回会合記録」ないし 「日韓予備交渉第25回会合記録」であり,外務省で開催された第21 回から第25回までの日韓予備交渉の具体的状況が詳細に記載されている。

文書652のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

7ページ(-7-)の約6行分

「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり,竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されている。

23ページ(-23-)の約3行分

「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の提案内容が具体的に記載されている。

28ページ(-28-)の下から約3行分,29ページ(-29-) の上から2~3行目の約1行分及び約8行分

「日韓予備交渉第22回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されている。不開示部分についてさらに補足説明すれば、不開示部分には、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な解決案(国際司法裁判所への付託に替わる妥協案を含む。)やそれらに関する後宮外務省アジア局長の見解などが記されている。

(イ) 不開示理由

文書652の不開示部分に記載された情報は、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記されている。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)22及び23ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,以下のとおり,3箇所の不開示部分であるとされる。

a 不開示部分

「日韓予備交渉第21回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問

題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されているとされる。不開示部分を含めた全体の記載を見てみると,不開示部分は,日本側の妥協案(第三国の仲裁と国際司法裁判所への提訴をセットにした折衷案)で解決して欲しいとの提案に続くものであるから,日本政府が竹島問題を日韓会談(国交正常化)の中で解決したいと望んでいる旨の内容であると思われる。

b 不開示部分

「日韓予備交渉第21回会合記録」の別添「12月26日の日韓予備交渉第21回会合における日本側の発言要旨」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の提案内容が具体的に記載されているとされる。

不開示部分 は、「国交正常化後(不開示・約3行)本問題を国際司法裁判所に付託する」とあることから、竹島問題が国交正常化後に持ち越されたとすれば、仲裁・調停を経るかあるいは経ずとも、最終的には、国際司法裁判所に付託するという内容であると思われる。

c 不開示部分

「日韓予備交渉第22回会合記録」と題する文書中にあり、竹島問題に関する我が国の対応についての見解が具体的に記載されているとされる。

不開示部分 については,不開示部分が細かく3箇所に分かれており,大野副総裁が竹島共有論を述べた事に対して,日本の後宮局長がなした何らかの竹島問題に関する日本政府の見解であると思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分 ないし について被告は、「これを公にすることにより、 我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応 方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ がある」ことから、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分が、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が記されており、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の9(28ないし30ページ))。

ウー被告の再反論

不開示部分に記載された情報には、いずれも、竹島問題に関する日本側の具体的な解決案(国際司法裁判所への付託に替わる妥協案を含む。)や それらに関する後宮外務省アジア局長の見解などが記されている。

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」旨している。法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において反論済みであるが、法5条3号においては、行政機関の長に裁量権が付

与されており、司法審査においては、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したがって、法5条3号該当性が問題となった場合、行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとすれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

また、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(13)倭島局長・ヤング課長会談要旨(文書690・乙A第52号証,番号13,通 し番号3-13)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書690(乙A第52号証,番号13,通し番号3-13)は,昭 和28年2月21日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「倭 島局長・ヤング課長会談要旨」と題する総数16ページの内部文書,昭 和28年9月9日付けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「李 ラインに関する岡崎大臣アリソン大使会談要旨」と題する総数 7 ページ の内部文書,昭和28年9月29日付けで外務省が作成した「日韓会談 1件」と題する総数3ページの内部文書,昭和28年10月5日付けで 外務省アジア局第二課(当時)が作成した「李ライン強行に関する対米 折衝」と題する総数54ページの内部文書,昭和28年11月27日付 けで外務省アジア局第二課(当時)が作成した「 来訪の件」と題す る総数15ページの内部文書、昭和28年11月27日付けで外務省ア ジア局第二課(当時)が作成した「漁業具体案提示の件」と題する総数 4ページの内部文書,昭和28年12月14日付けで外務省アジア局第 二課(当時)が作成した「 等と会談の件」と題する総数10ページ の内部文書及び多数の電信文書等によって構成されている。

文書690のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は116ページ (-116-)の約3行分であり,昭和28年8月10日付けで新木駐 米大使(当時)が岡崎外務大臣(当時)あてに発信した「防衛水域撤廃 に関する件」と題する電信文書中にあり,竹島問題に関する米国政府の 率直な対応方針が具体的に記載されている。不開示部分の内容をさらに 補充説明すれば,同部分には,国務省係官と在米大使館員との間で非公 式に開かれた会合において同係官が述べた竹島問題に関する米国政府の 対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書690の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、昭和28年当時の米国政府の竹島問題に対する 対応であっても、これを公にすることにより、米国等との信頼関係を損 なわれるおそれがあり、また、我が国の今後の交渉上の立場を不利にす るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (法5条3号)(被告準備書面(2)23及び24ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,1953年(昭和28年)8月10日付けで新木駐米大使(当時)が岡崎外務大臣(当時)あてに発信した「防衛水域撤廃に関する件」と題する電信文書中にあり,竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針が具体的に記載されている部分であるとされる。

不開示部分の内容は,正確には分からないが,竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針として,竹島問題に関する米国政府の見解が記載されているものと思われる。不開示部分の直前には「国務省内部の見解としては竹島は日本領であると考えており,韓国自身その主張が無理であることを知っている」とあり,「(不開示部分・3行)という態度であると述べ」の後には,「対日講和条約に関連せる解釈の問題として見解を求める場合」は米国政府も回答せざるを得ないと記載されているこ

とからすれば,米国政府の公式見解が「竹島問題は韓日両国の問題であり米国政府は日韓いずれかの立場をとらない」と知られているところからすれば,当時の「米国政府の見解として,竹島は日本領であるとは公式に回答出来ない」旨の内容であったと思われる。

(イ) 不開示理由の不存在

不開示部分について,被告は,「これを公にすることにより,米国等との信頼関係を損なわれるおそれがあり,また,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分が、竹島問題に関する米国政府の率直な対応方針を内容とするものであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら,不開示部分は,昭和28年当時の竹島問題に関する米 国政府の率直な対応方針を内容とするものにすぎない。そのような不開 示部分が開示されたからといって,日韓間における竹島問題の今後の交 渉に何らかの影響を与えるとは到底考えられず,この点に関する被告の 主張は具体性を欠いており,交渉上の立場を不利にするおそれを到底認 めることはできない(原告準備書面(4)第4の10(30及び31ペ ージ))。

ウ原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などか

ら不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし2 0ページ)。

エ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第 三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は, 交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公に されることで,交渉上の日本の立場を不利にするものだといえる。

たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても,かかる情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり,現時点では,情報公開請求に応じて開示する性質のものではない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、かかる考慮の下、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論の補充ウ ないし に対する再反論

原告の反論の補充 については、上述のとおり、竹島問題が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く、原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当である。

原告の反論の補充 については,法5条各号の不開示事由への該当性 とは関係がないものであり理由がない。 原告の反論の補充 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また、上記(ア)で述べたとおり、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において、原告の当該主張は、法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(15)日韓政治折衝第2回会談記録(文書720・乙A第54号証,番号15,通し番号3-15)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書720(乙A第54号証,番号15,通し番号3-15)は,昭和37年3月14日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓政治折衝第2回会談記録」と題する文書であり,総数25ページの手書き文書と総数15ページの活字体文書(上記手書き文書を活字体で作成したもの)で構成されている。

文書720のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は手書き文書中の16ページないし25ページ(-16-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載されている部分)と活字文書中の35ページないし40ページ(-26-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載されている部分。なお,後者については,従前,不開示理由1(番号98)として整理していたが,不開示理由3とすべきであったので,ここに記載する。)

である。不開示部分に記載されている情報は同一内容であり,上記会談に出席した日本及び韓国の各代表者が非公式に交わした具体的な発言内容が詳細に記載されており,その発言内容は竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について言及したものである。不開示情報の内容をさらに補充説明すれば,不開示部分には,「日韓政治折衝第2回会談記録」と題する文書の中で,小坂外務大臣と崔外務部長官が非公式に竹島問題の解決案などの重要な懸案事項について述べた忌憚のない本音ともいうべき見解が詳細かつ具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書720の不開示部分に記載された情報は,竹島問題等日本と韓国との間における重要な懸案事項について,日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わした具体的な発言内容であり,日韓間で立場の異なる問題等に関し,忌憚のない本音ともいうべき見解を内容とするものである。

上記重要な懸案事項中,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を 寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な 事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の 注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での 詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利 にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ る(法5条3号)(被告準備書面(2)25ないし27ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 仮に,日本と韓国の各代表者が非公式発言にするとの約束の下で交わ した具体的な発言内容であったとしても,文書が作成されてから50年 近くにもなる現代においてまで非公式とする必要性がないことは言うまでもなく、少なくとも韓国側の発言が公開されることにより、日本側にとって外交交渉上の不利益が生じるとはおよそ考えられない。

(イ) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」についても、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の12(32及び33ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)(ア)及び(イ)に対する再反論

原告は,作成して50年近くにもなる文書を公開しても交渉上不利益を生じさせない趣旨の主張を行っている。時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張

は、かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。 また,原告は,「被告は,現在の竹島問題における交渉において何が 問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が, 具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり,今後の交渉に影響を 与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければなら ない。」旨主張している。法5条3号の意義及び主張立証責任について は既に総論部分において反論済みであるが、法5条3号においては、行 政機関の長に裁量権が付与されており、司法審査においては、行政機関 の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許 容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であ るとされている。したがって,法5条3号該当性が問題となった場合, 行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え,又はその濫 用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負 う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら 有しない。また,仮に,不開示部分について,これ以上の説明を加えよ うとすれば,それは,当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめる ことにもつながりかねない。

その上で、当該不開示部分について検討するに、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立

場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告の反論の補充 については、上述のとおり、竹島問題が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難く、原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当である。

原告の反論の補充 については,法5条各号の不開示事由への該当性 とは関係がないものであり理由がない。

原告の反論の補充 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。

(16)日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)(文書910・乙A第40号証,番号 16,通し番号3-16)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書910(乙A第40号証,番号16,通し番号3-16)は,外 務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等 が記載された内部文書である。不開示情報の内容をさらに補充説明すれ ば,不開示部分には,いずれも竹島問題の解決策に関し,国際司法裁判 所提訴案に韓国政府が反対する理由,国際司法裁判所への付託以外の解 決案,竹島問題への米国政府の対応案及び見解などが子細に記されてい る。

文書910のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は以下のとおりである。

186ページ(-184-)上から3行目から約8行分について 上記不開示部分には,昭和28年(1953年)8月,外務省アジ ア局第2課(当時)が竹島問題の処理方針について検討した具体的内 容として国際司法裁判所に提訴する案以外の処理方針の具体的な内容 が記載されている。

197ページ(-195-)下から5行目ないし198ページ(-195-に「次ページ不開示」と記載された部分)及び199ページ (-196-)上から5行目までについて

上記不開示部分には,外務省アジア局第2課(当時)が,竹島問題の解決策として日本政府が提案した国際司法裁判所提訴案を韓国政府が反対する理由を分析した具体的な内容が詳細に記載されている。

202ページ(-199-)上から2行目ないし203ページ(-200-)下から1行目まで,204ページ(-201-)上から4行分,205ページ及び206ページ(-201-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分),207ページ(-202-)上から3行分について

上記不開示部分には、日本と韓国との間で協議されていた竹島問題

に対する米国の対応及び見解及びこれに対する日本側の分析が詳細に 記載されている。

214ページ(-209-)下から3行分について

上記不開示部分には,昭和37年(1962年)12月に日本政府が,竹島問題について日韓両国の主張の折衷案として韓国側に提案した提案の具体的な内容が記載されている。

219ページ(-214-)上から12行分について

上記不開示部分には,昭和38年(1963年)6月5日から同月8日まで開催された箱根漁業会談において牛場審議官(当時)が後宮外務省アジア局長(当時)に対し「竹島問題のタブーの一つは竹島の字句を条約面に出すこと,一つは国際司法裁判所である」と述べたことについて,後宮外務省アジア局長が「日韓交渉に関する若干の回想」に記した竹島問題についての私見が記載されている。

220ページ(-215-)上から1行目ないし221ページ(-215-に「次ページ不開示」と記載された部分)について

上記不開示部分には,昭和38年(1963年)6月15日に,ブラウンズ在韓米国大使(当時)と面会した韓国朴正熙大統領(当時)が竹島問題について述べた見解の具体的内容及び外務省内部における竹島問題についての率直な意見,内部的な対応状況が具体的に記載されている。

243ページ(-237-)下から4行分及び244ページ(-2 37-に「次ページ不開示」と記載された部分)について

上記不開示部分には,外務省藤崎条約局長(当時)が「日韓条約で 決着がつけられていない2つの問題点について」に記した竹島問題に ついての私見が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書910の不開示部分に記載された情報は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関するものであり、日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)27ないし29ページ)。

イ 原告の反論

上記のような説明だけでは、不開示部分 ないし について、どのような情報が不開示とされたのか正確に推測することは困難である。

不開示部分 ないし について,被告は,「これを公にすることにより, 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5 条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして、被告は、不開示部分 ないし は、いずれも現在の日韓関係における最大の懸案事項の1つである竹島問題に関するものであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島 問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題で あって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問 題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで,不開示部分が,具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり,今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており,交渉上の立場を不利にするおそれを,到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の13(34ないし36ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の 焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的 な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える 今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」 旨主張している。法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総 論部分において反論済みであるが、法5条3号においては、行政機関の 長に裁量権が付与されており、司法審査においては、行政機関の長の第 一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される 限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされ ている。したがって、法5条3号該当性が問題となった場合、行訴法3 0条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があっ たことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。 また,仮に,不開示部分について,これ以上の説明を加えようとすれば, それは,当該部分を開示するのと同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

その上で、当該部分につき検討するに、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案、それらの問題点、米国の見解等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告の反論の補充 については、上述のとおり、竹島問題が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視している状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少して

いるとは言い難く,原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当 である。

原告の反論の補充 については,法5条各号の不開示事由への該当性 とは関係がないものであり理由がない。

原告の反論の補充 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものだといえる。この点において、原告の当該主張は、法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(17)日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発行前の日韓関係と日韓会談予備会談)(文書1124・乙A第55号証,番号17,通し番号3-17) ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1124(乙A第55号証,番号17,通し番号3-17)は,外務省が作成した文書であり,日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸 懸案事項の現状とその対策が記載された内部文書である。

文書1124のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は136ペー

ジ(-136-)下から約2行分ないし137ページ(-137-)上から約3行分であり、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている。不開示情報の内容についてさらに補充説明すれば、不開示部分には、1947年当時、我が国が連合国の占領下におかれ施政権の制約が受けていた中、日本政府が竹島の領有権を確保するためにとった具体的な措置が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 2 4 の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)29及び30ページ)。

イ 原告の反論

不開示部分は, 竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策であるとされるが, その内容を正確に推測することは困難である。

不開示部分について,被告は,「これを公にすることにより,韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ことから,法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

そして,被告は,不開示部分が,竹島問題に関する日本政府がとった具体的な対策についてであり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を

寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があることをその根拠とする。

しかしながら、「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の14(36及び37ページ))。

ウー被告の再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」旨主張している。法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において反論済みであるが、法5条3号においては、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したがって、法5条3号該当性が問題となった場合、行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様での主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。また仮に、不開示部分に

ついては,これ以上の説明を加えようとすれば,当該部分を開示するのと 同等の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

その上で当該不開示部分について検討するに韓国による竹島の不法占拠 状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況 下にある以上、1954年に韓国が竹島を不法占拠する前の段階で我が国 が講じていた措置に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関す る我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には 予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、 当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果と して当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがっ て、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損な い、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法 5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(18)日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル) (文書1127・乙B第56号証,番号18,通し番号3-18)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1127(乙B第56号証,番号18,通し番号3-18)は, 外務省が作成した文書であり,文書1126に続く文書で,日韓国交正 常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討 状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記載された内 部文書である。

文書1127のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は35ページ (-35-)及び36ページ(-36-)の部分であり,昭和39年1 2月21日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓首脳間の会談に おいて明らかにすべき日本側の立場(私案)」と題する内部文書中にあ り,竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び 対策が具体的に記載されている。不開示情報の内容をさらに補足説明す れば,不開示部分には,我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する 韓国側の対案,韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由,並びに具 体的な解決策が具体的に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1127の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する韓国側の具体的な対応に対する日本側の評価及び対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の結果が推認される内容であるところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での 詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利 にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ る(法5条3号)(被告準備書面(2)30及び31ページ)。

イ 原告の反論

「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを、到底認めることはできない(原告準備書面(4)第4の15(37及び38ページ)。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1127のうち,番号18については,不開示理由2に基づく不開示部分である 38ページ(-38-)の上から2行分(被告準備書面(4)36ページ), 80ページ(-80-)6行目から9行目までの約3行分及び 81ページ(-81-)7行目から9行目(被告準備書面(7)42及び43ページ)をいずれも追加開示した。

なお,文書1127のうち,番号18に係る不開示理由3に基づく不開示部分である35ページ(-35-)及び36ページ(-36-)の部分(被告準備書面(2)30及び31ページ)は不開示を維持した(被告準備書面(14)第2の12(12及び13ページ))。

エー被告の再反論

原告は、「被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定したうえで、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。」旨主張している。

法5条3号の意義及び主張立証責任については既に総論部分において反論済みであるが,法5条3号においては,行政機関の長に裁量権が付与されており,司法審査においては,行政機関の長の第一次的な判断を尊重し,その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当であるとされている。したがって,法5条3号該当性が問題となった場合,行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負う。原告が主張しているような態様で主張立証を行う義務を被告は何ら有しない。また,仮に,不開示部分について,これ以上の説明を加えようとすれば,当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

その上で当該不開示部分について検討するに、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、当該問題に関して日韓双方が提示した解決案とそれらの問題点に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したも

のである。

(19)日韓関係の打開について (文書 1 2 4 8・乙A第5 7 号証,番号 1 9,通し番号 3 - 1 9)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1248(乙A第57号証,番号19,通し番号3-19)は,「日韓関係の打開について」の題名の下に手書きで「三十,一,二十一,中川局長記」と記載されているとおり,中川局長が作成した内部文書であり,日韓関係に関する諸懸案事項について,「日韓会談決裂の原因」,「いわゆる『請求権問題』」,「会談決裂後の経緯」,「竹島問題の処理」と各項目分けがされた上で,それぞれの問題点及び解決策が記載されている。

文書1248のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は「竹島問題の処理」について記載された13ページ(-11-)の7行目から8行目の約2行分,11行目ないし13行目及び14ページ(-11-に「次ページ不開示」と記載された部分)であり,竹島問題についての我が国の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法について具体的な意見が記載されている。不開示情報について,さらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,竹島問題の経済的価値,解決案について日本側と韓国が互いに譲歩する余地及び更なる対案である。

(イ) 不開示理由

文書 1 2 4 8 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題についての日本側の主張を評価した率直なコメントや竹島問題の解決方法についての具体的意見, 見通しであり, あくまで外務省内部における一つの評価や内部的意見, 見通しにすぎないものである。

竹島問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、

韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等,日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては,政治的な重要性,歴史的経緯,国際法上の論点,両国国民の感情,更には国際社会の認識等も踏まえた上で,万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また,このような内部における評価や意見,見通しは,公開されることが予定されていないものであり,このような内部的な意見等まで公開されることになれば,今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)6及び7ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 竹島問題についての日本の主張は、これまでも韓国側に伝えられてきたものであって、日本政府が公にしているものであるし、日本側が自身の主張を評価することはいわば当然のことと考えられ、そのための率直な意見、見通しの公開により、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。
- (4) 竹島問題の解決方法についての具体的な意見についても,日本政府はこれまで国際司法裁判所への提訴の立場を明らかにしてきたのであって,これが公開されたからといって,「政府内部での検討状況が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」とはいえない。

- (ウ) 文書1248は,すでに54年前の文書であって,当時の外務省職員の率直な意見,見通しが,「現在又は将来の」交渉にどのように不利益になるかについては,被告は一切主張していない。
- (I)「公開することが予定されていない」ことは、それ自体が法5条の不開示事由となるものではなく、「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ」の主張については、同主張と法5条3号(交渉上の不利益)との関連性を全く欠いており、主張自体失当である(原告準備書面(4)第5の1(38及び39ページ))。

ウー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

原告は,不開示部分の情報が文書作成当時,既に韓国側に伝えられた, 又は公にされたと主張の上,公にすることにより,我が国が交渉上不利益を被ることはないと論難する。しかしながら,被告としては,当該不開示部分の情報が,韓国側に伝わっているかどうかは,不開示情報に関わるものであるため,上記主張の当否については論及することができない。仮に,本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても,当該文書が作成されたのは約半世紀前のことであり,現世代の政府関係者及び国民は,当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下, 改めて当該情報が公にされれば,新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って、開示の適否を判断しており、当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において、事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、竹島の経済的価値、竹島問題の解決案及び譲歩の余地に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(ウ) 原告の反論イ(ウ)に対する再反論

原告は,文書が54年前のものであると主張しているところ,時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(I) 原告の反論イ(I)に対する再反論

原告は、「公開することが予定されていない」ことは、それ自体が法

5条の不開示事由となるものではないと主張するが、特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について、公開することが予定されていない情報が公にされれば、他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるところである。したがって、公開することが予定されていない情報を公にすることは、法5条3号の不開示理由に該当し得るものであり、これに反する原告の上記主張は理由がない。

(20)日韓会談議題の問題点(文書1287・乙A第58号証,番号20,通し番号 3-20)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1287(乙A第58号証,番号20,通し番号3-20)は,「日韓会談議題の問題点」の題名の下に手書きで「31年5月 沢田大使説明資料」と記載されているとおり,外務省の内部文書であり,「目次」に記載されている「基本関係樹立問題」「財産請求権問題」「漁業問題」「在日朝鮮人の国籍処遇問題」「船舶問題(久保田発言について,竹島問題,韓国代表部の地位)」に関する各問題点等について具体的な内容が記載されている。

文書1287のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は69ページ (-65-)の3行目及び4行目の約1行分及び6行目ないし8行目の 3行分であり,竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状につい ての評価が具体的に記載されている。不開示情報の内容についてさらに 補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,谷・金会談において 竹島問題が取り上げられなかった理由と,竹島の経済的価値についての 評価である。

(イ) 不開示理由

文書 1 2 8 7 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に対する日韓 双方の対応及び竹島の現状についての評価であり, あくまで外務省内部の 見解にすぎないものである。

竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間 問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国 の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)7及び8ページ)。

イ 原告の反論

この不開示部分の最初の部分は、「客年の始めの谷・金会談においても、 竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし、

との見地から、その会談とは別とすることに合意され、とりあげられなかった」とあり、谷・金会談で、取り上げない理由について検討したことが窺われる。

そして,2番目の不開示部分は,上記の文章に続いており,日本と韓国との間の交渉においては,今後も竹島問題を取り上げるべきではないという方針が記載されていると推測できる。

被告は、「竹島問題に対する日韓双方の対応及び竹島の現状についての評価であり、あくまで外務省内部の見解にすぎないものである」、「未解決の二国間の問題であって、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘したうえ、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として,法5条3号 の不開示事由に該当すると主張する。

- (ア) しかし,不開示の最初の部分は,谷・金会談において,竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために,同会談とは別にすることが合意されたとある以上,金大使すなわち韓国側が承知している事柄であって,その記述ゆえに今後の交渉において日本側の手足が縛られるといった事情は一切なく,「政府内部での検討状況が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」情報とはいえない。
- (4) また,2番目の不開示部分は約3行であるが,すでに,竹島問題についての日本の主張は,これまでも韓国側に伝えられてきたものであって, 日本政府が公にしているものであって,これを公開したとしても,外交上支障が生ずるとは思われない。
- (ウ) さらに、不開示部分の公開は、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、かつての検討状況が現在又は将来の交渉上の不利益を生じさせるおそれがあるとは考えられない。被告が、現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上、「交渉上の不利益が生ずるおそれ」はない(原告準備書面(4)第5の2(40及び41ページ))。

ウー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、日韓国交正常化の過程において竹島問題が棚上げされた理由及び竹島の経済的な価値についての評価に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測ある

いは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

また,原告は,不開示部分の情報は韓国側に伝わっていると主張する。 本件文書から,当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れる としても,当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり,現世代の 政府関係者及び国民は,当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下,改 めて当該情報が公にされれば,新たな情報が発表されたことと同じよう に受け止められ,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被る おそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って,開示の適否を判断しており,当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において,事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(イ) 原告の反論イ(イ) に対する再反論

原告は,不開示部分の情報が公知であったと主張するが,不開示情報

に関わるものであるため,上記主張の当否については論及することができない。仮に,本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても,当該文書が作成されたのは約半世紀前のことであり,現世代の政府関係者及び国民は,当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下,改めて当該情報が公にされれば,新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って、開示の適否を判断しており、当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において、事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(ウ) 原告の反論イ(ウ) に対する再反論

原告は,53年前の文書を公開しても交渉上不利益を生じさせない趣旨の主張を行っている。時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(21)アジア局主要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番号21, 通し番号3-21)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1399(乙A第42号証,番号21,通し番号3-21)は, 外務省が作成した文書であり,アジア局の主要懸案処理日報のうち,主 に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

文書1399のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は111ページ(-111-)の下から6行目ないし5行目の約3行分及び112ページ(-112-)上から2行目ないし4行目の約3行分であり,「昭和34年10月10日付け『アジア局重要懸案処理月報第16号[昭和34年9月分]アジア局総務参事官室』」と題する文書中の竹島問題に関する記述がなされた部分で,竹島問題に関する日本政府の具体的対応状況が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,我が国が海上保安庁巡視船による竹島不法占拠の事実を視認した上でとった措置の内容が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 3 9 9 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に関する日本側の具体的対応状況である。

竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情をも踏まえた上で, 我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)8及び9ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

ここで,不開示とされているのは,1959年(昭和34年)10月

10日付けのアジア局重要懸案処理月報第16号」のうちの「竹島問題に関する日本政府の具体的対応状況が記載されている」とされる部分であり、不開示部分は合計して約5行である。

この月報の中の「4竹島問題」の不開示部分は,次のようになっている。

- (1) 9月15日海上保安庁巡視船「へくら」は竹島の巡視を行い,同島が韓国側により引き続き不法占拠されている事実を視認した。
- (2) 【1行半黒塗り】韓国政府は9月18日付在京韓国代表部口上書を もって,竹島は韓国領土であり,海上保安庁巡視船の同島巡視は韓国 の領海侵犯であるとして抗議してきた。
- (3) よって島大使は25日柳大使を招致し、【2行半黒塗り】韓国側から申入れがあった以上わが方領土である竹島の韓国当局による不法占拠に対し抗議せざるを得ない旨述べ、【以下、略】続く文章の記載が、韓国側が抗議を行ったというものである以上、最初の不開示部分は、日本側が行った何らかの具体的な対応であると捉えられる。また、2番目の不開示部分は、島大使が柳大使に対し述べた具体的な内容である。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、「竹島問題に関する日本側の具体的対応状況である」、「未解決の二国間の問題であって、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」と指摘したうえ、「政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」として、法5条3号の不開示事由に該当すると主張する。

(ア) しかし,不開示部分は,韓国側とのやり取りの中からすでに明らかとなっている客観的な事実であり,また,韓国側が承知している内容

であって,不開示部分の公開により,「政府内部での検討状況が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。

(イ) 加えて,すでに,竹島問題についての日本の主張は,これまでも韓国側に伝えられ,日本政府が公にしているものであり,これに伴った具体的な対応を公開したとしても,現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられない。

ことに,2番目の不開示部分は,島大使が柳大使すなわち韓国側に 伝えた内容であって,韓国も了知しており,公開により今後の交渉に おいて日本側の手足が縛られるとはいえない。

(ウ) これらの不開示部分の公開は,50年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであり,被告が,この点について,現在又は将来の交渉上の不利益について具体的な主張立証をしていない以上,「交渉上の立場を不利にするおそれ」はない(原告準備書面(4)第5の3(41及び42ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア) に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点で

は、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、 当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉 上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすること を決定したものである。

なお、上記イにおいて、原告は、不開示部分の情報は韓国側に伝わっていると主張する。本件文書から、当該情報が当時韓国側に伝わっていることが読み取れるとしても、当該情報が発生したのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を知らない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って開示の適否を判断しており,当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において,事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(イ) 原告の反論イ(イ) に対する再反論

原告は、不開示部分の情報が公知であったと主張するが、不開示情報に関わるものであるため、上記主張の当否については論及することができない。仮に、本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても、当該文書が作成されたのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められ、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って、開示の適否を判断しており、当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において、事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(ウ) 原告の反論イ(ウ) に対する再反論

原告は,50年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであり, 交渉上の立場を不利にするおそれはない旨の主張を行っている。時間の 経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が 引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において, 当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少してお らず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであ ると言わざるを得ない。

(22)第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙A第59号証, 番号22,通し番号3-22)

従前,不開示理由3として整理していたが,不開示理由1とする方が,より正確であると判明したため,不開示理由1に訂正する。原告及び被告の主張状況も不開示理由1の項に記載した。

(24)日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(文書1523・乙A第6 1号証,番号24,通し番号3-24)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 5 2 3 (乙A第 6 1 号証,番号 2 4 ,通し番号 3 - 2 4)は, 外務省アジア局第一課が昭和 3 2 年 9 月 6 日付けで作成した内部文書 で 昭和 3 2 年 9 月 6 日に外務省次官会議室において開催された外務省, 大蔵省,法務省,水産省及び文部省の各次官等が今後の日韓交渉に関して協議した具体的発言内容が記載されたものである。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,関係省庁次官級協議において,李承晩ライン問題に関連して,領海問題及び漁業問題に関するソ連(現口シア)への対処方針が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 5 2 3 のうち 不開示理由 3 に基づく不開示部分は 8 ページ(- 8 -)の右から 4 行目ないし 6 行目の約 3 行分であり,当時,日韓間における外交交渉上重要な懸案事項の一つであったいわゆる李承晩ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解が記載されており,これは公開されることが予定されていないものである。このような内部的な個人的見解まで公開されることになれば,今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。のみならず,このような情報が公にされると,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法 5 条 3 号)(被告準備書面(3)11及び12ページ)。

イ 原告の反論

- a 忌憚のない意見交換ができなくなるおそれ自体は法5条3の不開示 事由ではなく,内部的な意見の公開と法5条3号との関連性は何ら示 されていないので,被告の主張が失当であることは自明である。
- b 被告の主張は,内部的な意見の公開によって,どのような理由から, 「政府内部での検討状況が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と行政機関の長が判断したのか,その論理の飛躍ははなはだしいところがある。

c 52年前の次官の発言が公開されたことによって,現在又は将来の 交渉上の不利益が生ずる具体的な理由も示されていないのは,前記第 1の3で述べたとおりである(原告準備書面(4)第5の6(45及 び46ページ)。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論(イ)a及びbに対する反論

領海問題及び漁業問題に関するソ連(現ロシア)への対処方針に関する情報は、内部の意見とはいえ、韓国との竹島問題と同様に機微な情報であり、これが公にされれば、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。以上が当該不開示部分が法5条3号に該当すると判断した理由である。

(イ) 原告の反論(イ) cに対する再反論

原告は,52年前の次官の発言が公開されたことによって,現在又は将来の交渉上の不利益が生ずるおそれはない旨主張している。時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであ

ると言わざるを得ない。

(25) 遺韓使節の使命と行動基準 (昭和26年12月)(文書1630・乙A第62 号証,番号25,通し番号3-25)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1630(乙A第62号証,番号25,通し番号3-25)は,昭和26年12月5日付けで外務省が作成した内部文書であり,同年12月18日から同月23日までの間,韓国に派遣が予定されていた特派使節団の具体的な使命,訓令が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,過去に日本が韓国を支配していた時代についてのある種の評価を踏まえた行動指針が記載されている。領海を接する隣国であり,幾多の歴史的出来事を共通してきた韓国にとっては,かかる指針は現在においても機微な性格を帯びている。

文書1630のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

3ページ(-3-)の左から3行目ないし1行目の約3行分

「四,特派使節団の構成は出来得る限り充実したものとし,概ね 左記各項の使命を帯ばしめるものとする。」の「(4)『我が官民の 対韓立場の闡明』」に続く部分で,韓国において特派使節団が採る べき態度が具体的に記載されている。

8ページ(-8-)の右から6行目ないし7行目の約2行分

「遺韓使節に対する訓令(案)」の「叙上の使命を達成するため 遺韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」 の「一」に続く部分で,日本と韓国及び朝鮮との歴史的な経緯に対 する日本側の具体的対応が記載されている。 9ページ(-9-)の左から2行目ないし10ページ(-10-) の右から1行目ないし4行目の約6行分

「遺韓使節に対する訓令(案)」の「叙上の使命を達成するため 遺韓使節は概ね左の各項目を出来得る限り効果的に実施されたい。」 の「四韓国要人及び在韓アメリカ人当局者との交歓等の機会を活用 して我が国の立場を闡明すること。」に続く部分で,上記 の不開 示部分と同様,韓国において特派使節団がとるべき態度が具体的に 記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 3 0 の各不開示部分に記載された各情報は,いずれも,現在においても日韓関係で評価の異なる日本と韓国,朝鮮との間に存在する歴史的問題について日本側がとるべき態度が具体的に記載されたものであり,いずれも,公にすることにより,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)12及び13ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) いずれの国においても、歴史的問題について、異なる立場・評価を持っていることは自明のことであり、特に、韓国、朝鮮との間では、日本の採っている歴史的問題に関する態度、立場は公にされており、公開したからといって、あらたに日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれはない。
- (4) 58年前の日本側のとるべき態度の公開が、現在又は将来のいかなる 交渉において日本に不利になるおそれがあるのかについて、被告は一切 主張立証していない。被告の主張によれば、他国と評価を異にする歴史 的問題があれば、文書が不開示となることが許容されることになるが、 法5条3号はそのような抽象的な「おそれ」によって行政機関の長がそ

の該当性を認めることを予定していない(原告準備書面(4)第5の7 (46及び47ページ)。

ウー被告の再反論

不開示部分には,過去に日本が韓国を支配していた時代についての評価を踏まえた行動指針が記載されている。韓国にとっては,かかる評価を踏まえた指針は現在においても機微な性格を帯びている。

(ア) 原告の反論(ア)に対する再反論

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,韓国政府 及び国民の感情に配慮することが必要であり,そのため,当該部分を不 開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は, 当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損なうおそれがあ るものと認め,当該部分を不開示(法5条3号)とすることを決定した ものである。

(イ) 原告の反論(イ)に対する再反論

不開示部分に記載された情報は、現在においても韓国側において関心が高い日本が韓国を支配していた時代についての評価を含んでいる。これを公にするより、いたずらに韓国側を刺激することになり、不必要に日韓関係を不和にするおそれがあり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に該当する。

(26)谷大使・金公使会談 (文書 1 6 7 1・乙A第 6 3 号証,番号 2 6,通し番号 3 - 2 6)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1671(乙A第63号証,番号26,通し番号3-26)は,

外務省が昭和30年1月に作成した「日韓会談再開に関する件」と題する文書,昭和30年1月29日から同年3月26日までの間,合計7回開催された谷大使と金公使との会談内容を記載した文書によって構成され,谷大使と金公使との各会談における具体的発言内容が詳細に記載されている。

文書1671のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

16ページ(-16-)の右から2行目ないし4行目の約3行分「谷大使金公使会談の件(第一回)」と題する文書中にあり、竹島問題について谷大使が述べた所感ともいうべき具体的見解が記載されている。

19ページ(-19-)の左から2行目ないし1行目の約1行分「谷大使金公使会談の件(第一回)」と題する文書に続く「(三十,一,二十七 谷大使起案,ア局長と共に)と題する上記第一回会談の内容を記載した報告文書中にあり,竹島問題についての谷大使の具体的対応が記載されている。

2 2 ページ(-22-)の右から 4 行目ないし2 3 ページ(-2 3-)の右から 1 行目の約 5 行分

「谷大使金公使会談(第二回)」と題する文書中にあり,竹島問題について谷大使が述べた所感ともいうべき具体的見解が記載されている。

不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分 , には,日韓国交正常化問題と竹島問題双方の解決を図るべく 谷大使が提示又は検討した対案が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1671の各不開示部分に記載された各情報は、いずれも竹島問

題に関する谷大使の具体的な見解が記されている。

上記谷大使の具体的な見解は,いずれも,金公使との会談において発言されたものではあるが,韓国側と一致した見解ではなく,谷大使すなわち日本側の所見というべきものである。

竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があり、上記不開示部分に記載された各情報は竹島問題に関する日本側の見方に基づく谷大使の所見であるから、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)13及び14ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 外交において,相手国と一致した見解をとらないことは多々あることであり,そのこと自体は法5条3号の不開示事由には該当しない。
- (イ) 交渉相手国の韓国の金公使との会談において発言されている以上,韓国側はすでに谷大使の発言内容を把握しているのであって,これを公開したからといって,「公にすることにより,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかとなり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない(原告準備書面(4)第5の8(47及び48ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し,日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上,当該問題の解決に向けた

具体的な解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

被告が不開示とした理由は上記のとおりであり,外交において,相手国と一致した見解をとらないこと自体を理由としたものではない。

(27)日韓会談再開問題(文書1675・乙A第64号証,番号27,通し番号3-27)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1675(乙A第64号証,番号27,通し番号3-27)は, 外務省アジア局第二課が作成した昭和29年1月21日付け,同年2月 1日付け,同月6日付け及び同月13日付けのいずれも「久保田発言に 関する件」と題する文書,外務省アジア局第五課長が作成した同年3月 18日付け「日韓問題に関する件」と題する文書等の主に日韓会談再開に関連する文書によって構成されている。

文書1675のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,以下のとおりである。

106ページないし111ページ(-105-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分6ページ中1ページは,井口大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年10月1日発信の「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と題する電信文中にあり,その余の5ページは別個の3文書(いずれも電信文)で当該3文書は全部不開示となっているが,いずれも竹島問題についての具体的見解が記載されている。

116ページないし118ページ(-109-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分3ページは,いずれも全部不開示となっている電信文であり,竹島問題についての具体的見解が記載されている。

149ページないし151ページ(-139-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分3ページは,いずれも全部不開示となっている電信文であり,は竹島問題について具体的見解が記載されている。

153ページ(-140-に「次ページ不開示」と記載された部分) 不開示部分1ページは、全部不開示となっている電信文であり、竹 島問題について具体的見解が記載されている。

161ページないし168ページ(-148-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分8ページ中4ページは、岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年11月5日発信の「竹島問題に関する件」と題する電信文中

にあり、その余の4ページは別個の2文書(いずれも電信文)で当該2文書は全部不開示となっているが、いずれも竹島問題についての具体的見解が記載されている。

2 1 0 ページないし 2 1 8 ページ (-189-に「次ページ以下 9 ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分9ページは,別個の2文書(いずれも公信文)で当該2 文書は全部不開示となっているが,いずれも竹島問題について具体的 見解が記載されている。

226(227の誤記)ページ(-197-)の左から約6行分 岡崎大臣が井口大使に宛てた昭和29年4月9日付け「日韓会談再 開交渉に関する資料送付の件」と題する電信文の別添文書中にあり、 日韓問題を平和的に解決する具体策として提出されたが、廃案となっ た具体的提案内容が記載されている。

不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,同部分に記載された情報は,日本政府が竹島問題を巡って国際司法裁判所での解決を韓国政府に提案し韓国政府がこれを拒否した時期,日本政府が在米大使館を通じて収集した情報であり,竹島問題の裁判所への提訴に向けた準備及び韓国側が応訴を拒否した後は善後策に関する米国との協議状況である。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 7 5 の不開示部分に記載された情報は,上記 の不開示部分を除き,いずれも,竹島問題に関する日本側の具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

また,上記 の不開示部分は,日韓問題を平和的に解決する具体策として提出された具体的提案内容が記載されているが,廃案となったもので,あくまで政府内部の見解にすぎないものであるから,これが公にされれば,我が国の立場が不利になるおそれがある。

以上にかんがみれば、これらを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)15ないし17ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子は、日本政府が、ホームページやその他の資料で公にしている方針・立場からすれば、その内容はすでに明らかになっているといいうる。
- (イ) 被告は、未解決の二国間の問題を指摘するのみであり、竹島問題に関する具体的な対策や日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子が、どのような理由によって、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかとなり、日本の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについては、何ら主張立証をしておらず、具体的な理由は明らかにされていない。
- (ウ) 竹島問題等に関する交渉の様子は、韓国側との間の交渉であって、すでに韓国側において認知されていることであるから、これを不開示とする理由は何ら存しない。
- (I) 電信文3通については全部不開示となっているが,甲第64号証には 電信文が多数含まれており,これらの電信文のなかで公開されているも のもあることからすれば,この電信文3通のみが,どのような理由によ

って全部不開示となっているのか,その具体的な理由が明らかにされなければならない。

(4) 電信文には,番号,日付,時間,電信文の送信者,宛先,件名などが付されているのが通例であるが,これらの情報までもすべて不開示とする理由は全く不明である。原告は,電信文の全部不開示について,被告の具体的な主張を待って,さらに反論を行う(原告準備書面(4)第5の9(48ないし50ページ))。

ウ 被告の主張の補充

文書 1 6 7 5 は , 被告準備書面 (3) 1 (9) (15 ないし17ページ) で述べたとおり , 同文書中 , 電信文3通(116ページないし118ページ , 149ページないし151ページ , 153ページ)を全部不開示としている。

上記 の電信文は,昭和29年11月17日付け在米国大使館発の電信 文であり,竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び竹島問題を含む日 韓両国間において見解を異にしている諸問題について米国側と協議した際 における米国側の具体的見解のみならず外交交渉において重要である上記 協議における米国側のスタンス及び対応状況が具体的に記載されている。

上記 の電信文は、同年9月24日付け在米国大使館発の電信文であり、 竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解の確認に関する対応状況が具体的に記載されている。

上記 の電信文は 同年10月6日付け在米国大使館発の電信文であり, と同様の内容が具体的に記載されている。(被告準備書面(5)7ページ)

エ 原告の反論の補充(1)

(ア) 文書 1 6 7 5 については,被告準備書面(3)では, ともに「電信文であり…竹島問題について具体的見解」(15ページ),「いずれも

竹島問題に関する日本側の具体的な対策や・・・交渉の様子である。」 (16ページ)とのみ説明され、あたかも日本政府の見解や日韓間の交渉の様子であるかのような主張がなされていた。ところが、被告準備書面(5)の補充主張においては、 は竹島問題等に関する「米国側の具体的見解」と「スタンス及び対応状況」、 及び は竹島問題の日本政府の解決策に対する「米国政府の具体的見解の確認に関する対応状況」であることが追加され(7ページ)、少なくとも については日本の見解ではなく米国の見解であることが明らかにされた。他方で、 及びについては、当初説明された「具体的見解」ではなく、「対応状況」であるとして情報の性格が変遷し、かつ、その「対応状況」の主体が日本政府なのか米国政府なのかが不明なままである。このように、これらの文書に関する被告の主張は、不開示とされた情報の主体や性格について変遷し、その内容を確定できない状況にある。

それゆえ,これらの不開示文書については,主張の形式上,不開示となった情報の主体や性格が特定されていないという点で,被告の主張責任を尽くしたものではない。

- (1) さらに,これらの文書を不開示としていることには,以下のような問題がある。
 - a 第1に,竹島問題等の日本の対策に関する昭和29年当時の米国政府の見解が,いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかについて,被告は何らの説明も加えていない。64年前の外交交渉における「見解」、「スタンス」、「対応状況」が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できず,また,交渉の第三国である米国政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから日本の外交交渉に不利益を与えることは論理的に想定できない,という二重の意味で,不開示理由の説明として不十分である。被告準

備書面(3)は,日本政府の関心事項や具体的対応方針が明らかになる(17ページ)と主張しているが,米国政府の見解が開示されることとそれらの結果との間には,論理的な関連性が欠如している。

b 第2に, 及び の文書が,仮に日本政府の「対応状況」が記載されたものであったとしても,米国政府の見解に日本政府が対応した内容が,日本と韓国との間の外交交渉に影響を与えるという説明もまた奇妙なものである。それが64年前のものであればなおさらである。そして,被告の主張によっては,両者がどのように関連するのかという点については,文書のテーマが竹島問題である,という以上の説明は加えられていない。

以上のように、この文書の全面不開示の理由に関する被告の主張は、 その主張の外形においてすら、竹島問題に関する「交渉上の立場を不 利にするおそれ」を示すものではない。

c 第3に,これらの文書は電信文であるところ,日付,時間,電信文の送信者,宛先,件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は,全く不明である(原告準備書面(7)第2の3(7及び8ページ))。

オ 原告の反論の補充(2)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

カー被告の再反論

(ア) 原告の反論の補充(1)エ(ア)に対する補足説明

被告は,電信文 , の内容を補充説明した際に(被告準備書面

(5)7ページ), の電報文を「在米国大使館発の電信文」と記載したが、「外務大臣発在米国大使館宛の電信文」が正しいので、これを訂正する。 の電信文は、竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認するための訓令電報である。 の電信文は、 の電信文を補足するために後日発電されたものである。

不開示部分に記載された情報は,日本政府が竹島問題を巡って国際司法裁判所での解決を韓国政府に提案し韓国政府がこれを拒否した時期,日本政府が在米大使館を通じて収集した情報であり,竹島問題の裁判所への提訴に向けた準備及び韓国側が応訴を拒否した後は善後策に関する米国との協議状況が具体的に記載されている。

(イ) 原告の反論イ(ア)及び(イ)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し,日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上,当該問題の解決に向けた国際司法裁判所への提訴の具体的な準備作業,及び韓国による応訴拒否後に米国と協議した善後策の内容は竹島問題に対する日本の具体的な対処方針に関わる極めて機微なものであり,かかる情報が公にされれば,竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性があり,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,

当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(ウ) 原告の反論イ(ウ)に対する再反論

原告は,当該情報が公知である,又は韓国との間の交渉であって韓国側には認知されていると主張するが,不開示情報に関わるものであるため,上記主張の当否については論及することができない。

(I) 原告の反論イ(I)に対する再反論

3つの電信文が不開示とされた理由は、上記(ア)~(ウ)のとおりであり、他の電信が開示されていることは何らこれら3つの電信文を開示とする理由とはならない。

(オ) 原告の反論イ(オ)及び原告の反論の補充(1)エ(イ) c に対する再反論

原告は、電信文の時間、電信文の送信者、宛先、件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は、全く不明である旨主張しているが、被告としては、電信に記載されている番号、日付、時間、送信者、宛先等は、電信文の内容部分と結合して初めて、いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではないことから不開示としたものである。

電信文のいわゆる外形事項,すなわち,その電信文が発受信された日時,電番,秘密指定,本省の主管課室,本省内の協議先及び配布先等が開示されれば,当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば,当該文書のように,本省と在米大使館との間において訓令と回訓のやりとりを行っていた場合には,日時と発受信者のみから少なくとも米国政府との間の水面下の協議の時期や頻度が推知され得る。本件電信文 , の内容は,上述のとおり,竹

島問題の解決策に関して日本政府が在米大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることから,全部を不開示とする決定を行ったものである。電信文本文の機微な内容にかんがみ,それらの日付,時間,送信者,宛先等を公にすることにより,電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから、国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

(h) 原告の反論の補充(1)エ(イ)bに対する再反論

原告は、64年前の外交交渉及び米国の見解が現在の交渉に不利益を及ぼすことは想定されないと主張するが、上述のとおり、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下、64年前に検討された解決案であっても、公にすることにより、交渉上の不利益を被ることは合理的に想定され得るほか、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても、かかる情報は最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくことが適当であり、現時点では、情報公開請求に応じて開示する性質のものではないる。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、かかる考慮の下、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(キ) 原告の反論の補充(1)エ(イ)cに対する再反論

原告は、米国政府の見解に日本政府が対応した内容が、日韓間の外交

交渉に影響を与えるという説明は奇異であると主張するが,上記(カ)に述べた米国の位置付けを想起すればむしろ自然というべきであり,原告の主張には理由がない。

(ク) 原告の反論の補充(2)オ ~ に対する再反論

の時の経過に関する原告の主張については,上記(か)に述べたとおり理由がない。 の原告主張については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら関係がなく失当である。 の原告主張については,他国政府の立場又は考え方についての情報であっても,我が国が他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被り得るものについては,少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは,法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また,竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は,法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(28)アリソン大使との会談(文書1676・乙A第65号証,番号28,通し番号3-28)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1676(乙A第65号証,番号28,通し番号3-28)は, 昭和30年に実施されたアリソン駐日米国大使との各会談記録等であ り、文書1676のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は55ページ(-55-)の約10文字分であり、昭和30年12月7日付け「重光大臣、谷大使、アリソン米大使と会談の件」と題する文書中にあり、当時、日韓間において懸案事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策として提起された具体的な見解が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば、不開示部分に記載された情報は、谷大使からアリソン駐日大使に対して、提起された李承晩ライン問題に関する解決案であるが、その内容は竹島問題の解決案と同じである。

(イ) 不開示理由

文書1676の不開示部分に記載された情報は,日韓間において懸案 事項の一つとなっていたいわゆる李承晩ライン問題に関する解決策とし て提起された具体的な見解で,日本側から提起された具体的見解に対し, アリソン駐日大使が「全然同感なり」と賛同していることから,李承晩 ライン問題に関する解決策として米国政府の率直な見解でもある。

日韓間における重要な懸案事項について日米間において話し合いがなされ、日本側の提案に米国政府が賛同した具体的な解決策の提案が公にされると、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)17及び18ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 米国においては,たとえ秘密指定がなされた公文書であっても,大統

領命令によって,作成から25年が経過すれば自動的に秘密指定が解除される仕組みをとっており,その中には日本と米国との間の外交交渉も多く含まれている。このことは,裏返せば,日本で米国の大使の発言が公開されたからといって,そのことをもって,アメリカが日本との間の信頼関係が損なわれると受け取る可能性はないことを示すものである。本件文書は,2倍以上の54年が経過しており,当時のアリソン大使が賛同した日本政府の見解が公開されたからといって,日本と米国,韓国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれはなく,日韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。

- (イ) 被告は、「信頼関係が損なわれるおそれ」と「交渉において立場が不利になる」との理由を区別していない。
- (ウ) 第三国の米国の者の発言がどのような理由により日本の交渉において 立場を不利にするものであるかについては、被告は何ら主張していない。
- (I) 日本側の提起した具体的見解自体は、韓国側には伝えられている内容であると思われ、これについてアメリカの大使が賛同したからといって、直ちに、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえず、韓国の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない(原告準備書面(4)第5の10(50及び51ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

原告らは、米国の25年を基準とした秘密指定解除のルールなどに照らして、「本件文書は、2倍以上の54年が経過しており、当時のアリソン大使が賛同した日本政府の見解が公開されたからといって、日本と米国、韓国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれはなく、日韓間の今後の交渉において日本の立場が不利になるおそれもない。」と主張する。しかしながら、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告が指摘するような時間的要素は考慮していない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ)。

(イ) 原告の反論イ(イ)及び(ウ)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすること

を決定したものである。

(ウ) 原告の反論イ(I)に対する再反論

原告は、日本側の提起した具体的見解自体は、韓国側には伝えられている内容であると思われる旨主張しているが、不開示情報に関わるものであるため、上記主張の当否については論及することができない。仮に、本件文書に含まれる情報が韓国側に伝わっていたのだとしても、当該文書が作成されたのは約半世紀前のことであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該情報を把握していない蓋然性が高い状況の下、改めて当該情報が公にされれば、新たな情報が発表されたことと同じように受け止められるから、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って,開示の適否を判断しており,当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において,事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

(I) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告主張 については、上述のとおり、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難いところ、原告の当該主張は、かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

原告主張 については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら 関係がないものである。

原告主張 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被

り得るものについては,少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは,法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また,竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は,法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(29)日韓問題に関する米側トーキングペーパー(文書1686・乙A第66号証, 番号29,通し番号3-29)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1686(乙A第66号証,番号29,通し番号3-29)は,米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」であり,昭和39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面,外務省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー(仮訳)」と題する文書,外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント(案)」と題する文書」及び「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書によって構成されている。

文書 1 6 8 6 のうち,不開示理由 3 に基づく不開示部分は, 3 5 ページ(-35-)の上から 1 3 行目ないし 1 7 行目の約 4 行分, 4 2 ペー

ジ(-42-)の上から11行目ないし17行目の約6行分,49ページ(-49-)の下から5行目ないし50ページ(-50-)の上から3行目の約7行分,57ページ(-57-)の下から5行目ないし58ページ(-58-)の上から3行目の約7行分で,いずれも「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の文書中にあり,不開示部分に記載されている情報はほぼ同一内容である。

不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓問題に関する米国政府の具体的な見解が記されたトーキングペーパーの内容に対する我が国のコメントの中で,韓国との交渉において,日本側の態度が,韓国側にどのようにして受け止められるか,あるいは,韓国国民の反応ぶりについて,日本が第三国である米国に批評的に説明したものである。

(イ) 不開示理由

文書1686の不開示部分に記載された情報は,日韓問題に関する米 国政府の具体的な見解が記載されたトーキングペーパーの内容に対する 外務省の具体的な批評ないし見解であり,極めて率直な内容が含まれて いるため,これを公にすると,我が国の今後の交渉上の立場を不利にす るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (法5条3号)(被告準備書面(3)18及び19ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 極めて率直な内容の公開自体は,法5条の不開示事由ではなく,率直な内容の公開がどのような理由によって日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかについて,被告は一切主張立証をしていない。被告の主張は,論理の飛躍がはなはだしく失当である。
- (イ) 米国のトーキングペーパーに対して外務省が具体的な批評や見解を述

べたものである以上,それは米国政府の見解に対するものにすぎず,これが直ちに韓国との交渉上の立場を不利にすることにつながるものとは思われない。なお,米国との信頼関係については,作成から25年が経過した公文書は,大統領命令により自動的に秘密指定解除がなされるのであって,トーキングペーパーはすでに米国で公開されている可能性が高く,米国に対する信頼関係も問題にはならない。

(ウ) 不開示部分の公開は、45年前の米国の考えを記した文書に対する45年前の日本政府の批評や見解を公開するにすぎず、前記第1の3で述べたとおり、時の経過を考慮に入れるならば、現在又は将来の交渉上の立場を不利にするおそれはない(原告準備書面(4)第5の11(51及び52ページ)。

ウ原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ 被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)及び(イ)に対する再反論

不開示部分の内容は,韓国国民の反応ぶりについて,日本が第三国である米国に批評的に説明したものであり,公にされることで事前に予測しがたい事態を惹起する可能性は排除されない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,韓国政府 及び国民の感情に配慮することが必要であり,そのため,当該部分を不 開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は, 当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(ウ)に対する再反論

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(ウ) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告の反論の補充 については、上述のとおり、竹島問題が今日もな お継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもって同問題を注視し ている状況下,時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少して いるとは言い難く、原告の当該主張は事実を踏まえたものではなく失当 については,法5条各号の不開示事由への該当性とは関係が ないものであり理由がない。 については,他国政府の立場又は考え方 についての情報であっても、我が国の他国との信頼関係を損ない、又は 交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有 する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは,法5条 3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していな いことからも明らかである。また,竹島問題を含む領土問題においては, 問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として 交渉上援用されうるところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示さ れた竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大 きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不 利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は,法解釈を

踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(30)日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙B第67号証, 番号30,通し番号3-30)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1695(乙B第67号証,番号30,通し番号3-30)は,前田調査官が外務大臣に宛てた昭和40年(1965年)3月3日発信の「日韓会談(在韓米大使館参事官の内話)」と題する電信文,同月11日発信の「ハヴイブ参事官の内話」と題する電信文,武内大使が外務大臣に宛てた同月10日発信の「大使,ラスク会談(日韓問題)」と題する電信文,同月17日発信の「リ韓国外相の訪米」と題する電信文,同月18日発信の「リ韓国外相の訪米(ノレッド内話)」と題する電信文,前田調査官が外務大臣に宛てた同年5月11日発信の「日韓問題についてハビブ参事官内話」と題する電信文によって構成されている。

文書1695のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,以下のと おりである。

19ページないし20ページ(-18-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分)

不開示部分2ページはいずれも全部不開示となっている電信文である。

2 1ページ(-19-)下から3行目ないし22ページ(-2 0-)下から4行目までの約18行分

前田調査官が外務大臣宛てに昭和40年5月11日に発信した「日韓問題についてハビブ参事官内話」と題する電信文中にある。上記 , にはいずれも,在韓米大使館ハビブ参事官が,竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解が記載されている。不開

示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,在韓米大使館ハビブ参事官が韓国側の考えを聴した上で提示した膠着状態にある日韓国交正常化問題と竹島問題の打開案である。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 9 5 の不開示部分に記載された情報は、いずれも、駐日韓国 大使館ハビブ参事官が日本と韓国との間における重要な懸案事項である 竹島問題における日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な見解 で非公式な発言であり、日韓間で立場の異なる問題等に関し、忌憚のな い本音ともいうべき見解を内容とするものである。

竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国 間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我 が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)19及び20ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 米国では作成から25年以上が経過した公文書は自動的に秘密指定 解除となる制度が存在しており,ハビブ参事官の発言は,すでに米国 で国立公文書館等で公開されている可能性も高い。
- (イ) 不開示部分は,第三国である米国の者の発言にすぎず,このハビブ参事官の具体的かつ率直な見解,忌憚のない意見の公開が,日本の交渉に影響を与えるとは到底思われず,どのような理由によって「我が国の交渉上の立場を不利にするおそれ」があるのかは全く明らかではなく,被告の論理は飛躍がはなはだしく失当である。
- (ウ) 率直な意見で非公式の発言であることは,法5条の不開示事由には

該当せず,法5条3号との関連性は不明である(原告準備書面(4) 第5の12(53ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の 経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値 を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと, などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18 ないし20ページ))。

工追加開示決定

文書 1 6 9 5 については,平成 2 3 年 8 月 2 9 日,不開示理由 2 に基づく不開示部分である 1 8 ページ(-18-)8 行目から 1 4 行目までの約 6 行分(被告準備書面(5)3 7 ページ)を追加開示した。

不開示理由3に基づく不開示部分である 19及び20ページ(-18-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分)及び 21ページ(-19-)下から3行目から22ページ(-20-)下から4行目までの約18行分(被告準備書面(3)18及び19ページ)は、いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の41(23ページ))。

オー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、当該解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の

交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

原告は,米国が当該情報を公開している可能性が高いと主張しているが,あくまで推定に過ぎない上,同じ会議についての記録であっても日本側は日本側の立場から記録するため,米国側の記録とは異なり得ることを踏まえれば,原告の当該主張には理由がない。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

原告は,不開示部分は第三国である米国のハビブ参事官の意見に過ぎないと主張するが,竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。

たとえ米国の方針が肯定的なものであったとしても,かかる情報は 最も効果的なタイミングで最も効果的な方法により利用していくこと が適当であり,現時点では,情報公開請求に応じて開示する性質のも のではない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,かかる 考慮の下,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。 すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信 頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め, 当該部分を不開示とすることを決定したものである。

また、原告は、率直な意見で非公式の意見であることは、法5条3 号との関連性が不明であると主張するが、他国との率直な意見交換の 内容が公にされれば、他国との信頼関係を損なうおそれは常時存在し ており、信頼関係が損なわれれば、以後、当該他国との間で忌憚のな い意見交換は期待できなくなるところである。したがって、公開する ことが予定されていない情報を公にすることは、法5条3号の不開示 理由に該当し得るところ、原告の上記主張はかかる因果関係を踏まえ ない失当なものである。

(ウ) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告主張 については、原告らは、「米国では作成から25年以上が経過した公文書は自動的に秘密指定解除となる制度が存在しており、ハビブ参事官の発言は、すでに米国で国立公文書館等で公開されている可能性も高い。」と主張するが、米国で当該文書が公開されたかは確認されていないが、仮に米国が公開を行った場合でも、竹島問題の当事者である我が国が本件文書を開示すべきであるということにはらならず、我が国は、我が国の交渉上の立場等を総合的に検討して独自に判断をした上で、その開示・不開示について決定をする必要がある。なお、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として、原告が指摘するような時間的要素は考慮していない(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))。

原告主張 については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何 ら関係がないものである。

原告主張 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって、公にされることで、交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において、原告の当該主張は、法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(31)日韓会談の現況等(文書1696・乙A第68号証,番号31,通し番号3-31)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1696(乙A第68号証,番号31,通し番号3-31)は, 田中臨時代理大臣が武内在米国大使に宛てた昭和40年2月17日発信の「第7次日韓会談の現況(通報)」と題する電信文,同月20日発信の「日韓基本条約案のイニシャル(通報)」と題する電信文,椎名大臣が武内在米国大使に宛てた同年3月16日発信の「日韓交渉の現況についての米側に対する説明ぶり(訓令)」と題する電信文,同年5月1日発信の「米側よりの日韓交渉早期妥結の要請について」と題する電信文, 同月13日発信の「韓国側漁業協定案についての米側への通報」と題する電信文,同月17日発信の「日韓交渉(竹島問題)(通報)」と題する電信文,同月26日発信の「ライシャワー大使との会談(日韓)」と題する電信文,同年6月25日発信の「佐藤総理よりジョンソン大統領宛の返電の伝達要請」と題する電信文によって構成されている。

文書1696のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,21ページ(-21-)下から1行目ないし22ページ(-22-)上から2行目の約2行分,22ページ(-22-)下から5行目ないし4行目の約1行分及び枠外の記載部分であり,いずれも椎名外務大臣が武内在米国大使に宛てた昭和40年5月17日発信の「日韓交渉(竹島問題)(通報)」と題する電信文中にあり,竹島問題に関する日本政府の具体的対応策が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,日韓会談全体の中で竹島問題を如何に取り扱うかという観点も踏まえた日本政府の具体的解決策である。

(イ) 不開示理由

文書 1 6 9 6 の不開示部分に記載された情報は、いずれも現在の日韓 関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関する日本政府の 具体的対応策であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せ ている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情 を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意 を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)20及び21ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 未解決の問題というだけでは,直ちに法5条3号の不開示理由にはなりえず,被告は,不開示部分の公開が,どのような理由によって,我が国の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとするのか,具体的な主張立証を全くしていない。
- (イ) すでに44年が経過した文書について,当時の日本政府の具体的対応が,現在又は将来における日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないはずである(原告準備書面(4)第5の13(54ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該解決策に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

原告らは、「すでに44年が経過した文書について、当時の日本政府の具体的対応が、現在又は将来における日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないはずである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、44年前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

(32)後宮アジア局長・崔圭夏大使会談(文書1728・乙A第69号証,番号32, 通し番号3-32)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1728(乙A第69号証,番号32,通し番号3-32)は,外務省北東アジア課が昭和38年7月1日付けで作成した「後宮アジア局長,崔圭夏大使会談要旨」と題する文書,外務省アジア局長が同月3日付けで作成した「崔大使会談要旨」と題する文書,同月4日付けで作成した「崔大使との会談要旨」と題する文書,同月17日付けで作成した「崔大使との会談要旨」及び「崔大使との会談要旨(2)」と題する各文書,同年11月7日付けで作成した「崔圭夏大使との会談要旨」と題する文書によって構成されており,いずれも,崔圭夏大使との会談における具体的発言内容が記載されている。

文書 1 7 2 8 のうち,不開示理由 3 に基づく不開示部分は 1 1 ページ (-11-)上から約 3 行目ないし 1 2 ページ(-12-) 2 行目の約 1 1 行分であり, 竹島問題に関して日本政府が提起した具体的対応策に 対し韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,竹島問題の解決策として日本政府が提示した国際司法裁判所への提訴案に対して,崔圭夏大使が韓国の立場から指摘した問題点である。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 2 8 の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解であり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解であるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)21及び22ページ)。

イ 原告の反論

不開示部分は,交渉相手の韓国側の具体的見解であり,韓国側は当然に知っている事柄であるから,これを公開することによって,「日本の交渉上の立場を不利にするおそれ」は全くない。被告の主張は失当である(原告準備書面(4)第5の14(54及び55ページ)。

ウ原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解の大半は,その収集された内容の報告であって,本件文書に関する被告の主張によっても日本側の「見解」あるいは「評価,分析及び判断」が含まれているという指摘はない。

文書1728,まさに「交渉記録の記載内容」であるが,韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解を記載した文書に含まれるものではない。被告は,ここで問題となっている文書とは無関係の文書を例にとって自らの主張を正当化しようとしている。逆に被告が,「日本側の見解」が含まれると主張するのであれば,被告はそのことを具体的に特定するべきであるが,それらの文書について被告は,韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解が含まれていると説明するのみで,「日本側の見解」が含まれるとは主張していない。

エー被告の再反論

(ア) 原告の反論イに対する再反論

原告は,不開示部分の情報は韓国側の発言であり,公にされても日本の立場を不利にする恐れはないと主張する。しかしながら,当該発言は約半世紀前に行われたものであり,現世代の政府関係者及び国民は,当該発言の内容を知らない蓋然性が高い状況の下,改めて当該発言の内容が公にされれば,新たに発表されたことと同じように受け止められるから,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って、開示の適否を判断しており、当該情報については不開示が適当と判断したところである。

(イ) 原告の反論の補充ウに対する再反論

当該不開示部分は,我が国解決案の問題点を記載したものであるが, 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し,日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上,我が方解決案の問題点に関する情報が公にされれば,竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性があり,事前には予測あるいは制御 しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(33)日韓会談における双方の立場(昭和39年4月)(文書1783・乙A第70号証, 番号33,通し番号3-33)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1783(乙A第70号証,番号33,通し番号3-33)は,外務 省が作成した昭和39年4月14日付け「日韓会談における主たる問題点に 関する双方の立場」と題する内部文書である。

文書1783のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は31ページ(-31-)下から2行分であり,「竹島問題 2処理方針(2)韓国側主張」に記載された部分であり,竹島問題に関する具体的解決策について韓国側の具体的主張内容が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,国交正常化後に具体的解決策を検討するとの方針を主張していた韓国側による竹島問題の解決案である。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 8 3 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容であり, 竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって, その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容であるが、あくまで、日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていないものであるから、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)22及び23ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 交渉相手国であった韓国側の具体的主張内容を公開しても,韓国ではすでに自国の主張内容であるから,その内容を熟知しているのであって,「我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかとなり,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」はない。たとえ,日本政府が,韓国側の具体的主張を日本側の評価や解釈に基づいて行ったとしても,それが韓国側の主張である限り,韓国がこれを知っていることに変わるところはなく,これをもって,日本政府の詳細な検討状況等が明らかになるというものでもない。
- (イ) 45年前の韓国側の具体的主張を日本側がまとめたものが、現時点で公開されたとしても、どのような理由によって、現在又は将来の日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかは全く明らかではない(原告準備書面(4)第5の15(55及び56ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の韓国側による解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では, かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とす ることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公 にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るお それがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

原告は、交渉相手国の韓国側の主張内容を公開しても、韓国側はその内容を熟知しているので、我が国の交渉上の立場を不利にする恐れはないと主張する。しかしながら、不開示部分に記載された情報が韓国側の主張内容であるからと言っても、本件文書は日本側の評価及び解釈に基づき作成された報告書であり、その意味で、本件文書の不開示部分からは我が国の竹島問題についての見解が推測しうるものである以上、我が国が本件文書を開示すべきであるということにはらならず、原告の当該主張は失当であると言わざるを得ない。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

また、原告らは、「45年前の韓国側の具体的主張を日本側がまとめたも

のが、現時点で公開されたとしても、どのような理由によって、現在又は将来の日本の交渉上の立場を不利にするおそれがあるのかは全く明らかではない。」と主張する。時間の経過については、既に総論部分において反論済みであるが、本件対象文書は、45年前の文書であるが、竹島問題は今日においても日韓間の最も重要な懸案事項のひとつであり、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

(34)韓国側希望と日本側方針(昭和39年10~12月)(文書1786・乙A第71 号証,番号34,通し番号3-34)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1786(乙A第71号証,番号34,通し番号3-34)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年10月27日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針(案)」と題する内部文書,外務省アジア局が作成した同月29日付け「日韓問題に対する韓国側希望とこれに対する日本側の方針」と題する内部文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同年11月14日付け「日韓会談再開問題等に関する韓国側申入れに対する日本側回答」と題する内部文書,外務省経済局アジア課が作成した同月30日付け「日韓共同宣言案に規定すべき通商関係事項について」と題する内部文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同日付け「日韓問題」と題する文書,同年12月3日付け「佐藤総理の黄田次官への指示(日韓関係)」と題する文書,同月5日付け「日韓会談の経緯概要」と題する文書,同月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立

場(試案)」と題する文書、「総理訪米資料 議題2(3) 日韓関係」と題する文書、「総理訪米 発言要領 日韓関係」と題する文書によって構成されている。

文書1786のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は58ページ(-58-)下から7行目ないし3行目の約4行分と59ページ(-59-)上から1行目ないし8行目の約7行分及び70ページ(-70-)下から7行目ないし3行目の約4行分と71ページ(-71-)上から1行目ないし8行目の約7行分であり,いずれも外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月21日付け「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」と題する同一文書中の「3その他の問題(5)竹島問題」に記載された部分であり,竹島問題に関する具体的解決策について韓国側の具体的主張内容及びこれに対する我が国の対応方針が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は、竹島問題についての日韓国双方の提案及びそれらの問題点である。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 8 6 の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容およびこれに対する我が国の対応方針であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報である,竹島問題に関する具体的解決策についての韓国側の具体的主張内容は,あくまで,日本側の評価及び解釈に基づくものであり,韓国側には知られていないものであるし,これに対する我が国の対応方針は内部的なものであるから,これを公にすることにより,我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり,我が国の今後の交渉上の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)23ないし25ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは1964年(昭和39年)12月21日付「日韓首脳間の会談において明らかにすべき日本側の立場(試案)」中の竹島問題に関する記述であり、被告によれば、「竹島問題に関する具体的解決策について韓国側の具体的主張内容及びこれに対する我が国の対応方針」が記載されている。不開示部分の前後の記載は、「韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、「不開示部分約4行分〕韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続するおそれが大である。他方、韓国側は、国連にもICJにも加入していない「不開示部分約7行分」」というものである。

上記文書の作成に先立つ1954年(昭和29)年,韓国内務部が韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣し、それ以来竹島を占拠していることは歴史的事実であり、日本政府が、その行為を「国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠」であると位置づけていることは、外務省のウエブサイトにも記載されている。また、ICJ(国際司法裁判所)は国連の機関であり、国連憲章93条では、「すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる。」(国連憲章93条1項)、「国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の勧告に基いて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国となることができる。」(同2項)と規定している。さらに、韓国が国連に加盟した時期が1991年であることは公知の事実である。

これらの事実に照らすならば、上記の不開示部分のうち、1つ目は、韓国側が、事実行為として竹島占拠をしておきつつ、日韓会談の議題からその問題を外すことによって、占拠の事実を継続しようとしていること等が記載さ

れていると考えられる。上記不開示部分のうち,2つ目は,竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案している日本の主張に対して,韓国が,自国は国連に加盟していないこと等を理由として,日本側の国際司法裁判所付託の提案に応じられないと主張していることや,それに対する日本の対応等を記載していると考えられる。

なお、他の文書に照らすならば、韓国側の主張は、「第三国ないし第三者の調停に付し、それが不調に終わった場合にはあらためて協議することを主張している」(文書1787・乙A第72号証24枚目の記載)という趣旨の記載を含んでいる可能性もある。あるいは、文書1826・乙A第77号証48ページには、「金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国(金部長は米国を念頭に置いているようであった)の調停に任すことを希望する、かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」という記載があるので、同趣旨の記載を含んでいる可能性もある。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、竹島問題は未解決問題であることから、細心の注意を払う必要があること、韓国側の具体的主張内容は日本側の評価及び解釈に基づくものであり韓国側には知られていないものであること、それに対する日本側の対応方針は内部的なものであること等を理由として、外交交渉上の不利益のおそれを主張する。しかし、これらはいずれも不開示事由にならないか、あるいは不十分なものであって、ただちに不開示を正当化しうるものではない。

a 竹島問題が現在でも未解決であるとしても,そのことゆえに竹島問題に関する情報が,外交交渉上の不利益を被るおそれ,あるいはおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるということにただち

に結びつくものではない。現在の交渉において問題の焦点になっている事項を具体的に特定したうえで,対象文書が,そのような具体的な事項に関連する文書であること,今後の交渉に影響を与える今日的意義を有することを被告は具体的に主張立証する必要がある。ところが,被告は,そのような主張立証は全く行っていない。

- b 約半世紀の時の経過を経てもなお、その情報の公開が具体的な不利益を もたらすということは通常考えられない。
- c 殊に,竹島問題については,外務省のウエブサイトにも記載されているとおり,国際司法裁判所へ提訴するというのが,現在に至るまで一貫している日本側のポジションである。上記の不開示部分は,韓国が国連に未加盟であったという現在ではもはや妥当しない事情下での韓国側の主張と日本側の対応が記載されていると考えられる。このような情報を開示することが,将来の外交上の不利益をもたらすおそれがあるとは到底考えられない。
- d 不開示部分の2つ目には,韓国側は第三国ないし第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれている可能性がある。しかし,そのような趣旨は,他の文書,すなわち,上記で紹介した文書1787・乙A第72号証や,文書1826・乙A第77号証では開示されている。そのような趣旨の記載が含まれている場合,不開示部分における判断が不統一である可能性があり,文書1786においてのみ,同趣旨の情報を不開示にする理由は全くない。
- e 被告は,韓国側の具体的主張内容は日本側の評価及び解釈に基づくものであり韓国側には知られていないものである,と主張している。しかし,被告のいう「日本側の評価及び解釈」が仮に多少不正確であったとしても,記載してある内容はあくまでも韓国側の具体的主張である。そのような内容が開示されたからといって,日本にとって外交上の不利益をおよぼすお

それは皆無である。また,韓国側が日韓会談に関する文書を自らすべて公開していることに照らしても,韓国側の主張を開示したからといって,韓国との信頼関係を損なうおそれもない。

以上のとおり,被告の挙げる理由はいずれも失当であり,法5条3号該当性は認められない(原告準備書面(4)第5の16(56ないし59ページ))。

ウ原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)a,b及びdに対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題に関して日韓双方が提示した解決案とそれらの問題点に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。なお、かかる情報が、外務省のウェブサイトに掲載されていないことは言うまでもない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とす

ることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。原告は、韓国側の具体的主張内容に関する部分について、日本側の評価及び解釈が仮に多少不正確であったとしても、そのような内容が開示されたからといって、日本にとって外交上の不利益をおよぼすおそれは皆無である旨主張しているが、かかる韓国側の具体的主張内容が日本側の評価及び解釈に基づくものであり、韓国側には知られていない以上、かかる情報が公にされれば、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないことは上記同様である。

(イ) 原告の反論イ(イ)cに対する反論

原告は,約半世紀前の文書を公開しても不利益を生じさせない趣旨の主張を行っている。時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(ウ) 原告の反論(イ)eに対する反論

原告らは、「不開示部分の2つ目には、韓国側は第三国ないし第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれている可能性がある。しかし、そのような趣旨は、他の文書、すなわち、上記で紹介した文書1787・乙A第72号証や、文書1826・乙A第77号証では開示されている。そのような趣旨の記載が含まれている場合、不開示部分における判断が不統一である可能性があり、文書1786においてのみ、同趣旨の情報を不開示

にする理由は全くない。」と主張する。

しかしながら,まず,「不開示部分の2つ目には,韓国側は第三国ないし第三者による調停を主張しているといった趣旨の記載が含まれている可能性がある。」との原告の類推は正当ではない。さらに,文書1786の不開示部分の2つ目に記載されている内容と同一趣旨の情報は,文書1787,文書1826のいずれの開示部分にも含まれていないので,原告の主張は不当である。

(I) 原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告主張 については、原告らは、「約半世紀の時の経過を経てもなお、その情報の公開が具体的な不利益をもたらすということは通常考えられない。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、半世紀前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

原告主張 については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら関係がないものである。

原告主張 については、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、 我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについ ては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また、竹島問題を含む領土問題においては、問題の性質上、紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ、第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は、交渉における日

本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は,法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(35)日韓会談今後の進め方(文書1787・乙A第72号証,番号35,通し番号3-35)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1787(乙A第72号証,番号35,通し番号3-35)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書,「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書,外務省アジア局が作成した同年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書,外務省情報文化局国内広報課が作成した同月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と題する文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書,同月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書,同年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書によって構成されている。

文書1787のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,13ページ(-13-)上から2行目ないし5行目の約4行分で「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書の「別添1 口頭説明 3竹島問題について」に記載された部分と38ページ(-38-)下から5行目ないし1行目の約4行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和

40年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する文書の「5.竹島問題」に記載された部分であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する評価等が記載されている。 不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば、不開示部分に記載された情報は、日本側による竹島問題の解決方針である。

(イ) 不開示理由

文書 1 7 8 7 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する評価等であり, 竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって, その解決に向けては, 様々な事情を踏まえた上で, 我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)25及び26ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

a 不開示部分1つ目

不開示とされている該当箇所の1つ目は,「日韓会談における日本側の立場」という文書の「別添1 口頭説明」のうち,「3 竹島問題について」の部分である。この文書の本文(乙A第72号証・4~11ページ)は,「基本関係」,「漁業問題」,「請求権問題」,「在日韓国人の法的地位問題」,「竹島問題」をカバーしている。「口頭説明」部分は,本文で記載しているこれらの事項について,日本側の交渉ポジション等について補足するものである。たとえば,本文のうち,「基本関係」については,「日本側としては,基本関係についての合意の

形式については・・・共同宣言の形が最も適当であると考える」とし(4枚目),対応する「口頭説明」では,それに関連する日本側の交渉ポジションとして「共同宣言という名称には固執しない」と記載されている(12枚目)。他の箇所もおおむね同様の対応関係にある。

「竹島問題」に関する本文は、「1.日本側としては、諸懸案一括解決後国交正常化の原則を堅持しており、この諸懸案のうちには当然竹島問題も含まれねばならない・・・2.竹島問題の解決方式として日本側は、究極的には国際司法裁判所による解決が最も妥当な方法であると考え、この方向に沿って国交正常化前に少なくとも本問題の最終的解決のための目途をたてておくことは絶対に必要・・・」というものである(11枚目)。

他の項目における本文と「口頭説明」との対応関係に照らすならば,不開示情報の内容は,竹島問題を一括解決の対象とする立場を堅持すべきか否か等に関する日本側の交渉ポジションを記載していると考えられる。

b 不開示部分2つ目

不開示とされている該当箇所の2つ目は,1965年(昭和40年)2月9日付の「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」という文書の「竹島問題」に記載された部分である。この文書は,「椎名外相の訪韓との関連において今後の日韓会談の進め方に関し,現在交渉中の各議題中事務的には打開困難な若干の諸問題につき,いかなるレベルの話合で解決を期するかについて概ね見通しをたて置く要あり」(乙A第72号証・34ページ)との目的で作成された文書である。

他の項目の記載をみると、「基本条約関係」について、「大臣訪韓の機会にこの2点につき最後の妥結に達し」(乙A第72号証・34、35ページ)、「請求権関係」について、「予め総理決裁の下にわが方

の肚を決め置く要あり、従って本件対韓交渉も日韓両総理会談等の議題たるべく、少なくとも今般の外相訪韓の際には取り上げないこととする」(乙A第72号証・36ページ)、「漁業関係」について、「総理会談レヴェルの話合が適当なるべく、少なくとも今次の外相会談の際はいまだ事務レヴェルの話も煮つまっていないのでとりあげられない。」(乙A第72号証37ページ)等とあり、それぞれの問題について、今般の外相訪韓の際にとりあげるべきか否かといったことが記載されている。

また,近接した時期(1965年[昭和40年]3月16日)に作成された「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」(乙A第72号証64ページ以下)の竹島問題に関する箇所には,「本問題は他の諸懸案解決の見とおしが立った際に交渉の最終段階において政治的に一気に解決を計る方針で検討を開始する。したがってさしあたり来るべき外相会談では当方より切出すことなく,先方より話し出す際は,従来の国際司法裁判所附託のラインを維持する。」とある(乙A第72号証74ページ)。

不開示部分の2つ目は,「竹島問題」という見出しの下,「問題なく総理会談マターである」という記述に続く約4行分である。すでに見たとおり,同一文書(「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」)の他の問題については,外相訪韓時の取り扱いが記載されていること,近接した時期に作成された文書(「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」)の竹島問題に関する記述では,政治的解決を計るという観点から,外相会談では日本側から切り出すことなく,先方から話があった場合には国際司法裁判所附託の話をすると記載されていること,に照らすならば,不開示部分にも同様の記述があると考えられる。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,細心の注意を払う必要があるとして,交渉上の立場を不利益にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると主張する。

- a しかし,現状でも未解決の重要問題であると指摘するだけでは,外 交交渉上の不利益のおそれや,おそれがあると行政機関の長が認める ことにつき相当の理由があると認めることはできない。
- b 不開示部分の1つ目は,上記のとおり,一括解決の対象に竹島問題 も含めるか否かといったこと等に関する日本側の交渉ポジションを記 載していると考えられる。しかしながら,日韓会談において竹島問題 が解決されず,あるいは国際司法裁判所への提訴という最終的解決の ための目途もたてられなかったことは,公知の歴史的事実である。不 開示部分の1つ目に記載されている日本側の交渉ポジションが.仮に. 竹島問題を一括解決の対象から外しても良いという妥協的立場を示す ものであったとしても,あるいは逆に一括解決の対象にするとの立場 を堅持するものであったとしても,その後の経緯はすでに歴史的に明 らかになっている。したがって、そのような結論の出ている事項につ いて,それに先立つ経過において日本側の交渉ポジションがいかなる ものであったとしても,それは過去の出来事に過ぎない。ましてや, その時点から約半世紀の時が経過していることに照らすならば、その ような情報を開示したからといって,将来の外交交渉上の不利益をも たらすおそれは皆無である。よって、法5条3号該当性は、到底認め られない。
- c 不開示部分の2つ目も,竹島問題は総理会談で取り上げるべき問題であることから,来るべき外相会談では日本側から竹島問題を積極的

にはとりあげないといった趣旨の記載がなされているに過ぎないと考えられ、法5条3号該当性が認められるような内容のものではない(原告準備書面(4)第5の17(60ないし63ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題に関する解決方針に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)b及びcに対する再反論

原告主張は,原告独自の歴史観に基づき,不開示部分について想定を行い,不開示事由に当たらないと主張しているが,かかる主張は法5条の不開示事由該当性の議論とは関係がない。不開示部分には,竹島問題に関する解決方針に関する情報が記載されており,原告の指摘は当たら

ない。また、時間の経過については、既に総論部分において反論済みであるが、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、時間の経過によって不開示事由該当性はなんら減少していないところ、原告の当該主張は、かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(36)韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809・乙 B第73号証,番号36,通し番号3-36)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1809(乙B第73号証,番号36,通し番号3-36)は,外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月25日付け「韓国政情に関する米大使館の連絡」と題する内部文書,外務省アジア局長が作成した同年3月6日付け「韓国政情に関する米大使館エマーソン公使の連絡要旨」と題する内部文書,同月8日に後宮局長がエマソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する内部文書,アジア局北東アジア課が作成した同年5月9日付け「後宮局長,エマソン公使会談要旨」と題する文書によって構成されている。

文書 1 8 0 9 のうち,不開示理由 3 に基づく不開示部分は,16ページ(-16-)下から9行目ないし8行目の約1行分,下から6行目及び同4行目のいずれも1単語で,いずれも昭和38年3月8日に後宮局長がエマソン公使に手交した同月5日付け「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3Dispute over Takeshima」に記載された部分であり,いずれも,竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等が記載され

ている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の対案である。

(イ) 不開示理由

文書1809の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の評価等であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)26及び27ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 不開示情報は、あくまでも韓国側の評価等であって、日本側の考え方等を示したものではない。したがって、このような情報を開示することによって、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって、韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。
- (イ) 殊に,そのような事実があってから約半世紀の時が経過していること を踏まえるならば,「おそれ」の不存在は一層明らかである。

よって,被告に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである。

(ウ) 上記黒塗りの部分には,文書1826(乙A第77号証48ページ(被告注:「47ページ」は「48ページ(-47-)」の誤植であると思

われる。))の記載,すなわち,「金部長は,本件を国際司法裁判所に提出するときは,たとえ2,3年後といえども,勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり,適当でなく,むしろ第三国(金部長は米国を念頭に置いているようであった)の調停に任すことを希望する,かくすることにより,右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」という記載があることを踏まえると,「韓国は日本の提案を拒絶したうえで第三国の調停に任すことを希望しており,それに対して日本は,一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで,米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載がなされている可能性がある。そうであるとすれば,文書1826で同内容が開示されている以上,不開示部分の不統一が認められるのであって,ここだけ不開示にする理由はない(原告準備書面(4)5の18(63及び64ページ))。

ウ 原告の反論の補充(1)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ 原告の反論の補充(2)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解の大半は,その収集された内容の報告であって,本件文書に関する被告の主張によっても日本側の「見解」あるいは「評価,分析及び判断」が含まれているという指摘はない。

文書1809(乙B第73号証)は,まさに「交渉記録の記載内容」であるが,韓国政府関関係者や第三国関係者の発言,意見,見解を記載した文書に含まれるものではない。被告は,ここで問題となっている文書とは無関係の文書を例にとって自らの主張を正当化しようとしている。逆に被告が,「日本側の見解」が含まれると主張するのであれば,被告はそのことを具体的に特定するべきであるが,それらの文書について被告は,韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解が含まれていると説明するのみで,「日本側の見解」が含まれるとは主張していない。

才 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1809のうち,番号238に係る不開示理由1に基づく不開示部分である13ページ(-13-)21行目から22行目までの約半行分(被告準備書面(9)43及び44ページ)は,文書1879(乙B第81号証)の45ページで開示されていることから追加開示した。

文書 1 8 0 9 のうち,番号 3 6 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 1 6 ページ(-16-)下から 9 行目から 8 行目までの約 1 行分,下から 6 行目及び同 4 行目のいずれも 1 単語(被告準備書面(3)26及び 2 7 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の52(27ページ))。

カー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)及び原告の反論の補充(2)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の韓国側による解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該

情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。なお,かかる情報が,外務省のウェブサイトに掲載されていないことは言うまでもない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

原告は,不開示部分の情報は韓国側の評価等であり,公にされても日本の立場を不利にする恐れはないと主張する。しかしながら,当該評価等は約半世紀も前に行われたものであり,現世代の政府関係者及び国民は,当該評価等の内容を把握していない蓋然性が高い状況の下,改めて当該発言の内容が公にされれば,新たに発表されたことと同じように受け止められるから,他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれは存在している。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、竹島問題のような機微な事案については細心の注意を払って、開示の適否を判断しており、当該情報については不開示が適当と判断した。この場合において、事案そのものが時の経過により陳腐化している場合とは対応が異なるのは当然である。

また,韓国側の評価等であっても,韓国側の文書に記録される場合と 日本側の文書に記録される場合とでは自ずとその内容が変わり得るので あって,韓国側の評価等であるからと言って即座に開示可能と導く原告の主張には論理の飛躍がある。

(イ) 原告の反論イ(イ)及び原告の反論の補充(1)ウ ~ に対する反論

上記イ及びウ において、原告らは、「そのような事実があってから 約半世紀の時が経過していることを踏まえるならば、「おそれ」の不存在は一層明らかである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、 約半世紀前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日において も未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、 不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから (被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

上記ウ の原告主張については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら関係がないものである。

上記ウ の原告主張については,不開示部分に記載された情報が韓国側の主張内容であるからと言っても,本件文書は日本側の評価及び解釈に基づき作成された報告書であり,我が国が本件文書を開示すべきであるということにはらならず,原告の当該主張は失当なものであると言わざるを得ない。

(ウ) 原告の反論イ(ウ)に対する反論

本件文書1809の不開示部分を含む16ページ(-16-)下から 9行目ないし3行目の約7行分と文書1826の48ページ(-47-) 5行目から49ページ(-48-)2行目までの約1ページ分に記載さ れているそれぞれの内容は同一ではないので、原告の主張は前提を欠く。

(37)金中央情報部長訪日(文書1822・乙A第44号証,番号37,通し番号3

- 37)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1822(乙A第44号証,番号37,通し番号3-37)は, 外務省が作成した昭和37年(1962年)10月11日付け「金鐘泌 中央情報部長滞日日程(案)」と題する内部文書,外務省アジア局北東 アジア課が作成した同月17日付け及び同月19日付け「金鐘泌中央情 報部長一行の滞日日程詳細」と題する内部文書、外務省が作成した「金 鐘泌韓国中央情報部長滞日日程」と題する文書,外務省アジア局北東ア ジア課が作成した同年11月9日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の 米国よりの帰路滞日日程」と題する内部文書、外務省アジア局長が作成 した同年10月16日付け「金鐘泌韓国中央情報部長一行の訪日に際し 便宜供与依頼の件」と題する公信文,同年11月6日付け「金鐘泌韓国 中央情報部長一行の日本立寄りに際し便宜供与依頼の件」と題する公信 文,吉田総領事が大平大臣に宛てた同月9日付け「KIM韓国公使の入国 に関し便宜方依頼の件」と題する電信文,外務大臣が在米大使に宛てた 同年10月22日付け「本大臣,金鐘泌韓国中央情報部長会談記録送付 の件」と題した公信文、同月25日付け「池田総理・金鐘泌韓国中央情 報部長会談記録送付の件」と題した公信文,大平大臣が大野駐英大使に 宛てた同月13日発信の「大平大臣,金情報部長会談概要通報の件」と 題する電信文,大平大臣が朝海駐米大使に宛てた同月15日発信の「大 平大臣,金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文によって構成さ れている。

文書1822のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,48ページ(-48-)下から3行目ないし49ページ(-49-)上から3行目の約6行分で大平大臣が大野駐英大使に宛てた昭和37年11月13

日発信の「大平大臣,金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文中にある記載と51ページ(-51-)下から4行目ないし52ページ(-52-)上から2行目の約6行分で大平大臣が朝海駐英大使に宛てた同月15日発信の「大平大臣,金情報部長会談概要通報の件」と題する電信文中にある記載であり、いずれも同一内容で、竹島問題について日本政府が国際司法裁判所に提起する旨の解決策を提案したのに対し、金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば、不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関し日本政府が提示した国際司法裁判所への付託について金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的問題点及び代替案である。

(イ) 不開示理由

文書1822の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関し日本政府が提示した具体的解決策について金鐘泌韓国中央情報部長が述べた具体的評価及び提案内容である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)27ないし29ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報は、あくまでも韓国側の具体的評価及び提案内容であって、 日本側の考え方等を示したものではない。したがって、このような情報 を開示することによって,外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また,韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上,韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって,韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。

(イ) 殊に,このような事実があってから約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば,「おそれ」の不存在は一層明らかである。

よって,被告に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである(原告準備書面(4)第5の19(64及び65ページ))。

ウ原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、日本が提示した解決案について韓国側が指摘した問題点及び代替案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を

不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。なお,かかる情報が, 外務省のウェブサイトに掲載されていないことは言うまでもない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)及び原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告の反論(イ)b及び原告の反論の補充 において原告らは、「このような事実があってから約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば、「おそれ」の不存在は一層明らかである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、約半世紀前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

原告主張 については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら 関係がないものである。

原告主張 については、たとえ韓国側の発言であっても、日本側の記録である以上、日本側の立場に立って記録がとられることから、その内容は韓国側の記録とはおのずと異なるものであり、原告の当該主張は失当なものであると言わざるを得ない。

(38)金中央情報部長訪米(文書1823・乙B第74号証,番号38,通し番号

3 - 38)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1823(乙B第74号証,番号38,通し番号3-38)は,朝海在米大使が大平大臣に宛てた昭和37年10月17日発信の「金情報部長訪米に関する件」と題する電信文,同月30日発信の「金韓国情報部長とラスク長官等との会談模様の件」と題する電信文,朝海在米大使が外務大臣に宛てた同月31日付け「金情報部長訪米に関する件」と題する文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同年11月7日付け「ラスク国務長官・金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書(不開示文書に該当する文書を除く)によって構成されている。

文書1823のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,22ページ(-15-)上から2行目ないし6行目の約5行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年11月7日付け「ラスク国務長官,金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する内部文書中にあり,竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容が記載されている。

不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には, 竹島問題の解決案についての池田総理の考えについて金鐘泌韓国中央 情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容を在京米国大使 館員が外務省員に内々に伝えた状況が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 2 3 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に関する 日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官 に説明した具体的内容であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い 関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、 様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよ う細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長が説明した内容であるが、これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)29及び30ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「ラスク国務長官、金韓国中央情報部長会談内容に関する米側よりの通報」と題する文書中の記載であり、被告によれば、竹島問題に関する日本側の見解について金鐘泌韓国中央情報部長がラスク米国国務長官に説明した具体的内容が記載されている。

具体的に見ると、不開示とされた該当箇所は、「3.次いで金部長は、池田総理の会談につき次のように述べた」(乙B第74号証・13ページ)という記載の後の記述であって、金部長と池田総理との会談中での竹島問題に関する日本側の見解について、金部長が説明した内容であることがわかる。

この点、金部長と池田総理との会談要旨は、「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」(文書1825・乙A第76号証1ページ以下)にまとめられており、同会談中の竹島問題に関する記述は、「4竹島問題金部長より、日本側は、あくまで本件の国際司法裁判所附託を固執するやを質し、かくの如き問題は国交正常化後まで放置しておきたる上ゆっくり解決すればよいであろうとの意見を述べたのに対し、総理より、日本側としては国交正常化の際本件を国際司法裁判所に付託する旨の合意が成立していることが絶対に必要である旨強調された上、第三者の判断にまかすという方式がお互に面目を維持する所以であることを、タイ・カンボジア間の国境紛争を国際司法裁判所に付託した先例を引用して述べられた。金部長より、二度にわたり、半ば冗談の如く問題の禍根を絶つためこの島を爆破してしまうことを述べたが、総理は、右は感情的に適当でなく、国際裁判が最良の方法である旨くり返した(以下約2行不開示)」というものである(乙A第76号証・17~18ページ)。

不開示情報は,池田総理と金中央情報部長の会談における竹島問題についての内容を,金中央情報部長が米国で説明したというものであるから,上記内容と同様の内容のはずである。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、「これを明らかにすることにより、日本と米国のみならず、日本と韓国、韓国と米国のそれぞれの信頼関係が損なわれるおそれがあり、日韓間の今後の交渉において我が国の立場が不利になるおそれもある」と主張する。被告のこの主張の意味は明確ではない。あるいは、韓国が米国との会談で伝えた内容が、米国から日本に筒抜けになっていることを韓国が知ってしまうと3国間の関係に問題が生じるということを意味しているのかもしれない。しかし、

そのこと自体は,不開示部分の取り扱いの問題とは関係がない(韓国・米国の会談内容が,米国から日本に伝えられていること自体は,開示された部分から,すでに明らかになっており,その内容の一部が不開示部分によってわからないに過ぎない。)。したがって,被告の説明は,不開示部分を正当化できるものではない。

- b 不開示情報は、竹島問題に関する日本側の見解に関するものであるが、日本側の見解は、当時、日本側から韓国側に表明された内容であることが明らかであるから、日本側の手の内情報ではない(しかも、上述のとおり、文書1825により、開示されている内容と同様のはずである。)。また、金鐘泌韓国中央情報部長の説明の中には、日本側の見解に対する韓国側の考え等も含まれているかもしれないが、韓国側の考え等を開示することによって、日本側について外交上不利益を被るおそれ等はない。
- c さらに, すでに約半世紀の時が経過していることも踏まえるならば, この不開示情報について法5条3号該当性を認めることはできない(原告準備書面(4)第5の20(65ないし67ページ))。

ウ 原告の反論の補充

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと, などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

工。追加開示決定

平成23年8月29日,文書1823のうち,番号102については, 不開示理由2に基づく不開示部分である 1ないし5ページ(-1-に 「前5ページ不開示」と記載されている部分)並びに 10ページ(-5-)最終行及び11ページ(-5-に「次ページ不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(5)53及び54ページ)をいずれも追加開示した。

文書 1 8 2 3 のうち,番号 3 8 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 2 2 ページ(-15-)上から 2 行目から 6 行目までの約 5 行分(被告準備書面(3)2 9 及び 3 0 ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第 2 の 5 7 (2 9 ページ))。

オー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)aに対する反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、日本側が提示した解決案についての韓国側が受け止め方に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。なお、かかる情報が、外務省のウェブサイトに掲載されていないことは言うまでもない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,

又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)bに対する再反論

原告は、文書1825において、池田総理と金部長の会談要旨が記録されており、その内容が文書1823の金部長が米国側に内報した同会談要旨と変わるところがなく、文書1823において不開示とした部分の内容が明らかになっていると主張する。しかしながら、同じ会談記録であっても、日本側と韓国側では受け止め方が異なるのであって、外務大臣としては、文書1823の韓国側の記録の内容が、文書1825の日本側記録と異なる上、公にすることにより、交渉上の不利益をもたらす内容であると判断したものである。

(ウ) 原告の反論イ(イ)c及び原告の反論の補充ウ ~ に対する再反論

原告の反論(1)及び原告の反論の補充 において、原告らは、「すでに約半世紀の時が経過していることも踏まえるならば、この不開示情報について法5条3号該当性を認めることはできない。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、約半世紀前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。原告の反論の補充 の原告主張については、法5条各号の不開示事由への該当性とは何ら関係がないものである。

原告の反論の補充 の原告主張については,上記イと同旨であり, 反論済みである。 (39)大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回)(文書1824・乙B第75号証,番号39,通し番号3-39)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1824(乙B第75号証,番号39,通し番号3-39)は,外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書),同月20日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録要旨」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書),「大平外務大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談(37年10月20日)に関する日韓双方の記録の対照」と題する文書,外務省アジア局北東アジア課が作成した同月29日付け「大平大臣・金部長会談(十月二十日)に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」と題する内部文書,同月26日付け「大平大臣・金部長会談(10月20日)の内容確認作業の結果について」と題する内部文書,同月22日付け「大平・金会談(10月20日)の結果に関する伊関局長のコメント」と題する内部文書,同年11月1日付け「後宮局長・崔参事官会談要旨」と題する内部文書によって構成されている。

文書1824のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,15ページ(-14-に「次ページ不開示」と記載された部分)及び31ページ(-30-)上から1行目ないし4行目の約4行分でいずれも外務省アジア局が作成した昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣,金鐘泌部長会談における大平大臣の発言要旨(案)」と題する文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)の「7.竹島問題」にある記載と,92ページ(-91-)下から1行目ないし93ページ(-

92-)上から1行目の約2行分で外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年10月26日付け「大平大臣,金部長会談(10月20日)の内容確認作業の結果について」と題する文書の「4.竹島問題」にある記載であり,前者は,金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案であり,後者は同問題に関する会談結果の要旨であるが,いずれも具体的で率直な見解が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,大平外務大臣が金鐘泌韓国中央情報部長に対して国際司法裁判所提訴に応じるよう要請した際の具体的な発言要領である。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 2 4 の不開示部分に記載された情報は,金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解であり,前記(6~7ページ)のとおり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的で率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)30ないし32ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

文書1824中には,上記文書(いずれも10月20日の会談の前と後に作成されたもの)の他に,会談当日である10月20日にアジア局が作成した「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談記録要旨」(文書1824・32ページ以下)や,両国の会談記録を対照した「大平外務大臣・金鐘泌韓国中央情報部長会談(37年10月20日)に関する日韓双方の記録の対照」(文書1824・59ページ以下)等がある。

このように、大平大臣・金中央情報部長の会談当日に記録された要旨の竹島問題に関する該当箇所は全部開示されており、そこには「竹島については、大臣より国際司法裁判所に対する日本側の提訴に対し韓国側が応訴することを約束することが絶対必要である旨強調したのに対し、金部長は、本問題をさほど重視しておらぬ様子であり、かかる問題は放置しておいて差し支えなきが如き口吻を当初もらしていたので、大臣より重ねて応訴の要を主張したのに対して、部長は、明示的には承諾の意向を表明しなかった(絶対的に否定の態度でもなかった)」と記載されている(文書1824・41~42ページ)。

両国の記録を対照した上記文書によれば、竹島問題に関する部分の韓国側記録には、「大平大臣より、是非ICJ応訴を約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない、なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを、日本側が途中で徒らに取り上げたものだからである。本件は、国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。」とある(文書1824・70ページ)。

不開示部分は,これらの会談を直接記録した文書(あるいは直接記録した日韓の文書を対照した文書)では全面的に開示されている部分に対応する部分であるから,そこでの記載事項と同一か類似した事項が記載

されているものと考えられる。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、「不開示部分に記載された情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的で率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報に該当する」と主張する。

- a しかし,竹島問題について,国際司法裁判所の応訴に応じるという ことを韓国に約束してもらいたいと日本政府が強く望んでいたという 日本側の基本的方針や,会談においてそのことを大平外相が韓国に強 く働きかけたことも,会談当日に作成された会談要旨によって明らか になっている。
- b 不開示部分には,このことと関連する事項として,大平大臣による働きかけのための発言等が記載されていると考えられる。仮にそれがいかに具体的で率直な見解であるとしても,そのような発言等の部分のみ不開示とすることが,法5条3号によって正当化されるとはおよそ考え難い。さらに,そのような発言等は約半世紀前のものであって,長期間の時が経過していることを踏まえるならば,「現在及び将来」へのおそれは想定し難い。
- c なお、被告は竹島問題が未解決の二国間問題であることを再三述べるが、そのことゆえにただちに不開示が正当化されるわけではなく、主張立証として不十分である。(原告準備書面(4)5の21(67ないし69ページ))

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1824のうち,番号39については,不開示理由3に基づく不開示部分である 15ページ(-14-に「次ページ不開示」と記載された部分), 31ページ(-30-)1行目から4行目までの約4行分及び 92ページ(-91-)下から1行目から93ページ(-92-)上から1行目までの約2行分(被告準備書面(3)31及び32ページ)のうち, を追加開示した。なお, は不開示を維持する。

文書 1 8 2 4 のうち,番号 2 4 0 に係る不開示理由 1 に基づく不開示部分である 4ページ(-4-)枠外 1 か所, 8 8ページ(-87-)1か所, 9 8ページ(-97-)10行目から99ページ(-98-)1行目まで, 9 9ページ(-98-)9行目から100ページ(-99-)1行目まで(被告準備書面(9)45及び46ページ)は,いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の58(29及び30ページ)。

エ 被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)b及びcに対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

原告は、公式の会議録が開示されている以上、その発言要旨案を不開示とすることは正当化されないと主張する。しかしながら、文書1825の会議録が、池田総理と金部長の実際の会話の記録であるのに対し、文書1824は、池田総理の発言方針であり、両者の内容が異なる可能性があることは明らかである。

(40)池田総理・金韓国中央情報部長会談(文書1825・乙A第76号証,番号40,通し番号3-40)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1825(乙A第76号証,番号40,通し番号3-40)は,外務省アジア局が作成した昭和37年10月23日付け「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書)であり,文書1825のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,18ページ(-18-)上から2行目ないし3行目の約2行分及び37ページ(-37-)上から2行目ないし4行目の約2行分でいずれも「4.竹島問題」にある同一箇所であり,池田総理大臣と金鐘泌韓国中央情報部長との会談において,金鐘泌韓国中央情報部長が竹島問題に関して述べた見解に対し,池田

総理大臣が述べた具体的見解が記載されている。不開示部分に記載された情報をさらに補充説明すれば、池田総理大臣と金鐘泌韓国中央情報部長との会談において、池田総理大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけ、金鐘泌韓国中央情報部長が応答したのに対し、池田総理が述べた具体的見解であり、日本政府の公式の方針とは異なるものである。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 2 5 の不開示部分に記載された情報は,金鐘泌韓国中央情報部長との会談における池田総理大臣の竹島問題に関する具体的な見解である。前記(6~7ページ)のとおり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)32及び33ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、「池田総理・金鐘泌韓国中央情報部長会談要旨」のうち竹島問題に関する箇所であり、被告によれば、金部長が竹島問題に関して述べた見解に対し、池田総理大臣が述べた具体的見解が記載されている。不開示部分約2行の直前には、「金部長より、二度にわたり、半ば冗談の如く、問題の禍根を絶つためこの島を爆破してしまうことを述べたが、総理は、右は感情的に適当ではなく、国

際裁判が最良の方法である旨繰り返した」とあり、池田総理から、国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける内容が記載されているものと考えられる。

(イ) 不開示理由の不存在

- a 被告は,竹島問題は未解決の二国間問題であることをここでも繰り返しているが,問題が未解決であるというだけでは不開示を正当 化することはできない。
- b 該当箇所は,韓国側に伝えられた事項であって,日本側の手の内情報でもなく,発言時から約半世紀を経ており,時が経過していることに加え,上記のとおり,国際司法裁判所への提訴に同意するよう働きかける文脈での発言であることから,この部分が法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない(原告準備書面(4)第5の22(70ページ))。

ウー被告の再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,

当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(41)大平外相・金部長会談 (第2回)(文書1826・乙A第77号証,番号41, 通し番号3-41)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1826(乙A第77号証,番号41,通し番号3-41)は, 外務省アジア局が作成した昭和37年11月6日付け「11月12日の 大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨(案)」と題 する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書),同月1 0日付け「請求権の金額問題会談メモ(案)」と題する内部文書,外務 省アジア局が作成した同月12日付け「大平大臣・金鐘泌韓国中央情報 部長第2回会談記録」と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文 タイプ作成文書),外務省情報文化局報道課が作成した同月29日付け 「記者会見」と題する内部文書によって構成されている。

文書 1 8 2 6 のうち,不開示理由 3 に基づく不開示部分は, 1 2 ページ(-12-)上から 4 行目の約 1 行分, 1 2 ページ(-12-)下から 3 行目ないし 1 3 ページ上から 4 行目(-12-に「次ページ不開示」と記載された部分)の約 7 行分, 2 4 ページ(-23-)下か

ら7行目ないし1行目の約7行分, 35ページ(-34-)下から7行目ないし1行目の約7行分で,上記約7行分の不開示部分はいずれも「5.竹島問題」にある同一箇所の同一内容であり,金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案として,具体的な見解が記載されている(なお,甲第90号証の理由番号4において,文書1826について「49ページ目」とあるのは誤記である。)。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,金鐘泌韓国中央情報部長との会談において,大平外務大臣が国際司法裁判所への付託を働きかけた際の,大平外務大臣の具体的な発言要領が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 2 6 の不開示部分に記載された情報は,金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)である。前記(6~7ページ)のとおり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関 の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)33及び34ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示とされているのは,「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨(案)」という手書き文書のうち,竹

島問題に関する部分であり、具体的な前後の記述は、「この種の法律的 紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であ るから、 韓国側は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずる ということだけはとりあえず是非予約して欲しい。(提訴および応訴は 国交正常化後となる。)領土等に関するこの種 」という ものである(乙A第77号証・12ページ)。

上記のうち,1つ目の黒塗り部分は約2行分程度あり(本項において「該当黒塗り部分」という。),2つ目の黒塗り部分は約7行分程度ある(本項において「7行黒塗り部分」という。)。

この手書き文書については、被告も認めているとおり、「同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書」がある(被告準備書面(3)33ページ)。

上記の手書き部分の記述に該当する和文タイプの箇所は,乙A第77 号証の24ページにあり,7行黒塗り部分に該当する箇所は,同様に黒塗りになっている。

他方,該当黒塗り部分に相当する和文タイプの箇所は黒塗りがされておらず,「のみならず,国交正常化交渉の際,双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」と記載されている(以下「本件記載」という。)。

該当黒塗り部分と,本件記載の前後の文言は一言一句同じである。加えて,被告自身が手書き文書と和文タイプ作成文書は同一内容と認めている。したがって,該当黒塗り部分には,本件記載と同一の文言が記載されていると認められる。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は,不開示部分は,金韓国中央情報部長との会談における大平外 務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)であるとした うえで、竹島問題が未解決の二国間問題であること等を指摘したうえで、 法5条3号該当性を主張する。

- a しかし,上記のとおり,該当黒塗り部分の記載は,本件記載と同一,すなわち,「のみならず,国交正常化交渉の際,双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」という記載であると考えられる。ここでは不開示部分の不統一が認められるのであって,同一の記載が別の箇所では開示されている以上,この記載を不開示にする理由がないことは言うまでもない。
- b 加えて,本件記載は,国際司法裁判所への提訴に応じるように韓国 に説得するための理由付けを記載した部分にすぎず,公開することを 躊躇すべきような内容ではない(そうであるからこそ,被告も別の箇 所では同一の文言を開示していると解される。)。
- c 翻って,この程度の文言を被告が不開示にしているということは,他の不開示部分についても,同程度の情報(本来)は秘匿する必要もない情報)を秘匿しているという推測が働くというべきである。被告は,「様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある」といった常套句を繰り返しているが,実際の不開示部分は,細心の注意を払ったとしても不開示にすることの正当性は何ら認められないものである
- d 7行黒塗り部分についても同様ないし同程度の記載があるに過ぎないと考えられ、特に、この案をベースに実際の発言が韓国側に伝えられているであろうこと、したがって手の内情報ではないこと、文書作成(大平外務大臣の発言)から約半世紀の時間が経過していること、未解決の問題であるということだけでは不開示を正当化できないことを踏まえるならば、法5条3号該当性は認められない(原告準備書面(4)第5の23(70ないし72ページ))。

ウ 被告の再反論 (原告の反論イ(イ)b,c及びdに対する再反論)

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当時の外務大臣が発言することを検討していた具体的な解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)なお、かかる情報が、外務省のウェブサイトに掲載されていないことは言うまでもない。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

工 追加開示決定

文書 1 8 2 6 については ,平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日 , 1 2 ページ(- 1 2 -) 上から 4 行目の約 1 行分 , 1 2 ページ (- 1 2 -) 下から

3行目ないし13ページ上から4行目(-12-に「次ページ不開示」と記載された部分)の約7行分, 24ページ(-23-)下から7行目ないし1行目の約7行分, 35ページ(-34-)下から7行目ないし1行目の約7行分の4か所のうち, を追加開示した。なお, , 及び は不開示を維持する。

(イ) 原告の反論イ(イ)aに対する再反論

原告らは、手書き文書(12ページ(-12-))上段の黒塗り部分に相当する和文タイプ(24ページ(-23-))の箇所は黒塗りがされておらず、「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」と開示されているとし、不開示部分の不統一が認められると指摘している。しかしながら、手書き文書はあくまで草稿段階の文書であるところ、たとえ手書き文書(12ページ(-12-))上段の黒塗り部分に記載されている内容が和文タイプ(24ページ(-23-))で黒塗りにされずに開示されているとしても、起案文上に決裁権者が加筆している部分を不開示とすることは何ら妨げられない。

(42)韓国提案基本関係条約案 (文書1851・乙A第78号証,番号42,通し番号3-42)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1851(乙A第78号証,番号42,通し番号3-42)は, 外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関す る合意要綱案」と題する文書,外務省アジア局北東アジア課が作成し た同年12月10日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱(案)」 と題する内部文書(同一内容の手書き文書と和文タイプ作成文書), 同月16日付け「基本関係に関する日韓両国要綱案題目事務レベル整理表」と題する内部文書,昭和40年(1965年)1月7日付け「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書,同月25日付け及び同月26日付け「日本国と大韓民国との----(案)」と題する内部文書によって構成されている。

文書1851のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,36ページ(-36-)欄外上部約3行分及び欄外左部2行分で,昭和40年(1965年)1月7日付け「日韓基本関係に関する1964年12月10日の日本側合意要綱案に対する修正案」と題する文書中に手書されたものであり,竹島問題に関する外務省職員の個人的な見解が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,関係諸協定に係わる批准書の交換に関して外務省職員が竹島問題の観点から見解が枠外に記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 5 1 の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する外務省職員の個人的見解であり、このような内部における個人的な見解は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な意見まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがある。

竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する個人的見解であ

り、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)34及び35ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 公開を予定していないことや忌憚のない意見交換ができなくなるお それといったことは,法5条3号の不開示事由とは関係がない。
- (イ) 個人的見解であるから、それを明らかにすると政府内部での検討状況が明らかになり、交渉上の立場を不利益にするおそれがあるとする被告の主張は、明らかに飛躍している。問題は個人的見解であるか否かではなく、見解の具体的内容ゆえに5条3号該当性が認められるか否かである。しかし、その点について被告は何ら具体的な主張をしていない。また、個人的見解であるとすれば、そのような見解と被告の見解が同一か否か等も不明である)から、それを開示したからといって、今後の交渉等において日本が外交上不利益を被るおそれ等は到底想定できない。ことに、そのような見解が記載された時期から約半世紀の時間経過があることを踏まえれば、一層外交上の不利益のおそれは想定できない。

また,本件不開示部分は,批准規定に関して欄外に手書きで記載されたものであるから,そのような箇所に,竹島問題に関する機密事項が記載されているということはおよそ想定できない。

以上から,当該不開示部分について法5条3号該当性は認められない(原告準備書面(4)第5の24(72ないし74ページ))。

ウ 被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は,我が国市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や個人的意見とは異なり,当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものである。こうしたなか,かかる個人的見解や個人的意見を開示することは,相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ,また,かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も,それがあたかも我が国政府の真意や受け入れ可能な譲歩案

であるといった誤解を生じさせるおそれがある。したがって,かかる個人的見解や個人的意見の開示は,我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず,相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれがあり,不開示情報(法5条3号)に該当するものである。そして,竹島問題のような細心の注意が求められる重要懸案事項については,こうした不開示理由は一層強く当てはまる。

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが, 竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状 況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によって なんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえ ない失当なものであると言わざるを得ない。

(43)日韓会談等に関する在外公館からの報告(文書1876・乙B第79号証,番号43,通し番号3-43)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1876(乙B第79号証,番号43,通し番号3-43)は, 芳沢大使が岡崎大臣に宛てた昭和29年7月10日発信の「蒋総統の国際問題についての見解の件」と題する電信文,久保田大使が緒方大臣に 宛てた昭和29年10月26日発信の「日韓会談に関する件」と題する 電信文等各国駐在大使が外務大臣宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に 関する電信文の綴りである。

文書 1 8 7 6 のうち,不開示理由 3 に基づく不開示部分は,4ページないし6ページ(-3-に「次ページ以下 3ページ不開示」と記載された部分)であり,竹島問題に関する見解等が記載された電信文一通が全

部不開示となっている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況と,かかる状況を踏まえた竹島問題の解決案についての大使の意見(日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの)が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 7 6 の不開示部分に記載された情報は, 竹島問題に関して政府内部間で交わされた電信文であり, 同問題に関する率直な意見が記載されている。前記(6~7ページ)のとおり, 竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって, その解決に向けては, 様々な事情を踏まえた上で, 我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心 事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)35及び36ページ)。

イ 原告の反論

不開示部分については、電信文一通全部が不開示になっているため、何日付の誰から発信された電信文なのかといった基本的なことすら一切不明である。被告は、竹島問題に関する率直な意見が記載されていると主張するが、率直な意見というのは抽象的な被告の評価に過ぎず、前後の文脈も不明であるため、何が記載されているかは不明である。

乙B第79号証に綴られた他の電信文を見ると,多くの場合には,日付 や発信者,件名(たとえば,「日韓会談に関し国連安保理に説明方の件」, 「日韓会談に関し英国政府に説明方の件」,「日韓会談に関し任国政府に 説明方訓令の件」)の記載があり、本文の記載の後に、電信文の配布先が記載されるという体裁をとっている。

そもそも,本文以外の体裁に関する部分を不開示にすることが法5条3号によって正当化されるとは考え難いうえ,本文も全文を不開示にする正当性は認められないはずである(全文が不明のため,「はずである」としか原告としては主張できない)。

原告は、文書1876・乙B第79号証、番号43については、被告から、より具体的な文書の内容に関する主張を待って、そのうえで反論を加えたい(仮に被告がそれに応じない場合、法5条3号該当性を認めるだけの相当の理由が示されたとは到底言えない。)(原告準備書面(4)第5の25(74及び75ページ))。

ウ 被告の主張の補充

文書 1 8 7 6 は , 被告準備書面 (3) 1 (25) (3 5 ないし3 6 ページ) で述べたとおり , 同文書中 , 電信文 1 通 (4 ページないし6 ページ) を全部不開示としている。

上記電信文は,昭和29年9月10日付け在仏国大使館発の電信文であり,竹島問題についての日本政府の解決策に対するフランス政府の率直な見解が具体的に記載されている(被告準備書面(5)7ページ)。

エ 原告の反論の補充(1)

文書 1 8 7 6 については、被告準備書面(3)では、「竹島問題に関する見解等が記載された電信文一通」、「同問題に関する率直な意見」(36ページ)と説明され、あたかも日本政府の見解であるかのような主張がなされていた。ところが、被告準備書面(5)の補充主張においては、「竹島問題についての日本政府の解決策に対するフランス政府の率直な見解」であることが明らかとなった(7ページ)。

(ア) しかし第1に,竹島問題等の日本の対策に関する,昭和29年当時の

フランス政府の見解が、いかなる意味で日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかについて、被告はなんらの説明も加えていない。64年前の外交交渉における「見解」が判明することによって現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常想定できない、また、交渉の第三国であるフランス政府の見解は日本政府を何ら拘束するものではないから日本の外交交渉に不利益を与えることは論理的に想定できない、という二重の意味で、不開示理由の説明として不十分である。被告準備書面(3)は、日本政府の関心事項や具体的対応方針が明らかになる(36ページ)と主張しているが、フランス政府の見解が開示されることとそれらの結果との間には、論理的な関連性が欠如している。

以上のように、この文書の全面不開示の理由に関する被告の主張は、 その主張の外形においてすら、竹島問題に関する「交渉上の立場を不利 にするおそれ」を示すものではない。

(4) 第2に,この文書は電信文であるところ,日付,時間,電信文の送信者,宛先,件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は,全く不明である(原告準備書面(7)第2の3(8及び9ページ))。

オ原告の反論の補充(2)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

力。追加開示決定

平成23年8月29日,文書1876のうち,番号105については, 不開示理由2に基づく不開示部分である 1ページ(-1-)(被告準備 書面(5)56ページにある「(-11-)」の記載は誤植であり、「(-1-)」に訂正する。)本文5行目の8文字、同ページ本文7行目の約1行分、同ページ本文8行目から2ページ(-2-)1行目までの約2行分、22ページ(-19-)本文10行目から23ページ(-20-)2行目までの約3行分、28ページ(-25-)本文9行目及び10行目の約2行分、35ページ(-32-)本文1行目の5文字、同ページ本文2行目の3文字及び37ページ(-34-)1行目の8文字、49ページ(-46-)最終行から50ページ(-47-)1行目までの約1行分、並びに、55ページ(-52-)3行目から4行目の5文字(被告準備書面(5)56ないし58ページ)をいずれも追加開示した

文書 1 8 7 6 のうち,番号 4 3 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 4 ないし6 ページ(-3-に「次ページ以下 3 ページ不開示」と記載された部分)(被告準備書面(3)35 及び36ページ)は不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の61(30及び31ページ))。

キー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ及び原告の反論の補充(1)エ(ア)に対する反論

外交交渉に際し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は,我が国市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や個人的意見とは異なり,当該関係者外交交渉に臨むに際に知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものである。こうしたなか,かかる個人的見解や個人的意見を開示することは,相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ,また,かかる個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も,それがあたかも我が国政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがある。したがって,かかる個人的見解や個人的意見の開示は,我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず,

相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうお それがあり,不開示情報(法5条3号)に該当するものである。

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当時の在フランス大使が発言した具体的な解決案が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論の補充(1)エ(イ)に対する再反論

(要検討)

原告は、電信文の時間、電信文の送信者、宛先、件名など外形的な情報を含めて不開示とする理由は、全く不明である旨主張しているが、被告としては、電信に記載されている番号、日付。時間、送信者、宛先等は、電信文の内容部分と結合して初めて、いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではないことから不開示

としたものである。

電信文のいわゆる外形事項,すなわち,その電信文が発受信された日時,電番,秘密指定,本省の主管課室,本省内の協議先及び配布先等が開示されれば,当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば,当該文書のように,本省と在米大使館との間において訓令と回訓のやりとりを行っていた場合には,日時と発受信者のみから少なくとも米国政府との間の水面下の協議の時期や頻度が推知され得る。本件電信文 , の内容は,上述のとおり,竹島問題の解決策に関して日本政府が在米大使館を通じて収集した極めて機微な情報であることから,全部を不開示とする決定を行ったものである。電信文本文の機微な内容にかんがみ,それらの日付,時間,送信者,宛先等を公にすることにより,電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから,国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある。

(ウ) 原告の反論の補充(2)オ ~ に対する再反論

において、原告らは、「64年前の外交交渉における「見解」が判明することによって現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常想定できない」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、64年前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮要素に含めていないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

の原告主張については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何 ら関係がないものである。

の原告主張については、他国政府の立場又は考え方についての情報

であっても,我が国が他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被り得るものについては,少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは,法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また,竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は,法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(44)日韓会談等に関する在外公館への訓令(文書1877・乙A第80号証,番号44,通し番号3-44)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1877(乙A第80号証,番号44,通し番号3-44)は, 岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓会談の件」と題する電信文等外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した 日韓会談等に関する電信文の綴りである。

文書1877のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,144ページ(-144-)上から6行目ないし13行目の約8行分であり,椎名外務大臣が武内駐米大使,島駐英大使及び前田在韓調査官にそれぞれ宛てた昭和40年6月11日発信の「日韓漁業交渉の現況の米側への通報(通報)」と題する電信文中にあり,日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の見解が記載

されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,椎名外務大臣が武内駐米大使等に宛てた電報文であり,後宮アジア局長が日韓漁業交渉の現況を在京米国大使館公使に伝えた内容である。日韓間における懸案事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の内部における見解であるが,その内容は竹島問題の解決案と類似している。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 7 7 の不開示部分に記載された情報は,日韓間における懸案 事項の一つである漁業協定の問題に関する韓国側の案に対する日本側の 見解であり,このような内部における見解は,公開されることが予定さ れていないものである。このような内部的な意見まで公開されることに なれば,今後,政府内部において,萎縮効果が生じ,忌憚のない意見交 換ができなくなるおそれがある。

以上にかんがみれば、このような情報が公にされると、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)36及び37ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 内部的な見解であることや忌憚のない意見交換ができなくなるおそれは法 5 条 3 号とは関係がない。
- (イ) 被告は,この不開示部分については竹島問題の場合のように,現在も 未解決の問題であるといった主張はしていない。

解決済の約半世紀前の内部的見解が公開されるからといって,交渉上の不利益のおそれなどが生じることはありえない。この不開示部分について,法5条3号によって正当化することができないことは明らかであ

る(原告準備書面(4)第5の26(75及び76ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

原告は、「忌憚のない意見交換ができなくなるおそれは法5条3号とは関係がない。」と主張するが、特に竹島問題のように現在も日韓両国がその帰趨を注視している問題について、公開が予定されていない情報が公にされれば、他国との信頼関係が損なわれるおそれは常時存在しており、信頼関係が損なわれれば、当該他国との間で忌憚のない意見交換は期待できなくなるところである。したがって、公開が予定されていない情報を公にすることは、法5条3号に該当し得るのであって、原告の上記主張は理由がない。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、また、今日もなお二国間で漁業問題が発生する状況下、これらの問題の解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は, 当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉 上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすること を決定したものである。

竹島問題及び漁業問題に関連する当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(45)日韓交渉の現状(文書1879・乙B第81号証,番号45,通し番号3-45)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1879(乙B第81号証,番号45,通し番号3-45)は,外務大臣が駐米大使,駐英大使,駐仏大使及び駐華代理大使にそれぞれ宛てた昭和27年9月2日発信の「日韓交渉再開に関する経緯送付の件」と題する公信文,藤山外務大臣が吉澤在インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「第19回赤十字国際会議における在日韓人問題に関する件」と題する公信文,外務大臣が在ブラジル大使等に宛てた昭和35年3月16日付け「日韓会談に関する情報送付の件」と題する公信文,大平大臣が大野在英大使に宛てた昭和38年3月7日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文及び外務大臣が在米大使などに宛てた同年8月10日付け「「日韓会談の現状」送付の件」と題する公信文によって構成されている。

文書1879のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,48ページ(-48-)下から9行目ないし1行目の約8行分であり,大平大臣が大野在英大使に宛てた昭和38年3月7日発信の「日韓会談の現状等につき英側への説明に関する件」と題する公信文に添付された同月8日に後宮局長がエマソン公使に,同月11日に朝海大使がラスク国務長官

にそれぞれ手交した「THE PRESENT SITUATION OF MAJOR ISSUES OF THE JAPAN-KOREA OVERALL TALKS」と題する文書の「3 Dispute over Takes hima」に記載された部分であり、いずれも、竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の見解等が記載されている。不開示部分に記載された情報をさらに補充説明すれば、日本政府が竹島問題の解決策として提案した国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案及びそれに対する日本政府の対案である。

(イ) 不開示理由

文書1879の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する韓国側の見解等であり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の 交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めること につき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)37及 び38ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

確認:この文書は,作成時期・後宮局長からエマーソン公使に手交したという被告の説明及び文書自体の内容自体からいって,文書1809(乙B第73号証,番号36)と同一文書と考えられる。

文書1879(乙B第81号証)では、被告は約8行分をすべて不開示としているが、文書1809(乙B第73号証)の対応箇所では、被告はごく一部を不開示にしているに過ぎない。

すなわち,文書1879の下から9行目に対応する文書1809の

下から 9 行目の記述(文書 1 8 0 9 ・ 1 6 ページ)は以下のとおりである。

However, the Korean side, rejecting Japan's proposal,

whic

h,

文書1879の不開示部分のうち,文書1809で開示されている 部分に対応する部分には,上記に記載した情報が記載されていると考 えられる。

また,文書1809でも開示されていない上記黒塗りの部分には, 上記16で触れた文書1826(乙A第77号証48ページ))の記載,すなわち,「金部長は,本件を国際司法裁判所に提出するときは, たとえ2,3年後といえども,勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり,適当でなく,むしろ第三国(金部長は米国を念頭に置いているようであった)の調停に任すことを希望する,かくすることにより,右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」という記載を踏まえると,「韓国は日本の提案を拒絶したうえで第三国の調停に任すことを希望しており,それに対して日本は,一定期間で調停が成立しない場合には国際司法裁判所に移行するという条件付きで,米国を第三者とする調停であれば受け入れる」という趣旨の記載がなされていると考えられる。

(イ) 不開示理由の不存在

- a 不開示情報は、あくまでも韓国側の評価等であって、日本側の考え方等を示したものではない。したがって、このような情報を開示することによって、外交上の不利益のおそれが日本側に生じることはない。また、韓国は関連文書を自ら全面的に公開している以上、韓国から日本に明かされた韓国側の評価等を日本側が公開したからといって韓国との信頼関係を損なうおそれも存しない。
- b 殊に、そのような事実があってから約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば、「おそれ」の不存在は一層明らかである。 よって、被告に法5条3号の不開示事由が認められないことは明らかである。
- c さらに,次の観点からも不開示事由は認められない。すなわち, この不開示部分は,上記で検討したような内容であると考えられ, 文書1809で開示されている部分に相当する部分は,他で開示されている以上,不開示部分の不統一が認められるのであって,ここだけ不開示にする正当性は認められない。また,文書1809でも

不開示とされている部分は,文書1826で開示されている情報と 同内容と考えられ,やはりここだけ不開示にする正当性は認められ ない(原告準備書面(4)第5の27(76ないし78ページ))。

ウ 原告の反論の補充(1)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解などは, 時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少すること, 歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること, 外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと,などから不開示とする理由はない(原告準備書面(7)第4の1(18ないし20ページ))。

エ 原告の反論の補充(2)

韓国政府関係者や第三国関係者の発言,意見,見解の大半は,その収集された内容の報告であって,本件文書に関する被告の主張によっても日本側の「見解」あるいは「評価,分析及び判断」が含まれているという指摘はない。

この文書は、まさに「交渉記録の記載内容」であるが、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解を記載した文書に含まれるものではない。被告は、ここで問題となっている文書とは無関係の文書を例にとって自らの主張を正当化しようとしている。逆に被告が、「日本側の見解」が含まれると主張するのであれば、被告はそのことを具体的に特定するべきであるが、それらの文書について被告は、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解が含まれていると説明するのみで、「日本側の見解」が含まれるとは主張していない。

才 追加開示決定

文書1879(乙B第81号証)につき,平成23年8月29日,不開示理由3に基づく不開示部分である48ページ(-48-)下から9行目

から1行目までの約8行分(被告準備書面(3)37及び38ページ)は, 文書1809(乙B第73号証)の16ページの開示部分に合わせて追加 開示した。

カー被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(イ)cに対する再反論

文書1879の不開示部分のうち,文書1809で開示されている部分に対応する部分については,下記のとおり追加開示した。

他方、「文書1809でも不開示とされている部分は、文書1826で開示されている情報と同内容と考えられ、やはりここだけ不開示にする正当性は認められない。」との原告主張については、上記(36)で述べたとおり、文書1809の不開示部分を含む16ページ(-16-)下から9行目ないし3行目の約7行分と文書1826の48ページ(-47-)5行目から49ページ(-48-)2行目までの約1ページ分に記載されているそれぞれの内容は同一ではないので、原告の主張は前提において誤っている。

(イ) 原告の反論イ(イ)a及び原告の反論の補充(2)に対する再反論

不開示部分に記載された情報を補充説明すれば,日本政府が竹島問題の解決策として提案した国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案,及び日本政府の対案である。韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し,日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上,両国によるそれぞれの解決案に関する情報が公にされれば,竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して,韓国側に誤解を与える可能性があり,事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり,当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで,結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって,上記の不開示情報は,公にすることにより,他

国との信頼関係を損ない,他国との今後の交渉上の立場を不利にするお それがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては,現時点では,かかる事態を回避することが必要であり,そのため,当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち,外務大臣は,当該部分を公にすることにより,韓国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め,当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(ウ) 原告の反論イ(イ)bに対する再反論

時間の経過については,既に総論部分において反論済みであるが,竹島問題が引き続き未解決であり,両国間最大の懸案の一つである状況下において,当該部分の不開示情報該当性は,時間の経過によってなんら減少しておらず,原告の当該主張は,かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(I) 原告の反論の補充(1)ウ ~ に対する再反論

において、原告らは、「約半世紀の時間が経過していることを踏まえるならば、「おそれ」の不存在は一層明らかである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書は、約半世紀前の文書であるが、そこに記載された竹島問題は今日においても未解決の問題として日韓間の交渉が継続しており、また、法5条は、不開示情報該当性の判断要素として時間的要素は考慮していないから(被告準備書面(10)第2(16ないし18ページ))、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観を述べたにとどまるものである。

の原告主張については,法5条各号の不開示事由への該当性とは何 ら関係がないものである。

の原告主張については,他国政府の立場又は考え方についての情報

であっても,我が国が他国との信頼関係を損ない,又は交渉上不利益を被り得るものについては,少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは,法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示とすることを排除していないことからも明らかである。また,竹島問題を含む領土問題においては,問題の性質上,紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されうるところ,第三国政府から日本政府に対してのみ示された竹島問題に関する見解は,交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものであって,公にされることで,交渉上の日本の立場を不利にするものといえる。この点において,原告の当該主張は法解釈を踏まえていない失当なものであると言わざるを得ない。

(46)日韓交渉関係法律問題調書集(文書1881・乙A第82号証,番号46,通 し番号3-46)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1881(乙A第82号証,番号46,通し番号3-46)は,外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する文書であり,不開示理由3に基づく不開示部分は,117ページ(-116-)及び118ページ(-116-に「次ページ不開示」と記載された部分)であり,「竹島問題を日韓両国が国際司法裁判所へ付託する際の手続きについて(昭和37.2.24)」と記載された以下の部分で,和文と英訳文が不開示となっている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分には,竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上我が国が留意すべき具体的事項が記載さ

れている。

(イ) 不開示理由

文書1881の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府が具体的解決策として提示していた国際司法裁判所へ付託する際の手続及びその手続上我が国が留意すべき具体的事項であり、前記(6~7ページ)のとおり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)38及び39ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 不開示部分に記載されている国際司法裁判所へ付託する際の手続は、一般論であるから、そのような事項が法5条3号に該当するということは、およそ考えられない。また、仮に米国等の第三国による調停を試みるという過程が、最終的に国際司法裁判所に委ねる前提として含まれており、その過程についても触れられているとしても、そのこと自体は、すでにみたとおり文書1826(乙A第77号証)等で明らかになっている。
- (4) ましてや、本文書が作成されてから約半世紀の時間が経過しており、 長期の時が経過していること、その後、韓国も国連に加盟したことによって国際司法裁判所における当事国としての地位を得ているという状況 の違いもあることに照らすならば、ここに記載されている情報について 法5条3号該当性が認められることはない(原告準備書面(4)第5の

28(78ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告の反論イ(ア)に対する再反論

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、国際司法裁判所に付託する際の留意事項に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

(イ) 原告の反論イ(イ)に対する再反論

原告は、本文書が作成してから半世紀の時間が経過していると主張するが、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとは言い難いところ、原告の当該主張は、かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(47)日韓国交正常化交渉の記録 総説九(文書1882・乙A第83号証,番号47,通し番号3-47)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1882(乙A第83号証,番号47,通し番号3-47)は,外務省が作成した「日韓会談予備交渉-請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する文書であり,このうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,158ページ(-158-)「竹島問題」の項の下から6行目ないし2行目の約4行分及び334ページ(-334-)「5竹島問題」の項の上から2行目ないし4行目の約3行分と下から5行目ないし1行目の約4行分であり,いずれも,竹島問題についての韓国側対応を踏まえた日本政府の見解が記載されている。不開示情報の内容についてさらに補足説明すれば,不開示部分に記載された情報は,竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案,及び韓国側が国際司法裁判所提訴案に反対する理由である。

(イ) 不開示理由

文書 1 8 8 2 の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり,前記(6~7ページ)のとおり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)39及び40ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

該当箇所の前後の文脈を具体的に検討すると,第三国の調停に任すという韓国側の提案に対し,日本側として,そのような韓国側提案を歩み寄りの努力の現われとして多としつつも,「調停に任すというだけでは,調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので」という日本側の考えを記載した直後の約4行分が1つ目の該当箇所であり,また,該当箇所の直後には「本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが適当と考える」という記述がある(乙A第83号証・158ページ)。次に,2つ目の該当箇所は,「日本側は,韓国側の希望をも考慮して,昨年12月,」という記述と,「本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し」という記述間にある。3つ目の該当箇所は,「最近に至って,韓国側は,国際司法裁判所付託に同意できない理由につき」という記述に続く約4行分である(乙A第83号証・332ページ)。

開示されている他の文書や該当箇所の前後の文脈に照らすと,1つ目及び2つ目の該当箇所には,上記18及び27で扱った文書1809・16ページにおいて,「ある特定の期間を経てもが和解させられなかったときには,紛争は最終的に国際司法裁判所に持ち込まれるという条件のもとで,日本側がに賛成する」(文書1809・16ページの原告代理人仮訳対応部分)という記述に対応する記述が記載されていると考えられる(黒塗り部分には,上記18で論じたとおり,第三国ないし米国(による調停)という記述が入ると考えられる。)。

同様に3つ目の該当箇所には,文書1826・48ページにおいて, 「金部長は,本件を国際司法裁判所に提出するときは,たとえ2,3年 後といえども,勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり,適当で なく,むしろ第三国(金部長は米国を念頭に置いているようであった) の調停に任すことを希望する,かくすることにより,右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取り計らうことができようと述べた」という記載に対応する記載があるものと考えられる。

文書 1 8 8 2 (乙 A 第 8 3 号証)は、その文書のタイトルが「日韓国 交正常化交渉の記録 総説九」とあることからわかるように交渉の記録 をまとめたものであるから、関連する他の文書に記載されている情報、な いしその要旨)が再録されているはずのものである。したがって、他の 文書に照らした上記推測の確度は高いと考えられる。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、竹島問題が未解決の問題であって細心の注意を払う必要があるといった常套句を繰り返すが、そのような被告の主張は認められるものではない。殊にこの不開示部分は、他の開示文書によって明らかになっている情報を再録した部分であると考えられ、不開示部分の不統一がみられる部分であると解されるうえ、あくまでも約半世紀前の「交渉の記録」にすぎないから、時が経過していることも踏まえるならば、到底法5条3号該当性は認められない(原告準備書面(4)第5の29(79ないし81ページ)。

ウ 被告の再反論(原告の反論イ(イ)に対する再反論)

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、日本の解決案について韓国が指摘した問題点及び日本による対案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測あるいは制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定でき

ない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

なお、原告らは、「不開示部分の不統一がみられる部分である」と主張する。しかしながら、本件文書1882の334ページ(-334-)下から5行目ないし1行目の約4行分と文書1826の48ページ(-47-)5行目から49ページ(-48-)2行目までの約1ページ分に記載されているそれぞれの内容は同一ではないので、原告の主張は不当である。時間の経過については、既に総論部分において反論済みであるが、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によってなんら減少しておらず、原告の当該主張は、かかる事実を何ら踏まえない失当なものであると言わざるを得ない。

(48)日韓国交正常化交渉の記録 総説三(文書1915・乙B第84号証,番号48,通し番号3-48)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1915(乙B第84号証,番号48,通し番号3-48)は, 外務省が作成した「 第2,3次日韓会談」と題する文書であり,文 書1915のうち,不開示理由3に基づく不開示部分は,240ページ (-240-)「三 長期的対策」の項の右から6行目の一部であり, 竹島問題についての日本政府の見解が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 9 1 5 の不開示部分に記載された情報は,竹島問題に関する日本政府の具体的見解であり,前記(6~7ページ)のとおり,竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって,その解決に向けては,様々な事情を踏まえた上で,我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(3)40及び41ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

不開示部分の前後の具体的記述をみると、「三 長期的対策 (一) 世論喚起とくに対外答弁に一層力を入れ日本の主張の合理性を強調する要ありとくにいわゆる李ライン問題に関して、(二) 国際司法裁判所への提訴 いわゆる李ライン問題、竹島問題については提訴の方針を決すべきである。韓国は承諾すまいがそれでもよろしい。わが方の主張に分のあることのよい宣伝となる。」となっている。

「(2)日韓会談決裂善後対策」(文書1062・乙A第46号証,番号3)には、「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴が挙げられていることに照らすならば、この不開示部分には、「国連又は」という文言が記載されている可能性が高い。

(イ) 不開示理由の不存在

被告は、竹島問題が未解決の問題であって細心の注意を払う必要があるといった常套句をここでも繰り返しているが、そのような被告の主張は認められるものではない。殊にこの不開示部分は、「国際司法裁判所への提訴」という見出し中の記載であり、この文言に対する修飾語であって、字数的にも3、4文字程度にすぎず、上記のとおり、「国連又は」という文言が記載されている可能性が高い。このことからすれば、およそこの不開示部分に、日本の外交交渉上不利益のおそれを生じさせるような日本政府の見解が記載されているとは考えられないうえ、不開示にされているのが「国連又は」という文言(ないし同趣旨の記載)であれば、不開示部分が不統一なのであって、他で開示されている以上、ここでの不開示が正当化されるものではない(原告準備書面(4)第5の30(81及び82ページ))。

ウ 追加開示決定

平成23年8月29日,文書1915のうち,番号109については,不開示 理由2に基づく不開示部分である 229ページ(-229-)1行目から2行目までの約1行分, 241ページ(-241-)4行目の5文字及び 242ページ(-242-)最終行の約1行分,243及び244ページ(-242-に「以下2ページ不開示」と記載されている部分,被告準備書面(5)61ページ)のうち, 及び を追加開示した。他方,同 は不開示を維持する。

文書 1 9 1 5 のうち,番号 4 8 に係る不開示理由 3 に基づく不開示部分である 2 4 0 ページ(-2 4 0 -)「三 長期的対策」の項の右から 6 行目の一部(被告準備書面(3)40及び 4 1 ページ)は,不開示を維持する。

おって,乙B第84号証,番号258に係る不開示理由1に基づく不開示部分である 113ページ(-113-)5行目から6行目まで, 114ページ(-114-)5行目から

7行目まで、 123ページ(-123-)8行目から124ページ(-124-)3行目まで、 128ページ(-128-)1か所、155ページ(-155-)1か所、130ページ(-130-)5行目から8行目まで、173ページ(-173-)3か所(被告準備書面(9)62ないし64ページ)は、いずれも不開示を維持する(被告準備書面(14)第2の63(31及び32ページ))。

エ 被告の再反論(原告の反論(イ)に対する再反論)

韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下、解決案についての日本側代替案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測及び制御しがたい事態(両国国民感情の悪化等)を惹起したり、当該情報が今後の交渉に利用されたりし得ることを通じ、結果として当該問題の解決を困難なものとする可能性は否定できない。したがって、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる(法5条3号)。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものであるなお、原告らは、本件文書1915の240ページ(240)は文書1062の16ページ(16)と同一(「三、長期的対策」)であり、後者では「国連又は国際司法裁判所への提訴」が開示されているとし、本件不開示部分は、「国連又は」という文言が記載されている可能性が高く、不開示部分の不統一が認められると指摘している。しかしながら、両文書はあ

くまで草稿段階の文書であるところ,本件文書1915の240(240)ページ右から6行目の黒塗り部分に記載されている内容が文書1062 の16(16)ページで黒塗りにされずに開示されているとしても,起案文上に決裁権者が如何なる加筆・修正をしているかが分かる部分を不開示とすることは何ら妨げられない。

第9 不開示理由4について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

不開示理由4に該当する文書には,韓国要人一行などが訪日する際の警備計画に関する情報や,特定の場所における警備体制,警備対策に係る政府内部での具体的な検討状況などが記載されている文書や,海上保安庁の韓国周辺水域での警備体制についての検討状況などが具体的に記載された文書の他,政府が情報収集に至った経緯,犯罪容疑者に対する捜査に関する情報収集の方法や操作手法自体が記載されている文書等が含まれる。

- (2) 「現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について
 - ア 原告らの反論(原告準備書面(3)第1の1(4及び3ページ))

情報公開法5条における公共の安全・秩序の維持,あるいは事務の適正な遂行とは,すでに終了した過去の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行ではなく,現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行を意味する。いいかえれば,行政文書について,市民が開示請求権を有し(3条),行政機関の長が原則としてすべての開示義務を負う(5条)という情報公開法のもとで,行政機関の長が特定の文書の不開示を正当化できるのは,まさに現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行の任務を負うからであって,それとは無関係な過去の「公共の安全

・秩序の維持」文は「事務の適正な遂行」を口実に不開示とすることは許されない。

本件で「不開示理由4」を理由に外務省が公開を拒んでいるのは,すべて40年あるいは50年前の情報である。そうであれば,そうした40年あるいは50年前の情報が,どのような意味で,現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるのか,被告はその関連性を具体的に主張立証しなければならない。

本件で文書に記載されているのは、40年あるいは50年前の韓国との間の海上警備情報や領海侵犯に関する捜査情報である。しかし、それらの警備や捜査を取り巻く状況や環境は、その年月の経過の中で大きな変化を重ねている。日本と韓国との関係においても、当時両国間で問題とされていた「李ライン」は撤廃され、両国間には国交を正常化する条約や協定も締結され、経済水域に関する国際情勢も変化した。また、海上警備や捜査についても、情報通信技術やレーダー技術の発展などにより40年あるいは50年前とははるかに異なる海上警備や捜査が実施されている。そのような時の経過による変化の中で、40年あるいは50年前の海上警備情報や捜査情報が、通常は、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではない。それにもかかわらず、どのような具体的な理由によって、それらが現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるのか、被告はその点を具体的に主張すべきである。

しかしながら,後に具体的に検討するように,被告は,現在又は将来の公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に与える支障を何ら具体的に主張立証していない。したがって,被告の主張に基づいて法5条4号または6号の適用を正当化することは,到底できない。

イ 被告の再反論(被告準備書面(10)第4の1(23及び24ページ))

不開示理由4は,法5条4号及び6号に該当するものをいうところ(被告準備書面(1)第3の5(4)(23ページ)),上記第1で主張したとおり,法5条4号の不開示理由については,同事由該当性を否定する原告らが,外務大臣の判断が裁量権の範囲を超え,又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張立証する責任を負っているのであり,かつ被告は,「不開示理由4」を理由として不開示決定をした不開示文書合計11通について,被告準備書面(1)第4の4(33ないし35ページ),被告準備書面(2)1(4ないし12ページ)及び本準備書面において,不開示とした個別具体的な理由を主張しているのであるから,原告らの上記主張は失当というべきである。

また、原告らは、「40年あるいは50年前の海上警備情報や捜査情報が、通常は、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではない。」(原告準備書面(3)第1の1(5ページ))と主張する。しかしながら、「40年あるいは50年」という時間の経過のみによって、現在における警備や情報収集の在り方の性質が過去のものとの関連性が失われる程に変化するとは限らず、これらの文書の開示が「現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではない」などと断定できる理由はない。このように、原告らの上記主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではなく、単に、原告らの主観に基づき「40年あるいは50年前」という時間の経過のみによって、「現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に影響を与えるものではない」と断定するものであり失当である。

- (3) 「公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に支障を及ぼす程度に関する主張立証」について
 - ア 原告らの反論(原告準備書面(3)第1の2(5及び6ページ)) 文書の中の情報が、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に関係

する情報であったとしても,わずかでも関係があるということをもって, 直ちにその不開示が正当化されるわけではない。不開示とされうる情報は, 公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれがあ る」ものでなければならず,その「支障」の内容は,その「支障」の有無 を客観的に判断するために,具体的に特定される必要がある。

この点,後に詳しく指摘するように,被告は,海上警備や捜査に関係する情報のすべてを不開示としているわけではなく,その大半を開示の対象に含めている。原則公開の情報公開制度の下で,被告による開示・不開示の選別が恣意的なものであってはならないことは当然のことである。そうであれば,被告は,自らの選別が恣意的でないことを証明する観点からも,開示された情報と比較して,不開示とされた情報がどのような点で公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれがある」のかを具体的に特定すべきである。被告は,これを警備情報の入手方法,警備の具体的方法及び内容,具体的かつ詳細な内容,あるいは「手の内」などと言いかえているが,これでは「支障を及ぼすおそれ」は具体的に特定されておらず,不十分である。

実際に開示された部分においても、警備情報の入手方法、警備の具体的方法及び内容、具体的かつ詳細な内容あるいは「手の内」は記載されているのであり、不開示とされた情報が、どのような点で開示された情報と区別されるのかについて、被告は何ら主張していない。被告の主張は、「支障を及ぼすおそれがある」とする内容を何ら具体的に特定していないものであって、法5条4号及び6号の適用を正当化するような不開示事由は存在しない。

イ 被告の再反論(被告準備書面(10)第4の2(24及び25ページ)) 法は、「開示請求に対する措置」として、「行政機関の長は、開示請求 に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開 示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。」(9条1項)、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」(同条2項)とそれぞれ規定している。

上記のとおり、法9条は、開示請求に対して、行政機関の長が採るべき措置を明確にした規定であるところ、法は、原告らが主張するような「開示された情報と比較して、不開示とされた情報がどのような点で公共の安全・秩序の維持及び事務の適正な遂行に『支障を及ぼすおそれがある』のかを具体的に特定すべき」ことを何ら要求しておらず、他に原告らの上記主張を基礎付ける法的根拠は見当たらない。よって、原告らの上記主張は、失当である。

不開示理由4に該当する対象文書について,開示・不開示の判断基準を 具体的に述べれば,40年あるいは50年前の警備情報であっても,現在 及び将来においても共通する部分がある。それゆえ,かかる情報は,依然 として今日的意義を有しており,これを公にすれば,我が国の警備体制や 警備手法に係る手の内をさらすことになり,他国との信頼関係が損なわれ るおそれ,国の安全を害するおそれが生じるとともに,公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同様の警備方法を使用できな くなるという意味において、事務の適正な遂行に支障を来すことになる(法 5条4号,6号)。

2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張

(1) 朴議長一行名簿,日程,接件要領(文書964・乙A第30号証,番号1,通 し番号4-1)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書964(乙A第30号証,番号1,通し番号4-1)は,外務省 アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,昭和36年11 月11日及び12日に訪日した韓国朴正煕議長一行の名簿及び上記一行 が訪日するに当たっての日程計画及び接伴要領等事前準備に関する内容,具体的には,訪日中の韓国朴正煕議長一行に対する具体的警備対策 に関する政府内部での具体的検討内容,警備に関する情報の入手方法, 朴議員一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に 係わる情報等の警備の具体的方法及び内容等についての手の内の情報が 記載された文書である。

文書964のうち,不開示理由4に基づく不開示部分は99ページないし102ページ(-98-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された部分)であり,日本を訪問中の上記一行に対する警備の計画等に関する情報が記載されている。

(イ) 不開示理由

上記の情報は、公にすることにより、現在及び将来の外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれがあると認められることから、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であるといえる(法5条4号)。

また,このような情報は,同時に,これを開示することによって,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)(被告準備書面(2)5及び6ページ)。

イ 原告の反論

文書964においては、警備に関する記述が他にも数多く存在し、それ

らは不開示とはされていない。例えば、「6.警備(伊関) 北鮮系在日朝鮮人が(情報(浜本)、(三谷)、(鶴田))、デモその他の過激な行動に出る可能性も十分予想されるので、治安当局と密接に連絡をとる必要がある。また、社会党、日朝協会、総評等により結成されている日韓会談対策連絡会議も『日米韓軍事同盟反対』等のスローガンを掲げて大衆行動を起すおそれもあり、警戒を要する。」(47-8ページ)、などである。

これらの記載には、警備の具体的方法は記載されてはいないが、警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所、警備のための連携体制などは具体的に記述されている。これら開示されている警備に関する情報と異なり、文書964において、何が公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「手の内」なのかは、被告の主張からは判断できない。

また,不開示理由として正当化されるのは,現在又は将来の行政事務に 支障を及ぼすおそれの存在であるところ,48年前の朴議長らの訪問をめ ぐる警備体制が,現在又は将来の警備体制,ひいては公共の安全・秩序の 維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難 である。被告は,この点についても,現在又は将来の行政事務に与える具 体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない(原告準備書 面(3)第3の1(10及び11ページ))。

ウー被告の再反論

原告らは,「文書964においては,警備に関する記述が他にも数多く存在し,それらは不開示とはされていない。」と主張するが,開示部分は, 朴議員一行の名簿,滞日日程,接伴要領などであり,警備の具体的方法及 び内容等ではない。

他方,不開示部分は,前記のとおり,朴議員一行の羽田空港と訪問先及び訪問先間の移動における警備体制に係わる情報(要人の警護方法等)を

含むものであり、その内容は、現在及び将来の要人の警護方法等においても共通する部分があるものである。したがって、かかる要人警護の具体的方法及び内容等を公にすることにより、現在及び将来においても外国要人の生命、身体等への不法な侵害など犯罪の実行を容易にする手掛かりを与えるおそれ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同様の警備方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすといえる(法5条4号、6号)。

(2) 朴議長訪日に際する警備対策(文書966・全部不開示(乙号証なし),番号2,通し番号4-2)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書966(全部不開示(乙号証なし),番号2,通し番号4-2)は,警察庁,法務省及び外務省等が作成した文書であり,韓国朴正熙議長(当時)一行が訪日する際の警備対策が具体的かつ詳細に記載された内部文書であり,要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等(特定の場所での警備方針を含む)が詳細に記載されたものである。

(イ) 不開示理由

かかる要人警備対策の内容は、それが文書作成当時のものであっても、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる(法第5条4号、6号)(被告準備書面(1)34及び35ページ)。

イ 原告の反論

1961年(昭和36年)の朴議長一行の訪日に関しては,文書964

(乙A第30号証,番号1)の「朴議長一行名簿,日程,接伴要領」において,その行動日程や日本側の準備に関する文書が公開されている。その中には,警備に関する記述が数多く存在し,警備において注意すべき諸勢力やそれに関する情報の出所,警備のための連携体制などが具体的に記述されており,それらは不開示とはされていない。これら開示されている警備に関する情報と異なり,文書966において,何が公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「要人警護対策」なのかは,被告の主張からは判断できない。

また,不開示理由として正当化されるのは,現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ,48年前の朴議長らの訪問をめぐる要人警護対策が,現在又は将来の要人警護対策,ひいては公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても,現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第2の3(9及び10ページ))。

ウー被告の再反論

朴議長一行名簿,日程,接伴要領に関して,文書964に含まれる情報と文書966に含まれる情報とは同一ではないから,両文書を比較して同一文書を開示すべきとの原告らの主張は理由がない。

また,文書966には,朴議長一行の訪日に際しての要人警護についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等(特定の場所での警備方針を含む)が詳細に記載されている。要人警護についての具体的な対応の内容は,現在及び将来においても共通する部分がある。しかるに,かかる対応や手段を公にすることにより,現在及び将来の犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同様の警

備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるという意味において事務の 適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条4号,6号)。

(3) 韓国親善使節団の来訪 (文書 7 1 3・乙A第 2 7号証,番号 3,通し番号 4-3)

ア 被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書713(乙A第27号証,番号3,通し番号4-3)は,外務省 アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり,昭和36年7月 の韓国親善使節団来訪に関する件についての,韓国側との事前調整内容 等が記載された文書である。

文書713のうち,不開示理由4に基づく不開示部分は20ページ直後の2枚であり,訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容,具体的には韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等が記載されている。

(イ) 不開示理由

警備対策の内容は、それが文書作成当時の情報であっても、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条4号、6号)(被告準備書面(1)33ページ)。

イ 原告の反論

この文書においては、他にも警備に関する記述が数多く存在し、それらは不開示とはされていない。例えば、使節団が乗車する車両やそれへの警視庁無線車の同行と警護予定(18枚目)、ホテルにおける警視庁警護(3名)の待機場所(20枚目)など、具体的な警備対策に関わる内容が記載

されている。それゆえ,不開示とされている警備対策が,それら開示されている警備に関する情報とはどのように異なり,公共の安全・秩序維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすのかは,被告の主張からは判断できない。

また,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の及ぼすおそれの存在であるところ,48年前の韓国親善使節団の訪問をめぐる警備対策が,現在又は将来の警備対策,ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第2の1(6及び7ページ))。

ウー被告の再反論

原告らは、「この文書においては、他にも警備に関する記述が数多く存在し、それらは不開示とはされていない。」と主張する。しかしながら、開示部分は、韓国親善使節団の滞日日程などであり、警備の具体的方法及び内容等ではない。

他方,不開示部分は,韓国親善使節団来日の際に起こり得る事態に対する想定等に関わる記載部分である。しかして,現在及び将来においても共通する部分がある要人警護の方法及び内容を公にすることは,これにより,現在及び将来の犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同様の警備体制及び情報収集の手法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条4号,6号)。

(5) 忠南号事件について(黒山群島付近における衝突事件)(文書749・乙A第38号証,番号5,通し番号4-5)

アー被告の主張

この文書は,不開示理由2(番号31番)にも該当するが,その点もここで併せて主張する。

(ア) 不開示情報の内容

文書749(乙A第38号証,番号5,通し番号4-5)は,外務省 アジア局北東アジア課(当時)が昭和40年4月13日付けで作成した 文書であり,黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網 漁船が衝突したとされる事故に関する報告書である。

文書749のうち,不開示理由4に基づく不開示部分は1ページ(-1-)の上から3行分と4ページ(-3-に「次ページ不開示」と記載された部分)であり,黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突した事故について,事故情報を把握した経緯,具体的には,海上保安庁が第三者から情報を収集した際の具体的な手法が記載されている。

(イ) 不開示理由

上記のような情報は、情報収集の手法等に関するものであり、それが 文書作成当時の情報であっても、公にすることにより、現在及び将来の 犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが あり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条 4号、6号)。

また,1ページの部分は,事故情報の把握の具体的方法が記載されており,韓国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある(法5条3号)(被告準備書面(2)6及び7ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 文書749の開示部分には事故の内容のみならず,事故内容が被害船

である忠南号によって「865艇」に申告されたという経緯が記載されており情報の入手経路は明らかにされている。なお,「865艇」とは海上保安庁の船艇であると考えられる。そうであれば,海上保安庁の船艇がその被害申告をどのように分析・評価したかといった情報は,海上保安庁による通常の海難事故の取扱いを示すものにすぎず,そのような情報が公開されたとしても,公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは通常考えられない。それにもかかわらず,海難事故の取扱いに関わる文書や情報が,どのように公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを被告は何ら説明していない。

(1) また,不開示理由として正当化されるのは,現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ,漁船の衝突事故に関する44年前の「情報収集のあり方や分析・評価の手法等」が,現在又は将来の警備体制,ひいては公共の安全・秩序維持や事務事業の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれ何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の2(11ないし13ページ))。

ウ被告の再反論

文書749の非開示部分には,海上保安庁による第三者からの情報収集の具体的な手法が記載されている。その内容は,現在及び将来においても共通する部分がある。かかる手段を公にすることにより,現在及び将来においても韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず,犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同種の手口を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである(法5条3号,4号,6号)。

(6) 韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について(文書750・乙A第39号証,番号6,通し番号4-6)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書750(乙A第39号証,番号6,通し番号4-6)は,昭和40年5月から同年7月までの間において水産庁及び外務省が作成した文書であり,昭和40年5月当時の日韓漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制について,水産庁及び外務省が海上保安庁警備第二課と事前調整した内容及びその検討状況等が具体的かつ詳細に記載された内部文書である。

文書 7 5 0 のうち,不開示理由 4 に基づく不開示部分は,1 8 ページないし2 2 ページ(-17-に「次ページ以下 5 ページ不開示」と記載された部分)であり,日韓漁業協定発効前後における日本及び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制についての具体的かつ詳細な内容であり,李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況が具体的かつ詳細に記載されていることに加え,海上警備の方法に関する情報を含んでいる。

(イ) 不開示理由

警備体制に関する情報は、それが文書作成当時の情報であっても、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条4号、6号)(被告準備書面(2)7ページ)。

イ 原告の反論

(ア) この当時の海上保安庁の警備体制の変更にかかわる検討内容については、文書750の1ページから13ページまでに存在する「韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について」(昭和40年5月1

2日付,以下「12日付文書」という。)と題する文書において,日韓 漁業協定発効後の警備体制が詳細に記載・検討されている。そして,1 9日付文書(引用者注:文書750(乙A第39号証))に関しては海 上保安庁の希望・質問事項が不開示とされている一方で、12日付文書 の海上保安庁の説明はすべて開示されている。ちなみに,19日付文書 は、情報公開室によって「秘」と分類されているにすぎないが、開示さ れている12日付文書は「極秘」という取扱いがなされている。このこ とを見れば、同じ海上保安庁の今後の警備体制についての情報が記載さ れているにもかかわらず、なぜ「極秘」扱いされている12日付文書に は不開示とされる部分はなく、逆に「秘」扱いに過ぎない19日付文書 の添付文書が不開示となっているのかは, 当然に疑問の対象となるとこ ろである。しかし,被告は,「海上保安庁の警備体制についての具体的 かつ詳細な内容である」と述べるのみで、同じく警備体制を具体的かつ 詳細に述べた12日付文書との区別の理由を何ら述べていない。この点 で被告の主張は、その不開示を基礎付ける主張として甚だ不十分なもの である。

(1) また,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ,李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた44年前の警備体制に関する記述が,時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の3(13及び14ページ))。

ウ被告の再反論

(ア) 原告は、「極秘」及び「秘」の秘密指定の記載を重視するもののよう

であるが、かかる指定は、文書が作成された当時の実質的な秘密の程度を勘案した上、その程度に応じて形式上指定されたものである。他方、情報公開法に基づく開示と不開示の判断は、開示決定の時点において法5条各号に該当しているかどうかの観点から行うのであって、形式的な秘密指定の区分の観点から行うわけではない。したがって、文書作成当時の秘密指定の区分に基づき、外務大臣の不開示決定の不適法性を説明しようとする原告の主張には理由がない。

- (イ) 不開示部分は, 李ライン水域における特哨業務を変更することを海上保安庁と外務省が協議していた際の検討状況が具体的かつ詳細に記載された内部文書であり,海上警備の方法に関する情報を含んでいるところ,かかる情報を公にすることにより,現在及び将来の犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,また,同様の警備体制を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼす(法5条4号,6号)。
- (6-2) 拿捕事件対策 (文書902・全部不開示 (乙号証なし),番号6-2,通し番号4-6-2)

アー被告の主張

(ア) 文書902(全部不開示(乙号証なし),番号6-2,通し番号4-6-2)に記載されている情報は,昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であり,現在においても,日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくる政府部内での検討の内容や状況が詳細に記載されているものである。

(イ) 不開示内容

かかる情報を公にすることにより,同種の拿捕事件等に関する我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある上,かかる情報を公開すれば,現在及び

将来の犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある(法第5条3号及び4号)(被告準備書面(1)32及び33ページ)。

イ 原告の反論

李承晩ライン問題(これに付随する拿捕事件問題)はもはや存在せず, しかも,半世紀以上も前に検討された日本政府の検討内容であるから,これらを開示したからと言って,今後の日韓間の排他的経済水域の境界画定問題に対する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず,日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないといわざるを得ない(原告準備書面(4)第3の3(13ページ))。

ウ被告の再反論

文書902は,直接的には,昭和27年当時の日本漁船に係わる拿捕事件について海上保安庁の具体的な対策方法を記載したものであるが,その内容は,現在においても,拿捕事件への対応策としては共通する部分があり,公にすることにより,我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるほか,現在及び将来の犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることには変わりがないから,法5条3号及び4号に該当する。

(7) 日韓国交正常化交渉の記録 (竹島問題)(文書910・乙A第40号証,番号7,通し番号4-7)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書910(乙A第40号証,番号7,通し番号4-7)は,外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記載された内部文書である。文書910のうち,不開示理由4に基づく不開示部分は11ページ及び12ページ(-10-に「次ページ以下2ペ

ージ不開示」と記載された部分)であり、ここには、 1953年6月、 外務省主催の下に関係省庁がその対策を協議し、決定した「竹島問題対 策要綱」が記載されており、韓国人漁夫の竹島上陸への対応策が具体的 かつ詳細に記載されている。

(イ) 不開示理由

かかる情報は、韓国人の竹島上陸という事態が現在もなお続いていることなどを勘案すれば、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条4号、6号)(被告準備書面(2)8ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) 直前の説明文に照らせば,不開示部分の内容は,検討の状況そのものではなく,検討の結果として関係省庁が決定した「竹島問題対策要綱」そのもの,すなわち韓国人による竹島上陸があった場合に政府がどのように対応するのかという基本方針の内容であると考えられる。そのような基本方針は,政府部内で周知されているはずの文書であり,国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容である。そのような基本方針に関わる文書の開示が,どのような理由で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか,被告は何ら具体的な理由を示していない。
- (4) また,同文書の11ページ以降においては,この要綱に従い,領海侵犯に対して日本政府が韓国政府に対してとった措置,すなわち,口上書による抗議(被告注:「講義」は「抗議」の誤植と思われる。),巡視警戒の実施,来島中の韓国人に対する退去勧告,標柱と制札の設置と撤去を受けての再設標などが具体的に記載されている。このように,日本政府の「韓国人の竹島上陸への対応等」が具体的に開示されているもとで,

なぜその当時の基本方針である要綱を不開示にする理由があるのかも不明なままである。さらに,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ 現在とは時代も状況も全く異なる56年前の「韓国人の竹島上陸への対応等」に関する記述が,現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。ここで不開示の対象となっているのは,現在も未解決な竹島問題への対応に関する日本政府部内の検討状況ではなく,飽くまで「韓国人の竹島上陸への対応等」といった警備に関わる情報であることに留意すべきである。そして,被告は,当時の警備上の対応が,現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の4(14ないし16ページ))。

ウ被告の再反論

不開示部分は,1953年6月,外務省主催の下に関係省庁がその対策を協議し,決定した「竹島問題対策要綱」であり,韓国人漁夫の竹島上陸への対応策が具体的かつ詳細に記載されている。

- (ア) 政府の基本方針が当然国民に対して明らかにされなければならないという原告の主張は、原告の独自の見解を述べるにとどまるものであり、当該文書の不開示該当性を正当化するものではない。本件における各文書の開示の可否については、あくまでも法5条各号該当性の有無の見地から判断されるべきものである。この点で、原告の主張はそもそも失当である。
- (イ) 不開示部分に記載された前記のような情報は,現在においても,外国人が我が国領土に不法上陸する事態は想定され得ること,また,それへの対応策として共通するものであることからすれば,これを公にするこ

とにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、外国人による不法入国を想定した同様の対策の手の内を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる(法5条4号,6号)。

(8) 日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還(文書1137・乙A第41号証,番号8,通し番号4-8)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1137(乙A第41号証,番号8,通し番号4-8)は,昭和22年10月8日付けで公布された「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律(昭和22年法律第116号。なお,昭和29年5月12日法律第93号により廃止)」を施行するに当たって,賠償庁(当時)である海上保安庁及び税関等関係各省庁が作成した文書である。

文書 1 1 3 7 の不開示部分には,「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称や具体的な情報等のほか,拿捕,抑留等された船舶に関する詳細な情報,当該船舶の拿捕理由,拿捕を行った機関,拿捕の地点,また拿捕した船体の状態等の具体的な情報が記載されている。

具体的には,以下のとおりである。

監視艇とされた特定船舶の名称等(23ページないし34ページ(-23-ないし-34-)《ただし,28ページ(-28-)左側の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。 甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》,36ページないし38ページ(-36-ないし-38-),40ページ及び43ページ(-40-及び-43-)の各不開示部分)。

海上保安庁作成にかかる抑留中の朝鮮又は船籍不明の船舶一覧表(5

2 ページないし6 1 ページ (- 5 1 - に「次ページ以下 1 0 ページ不開示」と記載された部分)。

抑留中の韓国籍船舶の名称(63ページ(-52-に「次ページ不開示」と記載された部分))。

海上保安庁から賠償庁にあてた抑留した韓国籍船舶に関する情報(65ページないし67ページ(-54-ないし-56-)の各不開示部分)。 不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表(81ページないし115ページ(-69-に「次ページ以下35ページ不開示」と記載された部分))。

韓国拿捕船の具体的名称(119ページ及び121ページ(-73-及び-75-)の各不開示部分)。

海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告(129ページないし130ページ(-82-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分) 及び131ページ(-83-)の不開示部分)

不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的名称等(140ページないし145ページ,147ページないし151ページ(-92-ないし-97-,-99-ないし-103-)の各不開示部分《ただし,140ページ(-92-)左側の黒塗り部分,141ページ(-93-)左側の黒塗り部分,142ページ(-94-)左から1つ目及び2つ目の黒塗り部分,144ページ(-96-)右から2つ目の黒塗り部分,145ページ(-97-)右側の黒塗り部分,147ページ(-99-)右側の黒塗り部分,148ページ(-100-)右側の黒塗り部分,149ページ(-101-)右側の黒塗り部分及び150ページ(-102-)右側の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》)。

韓国抑留船の具体的名称等(155ページ及び156ページ(-106-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された部分及び157ページ(-107-)の不開示部分)。

保管費用調査の対象となった韓国抑留船の具体的名称及び保管場所等(160ページないし166ページ(-109-「次ページ以下7ページ不開示」と記載された部分及び167ページ(-110-)の不開示部分)。

韓国抑留船の具体的名称(170ページ(-113-)の不開示部分)。 韓国没収船の具体的名称(172ページ(-115-)及び173ページ(-116-)の各不開示部分《ただし,173ページ(-116-)右から1つ目,3つ目の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外。》)(なお,被告準備書面(2)8ないし11ページには「韓国没収船の具体的名称」が欠落していたところ,「韓国没収船の具体的名称」としてとの間に挿入した。)。

韓国返還船ないし抑留船の具体的名称(180ページないし189ページ(-123-ないし-132-),191ページ(-134-),192ページ(-135-)の各不開示部分《ただし,183ページ(-126-)左側の黒塗り部分,184ページ(-127-)下の黒塗り部分,185ページ(-128-)左側から1つ目の黒塗り部分の大部分及び2つ目の各黒塗り部分,186ページ(-129-)黒塗り部分の大部分,189ページ(-132-)左側から1つ目,2つ目の黒塗り部分及び3つ目の各黒塗り部分の大部分,191ページ(-134-)一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分,192ページ(-135-)下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》,244ページ及び246ペ

ージ(-187-及び-189-)の各不開示部分,251ページないし254ページ(-194-ないし-197)の各不開示部分《ただし,252ページ(-195-)の右から3行目の黒塗り部分は,法5条1号による不開示部分であり,本件訴訟の対象外である。甲第53号証の不開示理由一覧の理由番号2参照。》)である。

なお , 1 9 0 ページ (- 1 3 3 -) はすべて法 5 条 1 号による不開示 部分である。

(イ) 不開示理由

このような警備と密接に関連した情報は、それが文書作成当時のものであっても、現在及び将来の警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかねず、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条4号、6号)(被告準備書面(2)8ないし11ページ)。

イ 原告の反論

- (ア) ここで不開示とされている「特定船舶についての名称及び具体的な情報等」は、法5条1号(個人に関する情報)として不開示とされているわけではない。そうであれば、「特定船舶についての名称及び具体的な情報等」がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか、その具体的な関連性が明らかにされるべきである。
- (イ) 被告は、「警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかね」ないと述べるが、次のとおり、不開示とされている部分はいずれもそのような「手の内」を記述しているとは考えられない文書である。

大半が船舶の名称であり,一部にその所有者や船舶の構造が不開示とされている。

「船舶一覧表」であり、船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。

「左記三隻」とされた、船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。

「the undocumented three (3) vessels」とされた,船舶の名称や 構造の一覧表にすぎない。

不法入国を理由に押収された船舶の「別紙一覧表」にすぎない。

勧告拿捕船の名称にすぎない。

抑留船舶一覧表の船名にすぎない。

押収船舶の船名と保管者住所にすぎない。

保管費用報告文書の船名など特定情報部分にすぎない。

引渡船舶の船名など特定情報部分にすぎない。

返還船4隻の名称部分にすぎない。

返還船の名称部分にすぎない。

(ウ) また,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ,領海について協定もないままに日韓関係が緊張していた57年前の警備対象の船舶名等に関する記述が,時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは困難である。

被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の5(16ないし18ページ))。

ウ被告の再反論

上記イ(ア)(イ)(ウ)について,以下のとおりまとめて再反論する。

(ア) 不開示部分については、「日本沿岸に置き去られた船舶の措置に関す

る法律」に基づいて実施された措置であるが,内容が海上警備(治安維持)と密接に関連しており,現在及び将来の警備のあり方や警備に関する情報の収集,分析,評価,各手法等について能力を明かすことになりかねない。

具体的には,海上保安庁が作成した資料のうち,当該船舶の拿捕理由, 拿捕を行った機関,拿捕の地点,また拿捕した船体の状態等の具体的な 情報が含まれており,その多くが過去に朝鮮人が船舶により密航してき た事案等の内容であり,拿捕,抑留などに至った詳細な場所,状況,経 緯等に関する記述である。

これらの情報は現在及び将来の海上警備の基盤となっているものであり,秘匿すべき内容である。

(イ) また,不開示部分には,朝鮮人密航者を摘発した状況,場所だけでなく特定の個人情報及び特定の個人を推測させるに足る情報も含まれることから,開示により,北朝鮮工作員等によるこれら個人やその関係者を狙った報復行為等の危険性も排除できないところである。

以上により,開示を求められている部分については今後とも不開示とする必要がある(法5条4号,6号)。

(9) アジア局主要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証,番号9,通 し番号4-9)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1399(乙A第42号証,番号9,通し番号4-9)は,外務 省が作成した文書であり,アジア局(当時)の主要懸案処理日報のうち, 主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

文書1399のうち,不開示理由4に基づく不開示部分は179ページ最下部及び180ページないし186ページ(-179-及び-17

9 - に「次ページ以下 7 ページ不開示」と記載された部分)であり、昭和 3 4 年 1 2 月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の一部であり、犯罪容疑事件に関するものである上、特殊な身分を有する者による犯罪行為に対する対処方法も記載されている。

(イ) 不開示理由

このように犯罪と密接に関連した情報は、それが文書作成当時のものであっても、公にすることにより捜査について情報収集の手法、収集した情報の内容のみならず捜査手法自体について手の内を明かすことにもなりかねず、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条4号、6号)(被告準備書面(2)11及び12ページ)。

イ 原告の反論

この日報は,上述の「北朝鮮帰還問題」に関する外交交渉の状況を記録 した文書であって,「犯罪容疑事件」に関する報告文書ではない。

そして,なぜ不開示部分にだけ「犯罪容疑事件」が突如記載されるのか, 前後の文脈からは全く不明である。そうであれば,この不開示部分が果た して本当に被告の主張するような「犯罪容疑事件」に関するものであるの か自体,検証不可能な状況である。

また,不開示部分に「犯罪容疑事件」に関する記載が存在するとしても, この文書の前後の文脈からはその内容の性格を推測することは困難である し,被告の主張も抽象的なものに止まっていることから,不開示部分の公 開がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるのかを評価することは不可能である。

さらに,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全 ・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるとこ ろ,50年前の捜査手法に関する記述が,現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の6(18ないし20ページ))。

ウー被告の再反論

原告らは、アジア局主要案件処理日報の中に犯罪容疑事件に関する情報が含まれていることに疑問を呈しているが、上記アで述べたとおり、文書1399の不開示部分に記載されている情報は犯罪容疑事件に関するものである。「 北東アジア課関係(12月分)」というタイトルの下、「1.第4次日韓全面会談」、「2.北朝鮮帰還問題」といった項目が続く文書の構成にかんがみれば、「犯罪容疑事件」が取り上げられていることに違和感はない。すなわち、当該日報には、その時々の事件が網羅的に列挙されていたようであり、不開示内容の被告説明と前後の開示部分の関連性がなくても何ら不思議でない。したがって、原告らの主張は、何ら合理的な根拠に基づくものではない。

不開示部分には、特殊な身分を有する者による犯罪行為に対する対処方法が記載されており、かかる対処方法は現在及び将来においても共通のものであり、かつ、公にすることにより、かかる身分を有する者に悪用されかねない性質のものであるところ、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである(法5条4号、6号)。

(10)対韓交渉方針決定 (文書1544・乙A第43号証,番号10,通し番号4-10)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1544(乙A第43号証,番号10,通し番号4-10)は, 漁業及び「平和ライン」委員会における韓国との交渉方針が極めて詳細 に記載された内部文書であり,日韓暫定漁業協定締結に向けての日本と 韓国間における討議における日本側の方針等が具体的かつ詳細に記載さ れている。

文書 1 5 4 4 のうち,不開示理由 4 に基づく不開示部分は 1 0 ページないし 1 5 ページ(-9-に「次ページ以下 6 ページ不開示」と記載された部分)であり,ここには,海上保安庁等が作成した昭和 2 7 年当時の拿捕事件対策について日本の領海水域における警備対策に関する記載があり,拿捕事件への具体的な対処方法が記されている。

(イ) 不開示理由

拿捕事件に対する警備対策に関する情報は、公にすることにより、公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの不開示情報(法第5条4号、6 号)に該当する(被告準備書面(2)12ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示部分の内容は,当時の運輸大臣が内閣総理大臣に対し,閣議での決定を求めて提出した「拿捕事件対策案」である。そのような閣議提出の正式文書は,政府部内で周知されているはずの文書であり,国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容の文書である。そのような閣議に関わる文書の開示が,どのような理由で公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか,被告は何ら具体的な理由を示していない。また,この不開示部分の直後には,「別紙第二」として「情報文化局発表(案)」も添付されているが,これは不開示とされている「別紙拿捕事件対策案」提出

の背景を説明した文書と考えられるところ,これらはいずれも閣議決定を経て公表されることを予定した文書であったと考えられる。そうであれば,そのように公表をいったんは予定した文書の公開が,どのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか,全く理解できないと言わざるを得ない。

(1) さらに、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた57年前の警備体制に関する記述が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の7(20及び21ページ))。

ウ被告の再反論

上記イ(ア)(イ)について,以下のとおりまとめて再反論する。

本件不開示部分にかかる閣議決定は,非公開で閣議決定がなされたものであって,当該文書作成当時においても非公開とすることが前提となっていたものであるから,原告の主張は前提を欠く。

また,本件不開示部分にかかる記載内容である「拿捕事件対策案」は現在において実施している拿捕事件対策の要領と基本的に同様であるため,公にすれば,公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすものであるから,これを不開示とした判断は妥当である(法5条4号,6号)。

(11)金中央情報部長訪日(文書1822・乙A第44号証,番号11,通し番号4-11)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1822(乙A第44号証,番号11,通し番号4-11)は,外務省が作成した文書であり,昭和37年10月20日及び同月21日に訪日した韓国金鐘泌中央情報部長(当時)一行が訪日するに当たっての日程計画及び接件要領等が記載された文書である。

文書1822の不開示理由4に基づく不開示部分(5ページないし7ページ(-5-ないし-7-),9ページないし11ページ(-9-ないし-11-),14ページないし17ページ(-14-ないし-17-)の各不開示部分)には、いずれも韓国金鐘泌中央情報部長一行の滞日日程の行動予定や主要な動向等が特定できる内容、ことに金中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法について詳細な記載があり、日本を訪問中の上記一行に対する警備の方法に関する情報が記載されている。

(イ) 不開示理由

文書1822の不開示部分に記載されている情報は,訪日中の韓国金鐘泌中央情報部長一行の日程中,主要な動向等が特定できる内容も含まれているが,このような警備方法に関する情報は,警備方法等についての手の内であり,公にすることにより,犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,また,事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条4号,6号)(被告準備書面(2)12及び13ページ)。

イ 原告の反論

この文書においては、警備に関する記述が他にも数多く存在し、それらは不開示とはされていない。例えば、「2、代表部は警護車を付けることを希望」、「3、代表部はボディ・ガードを付けることは希望せず」(8ページ、13ページ、17ページ)、「Room No 知りたい」、「警察前 三人つける予定」(9ページ書き込み)、「藤沢より有料道路を通るように代表

部に連絡済み」、「一日前から代表部職員先行アレンジ」(10ページ書き込み)などである。

これらの記載には、警備の体制や方法などが具体的に記述されている。 それゆえ、これら開示されている警備に関する情報とは異なり、文書 1 8 2 2 の不開示部分の公開が、どのように公共の安全・秩序の維持や事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある「警備に関する情報」なのかは、 被告の主張からは判断できない。

また,不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の存在であるところ,47年前の金中央情報部長一行の訪問をめぐる警備体制が,現在又は将来の警備体制,ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は,この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない(原告準備書面(3)第3の8(21及び22ページ))。

ウー被告の再反論

不開示部分には、前記のとおり、金中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法等について記載されている。かかる方法は、現在においても当時と共通する部分があり、要人警護における手の内に該当するところ、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼす不開示情報(法5条3号、4号、6号)に該当する。

第10 不開示理由5について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

不開示理由5に該当する文書は,追加開示決定を経て文書964(乙A第30号証,通し番号5-1)(朴議長一行名簿,日程,接伴要領)の一件のみとなっている。本文書は,昭和36年11月の朴正熙議長(当時)訪日に係る,一行名簿,日程,接伴要領等をまとめた文書であり,朴議長一行訪日の際に接伴した関係各所の各電話番号等の情報を含むものである。

本件文書は、公表することが慣行となっていない国の機関の連絡先などを含むものであり、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法5条6号)に該当する。

(2) 原告らの総論的反論

なし

2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張

朴議長一行名簿,日程,接伴要領(文書964・乙A第30号証,番号1,通し番号5-1)

(1) 被告の主張

ア 不開示情報の内容

文書964(乙A第30号証,番号1,通し番号5-1)は,外務省が 作成した,昭和36年11月の朴正煕議長(当時)訪日に係る,一行名簿, 日程,接伴要領等をまとめた文書である。

文書964のうち、不開示理由5に基づく不開示部分は103ページ(99),104ページ(100)及び105ページ(101)(ただし,上から3番目の黒塗り部分は私宅電話番号であり、本件訴訟の対象外の不開示部分である。甲第15号証の不開示理由一覧の理由番号1参照)で、いずれも、韓国の朴正煕議長(当時)一行が訪日した際に接伴した関係各所の内線番号及び外線直通番号である。

イ 不開示理由

文書964の不開示部分に記載された情報は、一般に公表されていない

国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがある(法5条6号)(被告準備書面(1)36ページ)。

(2) 原告らの反論

- ア 不開示の対象となっている電話番号は、昭和36年当時の関係各所の電話番号(内線番号)であり、現在では不通となっている電話番号か、あるいは現在でも使用されている電話番号(内線番号)である。現在では不通となっている電話番号はもちろんのこと、現在でも使用されている電話番号(内線番号)であっても、そのような電話番号(内線番号)が公開されることで、現在の国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする理由は何ら存しないものと言わざるを得ないので、単に公表の慣行のない(か、どうかは別として)国の機関の連絡先であることをもって、その公開により国の事務の適正な遂行に支障があると主張するには論理の飛躍があると言わざるを得ない。
- イ 国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの被告の主張に関しては、法5条6号の趣旨から、同号における「支障」の程度につき、被告において、どのような種類の国の事務の遂行について実質的にどのような支障が生ずるのか、また、「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることを主張・立証しなければならない。しかし、被告は、抽象的に国の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると主張するだけであるから、これらの各電話番号(内線番号)を不開示とする合理的な理由は存しないと言わざるを得ない(以上につき、原告準備書面(2)第1の2(3及び4ページ))。

(3) 被告の再反論

不開示部分には、関係各所の内線番号及び外線直通番号が記載されている。 情報公開法上の請求権が何人にも保障されている以上、特定の者に対する情 報開示であっても、一般に広く開示することと同じ効果を及ぼし得ることを想定して開示決定を行うことが適当である。かかる観点に立つと、外部に一般に公表していない内線電話番号及び外線直通番号を開示することにより、外部からの不要の照会や匿名の申入れ等に悪用される可能性は必ずしも否定できない。また、官公庁では、他機関等との連絡に支障を来すことを回避するため、しばしば、長期間にわたって同じ番号を使用し続けているところであるから、これらの電話番号を開示すれば、今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。かかる扱いは、情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成22年3月30日付け平成21年度(行情)答申第634号(乙A第487号証)、平成22年8月31日付け平成22年度(行情)答申第196号(乙A第488号証)、平成23年5月30日付け平成23年度(行情)答申第67号(乙A第489号証))等においても支持されている。

第11 不開示理由6について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

不開示理由6に該当する文書は,李承晩ライン(韓国李承晩大統領(当時)が1952年に一方的に設定した韓国の主権が及ぶ範囲を示した境界線)周辺水域に関する我が国政府内部での検討の様子など,現在も継続している日韓間の排他的経済水域の境界画定に関する交渉にも関連する内容を含むものである。

よって、上記内容を含む文書を開示することは、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、現在においても、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ

り,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号, 4号,6号)と考えられる。

(2) 原告らの総論的反論

なし

- 2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張
 - (1) 李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要(文書1140・全部不開示(乙号証なし),番号1,通し番号6-1)
 - (ア) 不開示情報の内容

アー被告の主張

文書1140(全部不開示(乙号証なし),番号1,通し番号6-1) は総数88ページで,海上保安庁,外務省等が作成した内部文書であり, 李承晩ライン(以下「李ライン」という。)水域における警備強化及び 漁船保護措置に関する政府部内での検討の様子が子細に記されており, 具体的には,李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそ れに伴う各種問題点の検討過程が記載されている。

(イ) 不開示理由

李ライン周辺水域の一部については,現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることから,こうした内容を公にすることにより,現在においても,韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ,国の安全を害するおそれがあり,また,公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条3号,4号及び6号)(被告準備書面(1)36及び37ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 被告がここで述べているのは,結局のところ,警備強化及び漁船保護

措置に関する政府部内の検討の様子が記載されているというだけであり、警備強化や漁船保護措置として海上保安庁などの関係機関が通常行っている職務以上に、何についての検討内容が不開示理由に掲げたような問題を発生させるおそれがあるのか何ら具体的な事項を主張していない。また、本件文書はその作成時期も特定されていないことから、その公開が現時点において各種の問題を生じさせるとの被告の主張もまったく検証不能である。

被告の不開示部分に関する主張は、指摘されるような問題点を持つのかどうかを判断するにはあまりにも抽象的であって、不開示理由の主張の前提を欠いている。これでは被告の主張するような問題点が存在するかどうかの判断はまったく不可能であり、原則開示・例外不開示の枠組みを採用している情報公開法の下において、被告の主張立証責任を果たしていない点で、その主張自体が失当である。

(イ) 不開示理由の有無は,文書が作成された後の時間の経過を考慮した上で判断されるべきである。すなわち,半世紀前の日本の内部検討事項の公開が,被告が不開示理由として指摘する,韓国等との信頼関係,国の安全,公共の安全と秩序維持,事務適正遂行への支障といった問題を引き起こすとは通常考えられないが,その意味で被告の主張は,誇張に過ぎるものである(以上につき,原告準備書面(2)第2の2,3(5ないし7ページ))。

ウ被告の再反論

文書 1 1 4 0 には,李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討過程が記載されている。現在においても,北方領土,竹島及び尖閣諸島の周辺海域において,他国の治安当局への対処が求められていることに鑑みれば,当該検討内容は依然として今日的意義を有しており,かかる情報を公にすることにより,韓国等との信頼関係

が損なわれるおそれ,国の安全を害するおそれがあるのみか,我が方の手の内をさらすことになり,ひいては,公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同様の警備方法を使用できなくなるという意味において,事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである(法5条3号,4号及び6号)。

おって、被告は、被告準備書面(12)において、各説明項目に関連する歴史的事実及びそれに関連した不開示文書を一覧化した表を「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」及び「別表」として本書面末尾に添付しているところ、文書1140については、別表13及び33において、昭和35年10月ないし昭和36年5月に開催された第5次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり、その作成時期を昭和35年3月と特定している。

(2) 李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に 関する件(文書1141・乙A第31号証,番号2,通し番号6-2)

ア被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1141(乙A第31号証,番号2,通し番号6-2)は,外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した内部文書であり,李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する見解について海上保安庁とのやり取り等が記載されており,1ページ(1)直前の20枚の不開示部分には,李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記載されている。

(イ) 不開示理由

李ライン周辺水域の一部については,現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることから,こうした内容を公にする

ことにより、現在においても、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条3号、4号及び6号)(被告準備書面(1)37及び38ページ)。

イ 原告らの反論

前文書1140(通し番号6-1)と同一である(ただし,文書1140では「また,本件文書はその作成時期も特定されていないことから,その公開が現時点において各種の問題を生じさせるとの被告国の主張もまったく検証不能である。」のくだりが追加されている。)(原告準備書面(2)第2の2,3(5ないし7ページ))。

ウー被告の再反論

文書 1 1 4 1 の不開示部分には,李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使を想定し,右行使又は武装に伴う関連国内法との関係など各種法的な問題につき海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記載されている。現在においても,北方領土,竹島及び尖閣諸島の周辺海域において,他国の治安当局への対処が求められていることに鑑みれば,当該検討内容は依然として今日的意義を有しており,かかる情報を公にすることにより,韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ,国の安全を害するおそれがあるのみか,我が方の手の内をさらすことになり,公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり,かつ,同様の警備方法を使用できなくなるという意味において,事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである(法5条3号,4号及び6号)。

(3) 李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件(文書11 42・全部不開示(乙号証なし),番号3,通し番号6-3)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書1142(全部不開示(乙号証なし),番号3,通し番号6-3) は総数8ページで,外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した内 部文書であり,李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護 に関して,政府内部での率直なやり取り,ことに韓国による李ライン水 域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題 点の検討状況等が記載されている。

(イ) 不開示理由

李ライン周辺水域の一部については,現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることから,こうした内容を公にすることにより,現在においても,韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ,国の安全を害するおそれがあり,また,犯罪の予防,鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり,また,国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法第5条3号,4号及び6号)(被告準備書面(1)38ページ)。

イ 原告らの反論

前々文書1140(通し番号6-1)と同一である(原告準備書面(2) 第2の2,3(5ないし7ページ))。

ウー被告の再反論

文書 1 1 4 2 には,韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事 案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況が記載されてお り,現在においても,北方領土,竹島及び尖閣諸島の周辺海域において, 他国の治安当局への対処が求められていることに鑑みれば,当該検討内容 は依然として今日的意義を有するものであり,不開示とすることが適当で ある。 おって、被告は、被告準備書面(12)において、各説明項目に関連する歴史的事実及びそれに関連した不開示文書を一覧化した表を「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」及び「別表」として本書面末尾に添付し、文書1142については、別表13及び33において、昭和33年4月ないし昭和35年4月に開催された第4次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり、その作成時期を昭和35年2月と特定している。

第12 不開示理由8について

1 総論

(1) 被告の総論的主張

不開示理由8に該当する文書は,李東元韓国外務部長官(当時)が来日した際に昭和天皇に拝謁した際の状況概要や,その際の具体的なやりとりの記録などの内容を含むものである(文書741(乙A第36号証,通し番号8-1),文書1128(乙A第37号証,通し番号8-2)の2文書のみが不開示理由8に該当)。

これらの文書は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条1号,3号)に該当する。

(2) 原告らの総論的反論

なし

2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張

(1) 李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要(文書741・乙A第36号証, 番号1,通し番号8-1)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書741(乙A第36号証,番号1,通し番号8-1)は,外務省 アジア局北東アジア課(当時)が昭和40年3月26日付けで作成した 「李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」と題する文書である。

文書741は1ページ下から3行目以下9ページが不開示理由8に基づいて不開示となっているが、同不開示部分には、韓国李東元外務部長官(当時)が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要が記載されており、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記載されている。

(イ) 不開示理由

文書741の不開示部分に記載された情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する(法第5条1号及び3号)(被告準備書面(1)41ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

本件各不開示情報がそれぞれ数ページにわたる(約9ページ程度)ことから推測すれば,本件各不開示情報には,李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言,李長官の発言,及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がなされているものと思われるが,次の通り,その内容については李長官自身の著書により,相当程度明らかになっている(甲第107号証)。

(イ) 不開示理由の不存在

a 本件各不開示部分に記載された情報が公にする慣行のない個人の情報であるか否かについて言えば,ここでなされた昭和天皇や李長官の

発言は、まさに公人同士が会談した際になされた公人としての発言であるから、これらの発言内容自体を公にする慣行のない個人の情報と解することができないことは言うまでもない。

同じように、状況説明や評価・感想に関する記述内容が、公にする 慣行のない個人の情報と解することができないことは言うまでもない。

b そもそも,天皇は日本国憲法に定められているように,国事行為のみを行い,「国政に関する権能を有しない」(憲法第4条第1項)のである。昭和天皇が李長官と会談した行為は,まさに国事行為に相当する公人としての行為であるから,昭和天皇が行った李長官との具体的なやり取りについて,公にする慣行のない(天皇)個人の情報であると言えないことは言うまでもない。

また,李長官自身が,「韓日会談締結秘話」で昭和天皇との会談内容を紹介している以上,この点からも,公にする慣行のない(李長官)個人の情報であると言うこともできない。

c 本件各不開示情報と同様の事案(昭和20年9月27日以降に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見に係る記録等に対する開示請求に関し,全部を不開示とした決定がなされた事案)に関して,全部を不開示とした決定を不相当として開示すべきとした旨の情報公開・個人情報保護審査会の答申例(甲108号証)にもあるとおり,本件各不開示情報も開示されるべきである。

上記答申の事案では、昭和天皇とマッカーサーとの会談内容について、法第5条1号、3号(及び6号)に基づく不開示決定がなされたのであるが、第5条1号、3号に基づく不開示決定に対し、次のような理由で、不開示決定が相当でないと判断している。

(a) 法第5条1号の該当性については、『現行憲法の下における象徴

としての天皇の有する個人としての立場には、公人としてのものと 私人としてのものがあることは明らかであって,これに応じ,その 行為に関する情報についても公人としての行為に関する情報と私人 としての行為に関するものがあることが認められる。この場合、全 くの私人たる天皇の個人に関する情報を除き、天皇が公人として行 う行為である外国の国王・王族、大統領の接遇や外国訪問などとい ったいわゆる「ご公務」に関する情報については、これをすべて個 人に関する情報として不開示とすることが妥当であるとはいえな い。』と判断し、そのうえで、昭和天皇とマッカーサー最高司令官 との会談記録について, 『その歴史的重要性が指摘されるなど国 民的な関心が高いものとなっている』こと, 『同号ただし書八の 規定に照らしても明らかなとおり、今日、公務遂行に係る公務員の 行動が情報公開の対象となることは当然のことと認識されている が,昭和天皇が行った本件会談は,実質的にはその種の公務員の行 動に準ずるものと見るべきである』こと,さらに, 『我が国の外 交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきてお り,本件会談記録と同時期の外交記録は,我が国政府とGHQの要人 による会談記録を含め、既に諮問庁によって、これまで数次にわた り公開されてきたという事実が認められ,他方,半世紀以上を経る 間に、当事者も他界していること及びこれまで本件会談の内容につ いて様々な形で取りざたされ、研究者により事実関係の究明や分析 などがなされているという事実、さらに、一方の当事者であるマッ カーサー最高司令官が本件会談を始めとした一連の会談について自 己の解釈などを含め回想記に詳述しているといった事実も認められ る。』ことなどから,法第5条1号に基づく不開示決定が相当でな いと判断している(甲108,12ページから13ページ)。

- (b) 法第5条3号については、昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談の特異性や同会談が半世紀以上も前に行われたという時間的経過に留意しつつ、同会談が行われた後、昭和26年9月にサンフランシスコ講和条約が締結され、翌27年4月にこれが発効したことにより、日本国が国際社会に復帰し、その後の国際社会は、冷戦体制への移行とその崩壊を経て、新たな国際秩序が生まれるなど、様々な変化を遂げてきており、その中にあって日本国と米国とを始めとする諸外国との関係も同会談が行われた半世紀前とでは、既に全く異なる状況になってきていることから、同会談録を公にすると米国を始め諸外国との信頼関係を損なうおそれがあるとした諮問庁(外務大臣)の判断には相当の理由がないとした(甲108、10ページ)。
- d 以上より、公にする慣行がない個人の情報(法第5条1号)とする被告の主張に対しては、天皇の発言であることのみに注目して公の慣行がない個人の情報と判断することはできないことはもちろんのこと、上述したように、天皇が外国要人と会談する行為は個人としての天皇の行為とは到底言えず、いわゆる公人としての天皇の行為といわざるを得ないから、このような公人としての行為は、実質的に公務員の行動に準ずる行為と評価でき、法第5条1号但し書きイの規定により開示されることが相当と判断される性質のものであるといえる。

また,上記答申の法第5条1号該当性に関する各判断理由にもあるように,本件の昭和天皇と李長官との会談における発言内容等は,当然のことながら,その歴史的重要性が指摘されるなど国民的な関心が高い(答申理由)こと,昭和天皇が行った本件会談は,上述したように,実質的には公務員の行動に準ずるものと見るべきである(答申理由)こと,我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則と

して公開されてきていることや(答申理由 , 甲103,104号証 参照),本件でも昭和天皇と李長官が他界していること(答申理由),最後に,一方の当事者である李長官により回想記で詳しく開示されていること(答申理由)などの諸事清に鑑みても,法第5条1号に基づく被告の不開示決定は相当でないと言わざるを得ない。

e 次に,被告は,公にすることにより,韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがある(法第5条3号)とも主張する。

しかし,本件各不開示情報は,昭和天皇と李長官とが行った公式的な会談に関する情報である。

加えて,当時から既に44年(半世紀近く)も経っていることから すれば,日本政府と韓国政府との関係も,本件会談が行われた半世紀 近くも前とでは全く状況が異なってきているといわざるを得ない。

また,李長官自身が「韓日会談締結秘話」の中で昭和天皇との会談の内容(本件不開示情報)を具体的に明らかにしていることや,日韓会談に関する外交文書については韓国政府が韓国の情報公開法に基づいていち早く全面公開したことに鑑みれば,本件会談の内容が日本の情報公開法に従って開示された結果を以って,韓国政府から信頼関係を損なったと非難されるいわれは全くないものといわざるを得ない。

更に言えば、上述したように政治行為を行うはずのない(言い換えれば、政治的発言を行うはずがない)昭和天皇の発言内容などが公表されたからといって、それが一体、具体的にどのような分野において韓国政府との信頼関係を損なうことになるのか、全く想像すら出来ないことであり、被告の主張に論理の飛躍があること甚だしいと言わざるを得ない(原告準備書面(2)第3の1及び2(7ないし13ページ))。

ウー被告の再反論

- (ア) 天皇が法5条1号ただし書八にいう「公務員」に該当しないことは明らかであり、また、天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやりとりの内容は、従来より非公表の扱いとなっており(注)、ただし書きイにいういわゆる公表慣行のある個人情報に該当しないものである。このため、ただし書き口にいう人の生命等を保護するために公表が必要なものでない限り、本件文書の情報は、同法5条1号に該当し、不開示が相当である。
 - (注)現行憲法下では天皇は政治的権能を有さず,外国要人との拝謁等は,国際親善を専らとして行われるものであり,親善にふさわしい忌憚のない雰囲気を醸成するため,やりとりの具体的な内容については,そのまま公になることはないことが慣行とされているものである。
- (イ) 原告は,上記イ(イ)a,b及びcにおいて,本件情報については「公人同士が会談した際になされた公人としての発言であること」「昭和天皇の本件の会談は国事行為に相当する公人としての行為であること」等をもって,公表慣行のない個人の情報といえないとするが,上に述べたとおり,天皇は「公務員」に該当するものではなく,御発言等の個人に関わる情報については,(ただし書口にいう人の生命等を保護するために公表が必要な特殊な事情が認められない限り,)個人情報として公表慣行に照らして開示か不開示の判断をすることが必要なものであり,原告のいうように行為が「公人」として行われたかどうかによって開示を行うことは法の適用を誤るものであるから,原告の主張には理由がない。
- (ウ) 次に原告は,上記イ(イ) c において,昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見記録等に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申例をひいて,「天皇が公人として行う・・・いわゆる「ご公務」に関する情報については,これをすべて個人に関する情報として不開示とすることが妥当とはいえない。」とし,同答申で指摘された 歴史的重要性や国民

的関心があること, 実質的に公務員の行動に準じるものとみるべきであること等の判断基準に照らし,本件情報について開示が適当であると主張する。

しかしながら,天皇は「公務員」に該当するものではなく,その個人に関わる情報については,いわゆる「御公務」に当たるものを含めて,公表慣行に照らして開示か不開示の判断をすることが必要なものであることは上に述べたとおりである。

なお、被告のいう同答申の基となった昭和天皇とマッカサー最高司令官の会見記録は、 歴史的重要性や国民的関心に関し、敗戦とそれに伴う連合国による占領というわが国にとって類をみない極めて特異な時期、特異な状況の中で行われた異例なものであること、 実質的に公務員の行動に準じるものとみるべきかどうかに関し、新憲法の施行前に、 旧憲法下では統治権を総攬する地位にあった天皇によって行われたものであること等、新憲法下において諸外国との友好親善のために行われた拝謁の一つである本件事案とはその基本的な条件を大きく異にしているものであるから 同答申で指摘された判断基準を直ちに本件に当てはめ、開示が適当とする原告の主張は理由がない。

(I) また、原告は、上記イ(イ)b、d及びeにおいて、会談の相手方によって 公表が行われていることをもって公表慣行がないとはいえず(法5条1 号関係)、また、外国等との信頼関係が損なわれるおそれもない(法5 条3号関係)と主張している。

これについては、個々の情報にいかなる価値を見出すかはその保有主体ごとに判断されるべきことは法の規定ぶりからしても明らかなことは第2の2(1)で既に述べたとおりであり、情報が外国において一方的に流布された事実をもって、我が国において上に述べた理由から慣行として不開示とされている事柄について公表慣行があるとは言い難いこと、

外国における本件の情報の流布については我が国が了解して行われたものではなく、また、情報の内容や性格を本件情報と全く同じにするものではないこと、さらに、本件情報を公表した場合には、拝謁等における具体的な内容については公表を行わないという慣行に反することを始めとして、両国間の信頼関係を損なうおそれがあること(法5条1号、3号関係)から、いずれも理由がないことが明らかである。

なお、原告は、上記イ(イ)eにおいて、「当時から既に44年(半世紀近く)も経っていること」を主張しているが、既に第3で述べたとおり、開示の可否は法5条各号に該当するか否かによって判断されるべき事柄であり、一定の時の経過により直ちに左右されるものではないため、原告の上記主張は失当である。

(2) 日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル) (文書1128・乙A第37号証,番号2,通し番号8-2)

アー被告の主張

(ア) 不開示情報の内容

文書 1 1 2 8 (乙 A 第 3 7 号証,番号 2,通し番号 8 - 2)は,外務 省等が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 請求権・法的地位・ 漁業問題合意事項イニシアル」と題する文書である。

文書 1 1 2 8 は 1 3 3 ページ (- 1 3 3 -)(乙A第37号証に12 - 131とあるページ), 1 3 3 ページ (- 1 3 3 -)直後の1枚及び 1 3 4 ページ (- 1 3 4 -)(乙A第37号証に12 - 133とあるページ)が不開示理由8に基づいて不開示となっているが,同不開示部分には,韓国李東元外務部長官(当時)が来日し,天皇陛下に拝謁した際の具体的なやり取りが記載されている。

(イ) 不開示理由

文書 1 1 2 8 の不開示部分に記載された情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法第 5 条 1 号 , 3 号)(被告準備書面(1)42ページ)。

イ 原告の反論

(ア) 不開示情報の内容

本件各不開示情報がそれぞれ数ページにわたる(約3ページ程度)ことから推測すれば,本件各不開示情報には,李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言,李長官の発言,及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がなされているものと思われるが,次のとおり,その内容については李長官自身の著書において,相当程度に明らかになっている(甲第107号証及び文書1128の134枚目(右上に12-133とあるページ))。

(イ) 不開示理由の不存在

前記文書741と同様の主張をしている。

ウ被告の再反論

文書 1 1 2 8 の不開示部分(上記ア)は,文書 7 4 1 と同様のものである。したがって,被告の再反論も同じである。

第13 原告らの独自の歴史観,外交観に依拠した主張について

1 原告らの主張

- (1) 日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化(原告準備書面(6)第2の2(13ないし19ページ))
- (2) 日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性)(原 告準備書面(6)第2の3(19ないし22ページ))
- (3) 日韓会談文書全面公開の必要性(歴史研究の立場から)(原告準備書面(6)

第2の4(22ないし27ページ))

- (4) 文化財問題に係る不開示理由に対する反論(原告準備書面(6)第4の1 (48ないし57ページ))
- 2 被告の反論(被告準備書面(13)第1の3(10ないし12ページ))

上記の原告らの主張は,法5条各号の文理,解釈を離れ,専ら,原告ら独自の視点に基づき日韓会談当時から現在までの情勢を一面的に分析した上で,日本政府としてどのような外交を展開していくべきかといった政策的な意見にとどまるものであって,いずれも本件訴訟における法5条各号に定める不開示事由の解釈,適用に有意に関連するものとは解されない。

なお、日本政府がどのような方針や状況認識の下で対韓国、対北朝鮮外交を展開していくかといった大局的判断が、高度に政治的な問題であり、かつ、対外関係の将来予測についての専門的・技術的な知見、経験及び検討を要する事項であることは容易に理解できるところであって、法5条3号が不開示情報の要件該当性の判断につき行政機関の長に広範な裁量権を付与しているのも、正に上記の趣旨に基づくものである。

そして、上記のような観点から、被告は、本件訴訟においても、日韓国交正常化交渉関連の文書のうち、法5条各号の不開示事由に該当するものを開示することにつき、「北朝鮮に対して、日韓国交正常化交渉において扱われた問題についての日朝交渉における日本の交渉戦略や見解を判断する材料を与えるおそれがある」ほか、「韓国に対して、現在も日韓間の懸案事項である問題についての交渉における日本の交渉戦略や見解を判断する材料を与える、あるいは日韓間の良好な信頼関係を害するおそれがある」と主張してきたところである。

このようにみれば、原告らの上記主張が抽象的、かつ、独自の歴史観、外交 観を表明するものにとどまり、本件不開示決定処分の適法性の判断に資するも のでないことはより一層明らかである。

なお、原告らの上記主張にて取り上げられている各問題についての情報が公

となることで,日本政府の交渉上の立場が不利になる蓋然性が極めて高いことは第6の1において説明したとおりである。

以上の点からみて,原告らの主張は理由がないことは明らかである。

以上